

滋賀県保健医療計画

（素 案）

令和6年（2024年）3月

滋 賀 県

目 次

第1部 総論

第1章 計画に関する基本事項	1
1 計画改定の趣旨	1
2 計画の位置づけ	1
3 計画期間	2
4 SDGs	2
5 ロジックモデル	3
第2章 保健医療環境の概況	4
1 地勢	4
2 人口	5
3 人口動態	6
4 平均寿命と健康寿命	9
5 疾病構造の動向	11
6 後期高齢者医療費と平均在院日数の状況	14
7 保健医療施設等の状況	15
8 医療福祉にかかる現状と課題	19
第3章 基本理念	23
1 基本理念と目指す姿	23
2 基本的な施策の方向性	23
3 取組の重点事項	23
第4章 保健医療圏	25
1 設定の趣旨	25
2 保健医療圏の区分	25
3 二次保健医療圏について	25
第5章 基準病床数	30
1 基準病床の考え方	30
2 保健医療圏別基準病床数および開設許可病床数	30

第2部 健康づくりの推進

第1章 健康づくりと介護予防の推進	32
1 健康づくり	32
2 保健対策	34
Ⅰ 歯科保健	34
Ⅱ 母子保健	38
3 介護予防	53

第3部 総合的な医療福祉提供体制の整備

第1章 医療福祉提供体制のあり方	59
1 地域医療体制の整備	59
2 医療機関の機能分化と連携	59
3 医療と介護の一層の連携	59
4 公立・公的病院等の機能充実	60
5 保健所機能の充実強化	62
第2章 地域医療構想	63
1 滋賀県地域医療構想の策定	63
2 滋賀県地域医療構想策定後の取組	63
第3章 疾病・事業ごとの医療福祉体制	65
1 がん	65
2 脳卒中	70
3 心筋梗塞等の心血管疾患	72
4 糖尿病	74
5 精神疾患	83
6 救急医療（小児救急を除く）	97
7 災害医療	111
8 小児医療（小児救急を含む）	125
9 周産期医療	141
10 ヘき地医療	151
11 新興感染症発生・まん延時の医療	157
12 在宅医療	161
13 認知症	173
14 慢性腎臓病	182
15 難病	189
16 アレルギー疾患	198
17 感染症	202
18 その他疾病	228
19 臓器移植・骨髄移植	230
20 リハビリテーション	235
21 障害保健医療福祉	239
22 薬事保健衛生	242
第4章 健康危機管理の充実	250
1 健康危機管理体制	247
2 狂犬病	254
3 毒物劇物	256
4 食の安全	258
第5章 安全、安心な医療福祉サービスの提供	263
1 医療安全対策の推進	263

2	医療機能情報公開の推進	266
3	医療情報化の推進	268
第6章	患者・利用者を支える人材の確保	271
1	医師	271
2	歯科医師	272
3	薬剤師	275
4	保健師・助産師・看護師・准看護師	278
5	管理栄養士・栄養士	288
6	理学療法士・作業療法士・言語聴覚士	290
7	歯科衛生士・歯科技工士	292
8	精神保健福祉士	295
9	その他の保健医療従事者	297
10	介護サービス従事者	299
第7章	外来医療に関する機能提供体制の確保	307

第4部 計画の推進

第1章	推進体制および評価	308
1	推進体制と役割	308
2	進行管理と評価	309

注：本文中の＊は、用語解説参照

《分野ごとの構成》

目指す姿

-
-

各分野において、様々な施策の最終的な成果として目指す姿を示します。(分野アウトカム)

取組の方向性

- (1)
- (2)
- (3)

下で記述する**現状と課題**を踏まえ、**目指す姿**を実現するために、取り組むべき大まかな方向性を示します。(中間アウトカム)

現状と課題

- (1)
○
- (2)
ア
○

各分野における現状と課題を整理します。

取組の方向性に示す項目ごとに、さらに具体的にどのような施策に取り組むのかを示します。(アウトプット) ※実施主体が明示されていない場合は、県が実施主体であることを意味します。

具体的な施策

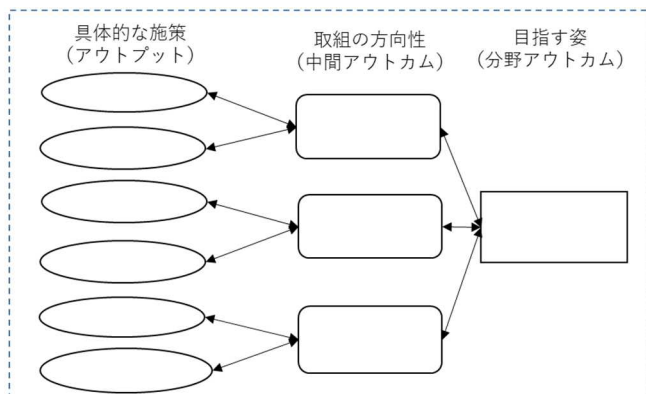
- (1)
ア
○

目指す姿の実現へどれだけ近づいているか、あるいは施策がどの程度進んでいるかを把握できる項目を《数値目標》として設定します。

《数値目標》

目標項目	現状値 (R5)	目標値 (R11)	備考

《ロジックモデル》



記載されている**目指す姿** **取組の方向性** **具体的な施策**との関係を図式化して示します。

第1部 総論

第1章 計画に関する基本事項

1 計画改定の趣旨

本県では、昭和63年（1988年）4月に「滋賀県地域保健医療計画」を策定し、以後、5年ごとに見直しを行いながら、医療資源の適正な配置を図り、健康増進から疾病の予防・診断・治療、リハビリテーションに至る総合的な保健医療供給体制の確立を目指し、県内の関係機関、団体、市町との協力のもとに、各種の保健医療施策を推進してきたところです。

平成30年（2018年）3月の保健医療計画改定から6年が経過しますが、この間少子・高齢化はより一層進行し、今後、本県の人口は減少していくものと推測されています。その他にも医療の高度化や医療情報化の進展など、本県の保健・医療・福祉を取り巻く環境は変化しています。今後高齢化が更に進展すると、医療や介護を必要とする人がますます増加することが予想されることから、限られた資源を有効に活用し、必要な医療・介護を提供していくための取組が急務です。

平成26年（2014年）6月には「地域における医療及び介護の総合的な確保を推進するための関係法律の整備等に関する法律」（「医療介護総合確保推進法」）が成立し、これにより、都道府県に地域医療構想の策定が義務づけられ、医療と介護の連携を強化するため、医療計画と都道府県介護保険事業支援計画・市町村介護保険事業計画との整合性の確保が求められることになりました。

また、令和3年（2021年）5月には、「良質かつ適切な医療を効率的に提供する体制の確保を推進するための医療法等の一部を改正する法律」が成立し、新型コロナウイルス感染症対応の教訓を踏まえ、医療計画の記載事項に新興感染症等への対応に関する事項が追加されました。

本県では、このような状況を踏まえ、5疾病（がん、脳卒中、心筋梗塞等の心血管疾患、糖尿病、精神疾患）、6事業（救急医療、災害医療、へき地医療、周産期医療、小児医療（小児救急を含む）、新興感染症発生・まん延時の医療）および在宅医療を中心に、今後の医療福祉提供体制のあり方を検討し、県民のニーズに的確に対応しつつ、保健・医療・福祉が一体となって生活を支える「医療福祉*」の仕組みづくりを目指して、「滋賀県保健医療計画」の改定を行います。

2 計画の位置づけ

この計画は、次のような性格を有するものです。

- ① 医療法第30条の4第1項の規定に基づく計画です。
- ② 本県の保健医療施策推進の目標であるとともに、市町の保健医療行政の計画的な運営のための指針です。
- ③ 県民、関係機関・団体、行政等が一体となり協力し、推進していくための指針です。
- ④ 県民および関係機関・団体に対しては、計画に沿った活発な活動が自主的に展開されることを期待するものです。
- ⑤ 「滋賀県基本構想」を上位計画とし、他の健康医療福祉関係計画との整合を図りながら、一体的な事業の推進を行うものです。

なお、本計画の一部として策定している滋賀県地域医療構想・滋賀県医師確保計画・滋賀県外来医療計画については、別冊として作成します。

また、政策的に関連の深い他の計画等に定める内容が、本計画に定める内容と重複する「健康づくり（健康いきいき21－健康しが推進プラン）」、「歯科保健（滋賀県歯科保健計画）」、「がん（滋賀県がん対策推進計画）」、「脳卒中（滋賀県循環器病対策推進計画）」、「心筋梗塞等の心血管疾患（滋賀県循環器病対策推進計画）」および「新興感染症発生・まん延時の医療（滋賀県感染症予防計画）」の各分野については、それぞれの計画に本計画で記載すべき内容を盛り込んだうえで、本計画への記載を簡素化（「現状と課題」・「具体的な施策」の記載を省略）し、一体的に策定します。

3 計画期間

この計画の期間は、医療法第30条の6の規定に基づき、令和6年度（2024年度）から令和11年度（2029年度）の6年間とします。

ただし、在宅医療その他必要な事項については、「レイカディア滋賀高齢者福祉プラン」等との整合を図りながら3年ごとに調査、分析および評価を行い、必要があれば見直しを行います。

また、それ以外の分野についても、計画期間中に社会情勢の変化や大幅な制度改正、医療福祉提供体制などの状況の変化があった場合も同様とします。

4 SDGs

持続可能な開発目標（SDGs）とは、平成27年（2015年）、国連サミットにおいて採択された、「持続可能な開発のための2030アジェンダ」に掲げられたもので、令和12年（2030年）までによりよい世界を目指すために取り組むべき目標であり、だれ一人取り残さない持続可能な社会の実現のため、17の目標と169のターゲットが定められています。本県は、持続可能な滋賀を実現するとともに、SDGsの達成を目指しています。

具体的には、以下のとおり、SDGsのゴール・ターゲットに貢献します。

ゴール	ターゲット
	1.3 各国において最低限の基準を含む適切な社会保護制度及び対策を実施し、2030年までに貧困層及び脆弱層に対し十分な保護を達成する。
	3.0 あらゆる年齢の全ての人々の健康的な生活を確保し、福祉を促進する
	4.2 2030年までに、全ての子供が男女の区別なく、質の高い乳幼児の発達・ケア及び就学前教育にアクセスすることにより、初等教育を受ける準備が整うようにする。
	5.6 国際人口開発会議の行動計画および北京行動要領、ならびにこれらの検討会議の成果文書に従い、性と生殖に関する健康および権利への普遍的アクセスを確保する。
	8.5 2030年までに、若者や障害者を含む全ての男性及び女性の、完全かつ生産的な雇用及び働きがいのある人間らしい仕事、並びに同一労働同一賃金を達成する。
	11.5 2030年までに、貧困層及び脆弱な立場にある人々の保護に焦点をあてながら、水関連災害などの災害による死者や被災者数を大幅に削減し、世界の国内総生産比で直接的経済損失を大幅に減らす。
	17.0 持続可能な開発のための実施手段を強化し、グローバル・パートナーシップを活性化する

5 ロジックモデル

ロジックモデルとは、「インプット（投入）」「アクティビティ（活動）」「アウトプット（結果）」「アウトカム（成果）」の原因と結果の因果関係を図式化した論理構造図のことを指します。

図表1－1－5－1 ロジックモデルイメージ図



出典：地域医療計画評価・改定マニュアル

施策と目指す姿の関係が論理構成図によって可視化することができ、関係者間での認識や課題を共有しやすくなります。また、ロジックモデルを活用することで、設定した数値目標がどの施策に関係しているのか、施策の効果を図る指標が正しく設定されているのかを把握することができます。

令和3年（2021年）5月に成立した「良質かつ適切な医療を効率的に提供する体制の確保を推進するための医療法等の一部を改正する法律」の参議院厚生労働委員会における附帯決議において、「都道府県における適切な医療提供体制の確保を図る観点から、第8次医療計画における5疾病・6事業については、ロジックモデル等のツールを活用した実効性ある施策の策定など、医療提供体制の政策立案から評価、見直しに至るPDCAサイクルの実効性の確保に努めること。」とされていることを踏まえ、主要分野の5疾病・6事業および在宅医療のそれぞれの医療提供体制等に関する事項については、ロジックモデルを活用し、施策の整理や対応する指標の設定を行います。

また、その他の分野においても、ロジックモデルの論理構造図により、施策と目指す姿の関係の可視化を行います。

第2章 保健医療環境の概況

1 地勢

(1) 地勢

本県は、日本列島のほぼ中央に位置し、面積は、国土の約1%に相当する4,017.38km²となっています。中央部には、県土の約6分の1を占める我が国最大で最古の湖である琵琶湖が広がり、四周の山々から大小の河川が注ぎ、全体として大きな盆地を形づくっています。

碧い水をたたえた湖、みどり濃い山々、平野部にひろがる田園地帯などが、多くの歴史的遺産とともに、調和のとれた環境をつくり出しています。

(2) 気候

周囲を高い山々で囲まれ、中央部に琵琶湖があるため、気候は地域で違いがあります。

県南部は、温暖な太平洋型の気候ですが、県北部および県西部は冬に雪による降水量が多い日本海型の気候となっています。また、県東部は昼夜の気温差が大きく、年間の降水量が比較的に少ない内陸性盆地気候となっています。

(3) 交通

近畿・中部・北陸のほぼ中央に位置する本県は、古くから交通の要衝となっており、現在でも、東海道新幹線や名神・新名神高速道路などの広域高速交通網とJR東海道本線、北陸本線、湖西線、国道1号や8号など地域幹線交通網となる鉄道や幹線道路による交通ネットワークが形成され、全国各地と結ばれています。

こうした交通基盤は、内陸工業県として本県の発展を支え、本県独自の文化の振興など、人と物の行き交う県となっています。

(4) 産業・経済

令和2年(2020年)の国勢調査による滋賀県の就業者は約66万人で、産業別では第3次産業が62.5%(全国70.6%)と最も多く、次いで第2次産業が31.9%(同23.0%)、第1次産業は3.4%(同3.8%)となっています。

また、令和2年度(2020年)滋賀県民経済計算年報による一人あたりの県民所得は、309万7千円で、一人あたりの国民所得297万5千円(令和2年度国民経済計算年報)を12万2千円上回っています。

2 人口

(1) 現状

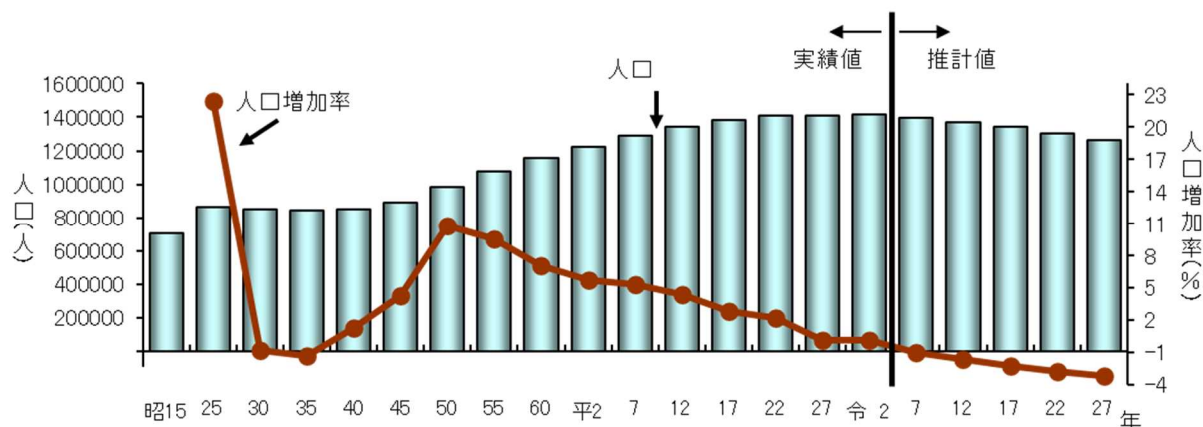
令和2年(2020年)の国勢調査では、本県の人口は141万4,248人となっています。前回(平成27年(2015年))の国勢調査と比較すると、1,332人、0.1%の増加となっています。増加はみられたものの、その増加率は徐々に低下してきています。

(2) 将来の見通し

平成27年(2015年)人口を基準に推計された本県の将来推計人口は減少に転じ、令和27年(2045年)には126万3千人となり、平成27年(2015年)の人口の89.3%になると推計されています。

また、平成17年(2005年)から、65歳以上人口(老年人口)割合は15歳未満人口(年少人口)割合を上回っており、今後更に、老年人口割合は増加し、年少人口割合は減少することが見込まれます。

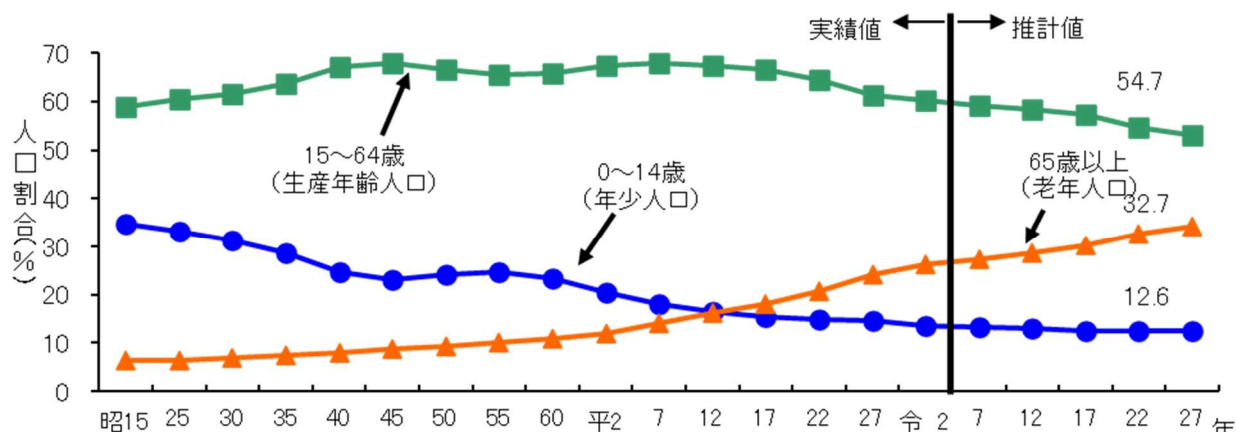
図1-2-2-1 人口および人口増加率の推移



出典:「国勢調査」令和2年(2020年)(総務省)

「日本の地域別将来推計人口(平成30年3月推計)」(国立社会保障・人口問題研究所)

図1-2-2-2 年齢3区分別人口の割合の推移



出典:「国勢調査」令和2年(2020年)(総務省)

「日本の地域別将来推計人口」(平成30年3月推計)(国立社会保障・人口問題研究所)

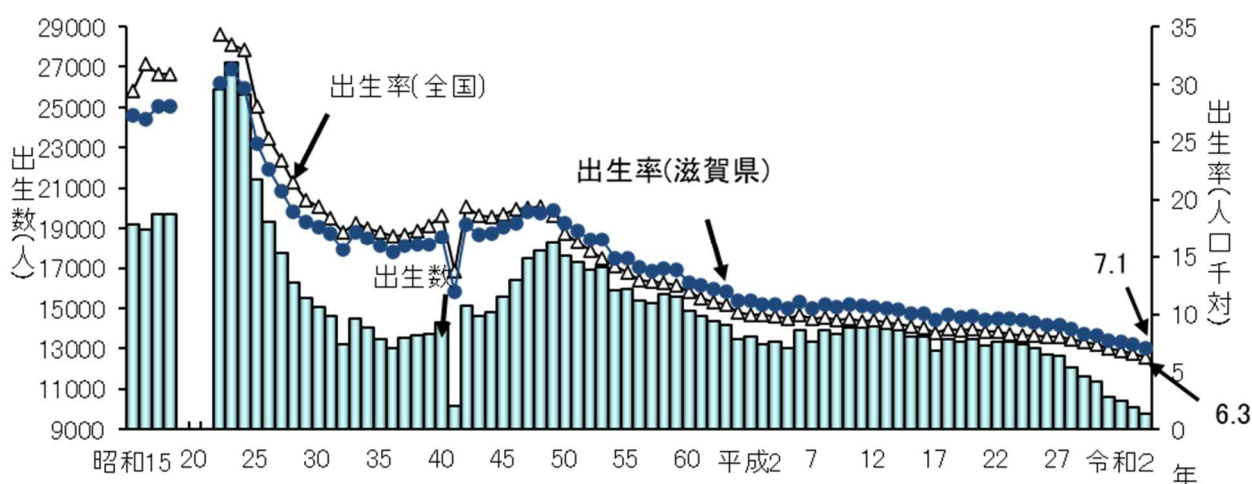
3 人口動態

(1) 出生の動向

令和4年(2022年)の本県の出生数は、9,766人、人口千人に対する出生率は7.1(全国6.3)で、全国第4位となっています。しかし、本県の出生率は、全国と同じく昭和50年(1975年)以降低下傾向となっています。

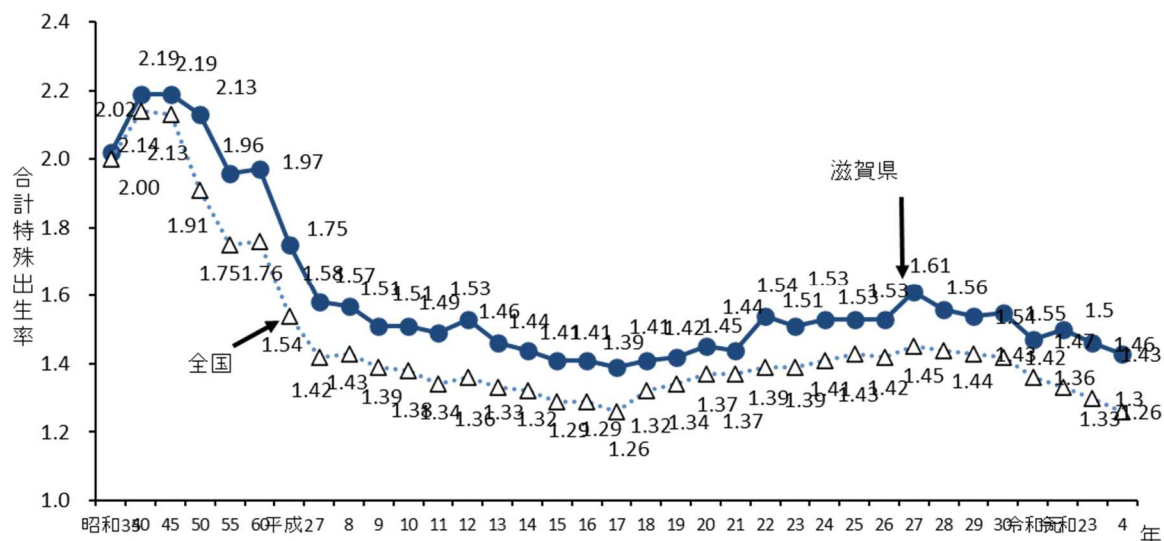
合計特殊出生率(通常一人の女性が生涯に生む平均の子どもの数を表す指標)も、昭和51年(1976年)までは2.0以上を維持していましたが、それ以降は低下を続け、平成17年(2005年)は1.39と過去最低となりました。その後は上昇傾向にあったものの、近年は再び減少傾向にあり、令和4年(2022年)は1.43となっています。

図1-2-3-1 出生数および出生率の推移



出典：「人口動態統計」昭和15年(1940年)～令和4年(2022年)(厚生労働省)

図1-2-3-2 合計特殊出生率の推移

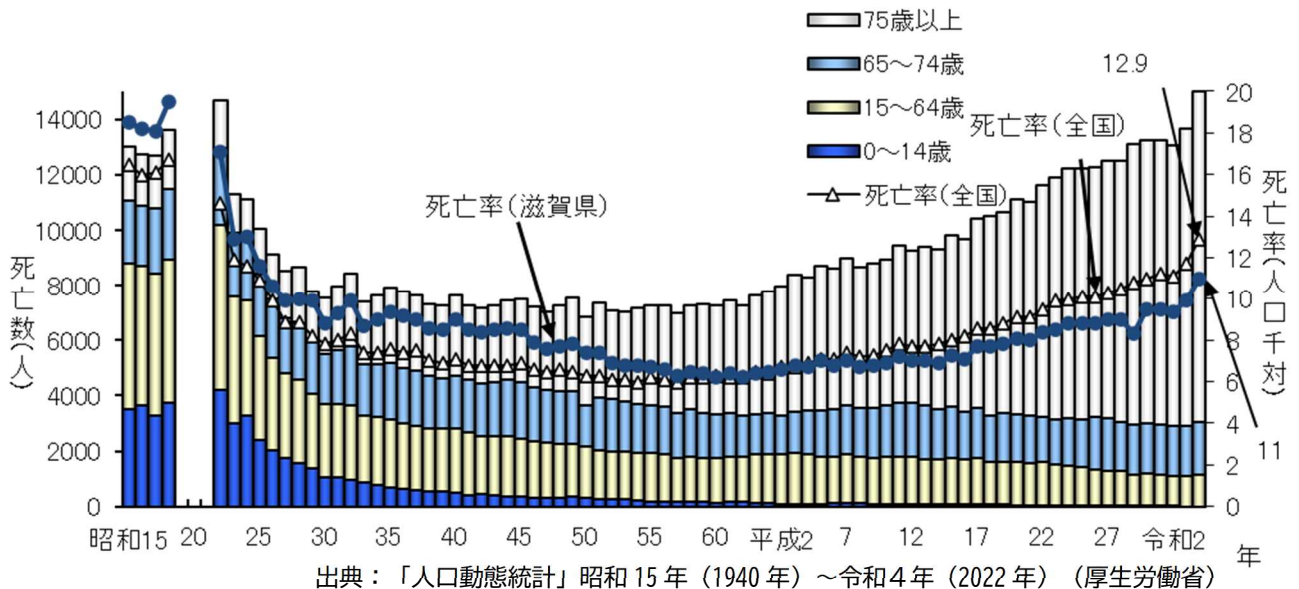


出典：「人口動態統計」昭和15年(1940年)～令和4年(2022年)(厚生労働省)

(2) 死亡の動向

令和4年(2022年)の本県の死亡数は、1万5,043人、人口千人に対する死亡率は11(全国12.9)と近年増加傾向にありますが、低い順で、全国第4位となっています。昭和50年(1975年)代後半から75歳以上の死亡数が増加しており、平成21年(2009年)以降は、75歳以上の死亡数は全死亡数の7割を超えています。

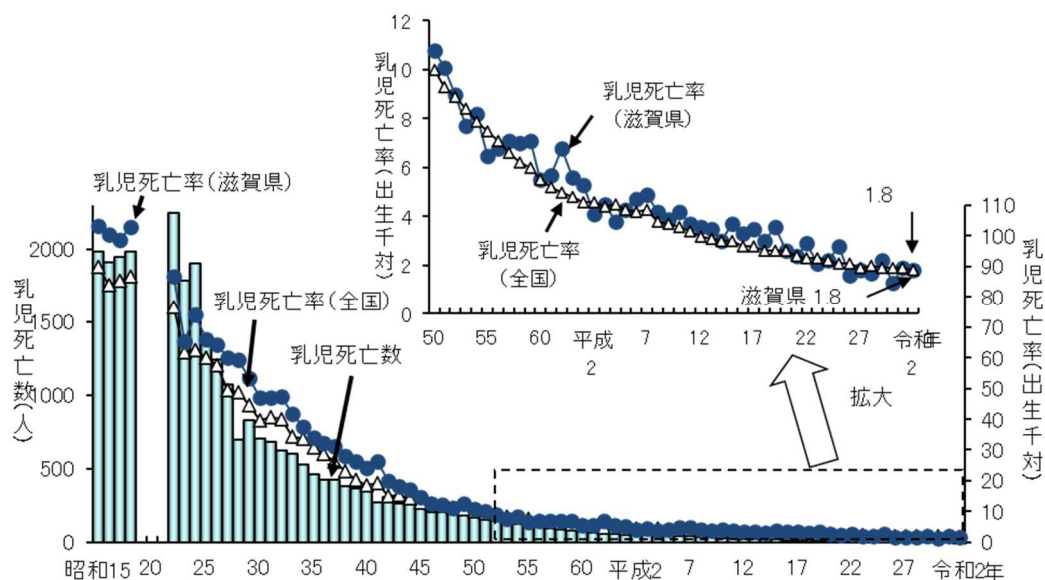
図1-2-3-3 死亡数および死亡率の推移



(3) 乳児死亡の動向

令和4年(2022年)の本県の乳児死亡(生後1年未満児の死亡)数は、18人で、全死亡数の0.1%となっています。また、出生数千対の乳児死亡率*は1.8(全国1.8)で、低い順で、全国第26位となっています。

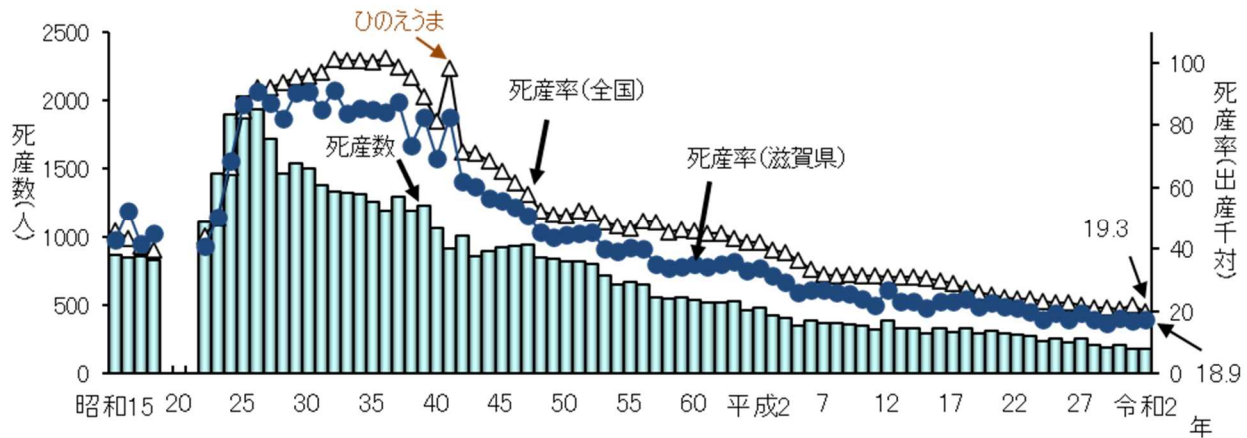
図1-2-3-4 乳児死亡数および乳児死亡率の推移



(4) 死産の動向

令和4年(2022年)の本県の死産(妊娠12週以後)数は、188で、出産千対の死産率は18.9(全国19.3)で、低い順で、全国第21位となっています。

図1-2-3-5 死産数および死産率の推移

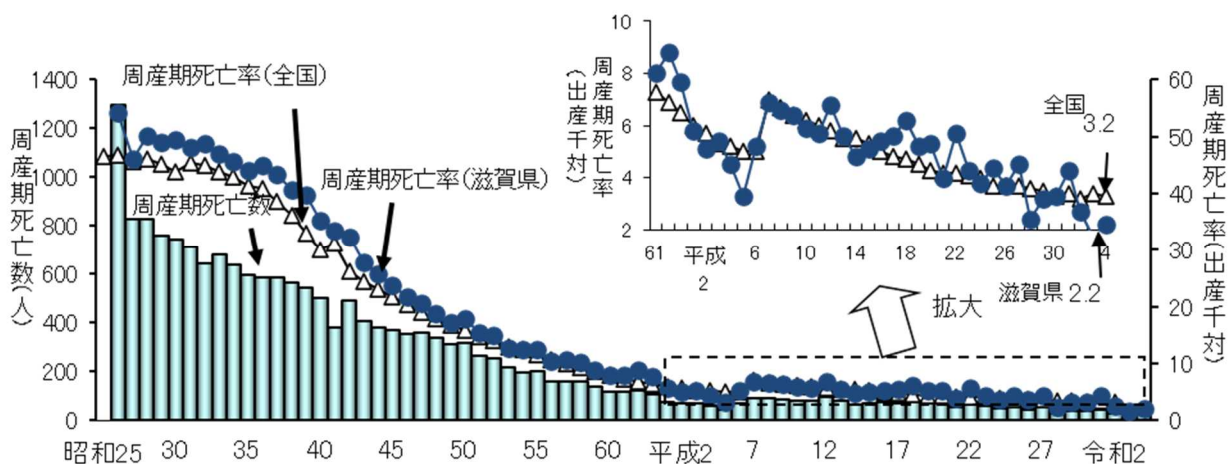


出典：「人口動態統計」昭和15年(1940年)～令和4年(2022年)(厚生労働省)

(5) 周産期死亡の動向

令和4年(2022年)の本県の周産期死亡(妊娠22週以後の死産に早期新生児死亡を加えたもの)数は22で、出産千対の周産期死亡率*は2.2(全国3.2)で、低い順で、全国第1位となっています。

図1-2-3-6 周産期死亡数および周産期死亡率の推移



出典：「人口動態統計」昭和15年(1940年)～令和4年(2022年)(厚生労働省)

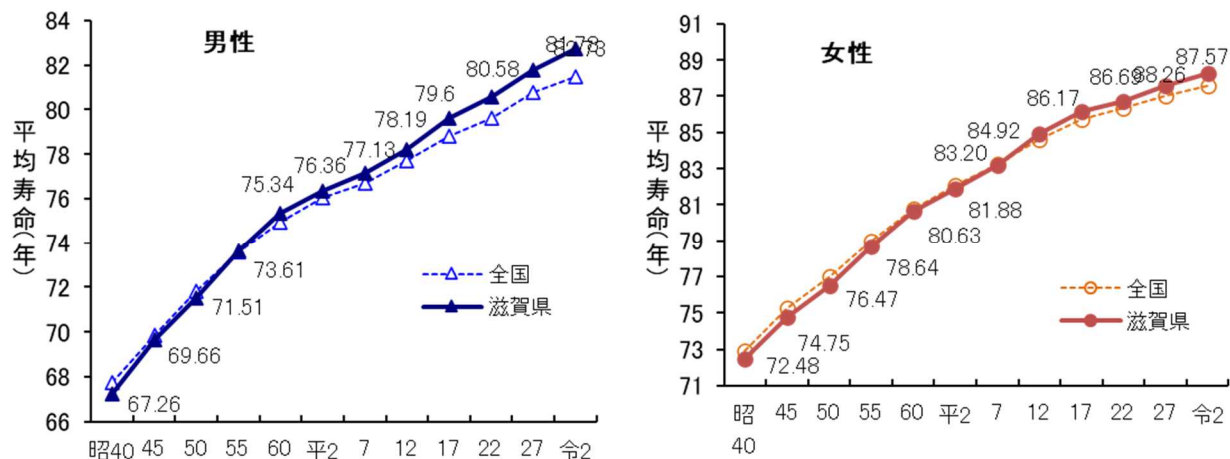
注) 平成7年(1995年)に後期死産が28週から22週以降に変更されたため、平成7年(1995年)以降の率が高くなっている。

4 平均寿命*と健康寿命*

(1) 平均寿命

令和2年(2020年)の本県の平均寿命(0歳の平均余命)は、男性82.73年(全国81.49年)で全国1位、女性88.26年(全国87.60年)で全国2位となっています。

図1-2-4-1 平均寿命の推移



出典：「令和2年(2020年)都道府県別生命表」(厚生労働省)

(2) 健康寿命

健康寿命は、「健康上の問題で日常生活が制限されることなく生活できる期間」(WHO提唱)とされ、「日常生活に制限のない期間の平均(主観的指標)」と「日常生活動作が自立している期間の平均(客観的指標)」の2つの算出方法があります。

厚生労働省「健康日本21(第二次)の総合的評価と次期健康づくり運動に向けた研究」では、3年に1度ごとこれら指標を公表していて、本県の健康寿命は、主観的指標では、男性73.46年(全国72.68年)、女性74.44年(全国75.38年)となっています(令和元年(2019年))。一方、客観的指標では、男性81.07年(全国79.91年)、女性84.61年(全国84.18年)となっています(令和元年(2019年))。

表1-2-4-2 滋賀県と全国の健康寿命

		健康寿命 (※1 下枠内)	健康寿命 (※2 下枠内)
		日常生活に制限のない期間の平均	日常生活動作が自立している期間の平均
		令和元年(2019年)	令和元年(2019年)
男性	全 国	72.68	79.91
	滋賀県	73.46(全国第4位)	81.07(全国第2位)
女性	全 国	75.38	84.18
	滋賀県	74.44(全国第46位)	84.61(全国第7位)

出典：「健康日本21(第二次)の総合的評価と次期健康づくり運動に向けた研究」分担研究報告書

また、本県の衛生科学センターでは、毎年度、本県の健康寿命について、客観的指標を算出しており、令和3年（2021年）は、男性81.19年、女性84.83年となっています。

【健康寿命の算出方法について】

※1 「日常生活に制限のない期間の平均」（主観的指標）

国民生活基礎調査の「あなたは現在、健康上の問題で日常生活に何か影響がありますか」の問に対して「ある」と回答したものを不健康な状態と定義し、生命表法とサリバン法を用いて算出している。国の健康日本21（第2次）における健康寿命の指標として用いられる。

※2 「日常生活動作が自立している期間の平均」（客観的指標）

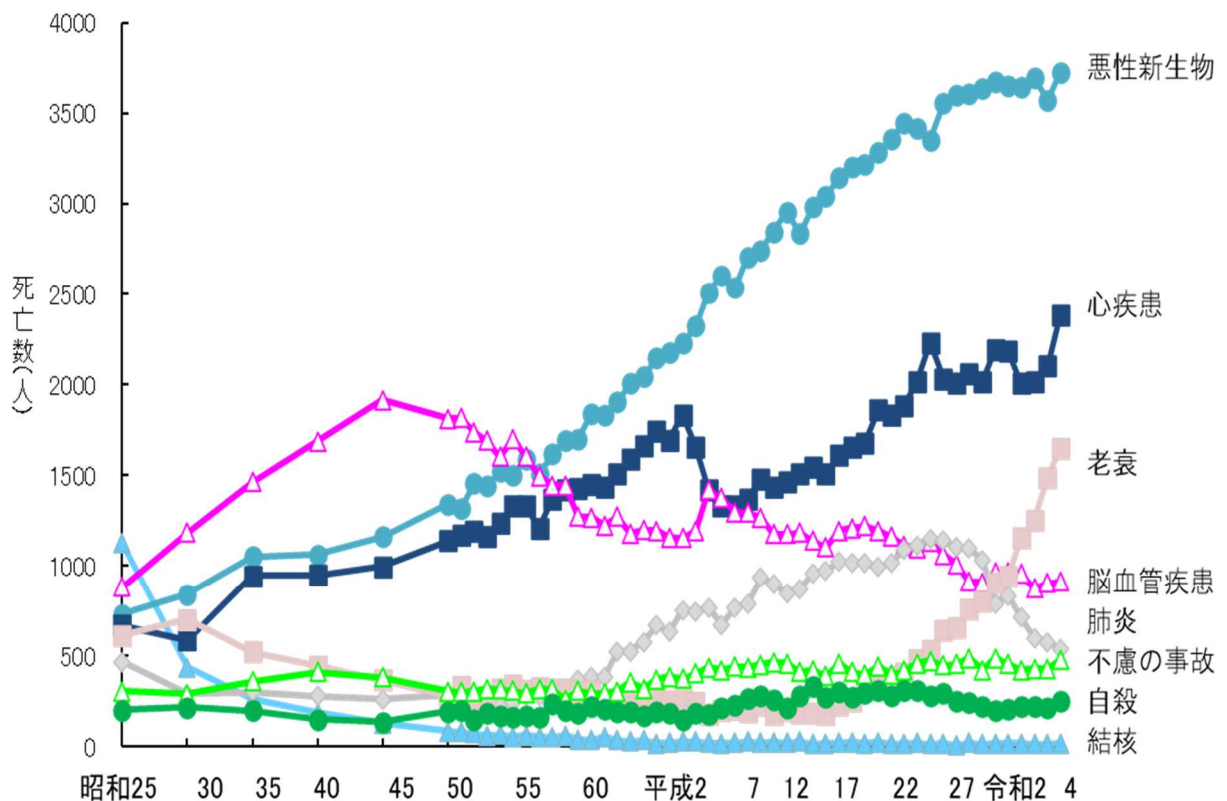
介護保険の要介護2～5を不健康な状態と定義し、生命表とサリバン法を用いて算出している。

5 疾病構造の動向

(1) 死因別死亡数

本県の悪性新生物（がん）による死亡数は、昭和57年（1982年）に死因順位1位となり、心疾患は昭和60年（1985年）に死因順位第2位になって以降、現在も増加を続けています。脳血管疾患による死亡数は、昭和26年（1956年）に結核にかわって第1位となりましたが、昭和60年（1985年）に心疾患を下回り、以後現在まで横ばいから低下傾向です。また、老衰は、令和元年（2019年）から肺炎を上回り第3位となっています。

図1－2－5－1 主な死因の死亡数の推移



出典：「人口動態統計」昭和15年（1940年）～令和4年（2022年）（厚生労働省）

注）平成7年（1995年）に死因分類の改正等が行われたため、平成7年（1995年）の死亡数に大幅な変化がみられるものがある。

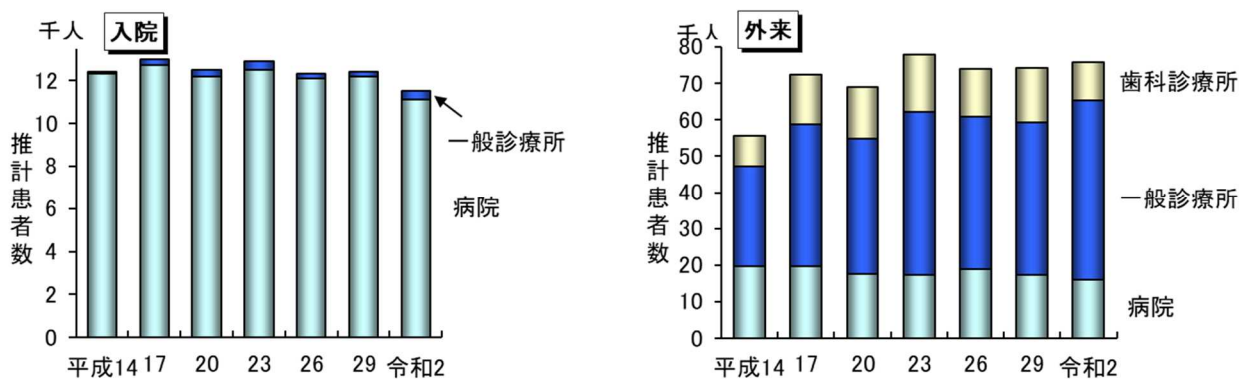
（２）受療率*

受療率は、調査日に、病院、一般診療所、歯科診療所で受療した患者の推計数（推計患者数）を人口 10 万人あたりで表した数です。令和 2 年（2020 年）の患者調査の結果によると、本県の入院受療率は 813（全国 960）、外来受療率は 5,371（全国 5,658）で、全国より低くなっています。

推計患者数の年次推移をみると、病院での受療は、入院ではやや減少傾向、外来ではやや増加傾向となっています。

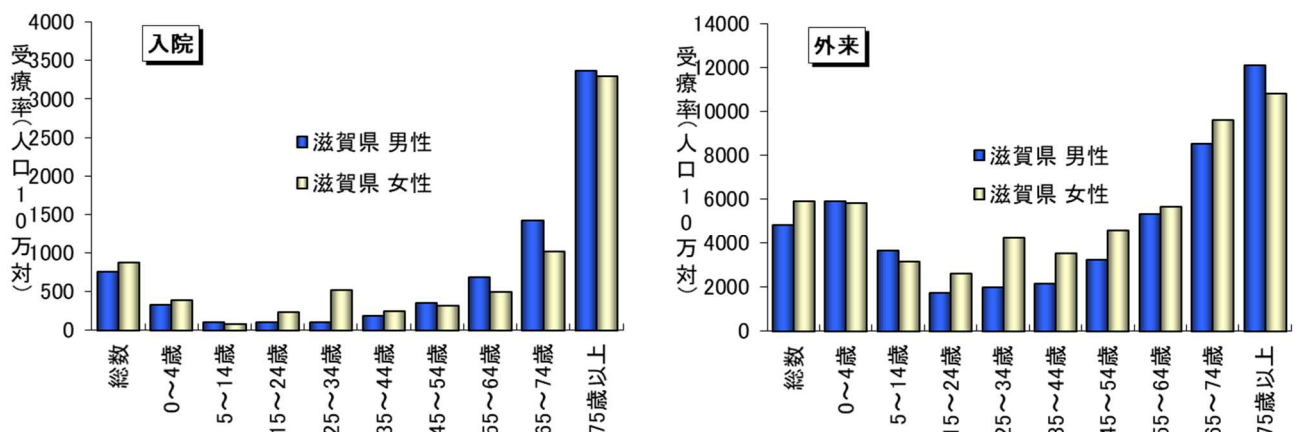
令和 2 年（2020 年）の受療率を年齢階級別にみると、入院は 5～14 歳、外来は 15～24 歳の受療率が一番低く、その後加齢とともに高くなっています。男女別では、入院は 45 歳以上で男性の方が高く、外来は 15～74 歳で女性の方が高くなっています。

図 1－2－5－2 施設の種類の別推計患者数の推移



出典：「患者調査」平成 14 年（2002 年）、平成 17 年（2005 年）、平成 20 年（2008 年）、平成 23 年（2011 年）、平成 26 年（2014 年）、平成 29 年（2017 年）、令和 2 年（2020 年）（厚生労働省）

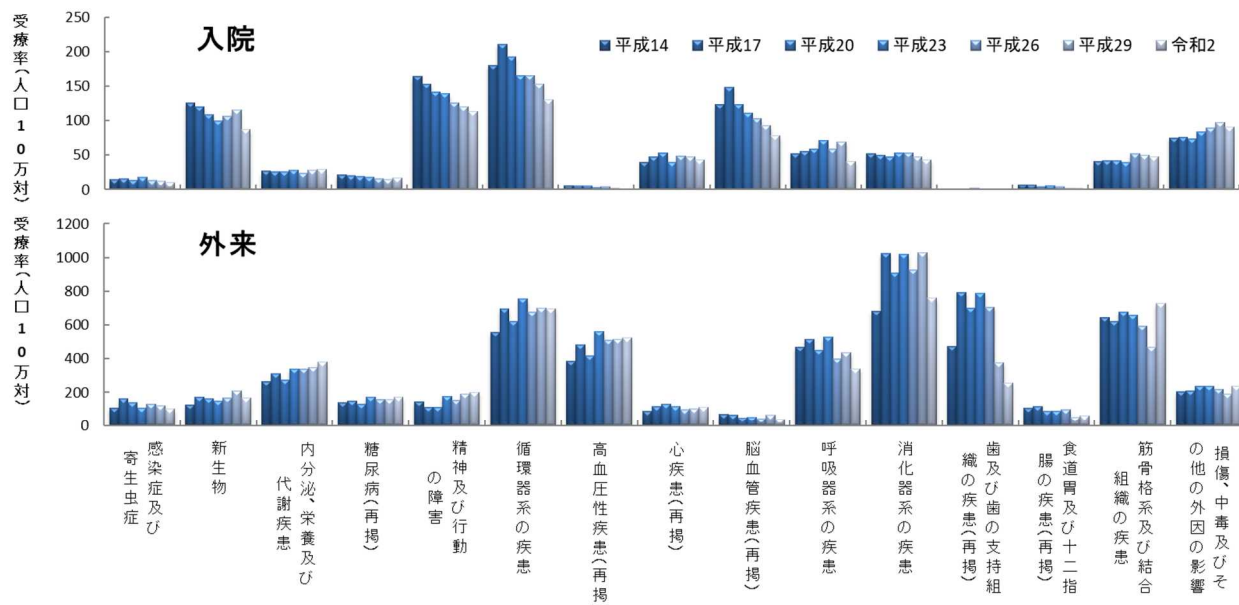
図 1－2－5－3 令和 2 年（2020 年）の男女別年齢階級別受療率（人口 10 万対）



出典：「患者調査」令和 2 年（2020 年）（厚生労働省）

受療率を傷病別にみると、入院では「循環器系の疾患」、「精神及び行動の障害」、「新生物」が高くなっています。外来では「消化器系の疾患」、「循環器系の疾患」、「筋骨格系及び結合組織の疾患」が高くなっています。

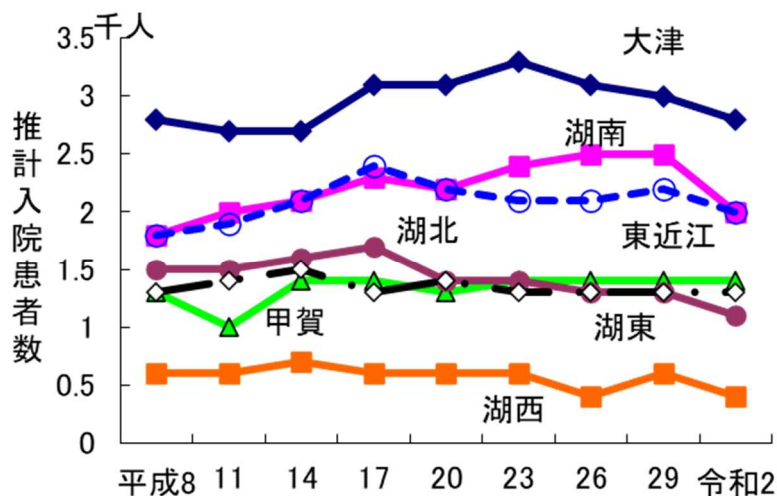
図1-2-5-4 主な傷病別受療率の推移



出典：「患者調査」平成14年（2002年）、平成17年（2005年）、平成20年（2008年）、平成23年（2011年）、平成26年（2014年）、平成29年（2017年）、令和2年（2020年）（厚生労働省）

病院の推計入院患者数を二次保健医療圏別にみると、平成29年（2017年）では、大津は低下する一方、甲賀、東近江、湖東、湖北および湖西は横ばいまたは増加となっていました。令和2年では、甲賀は横ばいとなる一方、大津、湖南、東近江、湖東、湖西において減少し、新型コロナウイルス感染症の影響もあるものと考えられます。

図1-2-5-5 二次保健医療圏別病院の推計入院患者数の推移（患者住所地）



出典：「患者調査」平成8年（1996年）、平成11年（1999年）、平成14年（2002年）、平成17年（2005年）、平成20年（2008年）、平成23年（2011年）、平成26年（2014年）、平成29年（2017年）、令和2年（2020年）（厚生労働省）

6 後期高齢者医療費と平均在院日数の状況

全国および本県における後期高齢者医療費の推移は表1-2-6-1のとおりです。令和3年度（2021年度）の本県の医療費総額は4,539億円であり、本県の後期高齢者医療費が医療費総額に占める割合は、約37.2%となっています。

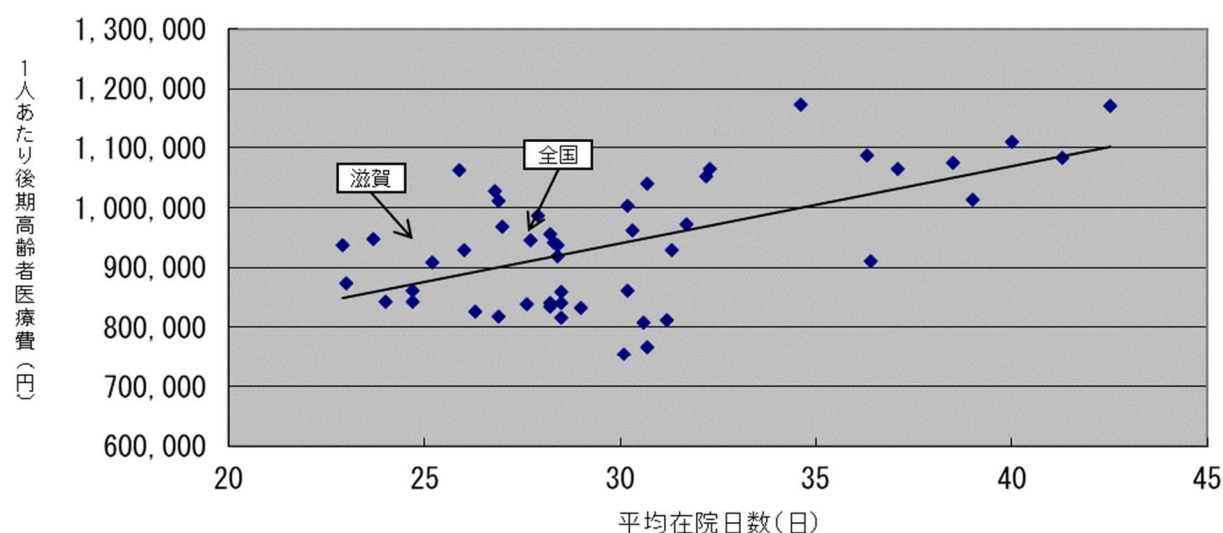
表1-2-6-1 後期高齢者医療費の推移

年度	H29 (2017)	H30 (2018)	R1 (2019)	R2 (2020)	R3 (2021)
全国	160,229 億円	164,246 億円	170,562 億円	165,681 億円	170,763 億円
1人あたり	944,561 円	943,082 円	954,369 円	917,124 円	940,512 円
滋賀県	1,590 億円	1,628 億円	1,689 億円	1,641 億円	1,687 億円
1人あたり	935,171 円	928,615 円	933,072 円	893,479 円	908,783 円
(医療費総額)	4,348 億円	4,371 億円	4,503 億円	4,337 億円	4,539 億円
(割合)	36.6%	37.2%	37.5%	37.8%	37.2%

出典：「後期高齢者医療事業状況報告」平成29年（2017年）～3年（2021年）（厚生労働省）
「国民医療費」平成29年（2017年）～3年（2021年）（厚生労働省）

また、図1-2-6-2は、各都道府県の1人あたりの後期高齢者医療費と平均在院日数をグラフ化したもので、平均在院日数が長くなるほど、1人あたりの後期高齢者医療費が高くなる傾向が見られます。

図1-2-6-2 各都道府県別1人あたり後期高齢者医療費と平均在院日数の関係



出典：「後期高齢者医療事業状況報告」「病院報告」令和2年度（厚生労働省）

7 保健医療施設等の状況

(1) 病院

病院は、20人以上の患者を入院させるための施設を有する医療施設です。

全ての病院が同じ機能や役割を担っているわけではなく、疾病の急性期*にある患者の治療を主な役割とする病院、比較的長期間の療養を必要とする患者の医学的管理を主な役割とする病院、精神疾患の患者の治療を専門的に行う病院など、病院によって機能や役割が異なります。

令和5年(2023年)4月1日現在、県内の病院数は58病院、病院病床数は13,734床で、前回計画改定年度(平成29年(2017年)4月1日)に比べ、病院数では1病院の増加、総病床数では621床の減少となっています。

病院数・病院病床数(開設許可病床数)は、表1-2-7-1のとおりです。

表1-2-7-1 病院数・病院病床数(開設許可病床数)

	県全体	保 健 医 療 圏						
		大 津	湖 南	甲 賀	東近江	湖 東	湖 北	湖 西
病 院 数	58	15	14	7	11	4	4	3
病院病床数	13,734	3,814	2,917	1,488	2,510	1,219	1,376	410
一般病床	8,950	2,273	2,345	828	1,336	900	962	306
療養病床	2,426	656	327	249	748	185	161	100
結核病床	63	37	0	0	16	10	0	0
精神病床	2,261	840	239	407	406	120	249	0
感染症病床	34	8	6	4	4	4	4	4

(令和5年(2023年)4月1日現在)

厚生労働省の医療施設調査(令和4年(2022年)10月1日現在)によると、本県の人口10万人あたりの病院数は4.1病院、病院病床数は983.9床で、平均在院日数は24.0日(一般病床15.8日、療養病床135.9日)となっています。

開設者別でみると、表1-2-7-2のとおりとなっています。

表1-2-7-2 開設者別病院数

開設者		県全体	保 健 医 療 圏						
			大 津	湖 南	甲 賀	東近江	湖 東	湖 北	湖 西
国		4	2		1	1			
公 立	県	3		3					
	その他	9		2	1	2	1	2	1
公的病院の開設者		6	3	1	1			1	
医療法人		28	10	6	3	6	2		1
その他の法人		8		2	1	2	1	1	1

(令和5年(2023年)4月1日現在)

病床規模別病院数は、表１－２－７－３のとおりです。

表１－２－７－３ 病床規模別病院数

	県全体	保 健 医 療 圏						
		大 津	湖 南	甲 賀	東近江	湖 東	湖 北	湖 西
20～49床	5	3	1	1				
50～99床	2				1			1
100～199床	28	5	10	4	5	1	2	1
200床以上	23	7	3	2	5	3	2	1
計	58	15	14	7	11	4	4	3

(令和5年(2023年)4月1日現在)

(2) 診療所

診療所は、患者を入院させるための施設を有しないもの、または19人以下の患者を入院させるための施設を有する医療施設です。この計画では、その機能の違いから、歯科医業*のみを行う歯科診療所とそれ以外の一般診療所とに区別します。

ア 一般診療所

一般診療所は、住民に最も身近な医療施設として初期診療を担い、専門的な医療施設への紹介なども行っています。

しかし、有床診療所の中には特定の疾病に対する高度で専門的な治療を行う診療所や、比較的長期間の入院管理を要する患者を入院させる療養病床を備えた診療所もみられます。

令和5年(2023年)4月1日現在の県内の一般診療所数は1,134(うち有床診療所36、病床数467)であり、前回計画改定年度(平成29年(2017年)4月1日)に比べ、診療所数では55の増加、病床数では44床の減少となっています。

一般診療所数・病床数は、表１－２－７－４のとおりです。

表１－２－７－４ 一般診療所数・病床数

	県全体	保 健 医 療 圏						
		大 津	湖 南	甲 賀	東近江	湖 東	湖 北	湖 西
診療所数	1,134	306	306	90	156	112	121	43
無床診療所	1,098	294	296	87	150	110	119	42
有床診療所	36	12	10	3	6	2	2	1
有床診療所病床数	467	138	125	47	81	38	33	5
一般病床	450	121	125	47	81	38	33	5
療養病床	17	17	0	0	0	0	0	0

(令和5年(2023年)4月1日現在)

厚生労働省の医療施設調査(令和4年(2022年)10月1日現在)によると、本県の人口10万人あたりの一般診療所数は81.3療所、診療所病床数は33.0床となっています。

開設者別では、個人および医療法人により開設されているものが大部分を占めています。

イ 歯科診療所

歯科診療所は、患者を入院させるための施設を有しないもの、または 19 人以下の患者を入院させるための施設を有するもので、歯科、矯正歯科などを行う医療施設です。病院や一般診療所の中にも歯科医業を提供するところがありますが、数が限られており、歯科医業の大部分は歯科診療所が担っています。

令和 5 年（2023 年）4 月 1 日現在、県内の歯科診療所数は 570 であり、前回計画改定年度（平成 29 年（2017 年）4 月 1 日現在）に比べ、10 の増加となっています。

歯科診療所数は、表 1－2－7－5 のとおりです。

表 1－2－7－5 歯科診療所数

	県全体	保 健 医 療 圏						
		大 津	湖 南	甲 賀	東近江	湖 東	湖 北	湖 西
歯科診療所数	570	145	140	53	87	61	63	21

（令和 5 年（2023 年）4 月 1 日現在）

厚生労働省の医療施設調査（令和 4 年（2022 年）10 月 1 日現在）によると、本県の人口 10 万人あたりの歯科診療所数は 40.0 診療所となっています。

開設者別では、一般診療所と同じく、個人および医療法人により開設されているものが大部分を占めています。

（３）薬局

薬局は、薬剤師が販売または授与の目的で調剤を行うとともに、薬剤および医薬品の適正な使用に必要な情報の提供および薬学的知見に基づく指導の業務を行う場所です。ただし、病院や診療所の調剤所は含みません。

医薬分業*が進展する中で、薬局数は年々増加しています。令和 5 年 4 月 1 日現在、県内の薬局数は 655 であり、前回計画改定年度（平成 29 年（2017 年）4 月 1 日）に比べ、69 の増加となっています。

厚生労働省の薬事関係業態数調（令和 4 年度（2022 年度）末現在）によると本県の薬局数が全国の薬局数に占める割合は 1.06%となっています。

薬局数は、表 1－2－7－6 のとおりです。

表 1－2－7－6 薬局数

	県全体	保 健 医 療 圏						
		大 津	湖 南	甲 賀	東近江	湖 東	湖 北	湖 西
薬局数	655	153	162	63	104	74	74	25

（令和 5 年（2023 年）4 月 1 日現在）

（４）市町保健センター

市町保健センターは、地域保健法に基づき、市町において住民に対し健康相談、保健指導および健康診査その他地域保健に関し必要な事業を行うことを目的として、県内では昭和 53 年（1978 年）から設置が始まりました。

市町保健センターの設置状況は、表１－２－７－７のとおりです。

表１－２－７－７ 市町保健センター

	総 数	保 健 医 療 圏						
		大 津	湖 南	甲 賀	東近江	湖 東	湖 北	湖 西
市町保健センター	29	1	4	7	4	5	3	5

(令和５年(2023 年) 10 月現在)

(５) 保健所

保健所は、地域保健法に定めるところにより、地域保健に関する企画・調整・指導を担当し、県民の健康の保持・増進を図るための事業を行っています。

また、地域における保健・医療・福祉に関する広域的、専門的かつ技術的拠点としての役割を担うとともに、健康危機管理の拠点機能を果たしています。

災害発生時には、迅速な医療提供体制等が確保されるよう、災害対策地方本部等の運営にあたるとともに、避難所等における保健衛生指導や技術的助言を行います。

保健所の設置状況は、表１－２－７－８のとおりです。

表１－２－７－８ 保健所一覧表

保健所	設置年	管轄区域
[大津市保健所]	[平成 21 年] (2009 年)	[大津市]
草津保健所	昭和 19 年 (1944 年)	草津市、守山市、栗東市、野洲市
甲賀保健所	昭和 19 年 (1944 年)	甲賀市、湖南市
東近江保健所	昭和 19 年 (1944 年)	近江八幡市、東近江市、蒲生郡
彦根保健所	昭和 19 年 (1944 年)	彦根市、愛知郡、犬上郡
長浜保健所	昭和 13 年 (1938 年)	長浜市、米原市
高島保健所	昭和 19 年 (1944 年)	高島市

8 医療福祉にかかる現状と課題

(1) 少子高齢化の進展・人口減少のはじまり

- 急速な高齢化により、本県の 65 歳以上人口割合は、平成 22 年（2010 年）に約 28.9 万人（20.7%）でしたが、令和 2 年（2020 年）には約 37.2 万人（26.3%）となり、超高齢社会が到来しています。更に令和 27 年（2045 年）には約 42.9 万人（32.8%）と人口の 3 人に 1 人が 65 歳以上となり、そのうちの 5 割超を 75 歳以上の高齢者が占めることが見込まれます。
- 令和 2 年（2020 年）の国勢調査では、本県の人口は 141 万 4,248 人ですが、国立社会保障・人口問題研究所の推計によれば、令和 27 年（2045 年）には 126 万 3 千人にと減少するとされています。
- 高齢化に伴い、医療や介護の需要が大きく増加することが予想されることから、限られた医療・介護資源を有効に活用し、必要なサービスを提供していくための取組が急務となっています。また、ロコモティブシンドローム*（運動器症候群）、フレイル*、肺炎、大腿骨頸部骨折等の増加が見込まれます。

(2) 健康に対する意識の高まり

- 「滋賀の医療福祉に関する県民意識調査（令和 4 年 8 月実施）」によると、ロコモティブシンドローム（運動器症候群）やフレイルの認知度は、平成 28 年度の調査に比べて増加傾向にあります。
- また、同調査では、新型コロナウイルスによる影響として、「感染症対策への意識が高まった」（69.0%）、「健康への意識が高まった」（31.9%）となっています。

(3) 医療のあり方の変化

- 急速な高齢化に伴う医療や介護の需要の増加に対応するため、滋賀県では平成 28 年（2016 年）3 月に地域医療構想を策定しました。これをもとに、各地域において病床機能の分化・連携や地域包括ケアシステムの充実、医療・介護従事者の確保・養成に向けた取組を進めています。
- 在宅医療に関わる機関数・従事者数が増加し、医師・歯科医師・歯科衛生士・看護師・リハビリテーション専門職*・管理栄養士のいずれの職種からも訪問を受ける方が増加しています。
- 高齢化が進む中、医療ニーズと介護ニーズを併せ持ち、自宅や地域で疾病や障害を抱えつつ生活する高齢者が今後も増加していくことが予測されています。そのような中、「生活（暮らし）の継続を支える」在宅医療のさらなる充実が求められています。
- 電子カルテの導入やレセプト*の電子化が進んでいます。今後は事務処理の効率化・合理化や関係者間の情報連携だけでなく、限られた医療資源の効率的な活用や健康づくりのためのデータ活用など、ますます医療機関における ICT*利活用が進むことが期待されます。

1 (4) 医療福祉従事者の状況

- 2 ○ 本県の医師数は、医師偏在指標でみると全国第 19 位（令和 5 年 4 月速報値）であり、地
3 域別に見ると、大津、湖南、東近江、湖西の二次保健医療圏で医師「多数」区域とされて
4 います。一方、診療科における地域偏在も存在し、特定の診療科において、ひとつの病院
5 だけでは医師を確保することが困難な地域も見られます。
- 6 ○ 看護職員については、今後地域で支える医療への転換が進むことが予想され、在宅医療
7 福祉を担う看護職員の確保対策が重要となります。
- 8 ○ リハビリテーション専門職については、今後、機能回復を目指した医学的リハビリテー
9 ションだけにとどまらず、障害福祉や教育、就労、地域づくりなど、人々の暮らしにかか
10 わる様々な領域における活動が期待されます。
- 11 ○ 介護サービス従業者については、高齢化の進展により令和 22 年（2040 年）には、本県に
12 おいて、29,800 人の介護職員が必要であると推計されるとともに、10,400 人の介護職員が
13 不足する見通しとなっており、介護人材確保は喫緊の課題となっています。

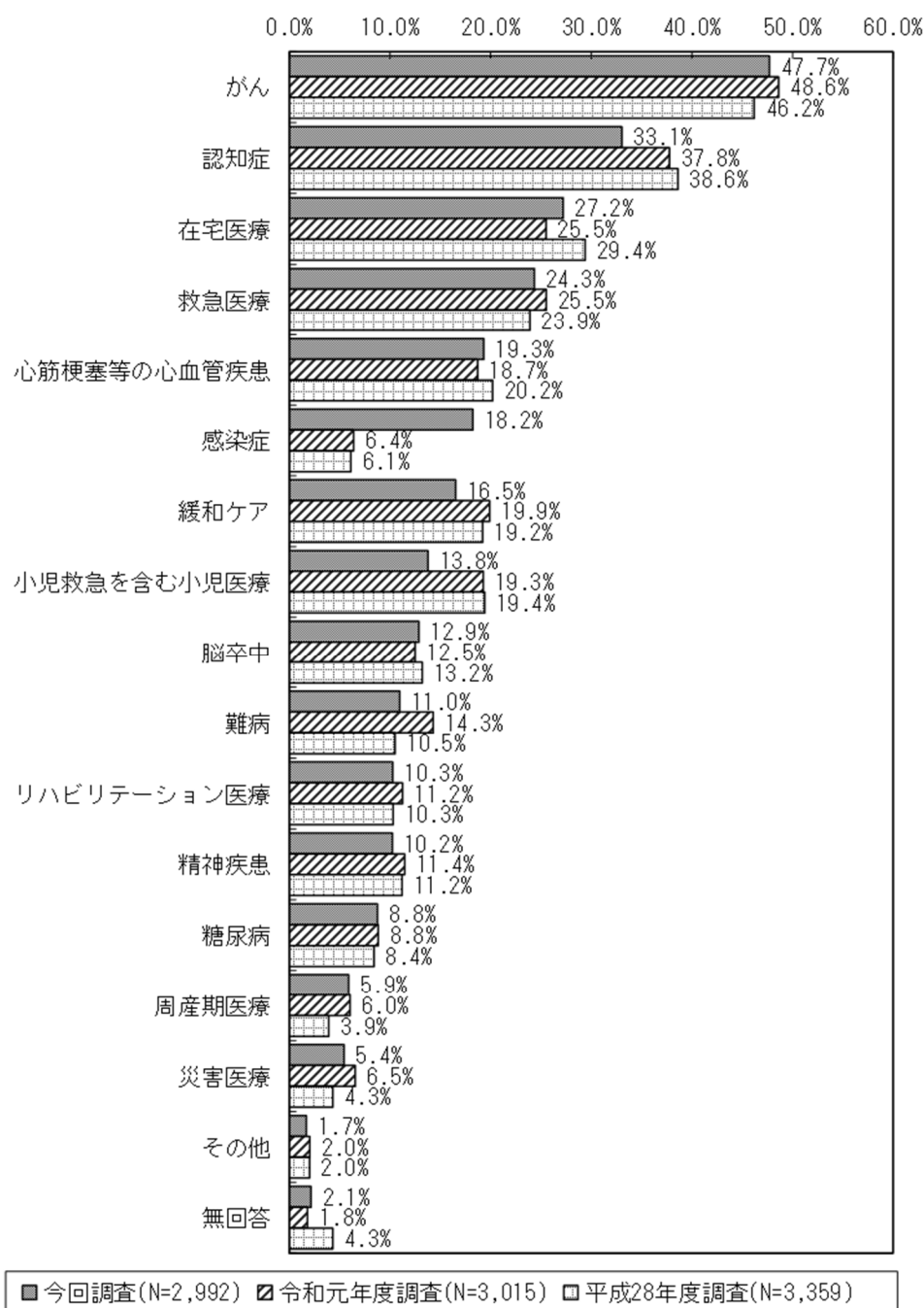
15 (5) 社会保障費の増大

- 16 ○ わが国の社会保障給付費は、戦後右肩上がりに増加してきており、令和 3 年度（2021 年）
17 には 138 兆 7,433 億円となり、過去最高の水準となっています。
- 18 ○ 年金保険給付費、高齢者医療給付費、老人福祉サービス給付費等を含む高齢者関係給付
19 費は、令和 2 年度（2020 年）には 83 兆 1,541 億円となり、社会保障給付費に占める割合は
20 62.9%に上ります。
- 21 ○ 全国での医療費を示す国民医療費は、令和 2 年度の数値で約 43 兆円であり、過去 5 年
22 間で約 6 千億円増加しています。その間の伸び率は約 1.4%となっています。
- 23 ○ 本県の医療費総額は、令和 2 年度（2020 年度）で約 4.337 億円となり、過去 5 年間で約
24 115 億円増加しています。その間の年平均伸び率は約 2.7%で、全国平均を上回っていま
25 す。
- 26 ○ 国民 1 人当たり医療費は、令和 2 年度（2020 年度）で約 34 万 1 千円となっており、増加
27 傾向となっています。県民 1 人当たり医療費は、全国と同様に増加傾向ですが、令和 2 年
28 度（2020 年度）で約 30 万 7 千円と全国水準を下回っています。

30 (6) 医療福祉に関する県民意識

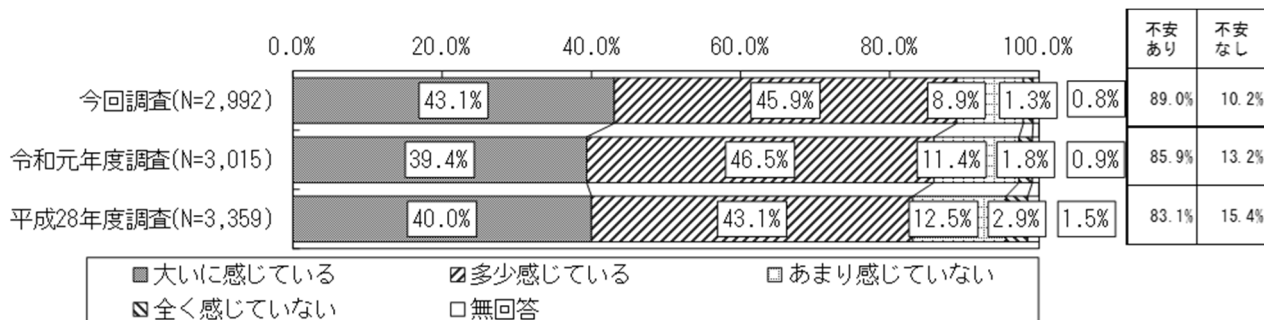
- 31 ○ 「滋賀の医療福祉に関する県民意識調査（令和 4 年 8 月実施）」の結果によると、今後
32 充実を望んでいる医療分野では、多い順から「がん対策」、「認知症」、「在宅医療」、
33 「救急医療」、「心筋梗塞等の心血管疾患」となっています。前回調査（令和元年度）と
34 比較すると、感染症が大きく増加しています。一方で「認知症」「小児救急を含む小児医
35 療」は減少しています。
- 36 ○ また、自分の高齢期（概ね 65 歳以上）の生活に不安を感じているかどうかでは、「多
37 少感じている」が 45.9%、次いで「大いに感じている」が 43.1%となっており、これら
38 を合計した「不安あり」が 89.0%です。過去の調査と比較すると「不安あり」は増加傾
39 向がみられます。不安の内容では、「自分の健康」や「年金・介護・医療など社会保障」
40 が多く、次いで「税金や社会保険料の負担」「家族の健康」となっています。

1 図1-2-8-1 今後充実してほしい医療分野

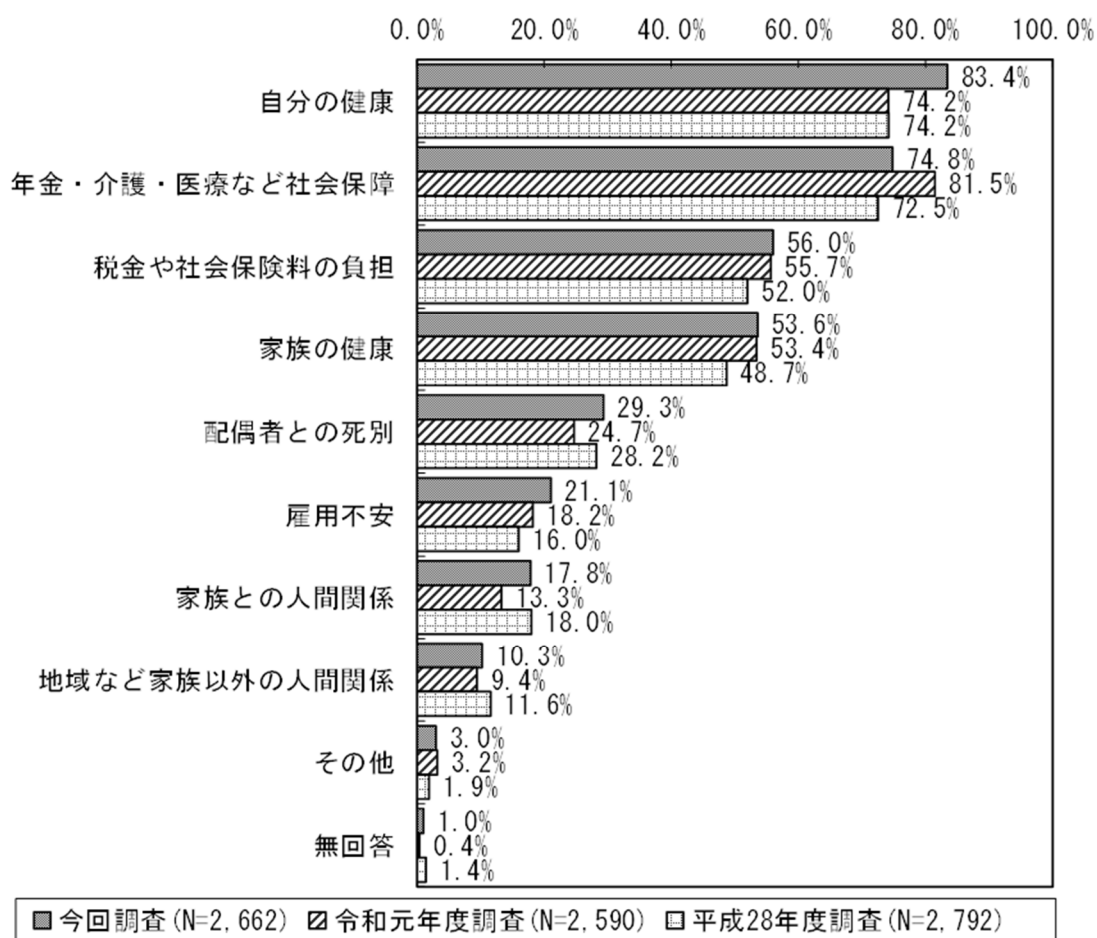


2

3 図1-2-8-2 高齢期の生活の不安



1 図1-2-8-3 高齢期の生活の不安の内容



2

第3章 基本理念

1 基本理念と目指す姿

本県の医療福祉にかかる現状と課題を踏まえ、計画の基本理念を次のとおりとします。
また、計画を推進していくことにより、次の3つの姿を目指すこととします。

基本理念

『誰もが自分らしく幸せを感じられる「健康しが」の実現』
～ 健康的な生活を送るための「医療福祉」の推進 ～

《保健医療計画で目指す3つの姿》

- (1) 誰もがそれぞれの地域で自分らしく健康的に暮らしており、健康寿命が延びている
- (2) どこにいても、生まれる前から看取りまで、切れ目なく必要な医療福祉を受けることができる
- (3) 医療福祉にかかわる人材が充実し、地域における体制が整備されている

2 基本的な施策の方向性

医療福祉提供者、患者・利用者、県民、行政等が協力し、以下の基本的な方向性のもとに各種施策の着実な推進に努めます。

- (1) 健康寿命の延伸に向けた主体的な健康増進とそれらを支えるまちづくりの推進
- (2) 新興感染症にも対応できる持続可能な高度・専門医療の提供体制の充実
- (3) 地域完結を目指した医療機能の分化・連携および地域間の均衡
- (4) 生涯を通じた切れ目ない支援を目指した医療福祉の一層の連携
- (5) 医療福祉を支える人材の確保・育成・定着
- (6) 医療福祉の効率化や連携強化、健康増進に向けた DX の推進

3 取組の重点事項

基本理念を踏まえ、基本的な施策の方向性に沿って、計画で重点的に取り組む施策を以下のとおりとします。なお、各種施策の推進にあたっては、県が実施する事業のほか、医療機関、団体、市町、保険者*、NPO、県民等が主体的に実施する事業、また関係機関や関係者への理解、協力を求め協働により実施する事業も含め、一体となって取り組むものとします。

(1) 健康寿命の延伸に向けた主体的な健康増進とそれらを支えるまちづくりの推進

- ア 「健康なひとづくり」とそれを支える「健康なまちづくり」の推進
- イ 「ひと・社会」の多様なつながりの推進
- ウ 将来を見据えた健康づくりの推進

(2) 新興感染症にも対応できる持続可能な高度・専門医療の提供体制の充実

- ア 新興感染症発生時・まん延時の体制の整備
- イ その他5疾病5事業・在宅医療・認知症・リハビリテーションの提供体制の確保充実

- 1 **(3) 地域完結を目指した医療機能の分化・連携および地域間均衡**
- 2 ア 医療機能の分化・連携の促進
- 3 イ へき地医療の充実
- 4 **(4) 生涯を通じた切れ目ない支援を目指した医療福祉の一層の連携**
- 5 ア 生涯を通じてその人の生活を中心に据えた連携体制の構築
- 6 イ 地域を支える医療福祉・在宅看取りの推進
- 7 ウ 医療と介護の提供体制における整合性の確保
- 8 エ 精神疾患を持つ人の地域移行・定着のための支援
- 9 **(5) 医療福祉を支える人材の確保・育成・定着**
- 10 ア 多様なニーズに対応できる人材の確保・育成・定着
- 11 イ 保健・医療・介護・福祉が一体となった多職種連携*の促進
- 12 **(6) 医療福祉の効率化や連携強化、健康増進に向けた DX の推進**
- 13 ア 医療情報連携基盤の利活用
- 14 イ DX 推進による医療福祉の効率化・連携
- 15 ウ DX 推進による健康づくり

第4章 保健医療圏

1 設定の趣旨

全ての県民が生涯にわたり地域で安心して生活していくためには、必要とする保健・医療・福祉のサービスを、いつでも、どこでも適切に受けられることが必要です。

この保健・医療・福祉のサービスには、日常生活に密接に関わる頻度の高いものから、高度で特殊な医療まで様々な段階があります。

保健医療圏は、県民の多様なニーズに対応し、適切なサービスを提供するために、機能に応じた関係機関の適正配置および施策の効果的な展開を図るべき地域単位として設定するものです。

2 保健医療圏の区分

(1) 一次保健医療圏

地域住民の日常的な傷病の診断・治療および疾病の予防や健康管理等、身近で頻度の高い医療福祉サービスに対応するための圏域であり、市町の行政区域とします。

(2) 二次保健医療圏

入院治療が必要な一般的な医療需要（高度・特殊な医療サービスを除く。）に対応するための圏域であり、医療法に規定する区域として一般病床および療養病床に係る基準病床数はこの圏域ごとに定めます。

また、関係機関の機能分化と連携による医療福祉提供体制についても、この圏域を基本として推進します。

(3) 三次保健医療圏

医療法の規定に基づく区域で、先進的な技術や特殊な医療機器の使用を必要とするなど、高度で専門的な医療需要に対応するための圏域であり、滋賀県全域とします。

3 二次保健医療圏について

(1) これまでの経過と現状

○ 本県の二次保健医療圏は、昭和 63 年（1988 年）4 月に策定した「滋賀県地域保健医療計画」において、入院患者の受療行動、医療施設の配置状況、保健医療に関する行政や団体の区域、住民の広域的生活圏との整合性などを総合的に検討し、7つの圏域が設定されました。以降、市町村合併に伴う一部区域の変更はあったものの、基本的には設定当初の二次保健医療圏を単位として保健医療サービスの充実が図られてきました。

○ また、平成 28 年（2016 年）3 月に策定した滋賀県地域医療構想では、7つの二次保健医療圏に合わせて構想区域を設定し、区域ごとに設置された地域医療構想調整会議では、圏域ごとの課題や医療連携体制のあり方について協議が進められています。

○ 国の医療計画策定の方針では、二次保健医療圏について①人口規模が 20 万人未満であり、かつ、②圏域内の病院の療養病床及び一般病床の推計流入入院患者割合が 20%未満、③推計流出院患者割合が 20%以上となっている場合は、入院に係る医療を提供する一体の区域として成り立っていないと考えられるため、設定の見直しについて検討することが必要であるとされていますが、令和 4 年（2022 年）の第 7 次滋賀県保健医療計画の中間見直し時におい

ては、現行の7つの圏域を維持することとしたところです。現状では、7つの二次保健医療圏域のうち、甲賀、湖北、湖西の3つの保健医療圏がこれら①から③の基準に該当します。

表1-4-3-1 二次保健医療圏ごとの入院患者流出入の状況

	人口（人）	推計流入 患者割合	推計流出 患者割合
大津	345,202	27.8%	26.2%
湖南	346,649	32.0%	26.3%
甲賀	142,909	18.8%	30.5%
東近江	226,814	24.7%	20.0%
湖東	155,375	21.2%	32.3%
湖北	150,920	10.7%	30.7%
湖西	46,379	6.1%	32.1%

出典：人口 「令和2年国勢調査」（総務省）

流入・流出患者割合 「患者調査」（平成29年）（厚生労働省医政局地域医療計画課による特別集計）

○ また、疾患や分野によっては、医療の高度化への対応や医療資源の効率的な活用の観点から、医療連携体制を構築する際に二次保健医療圏を越えた弾力的な圏域設定（ブロック化）を行う必要があり、すでに精神疾患のうち精神科救急医療、周産期医療および救急医療について、ブロック化を行っています。

さらに、小児救急医療および脳卒中ならびに心血管疾患の急性期医療については、それぞれの分野でブロック化の検討が進められているところです。（小児救急は一部実施済み）

表1-4-3-2 ブロック化の整備状況（令和5年10月時点）

精神科救急	大津・湖西		湖南・甲賀・東近江		湖東・湖北
周産期医療	大津・湖西		湖南・甲賀	東近江	湖東・湖北
救急医療	大津・湖西		湖南・甲賀	東近江	湖東・湖北
小児救急	大津	湖西	湖南・甲賀	東近江	湖東・湖北（一部取組開始）

※色付きの圏域が、2次保健医療圏を超えて、広域的な圏域を設定したもの

（2）今後の対応

令和4年の第7次滋賀県保健医療計画の中間見直し時より十分な期間が経過しておらず、また、また、各圏域の地域医療構想調整会議委員に意見照会をしたところ、現行の圏域を維持すべきという意見が多数であったことから、以下の考え方により、7つの圏域を維持することとします。

- ・ 現行の医療機関等の配置により、医療提供体制が構築されている中で、一律に圏域の枠組みを変えたとしても実効性に乏しいと考えられる。また、一般的な入院医療は、現在の圏域で実施できる体制を目指し、地域の偏在などの課題に対する検討や取組を進めるとともに、身近な二次保健医療圏を単位とした病院機能と在宅ケア体制を充実させる必要があるため。

- ・ 特定の分野については、ブロック化による地域の医療資源の実情に応じた提供体制の整備を図っている。また、ブロック化による提供体制の効果については検証までに時間を要するため。
- ・ 現在の圏域設定は、地域医師会などの関係団体や他の行政分野における圏域設定と整合性をとったものである。特に、滋賀県医療構想の構想区域を、現在の二次保健医療圏と同様の範囲としており、構想区域ごとの地域医療構想調整会議にて、構想区域ごとに病床機能の分化と連携に関する議論が進展している中で、仮に二次保健医療圏域の見直しをすれば、これまでの議論に支障がでるため。

今後は、圏域ごとの取組の状況や各二次保健医療圏の人口や入院患者の動向、疾病・分野ごとの医療連携体制の実情を勘案しながら、必要に応じて二次保健医療圏のあり方について検討していくこととします。

また、小児救急医療および脳卒中ならびに心血管疾患の急性期医療については、圏域ごとの状況や課題等を十分踏まえたうえで、引き続きブロック化の検討を丁寧に行います。

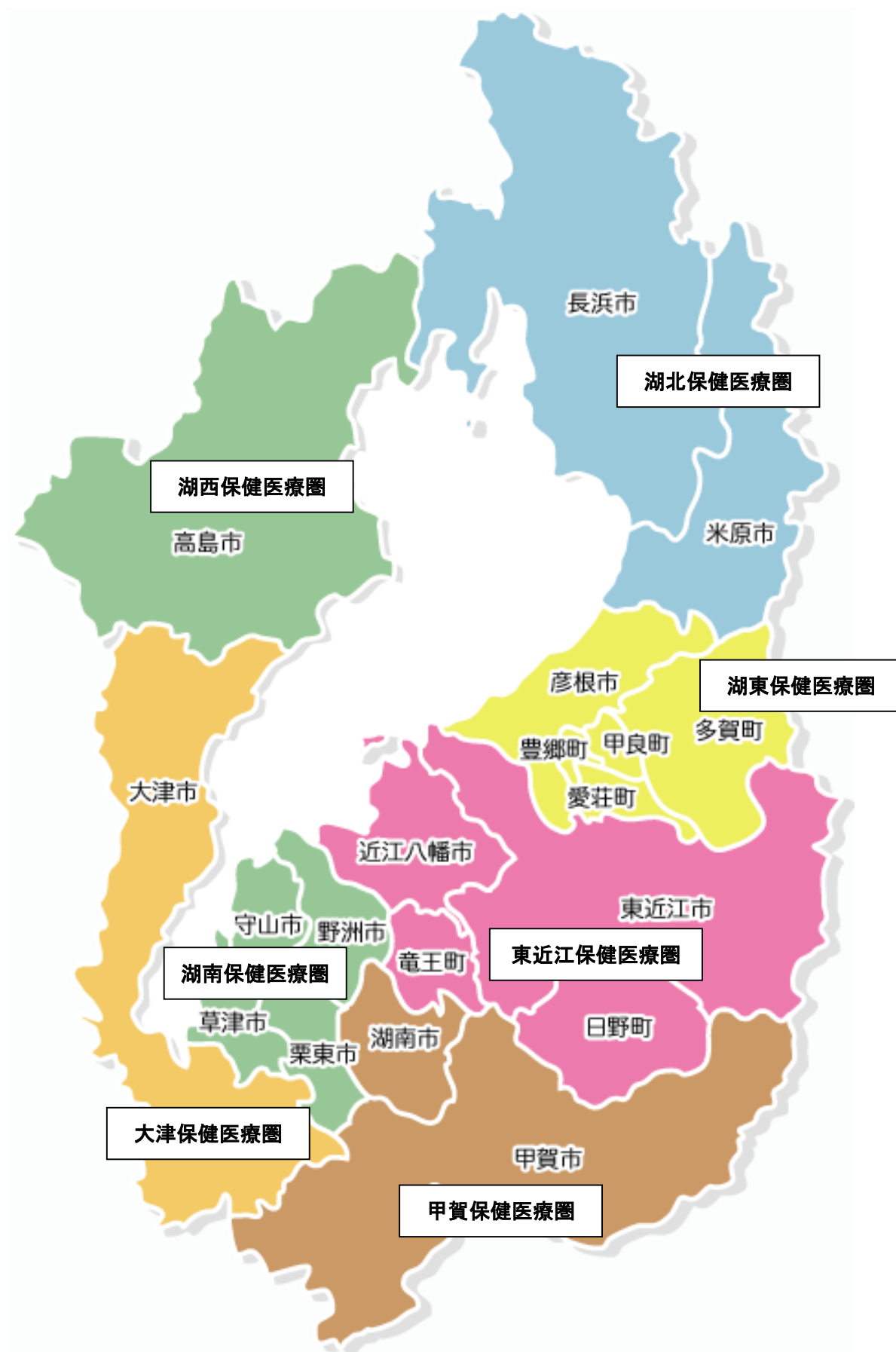
1 表 1 - 4 - 3 - 3 二次保健医療圏および三次保健医療圏の概要

種 別	圏 域 名	構成 市町数	構成市町名	圏域人口 (単位: 人)	圏域面積 (単位:k m ²)
二次保健 医療圏	大津保健医療圏	1	大津市	345, 202	464. 51
	湖南保健医療圏	4	草津市、守山市、栗東市、 野洲市	346, 649	256. 39
	甲賀保健医療圏	2	甲賀市、湖南市	142, 909	552. 02
	東近江保健医療圏	4	近江八幡市、東近江市、 日野町、竜王町	226, 814	727. 97
	湖東保健医療圏	5	彦根市、愛荘町、豊郷町、 甲良町、多賀町	155, 375	392. 04
	湖北保健医療圏	2	長浜市、米原市	150, 920	931. 41
	湖西保健医療圏	1	高島市	46, 379	693. 05
三次保健 医療圏	滋賀県全域	19		1, 414, 248	4017. 38

出典：圏域人口：「令和 2 年国勢調査」（総務省）

圏域面積：「令和 3 年全国都道府県市区町村別面積調」（国土地理院）

1 図1-4-3-4 二次保健医療圏図



第5章 基準病床数

基準病床数制度は、人口構成に応じた入院需要等を考慮して各保健医療圏域における病床の数を決め、この数を超えない範囲で病床を整備することにより、病院の地域的偏在を是正し、病床の適正配置を図ろうとするもので、基本的には医療計画の制度が導入された昭和60年（1985年）の第1次医療法改正以来引き継がれている制度です。

この制度のもとでは、全国的な病床の適正配置を図る必要から、算定方法については、国が示す係数、算定式を用いて基準病床数の算定を行うことになっています。

1 基準病床の考え方

基準病床数は国の定める算定式により、一般病床および療養病床、精神病床、結核病床、感染症病床の区分ごとに、一般的な入院需要を賄うための一般病床および療養病床は各二次保健医療圏を単位として、全県的な対応が基本となる精神病床、結核病床、感染症病床は三次保健医療圏である県全域を単位として定めることになっています。

知事は、基準病床数を超えて新たに病床を設置することに関し、特定の開設者に対しては病床の設置を許可しないことができ（医療法第7条の2）、それ以外の開設者に対しても基準病床の範囲内で病床を設置するよう勧告できる（医療法第30条の11）ため、原則としてこの基準病床数を超えて新たな病床を設置することはできません。

また、医療法第7条第3項の規定に基づき、届出により一般病床または療養病床の設置および増床ができる診療所は、医療法施行規則第1条の14第7項第1号および第2号に該当する、

① 医療法第30条の7第2項第2号に掲げる医療の提供の推進のために必要な診療所その他の地域包括ケアシステムの構築のために必要な診療所

② ヘき地の医療、小児医療、周産期医療、救急医療その他の地域において良質かつ適切な医療が提供されるために必要な診療所

であって、医療審議会の意見を聴いて知事が必要と認めるものです。

これらの診療所の病床については、基準病床数を超えて設置されても医療法第30条の11の勧告対象とはなりません。

なお、地域医療構想を進めていくため、新たに病床を整備する場合は、地域医療構想における必要病床数を考慮した病床の整備であることや当該構想区域で必要とされる病床機能が考慮されていることなどについて、二次保健医療圏の協議の場で理解を得る必要があります。

既存病床数が基準病床数を下回るような地域であっても、医療審議会の意見を聴いたうえで、病床の設置を許可しない（医療法第7条の3）ことがあります。

2 保健医療圏別基準病床数および既存病床数

令和5年（2023年）4月1日現在の病床数の状況は、表1－5－2－1のとおりです。

1 表 1 - 5 - 2 - 1 保健医療圏別基準病床数および既存病床数

区 分	保健医療圏名	基準病床数	既存病床数		
			合計	一般	療養
一般病床および療養病床	大津保健医療圏	3,669	2,992	2,319	673
	湖南保健医療圏	3,067	2,555	2,169	386
	甲賀保健医療圏	1,335	1,056	757	299
	東近江保健医療圏	2,077	2,252	1,384	868
	湖東保健医療圏	1,149	1,164	919	245
	湖北保健医療圏	1,091	1,156	980	176
	湖西保健医療圏	442	406	306	100
	合 計	12,830	11,581	8,834	2,747

県全域	精神病床	1,812	2,238
	感染症病床	34	34
	結核病床	21	63

2 (既存病床数 令和5年4月1日現在)

第2部 健康づくりの推進

第1章 健康づくりと介護予防の推進

1 健康づくり（詳細については、別途「健康いきいき 21-健康しが推進プラン-」（令和6年3月）を策定）

目指す姿

- 誰もが自分らしくいきいきと活躍し、みんなでつくり支え合う「健康しが」の実現

取組の方向性

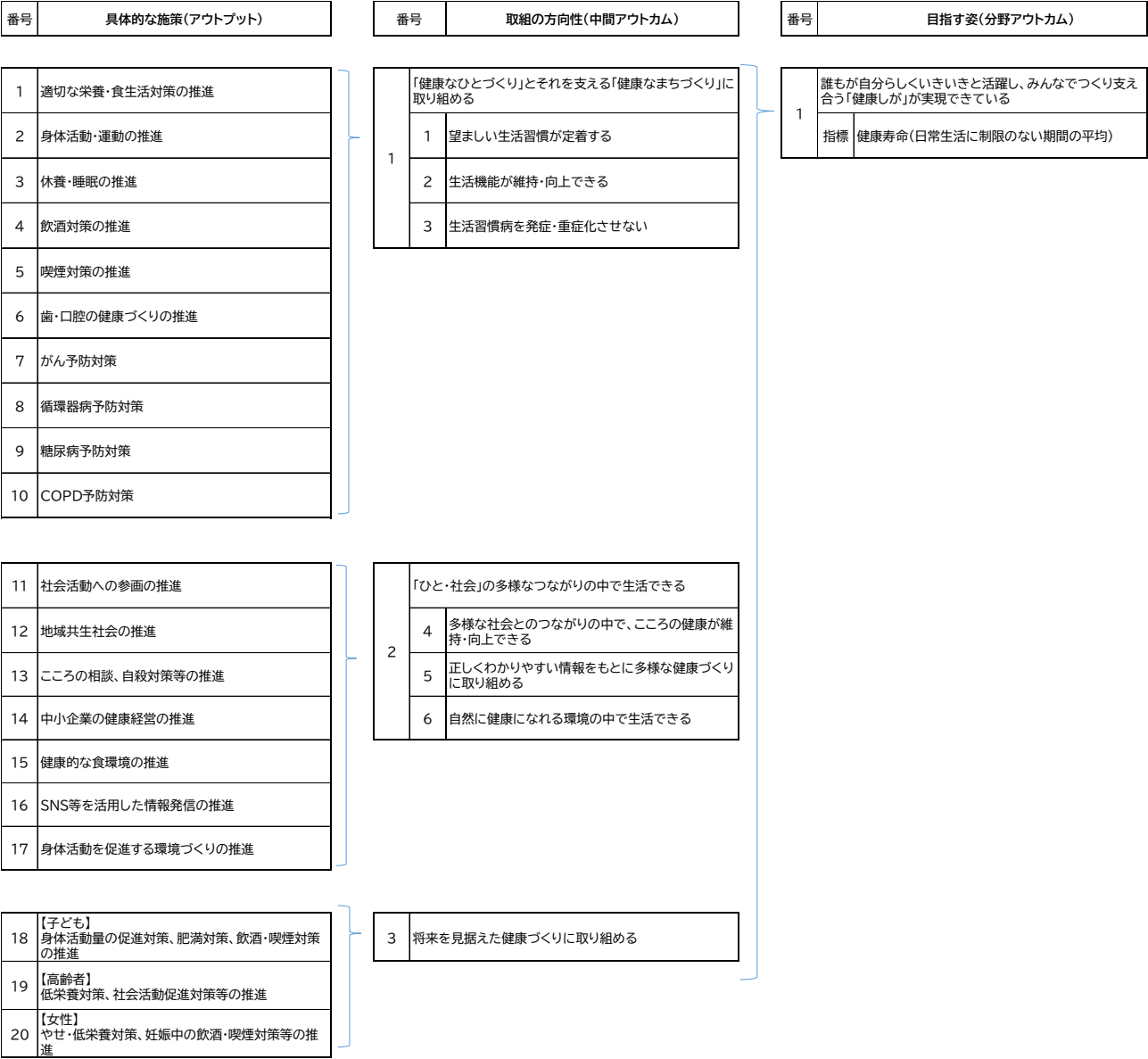
- （1）「健康なひとづくり」とそれを支える「健康なまちづくり」の推進
- （2）「ひと・社会」の多様なつながりの推進
- （3）将来を見据えた健康づくりの推進

《数値目標》

目標項目	現状値	目標値（R17）	備考
健康寿命 （日常生活動作が自立している期間の平均）	男性 81.19 歳 (R3)	「平均自立期間」 延伸	
	女性 84.83 歳 (R3)		

※目標年度は、「健康いきいき 21-健康しが推進プラン-」（令和6年3月）に合わせたもの

1 《ロジックモデル》



2

2 保健対策

I 歯科保健（詳細については、別途「滋賀県歯科保健計画」（令和6年3月）を策定）

目指す姿

- 健康で、はつらつとした生活を営むもとなる健康な口を保つことができる

取組の方向性

- (1) 口腔の健康に良い行動が習慣化される
- (2) 歯科疾患の発症予防と重症化予防ができる
- (3) 噛む、飲み込む、話す等の口腔機能の獲得・維持・向上ができる
- (4) 在宅療養中で特別な配慮が必要な状況であっても、歯科保健医療サービスを受けることができる
- (5) 障害があり特別な配慮が必要な状況であっても、歯科保健医療サービスを受けることができる
- (6) 災害発生時に避難所において、二次的健康被害予防のための歯科口腔保健サービスを受けることができる

《数値目標》

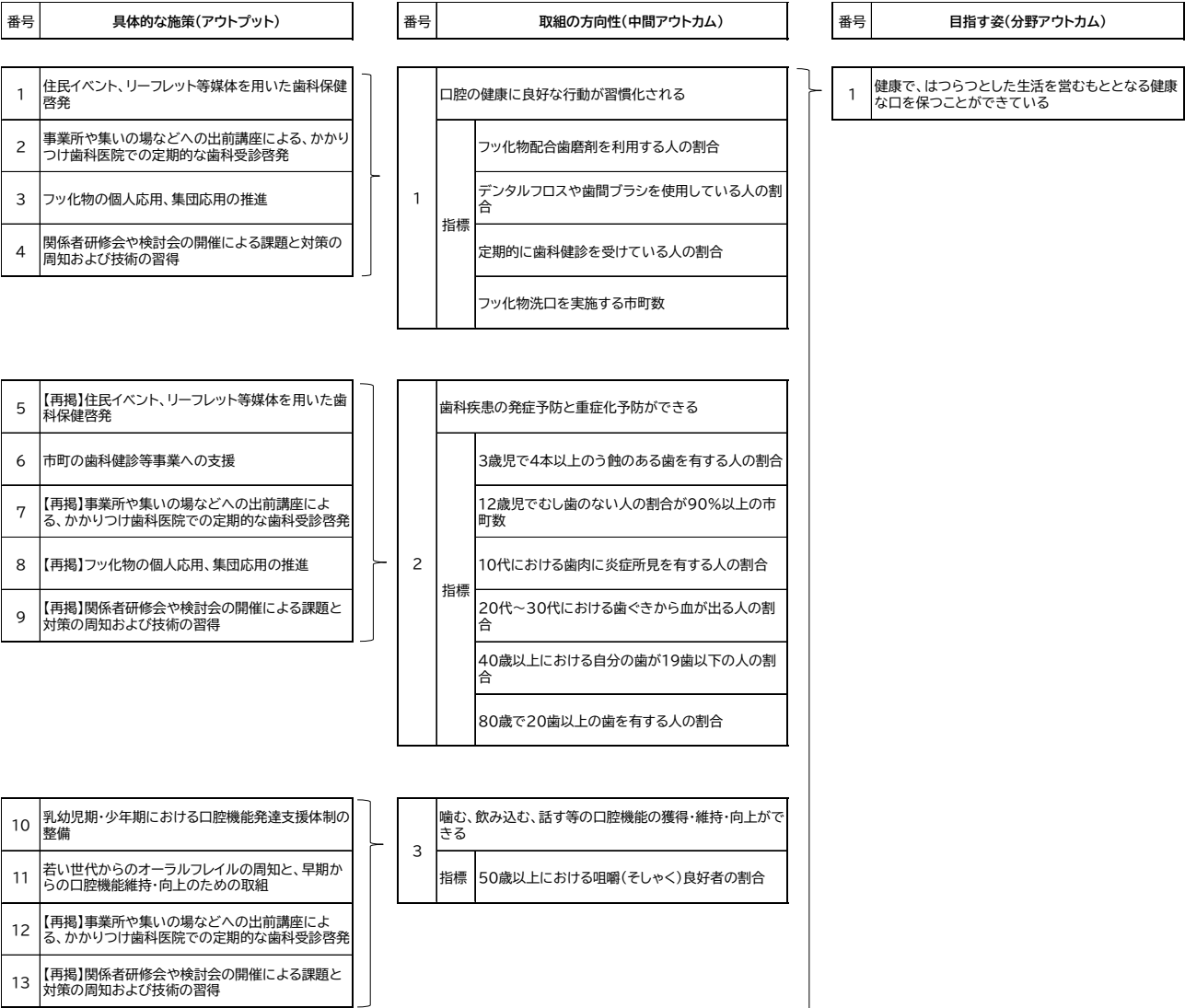
目標項目	現状値	目標値 (R17)	備考
フッ化物配合歯磨剤を利用する人の割合	3 歳児 77.4% 成人 64.4% (R4)	3 歳児 90% 成人 80%	成人は年齢調整値
デンタルフロスや歯間ブラシを使用している人の割合	30 歳代 57.7% 50 歳代 57.8% (R4)	70% 65%	
定期的に歯科健診を受けている人の割合	37.0% (R4)	65%	
フッ化物洗口を実施する市町数	13 市町 (R3)	16 市町	
3 歳児で4本以上のむし歯を有する人の割合	29.6% (R3)	0%	
12 歳児でむし歯のない人の割合が90%以上の市町数	3 市町 (R4)	11 市町	
10 代における歯肉に炎症所見を有する人の割合	小6 13.6% 中1 16.1% 中3 15.7% (R4)	10%	

目標項目	現状値	目標値（R17）	備考
20 代～30 代における歯ぐきから血が出る人の割合	20.6% (R4)	15%	
40 歳以上における自分の歯が 19 歯以下の人の割合	16.8% (R4)	5%	年齢調整値
80 歳で 20 歯以上の歯を有する人の割合	56.2% (R4)	85%	
50 歳以上における咀嚼（そしゃく）良好者の割合	68.0% (R4)	80%	年齢調整値
訪問歯科診療*を実施する歯科医療機関の割合	22.4% (R4)	25%	
要介護高齢者が利用する施設での定期的な歯科健（検）診の実施率	46.0% (R4)	50%	
障害者・障害児が利用する施設での定期的な歯科健（検）診実施率	通所 36.4% 入所 93.8% (R4)	通所 50% 入所 100%	
障害のある児でかかりつけ歯科医院を持ち、定期的に受診する人の割合	54.5% うち定期受診 73.9% (R4)	80% うち定期受診 95%	
「滋賀県大規模災害時保健活動マニュアル」への記載	記載なし (R5)	記載あり	

※目標年度は、「滋賀県歯科保健計画」（令和 6 年 3 月）に合わせたもの

1
2

1 《ロジックモデル》



2

3

番号	具体的な施策(アウトプット)

14	在宅療養支援関係者との研修会や検討会の開催による課題と対策の周知および技術の習得
15	歯科診療所が在宅歯科医療を実施するために必要な機器の整備支援

番号	取組の方向性(中間アウトカム)

4	在宅療養中で特別な配慮が必要な状況であっても、歯科保健医療サービスを受けることができる
指標	訪問歯科診療を実施する歯科医療機関の割合 要介護高齢者が利用する施設での定期的な歯科健(検)診実施率

16	障害のある方が歯科健診、歯科保健指導を利用できる機会の確保
17	地域の歯科診療所、口腔衛生センターの役割の整理と連携の推進
18	市町の発達支援センターと連携した早期からのかかりつけ歯科医院受診の定着推進
19	研修会、健診、歯科保健指導等事業の実施を通じた、歯科保健関係者および障害福祉サービス関係者との連携の推進

5	障害があり特別な配慮が必要な状況であっても、歯科保健医療サービスを受けることができる
指標	障害者・障害児が利用する施設での定期的な歯科健(検)診の実施率 障害のある児でかかりつけ歯科医院を持ち、定期的に受診する人の割合

20	災害発生時の避難所における県、市町、歯科医師会および歯科衛生士会に求められる役割の確認と情報共有
21	災害発生時の県保健医療福祉調整本部と関係団体との連絡体制の整備

6	災害発生時に避難所において、二次的健康被害予防のための歯科口腔保健サービスを受けることができる
指標	「滋賀県大規模災害時保健活動マニュアル」への記載

番号	目指す姿(分野アウトカム)

1

2 保健対策

II 母子保健

目指す姿

- 県民が妊娠・出産・育児について正しい理解を深め、全ての子どもが心身ともに健やかに生まれ育つことができる

取組の方向性

- (1) 県民にプレコンセプションケア*の理解が広がり、若者が健康な生活を送ることができる
- (2) 妊婦が安心・安全に出産できる
- (3) 保護者（母親、父親等）が孤立せず、心身ともに健康な状態で子育てができる
- (4) 子どもが必要な支援を受けながら、健やかに成長・発達できる

現状と課題

(1) 思春期から妊娠期・出産期

- 本県の令和3年(2021年)の出生数は10,130人で、平成27年(2015年)に比べ2,492人減少し、近年減少幅が大きくなっています。
- 少子化の原因は様々な要因が考えられますが、県民が滋賀で子どもを産み育てたいと思えるよう、母子保健の分野において支援の充実を図るとともに、正しい知識・情報を発信し、将来を見据えて子どもを産み育てることを考える機会を提供していく必要があります。
- 本県の人工妊娠中絶実施件数は、令和3年(2021年)は975件（うち10代105件（10.8%））で、平成27年（2015年）の1,565件（うち10代147件（9.4%））から減少傾向が続いていますが、10代の減少幅は低く、全体に占める割合は増加しています。
- 本県の令和3年度（2021年度）の女性の瘦身傾向*（児）の割合は、中学2年生女子生徒4.54%（全国3.22%）、高校2年生女子2.69%（全国2.33%）で全国より高くなっています。
- 県内の令和3年度(2021年度)の11歳から16歳のHPVワクチン定期接種の接種率は、1回目8.8%、2回目7.9%、3回目6.0%と接種率が低くなっています。
- 安全・安心な出産を迎えるためには、子どもの時からのプレコンセプションケア*の理解が重要です。子どもに命や自分自身の健康を守ることの大切さ、妊娠・出産についての正しい知識について啓発をする必要があります。また、子どもを支える社会全体にも正しい知識を啓発する必要があります。
- 「子育て・女性健康支援センター*」では、小・中・高校生に性に関する正しい知識の啓発、生命の大切さを実感する体験学習、自分自身の健康管理の必要性を理解するための健康教育を実施しています（令和4年度21回）。その他にも助産師会や大学、医療機関などの専門職が講師となり、認定こども園、保育所、幼稚園、小・中・高校等での健康教育を実施しています。
- 県では、思春期の身体の状態、性感染症等について医学的な観点から正しい知識を普及啓発することを目的に「思春期健康教育事業」を実施し、本県の健康課題に応じた健康教育媒体の作成を行っており、令和6年度（2024年度）の完成を目指しています。

*プレコンセプションは、受胎のことをいう。プレコンセプションケアとは、将来の妊娠を考えながら女性やカップルが自分たちの生活や健康に向き合うことをいう。

- 専門職によるプレコンセプションケアに関する健康教育が行われている学校が増えてきています。予期せぬ妊娠や人工妊娠中絶を防止するためにも、より一層多くの学校でプレコンセプションケアに関する健康教育が受けられるよう、体制を構築していく必要があります。
- 県の令和4年度(2022年度)におけるBMI18.5未満の20～30歳代の女性の割合は20.9%で痩身傾向の割合が他の年代と比べて高くなっています。
- 令和3年度(2021年度)の妊娠満12週以降に妊娠届け出があった件数(割合)は、344件(3.4%)で、(内訳は：12週から19週が288件(2.8%)、20週から27週が37件(0.4%)、28週以降が18件(0.2%)、出産後1人)で、令和元年度(2019年度)の妊娠満12週以降に届け出があった件数409件(4.3%)より減少しています。
- 本県の、令和3年(2021年)の出生児10,130人のうち、2,500グラム未満の低出生体重児の割合は、全体の9.1%(919人)で平成27年(2015年)の9.3%(1,168件)と比較すると割合は僅かに減少していますが、10年以上同じ傾向が続いています。
- 低出生体重児の母体側の要因として、年齢(若年妊娠、高齢妊娠)、低栄養、妊娠高血圧症候群*、妊娠糖尿病*、歯周病、喫煙、飲酒等様々な要因が示唆されていることから、妊婦や家族に対して正しい知識を啓発し、妊娠中の母体の健康管理に努めてもらう必要があります。
- 本県の令和3年(2021年)の、出生時の母の年齢は、35歳以上の割合が27.8%で、平成27年の26.7%から増加しています。また、第1子出産時の母の平均年齢は、平成27年(2015年)の30.5歳、令和3年(2021年)は30.6歳(全国30.9歳)で横ばいに推移しています。
- 高齢になるほど、妊娠の確率が低くなり、妊娠しても出産時のリスクが高まることから、妊娠・出産を希望する人は、若い時から自分の身体の状態を知り、妊娠・出産を含めたライフプランについて検討できることが必要です。
- 不妊の問題は、およそ4～5組に1組の夫婦に存在するといわれており、全国の出生児に占める生殖補助医療*による出生児の割合は7.2%(令和2年)となっています。また、本県の令和3年(2021年)の不妊に悩む方への特定治療支援事業の実績件数は、延べ2,352件(実1,357人)となっています。
- 不妊治療は通院回数の多さや精神的負担が大きいことから、県では企業向けに不妊治療の啓発事業を実施し、不妊治療と仕事の両立に向けた機運の醸成を図ることを目的に、企業向けに「不妊治療と仕事の両立支援事業」を実施しています。
- 県では、不妊・不育に悩む夫婦等を対象に専門的な相談指導やカウンセリングを行い、不妊をめぐる自己決定等の支援を行うとともに、不妊に関する課題に対応する適切な体制整備を図ることを目的に「不妊専門相談センター」を開設しています。
- 不妊治療を受ける人は、年々増加しており、精神的負担も大きいことから、医学的・専門的相談が受けられるよう、相談機関の啓発や支援体制の充実や周囲の理解が必要です。また、妊娠はするものの、流産、死産を繰り返して、結果的に出産に至らない「不育症*」や「出生前診断*」にかかる相談や支援体制の充実も必要です。
- 県では、予期せぬ妊娠などにより、身体的、精神的な悩みや不安を抱えた若年妊婦等が、身近な地域で必要な支援を受けられるよう、令和4年(2022年)9月より「不安を抱えた若年妊産婦等支援事業(にんしんSOS滋賀)」を県産科婦人科医会に委託して実施しています。にんしんSOS滋賀の令和4年度(2022年度)7か月間の相談件数は、54件で相談件数は少ない状況です。
- 予期せぬ妊娠をした若年妊婦等が一人で悩みを抱え込まず相談機関につながり、支援が受け

られるよう、「にんしんSOS滋賀」の啓発を強化していく必要があります。

- 市町では、母子健康手帳交付時に保健師や助産師が面談し、妊娠時から必要な相談・支援を実施しています。また、「ハイリスク妊産婦・新生児援助事業*」により医療機関との連携体制が構築されています。
- 市町では、医療機関と委託契約を行い、必要な回数分の妊婦健康診査の受診券を交付し、健診を定期的に受診できるよう支援しています。
- 本県の令和3年度（2021年度）の「ハイリスク妊産婦・新生児援助事業」における医療機関から市町への妊婦の連絡件数は、381件で増加傾向が続いています。また、ハイリスク連絡票の内容は、家庭環境問題が220件、精神疾患が108件と多くなっています。
- 市町では、「ハイリスク妊産婦・新生児援助事業」で連絡を受けた妊婦に対して個別支援を行っており、令和3年度（2021年度）の初回指導実施率は85.9%、要継続フォロー対象者の事後指導実施率は100%となっています。
- 支援が必要な妊婦・家族には、関係機関が連携し、周囲からの支えの中で出産・子育てができるよう妊娠早期から支援していく必要があります。
- 本県の令和3年（2021年）の周産期死亡率は1.7、新生児死亡率*は0.6、乳児死亡率は1.6で全国平均より低く、低下傾向が続いています。
- 県内の出産ができる医療機関は、令和5年9月末現在26医療機関で年々減少しています。
- 出産に関する指標は改善傾向が続いているものの、県内の出産ができる医療機関は減少しており、周産期の医療体制を検討し、県内で安心・安全な出産ができる体制を確保していく必要があります。
- 県内市町では、妊娠期から子育て期にわたり支援を切れ目なく提供するための総合的な相談支援の拠点としての「子育て世代包括支援センター」（「母子健康包括支援センター（母子保健法）」）は、全市町に設置されています。また、令和4年度（2022年度）からは「出産子育て応援交付金事業*」による「伴走型相談支援*」が開始され、妊娠期から切れ目のない支援体制の充実強化が図られています。

（2）子育て期（新生児から乳幼児期）

ア 保護者（母親・父親等）

- 産後うつや母体等の健康状態の確認、新生児への虐待予防等を図る観点から、出産後間もない時期の産婦に対する健康診査の重要性が指摘され、国では平成29年度（2017年度）に「産婦健康診査事業」が創設され、令和5年（2023年）10月現在県内11市町で実施されています。
- 産後うつの予防や新生児への虐待予防の観点から、県内全市町で「産婦健康診査事業」が実施され、県内の産婦が健診を受けられる体制を整える必要があります。
- 令和3年度（2021年度）の「ハイリスク妊産婦・新生児援助事業」の産婦の連絡件数は、1,896件で、ハイリスク連絡票の内容は、産婦の精神面からの連絡が多く、育児不安1,218件、精神疾患349件、マタニティブルー34件（重複あり）となっています。
- 市町では、「ハイリスク妊産婦・新生児援助事業」で連絡を受けた産婦に対して個別支援を行っており、令和3年度の初回指導実施率は95.5%、要継続フォロー対象者の事後指導実施率は98.9%となっています。
- 令和3年度（2021年度）の「乳幼児健康診査」の4か月健診において、「産後、退院してから

の1か月程度、助産師や保健師等からの指導・ケアは十分に受けることができましたか。」の設問で「はい」と回答した母親の割合は85.8%で、全国の86.2%より低くなっています。

○ 県では、産前産後ケア等の体制整備の推進や関係機関の連携強化を図るため、関係機関による「妊産婦ケア検討会」を開催しています。

○ 県では、妊産婦のメンタルヘルスについて、支援が必要な人に、産科、精神科、地域が連携して支援できるよう、「妊産婦メンタルヘルス医療連携事業」を滋賀県産科婦人科医会に委託し実施しています。本事業において産後うつ等の診療体制が検討され、産科と精神科の連携が円滑に進むように取組を行っています。

○ 産婦人科医療機関や市町の「子育て世代包括支援センター（母子健康包括支援センター）」の相談支援や「産後ケア事業*」（心身のケアや育児サポート等）の活用等により、育児不安が軽減するように支援するとともに、精神疾患のある人には必要な医療が受けられるよう、産科、精神科、行政機関との連携体制の充実が必要です。

○ 「産前・産後サポート事業」（保健師・助産師等の専門職や子育て経験者等による相談支援）や「産後ケア事業」が全市町で実施されています。県内の産後ケア事業の令和4年度の利用者（実人数）は、短期入所型132人、通所型116人、訪問型137人で増加傾向となっています。また、令和5年度より、「産後ケア事業」の対象者が「出生後1年以内の母子であって、産後ケアを必要とする者」に拡大されました。

○ 県では、産後ケアを実施する助産師等の従事者が、質の高い技術を持って母子へのケアが行えるよう「産後ケア従事者研修会」を県助産師会に委託して実施しています。令和4年度（2022年度）はオンデマンドで開催し457人の参加がありました。

○ 「産後ケア事業」の利用対象者が令和5年度から拡大されたため、今後、利用者が増加すると考えられます。事業実施施設が限られており、受け入れ施設の確保が今後の課題です。

○ 令和3年度（2021年度）の「積極的に育児をしている父親の割合」は、3・4か月児65.5%、1歳6か月児64.4%、3歳児60.0%で全国平均より低くなっています。また、男性の育児休業取得率は、令和4年度21.8%で年々上昇傾向となっています。

○ 今後、職域とも連携しながら、父親に育児参加してもらえよう啓発するとともに、育児に必要な知識や技術を習得できるよう個別支援や父親教室等の父親向けの支援を実施する必要があります。

○ 令和3年度（2021年度）の各「乳幼児健康診査」において、「ゆったりとした気分でこどもと過ごせる時間がある保護者の割合」は、3・4か月児87.9%、1歳6か月児79.2%、3歳児73.0%で、全国平均より低くなっています。

○ 令和3年度（2021年度）の各「乳幼児健康診査」における「体罰や暴言、ネグレクト*等によらない子育てをしている親の割合」は、3・4か月児94.5%、1歳6か月児85.3%、3歳児70.9%となっています。

○ 令和3年度（2021年度）の各「乳幼児健康診査」における「不適切な養育（養育者側の問題）」の割合は、4か月健診6.9%、10か月健診8.2%、1歳6か月健診7.6%、3歳6か月健診7.5%となっています。

○ 県内市町の「乳幼児健康診査」対象者のうち、市町が子どもの状況を把握している対象者の割合は、令和3年度（2021年度）、3・4か月児99.3%、1歳6か月児96.9%、3歳6か月児96.2%で全数把握には至っていません。

- 県内の児童虐待に関する相談件数は、令和3年度（2021年度）は8,301件、うち、0歳から学齢前までの相談件数は、2,976件（35.9%）で令和2年度（2020年度）より増加しています。
- 「乳幼児健康診査」における未受診者の全ての子どもの状況を把握するとともに、「乳幼児健康診査」等で親子と関わる時は、虐待のリスクや養育の状況について確認し、虐待のリスクがある場合は、必要な相談・支援を実施し、関係機関とも連携しながら虐待予防に努める必要があります。
- 「育てにくさを感じたときに対処できる親の割合」は、平均78.1%（3・4月児77.4%1歳6か月児75.5%、3歳児81.3%）で、国の平均より低くなっています。
- 育てにくさを感じている親への相談支援や保健、医療、福祉、教育などの関係機関が連携し、発達上の支援を必要とする子どもやその家族等に対する支援体制の充実が必要です。
- 令和6年（2024年）4月から市町において、「子ども家庭センター*」の設置が努力義務となり、母子保健と児童福祉が一体的に相談支援を行う体制となる予定です。
- 県では、思春期の子ども達や子育て期の保護者等に対して身体的、精神的、社会的側面から多面的に捉えた専門的な健康教育、健康相談を実施し、子どもの健康の保持増進と子どもの心の安らかな発達の促進および育児不安を図ることを目的に「子育て・女性健康支援事業」を実施しています。

イ 子ども

- 令和3年度（2021年度）の「ハイリスク妊産婦・新生児援助事業」の新生児の連絡件数は、1,178件でそのうち、低出生体重児629件、身体的な問題が586件となっています。
- 市町では、「ハイリスク妊産婦・新生児援助事業」で連絡を受けた新生児に対して個別支援を行っており、令和3年度（2021年度）の初回指導実施率は93.7%、要継続フォロー対象者の事後指導実施率は97.9%となっています。
- 障害の予防と早期発見のため、全ての子どもを対象に先天性代謝異常検査*の公費負担を実施しています。平成24年度（2012年度）からは、新たな検査法（タンデムマス法）を導入し、平成29年度（2017年度）からは20疾患を対象として実施しています。
- 近年、20疾患以外でも先天性代謝異常検査ができる疾患が増えてきていることから、早期発見により、障害が予防できるものは新たに検査の公費負担等検討していく必要があります。
- 聴覚障害の早期発見・早期療育が図られるよう、全ての子どもを対象として聴覚検査を実施することが重要とされています。令和5年（2023年）5月現在、県内の分娩を取り扱う産婦人科医療機関27か所中、26か所において新生児聴覚検査が実施されており、県内全市町で公費負担が実施されています。全ての子どもが検査を受けられているか、新生児聴覚検査でリファー*となった子どもが、その後専門医療機関に受診できたか確認ができていない子どもがいます。
- 子どもの成長・発達において新生児聴覚検査による異常の早期発見は重要です。全ての子どもが、新生児聴覚検査が受検できるようになるとともに、新生児聴覚検査でリファーとなった子どもが、その後も適切にフォローができる体制を構築する必要があります。
- 子どもの弱視は、外観や行動に現れないこともあるため、問診や視力検査だけでは見落とされるケースがあり、屈折検査*が視覚異常のスクリーニングに有効とされています。県内では、令和5年度（2023年度）中に全市町において「乳幼児健康診査」の中で、屈折検査が導入されることとなりました。
- 屈折検査は新たに導入された検査のため、適切に検査が実施され、異常の早期発見につながっ

ているか、継続的にフォローされているか精度管理を行っていく必要があります。

- 市町の「乳幼児健康診査」の受診率は、令和3年度（2021年度）は、4か月健診で97.9%、1歳6か月95.5%、3歳6か月健診94.1%で新型コロナウイルス感染症が流行していても高い健診受診率を維持するなど、障害の早期発見と事後指導のための乳幼児健診システムは定着してきています。
- 県内市町で発達相談を行った令和3年度（2021年度）の実人数は4,226人で年々増加傾向にあります。
- 発達障害のある子どもは、早期から発達段階に応じた一貫した支援を行うことが重要なため、保健・医療・福祉・教育機関が連携して支援ができる体制の構築が必要です。
- 令和3年度（2021年度）の「乳幼児健康診査」で、要精密検査となった子どもの精密健診の受診率は、令和3年度で4か月健診89.0%、10か月健診89.2%、1歳6か月健診91.9%、2歳6か月健診87.8%、3歳6か月健診81.5%で精密検査を受診できていない子どもがいます。
- 病気や障害が見過ごされた場合、子どもの成長・発達に大きく影響が及ぶことが考えられる。精密検査が受診できたか確認し、受診していない子どもには確実に受診できるよう受診勧奨をしていく必要があります。
- 県（小児保健医療センター）では、「乳幼児健康診査」等における障害の早期発見、早期支援が適切に行われるよう「乳幼児健診従事者研修会」の開催や、市町への技術協力、精密検査を行っています。

図2-1-2-1

滋賀県と全国の低出生体重児の割合

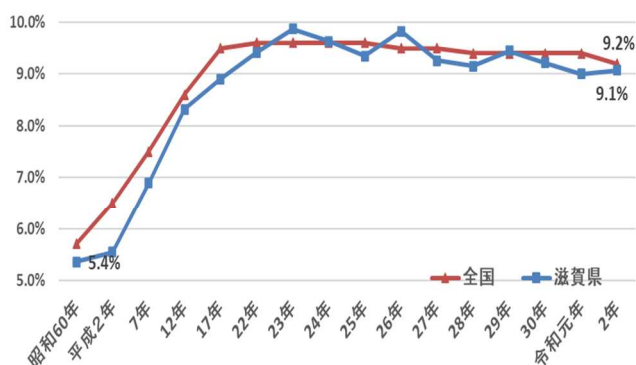
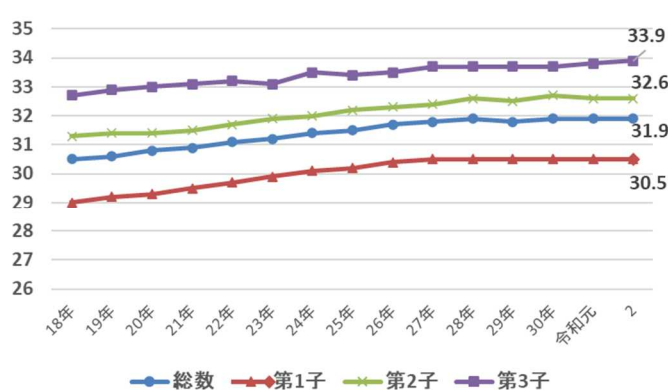


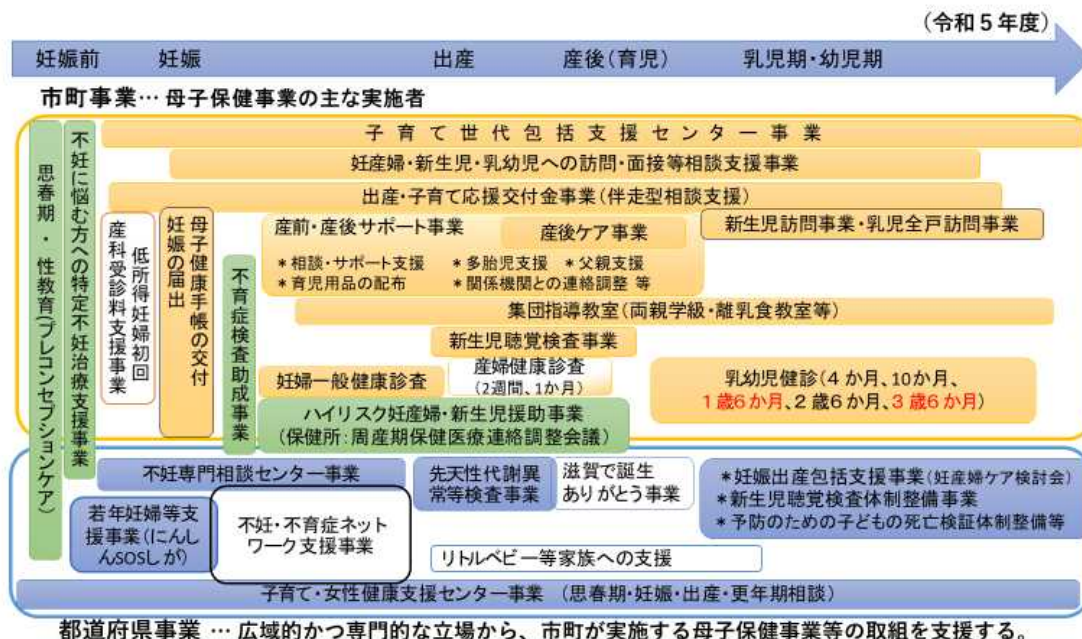
図2-1-2-2

出生順位別にみた母の平均年齢の推移



出典：「人口動態統計」（厚生労働省）

図2-1-2-3 滋賀県の母子保健関連施策の体系



具体的な施策

(1) 県民にプレコンセプションケアの理解が広がり、若者が健康な生活を送ることができる

ア 子ども・若者へのプレコンセプションケアの推進

- 県は、教育機関等の関係機関と連携し、小学校、中学校、高校等で、若い頃から健康な身体づくりを行うとともに、望まない妊娠を避けること、ライフサイクルの適した時期での妊娠・出産など、正しい知識の普及に努めます。また、教職員が使用できる教育媒体を開発するとともに、各学校の希望に応じた専門講師の派遣や教職員向けの研修会を開催します。さらに、保育所や幼稚園と連携し、園児に、命の大切さや性に関する教育が実施されるよう努めます。
- 市町や県は、女性の子宮頸がんの発症を予防するため、HPV ワクチンの接種について啓発等を行います。

イ 県民全体へのプレコンセプションケアの啓発

- 県は、啓発動画や、一般県民向けの啓発資材や教育資材等を作成し、市町や他関係機関とも連携し、県民に広く啓発活動を行います。職域とも連携を行い、職域における出産・子育てについての理解の促進に努めます。また、研修会の開催を希望する団体や会社、地域等に専門の講師を派遣し、検査や健診の受診、心身の健康を保つことの重要性、ライフプランを考えるの大切さなどプレコンセプションケアの理解・促進に努めます。

ウ プレコンセプションケア推進体制の構築

- 県は、プレコンセプションケアを推進していくため、関係機関や専門家とともに県の現状と課題、推進のために必要な施策について検討する「プレコンセプションケア推進会議」を開催します。

(2) 妊婦が安心・安全に出産できる

ア 安全・安心な出産のための相談・支援

- 市町や県は、ICT(アプリ、マイナポータル、ホームページ)や広報紙等を活用し、必要な情

1 報が妊婦やその家族に届くように情報発信を行います。

2 ○ 市町は、妊娠期からの切れ目のない「伴走型相談支援」を実施し、「母子健康手帳」交付時
3 の面談や相談時に「母子健康手帳別冊」やリーフレット等を用いて情報提供を行います。面談
4 では、安心・安全な出産が迎えられるよう、睡眠や休息の重要性、喫煙や飲酒をやめること、
5 栄養バランスのとれた食生活、感染症予防、「妊婦健康診査」や歯科健診の大切さ等について
6 啓発していきます。また、外国人の方でも、安心して出産・子育てできるための情報提供や相
7 談支援ができるよう検討し実施します。

8 ○ 市町は、親の経済状況に関わらず、出産に向けて、必要な健診の受診や出産の準備ができる
9 よう、全妊婦を対象とした、「妊婦健康診査」・「産婦健康診査」の公費負担や「出産子育て
10 応援交付金」等の経済的支援を行うとともに経済的に困窮している妊婦には福祉部門と連携し
11 て支援を行います。

12 ○ 市町の「子育て世代包括支援センター（母子健康包括支援センター）」では、相談を随時実
13 施するとともに、市町の状況に応じた「産前・産後サポート事業」、「両親学級」等を実施し、
14 妊婦や家族の悩みや不安が軽減されるよう取り組むとともに、妊産婦のメンタルヘルスについ
15 て、妊婦や家族に周知を図ります。

16 ○ 医療機関は、妊婦や産婦の健康診査時の指導や相談を実施し、母親（両親）学級を開催する
17 など、妊婦や家族の不安の軽減等に努めます。また、「ハイリスク妊産婦・新生児援助事業」
18 の対象となる妊婦は、市町に連絡し、市町と連携しながら支援を行います。

19 ○ 保健所（健康福祉事務所）は、「周産期保健医療連絡調整会議」を開催し、ハイリスク妊婦
20 の状況、市町の支援状況等の情報を収集し、「ハイリスク妊産婦・新生児援助事業」の効果的
21 な実施方法を検討します。また、県は、「ハイリスク妊産婦・新生児援助事業検討会」を開催
22 し、本事業の評価・検討を行い、関係機関との調整やガイドラインの整備を行います。

23 ○ 県は、思春期の子ども達や子育て期の保護者等に対して身体的、精神的、社会的側面から多
24 面的に捉えた専門的な健康相談を実施し、子どもの健康の保持増進と子どもの心の安らかな発
25 達の促進および育児不安の軽減を図る「子育て・女性健康支援事業」や、予期せぬ妊娠などに
26 より、身体的、精神的な悩みや不安を抱えた若年妊婦等が、身近な地域で必要な支援を受けら
27 れるよう「不安を抱えた若年妊婦等支援事業（にんしん SOS 滋賀）」を実施し悩んでいる人の
28 相談支援を行います。

29 ○ 県は、出生前検査（NIPT 等）で悩んでいる人の不安の軽減を図れるよう、相談体制の整備を
30 行います。

31 イ 不妊・不育に悩む方への支援の推進

32 ○ 県は、「不妊専門相談支援センター」において、個別相談を実施し、不妊・不育に悩む方へ
33 の治療に関する情報提供や医療機関の紹介等を行います。また、不妊・不育に悩む方を対象と
34 した講演会や支援者向けの専門研修会を開催します。

35 ○ 県は、当事者同士の繋がりが重要であることから、不妊や不育に関し、当事者をサポートす
36 る民間団体への支援や連携に努めます。

37 ○ 不妊治療は、令和5年4月から健康保険の適用となりました。県や市町は、不妊症や不育症に
38 おいて、保険適用の対象でない検査等の公費負担等について、国の動向や当事者の状況を踏ま
39 えて支援の検討を行います。

40 ○ 不妊治療は通院回数の多さや精神的負担が大きいことから、県は不妊治療と仕事の両立に向

けた機運の醸成を図ることを目的に、企業を対象に「不妊治療と仕事の両立支援事業」を実施し啓発等を行います。

- 市町や医療機関は、死産や流産を経験した人の多くは、子どもを亡くした後に辛さを感じ、日常生活に支障をきたすこともあるため、個別の状況に応じた相談支援を実施します。

ウ 安心して出産できる体制の構築

- 県は、「周産期医療等協議会」や「周産期医療等協議会検討部会」、「分娩のあり方検討会」等を通じて、県の周産期医療提供体制の課題とその対応について検討し、安心して出産できる体制が継続していけるよう関係機関と連携して取り組みます。
- 県は、市町での「産後ケア事業」や「産前・産後サポート事業」の取組の推進等、県内の妊産婦支援体制が整備されることを目的に、妊産婦ケア検討会を開催します。

(3) 保護者（母親、父親等）が孤立せず、心身ともに健康な状態で子育てができる。

ア 滋賀で子どもを産み育てたいと思う機運の醸成

- 市町では、それぞれの市町の状況に応じて、「子育て支援施策」や「保健福祉サービス」の充実に努め子育てしやすいまちづくりに継続して取り組みます。
- 県は、「滋賀で誕生ありがとう事業」を実施し、県内で生まれた子どもやそのご家族へ「おめでとう、ありがとう」のメッセージや地場産の記念品と企業からの協賛品を届け、社会全体で出産や子育てを応援しようという機運を高めます。
- 県は、「すまいる・あくしょん事業」（子どもたちの声をもとに作成した子どもの笑顔を増やすための滋賀発の行動様式）を実施し、企業や団体・地域と協働して県民全体で子育て世代を応援します。
- 県は、「淡海子育て応援団事業」で、子育て家庭を応援するサービスの提供を行っている事業所を登録し、そのサービス内容をホームページで発信する等、子育てしやすい県を目指します。

イ 育児や子育てに関する相談支援体制の充実

- 市町や県は、子育て期に必要な情報を ICT（アプリ、マイナポータル、ホームページ）や広報紙等を活用し、情報発信に努めます。また、外国人の方でも、安心して出産・子育てをするための情報提供や相談支援を各市町で検討して実施します。
- 市町は、妊娠期からの切れ目のない「伴走型相談支援」を継続し、出生後は、「新生児訪問事業」、「乳幼児全戸訪問事業」、「産前・産後サポート事業」、「乳幼児健康診査」や各種教室等の場を通じて、育児や子育てに悩んでいる人への相談支援を行います。
- 小児科医療機関は、健診や予防接種等で保護者が小児科に来院した際、保護者が子育ての悩みや心身の不調があるか確認し、必要な場合は、適切な相談窓口を紹介するなどの相談・支援を行います。
- 県は、子育て期の保護者等に対して身体的、精神的、社会的側面から多面的に捉えた専門的な健康相談を実施し、子どもの健康の保持増進と子どもの心の安らかな発達の促進および育児不安の軽減を図る「子育て・女性健康支援事業」を実施します。

ウ 精神的・身体的・経済的問題を抱えないための育児・子育て負担の軽減

- 県や市町は、関係機関と連携して、保護者が悩みを抱え込まず、子育てがしやすい地域づくりに努めます。

- 市町では、産婦に産婦健康診査を受診してもらえるよう公費助成を行います。医療機関や助産所は、産婦健康診査を実施し、心身に不調がみられた場合は、市町や精神科等の医療機関と連携し必要な支援に繋がります。
- 市町は、父親が育児参加できるよう、市町の状況に応じて父親向けの事業を実施します。
- 県は、母子保健に関する会議に職域代表者にも参加してもらう等、連携を強化し父親が育児参加しやすい方策を検討し、実施します。
- 市町は、「産後ケア事業」を出生後1年以内の母子に対して実施し、心身のケアや育児サポート等の支援を行い、産後も安心して子育てができる支援を行います。
- 県は、支援が必要な妊産婦に対して、産科、精神科、地域が連携して支援することを目的に「妊産婦メンタルヘルス医療連携検討会」や「妊産婦メンタルヘルスケア研修会（産科・精神科の合同研修会）」、産後ケアを提供する助産師等の資質向上のための「産後ケア従事者研修会」を引き続き実施します。
- 市町と県、産後ケア実施機関は、市町と産後ケア実施機関との間で、利用者が広域利用できるよう集合契約の締結を目指します。
- 産科医療機関は、ハイリスク産婦を「ハイリスク妊産婦・新生児援助事業」に基づき市町と連携しながら支援します。
- 市町の「子育て世代包括支援センター（母子健康包括支援センター）」では、「ハイリスク妊産婦・新生児援助事業」の対象者や、不適切な養育の状態等にある保護者には、支援プランを作成し、個別に応じた必要な支援を行います。経済的な支援が必要な家庭は福祉部門と連携し必要な経済的支援を行います。
- 保健所（健康福祉事務所）は、「周産期保健医療連絡会議」を開催し、支援した事例の評価・検討を行い、産科等医療機関と行政機関の連携強化に努めます。
- 市町は、低出生体重児や多胎児、医療的ケア児*等の保護者や若年や育児不安の強い保護者、被虐待歴があるなど子育てに困難を抱えやすい保護者には、自助グループとも連携し、必要な支援を行います。

(4) 子どもが必要な支援を受けながら、健やかに成長・発達できる。

ア 子どもの病気や障害を早期発見・早期対応

- 市町は、子どもの保護者への相談支援や「乳幼児健康診査」等を通して、子どもの病気や障害が早期発見・早期対応されるように努めます。
- 県は産科医療機関や助産所等と連携し、全ての子どもに新生児聴覚検査が実施されるよう、体制を整備します。また、リファールと判定された子どもが確実に専門医療機関に繋がり、その後も必要な支援を受けられるよう精度管理を行いながら体制整備を進めます。
- 県は、全ての子どもに20疾患を対象とした先天性代謝異常検査を実施します。また、20疾患以外でも先天性代謝異常検査ができる疾患が増えてきていることから、国の動向もみながら、早期発見により、障害が予防できる疾患は検査の公費負担等を検討していきます。
- 市町は、各「乳幼児健康診査」にて要精密検査となった子どものフォローアップを確実にを行い、全員が適切に医療精密検査に繋がるよう支援します。
- 県（小児保健医療センター）は、市町の職員が、「乳幼児健康診査」を適切に実施できるよう「乳幼児健診従事者研修会」や技術的な支援を引き続き実施します。

- 県は、「乳幼児健康診査(一次)保健指導用手引書」について、5年に1回を目途に改訂します。改定した「乳幼児健康診査(一次)保健指導用手引書」は、各市町に配布し乳幼児健診の質の維持向上を図ります。
- 「乳幼児健康診査」で実施される屈折異常検査は、令和5年(2023年)中に県内全市町に導入されました。市町や保健所(健康福祉事務所)、県は、適切に検査が実施され、異常と判定された子どもがフォローアップできているか精度管理を実施します。
- 市町は、「乳幼児健康診査」等を通して、発達障害児を早期に発見し、早期に支援が開始できるよう体制整備を行います。
- 市町は、妊婦のHTLV-1、B型肝炎検査の公費負担を実施し、子どもへの母子感染を予防します。
- 産科医療機関は、「ハイリスク妊産婦・新生児援助事業」の対象となる子どもは、速やかに市町に連絡し、市町と連携し支援します。
- 市町や県は、「母子健康手帳別冊」やその他の啓発資材、広報誌等を通じて、「#8000小児救急電話相談」等、子どもの状態に応じた適切な医療機関の受診を啓発します。

イ 虐待リスクの早期発見、虐待、虐待疑児への支援

- 市町は、「乳幼児健康診査」において未受診者の把握を徹底し、不適切な養育を把握した場合や虐待の連絡を受けている保護者には、福祉部門や関係機関と連携しながら支援を行います。また育児不安の解消や育児負担の軽減に努めるなど、虐待を未然に予防できるよう支援します。
- 各市町では令和6年(2024年)4月から、「子ども家庭センター」の設置が努力義務となるため、「子ども家庭センター」設置後も、医療・保健・福祉機関が連携して支援を実施します。
- 保健所(健康福祉事務所)や県は「担当者会議」や情報交換、研修会の開催等を行い、市町の技術的支援を行います。

ウ こどもの事故予防

- 県は、「滋賀県CDR体制整備モデル事業」を継続し、死亡事例から予防可能な子どもの死亡について検討を行います。また、検討結果から明らかになった予防対策は、再び同じような事故が起こらないよう、関係機関への啓発や研修会を実施します。
- 県や市町は、保育所やこども園、産後ケア事業施設等と連携して各施設に事故予防対策やマニュアル整備を進めます。
- 市町や県、医療機関等は、家庭での事故予防を保護者に啓発します。

1 「数値目標」

目標項目	現状値	目標値(R11)	備考
目指す姿（分野アウトカム）			
ゆったりとした気分でもと過ごせる時間がある保護者の割合	3・4か月児：87.9% 1歳6か月児：79.2% 3歳児：73.0%（R3）	3・4か月児：92% 1歳6か月児：85% 3歳児：77%	
育てにくさを感じた時に対処できる親の割合	平均：78.1% 3・4か月児：77.4% 1歳6か月児：77.5% 3歳児：81.3%（R3）	平均 90%	
児童・生徒における痩身傾向児の割合	10歳(小学5年生) 男子:3.72%、女子:2.85% 13歳(中学2年生) 男子:2.84%、女子:4.54% 16歳(高校2年生) 男子:2.36%、女子:2.69% (R3)	16歳女子 1.0% その他は減少	
取り組みの方向性（中間アウトカム）			
1 県民にプレコンセプションケアの理解が広がり、若者が健康な生活を送ることができる			
十代の人工妊娠中絶率	3.1（R3）	減少	
十代の性感染症罹患率	性器クラミジア感染症 0.45（5人） 淋菌感染症 0.27（3人） 尖圭コンジローマ 0.09（1人） 性器ヘルペスウイルス感染 0.09（1人） 梅毒 2 ※実数による報告 (R3)	減少	
全出生中の低出生体重児の割合	1,500g未満：0.9% 2,500g未満：9.1%（R3）	減少	
HPVワクチンの定期接種接種率	1回目 8.8%、2回目 7.9%、 3回目 6.0%（R3）	検討中	
朝食を欠食するこどもの割合	（確認中）	減少	
高校生の喫煙率	0.5%（R4）	0%	
高校生の飲酒率	2.8%（R4）	0%	
プレコンセプションケアについて知っている県民の割合	—	20%	
2 妊婦が安心・安全に出産できる			
周産期死亡率	1.7（R3）	全国平均より低い	
新生児死亡率	0.6（R3）	全国平均より低い	
妊産婦死亡率	0（R3）	全国平均より低い	
妊娠11週以内での妊娠の届出率	96.7%（R3）	増加	
全出生中の低出生体重児の割合（再掲）	1,500g未満：0.9% 2,500g未満：9.1%（R3）	減少	

目標項目	現状値	目標値(R11)	備考
妊婦の喫煙率	1.9% (R3)	0%	
妊婦の飲酒率	0.7% (R3)	0%	
BMI18.5未満の20～30歳代の女性の割合	20.9% (R4)	15%	
「ハイリスク妊産婦・新生児援助事業」における、妊婦の支援実施率	初回指導実施率：85.9% 要継続フォロー対象者の事後指導実施率：100% (R3)	初回指導実施率：100% 要継続フォロー対象者の事後指導実施率：100%	
3 保護者（母親・父親等）が孤立せず心身ともに健康な状態で子育てができる			
産後1か月時点での産後うつ のハイリスク者の割合	(確認中)	全国平均より低い	
産後ケア事業の利用率	—	増加	
積極的に育児をしている父親の割合	3・4か月児：65.5% 1歳6か月児：64.4% 3歳児：60.0% (R3)	増加	
男性の育児休業取得率	21.8% (R4)	50%	
妊娠・出産について満足している人の割合	85.8% (R3)	増加	
乳幼児健診における不適切な養育の割合	3・4か月児：6.9% 1歳6か月児：6.3% 3歳児：7.5% (R3)	減少	
「ハイリスク妊産婦・新生児援助事業」における、産婦の支援実施率	初回指導実施率：93.7% 要継続フォロー対象者の事後指導実施率：97.9% (R3)	初回指導実施率：100% 要継続フォロー対象者の事後指導実施率：100%	
4 子どもが必要な支援を受けながら、健やかに成長発達ができる			
朝食を欠食するこどもの割合	(確認中)	減少	
乳幼児期に体罰や暴言、ネグレクト等によらない子育てをしている親の割合	3・4か月児：94.5% 1歳6か月児：85.3% 3歳児：70.9% (R3)	増加	
乳幼児健診対象者のうち、市町が児の状況を把握している割合	3・4か月児：98.5% 1歳6か月児：95.9% 3歳児：94.3% (R3)	100%	
乳幼児健診で要精密検査となった児の精密検査受診率	3・4か月児：89.0% 1歳6か月児：91.9% 3歳児：81.5% (R3)	100%	
「ハイリスク妊産婦・新生児援助事業」における、新生児の支援実施率	初回指導実施率：95.5% 要継続フォロー対象者の事後指導実施率：98.9% (R3)	初回指導実施率：100% 要継続フォロー対象者の事後指導実施率：100%	

1
2
3
4
5
6

1 《ロジックモデル》

番号	具体的な施策（アウトプット）

1	子ども・若者へのプレコンセプションケアの推進
	-1 小学校・中学校・高校等で年齢に応じた健康教育の実施（学校等）
	-2 中学校・高校等における健康教育に必要な媒体、教育内容の開発（県）
	-3 各学校の実態や必要に応じた健康教育を実施するための専門的知識を持つ講師を学校等へ派遣する（県）
	-4 教職員向け研修会の開催（県）
	-5 若者を対象に自分の身体の状況を知るための検査や健診受診の啓発（県、市町）
	-6 幼稚園や保育所で、いのちの大切さや、性に関する教育を実施（保育所、幼稚園等）
	-7 HPVワクチン接種の啓発（市町、県）

2	県民全体へのプレコンセプションケアの啓発
	-1 県民に対し広くプレコンセプションケアの啓発の実施（市町、県）
	-2 職域と連携して、職場における出産・子育ての理解の促進（県）
	-3 必要な健康教育・研修を実施するための講師の派遣（県）

3	プレコンセプションケア推進体制の構築
	-1 プレコンセプションケア検討会の開催（県）

4	安全・安心な出産のための相談・支援
	-1 母子健康手帳交付時の面談、相談、リーフレット等による情報提供（市町）
	-2 ICT（アプリ、マイナポータル、ホームページ）や広報を活用した情報発信（市町・県）
	-3 子育て女性健康支援センターでの相談の実施（県）
	-4 にんしんSOSしがでの相談の実施（県）
	-5 子育て世代包括支援センター（母子健康包括支援センター）における相談の実施（市町）
	-6 産前・産後サポート事業の実施（市町）
	-7 妊婦健診時の指導、相談支援（医療）
	-8 母親（両親）学級等による支援（市町・医療）
	-9 妊娠期からの切れ目のない伴走型相談支援（市町）
	-10 ハイリスク妊産婦・新生児援助事業の実施（市町・県）
	-11 妊娠中の齲胎、歯周疾患の予防・改善の取組（市・歯科医療）
	-12 外国人の方でも、安心して出産・子育てできるための情報提供、相談支援（市町）
	-13 妊婦健診・産婦健診・出産子育て応援交付金等の経済的支援（市町）
	-14 出生前検査（NIPT等）の正しい理解のための啓発、相談支援（医療、県）
	-15 周産期保健医療連絡会議の開催（保健所）
	-16 ハイリスク・新生児援助事業検討会の開催（県）

5	不妊・不育に悩む方への支援の推進
	-1 不妊専門相談センターでの不妊・不育・NIPTに関する専門相談（県）
	-2 不育症検査や不妊治療の助成（市町、県）
	-3 不妊治療と仕事の両立支援事業の実施（県）
	-4 死産・流産を経験された方への相談支援（市町、医療）
	-5 不妊や不育に関する民間団体活動への支援と連携（県）

6	安心して出産できる体制の構築
	-1 周産期協議会（検討部会・分娩のあり方検討部会）の開催（県、保健所（ブロック）、医療）
	-2 妊産婦ケア検討会の開催（県）

番号	取組の方向性（中間アウトカム）

1	県民にプレコンセプションケアの理解が広がり、若者が健康な生活を送ることができる
	-1 子どものころから、プレコンセプションケア等を実践し健康な生活を送ることができる
	-2 県民全員がプレコンセプションケアについて知る機会がある
	-3 プレコンセプションケアの推進体制が構築できる
	①十代の人工妊娠中絶率
	②十代の性感染症罹患率
	③全出生中の低出生体重児の割合
	④HPVワクチンの定期接種接種率
	⑤朝食を欠食するこどもの割合
	⑥高校生の喫煙率
	⑦高校生の飲酒率
	⑧プレコンセプションケアについて知っている県民の割合

2	妊婦が安心・安全に出産できる
	-1 妊娠・出産に関する必要な情報を得られ、困った時に必要な相談・支援を受けることができる
	-2 妊娠を希望しているが、妊娠・出産が難しい場合に、治療や相談を受けることができる
	-3 滋賀県で安心して出産できる
	①周産期死亡率
	②新生児死亡率
	③妊産婦死亡率
	④妊娠11週以内での妊娠の届出率
	⑤全出生中の低出生体重児の割合（再掲）
	⑥妊婦の喫煙率
	⑦妊婦の飲酒率
	⑧BMI18.5未満の20～30歳代の女性の割合
	⑨ハイリスク妊産婦・新生児援助事業における、妊婦の対象者の支援実施率

番号	目指す姿（最終アウトカム）

1	県民が妊娠・出産・子育てについて正しい理解を深め、全ての子どもが心身ともに健やかに生まれ育ち、育つことができる
	①ゆったりとした気分で子どもと過ごせる時間がある保護者の割合
	②育てにくさを感じた時に対処できる親の割合
指標	③児童・生徒における痩身傾向の割合

2
3

番号	具体的な施策(アウトプット)

7	滋賀で子どもを産み育てたいと思う機運の醸成
	-1 滋賀で誕生ありがとう事業の実施(県)
	-2 企業や団体・地域と協働して民全体で子育て世代を応援する(「すまいる・あくしょん」事業)(県)
	-3 淡海子育て応援団の実施(県)

8	育児や子育てに悩んでいる人への相談支援
	-1 ICT(アプリ、マイナポータル、ホームページ)や広報を活用した情報発信(再掲)(市町・県)
	-2 妊娠期からの切れ目のない伴走型相談支援(再掲)(市町)
	-3 新生児訪問事業・乳幼児全戸訪問事業等における相談支援(市町)
	-4 乳幼児健康診査での相談支援・保健指導(市町)
	-5 子育て女性健康支援センターでの相談(再掲)(県)
	-6 産前・産後サポート事業の実施(再掲)(市町)
	-7 小児科での健診・予防接種受診時の母親・父親への相談・支援(医療)
	-8 外国人の方でも、安心して出産・子育てできるための情報提供、相談支援(再掲)(市町)

9	精神的・身体的・経済的問題を抱えないための育児・子育て負担の軽減
	-1 産婦健康診査の実施(市町、医療、助産)
	-2 産後ケア事業の充実(市町)
	-3 妊産婦メンタルヘルスクア研修会の開催(支援者研修会)(県)
	-4 産後ケア研修会の開催(支援者研修会)(県)
	-5 妊産婦ケア検討会の開催(再掲)(県)
	-6 産後ケア事業の集合契約による広域利用の実施(市町、医師会、助産師会、県)
	-7 周産期保健医療連絡会議等による産科・精神科・行政機関との連携体制の構築(県、市町、医療)
	-8 子育て世代包括支援センター(母子健康包括支援センター)における支援プランの作成と支援の実施(市町)
	-9 子育てにかかる経済的な支援の実施(市町)
	-10 リトルベビー・多胎児等家族の支援(県、市町、医療)
	-11 多胎児・低出生体重児、若年保護者等のグループ支援、自助グループ、ピアカウンセリングの啓発(県、市町)
	-12 ハイリスク妊産婦・新生児援助事業の実施(再掲)(市町・県)

10	子どもの病気や障害を早期発見・早期対応
	-1 新生児・乳幼児への相談等支援事業の実施(市町)
	-2 新生児聴覚検査事業の体制整備(市町、県、医療)
	-3 先天性代謝異常検査の実施・拡充(県、医療)
	-4 乳幼児健康診査の実施(4か月～3歳6か月)と要精密検査児のフォローアップの実施(市町、医療)
	-5 乳幼児健診従事者研修会の実施(県)
	-6 乳幼児健康診査(一次)保健指導用手引書の作成・改訂(県)
	-7 乳幼児健康診査(屈折異常検査等)の精度管理の実施(県、市町、医療)
	-8 発達障害児の早期発見、早期に支援が開始できる体制の構築(県、保健所、市町)
	-9 HTLV-1、B型肝炎等の母子感染対策の実施(県、市町)
	-10 ハイリスク妊産婦・新生児援助事業の実施(再掲)(市町・県)
	-11 小児医療(救急・一般受診)の啓発(市町・県・医療)

11	虐待リスクの早期発見、虐待、虐待疑いへの支援
	-1 母子保健事業を通じた虐待リスクの発見と早期対応、予防支援(市町)
	-2 乳幼児健康診査未受診者の把握や未就園児の状況把握(市町)
	-3 医療・保健・福祉機関の連携体制の構築(市町、保健所、県)

12	こどもの事故予防
	-1 滋賀県CDR体制整備モデル事業の実施(県)
	-2 各施設での事故予防マニュアルの整備(各施設、県)
	-3 子どもの事故予防の啓発(市町、県、医療機関等)

番号	取組の方向性(中間アウトカム)

3	保護者(母親・父親等)が孤立せず心身ともに健康な状態で子育てができる
	-1 保護者(母親・父親等)が子どもが生まれてきて良かったと感じ、この地域で育てたいと思うことができる
	-2 育児や子育てに悩んだ時に相談することができる
	-3 精神的・身体的・経済的な問題を抱え込まず、周りの支援を受けながら子育てができる
	指標
	①ハイリスク妊産婦・新生児援助事業における、産婦の対象者の支援実施率
	②産後1か月時点での産後うつハイリスク者の割合
	③産後ケア事業の利用率
	④積極的に育児をしている父親の割合
	⑤男性の育児休業取得率
	⑥妊娠・出産について満足している人の割合
	⑦乳幼児健診における不適切な養育に割合

4	子どもが必要な支援を受けながら、健やかに成長発達ができる
	-1 病気や障害が早期に発見され、全ての子どもが健やかに成長・発達に対応ができる
	-2 虐待リスクがある家庭の把握ができ、適切な支援により虐待受けずに生活ができる
	-3 子どもの事故が予防できる
	指標
	①乳幼児期に体罰や暴言、ネグレクト等によらない子育てをしている親の割合
	②乳幼児健診対象者のうち、市町が児の状況を把握している割合
	③乳幼児健診で要精密検査となった児の精密検査受診率
	④ハイリスク妊産婦・新生児援助事業における、新生児の支援実施率

番号	目指す姿(最終アウトカム)

3 介護予防

目指す姿

- 県民が、主体的に疾病予防に取り組むとともに、地域の中で生きがいや役割を持つことで、心身ともに健やかな生活を送ることができている また、要介護状態になっても、重度化が予防・改善され、自分らしい暮らしができている

取組の方向性

- (1) 県民が要介護の原因となる疾病等の予防ができている
- (2) 県民が心身機能の維持向上、生きがいづくりや役割保持につながる場に参加できている
- (3) 県民が自身の能力を発揮することにより、心身機能の維持や要介護状態等の改善、重度化予防ができている

現状と課題

(1) 高齢者を取り巻く現状

- 本県における総人口に占める65歳以上の人口の割合（高齢化率）は、年々高くなっており、平成12年（2000年）に215,552人（高齢化率16.1%）であったものが、令和2年（2020年）では、365,311人（高齢化率26.4%）となっています。都道府県別に比較すると、低い順から5番目となっています。（国勢調査）
- 本県における65歳以上の要介護（要支援）認定者*数は、令和4年度（2022年度）末時点で68,521人であり、介護保険制度創設時（平成12年度（2000年度））と比較して約3倍となっています。また、65歳以上の第1号被保険者に占める認定者の割合は、近年はおおむね横ばいで推移しており、全国平均（約19.0%）と比較して、約1.1ポイント低い17.9%となっています。（介護保険事業状況報告）

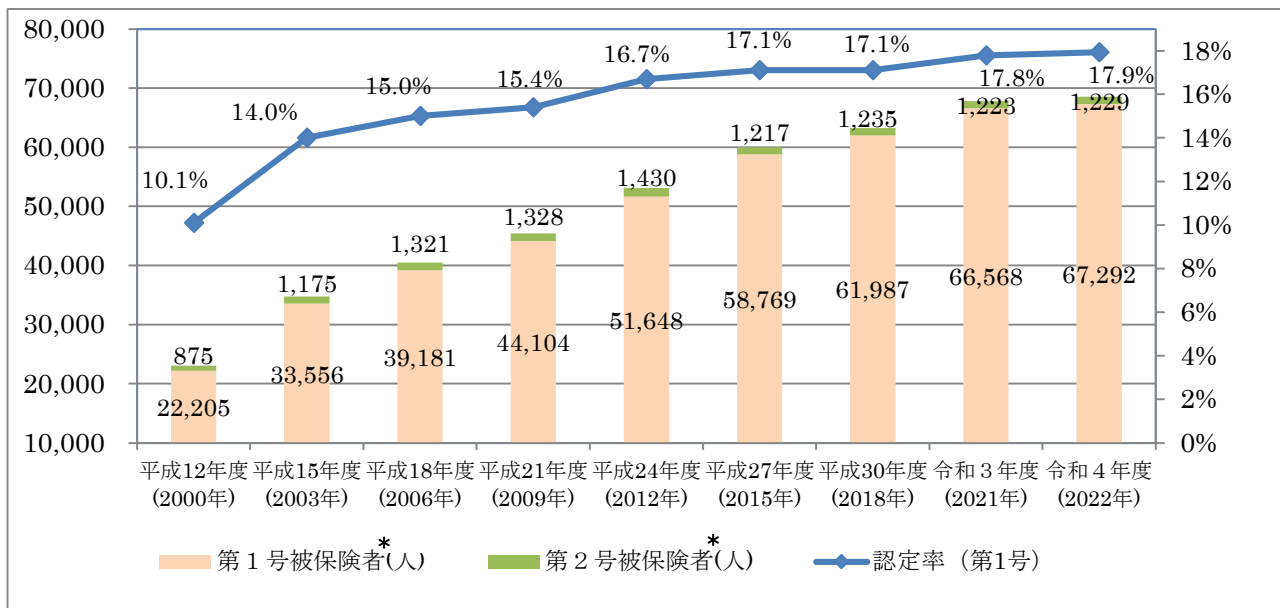
表 2-1-3-1 人口構造の推移

	平成12年(2000年)		平成22年(2010年)		平成27年(2015年)		令和2年(2020年)	
	滋賀県	全国	滋賀県	全国	滋賀県	全国	滋賀県	全国
総人口	1,342,832	126,925,843	1,410,777	128,057,352	1,412,916	127,094,745	1,413,610	126,146,099
40歳以上人口 (総人口に占める割合)	658,681 (49.1%)	65,633,374 (51.7%)	747,694 (53.5%)	72,366,148 (56.9%)	797,508 (57.0%)	75,761,015 (60.3%)	825,362 (59.7%)	76,881,698 (62.4%)
65歳以上人口 (")	215,552 (16.1%)	22,005,152 (17.3%)	288,788 (20.7%)	29,245,685 (23.0%)	337,877 (24.2%)	33,465,441 (26.6%)	365,311 (26.4%)	35,335,805 (28.7%)
70歳以上人口 (")	148,408 (11.1%)	14,899,213 (11.7%)	206,130 (14.8%)	21,035,512 (16.6%)	236,268 (16.9%)	23,821,574 (19.0%)	278,815 (20.2%)	27,260,537 (22.1%)
75歳以上人口 (")	89,574 (6.7%)	8,998,637 (7.1%)	140,289 (10.0%)	14,028,328 (11.0%)	158,340 (11.3%)	16,125,763 (12.8%)	182,545 (13.2%)	18,248,742 (14.8%)

出典：各年「国勢調査」（総務省）

注）総人口に占める割合は「年齢不詳」の人数を除いて算出（総人口には「年齢不詳」の人数を含む。）

図 2-1-3-2 要介護（要支援）認定者数と認定率の推移

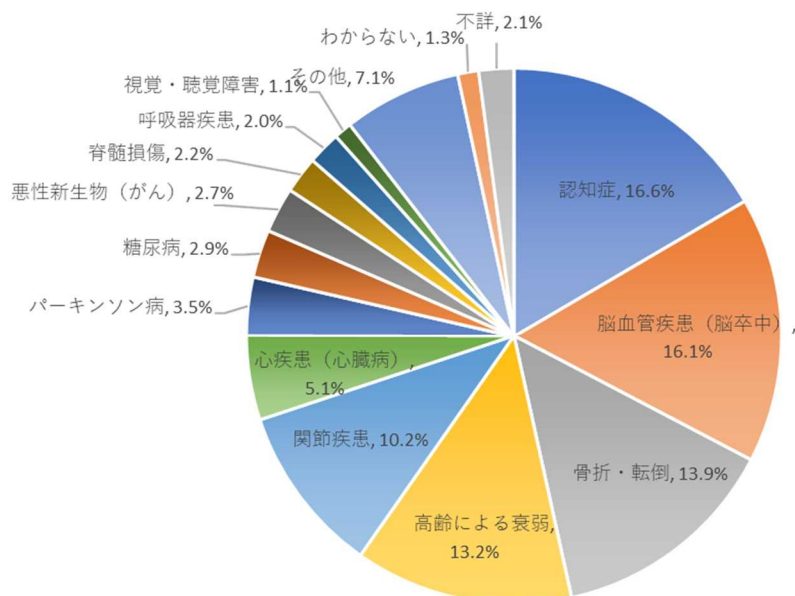


出典：各年度「介護保険事業状況報告」（厚生労働省）

※令和3年度・4年度は暫定値

- 介護を要する状態となった理由としては、「認知症」が最も多く、次いで「脳血管疾患（脳卒中）」、「骨折・転倒」となっています。（令和4年（2022年）国民生活基礎調査）
- 要介護の原因となる疾患等の予防のためには、若年世代から生涯を通じた健康づくりに取り組むことが重要です。また、要介護状態になっても、地域住民を含む支援者とともに、本人が主体的に望む生活を実現できるよう取り組む地域リハビリテーション*の推進や社会参加等により、重度化の予防や改善を図り、クオリティ・オブ・ライフ（QOL）の向上につなげていくことが求められます。
- 筋肉や骨、関節などの運動器の障害により、移動機能が低下した状態であることを「ロコモティブシンドローム（以下「ロコモ」という。）」といいます。その認知度は、平成28年度（2016年度）は30.6%、令和元年度（2019年度）は33.3%、令和4年度（2022年度）は31.2%と低い割合で横ばい状態となっていることから、引き続き周知啓発が必要です。（令和4年度（2022年度）滋賀の医療福祉に関する県民意識調査）
- また、ロコモの進行により、介護を必要とするリスクが高まることから、予防のための運動習慣の普及を図ることが必要です。

1 図2-1-3-3 介護を要する状態になった理由



出典：令和4年（2022年）「国民生活基礎調査」（厚生労働省）

○ 新型コロナウイルス感染症の影響により、フレイルに該当する対象者が増加傾向にあるとの調査結果が報告されています^注。本県においても「外出の機会が減った」「人と話す機会が減った」「趣味活動や社会参加の頻度が減った」との調査結果が出ており、外出機会の減少に伴って、運動や社会参加等の機会が減少し、心身の健康に悪影響を及ぼしたものと推測されます。（令和4年度（2022年度）滋賀の医療福祉に関する県民意識調査）

○ フレイルの予防には、「社会参加（就労、余暇活動、ボランティアなど人とのつながり）」、「栄養（食・口腔機能）」、「身体活動（運動、社会活動など）」の観点からの取組が重要とされており、フレイル対策の一層の充実が必要です。

^注 国際医療福祉大学が2023年にまとめた栃木県大田原市の調査分析によると、フレイルに該当する対象者の割合は、2017年に11.5%だったものが、2020年には16.4%、2021年には17.4%と増加がみられたことが報告されています。（<https://otawara.iuhw.ac.jp/topics/2023/07/14036.html>）

（2）介護予防事業の取組状況

○ 介護予防の推進にあたっては、高齢者の心身機能高めるとともに、高齢者が地域の中で生きがいや役割を持って主体的に活動できる地域づくりを展開していくことが重要です。県には、各地域での取組が効果的に展開されるよう、好事例の提供や伴走支援など必要な支援を行うことが求められます。

○ 市町では、地域の実情に応じた取組として、いきいき百歳体操やウォーキング教室など、要支援者等への生活支援サービスや介護を必要としない高齢者等への介護予防事業が実施されています。

○ また、介護予防に資する取組として、住民主体の通いの場^{*}が、全19市町で実施されています。県内における通いの場の箇所数は2,217か所で、週1回以上の参加者は15,876人（参加率

4.3%（全国：2.1%）となっています。（令和3年度介護予防・日常生活支援総合事業（地域支援事業）実施状況調査）

○ 通いの場の活動内容については、体操（運動）の活動の割合が57.5%と、全国55.8%よりやや高くなっています。一方で、通いの場について、把握している参加者実人数の性別では、男性17.1%、女性82.9%と、男性の比率が低くなっています。（令和3年度介護予防・日常生活支援総合事業（地域支援事業）実施状況調査）

○ 全ての市町の介護予防・日常生活支援総合事業*にリハビリテーション専門職が関わっており、地域包括支援センター*等に対し、自立支援に資する助言や運動指導およびその効果測定等の技術的支援を行っています。

（３）高齢者の社会参加の状況

○ 本県の高齢者は、全国平均と比較して「学習・自己啓発・訓練」、「ボランティア活動」、「スポーツ」の活動に参加する割合が高い状況です。（令和3年（2021年）社会生活基本調査）

表 2-1-3-4 65歳以上の高齢者のうち、過去1年間（令和2年（2020年）10月20日から令和3年（2021年）に該当の活動を行った人の割合（行動者率）

		学習・自己啓発・ 訓練	ボランティア 活動	スポーツ	趣味・娯楽
滋賀県	値	30.5%	28.6%	61.5%	74.2%
	順位	全国4位	全国1位	全国6位	全国13位
全国平均		28.4%	19.9%	60.2%	74.2%

出典：令和3年（2021年）「社会生活基本調査」（総務省）

○ 地域におけるつながりの状況について、「地域の行事に参加している」が最も多く（38.9%）、次いで「地域に友人がいる」（38.7%）、「地域で困った時に助けてくれる人がいる」（22.4%）となる一方で、「地域ととくにつながりがない」（30.4%）となっています。（令和4年度（2022年度）滋賀の医療福祉に関する県民意識調査）

○ 本県における65歳までの高齢者雇用確保措置*を実施済みの企業の割合は99.8%、70歳までの同措置を実施済みの企業の割合は29.1%となっており、60歳を過ぎても働き続けられる環境が整いつつあります。（令和4年「高齢者雇用状況等報告」）

○ 県内にはすべての市町にシルバー人材センターが設置されており、令和4年度（2022年度）時点の会員数は12,683人となっています。（公益社団法人滋賀県シルバー人材センター連合会「令和4年度事業報告」）

○ シルバー人材センターでは、地域の高齢者が「自主・自立・共働・共助」の理念のもと、長年培った知識や経験、技能を活かして就業しており、こうした活動を通して生きがいづくりや社会参加につながることを期待されます。

具体的な施策

(1) 県民が要介護の原因となる疾病等の予防ができている

ア 生活習慣病の発症・重症化予防など生涯を通じた健康づくりの推進

- 要介護の原因となる疾病等の予防のため、若年世代や働き盛り世代など、健康に関心が向きづらい層に向けた啓発を行うなど、生涯を通じた健康づくりを推進します。

イ ロコモ・フレイル予防に向けた取組の推進

- 高齢期における心身機能の維持は重要であることから、より早期から介護予防等の取組を推進していくため、SNS等を活用した情報発信を行うなど、ロコモやフレイルの認知度向上に向けた取組を進めます。
- フレイル予防に向けて、食事や栄養に関する相談受付や地域団体等を対象とした低栄養予防や生活習慣病発症・重症化予防に関する出前講座を実施します。また、スマートフォンのウォーキングアプリ等を活用するなど、楽しみながら運動できる環境づくりを推進します。

ウ 企業における健康づくりの取組の推進

- 生産年齢人口の減少に伴い、高齢になっても働く人の増加が見込まれることから、「健康経営」など、企業における健康づくりの取組を推進します。

(2) 県民が心身機能の維持向上、生きがいづくりや役割保持につながる場に参加できている

ア 市町の介護予防・日常生活支援総合事業の効果的な展開に向けた支援

- 市町の介護予防・日常生活支援総合事業が効果的に展開されるよう、市町同士の情報交換や研修会の実施、県内外の好事例の収集・横展開等を行うとともに、健康福祉事務所や県立リハビリテーションセンター等による支援を行います。
- 市町が実施する自立支援・重度化防止に向けた地域ケア個別会議や短期集中予防サービス*、住民主体の通いの場への活動支援等に対して、リハビリテーション専門職が積極的に関与して技術的助言や支援ができるよう、リハビリテーション専門職の所属する医療機関や介護事業所、リハビリテーション職能団体等との調整を行います。

イ 市町の生活支援体制の整備に向けた支援

- 介護予防と生活支援が一体的に提供される地域づくりに向けて、地域の支え合いを推進する市町的生活支援コーディネーター*（地域支え合い推進員）の養成や現任コーディネーターの活動のフォローアップ、相互の情報交換の場を目的とした研修を実施し、コーディネーターがスキルアップできるよう支援します。

ウ 生きがいづくりや社会参加の促進

- 自身の体力や年齢、技術、興味・関心に応じて、主体的にスポーツや健康づくりに取り組むことができるよう、「全国健康福祉祭（ねんりんピック）」への参加や老人クラブ等における活動を支援します。
- 市町のシルバー人材センターにおける取組支援等を通じて、高齢者の多様な就業ニーズに応えるとともに、生きがいづくりや社会参加の促進を図ります。

(3) 県民が自身の能力を発揮することにより、心身機能の維持や要介護状態等の改善、重度化予防ができている

ア 自立支援、介護予防等に関わる専門職の育成

○ 市町が取り組む介護予防事業等への関与など、地域リハビリテーション推進の中核を担うことができるリハビリテーション専門職の育成を行います。

○ 高齢者の自立支援に資するケアマネジメントの推進に向けて、介護支援専門員*を対象とした研修の充実を図ります。

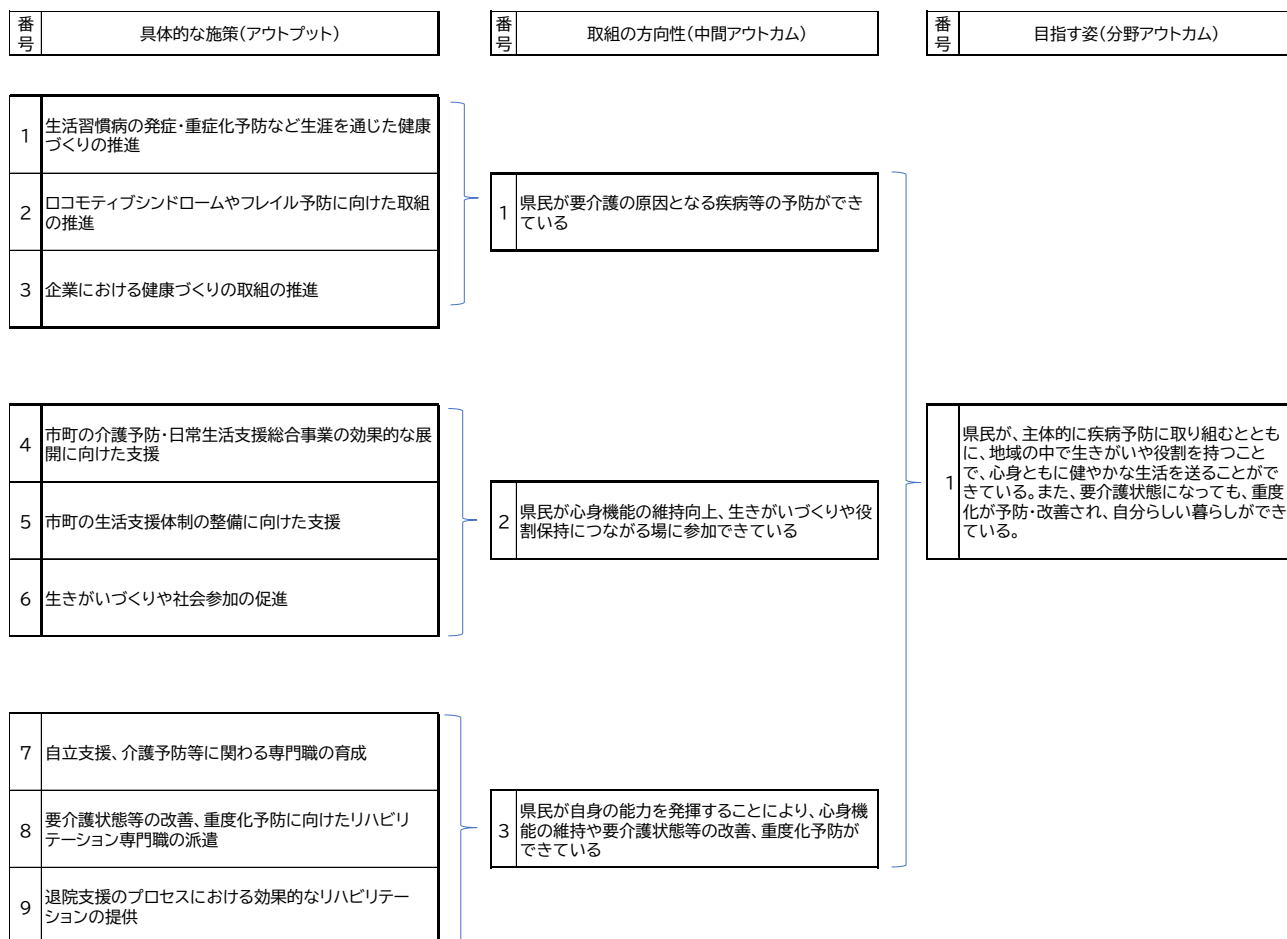
イ 要介護状態等の改善、重度化予防に向けたリハビリテーション専門職の派遣

○ リハビリテーション専門職が配置されていない介護事業所に対して、理学療法士*や作業療法士*、言語聴覚士*等を派遣し、当該事業所の介護職員が適切なアセスメントや技術指導を受けられる仕組みを構築することにより、利用者の生活機能を維持・向上できるよう支援します。

ウ 退院支援のプロセスにおける効果的なリハビリテーションの提供

○ 病院からの退院支援のプロセスにリハビリテーション専門職が関与して、適切な時期に効果的なリハビリテーションが導入・継続されるよう、各二次保健医療圏域における入退院支援ルールや地域連携クリティカルパス*の評価・検討を行います。

《ロジックモデル》



第3部 総合的な医療福祉提供体制の整備

第1章 医療福祉提供体制のあり方

1 地域医療体制の整備

- 市町、保険者は、健康診断に基づく保健指導を通じて、ハイリスク者に対する診療所、病院での受診を推進することで、保健と医療および医療機関相互の連携を図ります。
- 本県の医療提供体制は、二次保健医療圏域を基本とし、地域の実情に応じて救急医療、災害時における医療、へき地の医療、周産期医療、小児医療（小児救急医療を含む。）、居宅等における医療（在宅医療）等の医療が効果的、効率的に提供できるよう整備・充実を図ります。
- 二次保健医療圏域で特定の医療機能が不足する場合には、隣接する保健医療圏域との連携を強化したり、従来の二次保健医療圏域にかかわらず弾力的に圏域を設定したりするなど、限られた医療資源を有効に活用することで、医療提供体制の確保を図ります。
- 三次保健医療圏域は、滋賀県全域として、特殊な診断や治療を必要とする高度・専門的な医療、先進的な技術と医療機器の整備を必要とする医療などに対応します。

2 医療機関の機能分化と連携

- 超高齢社会・人口減少社会を迎え、人口の急速な高齢化に伴い医療需要の増加が見込まれる中、限られた医療資源を効果的、効率的に活用するため、地域の医療機関の機能の分化と連携を進めるとともに、在宅医療を進めることで、急性期から回復期、慢性期、在宅に至るまでの体制の構築を推進します。
- 医療機関が担っている医療機能（急性期、回復期、慢性期など）の情報を把握、分析し、必要な医療機能がバランスよく提供される体制が構築されるよう努めます。
- 地域の医療機関が一体となって患者中心の医療を実現するため、入退院調整機能の充実や地域連携クリティカルパスの活用を進め、切れ目のない連携体制を構築できるよう努めます。
- 各保健医療圏域における医療機関の機能の分化と連携は、地域医療構想における将来推計を参考に、県や市町、医療機関、医師会等で構成される地域医療構想調整会議において協議・調整を行い、地域医療介護総合確保基金も活用しながら、関係者の協力を得て進めます。
- 病院と診療所の連携は、地域医療体制を構築する上で重要なことから、地域のかかりつけ医と病院の適切な役割分担を図ることができる地域医療支援病院*（大津赤十字病院、市立大津市民病院、済生会滋賀県病院、淡海医療センター、県立総合病院、公立甲賀病院、近江八幡市立総合医療センター、東近江総合医療センター、彦根市立病院、市立長浜病院、長浜赤十字病院、高島市民病院）の積極的・主体的な取組を求めています。また、開放病床の利用促進を図り、病院と診療所の連携を推進します。

3 医療と介護の一層の連携

- 超高齢社会のもと、日常生活上の支援が必要な高齢者や医療・介護のニーズを併せ持つ高齢者の増加が見込まれることから、医療と介護の一層の連携を図り、効率的かつ質の高い医療提供体制の構築と地域の特性に応じた地域包括ケアシステムの構築を車の両輪として取り組んでいきます。
- 高齢者の増加に伴い新たに生じる在宅医療・介護サービス需要に適切に対応しながら、県民が

適切な場所で必要な医療・介護サービスを受けることができるよう、医療・介護のサービス提供体制の整備を推進します。

4 公立・公的病院等の機能充実

- 公立・公的病院は、二次保健医療圏域の中核的医療機関として、病病連携、病診連携の中心になるとともに、地域の医療ニーズや県域全体のバランスを考慮し、効果的で効率的な医療機能の充実が図れるよう、医療水準の向上に努めるものとします。
- 併せて、公立病院にあっては、公・民の適切な役割分担の下、地域において必要な医療提供体制の確保を図り、その中で安定した経営の下で医療を提供する重要な役割を継続的に担っていくことができるようにするため、「公立病院経営強化ガイドライン*」を参考に策定する「公立病院経営強化プラン」において、地域の中で各公立病院が担うべき役割・機能を改めて見直し、明確化・最適化した上で、病院間の連携を強化する「機能分化・連携強化」を進めていくことが必要である。また、公的病院にあっては、国から要請に基づき「公的医療機関等 2025 プラン」を策定しているところであり、これに示された果たすべき役割や将来の方向性に沿って、取組を進めるものとします。
- 民間病院は、現在では、回復期、慢性期だけでなく、急性期における三次機能を担うなど、本県が目指す切れ目のない医療を提供する重要な役割を担っており、今後も二次保健医療圏域のみならず県全体の医療機能の充実に寄与するものと期待されます。
- 滋賀医科大学医学部附属病院は、県内唯一の特定機能病院*として、効率的で質の高い医療を提供するとともに、大学では高度先進的医療の研究開発や優れた医師、看護師等の医療人材の育成が行われています。引き続き患者の立場に立った全人的医療を理念として、本県の地域医療や医療福祉の分野への貢献が期待されます。
- 県立病院は、「健康しが」の実現に向けて、医療を取り巻く環境の変化に対応しながら、県民が望む質の高い医療を提供することで、県民の命と健康を守り、県民に信頼される病院であり続けます。また、新興感染症の感染拡大時等に備えた平時からの取組を充実させるとともに、県の方針に基づき、県立病院として迅速かつ積極的に対応します。
なお、令和7年1月には、県立総合病院と県立小児保健医療センターが統合することにより、これまでの3病院体制から県立総合病院と県立精神医療センターの2病院体制になる予定です。2病院の機能充実の方向性は以下のとおりです。

(1) 県立総合病院・県立小児保健医療センター（令和7年1月に病院統合予定）

県立総合病院と県立小児保健医療センターは、令和7年1月に病院統合し、統合後の県立総合病院においては、それぞれの病院が担っている機能は確実に引継ぎ、充実を図ります。

（県立総合病院が担っている機能）

- 県立の急性期医療機関として、がん、心疾患、脳血管疾患等の生活習慣病に対する高度専門医療を提供するとともに、運動器の障害や認知症など、複合的に生じる様々な疾患にも対応し、安全で質の高い医療を提供します。
- がん医療に関しては、都道府県がん診療連携拠点病院として引き続き全県のがん医療の質の向上と均てん化を推進し、手術、放射線治療、化学療法、免疫療法を組み合わせた総合的ながん診療を行います。また、がんゲノム医療、ロボット手術、最新の放射線治療機器および施設の整備

などによる高度ながん診療を提供するとともに、地域のがん診療の中核的医療機関としての機能を発揮します。

- 地域医療支援病院として、急性期から回復期、在宅への切れ目ない医療の提供に向けて、地域医療構想を踏まえながら病床機能を最適化しつつ、地域の医療機関との役割分担と連携の強化を図るとともに、地域の医療機関の人材育成を支援します。
- 令和5年度に研究所から改組した臨床研究センターにおいては、県や大学などと連携を図り、県民の健康改善に貢献するための先制医療*の研究を進め、若手医師をはじめとする医療専門職に対するゲノム教育も推進します。

(県立小児保健医療センターが担っている機能)

- 一般医療機関では対応困難な心身障害児、小児慢性疾患や難治性疾患に対する高度専門的かつ包括的医療を充実・強化するとともに、県民ニーズに対応した全県的医療の提供を図ります。
- 周産期医療における後方支援病院として、NICU*（新生児集中治療管理室）および GCU*（新生児治療回復室）に退院困難で長期入院している児の在宅移行に向けた受入れを行います。
- 在宅療養を支援するため、医療型短期入所*（レスパイト入院*）への体制を整備するとともに、地域の医療機関や訪問看護ステーション*との連携を図ります。
- 重度障害児・者医療において、患者・家族負担を軽減し、健やかな生活を送ってもらえるようにするため、地域医療機関との連携を強化するとともに、正しい知識の普及や地域支援の充実を目的として研修会や勉強会等を行います。
- 今後においても健やかな子育ての拠点として、予防医療、早期診断、早期治療、療育のシステムを維持します。

(病院統合により拡充を目指す機能)

- 救急医療を段階的に充実強化し、子どもから大人まで、また、重度障害児・者へも対応可能な体制の構築を進めていくとともに、湖南・甲賀小児救急ブロックにおける小児救急医療提供体制を引き続き支援します。
- 専門医等の連携強化により、診療できる疾患を拡大し、障害者歯科治療への対応も検討します。
- 重度障害児・者に対して総合的な高度専門医療を提供することにより、子どもから大人まで切れ目のない医療を実現します。

(2) 県立精神医療センター

- 県内の精神医療を担う中核施設として、地域の医療機関や保健所など関係機関との連携のもと、処遇困難症例を中心に高度・特殊専門治療の充実・向上を図るとともに、精神科救急医療システムにおける後方病院として、処遇困難な救急患者に確実に対応できる体制を維持します。
- 依存症治療拠点医療機関として、アルコール・薬物・ギャンブル等の依存症*に対し、依存症治療等専門医療を行なうとともに、地域の医療・保健機関等との連携・研修等を行います。
- 児童・思春期精神障害については、中・高生ころの専門外来や入院診療を行い、発達障害や摂食障害等の患者に対して地域の医療・保健機関との連携により対応します。
- 医療観察法*に基づく鑑定入院および指定通院・指定入院医療機関としての役割を果たし、法対象患者の円滑な社会復帰に努めます。

- 医療観察法病棟入院患者、一般病棟長期入院患者の退院促進に向けたカンファレンスの充実および関係機関との連携強化を図ります。

5 保健所機能の充実強化

- 人口減少社会の到来や健康危機への対応の必要性の高まりなど、近年の保健医療福祉を取り巻く環境の変化を背景に、多様化・高度化する地域住民のニーズに応えるため、保健所には二次保健医療圏域での地域診断に基づく企画調整機能と技術的助言などの広域的・専門的な役割が一層求められています。
- 健康づくりや介護予防などの取組について、関係団体、学校、企業等による活動や市町の施策との積極的な連携・協働を図るとともに、必要な支援を行います。
- 保健所がコーディネーターの役割を果たしながら、関係機関や住民の参加によるネットワークづくりを進め、圏域単位で策定している医療福祉ビジョン等の取組を地域が一体となって実践することにより、地域住民が守り育てる医療福祉の実現に努めます。
- 保健所は、地域包括ケアシステムの深化・推進に向け、市町、関係機関・団体と地域の課題や取組の方向性等を共有するとともに、連携・協働しながら、切れ目のない円滑な医療福祉サービスの提供体制の確保に努めます。
- 地域の健康危機管理の拠点として、災害や感染症などの健康危機事案に備え、平時から、市町や医療機関等の関係機関との連携体制の構築等に取り組むとともに、健康危機発生時には、関係機関との連携のもと、地域住民に対する医療福祉を確保し、支援を行います。
- 保健所に求められる役割を適切に果たしていけるよう、人材確保や人材育成に取り組むとともに、デジタル技術を積極的に活用することにより、業務の効率化・迅速化・標準化を図ります。

第2章 地域医療構想

1 滋賀県地域医療構想の策定

※ 別途、平成 28 年（2016 年）3 月に「滋賀県地域医療構想」を策定。

2 滋賀県地域医療構想策定後の取組

（1）地域医療構想調整会議

- 地域医療構想策定後、平成 28 年度（2016 年度）から構想区域ごとに、地域の医療関係者、保険者をはじめとする関係者で構成する地域医療構想調整会議を設置し、地域医療構想の実現に向けた協議を行っています。
- 今後も引き続き、各構想区域での現状や課題、目指すべき方向性について認識の共有を図るとともに、医療機能の分化・連携に向けた協議を進めます。

（2）滋賀県地域医療構想調整推進会議

- 令和元年度（2019 年度）から構想区域ごとの地域医療構想調整会議における議論が円滑に進むよう情報の共有その他構想区域を超えた広域での調整が必要な協議等を行うため、滋賀県地域医療構想調整推進会議を設置しました。

（3）地域医療連携推進法人の認定制度

- 平成 27 年（2015 年）9 月に医療法が改正され、地域医療連携推進法人制度が施行されました。地域医療連携推進法人とは、地域において良質かつ適切な医療を効率するため、病院等に係る業務の連携を推進するための方針（医療連携推進方針）を定め、医療連携推進業務を行う一般社団法人を都道府県知事が認定する制度であり、本県では平成 31 年（2019 年）4 月に湖西区域において「地域医療連携推進法人 滋賀高島」が、令和 2 年（2020 年）4 月に湖南区域において「地域医療連携推進法人 湖南メディカル・コンソーシアム」が、令和 4 年（2022 年）4 月に東近江区域において「地域医療連携推進法人 東近江メディカルケアネットワーク」が、それぞれ認定されています。

（4）重点支援区域の指定

- 経済財政運営と改革の基本方針 2019（令和元年 6 月 21 日閣議決定）において、地域医療構想の実現に向け、重点支援区域の設定を通じて国による助言や集中的な支援を行うこととされました。
- 本県では、湖北区域において、地域の持続可能な医療提供体制をつくっていくため、区域内の 4 病院（市立長浜病院、長浜市立湖北病院、長浜赤十字病院、セフィロト病院）の医療機能の再編について重点支援区域の指定を受けています。
- 長浜市では、医療機能の再編に向けて、3 病院（市立長浜病院、長浜市立湖北病院および長浜赤十字病院）を存続させつつ、経営の一体化を目指す方針が示されていて、県としても関係者間の議論が進められるよう支援していきます。

1 **(5) 新型コロナウイルス感染症を踏まえた医療提供体制の構築**

- 2 ○ 新型コロナウイルス感染症の感染拡大は、我が国の医療提供体制に多大な影響を及ぼし、局所
3 的な病床・人材不足の発生、感染症対応も含めた医療機関間の役割分担・連携体制の構築、マス
4 ク等の感染防護具や人工呼吸器等の医療用物資の確保・備蓄など、地域医療の様々な課題が浮き
5 彫りとなりました。
- 6 ○ 一方で、人口減少・高齢化は着実に進みつつあり、医療ニーズの質・量が徐々に変化するとと
7 もに、労働力人口の減少によるマンパワーの制約も一層厳しくなりつつあることや、各地域にお
8 いて、こうした実態を見据えつつ、質の高い効率的な医療提供体制を維持していくため、医療機
9 能の分化・連携の取組は必要不可欠であることなど、地域医療構想の背景となる中長期的な状況
10 や見通しは変わっていないところです。
- 11 ○ 継続して進行する人口構造の変化を見据えた上で、新興感染症等が発生した際の影響にも留意
12 しつつ、質の高い効率的な医療提供体制の構築に向けた取組を着実に進める必要があることか
13 ら、本県においては国の動向を踏まえつつ、引き続き地域の実情に応じた病床機能の分化と連携
14 の議論を進めていきます。

第3章 疾病・事業ごとの医療福祉体制

1 がん（詳細については、別途「滋賀県がん対策推進計画」（令和6年3月）を策定）

目指す姿

- 県民が、がんを知り、がんを予防し、がんになっても納得した医療・支援が切れ目なく受けられ、自分らしく暮らせる滋賀を目指す

取組の方向性

- (1) 科学的根拠に基づくがん予防・がん検診の充実
- (2) 患者本位のがん医療の実現
- (3) 尊厳をもって安心して暮らせる社会の構築
- (4) これらを支える基盤の整備

現状と課題および具体的な施策は「滋賀県がん対策推進計画」の第2章（本県のがんに関する現状）および第4章（分野別施策および目標）の項目に記載する。

《数値目標》

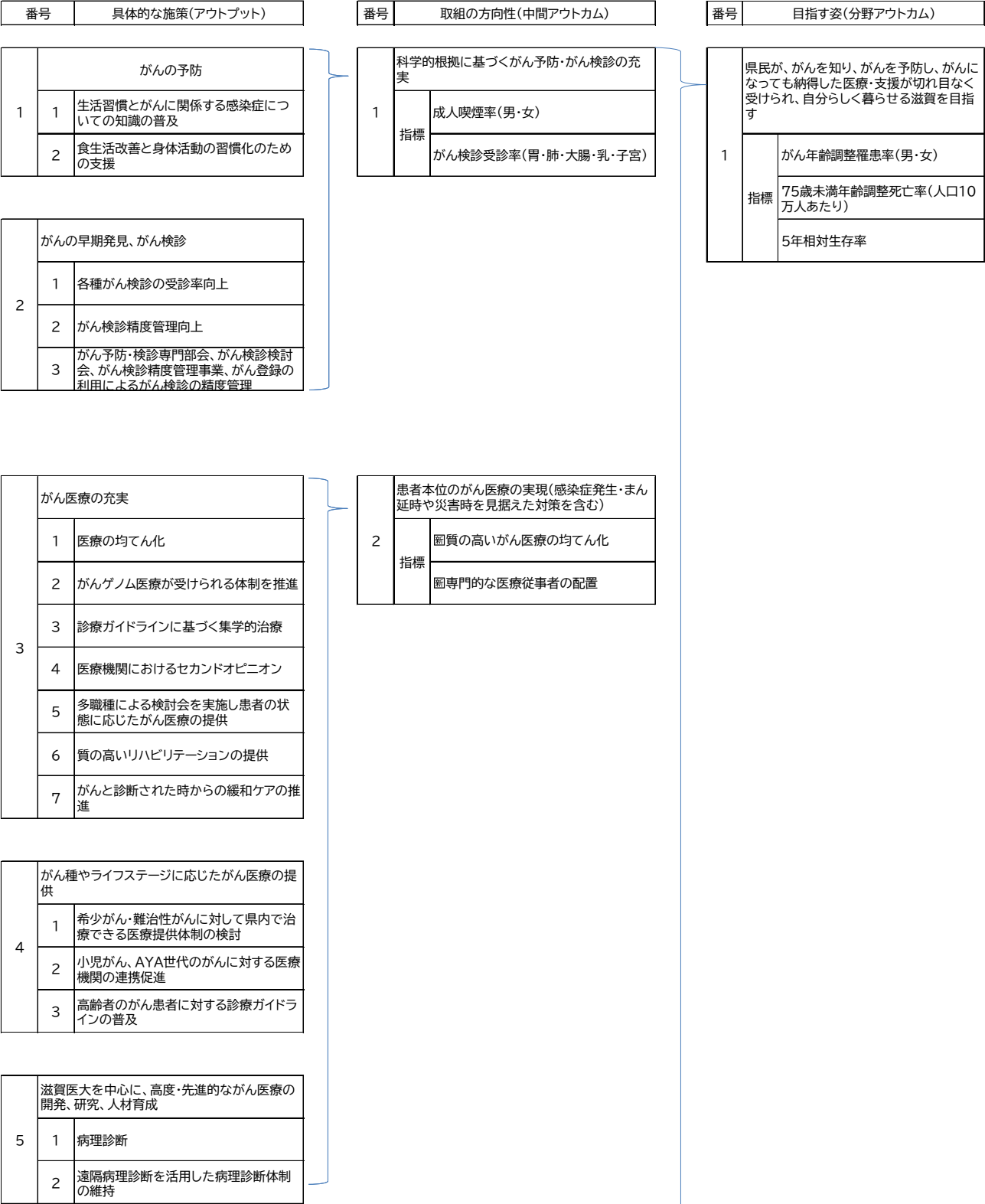
目標項目	現状値	目標（R11）	備考
目指す姿（分野アウトカム）			
がん年齢調整り患率*	男性 447.6 女性 311.2 (R1)	減少	
75歳未満年齢調整死亡率* (人口10万人あたり)	59.0 (R3)	減少	
5年相対生存率*	全部位 64.4% (R1)	向上	
取組の方向性（中間アウトカム）			
成人喫煙率	男性 19.3% 女性 4.2% (R4)	男性 15.0% 女性 3.0% (R17)	
がん検診受診率	胃がん 35.0% 肺がん 42.0% 大腸がん 39.2% 乳がん 35.8% 子宮頸がん 32.7% (R4)	全ての受診率について 50%	*子宮頸がんは 20歳以上、その 他のがんは40歳 以上
がん検診受診率 (対象年齢69歳まで)	胃がん 40.5% 肺がん 47.6% 大腸がん 44.8%	全ての受診率について 60%	*子宮頸がんは 20歳以上、その 他のがんは40歳

目標項目	現状値	目標 (R11)	備 考
	乳がん 47.2% 子宮頸がん 40.7% (R4)		以上
質の高いがん医療の均てん化	6病院（拠点） 1病院（地域） 6病院（支援） (R4)	維持	
専門的な医療従事者の配置 （拠点病院 6 病院）	放射線治療専門医 5/6 病院 がん薬物療法*専門医 4/6 病院 病理専門医 5/6 病院 細胞診専門医 5/6 病院 (R4)	増加	
がんと診断されたときから緩和ケア*の対象であると思っていると回答した割合	27.0% (R4)	増加	
がん診療領域に関する専門職員の配置状況 （がんの指定病院）	医師 常勤： 855 人 非常勤： 53.27 人 薬剤師 常勤： 83 人 非常勤： 3.97 人 看護師 常勤： 64 人 非常勤： 1.74 人 臨床心理士 常勤： 10 人 非常勤： 2 人 診療録管理士 常勤： 48 人 非常勤： 16.7 人 放射線技師 常勤： 165 人 非常勤： 6.01 人 臨床検査技師 常勤： 233 人 非常勤： 40 人	総数の増加	

目標項目	現状値	目標 (R11)	備 考
	医学物理士 常勤： 3 人 非常勤： 0.3 人 総数 (常勤・非常勤) 1584.99 人		
がん教育の外部講師 活用校数	小学校 47 校 中学校 32 校 高校 3 校 特別支援学校 1 校 (R4)	増加	
院内がん登録の実施機関数	実施：17 病院 (R4)	維持	
がん情報しがへの閲覧件数	4,288 件 (R4)	増加	
がん相談支援センターにおいてメール相談を実施している 拠点病院数	6 病院 (R4)	維持	

1
2

1 《ロジックモデル》



2
3

番号	具体的な施策(アウトプット)

6	相談支援、情報提供	
	1	患者団体や医療機関が行う取組の支援
	2	相談支援員の質の向上と利用の増加

7	地域連携と在宅医療の充実	
	1	がん患者が望む場所での治療や療養が可能になるよう医療・介護の提供体制の構築
	2	地域連携クリティカルパスの活用促進

8	がん患者・家族等の社会的な問題への支援	
	1	離職防止や再就職のための就労支援の充実
	2	外見変化に悩む患者に対して相談支援、情報提供(アビダンスケア)

9	ライフステージに応じたがん対策	
	1	がん患者の年代や状況に応じた情報提供や支援
	2	高齢のがん患者の意思決定についての支援の検討

10	人材育成	
	1	がん医療の均てん化のためにがん医療・相談支援従事者の育成の推進
	2	高度ながん医療を担う医療従事者の育成推進

11	がん教育、がんに関する知識の普及啓発	
	1	発達年齢に応じたがん教育の実施
	2	県民に対する研修等の機会の充実

12	がん登録	
	1	がん登録の周知

13	デジタル化の推進	
	1	患者やその家族等が、がんに関する情報へ容易にアクセス

番号	取組の方向性(中間アウトカム)

3	尊厳をもって安心して暮らせる社会の構築	
	指標	圏がんと診断されたときから緩和ケアの対象であると思っていると回答した割合

4	これらを支える基盤の整備	
	指標	圏がん診察領域に関する専門職員の配置状況
		圏がん教育の外部講師活用校数
		圏院内がん登録の実施機関数
		圏がん情報しがへの閲覧件数
		圏がん相談支援センターにおいてメール相談を実施している拠点病院数

番号	目指す姿(分野アウトカム)

2 脳卒中（詳細については、別途「滋賀県循環器病対策推進計画」（令和6年3月）を策定）

目指す姿

- 県民が脳卒中の発症を予防し、健康寿命が延伸する
- 早期治療と適切な医療により、後遺症を抑えることができると共に、年齢調整死亡率が減少している
- 再発・重症化を予防し、自分らしい暮らしが継続できる

取組の方向性

- （１） よりよい生活習慣の定着や危険因子の管理により、脳卒中が予防できている
- （２） 早期に専門的な治療が可能な連携体制が構築され、質の高い医療が提供できている
- （３） 必要なリハビリテーションが切れ目なく受けられ、重症化予防のための管理ができています

現状と課題および具体的な施策は「滋賀県循環器病対策推進計画」の第2章（本県の循環器病に関する現状）および第5章（分野別施策）1から3の項目に記載する。

《数値目標》

目標項目	現状値	目標値（R11）
目指す姿（分野アウトカム）		
健康寿命（日常生活動作が自立している期間の平均）	男性 81.19 年（R3）	延伸
	女性 84.83 年（R3）	
脳血管疾患受療率（人口 10 万対）	入院 78.0（R2）	減少
	外来 40.0（R2）	
脳血管疾患の年齢調整死亡率（人口 10 万対）	男性 73.7（R3）	減少
	女性 49.6（R3）	
脳卒中初発の退院時 mRS*（0～2）	48.7%（R4）	増加
脳血管リハビリテーション実績指数	49.36 点（R5.8）	向上
脳卒中の再発率	24.4% （2011～2016 年）	減少
取組の方向性（中間アウトカム）		
特定健康診査*受診率	60.0%（R3）	70%以上
特定保健指導*実施率	26.3%（R3）	45%以上
肥満傾向にある子どもの割合	男子 10.07%（R3）	減少
	女子 6.75%（R3）	
食塩摂取量	10.6 g（R4）	7.0 g
rt-PA*による脳血栓溶解療法実施件数・脳血栓回収療法*実施件数（合算）	320 件（R4）	増加
来院から rt-PA 静脈療法開始までの時間の中央値	77.0 分（R4）	短縮
来院から動脈穿刺までの時間の中央値	98.5 分（R4）	短縮

目標項目	現状値	目標値（R11）
脳血管疾患退院患者平均在院日数	132.3 日(R2)	短縮
回復期リハビリテーション病棟*	全圏域 7 / 7 14 病院 (R5)	維持
脳卒中の相談窓口を設置している急性期脳卒中診療が常時可能な医療機関数	4 病院(R5)	増加

1

2

《ロジックモデル》

番号	具体的な施策(アウトプット)	番号	取組の方向性(中間アウトカム)	番号	目指す姿(分野アウトカム)
1	健診、保健指導などの取組の推進	1	よりよい生活習慣の定着や危険因子の管理により、脳卒中が予防できている。	1	県民が脳卒中の発症を予防し、健康寿命が延伸する。
2	健康的な生活習慣の普及啓発		特定健診受診率		
3	適切な救急要請と早期受診の推進		特定保健指導実施率		
4	滋賀脳卒中センターによる情報収集と解析の推進、データ活用できる方策の検討		肥満傾向にある子どもの割合		
			食塩摂取量		脳血管疾患受療率(入院・外来)
5	脳卒中の検査、診断、治療が24時間365日対応可能でrt-PAによる血栓溶解療法、脳血管内治療による脳血栓回収療法を行える医療機関の周知、治療実績の把握	2	早期に専門的な治療が可能な連携体制が構築され、質の高い医療が提供できている。(感染症の発生・まん延、災害時等を見据えた対策を含む)	2	早期治療と適切な医療により、後遺症を抑えることができると共に、年齢調整死亡率が減少する。
6	急性期治療を行う医療機関で、速やかに専門的治療が開始できる院内体制の構築		rt-PAによる脳血栓溶解療法実施件数・脳血栓回収療法実施件数(合算)		
7	医療需要に応じて二次保健医療圏にとられないネットワークの構築		指標 来院からrt-PA静脈療法開始までの時間の中央値		
8	脳急性期医療機関において、身体機能の早期改善のために早期にリハビリテーションが開始できる体制整備		来院から動脈穿刺までの時間の中央値		
9	脳支援者に対する知識や技術習得に向けた研修の開催やリハビリに関する情報発信等の推進	3	必要なリハビリテーションが切れ目なく受けられ、重症化予防のための管理ができています。	3	再発・重症化を予防し、自分らしい暮らしが継続できる。
10	生活の質の向上に向けた切れ目ないリハビリテーションの提供体制の整備		脳血管疾患退院患者平均在院日数		
11	脳重症化・再入院予防のための医療の実践と生活管理の推進		指標 回復期リハビリテーション病棟		
12	多職種連携体制の推進		脳卒中中の相談窓口を設置している急性期脳卒中診療が常時可能な医療機関数		
13	関係機関・職能による危険因子の管理の推進				

3

3 心疾患（詳細については、別途「滋賀県循環器病対策推進計画」（令和6年3月）を策定）

目指す姿

- 県民が心疾患の発症を予防し、健康寿命が延伸する
- 早期治療と適切な医療により、後遺症を抑えることができると共に、年齢調整死亡率が減少している
- 再発・重症化を予防し、自分らしい暮らしが継続できる

取組の方向性

- （１） よりよい生活習慣の定着や危険因子の管理により、心疾患が予防できている
- （２） 早期に専門的な治療が可能な連携体制が構築され、質の高い医療が提供できている
- （３） 必要なリハビリテーションが切れ目なく受けられ、重症化予防のための管理ができています

現状と課題および具体的な施策は「滋賀県循環器病対策推進計画」の第2章（本県の循環器病に関する現状）および第5章（分野別施策）1から3の項目に記載する。

《数値目標》

目標項目	現状値	目標値（R11）
目指す姿（分野アウトカム）		
健康寿命（日常生活動作が自立している期間の平均）	男性 81.19 年（R3）	延伸
	女性 84.83 年（R3）	
心疾患（高血圧症性のものを除く）受療率（人口 10 万対）	入院 43.0（R2）	減少 （外来はモニタリング）
	外来 110.0（R2）	
虚血性心疾患の年齢調整死亡率（人口 10 万対）	男性 75.5（R3）	減少
	女性 32.4（R3）	
心不全の再入院率（半年後）	14.9%(R4)	減少
取組の方向性（中間アウトカム）		
特定健康診査受診率	60.0%（R3）	70%以上
特定保健指導実施率	26.3%（R3）	45%以上
肥満傾向にある子どもの割合	男子 10.07%（R3）	減少
	女子 6.75%（R3）	
食塩摂取量	10.6 g（R4）	7.0 g
急性心筋梗塞患者の来院時から PCI*施行までの所要時間が 90 分以内の患者の割合（中央値）	68.2%（R4）	増加
虚血性心疾患退院患者平均在院日数	6.8 日(R2)	短縮
心血管疾患リハビリテーションが実施可能な二次保健医療圏域	6 圏域（R4）	全圏域
心血管疾患リハビリテーションの実施件数（SCR）	入院 128.9(R2)	増加
	外来 179.4(R2)	

目標項目	現状値	目標値 (R11)
病院連携でシート等を活用している診療所数/病院と連携している診療所数	18 か所/301 か所 (R5)	増加

1

《ロジックモデル》

番号	具体的な施策(アウトプット)	番号	取組の方向性(中間アウトカム)	番号	目指す姿(分野アウトカム)
1	健診、保健指導などの取組の推進	1	よりよい生活習慣の定着や危険因子の管理により、心疾患が予防できている。	1	県民が心疾患の発症を予防し、健康寿命が延伸する。
2	健康的な生活習慣の普及啓発		特定健診受診率		指標 健康寿命(日常生活動作が自立している期間の平均)
3	適切な救急要請と早期受診の推進		特定保健指導実施率		心疾患(高血圧症性のものを除く)受療率(人口10万対)
			肥満傾向にある子どもの割合		
			食塩摂取量		
4	圏医療機関の連携による24時間365日専門医療の提供が可能な体制の確保	2	早期に専門的な治療が可能な連携体制が構築され、質の高い医療が提供できている。(感染症の発生・まん延、災害時等を見据えた対策を含む)	2	早期治療と適切な医療により、後遺症を抑えることができると共に、年齢調整死亡率が減少している。
5	二次医療圏域を中心とした急性心筋梗塞等心血管疾患の医療提供体制を推進し、急性大動脈解離等についてはより広域的なネットワーク体制の構築		急性心筋梗塞患者の来院時からPCI施行までの所要時間が90分以内の患者の割合		指標 虚血性心疾患の年齢調整死亡率(人口10万対)
6	急性期医療を提供する医療機関において来院後30分以内に専門的な治療が開始できる体制づくりの推進		虚血性心疾患退院患者平均在院日数		
7	身近な地域で心臓リハビリテーションが受けられる体制整備	3	必要なりハビリテーションが切れ目なく受けられ、重症化予防のための管理ができています。	3	再発・重症化を予防し、自分らしい暮らしが継続できる。
8	圏生活期に携わる医療福祉介護スタッフが、心臓リハビリテーションに関する知識が得られる研修等の実施		心血管疾患リハビリテーションが実施可能な二次保健医療圏域の増加		指標 心不全の再入院率(半年後)
9	重症化・再入院予防のための医療の実践と生活管理の推進		心臓血管疾患リハビリテーションの実施件数(入院・外来)		
10	多職種連携体制の推進		圏病院連携でシート等を活用している診療所数/病院と連携している診療所数		
11	関係機関・職能による危険因子の管理の推進				

3

4 糖尿病

目指す姿

- 全ての県民が、糖尿病について知ること、発症・重症化を予防し、病気になっても継続的な治療を受け、いきいきとした生活を営むことができる

取組の方向性

- (1) 糖尿病発症予防、メタボリックシンドローム*対策の推進ができています
- (2) 多機関連携、病診連携を含む他科連携による重症化予防対策の推進ができています
- (3) 発症予防、治療および合併症予防のための人材育成の強化ができています
- (4) 地域における有機的な保健医療連携体制の構築ができています

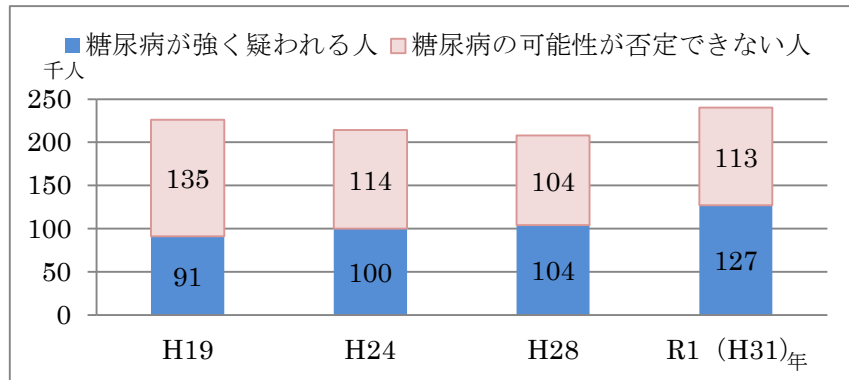
現状と課題

(1) 糖尿病患者および糖尿病を疑う人の状況

- 糖尿病は、インスリン作用不足による慢性の高血糖状態を主な特徴とする代謝性疾患です。インスリンがほとんど出なくなることが主要因となる1型糖尿病と、遺伝的素因によりインスリンが出にくくなることや効きにくくなること、過食（特に高脂肪食）、運動不足、肥満等の環境因子および加齢が加わり発症する2型糖尿病に大別されます。
- 急性合併症にはケトアシドーシスや高血糖高浸透圧昏睡といった糖尿病昏睡等があり、慢性合併症は全身の様々な臓器に起こります。特に細小血管症に分類される網膜症、腎症、神経障害や、大血管症に分類される脳卒中、心筋梗塞・狭心症、末梢血管障害、また、神経障害と末梢血流障害を成因とする足病変等があります。
- 糖尿病の医療は、1型糖尿病と2型糖尿病によって異なりますが、適切な血糖コントロールを基本とした医療は共通であることから、本計画においては一括して記載します。
- 糖尿病には根治的な治療方法がないものの、血糖コントロールを適切に行うことにより、合併症の発症を予防することが可能です。合併症の発症は、視力の低下や人工透析等につながり、患者の生活の質（QOL）を低下させ、生命予後を左右することから、その予防が重要です。
- 慢性合併症の予防の観点から、治療の中断者を減らすよう、継続的な治療の必要性を指導する必要があります。治療と仕事の両立支援の取組や、正しい知識の普及によるスティグマの払拭等により継続的に治療を受けられる環境を整えることも重要です。
- 高齢者に関しては、日本糖尿病学会と日本老年医学会が定めた「高齢者糖尿病の血糖コントロール目標」を踏まえ、個別に血糖コントロール目標を設定することが重要です。
- 令和元年（2019年）国民健康・栄養調査から、本県の糖尿病患者を推計すると、糖尿病を強く疑われる人（糖尿病有病者）は約12万7千人であり、過去4年間で約2万3千人増加しています。糖尿病の可能性が否定できない人（糖尿病予備群）は約11万3千人であり、過去4年間で約9千人増加しています。
- 令和2年（2020年）の患者調査では、医療機関を受診している糖尿病患者数は、約5万9千人と推計され、平成26年（2014年）の調査結果より2万7千人増加しています。
- 平成30年（2018年）10月～11月に滋賀県医師会が実施した糖尿病患者実態調査によると、血糖管理状況の平均HbA1c値*は7.1%であり、前回の平成24年と同様の値でした。

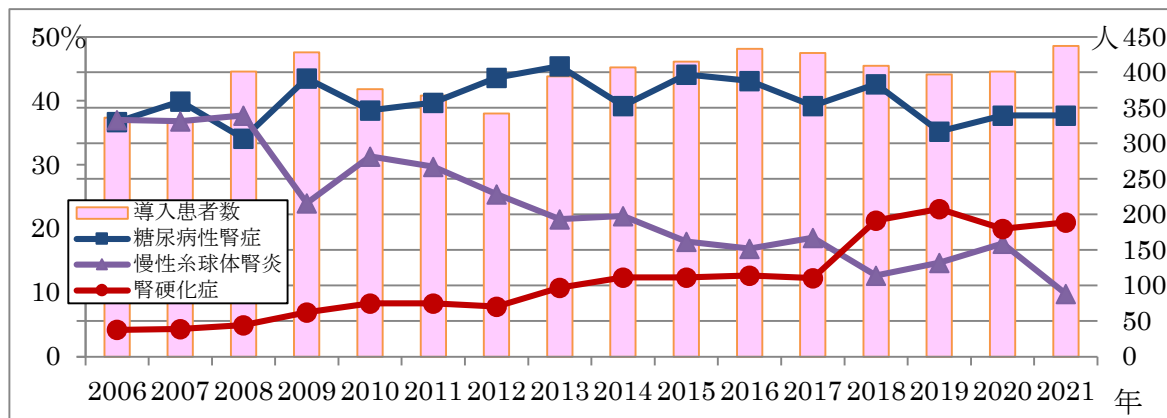
- 糖尿病患者における肥満者（BMI* $\geq$ 25）の割合は44%と前回41%に比べて増加傾向であり、特に50代までの若い世代では患者の半数以上が肥満に該当していました。小児の2型糖尿病患者は診断時に約70～80%が肥満を伴っていることが明らかになっています。令和3年度学校保健統計では、肥満傾向にある子どもの割合（小学5年生）は男子10.07%、女子6.75%と増加傾向にあります。肥満は糖尿病発症のリスク因子であることから、子どもの頃からの栄養・食生活や運動習慣などの指導が必要です。
- 令和4年度（2022年度）の滋賀県治療と仕事の両立支援に関する事業所調査によると、過去5年間で糖尿病治療中の（治療していた）労働者がいると回答した事業所は、事業所規模5人未満では11.3%、事業所規模5人～49人では22.5%でした。業種別に見ると運輸・郵便業の労働者の割合が高くなっています。
- 日本透析医学会および滋賀腎・透析研究会の調査によると、県内の慢性透析患者数は増加しており、令和3年（2021年）12月末現在で3,464人となっています。
- 糖尿病が原因の死亡者数は170人で死亡数全体の1.1%（全国15,927人、1.0%）と全国とほぼ同じ値です。（令和4年人口動態調査）
- 年齢調整死亡率（人口10万人対）は、男性は12.6（全国14.1）、女性は7.9（全国7.0）と女性は全国より高い状況です。（令和3年人口動態調査から滋賀県衛生科学センター算出）
- 令和3年（2021年）の新規透析導入患者数は437人で、導入原疾患は糖尿病性腎症が165人（37.3%）と最も多く、課題となっています。（日本透析医学会、滋賀腎・透析研究会調査）

図3-3-4-1 滋賀県の糖尿病患者予備軍の年次推移



出典：「国民健康・栄養調査」（厚生労働省）

図3-3-4-2 新規透析導入患者数および導入原疾患比率の推移



出典：日本透析医学会、滋賀腎・透析研究会 調査

(2) 予防・特定健康診査・保健指導

- 県民が正しく糖尿病について知るためには、広報啓発、健康教育、保健指導などあらゆる機会を通して正しい情報を発信、伝えていく必要があります。不規則な生活習慣等が原因で、糖尿病の発症リスクが高まっている場合は、生活習慣の改善により発症を予防することが期待できます。
- 個人の糖尿病のリスクを把握し、糖尿病の早期発見・早期治療による重症化予防につなげるため、定期的に特定健康診査等を受診することが必要です。また、健診の結果を踏まえ、適切な生活習慣の改善や受診勧奨、特定保健指導を行うことが重要となります。
- 令和3年度(2021年度)の特定健康診査受診率は60.0%、特定保健指導実施率は26.3%で、平成27年度(2015年度)の受診率49.7%、実施率20.5%に比べて増加していますが、今後も、受診率、実施率向上が望まれる状況です。
- 市町の糖尿病性腎症重症化予防プログラムに基づく受診勧奨や保健指導の実施状況は市町によってばらつきがあります。かかりつけ医や専門医と連携した保健指導は全ての市町で実施できていない状況です。
- 医療機関での特定健康診査受診者等のうち糖尿病の発症リスクが高まっている者の生活習慣改善が促進されるよう、かかりつけ医と市町や保険者の連携による保健指導の実施体制の整備と充実が必要です。

(3) 医療機能と医療機関連携

ア 医療機能の状況

- 各二次保健医療圏では、糖尿病の診断に関する基本的な検査、初期・安定期治療、急性合併症・慢性合併症に対応可能な医療機関があります。
- 糖尿病患者に対して、糖尿病を的確に診断し、標準治療指針に沿って治療し、血糖コントロールを継続することが重要です。また、シックデイ(発熱、下痢、嘔吐をきたすときや、食欲不振のために食事ができないとき)の対応や、低血糖時の対応について十分な指導を行うことが必要です。高齢者患者には、個別性に配慮された治療指針に沿って治療することが必要です。
- 人工透析を必要とする糖尿病性腎症や失明の原因となる糖尿病性網膜症等の糖尿病合併症は、生活の質を低下させるため、重症化予防の観点から早期に治療を開始することが重要です。

表3-3-4-3 糖尿病治療に関して対応している診療所

	大津	湖南	甲賀	東近江	湖東	湖北	湖西	合計
内服薬による治療	118	103	37	63	51	61	24	457
インスリンによる治療	96	80	33	53	34	53	19	368
糖尿病網膜症に関する治療	16	9	4	8	4	9	2	52
糖尿病腎症に関する治療	64	51	20	40	23	40	8	246
糖尿病神経障害に関する治療	59	37	16	25	18	37	10	202
糖尿病足病変に関する治療	24	20	9	16	7	18	5	99

「医療機能調査」(令和5年度)(滋賀県)

1 表3-3-4-4 急性合併症等急性増悪時の治療および慢性合併症の治療に対応できる病院

圏域別病院名		実施可能な治療等	急性合併症(糖尿病 ケトアシドーシス等)	慢性合併症				専門職種のチーム による治療	糖尿病患者の 妊娠管理	1型糖尿病に 対する専門的治療	患者教育	
				網膜症 糖尿病	腎症 糖尿病性	神経障害 糖尿病	足病変 糖尿病				教育入院	糖尿病教室
大津	琵琶湖大橋病院	○	○	○	○	○	－	－	○	－	－	
	市立大津市民病院	○	○	○	○	○	○	－	○	○	－	
	大津赤十字病院	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	
	地域医療機能推進機構滋賀病院	○	○	○	○	○	○	－	○	○	○	
	滋賀医科大学医学部附属病院	○	○	○	○	○	○	○	○	－	○	
	大津赤十字志賀病院	－	－	○	○	－	－	○	○	－	○	
湖南	南草津病院	－	－	○	－	○	－	－	－	－	○	
	南草津野村病院	－	－	－	－	－	－	○	－	－	－	
	近江草津徳洲会病院	○	○	○	○	○	－	－	○	－	○	
	淡海医療センター	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	
	淡海ふれあい病院	○	－	○	○	○	－	－	○	○	－	
	滋賀県立総合病院	○	○	○	○	○	○	－	○	○	－	
	済生会守山市民病院	○	－	○	○	○	○	－	○	○	○	
	滋賀県立小児保健医療センター	○	－	－	－	－	○	－	○	○	－	
	済生会滋賀県病院	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	
	市立野洲病院	－	○	○	－	－	○	－	○	○	○	
甲賀	生田病院	○	－	○	○	○	－	－	○	－	－	
	公立甲賀病院	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	
	甲南病院	－	－	○	○	○	○	－	○	○	○	
	信楽中央病院	○	－	○	○	○	－	－	－	－	－	
東近江	湖東記念病院	－	○	○	○	－	－	－	－	－	－	
	東近江敬愛病院	－	－	○	－	－	－	－	－	－	－	
	ヴォーリズ記念病院	－	－	－	－	－	－	－	－	○	○	
	東近江市立能登川病院	－	○	－	○	○	－	－	○	○	－	
	日野記念病院	○	○	○	○	○	○	－	－	○	－	
	近江八幡市立総合医療センター	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	
	滋賀八幡病院	－	－	－	○	－	－	－	－	－	－	
	東近江総合医療センター	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	
湖東	彦根市立病院	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	
	彦根中央病院	－	－	－	－	－	－	－	－	○	－	
	友仁山崎病院	－	－	○	－	○	○	－	○	－	○	
	豊郷病院	○	○	○	－	－	－	－	○	－	－	
湖北	市立長浜病院	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	
	長浜市立湖北病院	○	○	○	－	－	－	－	○	○	○	
	長浜赤十字病院	○	－	○	○	○	○	○	○	○	○	
湖西	マキノ病院	－	－	－	－	－	－	－	○	○	－	
	今津病院	－	－	－	－	○	－	－	－	－	－	
	高島市民病院	○	○	○	○	－	－	○	○	－	－	
		24	21	30	26	25	19	13	28	23	20	

「医療機能調査」(令和5年度)(滋賀県)

イ 医療機関連携の状況

- 医療機能調査（令和5年度）によると、糖尿病診療機能を有する45病院のうち31病院が糖尿病に関して一般診療所との連携を行っています。また、糖尿病診療を行っている494診療所のうち、312診療所が専門治療を行う医療機関と連携を行っています。
- 行政（市町）と糖尿病性腎症重症化予防のための連携（市町の規定する対象者が主治医と連携して保健指導等を受ける等）をしている医療機関は、糖尿病診療を行っている46病院のうち14病院、また494診療所のうち、120診療所です。（令和5年度医療機能調査）
- 滋賀県糖尿病性腎症重症化予防プログラムに基づく主治医と連携した保健指導は実施されており、保健指導実施率を上げるために引き続き連携した診療所数を増やす必要があります。

表3-3-4-5 一般診療所との連携を行っている病院数

	大津	湖南	甲賀	東近江	湖東	湖北	湖西	合計
病院	9	5	3	5	3	4	2	31

「医療機能調査」（令和5年度）（滋賀県）

表3-3-4-6 専門的治療を行う医療機関と連携を行っている診療所数

	大津	湖南	甲賀	東近江	湖東	湖北	湖西	合計
診療所	91	62	26	43	35	43	12	312

「医療機能調査」（令和5年度）（滋賀県）

表3-3-4-7 行政（市町）と糖尿病性腎症重症化予防のための連携をしている医療機関数

	大津	湖南	甲賀	東近江	湖東	湖北	湖西	合計
病院	4	2	2	0	3	2	1	14
診療所	15	30	19	12	18	19	7	120

「医療機能調査」（令和5年度）（滋賀県）

- 慢性合併症についての他科との連携状況では、平成30年（2018年）の滋賀県医師会糖尿病患者実態調査によると、網膜症に関して眼科での年1回以上の眼底検査実施率は49.8%（平成24年（2012年）49.1%）、腎症に関して尿中アルブミン検査実施率は44.6%（平成24年（2012年）37.2%）でした。年1回以上の頻度で歯科受診をしている割合は24.4%（平成24年（2012年）29.4%）と前回調査より減少していました。歯周病はインスリンの働きを阻害するため、定期的に歯科受診を促すことが必要です。
- 多機関、多職種がかかわる患者情報を共有するために医療連携ツール（ICT、地域連携クリティカルパス、糖尿病連携手帳等）が活用されていますが、二次医療圏域ごとに活用状況は異なります。利便性のよい医療連携ツールの活用について引き続き検討が必要です。
- 重症化・合併症予防のため、病態に応じた適切な治療を病診連携により行うことや、栄養ケアステーション等を活用した食事療法、リハビリテーション専門職による運動療法、薬剤師による薬物療法等を多職種連携により支援することが必要です。
- 初めて糖尿病と診断された患者においても、すでに糖尿病性腎症、糖尿病網膜症等を合併していることがあるため、尿検査や眼底検査等の糖尿病合併症の発見に必要な検査を行うとともに、糖尿病の診断時から各診療科と連携を図る必要があります。

（４）糖尿病専門スタッフの状況

- 日本糖尿病学会認定専門医は、県内で 86 名です。各二次保健医療圏別では、大津 40 人、湖南 24 人、甲賀 5 人、東近江 6 人、湖東 3 人、湖北 8 人、湖西 0 人です。（令和 5 年 8 月現在）
- 日本糖尿病療養指導士（CDEJ）（日本糖尿病療養指導士認定機構）の有資格者は、県内で 211 名です。（令和 4 年 8 月現在）また、滋賀糖尿病療養指導士（CDE 滋賀）認定者は 429 名です。（令和 5 年 4 月現在）
- 日本看護協会認定の慢性疾患看護専門看護師は県内で 6 人、糖尿病看護認定看護師は 16 人です。（令和 4 年 12 月現在）
- 糖尿病の発症予防や治療等では栄養・運動・服薬指導などを行うため、医師、薬剤師、保健師、看護師、管理栄養士など多職種が患者や家族に関わっていることから、引き続き専門職の人材育成とともに多職種連携による関わりができるネットワークを築くことが必要です。

具体的な施策

（１）糖尿病発症予防、メタボリックシンドローム対策の推進ができています

- 県・市町や保険者、教育機関、関係団体などが、糖尿病や合併症に関連する情報の発信、健康教育、保健指導などを実施し、県民が糖尿病を正しく知ることができるように努めます。また、食生活、運動習慣など子どもの頃から生涯を通じた健康づくりができるよう、関係機関が連携して県民への啓発や環境づくりを進めていきます。
- 個人の糖尿病リスクの把握や発症予防（メタボリックシンドローム）対策、糖尿病の早期発見による重症化予防のために、各保険者や事業所などは特定健診などの定期的な健康診査の受診や特定保健指導ができるよう受診率の向上に向けた働きかけを充実します。

（２）多機関連携、病診連携を含む他科連携による重症化予防対策の推進ができています

- 健康診査の実施主体である各保険者や事業所などにおいて、健診受診後に受診勧奨値を超える者については確実に医療機関を受診できるよう連携体制を構築する必要があります。また、医療機関未受診者を把握し、リスクの高い人には受診勧奨を行うように努める必要があります。受診勧奨においては、かかりつけ医をもつという観点からも、まずは身近な地域の診療所への受診を勧め、かかりつけ医となる診療所において精査、診断および生活習慣の改善指導、標準的治療指針に沿った治療ができる体制の構築を推進します。
- かかりつけ医は、慢性合併症の予防の観点から、治療の中断者を減らすよう、継続的な治療の必要性を指導する必要があります。また、生活習慣改善等の必要性があると認められる場合は、栄養ケアステーション等を活用した栄養指導の実施や、保険者や市町の相談事業への紹介を行うなど、医療機関と保険者等がそれぞれの役割について理解を深め、連携して対応できる体制を推進します。
- 事業主やかかりつけ医は、仕事が忙しい等の理由による治療の自己中断を防ぐため定期的な外来通院を促すことが必要です。治療と仕事の両立のための制度・体制を支援します。
- 糖尿病予備群を含めると県民の約 5 人に 1 人がり患しており、県は、専門性の高い専門医との病診連携のもと、かかりつけ医で診療を行う体制を促進します。また、紹介・逆紹介の強化による連携や専門医への相談体制の整備など、かかりつけ医と専門医の連携体制の整備を推進します。

- かかりつけ医や専門医は、合併症の精査や早期発見、早期治療のため眼科、腎臓内科、神経内科、歯科、皮膚科（フットケア外来）など他科との連携を推進し重症化を予防します。
- 各保険者や県・市町は、滋賀県糖尿病性腎症重症化予防プログラムを基に、かかりつけ医と連携した専門職種による保健指導の実施体制を構築し、さらなる充実を図ります。また、慢性腎臓病（CKD）対策と連携して適切な治療や生活習慣の改善により、発症や重症化予防を推進します。

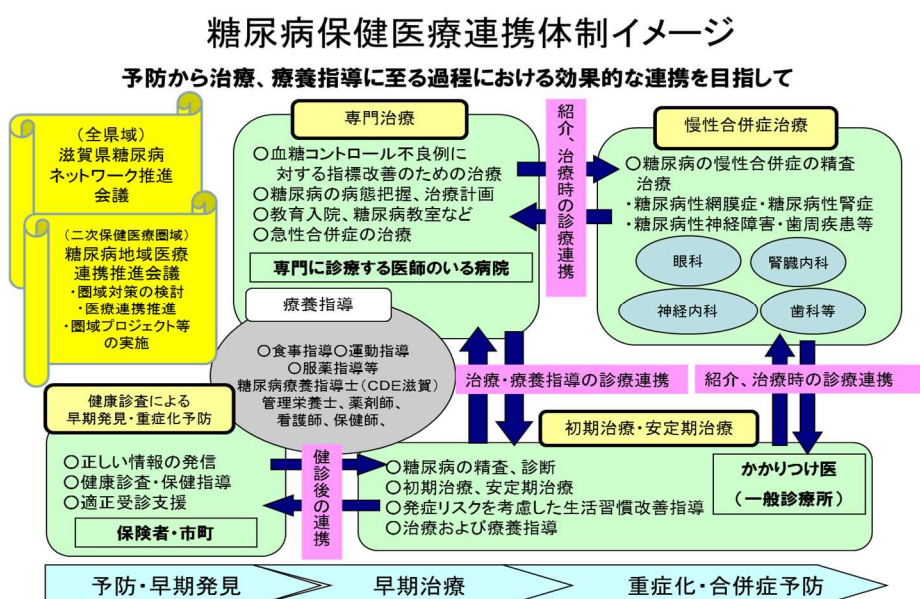
（３）発症予防、治療および合併症予防のための人材育成の強化ができています

- 糖尿病の発症予防や治療、合併症予防のための医療体制を充実するため、県や関係機関は、医師、薬剤師、保健師、看護師、管理栄養士などの人材育成を強化していきます。
- 多くの診療所で糖尿病患者の診療が行われていることから、県や医師会などは、糖尿病治療に関する診断のスキルアップ、標準的治療指針の周知を目指して、医師への研修を推進します。
- 糖尿病の基本的治療は食事療法、運動療法、薬物療法です。特に管理栄養士や薬剤師、看護師等の医師以外の職種との連携による療養指導は、重症化予防や網膜症、腎症、神経障害、足病変などの合併症予防にとって重要です。質の高い療養指導を行うために、県や関係団体は、管理栄養士や看護職等の育成を推進します。

（４）地域における有機的な保健医療連携体制の構築ができています

- 平成 23 年（2011 年）10 月に策定した滋賀県糖尿病地域医療連携指針をもとに、二次保健医療圏ごとの医療連携体制の構築を推進します。また、全圏域に、糖尿病地域医療連携推進会議等を設置し、糖尿病対策推進のためのネットワーク構築を推進し、糖尿病の発症や重症化予防対策の効果的な体制整備を行います。
- 感染症発生・まん延時や災害時等の非常時においても、切れ目なく適切な医療等を受けられる体制整備を検討します。

図 3-3-4-8 糖尿病地域保健医療連携体制のイメージ



出典：滋賀県糖尿病地域医療連携指針（平成 23 年 10 月作成）平成 30 年 3 月一部改訂

1 《数値目標》

目標項目	現状値	目標値 (R11)	備考
目指す姿（分野アウトカム）			
糖尿病が強く疑われる者の割合	10.5% (R2)	増加の抑制	NDB
重症低血糖の発生率	0.73% (R3)	増加の抑制	
糖尿病性腎症による新規透析導入患者数	165 人 (R3)	増加の抑制	
糖尿病足病変にかかる下肢切断術の件数	78 件 (R1)	増加の抑制	
取組の方向性（中間アウトカム）			
糖尿病の可能性が否定できない者の割合	20.4% (R3)	減少傾向へ	国保
肥満傾向にある子どもの割合	男子 10.07% 女子 6.75% (R3)	減少傾向へ	小5
治療継続者の割合	50.9% (R2)	70%	NDB
糖尿病患者の年齢調整外来受療率	95.9% (R3)	現状維持	
治療が必要な糖尿病網膜症の発症率	0.0156% (R3)	増加の抑制	
滋賀糖尿病療養指導士の数	429 人 (R4)	現状維持	
糖尿病地域医療連携推進会議の開催	7/7 圏域 (R5)	全ての圏域で開催	
具体的な施策（アウトプット）			
特定健康診査受診率	60.0% (R3)	70%以上	
特定健康指導実施率	26.3% (R3)	45%以上	
糖尿病患者の病診連携を実施している診療所数	312 か所 (494 か所中)	374 か所	現状の 1.2 倍程 度
1 型糖尿病に対する専門治療を行う医療機関数	28 か所 (R5)	現状維持	
糖尿病-歯周病連携推進歯科医療機関の数	442 か所 (R4)	現状維持	
行政（市町）と糖尿病性腎症重症化予防のための連携をしている診療所数	120 か所 (494 か所中)	144 か所	現状の 1.2 倍程 度

2

1 《ロジックモデル》

番号	具体的な施策(アウトプット)

1	糖尿病発症に関連する正しい情報の発信、健康教育、保健指導などの実施
2	特定健診などの定期的な健康診査の受診ができるよう受診率向上に向けた働きかけ
指標	特定健康診査受診率
	特定保健指導実施率

3	医療機関未受診者を把握してリスクの高い人への受診勧奨、かかりつけ医の体制構築の推進および医療機関と保険者等の連携体制構築の推進
指標	糖尿病患者の病診連携を実施している診療所数
4	かかりつけ医、専門医および他科との連携体制構築の推進
指標	1型糖尿病に対する専門治療を行う医療機関数
	糖尿病-歯周病連携推進歯科医療機関の数
5	糖尿病の治療と重症化予防、合併症の治療と重症化予防のため、治療と仕事の両立支援に向けた働きかけを推進
6	滋賀県糖尿病重症化予防プログラムを基に専門職種による保健指導の実施体制構築を促進
指標	行政(市町)と糖尿病性腎症重症化予防のための連携をしている診療所数

7	糖尿病治療に関して医師への研修推進
8	質の高い療養指導を行うために管理栄養士や看護職等の育成推進

9	全圏域に糖尿病地域医療連携推進会議等を設置し、糖尿病の発症や重症化対策の効果的な体制整備

番号	取組の方向性(中間アウトカム)

1	糖尿病発症予防、メタボリックシンドローム対策の推進ができています
指標	糖尿病の可能性が否定できない者の割合(国保データ)
	肥満傾向にある子どもの割合

2	多機関連携、病診連携を含む他科連携による重症化予防対策の推進ができています
指標	糖尿病治療継続者の割合
	糖尿病患者の年齢調整外来受療率
	治療が必要な糖尿病網膜症の発症率

3	発症予防、治療および合併症予防のための人材育成の強化ができています
指標	滋賀県糖尿病療養指導士の数

4	地域における有機的な保健医療連携体制の構築ができています
指標	糖尿病地域医療連携推進会議の開催

番号	目指す姿(分野アウトカム)

1	全ての県民が、糖尿病について知ること、発症・重症化を予防し、病気になっても継続的な治療を受け、いきいきとした生活を営むことができる
指標	糖尿病が強く疑われる者の割合
	重症低血糖の発生率
	糖尿病性腎症による新規透析導入患者数
	糖尿病足病変にかかる下肢切断手術の件数

5 精神疾患

目指す姿

- 精神障害の有無や程度にかかわらず、本人が望む地域で、望む暮らしを安心して送ることができる

取組の方向性

- (1) 多様な精神疾患等に対応できる質の高い医療が提供できている
- (2) 多様な精神疾患等に対応できる連携ができている
- (3) 地域精神保健福祉活動の充実と地域包括ケアシステムが確保されている

現状と課題

- 本県の精神疾患の患者数は、平成 20 年（2008 年）には約 2 万 5 千人であったものが、平成 26 年（2014 年）には約 3 万 7 千人に、令和 2 年（2020 年）には約 6 万 4 千人に増加しており、この 6 年で 2 万 7 千人増加しています。
- 本県の精神障害者保健福祉手帳の交付者数も年々増加しており、平成 24 年度（2012 年度）に 6,656 人であったものが、令和 4 年度（2022 年度）には 13,399 人と、この 10 年で 2 倍超に増加しています。
- 精神病床における 1 年以上の長期入院患者数は、1,069 人となっています。1 年以上の長期入院精神障害者（認知症を除く。）の中には、受入条件が整えば退院可能な入院患者（いわゆる社会的入院患者）も含まれると考えられています。
- 滋賀県では、医療機関と地域関係機関とが連携し、入院の必要な精神障害者の医療機関の受入れと、退院可能な精神障害者の地域の受入れを円滑にする取組を進めています。令和元年度における入院後 90 日時点の退院患者割合は全国で最も高い状況となっています。
- 精神保健福祉法 38 条 5 による退院等の請求の審査件数が増加傾向にあることや、令和 4 年 12 月 16 日に公布された改正精神保健福祉法により精神科病院の患者人権への配慮や対応が求められていることから、入院者訪問支援事業の創設や虐待通報窓口の設置が求められているところです。

(1) 多様な精神疾患等に対応できる医療連携体制の構築

ア 統合失調症

- 令和 2 年（2020 年）の県内医療機関を受療している統合失調症の入院患者数は 1,291 人であり、外来患者数は 5,779 人です。
- 入院・外来における治療抵抗性統合失調症治療薬による専門的な医療を提供できる医療機関は 8 機関で、人口 10 万人当たり 0.57 と全国平均の 0.39 より高くなっています。

イ うつ病・躁うつ病

- 令和 2 年（2020 年）の県内医療機関を受療しているうつ病・躁うつ病の入院患者数は 832 人であり、外来患者数は 20,546 人です。

○ うつ病・躁うつ病については、一般医に対する「かかりつけ医うつ病対応力向上研修」を実施し、うつ病の早期発見・早期治療の普及を図っています。平成 30 年度（2018 年度）から令和 4 年度（2022 年度）に 205 名の医師が受講しています。

○ また、精神科医等に対する「専門医等うつ病治療向上研修」等を実施し、治療技法の普及を図っています。平成 30 年度（2018 年度）から令和 4 年度（2022 年度）に 306 名の医師が受講しています。

ウ 児童・思春期精神疾患 および 発達障害

○ 精神科医の数が全国と比べて少なく、また、発達障害の診断や診療に対応する小児科医も限られており、医療機関で初診を受けるまでの待機時間が長くなっていることが課題となっています。医療機関と地域の関係機関の連携の在り方について検討し、不要不急な受診の削減や、受診までの待機時間および問診に要する時間の縮減を図るために、受診の必要性の目安や受診手順などについて整理した冊子を作成し、啓発を行っています。

○ 発達障害者支援センターでは、一般的な相談対応に追われ、支援体制の整備や市町・福祉圏域に対するバックアップ、人材育成等三次機関としての役割を十分果たせてないことが課題となっています。各市町発達支援センター等（一次支援機関）、各圏域発達障害者支援ケアマネジメント事業所（二次支援機関）、発達障害者支援センターそれぞれの果たすべき役割の機能強化を図り、重層的支援体制を構築していく必要があります。

○ ひきこもり支援センターでは、医療・保健・福祉・法律、教育、就労分野で構成される専門家チームを設置し、事例検討や保健所・市町・相談支援事業所等に対し専門的観点から助言や直接支援等を通して人材育成に取り組んでいます。

○ 乳幼児・学童期から思春期・青年期に向けての支援体制の構築と市町間の情報連携を目的に、各市町の障害福祉・発達支援主管課を対象とした「市町発達支援室・センター等連絡会」を開催しています。

○ 発達障害者支援法に基づく発達障害者支援地域協議会を設置し、発達障害者支援に関する情報を共有するとともに、支援体制の整備について協議を行っています。

○ 診断や支援を受ける機会のないまま成人期に至り、二次的に他の精神障害を発症したり、ひきこもりの状態になったりする発達障害者等に対する支援が課題となっています。成人期の発達障害者に対する医療的な支援や地域生活に向けた具体的な支援サービスの充実が求められています。

エ 依存症（アルコール依存症・薬物依存症・ギャンブル等依存症等）

○ 依存症専門医療等機関については、県立精神医療センターを令和元年度（2019 年度）にアルコール依存症、令和 2 年度（2020 年度）に薬物依存症・ギャンブル等依存症の専門医療機関・治療拠点機関に指定するとともに、精神保健福祉センター*をアルコール依存症・薬物依存症・ギャンブル等依存症の相談拠点に位置付けたことで、専門医療の提供、医療従事者や相談員等を対象とした専門的な研修を実施できる体制を構築しました。

○ 国等の調査に基づき県人口で換算すると、アルコール依存症が疑われる者は約 32,600 人、ギャンブル等依存症が疑われる者は約 21,600 人、違法薬物の生涯経験者数は約 20,100 人と推計されますが、専門医療機関の外来患者および入院患者の実人数や依存症相談拠点等における相談延べ件数と乖離（かいり）がある状況です。

○ 依存症は、他の依存症との重複やその背景にある関連問題もあり、認識されにくい特性があ

ることなどから、依存症の正しい知識の普及啓発や本人や家族が身近な地域で相談でき、日常生活・社会生活を円滑に営むことができる地域づくりが必要です。

○ 学識経験者・医療関係者・福祉関係者・民間支援団体等で構成される滋賀県依存症関係機関連絡協議会等により、様々な分野の関係者が連携することで、切れ目のない支援体制を構築しています。

○ 依存症対策を一体的に、総合的かつ計画的に推進するために「(仮称)滋賀県依存症総合対策計画」の策定に向けた検討を進めています。

オ 外傷後ストレス障害（PTSD）*

○ 県内外で事件・事故が発生した場合の生命・身体・財産などに対する直接の一次被害に起因する精神的な二次被害の拡大を防止するため、「Crisis Intervention team (CIT) 通称こころのケアチーム*」の派遣事業を行っていますが、当該事業の安定した運用のため、医療機関や関係機関の人材育成が必要です。

○ 令和元年度(2019年度)の保育関連施設事故発生時にこころのケアチームを派遣した。また、新型コロナウイルス感染症の感染者やその家族、医療従事者、クラスターが発生した施設の職員等に対してこころのケアチームを派遣してこころのケアを行うなど、二次被害の防止等の対応を行っています。

カ 高次脳機能障害*

○ 県内には高次脳機能障害を診断、評価できる医療機関が少なく、高次脳機能障害に対応したリハビリテーションが可能な医療機関が少ないという課題があります。

○ 当事者・家族が高次脳機能障害の理解や地域生活のイメージがないまま退院し、地域で問題を抱え込み孤立している現状があることから、高次脳機能障害支援センターおよび高次脳機能障害友の会しがにおいて、高次脳機能障害の理解を深めるために県民や関係機関等への研修会等を実施し、広く周知を図っています。

○ 地域支援者が適切に対応できる技術の向上に向けて、平成27年度(2015年度)からは地域支援で中心となりうる「専門相談支援員」の養成を行い、これまでに169名を認定しています。

○ 高次脳機能障害と診断された上で、必要な支援につながる体制の整備が必要であることから、高次脳機能障害圏域ネットワーク支援事業により、各圏域において医療機関と地域支援機関の連携を強化のための協議会の開催や研修会、事例検討会を実施しています。

○ 高次脳機能障害支援センターにおいて、医療福祉相談モール構成機関と連携しながら、当事者、家族、支援者への相談支援および普及啓発、人材育成、支援体制づくりを実施するとともに、圏域支援体制の充実を図るための取組を進めてきましたが、社会的行動障害に対応できる機関が少ないことから、医師やリハビリテーション専門職への高次脳機能障害の理解のための啓発・研修会を開催し、関係機関への働きかけが引き続き必要です。

キ 摂食障害

○ 令和2年(2020年)の県内医療機関を受療している摂食障害の入院患者数は41人であり、外来患者数は177人です。

○ 県内で児童・思春期を含め摂食障害を専門とする医師の不足や、一般科と精神科の連携や専門医と学校や地域の連携についての課題があることから、専門とする医師の養成や、専門医と地域の支援者等との連携強化が必要となっています。

ク てんかん

- 令和2年（2020年）の県内医療機関を受療しているてんかんの入院患者数は26人であり、外来患者数は538人です。
- 滋賀県CDR体制整備モデル事業で、てんかん患者が長時間入浴して溺死するという例が把握されたことから、入浴を中心とした生活指導については患者本人のみならず家族にも行うことが必要とされています。
- 小児期から成人期へのてんかん治療の連携体制の構築や、診療機関の情報提供体制等の整備が必要とされています。

(2) 精神保健医療福祉施策

ア 精神科救急

- 民間精神科病院の輪番制を中心に、県立精神医療センター、輪番診療所、身体合併症協力病院による精神科救急医療システムにより、24時間365日応需できる体制を整備しています。
- 精神科救急情報センターを設置し、夜間・休日における緊急対応や精神科救急医療相談を行っています。
- 通報件数/措置入院件数は、平成29年度（2017年）265件/72件であったものが、令和4年度（2022年度）293件/93件となり、ともに増加傾向にあります。
- 令和2年度（2020年度）から、新型コロナウイルス感染症の疑いのある方については、事前に受入病院を調整し対応しました。
- 精神科診療所では、入院治療の必要がない程度の精神科救急医療（ソフト救急）の対象患者に対して、夜間・休日における精神科救急の一部を輪番制により担うほか、かかりつけ診療所として自院患者が精神科救急に至らないよう、診療時間の延長など外来診療の拡充が図られています。
- 精神疾患患者の病態が多様化する中で、精神科初期救急、精神科救急医療相談、措置入院後フォローアップ体制整備等の充実が必要です。
- 平成30年度（2018年度）に「滋賀県精神障害者の退院後支援に関するマニュアル」を作成し、措置入院患者の退院後支援計画による支援に取り組んでいます。

イ 身体合併症

- 身体疾患を合併する精神疾患患者の治療は、一般科と精神科を併設する医療機関のほか、精神科を持たない医療機関と精神科医療機関との連携により医療が提供されていますが、身体疾患、精神疾患がともに重篤な患者については、医療機関の受入れが困難となる場合があります。
- 措置診療の必要があり、身体合併症について入院医療を要する患者については、身体合併症精神障害者等救急診療ガイドライン*に基づき身体合併症協力病院への応需依頼を行うなどの対応を行っています。
- 自傷・自殺企図者に対する身体処置後の一般科と精神科の連携の充実が必要です。

ウ 自殺対策

- 自殺の多くは、多様かつ複合的な原因や背景があり、様々な要因が関連する中で起こっています。自殺の原因・動機として「健康問題」が最も多く、自殺の直前には「うつ病」を発症していることが多いといわれています。
- 本県では平成30年（2018年）3月に「滋賀県自殺対策推進計画」を策定し、令和5年（2023年）3月に滋賀県自殺対策連絡協議会において評価・改定を行い、自殺対策を総合的に推進しています。

- 新型コロナウイルス感染症の影響を踏まえ、若年層や経済・生活問題、女性の自殺未遂者の対策により一層取り組むことが求められています。
- 自殺未遂者の支援体制として保健所や市町と救急告示病院*や精神科医療機関、警察、消防等との連携体制を構築し、支援を行っています。

エ 災害精神医療

- 東日本大震災では、精神科病院から多数の患者搬送が行われるなど、災害時においても精神科医療を行うための診療機能を有し、被災地からの精神疾患を有する患者の受入れや災害派遣精神医療チーム（DPAT）（以下「DPAT」という。）の派遣等のできる体制が求められています。
- 令和2年度（2020年度）に精神保健福祉センターを DPAT 先遣隊として1チーム登録したほか、毎年総合防災訓練を実施し、各精神科病院や関係団体等と連携を図っています。
- 災害拠点精神科病院は、平時に定期的な訓練や研修を行うとともに、災害時においても精神科医療を行うための診療機能を有し、被災地からの精神疾患を有する患者の受け入れ、DPAT の派遣に係る対応等を行います。しかしながら、本県においては、未だ災害拠点精神科病院の指定ができていないため、早期に指定をする必要があります。

オ 医療観察法における対象者への医療

- 県と大津保護観察所との共催で滋賀県医療観察制度運営連絡協議会を開催し、近畿厚生局等の関係機関との意見交換を実施しています。
- 県立精神医療センターは、医療観察法に基づく指定入院医療機関として、医療観察病棟の運営状況や治療内容に関する情報公開の評価を受ける医療観察法外部評価会議を実施しています。また、医療観察病棟の安全かつ円滑な運営および地元関係者等との密接な連携を図ることを目的とした医療観察法地域連絡会議を実施しています。

（3）地域精神保健福祉活動の充実と地域包括ケアシステムの構築

- 入院から地域生活を支える支援や仕組み等を医療・福祉・行政・当事者が協働して相互理解と連携強化を図るため、精神障害者地域移行・地域定着推進協議会などの保健、医療、福祉関係者による協議の場を県内すべての圏域で設置し、現状や課題の検討が行える体制を構築しました。
- 地域でのピア活動*については、県内10の相談支援事業所に事業を委託し、ピアサポーター*の活用、地域住民との交流事業を各圏域の特性に応じて実施しています。
- 精神障害者家族会連合会では、家族自身の高齢化や、福祉サービスにうまくつながらず家族への負担が大きいことなどから、家族への支援の充実を求められています。
- 各圏域に相談支援アドバイザーを配置し、保健所と連携して地域のネットワークを構築し、対応困難事例など精神障害のある本人および家族が安定した生活を継続するための相談支援体制を構築しました。
- 精神障害者の住まいの場の確保に係る課題への対応として、グループホームの整備を平成30年度（2019年度）160カ所（定員1,295人）から令和4年度（2022年度）209カ所（1,945人）に進めるとともに、令和3年度（2021年度）から大家や不動産会社向けに精神障害や支援に係る内容の啓発や研修を実施し、理解促進に努めています。
- 県内の働き・暮らし応援センター（7カ所）において、障害者の就労ニーズと雇用ニーズのマッチング、企業での職場定着就労に伴う生活支援を行い、平成30年度（2018年度）から令

和2年度（2020年度）においては660名の精神障害者が新規で企業就労に至っているほか、その就労定着を促進するため各圏域に対し定着支援の適切な役割分担や連携の在り方を周知しています。

○ こころの健康に関心を持った方に対して、精神疾患や精神障害への正しい知識の普及・啓発のための、こころの健康フェスタを開催し、平成30年度（2018年度）から令和4年度（2022年度）に、360人の参加者に対して啓発を実施し、こころの健康への理解を深める機会としましたが、啓発を継続して行っていく必要があります。

○ 保健所、市町、障害者支援施設、その他の関係機関等、県内の精神保健福祉業務に従事する職員に対する「精神保健医療福祉業務従事者研修会基礎コース」と「スキルアップコース」の研修を実施し、資質の向上を図っています。平成30年度（2018年度）から令和4年度（2022年度）に647名が受講しています。

○ 平成29年（2017年）4月に滋賀県子ども・若者総合相談窓口を精神保健福祉センター内に設置し、社会生活を円滑に営む上での困難を有する子ども・若者に対して支援を実施しています。

具体的な施策

《圏域の考え方》

○ 精神疾患にかかる保健医療圏は、二次保健医療圏を基本とします。

○ 精神科救急医療圏は、7つの二次保健医療圏を3ブロック（①湖北・湖東、②東近江・湖南・甲賀、③大津・湖西）に区分した圏域とします。

精神科救急医療圏	二次保健医療圏の範囲
湖北 ・ 湖東	湖北保健医療圏 、 湖東保健医療圏
東近江 ・ 湖南 ・ 甲賀	東近江保健医療圏、 湖南保健医療圏、 甲賀保健医療圏
大津 ・ 湖西	大津保健医療圏 、 湖西保健医療圏

（1）多様な精神疾患等に対応できる質の高い医療が提供できている

ア 統合失調症

○ 治療法の普及や精神科リハビリテーションをはじめとする予防的アプローチの充実などによって更なる入院期間の短縮につなげ、入院から地域生活への移行に努めます。

○ 重度かつ慢性の統合失調症患者に対する治療抵抗性統合失調症治療薬等による治療のための連携体制の導入を促進します。

イ うつ病・躁うつ病

○ うつ病の予防や早期発見・早期支援の強化を図るため、広く県民に対し、自らのこころの健康に関心を持てるよう引き続き知識の普及啓発に努めます。

○ 一般科医に対する「かかりつけ医うつ病対応力向上研修」による早期発見・早期治療の普及や「専門医等うつ病治療向上研修」による治療技法の普及を今後も引き続き実施するとともに、早期に有効な治療につながるような連携を促進します。

○ 地域で相談に従事する様々な領域の支援者の資質向上に向けた研修等を実施し、うつ病・躁うつ病の対応力の向上に努めます。

ウ 児童・思春期精神疾患および発達障害

- 大学と連携して、児童・思春期精神疾患の診療ができる医師を養成します。
- 入院対応のできる専門病床を有する医療機関の確保について検討します。
- 保健、医療、福祉、教育、就労等、他分野の機関と協働のもと、包括的な支援を行える体制づくりを目指します。
- 児童・思春期精神疾患に関する普及啓発を通して、早期介入とメンタルヘルスの重症化の予防に努めます。
- 支援ニーズの多様化や相談内容の複雑化に対応するため、機関コンサルテーションの充実に取り組むとともに、研修等の機会の増加及び内容の充実により、人材の育成の強化に努めます。

エ 依存症（アルコール依存症・薬物依存症・ギャンブル等依存症等）

- 精神保健福祉センターや保健所等で相談対応や本人・家族支援を行うとともに、相談・支援に従事する人材の育成や県民への普及啓発に努めます。
- 県立精神医療センターが依存症の専門医療機関・依存症治療拠点機関として核となり、地域の医療機関における診療技術の向上や連携体制の構築に取り組みます。
- 滋賀県依存症関係機関連絡協議会の構成団体等が相互に連携・協力を図りながら、分野横断による包括的推進体制の確保をとおして、依存症対策の推進に取り組みます。
- 民間の自助グループや回復施設、関係機関との連携を通して、団体活動の後方支援や活動場所の確保に向けた協力等、必要な支援を実施します。

オ 外傷後ストレス障害（PTSD）

- 精神保健福祉センターを中心に、保健所等と協働して、学校等における事件や事故後のPTSD等二次的な精神的被害の拡大を防止するため、「Crisis Intervention team（CIT）通称こころのケアチーム」の派遣事業を引き続き実施します。
- 県内で事件・事故が発生した場合に、速やかにこころのケアチームを結成し、適切な活動ができるよう、保健福祉、教育、医療の各関係機関間の連携強化や、人材育成を行います。

カ 高次脳機能障害

- リハビリテーションセンターや高次脳機能障害支援センターが連携し、医師やリハビリテーション専門職への高次脳機能障害の理解のための啓発・研修会を開催します。
- 高次脳機能障害について、必要な医療や支援に速やかにつながるよう、医療機関における適切な診断と、退院時にはかかりつけの医療機関や障害福祉サービスに切れ目なくつながる体制の構築を図ります。
- 医療機関で障害特性や地域生活に関する心理教育を当事者・家族に実施できるように働きかけ、地域でのリハビリテーションを充実させます。
- 相談を受けた支援者が、誰でも適切に対応できる技術を身につけられるよう資質の向上を図ります。
- 二次保健医療圏において、主体となる機関を中心として連絡調整会議を開催し、保健・医療（リハビリテーションを含む）・介護・福祉・労働等の関係機関による圏域の課題整理や解決に向けた方策の検討、関係者の資質向上等を行います。

キ 摂食障害

- 不足している子どもの心の診療に関する専門医と併せて、摂食障害に関する医師の養成に努めます。
- 精神保健福祉センターは、摂食障害に関する相談に対応し、患者・家族への摂食障害に関する

る心理教育の場を開催します。摂食障害に関する知識・技術の普及啓発、支援従事者等への研修・技術的支援、他の児童・思春期に好発する疾患等を含め、関係機関との地域連携支援の調整に努めます。

- 摂食障害に対応できる専門職の養成や多職種連携・多施設連携の推進に努めます。

ク てんかん

- 小児期から成人期へのてんかん治療の連携体制の構築や、診療機関の情報提供体制等の整備に努めます。
- てんかん患者・家族の支援においては、生活上の留意点への理解に向けた支援や、就労関係者への理解促進、生活支援の充実に努めます。

ケ 精神科救急

- 急性増悪時に迅速かつ適切に精神科医療につながるよう、精神科救急情報センターの充実に努めます。
- 入院治療の必要がない程度の精神科救急医療（ソフト救急）について、精神科診療所の協力のもと、病診連携の推進、初期救急応需体制の充実に努めます。
- 身体合併症を併発している精神障害者またはその疑いのある者で措置診察の必要があると認められた者を受け入れる身体合併症協力病院との連携に努めます。

コ 身体合併症

- 身体疾患、精神疾患がともに重篤な患者について対応できる体制整備を検討します。
- 二次保健医療圏域で自殺未遂者への支援体制の整備に向け、一般科・精神科医療機関に対し自殺未遂者への対応についての研修等を実施します。
- 精神科救急医療システム調整会議において、滋賀県医師会、滋賀県病院協会の参画により意見交換を行うとともに、県メディカルコントロール*協議会とも連携し、救急事案の対応について検討し、一般科と精神科医療機関の連携に努めます。

サ 自殺対策

- 自殺対策推進センターを核として、保健所、市町等との協働により、滋賀県自殺対策計画と連動した取組を推進するとともに、自殺対策連絡協議会において様々な分野の関係者による、多角的評価を受けつつ対策の推進を図ります。
- 子ども・若者の自殺対策では、SOS の出し方に関する教育の推進、SNS を活用した相談体制の充実に努めます。
- 自殺未遂者対策においては、救急医療機関と精神科医療機関との連携を強化し、自殺未遂者に対する支援体制を充実するとともに、未遂者支援部会を設けて課題等について検討を進めます。
- 自殺総合対策の推進に資する調査研究では、情報収集・分析・提供等を充実し、統計検討部会を設けて分析の強化を図ります。また、滋賀県 CDR 体制整備モデル事業との連携を図ります。

シ 災害精神医療

- 災害発生を想定し、有事の際には、危機管理体制のもと迅速に災害派遣精神医療チーム (DPAT) を組織できるように、また、被災時には円滑な受援体制を確保できるよう、先遣隊の設置や、総合防災訓練への参加などを通して、体制整備を進めます。
- 北部と南部の2カ所に災害拠点精神科病院の指定を目指し、令和6年度までに長浜赤十字病院を災害拠点精神科病院として指定します。また、令和8年度までに災害拠点精神科病院を1

病院増やし、大規模災害時の精神保健医療ニーズに対応できる体制の確保を進めます。

- また、災害精神医療における中長期のメンタルヘルスニーズへの対応が重要であることから、こころのケアチーム派遣事業で継続した支援を行います。

ス 医療観察法における対象者への医療

- 医療観察法に基づき、引き続き対象者に対して適切な医療を提供し、社会復帰を促進します。
- 対象者の円滑な地域移行と地域生活の安定を図るため、滋賀県医療観察制度運営連絡協議会等により、医療観察法処遇終了後の精神保健福祉サービスに至る支援に円滑に引き継がれるように努めます。

(2) 多様な精神疾患等に対応できる連携ができています

- 精神科病院へ訪問し、入院者の体験や気持ちを丁寧に聴くとともに、入院中の生活に関する一般的な相談や必要な情報提供等を行うことで、入院者本人の孤独感や自尊心低下の解消を行うことについて検討します。
- 精神科病院における虐待通報窓口を設置し、虐待通報の窓口を明確にするとともに、虐待の早期発見、発生防止、再発防止等の対応ができる体制の整備について検討します。
- 滋賀県精神障害者の退院後支援に関するマニュアルによる退院後支援計画の作成をすすめ、入院早期から医療機関と地域関係機関の連携体制の強化を図ります。

(3) 地域精神保健福祉活動の充実と地域包括ケアシステムが確保されている

ア 精神障害に対する正しい理解の促進

- 精神疾患や精神障害に関する正しい知識や情報を講演会等により県民に提供し理解を深め、また、心のサポーター*の養成を進めることにより、精神疾患の早期発見、早期治療を促すとともに、精神障害のある人が住み慣れた地域で、本人の望む生活ができるよう支援します。

イ 医療、保健、福祉の連携による包括的な支援体制の充実

- 精神疾患の治療中断者や自らの意思では受診困難な精神障害のある人が必要な医療や支援を受けながら地域で生活していけるよう、包括的な支援体制の充実に取り組みます。
- 福祉圏域において、医療、保健、福祉等の関係機関の連携の下でチーム支援を行うことにより、精神障害のある本人および家族が安定した生活を継続するための支援を推進します。

ウ 精神障害のある人が利用する障害福祉サービス等の確保

- 長期入院患者等が退院後、身近な地域で安心して生活ができるよう、グループホームなど地域の住まいの場や日中活動の場の確保に取り組みます。
- 入院後、早期から退院に向けての環境調整や福祉サービスの紹介ができる体制づくりを進めるとともに、通院や通所が不安定な人への訪問支援を促進し、精神障害のある人の地域での生活を支援する取り組みを促進します。
- 精神疾患の治療中断者や自らの意思では受診困難な精神障害のある人が、必要な医療を受けながら地域で生活していけるよう、包括的な支援体制の充実に取り組みます。

エ 相談支援体制の充実

- 県民が精神的不調を感じた時に相談できる窓口を明確にし、周知を行うとともに、訪問や面談等によるきめ細やかな支援の提供と、市町と相談支援事業所等関係機関の連携支援により、安心して相談できる体制の充実を図ります。

- 各福祉圏域に配置されている相談支援アドバイザーと保健所が連携し、地域のネットワークを構築することにより、対応困難事例や圏域外調整を必要とする場合に対応できる相談支援体制を整備します。

オ 支援人材の養成

- 保健所や市町の担当者、精神科医療機関関係者、相談支援従事者等の精神保健医療福祉従事者を対象とした体系的な研修等を行うことにより、支援の質の向上を図ります。

カ 家族会、自助グループ等への支援およびピアサポーターの活用

- 精神障害者患者家族会や依存症等の回復のための自助グループその他関係団体と連携するとともに、その活動を支援することにより、各団体の活性化を図ります。
- 長期入院患者の退院の意欲喚起としての病院訪問や支援者研修会における講演など、当事者の経験を活かしたピアサポーターの活用や人材育成を推進します。

《数値目標》

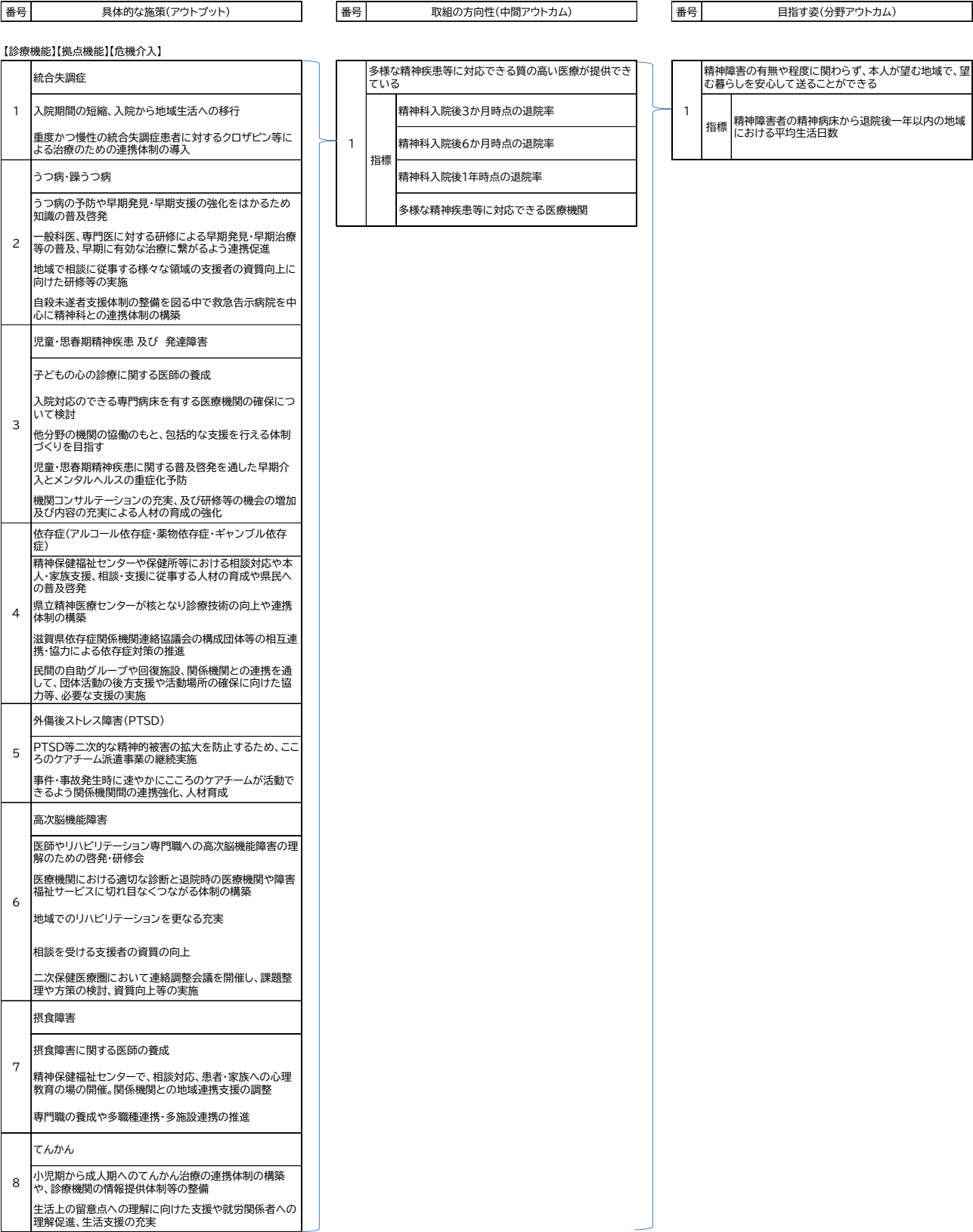
目標項目	現状値	目標値 (R11)	備考
目指す姿（分野アウトカム）			
精神障害者の精神病床から退院後一年以内の地域における平均生活日数	333.5 日 (R1 年度)	増加	R 8 国目標 325.3 日以上 を達成
取組の方向性（中間アウトカム）			
精神科入院後 3 か月時点の退院率	70.8% (R1 年度)	増加	R 8 国目標 68.9%以上 を達成
精神科入院後 6 か月時点の退院率	85.4% (R1 年度)	増加	R 8 国目標 84.5%以上 を達成
精神科入院後 1 年時点の退院率	91.1% (R1 年度)	増加	R 8 国目標 91.0%以上 を達成
多様な精神疾患等に対応できる医療機関	1384 機関	増加	
精神病床における 65 歳以上の 1 年以上長期入院患者数	763 人	619 人※	※R 8 国目標を 基に設定のため R 8 見直し予定
精神病床における 65 歳未満の 1 年以上長期入院患者数	306 人	273 人※	※R 8 国目標を 基に設定のため R 8 見直し予定
具体的な施策（アウトプット）			

災害拠点精神科病院の指定数	0機関	2機関	
入院者訪問支援員の養成数(各圏域2名以上)	0人	84人	
入院者訪問支援事業の支援数	0回	360回	
退院後支援計画の策定数	集計中 (R4年度)	120件	
心のサポーター養成研修の修了者数	0人	600人	
保健、医療、福祉関係者による協議の場の設置と開催	7圏域	7圏域	
精神保健医療福祉業務従事者研修の修了者数	77人 (R4年度)	480人	

1 表3-3-5-1 多様な精神疾患に対応できる医療機関一覧

圏域	施設名	診療可能な精神疾患												対応可能な支援や連携							
		1 統合失調症	2 うつ・躁うつ病	3 認知症	4 児童・思春期精神疾患	5 発達障害	6 アルコール依存症	7 薬物依存症	8 ギャンブル依存症	9 PTSD	10 高次脳機能障害	11 摂食障害	12 てんかん	1 精神科救急患者受入	2 患者受入・身体疾患合併症	3 自殺未遂患者搬送時の連携	4 災害精神医療の協力	5 医療観察法の通院患者受入	6 ピアサポーターの受入	7 住診	8 訪問診療
大津圏域	大津赤十字病院	1	1	1						1					1	1					6
	市立大津市民病院	1	1	1	1	1															5
	大津赤十字志賀病院			1																	1
	琵琶湖病院	1	1	1	1	1		1		1	1	1	1					1	1	1	14
	独立行政法人地域医療機能推進機構滋賀病院																				0
	医療法人藤樹会滋賀里病院	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1		1	1	1	1	1	1	1	1	19
	医療法人堅田病院																				0
	医療法人華頂会琵琶湖養育院病院																				0
	医療法人弘英会琵琶湖大橋病院																				0
	山田整形外科病院																				0
	医療法人良善会ひかり病院			1																	1
	琵琶湖中央リハビリテーション病院			1							1										2
	医療法人社団瀬田川病院	1	1	1										1	1		1				6
	打出病院																				0
	滋賀医科大学医学部附属病院	1	1	1	1	1								1	1		1				8
	圏域内診療所	25	49	71	9	14	7	2	2	10	9	4	17	1	3	0	0	3	0	19	24
	圏域内小計	31	55	80	13	18	8	4	3	13	12	5	19	5	7	2	3	5	1	21	26
湖南圏域	社会福祉法人恩賜財団済生会滋賀泉病院			1											1	1					4
	社会医療法人誠光会淡海医療センター																				0
	社会医療法人誠光会淡海ふれあい病院																				0
	医療法人芙蓉会南草津病院	1	1	1							1	1	1						1	1	8
	びわこ学園医療福祉センター草津																				0
	滋賀県立小児保健医療センター		1		1	1				1	1	1	1								7
	市立野洲病院			1							1		1							1	4
	びわこ学園医療福祉センター野洲					1							1								2
	滋賀県立総合病院	1	1	1		1	1			1	1	1	1		1	1					11
	湖南病院	1	1	1	1	1	1	1		1	1			1	1	1	1	1	1	1	17
	社会福祉法人恩賜財団済生会守山市市民病院																				0
	滋賀県立精神医療センター	1	1		1	1	1	1	1	1		1		1	1	1	1	1			14
	南草津野村病院																				0
	医療法人徳洲会近江草津徳洲会病院			1									1		1	1				1	5
	圏域内診療所	11	30	60	8	12	9	5	5	7	11	6	20	2	2	2	3	2	0	16	22
	圏域内小計	15	35	66	11	17	12	7	6	11	16	10	27	4	7	7	5	4	1	18	26
甲賀圏域	独立行政法人国立病院機構紫香楽病院			1							1		1							1	4
	一般社団法人水口病院	1	1	1		1				1	1	1	1			1		1			11
	公立甲賀病院	1	1	1		1				1											5
	甲賀市立信楽中央病院		1	1							1					1				1	6
	医療法人社団仁生会甲南病院			1									1								2
	医療法人社団美松会生田病院																				0
	医療法人社団阿星会甲西リハビリ病院											1									1
	圏域内診療所	5	13	24	2	3	3	1	2	3	4	3	9	0	0	0	1	0	0	8	7
	圏域内小計	7	16	29	2	5	3	1	2	5	8	4	13	1	0	2	1	1	0	8	9
東近江圏域	近江八幡市立総合医療センター					1							1		1	1					4
	公益財団法人近江兄弟ヴォーリズ記念病院		1	1			1				1			1	1				1	1	8
	滋賀八幡病院	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1				16
	医療法人社団昂会日野記念病院																				0
	独立行政法人国立病院機構東近江総合医療センター												1								1
	東近江市立能登川病院			1																	1
	東近江敬愛病院																				0
	医療法人医誠会神崎中央病院																				0
	医療法人社団幸信会青葉病院			1																	1
	医療法人恒仁会近江温泉病院			1																	1
	医療法人社団昂会湖東記念病院			1		1					1		1								4
	圏域内診療所	8	23	52	3	11	3	1	1	1	9	4	13	0	3	0	0	2	0	15	17
	圏域内小計	9	25	58	4	14	5	2	2	2	12	5	18	1	6	2	1	2	0	16	18
湖東圏域	彦根市立病院			1		1					1		1		1	1					6
	公益財団法人豊郷病院	1	1	1		1							1	1	1	1	1				9
	医療法人森昭会彦根中央病院																				0
	医療法人友仁会友仁山崎病院			1			1						1								3
	圏域内診療所	7	20	31	5	6	1	0	0	5	6	3	5	1	0	0	0	0	0	5	7
	圏域内小計	8	21	34	5	8	2	0	0	5	7	3	8	2	2	2	0	1	0	5	7
	圏域内小計	8	21	34	5	8	2	0	0	5	7	3	8	2	2	2	0	1	0	5	7
湖北圏域	長浜赤十字病院	1	1	1	1	1	1	1		1	1	1	1	1	1	1	1	1			16
	市立長浜病院	1	1	1	1	1	1				1	1	1								9
	セフィロト病院	1	1	1		1	1			1	1	1	1	1	1	1	1	1			14
	長浜市立湖北病院	1	1	1		1															4
	圏域内診療所	6	26	46	7	7	7	4	4	6	8	5	17	2	5	3	0	3	0	19	12
	圏域内小計	10	30	50	9	11	10	5	4	8	11	8	20	4	7	5	2	5	0	19	12
	圏域内小計	10	30	50	9	11	10	5	4	8	11	8	20	4	7	5	2	5	0	19	12
湖西圏域	一般財団法人近江愛隣園今津病院																		1	1	2
	高島市民病院	1	1	1							1										4
	医療法人マキノ病院	1	1	1									1								6
	圏域内診療所	3	11	20	2	3	2	1	0	2	0	2	2	0	1	1	2	1	0	7	7
	圏域内小計	5	13	22	2	3	2	1	0	2	1	2	3	0	1	1	2	1	0	9	9
	圏域内小計	5	13	22	2	3	2	1	0	2	1	2	3	0	1	1	2	1	0	9	9
	圏域内小計	5	13	22	2	3	2	1	0	2	1	2	3	0	1	1	2	1	0	9	9
合計		85	195	339	46	76	42	20	17	46	67	37	108	17	30	21	14	19	2	96	107

1 《ロジックモデル》



2
3
4
5

番号	具体的な施策(アウトプット)

9	精神科救急
	精神科救急情報センターの充実
	入院治療の必要がない程度の精神科救急(ソフト救急)における病診連携の推進、初期救急応需体制の充実 身体合併症を併発している精神障害者等の措置入院を受け入れる身体合併症協力病院との連携
10	身体合併症
	身体疾患、精神疾患がともに重篤な患者について対応できる体制整備
	一般科・精神科医療機関に対し自殺未遂者への対応についての研修等の実施 救急事案の対応について検討、一般科と精神科医療機関の連携
11	自殺対策
	滋賀県自殺対策計画と連動した取組を推進するとともに、様々な分野の関係者から多角的評価を受けつつ対策の推進
	子ども・若者の自殺対策の推進 自殺未遂者支援体制の推進 自殺総合対策の推進に資する調査研究等の推進
12	災害精神医療
	有事の際に災害派遣精神医療チーム(DPAT)を組織できるように、また支援体制を確保できるように訓練および研修の実施
	災害拠点精神科病院の指定と支援
13	指標 災害拠点精神科病院の指定数
	医療観察法における対象者への医療
	適切な医療を提供し、社会復帰を促進 医療観察法処遇終了後の精神保健福祉サービスに至る支援に円滑に引き継がれるよう努める

番号	取組の方向性(中間アウトカム)

1	多様な精神疾患等に対応できる質の高い医療が提供できている
	指標 精神科入院後3か月時点の退院率
	精神科入院後6か月時点の退院率
	精神科入院後1年時点の退院率 多様な精神疾患等に対応できる医療機関

番号	目指す姿(分野アウトカム)

1	精神障害の有無や程度に関わらず、本人が望む地域で、望む暮らしを安心して送ることができる
	指標 精神障害者の精神病床から退院後一年以内の地域における平均生活日数

【地域移行・人権擁護】

14	入院者訪問支援事業の実施
	指標 入院者訪問支援員の養成数
	指標 入院者訪問支援事業の支援数
15	精神科病院における虐待通報窓口の設置
16	措置入院者退院後支援計画の策定と支援
	指標 退院後支援計画の策定数

2	多様な精神疾患等に対応できる連携ができています
	指標 精神病床における65歳以上の1年以上長期入院患者数
	精神病床における65歳未満の1年以上長期入院患者数

【普及啓発・相談支援】【地域における支援】

17	精神障害に対する正しい理解の促進
	指標 心のサポーター養成研修の修了者数
18	医療、保健、福祉の連携による包括的な支援体制の充実
	指標 保健、医療、福祉関係者による協議の場の設置と開催
19	精神障害のある人が利用する障害福祉サービス等の確保
20	相談支援体制の充実
21	支援人材の養成
	指標 精神保健医療福祉業務従事者研修の修了者数
22	家族会、自助グループ等への支援およびピアサポーターの活用

3	地域精神保健福祉活動の充実と地域包括ケアシステムが確保されている

6 救急医療（小児救急を除く）

目指す姿

- 患者が重症度・緊急度に応じた適切な医療を受けることができる

取組の方向性

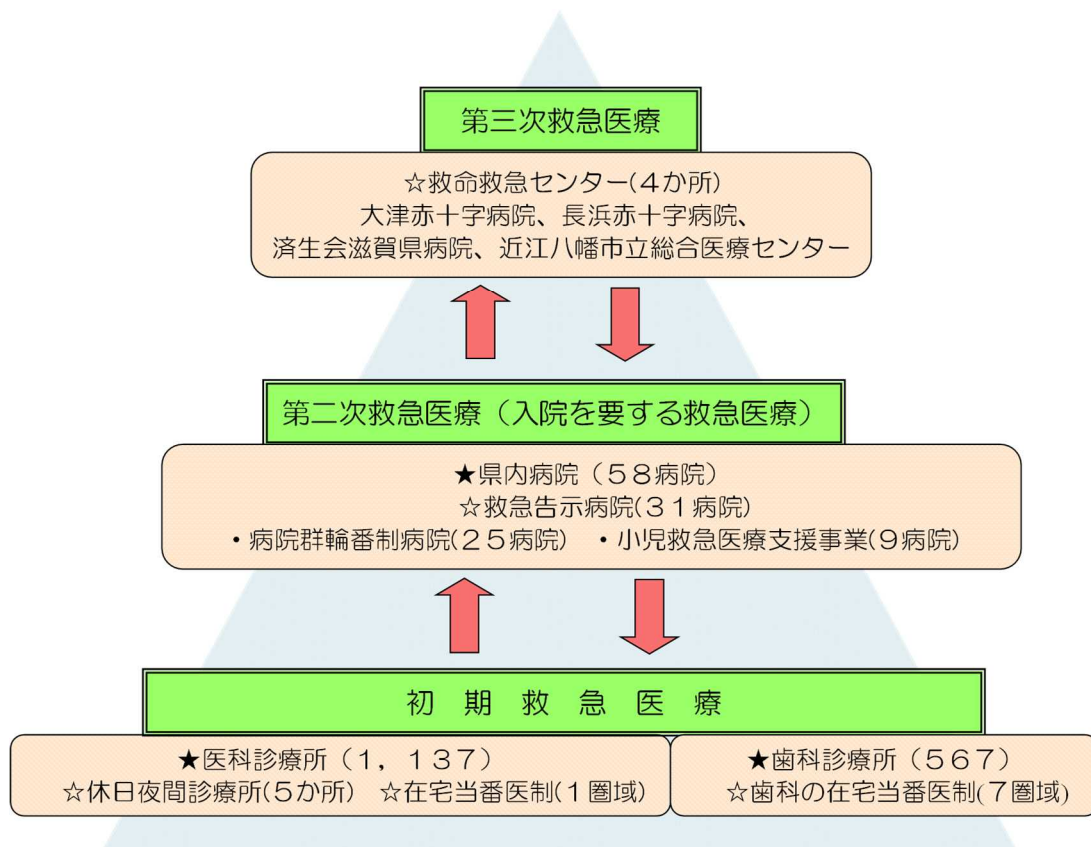
- (1) 地域における救急医療機関の機能分担と連携の推進ができています
- (2) 救急医療における医師の養成・確保ができています
- (3) 病院前救護体制の強化ができています
- (4) ドクターヘリ*の活用ができています
- (5) 医療機関の適正受診ができています

現状と課題

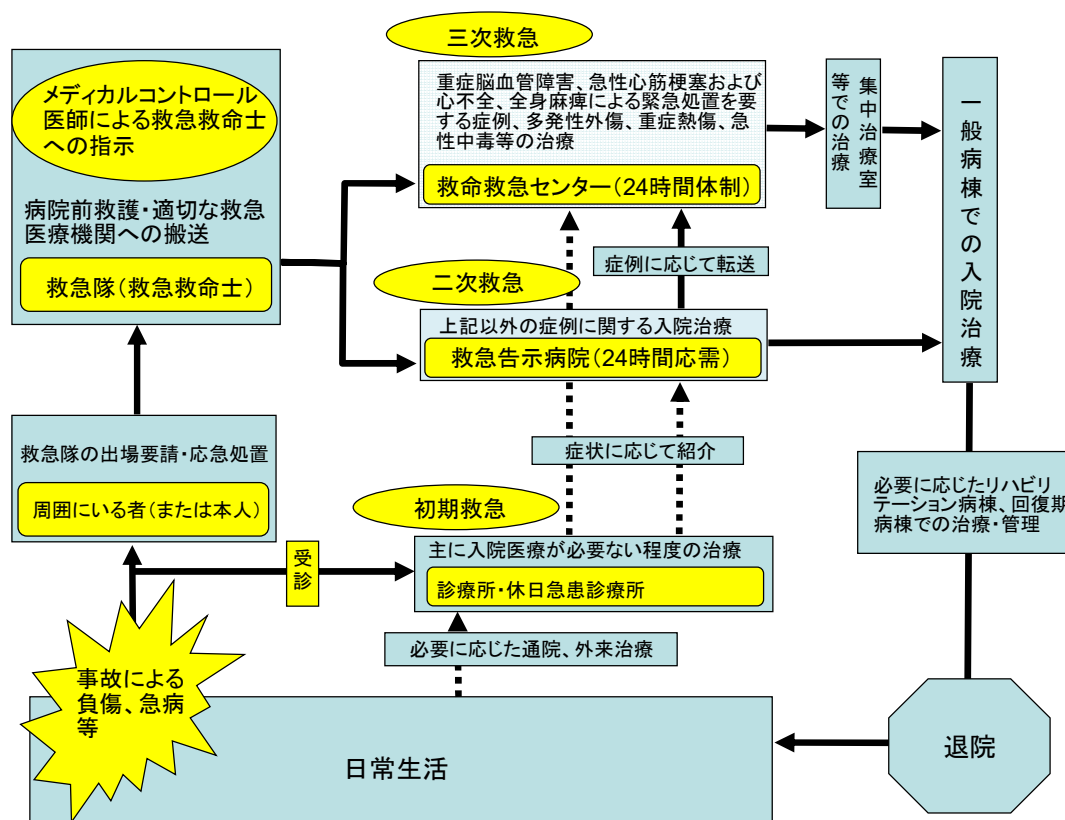
(1) 救急医療の現状

- 本県の救急医療体制は、以下の4体制で対応しています。
 - ・ 医療機関への搬送までに救急救命士が救急救命処置を行う病院前救護体制
 - ・ 入院治療が必要ない程度の治療を診療所や休日急患診療所*で行う初期救急医療体制
 - ・ 入院治療を必要とする医療を救急告示病院等で行う二次救急医療体制
 - ・ 重篤な救急患者の治療を必要とする医療を救命救急センターで行う三次救急医療体制

図3-3-6-1 救急医療体制

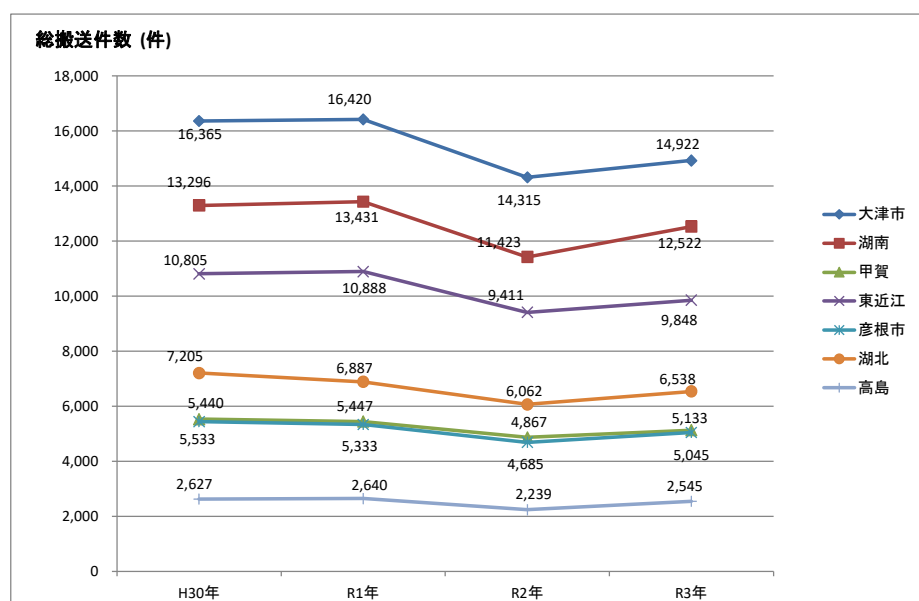


1
2 図3-3-6-2 救急医療の流れ



3
4 ○ 本県における救急出動件数は令和2年は減少しましたが、令和3年以降は増加傾向にあります。また、消防本部(局)ごとの総搬送件数には圏域毎の居住人口の違いなどもあり隔たりがあります。

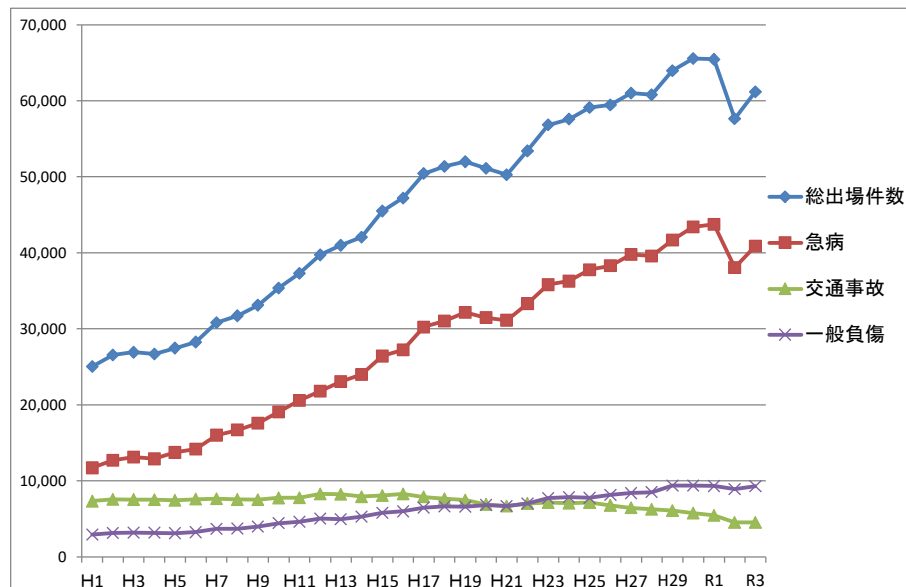
5
6
7
8 図3-3-6-3 消防本部(局)の総搬送件数の推移



9 出典：「救急搬送における医療機関の受入れ状況等実態調査」(各消防本部(局))

- 救急搬送における疾病構造に変化が生じています。
交通事故による出場件数は減少傾向にあり、急病による出場件数が増加しています。

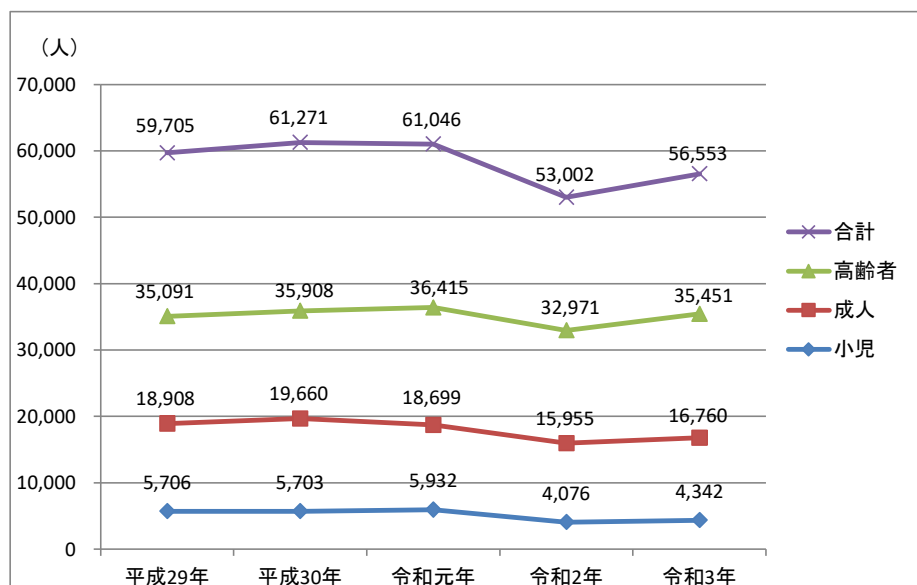
図3-3-6-4 救急出場件数の推移



出典：「消防年報」（各消防本部(局)）

- 年齢区分別では特に高齢者数が高い件数で推移しています。

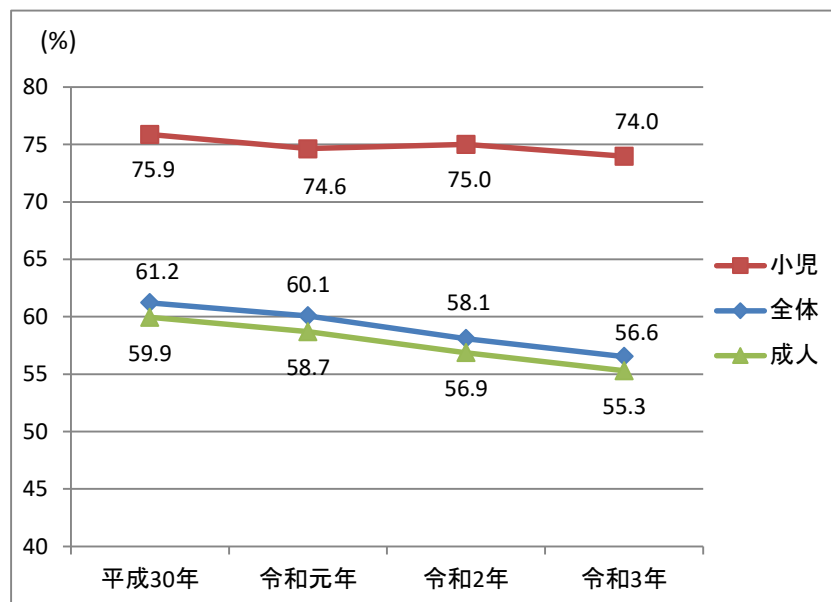
図3-3-6-5 年齢区分別搬送人数



出典：「救急・救助の現況」（消防庁）

- 全体の軽症者割合は減少しているものの半数以上を占めており、小児の軽症者割合は70%を超え高い割合で推移しています。

図3-3-6-6 救急搬送における軽症者の割合



出典：「各消防本部より」

- 搬送件数は新型コロナウイルス感染症の影響により減少しましたが、近年は増加傾向にあります。救急車台数は令和2年に1台増えましたが、医療機関収容までの時間が延長していることから、救急車の適正利用が必要です。

表3-3-6-7 救急搬送にかかる資源

	平成30年	令和元年	令和2年	令和3年
救急車台数	66	66	67	67
救急隊員数	945	960	963	984
救急救命士数	342	346	360	367
救急救命士同乗率(%)	100.0	100.0	100.0	100.0
搬送件数	61,271	61,046	53,002	56,553
医療機関収容までの時間(分)	33.3	32.6	33.6	34.8

出典：「消防年報」(各消防本部(局))

- 救急搬送者に占める軽症の割合は令和3年で57%を占めており、重症以上の搬送割合6% (死亡1%、重症5%) に比べ高いです。
- 令和3年の全国での軽症割合の平均は45%であり、全国平均と比較しても軽症の占める割合は高くなっています。

1 表3-3-6-8 傷病程度別搬送人数

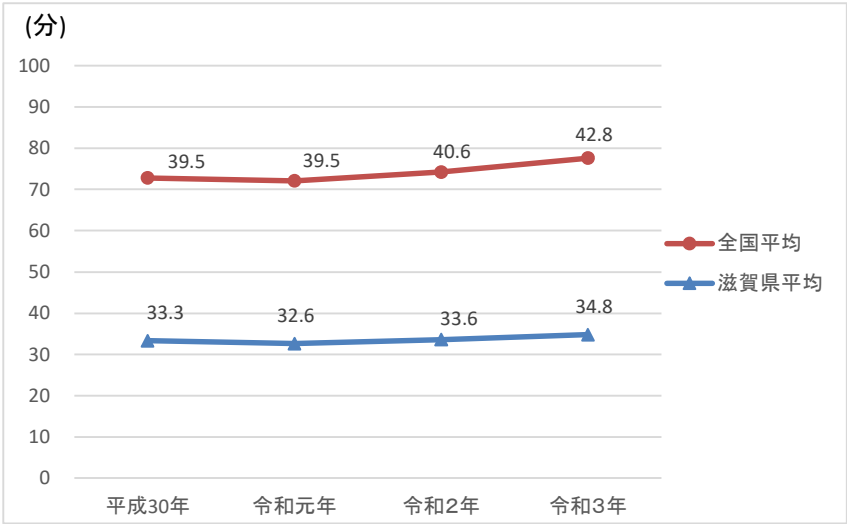
	平成30年		令和元年		令和2年		令和3年	
	搬送人数(人)	割合	搬送人数(人)	割合	搬送人数(人)	割合	搬送人数(人)	割合
死亡	599	1%	639	1%	626	1%	622	1%
重症	2,513	4%	2,345	4%	2,462	5%	2,636	5%
中等症	20,633	34%	21,375	35%	19,114	36%	21,308	38%
軽症	37,515	61%	36,677	60%	30,796	58%	31,982	57%
その他	11	0%	10	0%	4	0%	5	0%
合計	61,271	100%	61,046	100%	53,002	100%	56,553	100%

2 その他：医師の診断が無いものおよび傷病程度が判明しないもの、並びにその他の場所に搬送したもの

3 出典：「救急・救助の現況」（消防庁）

4
5 ○ 救急要請から医療機関までの搬送に要した平均時間は延伸傾向にありますが、全国平均は大きく下回っています。

8 図3-3-6-9 救急要請（覚知）から救急医療機関への搬送までに要した平均時間



9 出典：「消防防災年報」（滋賀県）

10
11 ○ 重症患者における受入れ医療機関決定までの照会回数が4回以上の割合は令和3年で0.2%
12 であり、全国平均の4.3%を大きく下回っており、適切な医療体制が維持できています。

14 表3-3-6-10 重症患者における受入れ医療機関決定までの照会回数が4回以上の割合

	割合	全国平均
平成30年	0.1	2.4
令和元年	0.2	2.4
令和2年	0.2	3.0
令和3年	0.2	4.3

15 出典：「救急搬送における医療機関の受入れ状況等実態調査」（消防庁）

- 救命救急センターへの搬送割合は全体の約 38%（全国平均 17%）を占めており、救命救急センターがしっかりと機能していることが示されている一方で、圏域内の二次救急医療機関との機能分担や連携についての検討も必要です。

表 3-3-6-11 救命救急センターへの搬送割合

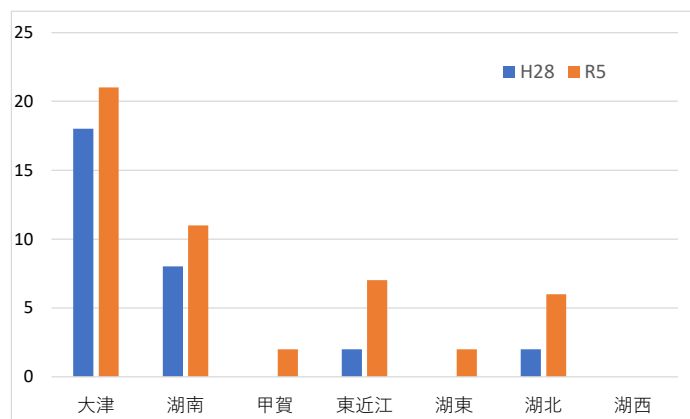
	総搬送人員	うち救命救急センター搬送		
	件数	件数	割合	全国平均
令和元年	61,046	23,342	38.2%	17.4%
令和2年	53,002	20,582	38.8%	17.8%
令和3年	56,553	21,604	38.2%	17.7%

出典：「救急搬送における医療機関の受入れ状況等実態調査」（消防庁）

（2）救急医療における医師の現状

- 日本専門医機構認定専門医（救急科専門医）数は令和5年（2023年）1月27日現在 52 名であり第7次保健医療計画策定時に比べ増加傾向にありますが、依然として二次保健医療圏による偏在がみられます。
- 第3回今後の医師養成の在り方と地域医療に関する検討会【厚生労働省】（平成29年6月12日開催）での日本救急医学会資料によると、1施設あたりの専門医の必要数目安は救命救急センターで6名、救急告示病院で2名とされており、専門医数は不足しています。

図 3-3-6-12 圏域ごとの日本専門医機構認定専門医数



出典：一般社団法人日本救急医学会(2023年1月27日現在)より

（3）病院前救護体制

医療機関への搬送までに行う病院前救護は、救急現場に居合わせた人（発見者、同伴者等、以下「バイスタンダー*」という。）がAED等を使用して行う心肺蘇生や救急救命士が行う救急救命処置があります。

ア 救急救命士

- 救急救命士は、救急現場から医療機関への搬送までの間、緊急の必要がある場合に、医師に

による指示・指導・助言（電話等を使用）のもとで「気管挿管*」や「薬剤投与*」（以下「特定行為*」という。）を、滋賀県メディカルコントロール協議会の認定を受けることにより実施できます。

- 救急患者の症状等に応じた搬送および医療機関による受入れをより円滑に行うため、消防法の規定に基づく「傷病者の搬送および受入れの実施に関する基準」（以下「実施基準」という。）を策定しています。

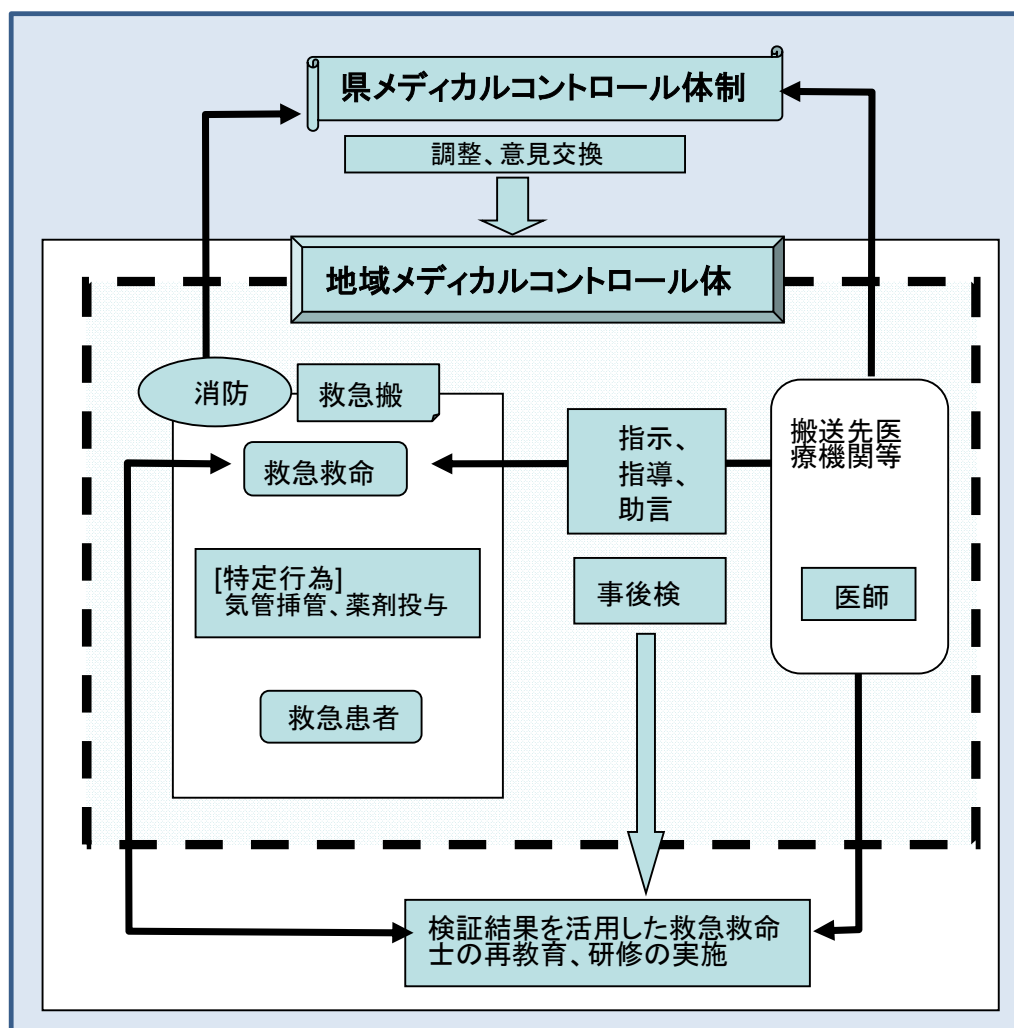
また、実施基準に基づく搬送、受入れの状況調査、内容の検討、実施基準の見直し等の協議をメディカルコントロール協議会で行っています。

- 今後も、救急救命士の充足と特定行為にかかる技術水準の向上を図るとともに、適切な搬送および受入体制の構築が必要です。

表3-3-6-13 救急救命士・特定行為認定者数

	平成30年度	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度
気管挿管	192	205	207	217	229
薬剤投与	383	401	420	440	471

図3-3-6-14 メディカルコントロール体制



イ バイスタンダー

- 本県の令和3年（2021年）中における心原性（心臓に原因がある）心肺機能停止者でバイスタンダーによる心肺蘇生が実施されたのは137件でした。
- 消防庁の統計によると、バイスタンダーによる心肺蘇生の実施の有無による1ヵ月後の生存率では約2倍、社会復帰率では約3倍の差があります。
- 病院前救護の充実を図るためには、今後も県民へのAEDの使用方法や救急蘇生法等の研修、啓発が必要です。

表3-3-6-15 講習会受講人数等

		平成30年	令和元年	令和2年	令和3年
普通救命講習会	回数	791	736	199	239
	人数	13,151	12,539	2,859	2,489
バイスタンダーによる心肺蘇生件数		123	145	143	137

出典：救急・救助の現況（消防庁）

（４）初期救急医療体制

- 初期救急医療体制は、地域の開業医師が当番制で休日や夜間に自院で診療を行う「在宅医当番制」と休日および休日の夜間に比較的軽症の救急患者を受け入れている「休日急患診療所」があります。
- 入院治療の必要のない軽症の救急患者を休日急患診療所等で受け入れることにより、二次・三次救急医療機関の負担を軽減しています

表3-3-6-16 在宅当番医制と休日急患診療所

圏域名	診療所	診療科	診療時間
湖 南	湖南広域休日急病診療所	内科・小児科	日・祝 10時～22時
東近江	在宅当番医制（東近江医師会）	—	平日夜間 18時～20時30分
	近江八幡休日急患診療所	内科・小児科・外科	土曜日 15時～20時 日・祝 10時～20時
	東近江休日急患診療所	内科・小児科・外科	日・祝 10時～18時
湖 東	彦根休日急病診療所	内科・小児科	日・祝 10時～17時
湖 北	長浜米原休日急患診療所	内科・小児科	日・祝 9時～18時

（令和5年9月1日現在）

（５）二次救急医療体制

- 二次救急医療は、緊急手術や入院治療の必要な患者に対応する医療であり、本県では31の救急告示病院が担っており、二次保健医療圏ごとに当番日を決めて（以下「病院群輪番制*」という。）対応しています。
- 本来、初期救急医療機関を受診すべき軽症患者が多数受診しており、過大な負担が二次救急

医療機関にかかっています。

- 病院群輪番制に参加していない救急告示病院があり、輪番制参加病院に負担が偏っています。
- 病院群輪番制に参加している救急告示病院においても、症状や疾患によっては対応が困難な病院もあります。

表3-3-6-17 二次救急医療提供体制

(令和4年度各二次保健医療圏域における救急告示病院と病院群輪番制参画病院)

圏域名	体制等	救急告示病院（「●」は、病院群輪番制参画病院）
大 津	病院群輪番制 * 休日昼夜間、毎夜間	●市立大津市民病院、●大津赤十字病院、大津赤十字志賀病院、 ●琵琶湖大橋病院、●地域医療機能推進機構滋賀病院、 ●滋賀医科大学医学部附属病院
湖 南	病院群輪番制 * 休日昼夜間、毎夜間	●淡海医療センター、●済生会守山市民病院、●済生会滋賀県病 院、●市立野洲病院、●近江草津徳洲会病院、●県立総合病院
甲 賀	病院群輪番制 * 休日昼夜間、毎夜間	●公立甲賀病院、生田病院、甲南病院、甲賀市立信楽中央病院
東近江	病院群輪番制 * 休日昼夜間、毎夜間	●近江八幡市立総合医療センター、●東近江総合医療センター、 ●東近江敬愛病院、●東近江市立能登川病院、●日野記念病院、 ●湖東記念病院
湖 東	病院群輪番制 * 休日昼夜間、毎夜間	●彦根市立病院、●彦根中央病院、●友仁山崎病院、●豊郷病院
湖 北	病院群輪番制 * 休日昼夜間	●市立長浜病院、●長浜赤十字病院、●長浜市立湖北病院
湖 西	病院群輪番制 * 休日昼夜間、毎夜間	●高島市民病院、マキノ病院

(6) 三次救急医療体制

- 三次救急医療は、二次救急医療機関で対応できない重篤な救急患者(脳卒中、急性心筋梗塞や重症外傷等、複数の診療科にわたる治療等を要する患者)を24時間365日体制で対応する医療であり、本県では4か所の救命救急センターが担っています。
- 平成25年(2013年)8月には広範囲熱傷、四肢切断、急性中毒等の特殊患者を受け入れることが可能な「高度救命救急センター」として大津赤十字病院を指定しています。
- 令和3年(2021年)の総搬送件数のうち救命救急センターへの搬送割合は38.2%を占めており、全国平均17.7%(表3-3-6-11参照)を大きく上回っており、救命救急センターへ搬送が集中している状況です。
- 救命救急センターには入院治療の必要がない軽症患者も多数受診しており、過大な負担が救命救急センターにかかっています。
- 滋賀医科大学医学部附属病院は、全科当直体制を敷き、急性大動脈解離に対する緊急手術に対応する等、急性期医療の拠点病院としての機能を果たしており、救命救急センターでは処置困難な重症患者も多数受け入れています。
- 重症度、緊急度に応じた適切な医療体制が確保されるように、地域における救急医療機関の役割を明確化し、初期・二次・三次医療機関の機能分担や連携を推進することで、救命救急センターが重篤患者を集中的に受け入れる体制を確保する必要があります。

- 県内の救急医療体制を確保していくために、高度で専門的な知識や技術を要する患者へ対応可能な医師・看護師等の救急医療従事者の育成、教育を行う拠点を明確にしていく必要があります。
- 平成27年（2015年）4月28日、滋賀県全域と京都府南部を運航範囲とする京滋ドクターヘリ*（基地病院：済生会滋賀県病院）が運航を開始し、滋賀県全域で30分以内に救急医療を提供できる体制が整いました。
- 令和5年（2023年）8月1日現在県内のランデブーポイント*は338箇所、京都府南部が205箇所、福井県嶺南が123箇所登録されています。
- ドクターヘリの機動力により、滋賀県内のみならず、関西広域連合管内を1つの医療圏（四次医療圏）とする救急医療提供体制の構築も可能となりました。
- 自殺企図による多発外傷等、精神疾患を背景に持つ身体的救急疾病・外傷患者（身体合併症の精神疾患患者）への対応には特殊性があります。
- 長浜赤十字病院では精神科医師が24時間救急対応し、救急担当医師と連携する体制を取っており、身体合併症の精神疾患患者の受入れを行っています。
- しかし、精神科を持たない二次救急医療機関および救命救急センターに搬送された身体合併症の精神疾患患者については、身体疾患治療後は精神科の治療が必要となる場合が多く、精神科病院との連携が必要です。

表3-3-6-18 本県の救命救急センターと運営体制の概要

名称	体制の概要	専用病床数		一日あたりの従事医師数（人）		指定日	
		左記のうち		救急担当 専任医師数	救急科 専門医数		
		I C U	C C U等※				
大津赤十字病院		38	4	34	6	5	昭和57年3月24日
済生会滋賀県病院		32	6	2	11	7	平成8年4月1日
近江八幡市立総合医療センター		18	6	12	3	2	平成18年10月1日
長浜赤十字病院		20	7	13	3	2	昭和58年2月15日

※CCU等：ICU、CCU、SCU、HCU、熱傷ベッド、小児病床、その他

出典：令和5年度「救命救急センター現況調べ」（厚生労働省）

具体的な施策

（１）地域における救急医療機関の機能分担と連携の推進ができています

- 救命救急センターを核とした機能分担や連携体制の整備を図ります。
 - ①大津・湖西救急ブロック（大津保健医療圏・湖西保健医療圏）での役割の明確化
 - ②湖南・甲賀救急ブロック（湖南保健医療圏・甲賀保健医療圏）での役割の明確化
 - ③東近江救急ブロック（東近江保健医療圏）での役割の明確化
 - ④湖東・湖北救急ブロック（湖東保健医療圏・湖北保健医療圏）での役割の明確化
- ブロックごとに関係機関（医療機関、医師会、消防、市町等）で構成する救急医療体制の検討の場を設定し、初期・二次・三次医療機関の機能分担や連携の円滑な推進のための調整を図ります。
- 現状の4救命救急センターに加えて、全県を対象に対応できる医療機関について、高度救命救急センターの新規指定も含めて役割を明確化します。

- 各二次保健医療圏内での搬送およびブロック内での搬送状況等を把握し、県内全域での機能分担や連携体制の整備に努めます。
- 医療機関ごとの救急医療にかかる機能を明確にし、患者の状況に応じた医療機関への搬送を可能とするため、傷病者の搬送および受入れの実施に関する基準の医療機関リストの定期的な更新に努めることで救急医療機能の明確化に努めます。
- 二次・三次救急医療機関に搬送された身体合併症の精神疾患患者について、身体疾病治療後の精神科治療が円滑に行えるよう、精神科病院との連携や実施基準の検証に引き続き努めます。

(2) 救急医療における医師の養成・確保ができています

- 滋賀医科大学医学部附属病院を計画的に救急医療従事者の育成・教育する拠点とし、三次救急医療機関としての役割を担うため、令和8年度までに高度救命救急センターの新たな指定ができるよう体制を整えます。
- 高度で専門的な知識や技術を要する患者へ対応可能な医師・看護師等の養成および確保に努めます。
- 専門医研修プログラムについて、計画的な救急医療従事者の育成・教育ができる拠点に集約化し、救急医療に必要な能力を有した医師の計画的な育成・確保に努めます。

(3) 病院前救護体制の強化ができています

ア 救急救命士の確保および資質向上

- 救急救命士病院実習の受入れの促進を図るとともに、地域メディカルコントロール協議会や病院等との連携により救急救命士数の確保および特定行為にかかる技術水準の向上を図り、救命率の向上や予後の改善を推進します。また、地域メディカルコントロール協議会における症例検討等により、医療機関に所属する救急救命士も含めて救急救命士の資質向上を図ると共に、可能な限り傷病者の意思を尊重した対応に努めます。

イ 実施基準の検討・見直し

- 受入れ困難事例の解消のため、県メディカルコントロール協議会において実施基準の検討・見直しを適宜行い、更に実効的・有効的な実施基準となることを目指します。

ウ バイスタンダーの育成

- 消防機関や日本赤十字社とも連携して、企業や自治会、学校等の幅広い世代を対象に、傷病者に対する応急手当や心肺蘇生法の啓発・研修を行います。

エ ドクターカー*の活用

- ドクターカーの運用状況等について把握し、関係機関とも情報共有に努めます。

(4) ドクターヘリの活用ができています

- キーワード方式*の徹底により、早期医療介入を実施し、後遺症の軽減や救命数の増加を図ります。
- ドクターヘリの機動力を生かし、大動脈解離の緊急手術では全県を医療圏とする等、疾病ごとの医療圏の再構築や、関西広域連合管内を4次保健医療圏と見なす高度救急医療体制の構築に努めます。
- 「出動要請が重複した場合」や「多数の傷病者が発生した場合」には、京滋ドクターヘリだ

けでなく、大阪府ドクターヘリ*等の関西広域連合ドクターヘリを容易に要請できる補完体制を引き続き活用します。

- 関西広域連合外の隣接県である福井県とも湖北地域において相互応援体制の構築ができており、引き続き隣接県である三重県や岐阜県のドクターヘリとの相互応援体制の構築に努めます。

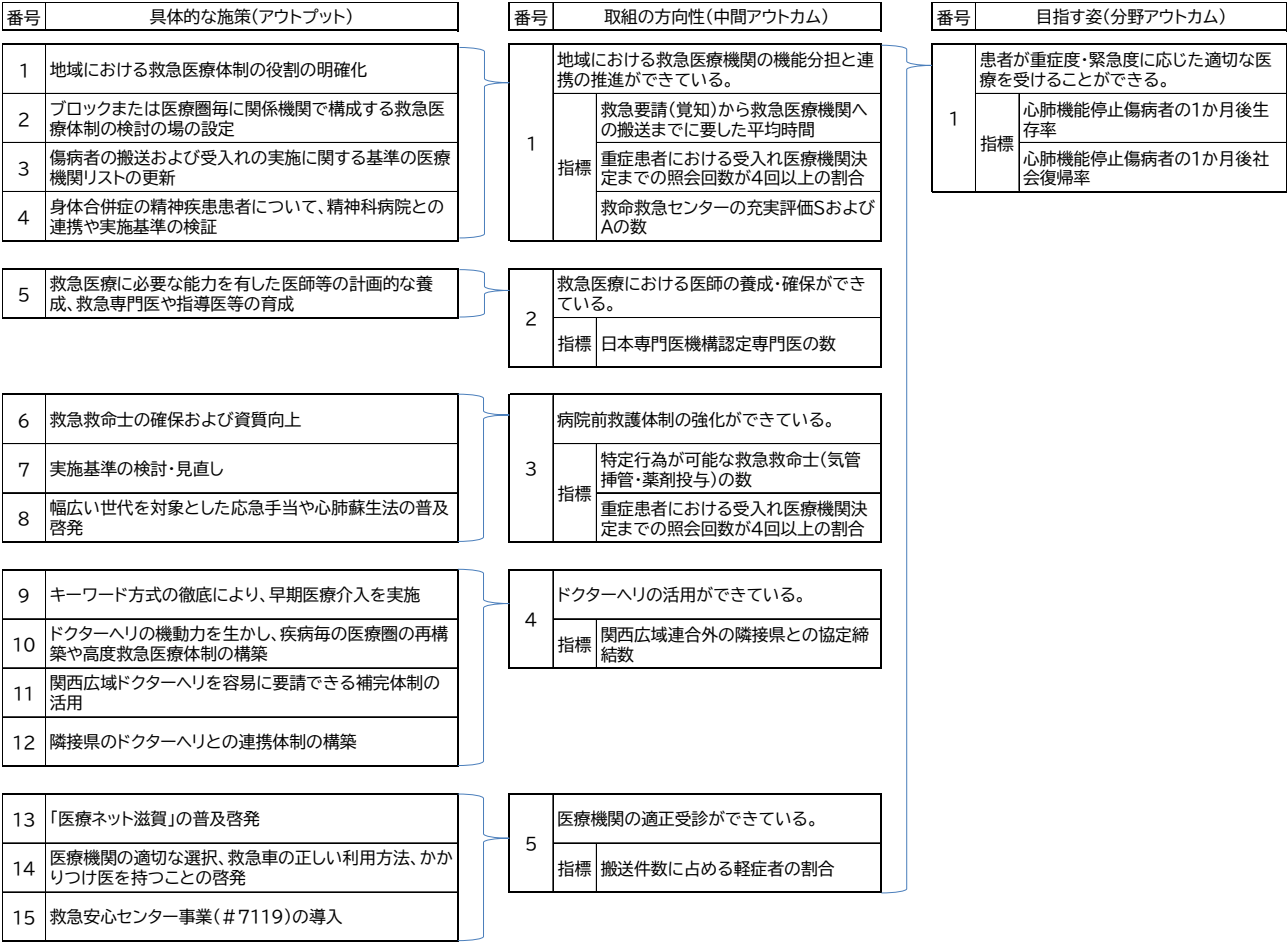
(5) 医療機関の適正受診ができています

- 患者が必要とする医療機関の情報、診察時間や診療科目等を提供できる「医療ネット滋賀*」の利用を促進するため、機会を捉えて普及啓発に努めます。また、患者ニーズに対応するため、情報更新の徹底を医療機関に対して指導します。
- 医療機関の適切な選択、救急車の正しい利用方法やかかりつけ医を持つことの重要性の啓発に努めます。
- 救急医療機関への適正受診のために、電話でアドバイスを受けられる小児救急電話相談事業*（短縮ダイヤル#8000）の活用や、医療のかかり方について専門家へ相談できる体制整備（救急安心センター事業（#7119）*）を進めます。

《数値目標》

目標項目		現状値 (R3)	目標値 (R11)	備考
目指す姿（分野アウトカム）				
心肺機能停止傷病者の1か月生存率		15.9%	全国平均 より高い	全国平均 11.1% (R3 年)
心肺機能停止傷病者の1か月社会復帰率		13.1%	全国平均 より高い	全国平均 6.9% (R3 年)
取組の方向性（中間アウトカム）				
救急要請（覚知）から救急医療機関への搬送までに要した平均時間		34.8 分	全国平均 より短い	全国平均 42.8 分 (R3 年)
重症患者における受入れ医療機関決定までの照会回数が4回以上の割合		0.2%	0.2%未満	全国平均 4.3% (R3 年)
救急救命センターの充実評価 S および A の数		4	4	新評価基準においても A 判定以上を維持
日本専門医機構認定専門医の数		52 人	現状よりも 増	
特定行為が可能な 救急救命士	気管挿管	214 人	15 人/年増	
	薬剤投与	439 人		
関西広域連合外の隣接県との協定締結数		1 (R4)	3	福井県(R4 年度締結) 岐阜県・三重県
搬送件数に占める軽症者の割合		56.6%	全国平均 より低い	全国平均 44.8% (R3 年)

1 《ロジックモデル》



2
3
4
5
6
7
8
9
10
11
12
13
14
15
16
17
18
19
20

1 図3-3-6-19 救急医療体制

●救急告示病院(31)

■ …救命救急センター(4)

□ …災害拠点病院(10)

◆ …小児救急支援病院(9)

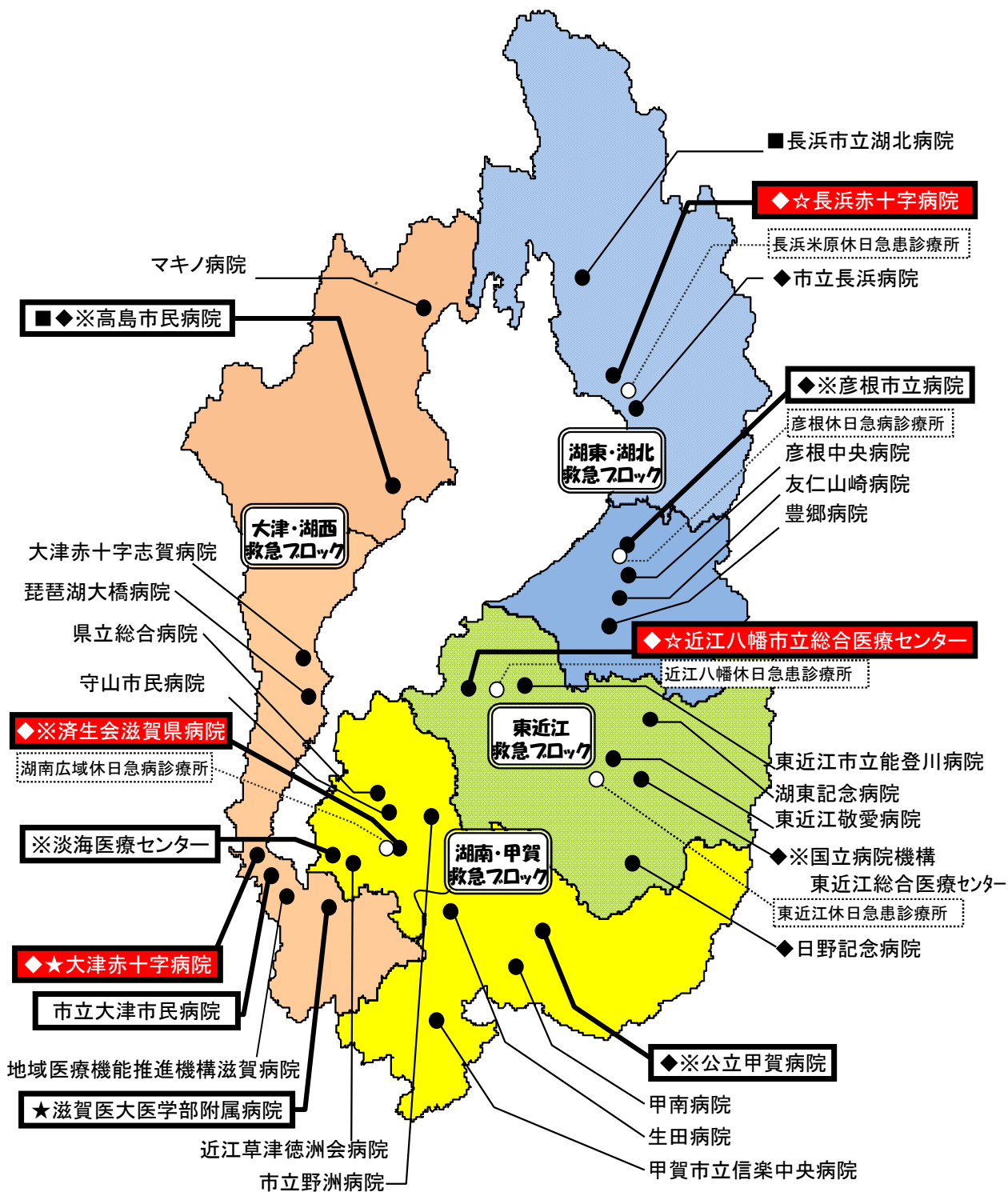
■ …へき地医療拠点病院(2)

★ …総合周産期母子医療センター(2)

☆ …地域周産期母子医療センター(2)

※ …周産期協力病院(6)

○休日急患診療所(5)



7 災害医療

目指す姿

- 災害時においても必要な医療を受けることができる

取組の方向性

- (1) 災害時に拠点となる病院の体制が強化されている
- (2) 災害時に拠点となる病院以外の病院の災害対策の体制が強化されている
- (3) 災害時に活動できる人材が確保されている
- (4) 災害医療に関わる全ての関係機関が連携できる体制が構築されている
- (5) 原子力災害医療体制が強化されている

現状と課題

(1) 災害の現状

災害には、地震、風水害、雪害といった自然災害から、テロ、鉄道事故や原子力発電所での事故といった事故災害等に至るまで様々な種類があり、同じ種類の災害であっても、発生場所、発生時刻や時期等によって、被災・被害の程度は大きく異なってきます。

ア 自然災害

①地震

- 我が国では、木造建築物の多い密集市街地が広い範囲で存在するため、地震によって大規模火災が発生したり、建物が崩壊したりするなど、多大な被害が発生してきました。

表3-3-7-1 近年における大規模地震の発生状況

発生年	名 称	備 考
平成 7 年	阪神・淡路大震災	・死者 6,433 名
平成 23 年	東日本大震災	・死者 15,893 名、行方不明者 2,556 名 (平成 28 年 12 月 9 日 時点)
平成 28 年	熊本地震	・死者 49 名、重傷者 345 名、軽傷者 1,318 名 (平成 28 年 5 月 31 日 時点)
平成 30 年	北海道胆振東部地震	・死者 42 名、重軽傷者 762 名 ・日本で初めてとなるエリア全域に大規模停電 (ブラックアウト)が発生し、最大約 295 万 戸が停電

出典：厚生労働省医政局地域医療計画課長通知「疾病・事業及び在宅医療に係る医療体制について」
(令和5年5月26日付け医政地発 0526 第5号)

- このほかにも、東海地震、東南海・南海トラフ地震、首都直下地震等全国規模の大規模地震や、滋賀県内においても、琵琶湖西岸断層帯や花折断層を震源とする地震の発生が予

測されています。

②風水害等

- 近年、短時間強雨の年間発生回数の増加が顕著であり、大河川の氾濫も相次ぎ県内では、平成 25 年度（2013 年度）の台風 18 号による大雨で、県内各地の河川が氾濫し、死者 1 名、負傷者 9 名を出し、多くの住家が全壊、床上、床下浸水する等、大きな被害が発生しました。また、線状降水帯の発生により記録的な大雨となった令和 2 年 7 月大雨等豪雨災害が毎年発生し、各地で甚大な被害をもたらしており、今後も、大雨の頻度や熱帯低気圧の強度の増加が予想されています。

イ 事故災害

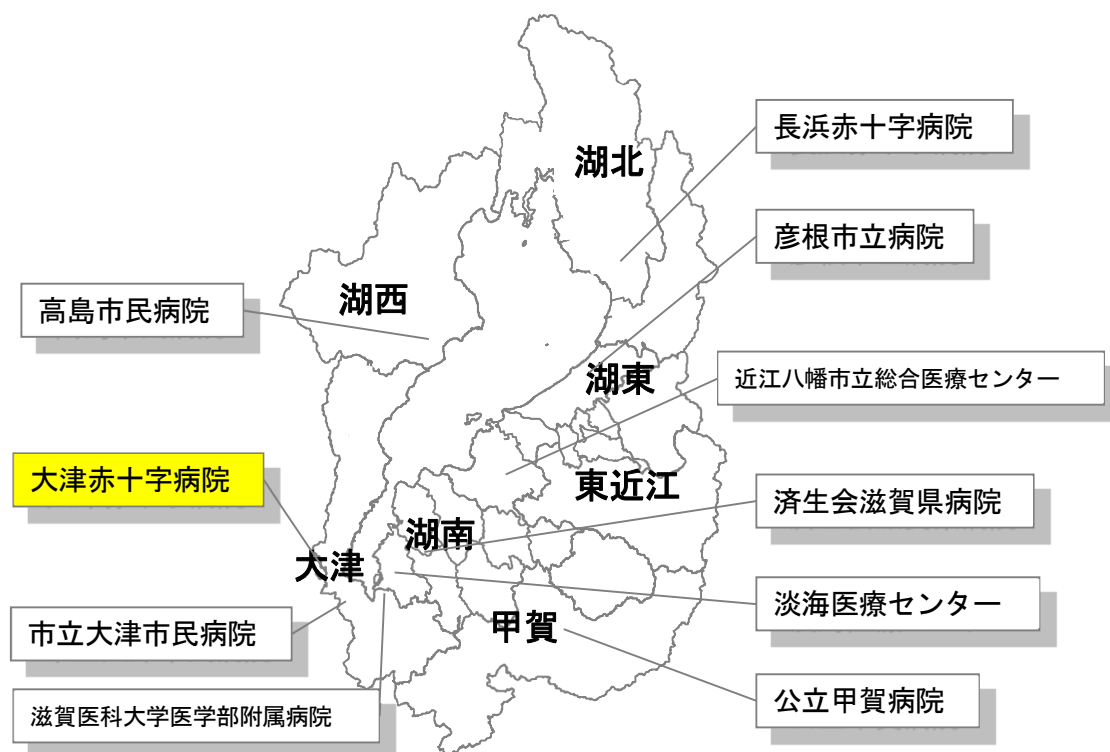
- 県内では平成 3 年（1991 年）に死者 42 名、負傷者 628 名の信楽高原鉄道の列車正面衝突事故が発生しました。
- 平成 23 年（2011 年）3 月に発生した東日本大震災では、福島第一原子力発電所の事故により、セシウム等の放射性物質が広範囲に拡散し、現在も多くの住民の方が避難を強いられている等、周辺地域に大きな影響を与えています。

（2）災害医療の提供

ア 災害拠点病院*

- 災害拠点病院は、災害による重篤患者の救命医療等の高度の診療機能を有し、被災地からの患者の受入れ、広域医療搬送*に係る対応等を行います。
- 本県は、災害時の医療提供体制で、中心的な役割を果たす災害拠点病院を各二次保健医療圏で計 10 病院指定しており、その状況は次のとおりです。

図 3-3-7-2 災害拠点病院の位置



1 表3-3-7-3 災害拠点病院一覧

種 別	保健医療圏	医療機関名	指定年月日
基幹災害拠点病院	県全域	大津赤十字病院	平成9年1月20日
地域災害拠点病院	大 津	市立大津市民病院	平成9年1月20日
		滋賀医科大学医学部附属病院	平成22年3月5日
	湖 南	淡海医療センター	平成18年4月28日
		済生会滋賀県病院	平成9年1月20日
	甲 賀	公立甲賀病院	平成21年8月11日
	東近江	近江八幡市立総合医療センター	平成9年1月20日
	湖 東	彦根市立病院	平成9年1月20日
	湖 北	長浜赤十字病院	平成9年1月20日
	湖 西	高島市民病院	平成21年8月11日

- 2
3 ○ 近年は大規模地震に加え、豪雨災害が増加傾向にあり、病院の耐震化に加え、浸水想定区
4 域に所在する医療機関は、浸水対策を行う必要があります。

5 **イ 災害拠点精神科病院***

- 6 ○ 災害拠点精神科病院は、災害時においても精神科医療を行うための診療機能を有し、被災
7 地からの精神疾患を有する患者の受け入れ、災害派遣精神医療チーム（以下「DPAT」と
8 いう。）の派遣に係る対応等を行います。しかしながら、本県においては、未だ災害拠点精神
9 科病院の指定ができていないため、早期に指定をする必要があります。

10 **ウ 航空搬送拠点臨時医療施設*（SCU: Staging Care Unit）**

- 11 ○ 平成25年度（2013年度）に3か所の航空搬送拠点臨時医療施設（以下「SCU」という。）
12 を設置し、併せて、その運営に必要な資機材を整備しました。

14 表3-3-7-4 SCUおよび担当医療機関一覧

SCU名称	担当医療機関
滋賀県立大学	彦根市立病院
滋賀医科大学	滋賀医科大学医学部附属病院
高島市民病院	高島市民病院

- 15
16 ○ 大規模災害発生時の航空機等による患者搬送を円滑に行うため、SCUの効率的な運営や
17 機能充実が必要です。

18 **エ 災害対策(防災)マニュアル・業務継続計画*（BCP: Business Continuity Planning）**

- 19 ○ 災害時、県民に必要な医療機能を迅速に復旧させるためには、災害対策（防災）マニユ
20 アル、業務継続計画（以下「BCP」という。）および職員参集マニュアルを策定し、平素より
21 訓練を実施する等体制の構築が必要です。県内の病院の策定状況は次のとおりです。

表3-3-7-5 県内 58 病院の災害対策（防災）マニュアル等策定状況

項目	現状値（R5）
災害対策(防災)マニュアル	・策定済み 46 病院 ・準備中 11 病院 ・策定予定無し 1 病院
B C P	・策定済み 33 病院 ・準備中 25 病院 ・策定予定無し 0 病院
職員参集マニュアル	・策定済み 36 病院 ・準備中 19 病院 ・策定予定無し 3 病院

- 災害対策（防災）マニュアル、B C P および職員参集マニュアル等が未策定の病院に対し
ては、策定を促すとともに、適切な支援を実施する必要があります。

オ 医療チーム

①災害派遣医療チーム*（DMAT：Disaster Medical Assistance Team）

- 災害派遣医療チーム（以下「DMAT」という。）は、災害発生直後の急性期（概ね 48 時間
以内）に活動が開始できる機動性を持った、専門的な研修・訓練を受けた医療チームで、以下
の活動を行います。

- ・病院支援（診療支援、病院避難支援）
- ・現場活動（救護所、救助現場）
- ・地域医療搬送
- ・広域医療搬送（機内活動、SCU 活動）
- ・避難所救護所活動 等

- 災害の発生に備えて、DMAT 隊員の資質向上と連携を図るために、定期的な研修や訓練
を実施しています。

- ・DMAT 隊員技能維持研修
- ・DMAT 強化訓練、近畿地方 DMAT 訓練
- ・広域搬送訓練
- ・県総合防災訓練、近畿 2 府 7 県合同防災訓練 等

- DMAT の派遣要請は、県と災害拠点病院の間で締結した協定に基づき、知事が行うこと
になっており、現在県内のチーム数は各災害拠点病院に合計 32 チーム保有しています。
（令和 5 年（2023 年）4 月 1 日時点）

- 平成 28 年（2016 年）4 月に発生した熊本地震での活動を踏まえ、円滑な DMAT 活動を進
めるには、活動期間の長期化、病院避難や避難所等での活動を念頭に置き、更なる人材の養
成や資質の向上、ロジスティック*の充実が求められています。

- 令和 2 年（2020 年）の新型コロナウイルス感染症発生・まん延時の活動を踏まえ、令和 4
年改正医療法により、災害時の医療に加え、感染症発生・まん延時においても活動が求めら
れることが法で位置づけられました。

※ DMAT の活動

DMAT 1 隊あたりの活動期間は、その機動性を確保する観点から、移動時間を除き
概ね 48 時間以内を基本とする。

1 なお、災害の規模に応じて、DMATの活動が長期間（1週間など）に及ぶ場合に
2 は、DMAT 2次隊、3次隊等の追加派遣で対応することを考慮する。
3 （日本DMAT活動要領）

4 ②保健医療活動チーム*（医療救護班）

- 5 ○ 本県では、災害発生時の円滑な医療救護活動を実施するため、平成19年（2007年）3月「災
6 害時の医療救護活動に関する協定」を下記団体と締結しています。

8 表3-3-7-6 医療救護活動に関する協定締結団体

協定名称	締結団体
災害時の医療救護活動に関する協定	一般社団法人滋賀県医師会 一般社団法人滋賀県歯科医師会 一般社団法人滋賀県薬剤師会 公益社団法人滋賀県看護協会 一般社団法人滋賀県病院協会

- 9
10 ○ 東日本大震災や熊本地震では被災された住民の避難生活が長期化したことから、急性期医
11 療に続く健康管理を中心とした医療の提供や相談体制については、災害時健康危機管理支援
12 チーム*（DHEAT：Disaster Health Emergency Assistance Team）や日本医師会災害医療
13 チーム*（JMAT：Japan Medical Association Team）を初めとする各団体と連携しつつ活
14 動することが必要となります。

15 ③災害派遣精神医療チーム*（DPAT：Disaster Psychiatric Assistance Team）

- 16 ○ 東日本大震災では、病院協会、医師会との協定に基づき、精神科医療機関、大学、県の連
17 携による「こころのケアチーム」を派遣しました。また、熊本地震では、こころのケアチ
18 ームとして県立精神医療センター・滋賀医科大学の協力を得て5チームが現地に赴き、現地で
19 の災害支援活動を行いました。
20 ○ DPATについては、令和3年度（2021年度）から精神保健福祉センターで先遣隊を1チ
21 ーム保有しています。
22 ○ 今後の災害に備え、医療機関との間であらかじめ派遣に係る協定を締結するとともに、研
23 修・訓練等の支援を行い、DPAT活動が円滑に行われるような体制づくりが急務です。

24 ④災害支援ナース

- 25 ○ 災害発生時における看護ニーズに迅速に対応できるよう、日本看護協会および都道府県看
26 護協会において、災害支援ナースの養成を行っており、平成28年（2016年）4月の熊本地
27 震の際に、当県から派遣された22人が活動した等の実績があり、災害発生時における看護ニ
28 ーズへの迅速な対応に貢献しています。
29 今後の災害に備え、医療機関との間であらかじめ派遣に係る協定を締結し、災害支援ナース
30 の活動が円滑に行われるような体制づくりが必要です。

31 ⑤災害時人工透析医療

- 32 ○ 災害時支援体制の整備として、県大規模災害発生時マニュアル（人工透析担当マニュアル）
33 を策定するとともに透析患者に人工透析患者災害時支援シートを配布しています。

カ 災害医療のコーディネート機能

①災害医療コーディネーター

- 関西広域連合が平成 24 年(2012 年)3月に策定した「関西広域救急医療連携計画」では、県外からの医療支援を受け入れる「受援体制」の確立が求められています。
- 本県においては、県外からの医療支援を円滑に受け入れながら、災害時の医療提供体制を確保するため、県本部と災害現場の間、また行政と医療機関との間での円滑な連絡調整、連携を行うための「災害医療コーディネーター」を設置しています。
- 平成 28 年(2016 年)に発生した熊本地震における対応に関して、国において検証が実施され、「被災地内に派遣される医療チームや保健師チーム等を全体としてマネジメントする機能を構築するべき」とされたことから、大規模災害発生に備えて、他都道府県からの応援に対する受援体制を強化するため、一元的に情報提供、総合調整が可能な体制の構築が必要です。
- 災害時の多様な調整業務に対応するため、災害医療コーディネーターの資質向上が必要です。

②災害薬事コーディネーター*

- 災害薬事コーディネーターとは、災害時に、都道府県ならびに保健所および市町村が行う保健医療活動における薬事に関する課題解決のため、都道府県が設置する保健医療福祉調整本部ならびに保健所および市町村における保健医療活動の調整等を担う本部において、被災地の医薬品等や薬剤師および薬事・衛生面に関する情報の把握やマッチング等を行うことを目的として、都道府県において任命された薬剤師です。本県においても、災害薬事コーディネーターの研修事業等を実施し、災害薬事コーディネーターの養成およびその能力向上が必要です。

③災害時小児周産期リエゾン*

- 災害時小児周産期リエゾンとは、災害時に、都道府県が小児・周産期医療に係る保健医療活動の総合調整を適切かつ円滑に行えるよう、保健医療福祉調整本部において、被災地の保健医療ニーズの把握、保健医療活動チームの派遣調整等に係る助言及び支援を行う都道府県災害医療コーディネーターをサポートすることを目的として、都道府県により任命された者であり、本県では、周産期医療の各ブロックの産科医と小児科医を災害時小児周産期リエゾンに任命しています。
- 平時からの対策として、DMAT 等と連携できるよう県総合防災訓練への参加等の取組を進めており、今後は、助産師、看護師等の看護職の災害時小児周産期リエゾン育成に取り組む必要があります。

キ 滋賀県広域災害時における医療救護活動指針

- 大規模災害が発生した際の混乱期にあっても、「最大多数の人たちに最良の医療を提供する」という災害医療の考え方に沿って、県民の生命と健康を守ることを最優先とし、災害時においても必要とされる医療を適切かつ効率的に提供することができるよう、平成 26 年(2014 年)10月に指針を策定しました。
- 発生が予測される大規模災害に備え、最新の知見や訓練等で得られた課題を踏まえて、不断の見直しを行う必要があります。

ク 原子力災害医療

- 東日本大震災における福島第一原子力発電所での事故発生を受けて、原子力災害対策指針において示されている「緊急時防護措置を準備する区域*」(UPZ:Urgent Protective Action Planning Zone)の目安の距離(原子力施設から概ね半径 30 km)や本県が独自に行った放射性物質拡散予測シミュレーションの結果を踏まえて、「原子力災害対策を重点的に実施すべき地域の範囲」(滋賀県版UPZ)を設定し、その範囲内に長浜市と高島市の一部が含まれることになりました。
- 平成 26 年(2014 年)3 月に滋賀県緊急被ばく医療マニュアル(現在名称:滋賀県原子力災害医療マニュアル)を策定し、緊急被ばく医療機関として「初期」「初期・二次支援」「二次被ばく医療機関」(12 病院)を指定する等、緊急被ばく医療体制を整備しました。
- 平成 27 年度(2015 年度)に国の原子力災害対策指針が改正され、新たな体制に移行する必要が生じたことから、平成 29 年(2017 年)4 月に原子力災害拠点病院の指定と原子力災害医療協力機関の登録を行いました。

表 3-3-7-7 原子力災害拠点病院および原子力災害医療協力機関一覧

種 別	機 関 名 称	指定または登録年月日	備 考
原子力災害 拠点病院	長浜赤十字病院【基幹】	平成 29 年 4 月 1 日	災害拠点病院 救命救急センター
	大津赤十字病院		基幹災害拠点病院 高度救命救急センター
	滋賀医科大学医学部附属病院		災害拠点病院
原子力災害 医療 協力 機関	1 市立大津市民病院	平成 29 年 4 月 17 日	災害拠点病院
	2 淡海医療センター		災害拠点病院
	3 済生会滋賀県病院		災害拠点病院 救命救急センター 京滋ドクターハブ基地病院
	4 公立甲賀病院		災害拠点病院
	5 近江八幡市立総合医療センター		災害拠点病院 救命救急センター
	6 彦根市立病院		災害拠点病院
	7 市立長浜病院		UPZ 隣接公立病院
	8 長浜市立湖北病院		UPZ 隣接公立病院
	9 高島市民病院		災害拠点病院
	10 一般社団法人滋賀県医師会		関係団体
	11 一般社団法人滋賀県薬剤師会		
	12 公益社団法人滋賀県看護協会		
	13 公益社団法人滋賀県診療放射線技師会		
	14 日本赤十字社滋賀県支部	平成 30 年 3 月 27 日	

- 原子力災害医療体制を充実させるため、原子力災害拠点病院や原子力災害医療協力機関の機能強化や隣接府県および関係機関との連携、協力関係の構築が必要です。
- 令和4年度（2022年度）に国の原子力災害対策指針が改正され、原子力災害時における甲状腺被ばく線量モニタリングの実施が規定されたことから、その実施体制について検討する必要があります。

ケ 広域災害救急医療情報システム*（E M I S : Emergency Medical Information System）

- 災害時の迅速な対応が可能となるよう、患者の医療機関受診状況、ライフラインの稼働状況等の情報を、災害時において相互に収集・提供する機能を持つシステムが全国で稼働しており、本県においてもこのシステムを導入しています。
- 平時から施設情報（施設用水や自家用発電機関連情報等）の入力率が低いため、入力を推進していく必要があります。
- また、災害発生時に広域災害救急医療情報システム（以下「E M I S」という。）を活用して、円滑に情報提供と収集を行うためには、医療関係者等に対して定期的な入力訓練を実施し、被災状況等の入力を徹底するとともに操作の習熟度を上げる必要があります。
- 災害時には被災のため、被災状況等を入力ができない病院が発生することが想定されることから、病院の状況を把握し、情報を代行入力するための体制づくりや手順の設定を行うとともに、定期訓練と併せて代行入力に係る訓練も実施する必要があります。

コ 保健医療福祉調整本部

- 平成28年（2016年）の熊本地震における対応を踏まえ、大規模災害時には、保健医療活動チームの派遣調整、保健医療活動に関する情報の連携、整理および分析等の保健医療活動の総合調整を行う体制として、保健医療調整本部を設置することとしていました。
- その後、令和3年（2021年）に防災基本計画等に災害派遣福祉チーム等の整備が追加され、保健医療のみでは福祉分野の対応ができず、保健・医療・福祉の連携が重要であるとされたことを踏まえ、令和5年度（2023年度）から保健医療調整本部を保健医療福祉調整本部に改めて訓練を行っています。
- 災害時に円滑な連携体制の構築を可能にするため、保健医療福祉調整本部の下、様々な保健医療福祉の各活動チームとともに訓練を実施し、災害時におけるそれぞれの必要な役割を確認することが必要です。
- また、保健医療福祉調整地方本部では、建物の老朽化や災害対策地方本部（各合同庁舎）と離れた状況下で、保健医療福祉調整地方本部を運営する必要がある、大規模災害時に備えて、平時から準備や想定をしておく必要があります。

具体的な施策

（1）災害時に拠点となる病院の体制が強化されている

ア 指定要件変更等に適合した災害拠点病院の指定

- 県は、災害拠点病院等が指定要件の変更等に適合しているか書面および現地確認を行うとともに必要な支援を行い、災害拠点病院の体制の維持・強化を促進します。また、滋賀医科大学医学部附属病院を計画的に災害・感染症医療業務従事者の育成・教育する拠点とし、令和7年度までに基幹災害拠点病院として新たに指定し、県内の災害拠点病院の体制強化を図ります。

イ 災害拠点精神科病院の指定

- 北部と南部の2カ所に災害拠点精神科病院の指定を目指し、令和6年度までに長浜赤十字病院を災害拠点精神科病院として指定します。また、令和8年度までに災害拠点精神科病院を1病院増やし、大規模災害時の精神保健医療ニーズに対応できる体制の確保を進めます。

ウ 災害拠点病院および災害拠点精神科病院の施設・設備整備の支援

- 県は、国の医療提供体制施設整備交付金等を活用し、災害拠点病院および災害拠点精神科病院の施設・設備整備の支援を行います。

エ DMAT および DPAT に対する訓練・研修の実施

- 県は、県総合防災訓練等を通じて、DMAT および DPAT に対する訓練・研修を実施します。

(2) 災害時に拠点となる病院以外の病院の災害対策の体制が強化されている

ア 浸水想定区域に所在する病院の浸水対策の支援

- 県は、国の医療提供体制施設整備交付金等を活用し、浸水想定区域に所在する病院の浸水対策の支援を行います。

イ 病院における業務継続計画（BCP）の策定

- 県は、国が実施している業務継続計画（BCP）策定研修事業を活用し、病院における業務継続計画（BCP）の策定を促進します。

ウ 平時からの EMIS の基本情報および施設情報の入力推進

- 県は、災害時に備え、EMIS に登録している医療機関に対して電話連絡や訪問等により、EMIS の操作説明等を行い、平時からの EMIS の活用の推進を図ります。

エ 定期的な EMIS 入力訓練および代行入力訓練の実施

- 県は、EMIS に登録している医療機関や保健所を対象に、定期的な EMIS の入力訓練および代行入力訓練を実施します。

(3) 災害時に活動できる人材が確保されている

ア 災害医療コーディネーター研修の実施

- 県は、年に1回、災害医療コーディネーター研修を実施します。

イ 災害薬事コーディネーターの確保

- 県は、二次保健医療圏ごとに1名ずつ以上、災害薬事コーディネーターを任命します。

ウ 災害時小児周産期リエゾンの確保

- 県は、周産期医療の各ブロックに産科医、小児科医、助産師、看護師を1名ずつ以上、災害時小児周産期リエゾンを任命します。

エ 災害支援ナース派遣に係る医療機関との協定の締結

- 県は、災害支援ナースが所属している医療機関等と災害支援ナースの派遣に係る協定を締結します。

オ DHEAT 養成研修の実施

- 県は、日本公衆衛生協会等が実施する研修を活用し、DHEAT を養成します。また、県は、県内 DHEAT を対象に技能維持のための研修を実施します。

カ 災害・感染症医療従事者(DMAT・DPAT など)を対象とした研修の実施

- 県は、滋賀県災害医療体制強化事業等を通じて、災害・感染症医療従事者を対象とした研

修を実施します。

(4) 災害医療に関わる全ての関係機関が連携できる体制が構築されている

ア 災害医療体制連絡協議会の開催

- 県は、災害時における災害拠点病院相互間および災害医療関係機関との連携体制の構築や情報交換を行う場として、災害医療体制連絡協議会を年1回以上開催します。

イ 保健医療福祉調整本部としての訓練の実施

- 県は、県総合防災訓練等を活用し、災害時における保健・医療・福祉の連携強化を図るため、県や様々な保健医療福祉の各活動チームとともに、訓練での到達目標や目的などを明確に設定のうえ、保健医療福祉調整本部の運営訓練を実施します。

ウ 各保健医療圏における保健所を中心とした災害対応体制の構築

- 県は、各保健医療圏における保健所を中心とした災害対応体制の強化を図るため、圏域内の災害拠点病院等と連携した訓練を通じて、保健所の資機材等の見直しを進めていきます。

エ 滋賀県広域災害時における医療救護活動指針の不断の見直し

- 県は、近年の災害を踏まえた教訓や保健医療福祉調整本部の運営訓練等をもとに、滋賀県広域災害時における医療救護活動指針の見直しを行います。

(5) 原子力災害医療体制が強化されている

ア 原子力災害拠点病院および原子力災害医療協力機関の施設・設備整備の支援

- 県は、原子力発電施設等緊急時安全対策交付金等を活用し、原子力災害拠点病院および原子力災害医療協力機関の施設・設備整備の支援を行います。

イ 原子力災害拠点病院および原子力災害医療協力機関との協定締結

- 県は、原子力災害発生時における原子力災害医療派遣チームの派遣に係る協定を原子力災害拠点病院および原子力災害医療協力機関と締結します。

ウ UPZ 内に所在する病院の業務継続計画（BCP）の策定

- 県は、滋賀県原子力災害医療ネットワーク事業を通じて、UPZ 内に所在する病院の業務継続計画（BCP）の策定を促進します。

エ 原子力防災訓練の実施

- 県は、原子力災害拠点病院および原子力災害医療協力機関と連携し、訓練での到達目標や目的などを明確に設定のうえ、年1回、原子力防災訓練を実施します。

オ 原子力災害医療体制検討委員会の開催（甲状腺被ばく線量モニタリング実施体制の検討）

- 県は、原子力災害発生時における関係機関・団体間の連携体制の構築や情報交換を行う場として、原子力災害医療体制検討委員会を年1回開催します。

- 県は、令和5年度（2023年度）に国から示された甲状腺被ばく線量モニタリング実施マニュアル等を踏まえ、簡易測定および詳細測定の実施体制について検討します。

カ 原子力災害医療従事者の資質向上および関係機関の連携体制構築

- 県は、原子力災害医療人材育成支援事業を通じて、研修会を実施し、県内における原子力災害医療従事者の資質向上および関係機関の連携体制を構築します。

1 《数値目標》

目標項目	現状値 (R5)	目標値 (R11)	備考
目指す姿（分野アウトカム）			
中間アウトカムの達成率	—	100%	
取組の方向性（中間アウトカム）			
浸水想定区域に所在する災害拠点病院において、浸水対策を講じている病院の割合	40%	100%	
活動可能な DMAT、DPAT のチーム数	DMAT：31 DPAT：1	DMAT：37 DPAT：4	
浸水想定区域に所在する病院において、浸水対策を講じている病院の割合	50%	100%	
病院における業務継続計画（BCP）の策定率	57%	100%	
EMIS における基本情報および施設情報の入力率	〈基本情報〉 入力済み：14% 一部入力：86% 未入力：0% 〈施設情報〉 入力済み：0% 一部入力：85% 未入力：15%	入力済み：100%	
EMIS 入力訓練における入力率	—	100%	
災害医療コーディネーターに占める研修の受講率	83%	100%	
派遣可能な災害支援ナースの人数	—	70 人	
各関係機関と連携した防災訓練の実施回数	年 8 回	年 8 回	
各関係機関と連携した原子力防災訓練の実施回数	年 1 回	年 1 回	
具体的な施策（アウトプット）			
指定要件変更等にも適合した災害拠点病院の指定数	10 機関	10 機関以上	
災害拠点精神科病院の指定数	0 機関	2 機関	
DMAT および DPAT が連携した訓練の実施回数	—	年 1 回	
BCP 策定の病院数	33 病院	58 病院	
EMIS 入力訓練の実施回数	年 1 回	年 1 回	
災害医療コーディネーター研修の実施回数	年 1 回	年 1 回	
災害薬事コーディネーターの任命者数	—	二次保健医療圏ごとに 1 名ずつ以上任命	

目標項目	現状値 (R5)	目標値 (R11)	備考
災害時小児周産期リエゾンの任命者数	産科医 9 名 小児科医 11 名	各ブロックに産科医、小児科医、助産師、看護師を 1 名ずつ以上任命	
災害支援ナース派遣に係る医療機関との協定締結数	—	34 機関	
DHEAT の養成研修の受講者数	44 人	86 人	
災害・感染症医療従事者を対象とした研修の実施回数	年 1 回	年 1 回	
災害医療体制に関する会議の開催回数	年 1 回	年 1 回	
保健医療福祉調整本部運営訓練の実施回数	年 1 回	年 1 回	
各保健医療圏域における訓練の実施回数	各保健医療圏域 年 1 回	各保健医療圏域 年 1 回	
原子力災害拠点病院および原子力災害医療協力機関数	17 機関	17 機関	
原子力防災訓練の実施回数	1 回	1 回	
原子力災害医療体制に関する会議の開催回数	1 回	1 回	

1 《ロジックモデル》

2

番号	具体的な施策(アウトプット)

1	指定要件変更等にも適合した災害拠点病院の指定
指標	指定要件変更等にも適合した災害拠点病院の指定数
2	災害拠点精神科病院の指定
指標	災害拠点精神科病院の指定数
3	災害拠点病院および災害拠点精神科病院の施設・設備整備の支援
指標	-
4	DMATおよびDPATに対する訓練・研修の実施
指標	DMATおよびDPATが連携した訓練の実施回数

番号	取組の方向性(中間アウトカム)

1	災害時に拠点となる病院の体制が強化されている
指標	浸水想定区域に所在する災害拠点病院において、浸水対策を講じている病院の割合
指標	活動可能なDMAT、DPATのチーム数

番号	目指す姿(分野アウトカム)

1	災害時においても必要な医療を受けることができる
指標	中間アウトカム達成率

5	浸水想定区域に所在する病院の浸水対策の支援
指標	-
6	病院における業務継続計画(BCP)の策定
指標	BCP策定の病院数
7	平時からのEMISの基本情報および施設情報の入力率の推進
指標	EMIS入力訓練の実施回数
8	定期的なEMIS入力訓練および代行入力訓練の実施
指標	EMIS入力訓練の実施回数

2	災害時に拠点となる病院以外の病院の災害対策の体制が強化されている
指標	浸水想定区域に所在する病院において、浸水対策を講じている病院の割合
指標	病院における業務継続計画(BCP)の策定率
指標	EMISにおける基本情報および施設情報の入力率
指標	EMIS入力訓練における入力率

9	災害医療コーディネーター研修の実施
指標	災害医療コーディネーター研修の実施回数
10	災害薬事コーディネーターの確保
指標	二次保健医療圏ごとに1名ずつ以上任命
11	災害時小児周産期リエゾンの確保
指標	各ブロックに産科医、小児科医、助産師、看護師を1名ずつ以上任命
12	災害支援ナース等派遣に係る医療機関との協定の締結
指標	災害支援ナース等派遣に係る医療機関との協定締結数
13	DHEAT養成研修の実施
指標	DHEATの養成研修の受講者数
14	災害・感染症医療従事者(DMAT・DPATなど)を対象とした研修の実施
指標	災害・感染症医療従事者を対象とした研修の実施回数

3	災害時に活動できる人材が確保されている
指標	災害医療コーディネーターに占める研修の受講率
指標	派遣可能な災害支援ナースの人数
指標	DHEATの登録人数

番号	具体的な施策(アウトプット)

15	災害医療体制連絡協議会の開催
	指標 災害医療体制に関する会議の開催回数
16	保健医療福祉調整本部としての訓練の実施
	指標 訓練の実施回数
17	各医療圏における保健所を中心とした災害対応体制の構築
	指標 各圏域における訓練の実施回数
18	滋賀県広域災害時における医療救護活動指針の不断の見直し
	指標 -

19	原子力災害拠点病院および原子力災害医療協力機関の施設・設備整備の支援
	指標 原子力災害拠点病院および原子力災害医療協力機関数
20	原子力災害拠点病院および原子力災害医療協力機関との協定締結
	指標 協定締結数
21	UPZ内に所在する病院の業務継続計画(BCP)の策定
	指標 BCP策定の病院数
22	原子力防災訓練の実施
	指標 原子力防災訓練の実施回数
23	原子力災害医療体制検討委員会の開催 (甲状腺被ばく線量モニタリング実施体制の検討)
	指標 原子力災害医療体制に関する会議の開催回数
24	原子力災害医療従事者の資質向上および関係機関の連携体制構築
	指標 原子力災害医療従事者を対象とした訓練・研修の実施回数

番号	取組の方向性(中間アウトカム)

4	災害医療に関わる全ての関係機関が連携できる体制が構築されている
	指標 各関係機関と連携した防災訓練の実施回数

5	原子力災害医療体制が強化されている
	指標 各関係機関と連携した原子力防災訓練の実施回数

番号	目指す姿(分野アウトカム)

8 小児医療（小児救急を含む）

I 小児医療

目指す姿

- 良質かつ適切な小児医療を受けることができる

取組の方向性

- （１） 県内において小児医療を受けることができる
- （２） 小児救急医療に関する圏域の見直しができ、小児科医の効率的な活用ができている
- （３） ブロック（または二次保健医療圏）での小児救急医療体制の連携協議ができている
- （４） 急病時の対応等について健康相談・支援を実施可能な体制構築ができ、地域における医療機関の機能分担と連携ができている。
- （５） 保護者への啓発ができている

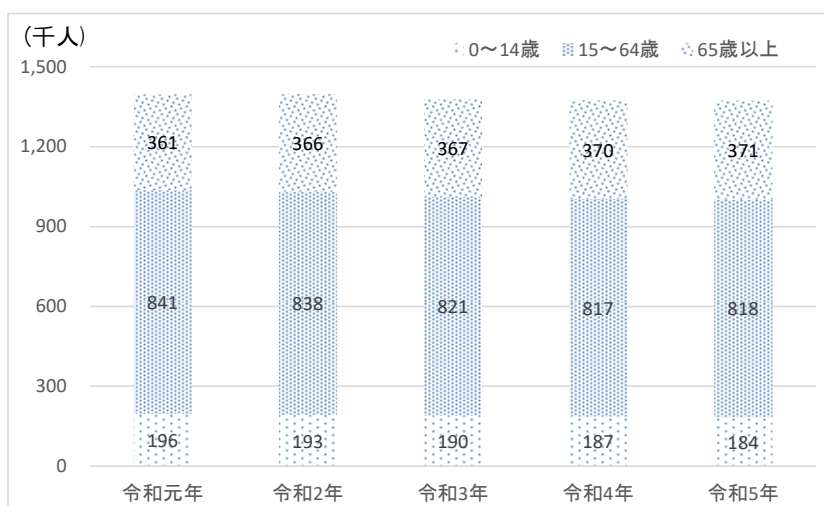
現状と課題

（１）小児医療をとりまく現状

ア 小児の疾病

- 県内小児人口（０歳から14歳までを指す。以下同じ）は、令和５年(2023年)４月は、183,722人になっており、過去5年間で11,913人減少しています。
- 医療の進歩等により、人工呼吸器や胃ろう等を使用し、痰の吸引や経管栄養などの医療的ケアが必要な子どもが増加しており、小児在宅医療体制の整備が必要です。

図 3-3-8-1 年齢区分別人口の推移



出典：「滋賀県推計人口年報」（滋賀県）

イ 死亡の状況

- 令和3年度（2021年度）の本県の小児死亡数（自殺を除く）は31人であり、主な原因は先天奇形および染色体異常が最も多く、次いで周産期に発生した病態、不慮の事故でした。

ウ 医療提供体制

①施設の状況

- 令和5年（2023年）4月現在、県内で小児科を標榜している病院は58病院中30病院であり、一般診療所では914施設中247施設です。

表 3-3-8-2 小児科を標榜している医療機関数

圏域名	病 院	診療所
大 津	5	49
湖 南	10	48
甲 賀	3	20
東近江	5	45
湖 東	2	33
湖 北	3	42
湖 西	2	10
計	30	247

【医療ネット滋賀 医療機関一覧（令和5年4月現在）】

②小児専門医療を担う機関

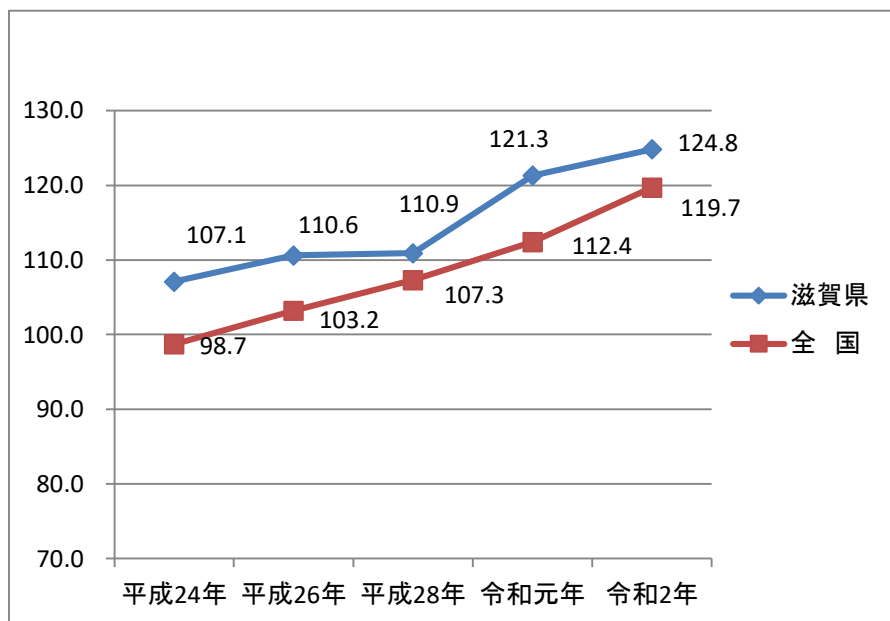
- 県立小児保健医療センターは、難治・慢性疾患の診療（神経疾患、筋疾患、先天性整形外科疾患、先天性難聴、アレルギー疾患等）を担い、難治・慢性疾患児の急変時に対応をしています。
- 国立病院機構紫香楽病院やびわこ学園医療福祉センター草津・野洲では、児童福祉法による医療型障害児入所施設として重症心身障害児等への支援を行うと同時に、医療法で規定される病院の機能を持ち、重症心身障害児等に対する医療を担っています。
- 滋賀医科大学医学部附属病院は、特定機能病院として高度専門的な小児医療を担っています。
- 難治・慢性疾患や外傷などの高度専門的な小児医療に対応できる医療機関について把握を進め、明確にしていく必要があります。

③小児医療に係わる医師の状況

- 県内における、平成28年（2016年）小児科従事医師数は224人でしたが、令和2年（2020年）医師数は240人となっており増加しています。
- 病院の小児科医師（常勤）数も、平成30年（2018年）122人から令和2年（2021年）139人と増加しています。
- しかし、令和2年（2020年）の「0～14歳人口10万人あたりの医師数」は、124.8人と全国平均より5.1人多いですが、保健医療圏域ごとにみると4圏域で全国平均を下回り、圏域間で最大2.9倍の差が見られます。

○ 医師の偏在による小児科医師の不足は、依然解消されておらず、小児に関する専門医数についても把握ができていない状態です。

図 3-3-8-3 人口10万人当たりの医師数



出典：「医師・歯科医師・薬剤師調査」（厚生労働省）

表 3-3-8-4 令和2年二次保健医療圏ごとの小児科医師数

圏域	人数	小児人口10万人あたりの医師数
大 津	86	188.8
湖 南	67	129.1
甲 賀	12	64.9
東近江	31	101.2
湖 東	14	66.2
湖 北	23	117.6
湖 西	7	140.4
計	240	124.8

出典：令和2年度「医師・歯科医師・薬剤師調査」（厚生労働省）

(2) 小児救急医療体制再編（ブロック化）の必要性

○ 各二次保健医療圏における二次救急医療体制の維持が困難になっていることから、小児救急医療体制における圏域を見直し、次の4ブロックとします。

- ① 大津・湖西小児救急ブロック(大津保健医療圏・湖西保健医療圏)
- ② 湖南・甲賀小児救急ブロック(湖南保健医療圏・甲賀保健医療圏)
- ③ 東近江小児救急医療ブロック(東近江保健医療圏)
- ④ 湖東・湖北小児救急ブロック(湖東保健医療圏・湖北保健医療圏)

○ 二次保健医療圏毎では小児科医師の偏在に加え、令和6年度より働き方改革関連法により医師の労働時間上限規制が適用されること、少子化により小児科医が重症例を経験する機会が減

- 少していることなども課題であり4ブロックへの再編が必要です。
- ブロック化に伴う距離的な問題や住民の理解等を進めていく必要があります。

表 3-3-8-5 二次救急医療体制

圏域名	ブロック化後に拠点となる病院
大 津	大津赤十字病院
湖 西	
湖 南	済生会滋賀県病院
甲 賀	
東近江	近江八幡市立総合医療センター
湖 東	長浜赤十字病院
湖 北	

(3) 小児救急医療の現状

- 本県における小児救急医療体制は、以下の3体制で対応しています。
- ・入院治療が必要ない程度の治療を診療所や休日急患診療所で行う初期救急医療体制
 - ・入院治療を必要とする医療を救急告示病院で行う二次救急医療体制
 - ・重篤な救急患者の治療を必要とする医療を救命救急センターで行う三次救急医療体制
- 令和4年度(2022年度)における小児医療の二次・三次医療機関における小児救急患者の受入人数は、33,039人で、そのうち入院した患者数は2,605人(7.9%)となっています。

表 3-3-8-6 二次・三次医療機関を受診した年間小児救急患者数

圏域名	人口 (千人)	受入患者数		うち入院患者		
		全体	人口あたり (人/千人)	全体	人口あたり (人/千人)	入院患者の割合 (%)
大 津	345	6,681	19.4	491	1.4	7.3
湖 南 甲 賀	491	8,860	18.0	556	1.1	6.3
東近江	224	5,496	24.5	593	2.6	10.8
湖 東	153	3,863	25.2	230	1.5	6.0
湖 北	147	4,688	31.9	617	4.2	13.2
湖 西	45	3,451	76.7	118	2.6	3.4
計	1,405	33,039	23.5	2,605	1.9	7.9

出典：「令和4年度小児救急医療体制の現況調べ」(厚生労働省)

- 小児救急搬送患者においては一般救急搬送患者以上に、軽症者が多くを占めており令和3年では全体の74%を占めています。全国平均と比較しても同等であり医療機関の適正利用が重要です。

表 3-3-8-7 急病における全国の救急搬送患者のうち軽症者が占める割合(%)

	平成29年	平成30年	令和元年	令和2年	令和3年
全 体	75.3	75.5	74.8	72.3	73.2
新生児 (生後28日未満)	44.4	43.7	37.9	39.9	40.7
乳幼児 (生後28日以上7歳未満)	75.8	75.7	75.2	72.6	73.4
少 年 (7歳以上18歳未満)	75.0	75.7	74.9	72.6	73.8

出典：「救急・救助の現況」(消防庁)

(4) 初期救急医療体制

- 初期救急医療体制は、かかりつけ医、在宅医当番制*や休日急患診療所による一般的な体制で対応しています。
- 二次保健医療圏によっては、二次救急医療機関が初期救急医療も担っていることから小児科医師に負担がかかっていることや小児科医師の確保が困難になっています。

表3-3-8-8 在宅当番医制と休日急患診療所

圏域名	診療所	診療科	診療時間
湖 南	湖南広域休日急病診療所	内科・小児科	日・祝 10時～22時
東近江	在宅当番医制(東近江医師会)	—	平日夜間 18時～20時30分
	近江八幡休日急患診療所	内科・小児科・外科	土曜日 15時～20時 日・祝 10時～20時
	東近江休日急患診療所	内科・小児科・外科	日・祝 10時～18時
湖 東	彦根休日急病診療所	内科・小児科	日・祝 10時～17時
湖 北	長浜米原休日急患診療所	内科・小児科	日・祝 9時～18時

(令和5年9月1日現在)

- 拠点となる病院において、他の病院や開業している医師が当番で休日や夜間の救急医療に当たる「共同利用型病院方式*」で対応しており、在宅医当番制や休日急患診療所と同様に二次保健医療圏によっては、二次救急医療機関が初期救急医療も担っていることから小児科医師に負担がかかっていることや小児科医師の確保が困難になっています。

表 3-3-8-9 大津・甲賀地域拠点病院体制

圏域名	体制	診察時間
大 津	大津地域小児急病診療室 設置場所：大津赤十字病院	土曜日 17時～23時 日祝日 10時～23時
甲 賀	小児救急医療拠点病院体制 拠点病院：公立甲賀病院	土曜日 14時～19時 日祝日 9時～19時

(令和5年9月1日現在)

(5) 二次救急医療体制

- 二次救急医療体制は、二次保健医療圏域に小児科医師を確保するため、病院群輪番制や共同利用型病院方式による小児救急医療支援事業を実施しています。
- 家庭環境の変化や保護者の病院志向から、本来は初期救急医療機関を受診すべき患者が二次救急医療機関を受診しており、病院勤務の小児科医師に過大な負担が生じています。
- 令和3年度より湖南保健医療圏と甲賀保健医療圏はブロック化し、済生会滋賀県病院が拠点となっています。また、令和5年度より湖東保健医療圏と湖北保健医療圏は一部ブロック化し、長浜赤十字病院が拠点となっています。
- 東近江保健医療圏では近江八幡市立総合医療センターを拠点とする議論が進んでいますが、大津保健医療圏と湖西保健医療圏ではブロック化には至っていない状況です。

(6) 三次救急医療体制

- 三次救急医療体制は、一般救急と同様に、4か所の救命救急センターで対応しています。
- 平成27年4月28日から滋賀県全域と京都府南部を運航範囲とする京滋ドクターヘリ(基地病院：済生会滋賀県病院)が運航を開始しました。
京滋ドクターヘリには全国で初めて小児科医が搭乗し、小児事案では小児科医が優先して出動しています。
- また、県内の医療機関でこれまで対応できなかった緊急手術などについては、ドクターヘリの機動力を活かして、県外の医療機関へ緊急搬送することが可能となりました。
- 救命救急センターにおいても軽症患者の受診が多く、救急搬送患者も軽症者が多くを占めています。
- 一方で、少子化により救命救急センターにおいても重症の小児救急患者数は少なく、小児科医師の重症例を経験する機会が更に少なくなっています。

(7) 小児救急電話相談事業

- 小児の夜間、休日における急変時の保護者の不安を解消するとともに、適切な受診を促すことで、重症化を防ぎ医療機関の負担を軽減するため、電話でアドバイスを受けられる小児救急電話相談事業(短縮ダイヤル#8000)を実施しています。
- 令和4年度では全体の相談件数の60%以上がすぐの受診を勧めておらず、医療機関の適正受診につなげることができています。
- 家庭での子どもの急病時の対応や、かかりつけ医に相談できる体制を確保していくと共に#8000の入電件数に対する相談対応件数(応答率)や相談内容等について更に分析していく必要があります。

表 3-3-8-10 小児救急電話相談件数の推移

	平成30年度	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度
相談件数 (件)	19,035	19,916	11,790	13,725	15,390
即受診を薦めなかった割合(%)	73.0	70.7	66.3	64.6	64.6

具体的な施策

(1) 県内において小児医療を受けることができる

- 小児医療に関する課題や情報共有のための協議会等を開催し、関係する検討会とも連携しながら実状に応じた改善策の検討に努めます。
- 慢性疾病児童等*の病状急変時に医療機関等の連携のもと適切な支援を受けられるよう、身近なかかりつけ医の確保の推進に努めます。（詳細は後述の(2)小児在宅医療を参照）
- 外傷などの重症小児患者も含めた高度専門的な治療ができる医療機関の明確化を図ります。
- 主たる診療科目を小児科以外の診療科目とする開業医師や病院勤務医師等を対象に、小児救急医療に精通した医師を講師として研修を実施することにより、初期医療体制の強化を図ります。

(2) 小児救急医療に関する圏域の見直しができ、小児科医の効率的な活用ができている

- 各二次保健医療圏における二次救急医療体制の維持が困難になっていること、働き方改革による医師の時間外労働規制の適用も踏まえ、小児救急医療体制における圏域を見直し、保健所とも連携し次の4ブロック化による対応を推進します。
 - ① 大津・湖西小児救急ブロック(大津保健医療圏・湖西保健医療圏)
 - ② 湖南・甲賀小児救急ブロック(湖南保健医療圏・甲賀保健医療圏)
 - ③ 東近江小児救急医療ブロック(東近江保健医療圏)
 - ④ 湖東・湖北小児救急ブロック(湖東保健医療圏・湖北保健医療圏)
- ブロック化の円滑な推進や今後の小児救急医療体制の検討のため、関係機関(医療機関、消防、市町等)で構成する検討会を設置します。

(3) ブロック（または二次保健医療圏）での小児救急医療体制の連携協議ができている

- ブロック化後の医療体制について円滑に進めることができるよう、ブロック化による効果や課題についてブロック内で共有できる場を設定します。
- 受入れに伴う課題（照会回数や受入困難事案等）などブロック（または二次保健医療圏）ごとの課題や改善策について関係機関で共有し検証に努めると共に、関連する協議会等とも情報共有に努めます。

(4) 急病時の対応等について健康相談・支援を実施可能な体制構築ができ、地域における医療機関の機能分担と連携ができている

- 各ブロックで開業小児科医師と二次救急医療機関との連携が図れるよう、地域医師等の救急医療関係者との情報共有や検討会を開催し連携推進に努め、病院や診療所の小児科医師が拠点となる病院で勤務することにより、地域として救急医療体制を維持でき、無理のない働き方や小児科医師の資質の向上につなげます。
- 役割分担や連携の推進により適正受診を促し、初期、二次・三次医療機関の役割の明確化を図ります。
- 小児患者が発生した際には必要な初期対応を実施し、適切な医療機関へ患者を搬送する体制を構築し、県内全ての小児に適切な小児医療・救急治療を提供できるよう努めます。
- 小児救急電話相談（短縮ダイヤル#8000番）について応答率や相談内容等について分析し、

より効果的な体制の検討に努め、適切な医療機関の受診につなげます。

(5) 保護者への啓発

- 県が作成する保護者向けの啓発冊子を市町の実施する乳幼児健診の際に配布し、かかりつけ医を持つことのメリットや医療機関の適正受診について啓発を実施します。
- 小児救急電話相談（短縮ダイヤル#8000番）の利用促進について、フォーラムやイベント等の機会を捉えて啓発に努めます。
- 小児救急電話相談（短縮ダイヤル#8000番）の認知度について、県政モニターアンケートだけではなく、実際に活用することが多い子育て世代の認知度についても把握を進めます。
- 小児科を標榜する医療機関の診療時間、受診科目等の詳細な情報がリアルタイムに提供できる「医療ネット滋賀」の普及啓発に努め、かかりつけ医の選択の一助とします。
- 県・市町で連携し、関係機関（小児科医、消防機関等）が実施する保護者のための研修会等に協力します。

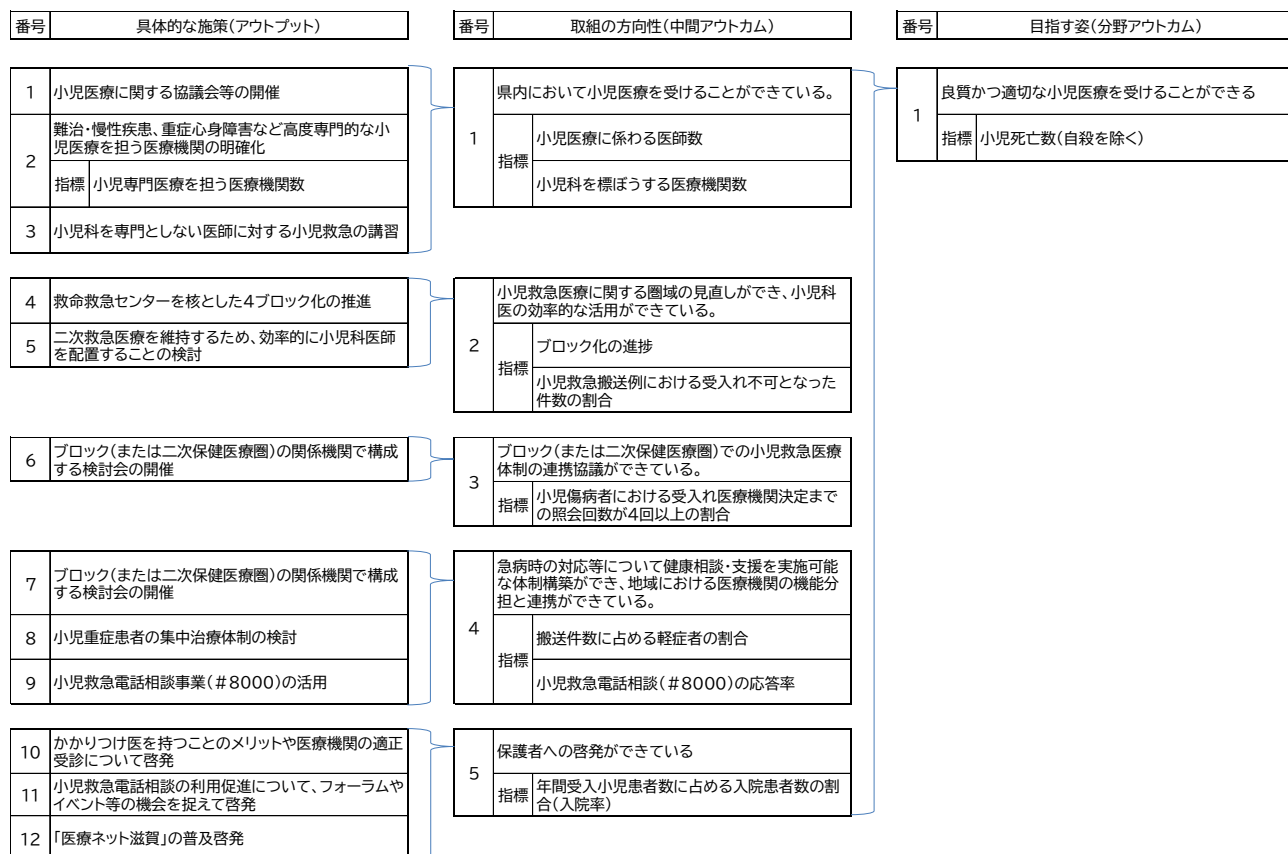
《数値目標》

目標項目	現状値 (R3)	目標値 (R11)	備考
目指す姿（分野アウトカム）			
小児死亡数（自殺を除く）	31 人	現状値以下	
取組の方向性（中間アウトカム）			
ブロック化進捗	1 ブロック	4 ブロック	湖南・甲賀 (R3 ブロック化)
小児救急搬送症例における受入れ不可となった件数の割合	6.0%	現状値以下	
小児傷病者における受入れ医療機関決定までの照会回数が4回以上の割合	0.15%	0.2%以下	
搬送件数に占める軽症者の割合	74%	全国平均 より低い	全国平均 73% (R3 年)
小児救急電話相談（#8000）の応答率	76% (R5 年 6 月～8 月実績)	80%以上	
年間受入小児患者数に占める入院患者数の割合（入院率）	9.3%	現状値以上	
小児医療に係わる医師数	240 人 (R2 年度)	現状維持	
小児科を標ぼうする医療機関数	277 (R5.4 月時点)	現状維持	
具体的な施策（アウトプット）			
小児専門医療を担う医療機関数	5 箇所	現状維持	

1

2

《ロジックモデル》



3

II 小児在宅医療

目指す姿

- 慢性疾病のある子どもおよびその家族が、必要な医療や支援を受けながら健やかに成長し、安心して住み慣れた地域で生活することができる

取組の方向性

- (1) 身近な医療機関で外来・在宅・入院医療を円滑に受けられる
- (2) 日常生活支援により成長発達・自立が促進される
- (3) 成人期を見据えた適切な医療・自立支援を受けられる
- (4) 災害等発生時も療養生活が継続できる

現状と課題

(1) 小児在宅医療提供体制の現状と課題

- 治療が長期間にわたり、児童の健全な育成に大きな支障となる小児慢性特定疾病*は、改正児童福祉法に基づき 16 疾患群 788 疾病（令和3年 11 月 1 日現在）が指定されており、県内で 1,753 人（令和5年3月末現在）の児童が慢性疾病に罹患しています。
- 医療の進歩等により、人工呼吸器や胃ろう等を使用し、たんの吸引や経管栄養などの医療的ケアが必要な子ども（以下「医療的ケア児」という。）が増加してきており、県内の慢性疾病児童等のうち医療的ケア児は 204 人（令和5年3月末現在）です。
- 先天的な疾患等により、出生時から医療的ケアが必要な子どももおられ、病院から在宅へ円滑に生活に移行していくため、病院と小児在宅医療に関わる機関の連携した支援が必要となります。
- 医療的ケア児の在宅生活を支えるため、訪問診療、訪問看護、訪問リハビリ、レスパイト・ショートステイができる病院等による支援が必要ですが、対応できる医療機関は成人に比べて少なく、地域によって資源に偏りがあります。特に湖東圏域では小児への訪問診療可能な診療所が0件、東近江圏域では小児のレスパイト入院および医療型短期入所が可能な病院・事業所数は0となっており、体制整備の必要があります。また、訪問診療の実施について 52 か所が「条件を整えば可能」と回答があり、スタッフの経験、中核病院との連携、訪問看護ステーションとの連携などが条件として挙げられました。そのため、小児在宅医療に対応できる人材育成および技術の定着支援や、支援者同士が繋がりを持ち、情報共有、連携することで切れ目ない支援が提供できる体制整備が求められます。
- 慢性疾病児童等およびその家族のうち、身近にかかりつけ医が確保できないと回答した方が 94 人、専門医療機関とかかりつけ医との連携が難しいと回答した方が 43 人ありました（令和3年度小児慢性特定疾病おたずね票）。慢性疾病児童等は疾患の特殊性等の理由で、身近な医療機関で専門医療を受けられない場合があり、かかりつけ医の確保および医療機関間のネットワークづくりが重要です。
- 慢性疾病児童等のうち1年間で約5人がお亡くなりになります。また、訪問看護において小児へのターミナルケアを実施した件数は1年間で3件でした（令和4年度訪問看護における緊

急対応調査)。滋賀県 CDR 体制整備モデル事業においても慢性疾病児童等の症例が報告、検討されていますが、慢性疾病児童等の苦痛の緩和、家族に対する精神的なフォローなど、小児在宅医療における緩和ケアの実態把握をしていく必要があります。

表 3-3-8-11 診療所における訪問診療の実施状況

		大津	湖南	甲賀	東近江	湖東	湖北	湖西	合計
小児	可能	6	7	2	3	0	3	2	23
	往診のみ可能	1	1	1	0	1	3	1	8
	条件が整えば可能	13	11	1	11	4	8	4	52
訪問診療に対応している診療所の全体数		68	58	20	40	25	33	14	258
小児の訪問診療可能な診療所の割合		8.8%	12.1%	10.0%	7.5%	0.0%	9.1%	14.3%	8.9%

「医療機能調査」(令和5年度)(滋賀県)

表 3-3-8-12

訪問看護ステーションにおける小児(18歳未満)の訪問看護の受入状況

	大津	湖南	甲賀	東近江	湖東	湖北	湖西	合計
小児対応可能	19	19	4	8	12	9	3	74
全事業所数	34	32	12	12	16	16	7	129
小児に対応できる訪問看護ステーションの割合	55.9%	59.4%	33.3%	66.7%	75.0%	56.3%	42.9%	57.4%

「訪問看護ステーション実態調査」(令和4年度)(滋賀県)

表 3-3-8-13 小児のレスパイト入院および医療型短期入所が可能な病院・事業所数

大津	湖南	甲賀	東近江	湖東	湖北	湖西	合計
2	4	1	0	1	1	1	10

「医療機能調査」(令和5年度)(滋賀県)

(2) 慢性疾病児童等と家族の生活に関する現状と課題

- 慢性疾病児童等およびその家族は身体的・精神的・社会的に様々な問題を抱え、年齢によっても変化していくため、継続して身近な相談先となる支援が必要です。
- 保育所、学校、障害福祉サービス事業所等、慢性疾病児童等が在宅以外で過ごせる場所が拡大してきています。一方で、様々な機関との調整を保護者が行うことが負担となる場合があり、地域での生活をコーディネートする人材の活動の促進が求められます。また、児童等の将来を見据えた就職支援、仕事と治療の両立支援も必要になります。
- 慢性疾病児童等およびその家族のうち、同じ立場(同じような病気)の人と交流したり、相談したりしたいが、その機会がないと回答した方は133人ありました。また、きょうだいの育児、精神的ケアの時間が取れないと回答した方は86人ありました。(令和3年度小児慢性特定

疾病おたずね票)

- 慢性疾病児童等が様々な知識・経験を得ることや、家族（親・きょうだい）同士が繋がりをもちピアサポートできる関係を構築するため、交流の機会を確保する必要があります。交流会の情報発信が、県民への周知、啓発となり社会への理解の拡大も期待されます。
- 慢性疾病児童等の長期入院や、在宅生活での医療的ケアは親やきょうだいにも負担が大きく、家族の身体的・精神的なサポートも必要です。

(3) 慢性疾病児童等の成人移行*に関する現状と課題

- 近年の医療の発達等により、小児期に慢性疾患を発症する患者の多くが成人を迎えられるようになった一方で、難治性の疾患であるため治療が長期化し、成人期においても治療が必要な方が多くおられます。
- 県では小児から成人への移行期医療*の受入れについて可能と回答した病院および診療所は88か所ありますが、医療の連携体制や、成人移行に関する相談支援を受ける場がなく、体制整備が必要です。

表3-3-8-14 小児から成人への移行期医療の受入状況

	病院	診療所	合計
可能	12	76	88
条件により可能	7	51	58

「医療機能調査」（令和5年度）（滋賀県）

表3-3-8-15 小児から成人への移行期医療について対応可能な疾患群

	病院	診療所	合計
悪性新生物	8	52	60
慢性腎疾患	10	66	76
慢性呼吸器疾患	8	82	90
慢性心疾患	9	77	86
内分泌疾患	11	58	69
膠原病	7	49	56
糖尿病	15	96	111
先天性代謝異常	4	31	35
血液疾患	6	36	42
免疫疾患	3	40	43
神経・筋疾患	12	47	59
慢性消化器疾患	12	58	70
染色体又は遺伝子に変化を伴う疾患	6	33	39
皮膚疾患群	7	62	69
骨系統疾患	7	37	44

脈管系疾患	4	33	37

「医療機能調査」（令和5年度）（滋賀県）

（４）災害等発生時における小児在宅医療の現状と課題

- 医療的ケア児は生命の維持のため安定した電源供給が必要であり、災害時等への備えが不可欠です。県ではこのような方々に対し、必要な備品（薬剤・医療資材等）、避難先、避難方法、連絡体制等を記載した災害時個別避難計画を作成するよう市町への支援を行っており、現在、終日在宅人工呼吸器装着者のうち 35.2%の方が作成済みとなっています。また、県内の 16 市町が医療的ケア児*を含む避難行動要支援者の個別避難計画作成に取り組み始めています。（令和5年度現在）
- 個別避難計画作成により、日頃から関わりのある支援者だけでなく、近隣住民等を含めた災害時等支援体制が強化されますが、多くの対象者への迅速な対応が課題であり、取組を推進する必要があります。

以上の現状と課題を踏まえ、「慢性疾患のある子どもおよびその家族が、安心して住み慣れた地域で生活することができる」ことを目指す姿とし、下記4つの取組の方向性で施策を実施します。

具体的な施策

（１）身近な医療機関で外来・在宅・入院医療を円滑に受けられる

- 病院から在宅への移行について切れ目なく支援を受けられるよう、市町におけるハイリスク新生児への相談支援の充実、小児在宅医療に関する地域資源の情報発信を通じて、病院と地域の関係者との連携を推進します。
- 住み慣れた地域で療養生活のために必要な医療を受けられるよう、小児在宅医療体制整備事業等により人材育成研修を実施し、スキルアップを図ります。また、小児在宅医療を担う関係者の顔の見える関係づくり、情報提供・連携推進の場を確保します。さらに、小児のショートステイ・レスパイト受け入れ機関の拡充・連携推進を図ります。
- 病状急変時に医療機関等の連携のもと適切な支援を受けられるよう、身近なかかりつけ医の確保の推進や、ICTを活用した情報連携の推進等に取り組みます。
- 慢性疾患児童等の緩和ケアについて、実態および課題の把握を行います。

（２）日常生活支援による成長発達・自立が促進される

- 身近に相談できる体制の整備のため、慢性疾患児童等および保護者からの疾患や生活に関する困りごとの相談対応を行います。
- 医療・障害福祉・教育・就労等の多職種連携のもと適切な支援が受けられるよう、各圏域において関係者の資質向上および障害者自立支援協議会等を活用したネットワークの構築に取り組みます。また、医療的ケア児コーディネーターをはじめとする多職種連携を調整する人材の活動の促進を図ります。
- 身近な地域で人と繋がりを持ち、支え合える関係が構築できるよう、慢性疾患児童等およびその家族（親・きょうだい）同士の交流の機会を確保し、情報発信・周知啓発に取り組みます。また、慢性疾患児童等の入院治療や、きょうだいの育児・精神的ケアに際し、家族の負担が軽

減される支援を検討していきます。

(3) 成人期を見据えた医療・自立支援を受けられる

- 小児期から成人期まで切れ目なく医療を提供できる体制が整備されるよう、移行期医療支援に対応できる医療機関やその条件等に関する情報収集・情報発信、支援者向け研修会の実施、支援者間のネットワークの構築を図る移行期医療支援センターの設置を検討します。
- 慢性疾病児等が成人期に医療に関する自己管理・自己決定能力、ヘルスリテラシーが獲得できるよう、患者に合わせた移行体制の検討および患者・家族・関係機関からの相談対応・連絡調整、成人移行に関する啓発・指導・助言に取り組む移行期医療支援コーディネーターの配置を検討します。

(4) 災害等発生時も療養生活が継続できる

- 発災時に安全を確保するために必要な対応を取ることができるよう、県は慢性疾病児等のうち医療的ケア児等の災害時支援対象者を把握し、市町および日常生活の支援者や学校等の関係機関と必要な情報共有を行います。また、災害時の備えに関する啓発および、市町への災害時個別避難計画の作成支援を行うとともに、避難訓練を通じて実行性を検証し、対象者の安心安全につながる体制づくりに努めます。
- 発災後も多職種連携のもと、継続して必要な医療を提供できる体制が整備されるよう、小児在宅医療に関わる病院、診療所、訪問看護ステーションおよび市町、災害時小児周産期リエゾン等と連携した安否確認体制の構築および災害時の連絡調整におけるICT化の促進を図ります。

《数値目標》

目標項目	現状値 (R5)	目標値 (R11)	備考
目指す姿（分野アウトカム）			
慢性疾患があっても安心して滋賀県で生活 することができると思う保護者の割合	—	90%	この地域で子育てをしたい と思う親の割合（成育医療 等基本方針）95.3%（R3）
取組の方向性（中間アウトカム）			
1 身近な医療機関で外来・在宅・入院医療を円滑に受けられる			
退院支援を受けた患者数（15歳未満）	1,410人 (R3)	増加	
退院支援を受けたNICU・GCU入院児の割合	72.2%(R3)	増加	
ハイリスク妊産婦・新生児援助事業における、新生児の支援実施率	92.6%（R3）	100%	母子保健分野より
小児の訪問診療が可能な診療所の割合（小児可能数／訪問診療可能数）	8.9%	10%	県平均以上の圏域は維持、 以下の圏域は増加

小児の訪問看護が可能な事業所の割合（小児可能数／全事業所数）	57.4%	60%	県平均以上の圏域は維持、以下の圏域は増加
小児のレスパイト・ショートステイが可能な施設数	10 か所	増加	各圏域で1 か所以上
身近なかかりつけ医が確保できないと回答した保護者の割合	7.4%（R3）	減少	
専門医療機関とかかりつけ医の連携が難しいと回答した保護者の割合	3.3%（R3）	減少	
2 日常生活支援により成長発達・自立が促進される			
相談希望者のフォロー率	—	100%	
2次医療圏域ごとの協議の場の設置	7 / 7	維持	
同じ立場（同じような病気）の人と交流したり、相談したりしたいが、その機会がないと回答した保護者の割合	10.4%（R3）	減少	
きょうだいの育児、精神的ケアの時間が取れないと回答した保護者の割合	6.7%（R3）	減少	
3 成人を見据えた医療・自立支援を受けられる			
成人後も医療が継続できている患者の割合	—	100%	
4 災害等発生時も療養生活が継続できる			
終日在宅人工呼吸器使用者のうち災害時の対応に関する計画作成済の割合	35.2%（R4）	100%	

1
2

1 《ロジックモデル》

番号	施策
1	病院と地域の関係者との連携推進
	1-1 ハイリスク新生児への相談・支援
	1-2 小児在宅医療に関する地域資源の情報発信

2	小児在宅医療を担う人材育成・スキルアップ
	2-1 小児在宅医療体制整備事業(研修会)の実施
	2-2 小児在宅医療体制整備事業(周知啓発)の実施

3	小児在宅医療関係者間での顔の見える関係づくり、情報共有・連携推進の確保
	3-1 小児在宅医療体制整備事業(小児在宅委員会)の開催

4	小児ショートステイ・レスパイト受け入れ機関の拡充・連携推進
	4-1 ショートステイ・レスパイト協議会の開催

5	緊急時に身近な支援者から支援を受けられる体制整備
	5-1 身近なかかりつけ医の確保の推進
	5-2 ICTを活用した情報連携の推進

6	緩和ケアに関する現状・課題の把握

7	疾患や生活に関する困りごとの相談対応の実施
	7-1 療育相談事業による相談対応
	7-2 小児慢性特定疾病おたすね票による相談対応

8	保育・教育・障害福祉・就労に関する支援の充実
	8-1 支援関係者の資質向上
	8-2 支援関係者によるネットワークの構築
	多職種連携を調整する人材の活動の促進

9	当事者同士の交流の機会の確保
	9-1 交流会・啓発事業の開催
	慢性疾病児童等の家族支援の検討

10	移行期医療支援センターの設置
	10-1 移行期医療支援に関する情報収集・情報発信
	10-2 支援者向け研修会の実施
	10-3 支援者間のネットワークの構築

11	移行期医療支援コーディネーターによる支援
	11-1 患者・家族・関係機関からの相談対応・連絡調整
	11-2 成人移行に関する啓発・指導・助言

12	災害時要支援対象者の把握・情報共有
	12-1 小児慢性特定疾病おたすね票による対象者の把握
	12-2 市町および関係機関との情報共有

13	災害時要支援対象者の災害時の備えに関する支援
	13-1 対象者・関係者への啓発
	13-2 避難行動要支援者個別避難計画の作成支援

14	関係機関同士の連携の推進
	14-1 安否確認体制の構築
	14-2 災害の連絡調整におけるICT化の推進

番号	取組みの方向性(中間アウトカム)

1 身近な医療機関で外来・在宅・入院医療を円滑に受けられる			
1	病院から在宅への移行について切れ目なく支援を受けられる	指標	退院支援を受けた患者数(15歳未満)※
		指標	退院支援を受けたNICU・GCU入院児の割合
		指標	ハイリスク妊産婦・新生児援助事業における、新生児の支援実施率
2	住み慣れた地域で療養生活のために必要な医療を受けられる	指標	小児の訪問診療が可能な診療所の割合(小児可能数/訪問診療可能数)
		指標	小児の訪問看護が可能な事業所の割合(小児可能数/全事業所数)
		指標	小児のレスパイト・ショートステイが可能な施設数
3	病状急変時に医療機関等の連携のもと適切な支援を受けられる	指標	身近なかかりつけ医が確保できないと回答した保護者の割合
		指標	専門医療機関とかかりつけ医の連携が難しいと回答した保護者の割合
4	身体状況に合わせた緩和ケアが受けられる	指標	検討中

2 日常生活支援により成長発達・自立が促進される			
1	身近に相談できる体制が整備されている	指標	相談希望者のフォロー率
2	福祉・教育・就労について多職種連携のもと適切な支援が受けられる	指標	2次医療圏域ごとの協議の場の設置
3	地域や関係機関と繋がり、家族に寄り添った支援が受けられる	指標	同じ立場(同じような病気)の人と交流したり、相談したりしたいが、その機会がないと回答した保護者の割合
		指標	きょうだいの育児、精神的ケアの時間が取れないと回答した保護者の割合

3 成人期を見据えた医療・自立支援を受けられる			
1	小児科から成人科へ切れ目なく医療を提供できる体制が整備されている	指標	成人後も医療が継続できている患者数
2	成人後に医療に関する自己管理・自己決定能力、ヘルスリテラシーを獲得できている		

4 災害等発生時も療養生活が継続できる			
1	発災時に安全を確保するために必要な対応を取ることができる	指標	終日在宅人工呼吸器使用者のうち災害時の対応に関する計画作成済みの割合
2	発災後も多職種連携のもと継続して必要な医療を提供できる体制が整備されている		

番号	目指す姿(最終アウトカム)

1	慢性疾患のある子どもおよびその家族が、必要な医療や支援を受けながら健やかに成長し、安心して住み慣れた地域で生活することができる	
	指標	慢性疾患があっても安心して滋賀県で生活することができると思う保護者の割合(おたすね票)

9 周産期医療

目指す姿

- 妊婦およびその家族が、切れ目ない周産期保健医療を受けることにより、安心・安全な妊娠・出産・育児を迎えることができている。

取組の方向性

- (1) 周産期保健医療体制を充実・強化できている
- (2) 周産期医療を提供する質の高い人材を確保できている
- (3) 在宅ケアへの円滑な移行ができている
- (4) 災害時周産期医療体制を構築できている

現状と課題

(1) 母子保健指標から見る現状と課題

- 本県の出生率および合計特殊出生率は、全国と同様減少傾向にあるが、全国よりも高い水準で推移しています。低出生体重児（2,500グラム未満）の数は、出生数の9%台以上となっていますが、横ばいから減少傾向であり、また全国平均よりも低い値で推移しています。
- 周産期死亡率は、令和4年(2022年)は全国平均より低い値となっており、全国1位となっています。周産期死亡率の5年平均の推移としては、平成20年から平成24年は4.62（全国4.16）と全国44位であったのが、平成25年から平成29年には3.64（全国3.64）と全国23位になり、平成30年から令和4年は2.84（全国3.32）と、全国3位となりました。新生児死亡率も、令和4年(2022年)は全国平均よりも低い値となっており、過去6年間の新生児死亡率の平均値は、全国平均0.85と比べ、本県は0.83となっています。周産期死亡率、新生児死亡率、乳児死亡率のいずれも改善傾向にあります。
- ハイリスク妊婦・産婦・新生児の連絡件数は、いずれも増加傾向にあります。ハイリスク妊婦の連絡で最も多いのは、家庭環境問題に関すること、次いで精神疾患となっています。ハイリスク産婦の連絡で最も多いのは、育児への不安、次いで家庭環境問題、精神疾患となっています。また、出産年齢の上昇等により、健康管理が重要となる妊婦が増加傾向にあります。
- 妊婦健康診査の適切な受診や、自らの健康管理の推進を図る必要があります。また、産後においては、産婦健康診査の実施や支援体制の充実を図り、必要時には母子保健関係機関や精神科医療機関等と連携し、適切な医療を受けることができる体制の整備が必要です。
- 単年の指標では変動があるため、長期的な母子保健指標の改善を維持していくことが必要です。

表 3-3-9-1 母子保健指標の推移

指標項目		平成29年	平成30年	令和元年	令和2年	令和3年	令和4年
出生率 (人口千対)	滋賀	8.3	8.2	7.7	7.6	7.4	7.1
	全国	7.6	7.4	7.0	6.8	6.6	6.3
合計特殊出生率	滋賀	1.54	1.55	1.47	1.50	1.46	1.43
	全国	1.43	1.42	1.36	1.33	1.30	1.26

低出生体重児の割合	滋賀	9.4	9.2	9.0	9.1	9.1	9.1
	全国	9.4	9.4	9.4	9.2	9.4	9.4
周産期死亡率 (出産千対)	滋賀	3.2	3.3	4.3	2.7	1.7	2.2
	全国	3.5	3.3	3.4	3.2	3.4	3.3
新生児死亡率 (出生千対)	滋賀	0.9	0.6	1.2	1.1	0.6	0.6
	全国	0.9	0.9	0.9	0.8	0.8	0.8
乳児死亡率 (出生千対)	滋賀	2.2	1.3	1.9	1.8	1.6	1.8
	全国	1.9	1.9	1.9	1.8	1.7	1.8
妊婦死亡数	滋賀	1	1	0	0	0	1

出典：人口動態統計（厚生労働省）

(2) 本県の特性と医療資源からみる現状と課題

- 滋賀県は診療所で出産する割合が全国に比べて高く、病院が約4割、診療所が約6割となっています。分娩を取り扱う病院、診療所の数は年々減少し、助産所の数は増加しています。分娩を取り扱う医療機関の減少に伴い、分娩可能数も減少していますが、分娩数も減少していることから、分娩可能数は分娩数を上回って推移しています。

表 3-3-9-2 出生の分娩場所別の割合（令和4年（2022年））

	病院	診療所	助産所	その他
滋賀	36.9%	62.7%	0.3%	0.2%
全国	54.1%	45.4%	0.5%	0.2%

出典：人口動態統計（厚生労働省）

- 診療所に勤務する産婦人科医師の約4割が60歳以上である医師の高齢化や、医師の働き方改革として医師の集約化による分娩取扱い医療機関の減少等の可能性があります。
- 今後、分娩できる産科診療所の減少を想定し、切れ目なく安心・安全に妊娠・出産・産後のケアへと繋がるよう、分娩体制のあり方について検討していく必要があります。
- 新生児医療に従事する医師の数は横ばいとなっています。
- 病院、診療所に就業する助産師の数は横ばいから減少しています。また、病院に就業する助産師は、正常分娩を経験する機会が少ないことから、経験年数に応じた実践能力を積み重ねることが難しく、今後需要が増える可能性のある院内助産*、助産外来の開設に必要な助産実践能力の育成が困難な状況にあります。
- 周産期保健医療を担う医療従事者の就業状況について、今後も引き続き把握するとともに、研修等人材育成と確保を図る必要があります。

表 3-3-9-3 分娩取扱診療所における医師の年齢（令和4年8月現在）

	30歳代	40歳代	50歳代	60歳代	70歳代
産科医師数	3	9	7	12	2
割合	9.1%	27.3%	21.2%	36.4%	6.1%

出典：周産期医療施設状況調査（令和4年）（滋賀県）

表 3-3-9-4 県内の産科医療機関（分娩取扱あり）（令和5年（2023年）11月現在）

	区分	医療機関名	圏域名	区分	医療機関名
大津	病院	大津赤十字病院 ※2	東近江	病院	近江八幡市立総合医療センター ※2
		滋賀医科大学医学部附属病院 ※2			東近江総合医療センター ※2
	診療所	松島産婦人科医院		診療所	笠原レディースクリニック
		桂川レディースクリニック			うえだウィメンズクリニック
		竹林ウィメンズクリニック		助産所	うたな助産所
		浮田クリニック			あらかわ助産院
	助産所	あそびと助産院			共同助産所お産子の家
		槇田助産院			磯部助産院
湖西	病院	高島市民病院	湖東	診療所	イーリスウィメンズクリニック
湖南	病院	淡海医療センター ※2			イーリスウィメンズクリニック アリス
		済生会滋賀県病院 ※2		助産所	よしむら助産所
		南草津野村病院	湖北	病院	長浜赤十字病院 ※2
	診療所	ハピネスバースクリニック		診療所	橋場レディースクリニック
		渡辺産婦人科		助産所	ゆらら助産所
		希望が丘クリニック	合計	病院	10 施設
		清水産婦人科		診療所	15 施設
甲賀	病院	公立甲賀病院		助産所	10 施設
	診療所	産科・婦人科 濱田クリニック	※1 院内助産所あり（0病院） ※2 助産師外来*あり（6病院）		
		野村産婦人科			
	助産所	あずま助産院			
		まごころ助産院			

（3）周産期医療体制の現状と課題

《圏域の考え方》

- 周産期医療提供体制については、周産期医療関連施設の状況および周産期医療ネットワーク*による母体・新生児の搬送受入の実績を踏まえて、県内7つの二次保健医療圏を次の4ブロックに区分し、設定することで、医療資源の集約することで、資源を有効活用し、高度かつ専門的な医療提供体制の充実を図っています。
 - ① 大津・湖西ブロック（大津保健医療圏・湖西保健医療圏）
 - ② 湖南・甲賀ブロック（湖南保健医療圏・甲賀保健医療圏）
 - ③ 東近江ブロック（東近江保健医療圏）
 - ④ 湖東・湖北ブロック（湖東保健医療圏・湖北保健医療圏）
- 大津赤十字病院が大津・湖西ブロック、滋賀医科大学医学部附属病院が湖南・甲賀ブロック、近江八幡市立総合医療センターが東近江ブロック、長浜赤十字病院が湖東・湖北ブロックで、周産期医療の中核を担っています。

- 正常な妊娠・分娩の場合は、身近な地域の医療機関（病院、診療所、助産所、病院が設置する助産師外来や院内助産所）で対応し、ハイリスク妊産婦・新生児*は、総合周産期母子医療センター*（大津赤十字病院および滋賀医科大学医学部附属病院）および地域周産期母子医療センター*（近江八幡市立総合医療センターおよび長浜赤十字病院）が、周産期協力病院*と連携して高度かつ専門的な医療の提供を行っています。
- 平成30年度と令和元年度に、総合周産期母子医療センターおよび地域周産期母子医療センターにNICU病床とGCU病床が増床され、NICUの空床は確保できていることが多くなりましたが、令和4年度は空床を確保できない日がありました。NICUの空床確保状況については、今後も早産児数、低出生体重児数の推移と合わせて、継続した動向の把握が必要です。

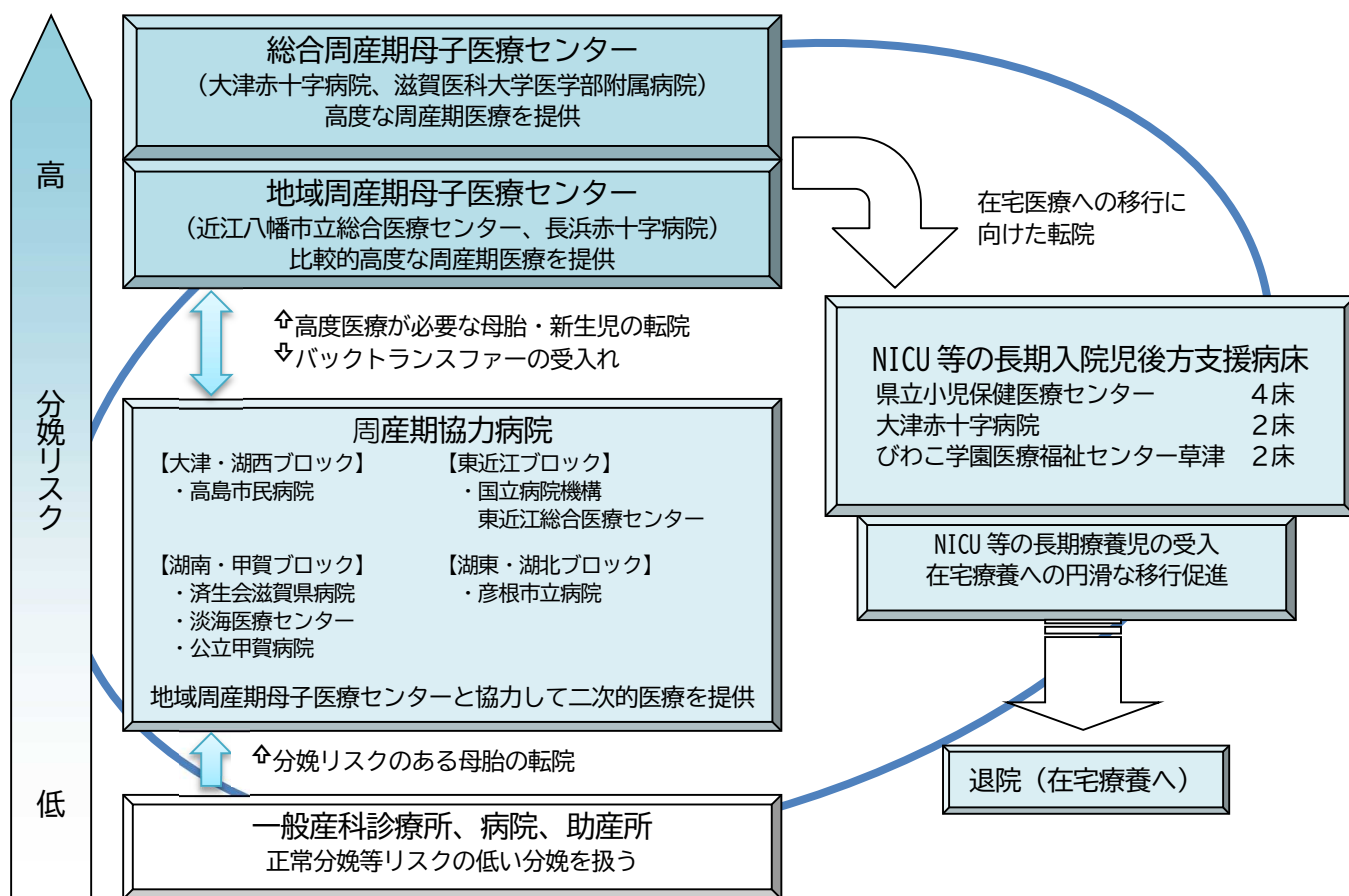
表 3-3-9-6 県内周産期母子医療センター関係病床数（令和5年（2023年）9月現在）

医療機関名	役割	MFICU※ 病床数	NICU 病床数	人工換気装置 （侵襲的）管理 可能病床数	GCU 病床数
大津赤十字病院	大津・湖西ブロック 総合周産期母子医療センター	6	9	9	21
滋賀医科大学 医学部附属病院	湖南・甲賀ブロック 総合周産期母子医療センター	6	12	12	12
近江八幡市立 総合医療センター	東近江ブロック 地域周産期母子医療センター	0	9	9	12
長浜赤十字病院	湖東・湖北ブロック 地域周産期母子医療センター	0	9	9	12
合計		12	39	39	51

出典：周産期医療施設状況調査（令和5年）（滋賀県）

- 新生児の救急搬送については、大津赤十字病院および長浜赤十字病院で、医師等が同乗し、治療をしながら新生児を搬送する新生児救急搬送車（新生児ドクターカー*）の運営を行い、新生児医療の確保、充実を図っています。大津赤十字病院の新生児ドクターカーが県内全域、長浜赤十字病院の新生児ドクターカーが湖東・湖北ブロックを対応しています。
- 救急搬送の母胎搬送率（母体搬送件数/妊娠届け出数）、新生児搬送率（新生児搬送件数/出生数）は増加傾向にあります。搬送の多くは各医療圏内の病院で受入れが出来ており、地域完結型の治療が行われているといえます。ただし、湖南・甲賀ブロックの中核を担う周産期母子医療センターが、大津・湖西ブロック内にあることから、大津地域と湖南地域の連携が特に行われています。
- 妊産婦・新生児の救急搬送が安全に行われるよう、今後も引き続き消防機関等関係機関と協力し、迅速な救急医療の提供に努める必要があります。
- NICU等の長期入院児後方支援病床は、小児保健医療センター4床、大津赤十字病院2床、びわこ学園医療福祉センター2床が設置されています。令和4年度(2022年度)の新規入院児は1人で、多くの医療的ケア児はNICU、GCUから直接在宅医療へと移行しています。
- 今後も引き続き地域において医療的ケア児とその家族に対する支援体制を構築することが必要です。

図 3-3-9-4 滋賀県周産期医療提供体制（令和5年（2023年）9月現在）



(4) 災害時の小児・周産期医療に関する現状と課題

- 災害時や新興感染症発生時にも機能する小児周産期医療体制を平時から構築する必要性があり、本県では、災害時に小児周産期医療の調整役となる災害時小児周産期リエゾンを各ブロックの産科医と小児科医から任命しています。
- 新興感染症発生時には、従来の周産期医療提供体制に災害時小児周産期リエゾンを活用した連携支援体制を構築することで、妊産婦が安心・安全な妊娠・出産を迎えることができた。
- 災害時小児周産期リエゾンがDMAT（災害派遣医療チーム）等と連携できるよう、総合防災訓練への参加等取組を進めているところです。
- また、大規模災害時には近隣府県との連携が必要となることから、近畿ブロック周産期医療広域連携検討会にて取組内容や諸課題について情報共有や意見交換を行っています。
- 今後は、災害時の小児周産期医療提供体制の構築について、助産師、看護師等看護職の人材育成や災害時小児周産期リエゾン活動に特化した訓練等について検討をすすめる必要があります。

表 3-3-9-7 災害時小児周産期リエゾンの任命状況（令和5年4月現在）

	大津・高島	湖南・甲賀	東近江	湖東・湖北	合計
産科医	4人	3人	1人	1人	9人
小児科医	3人	3人	1人	4人	11人

具体的な施策

(1) 周産期保健医療体制を充実・強化できている

ア 総合周産期母子医療センターおよび地域周産期母子医療センターにおいて専門医療が提供できる体制の確保

総合周産期母子医療センターについては、引き続きそれぞれの特性を踏まえて役割を担い、周産期医療体制の更なる充実を図るとともに、総合周産期母子医療センターと地域周産期母子医療センターにおいて、専門医療が提供できるよう体制の整備に努めます。

イ 新生児救急搬送の体制の確保

新生児救急搬送については、大津赤十字病院および長浜赤十字病院において、現在の体制を継続し、新生児医療の確保と充実を図ります。

また、新生児ドクターカーが出動できない場合の救急搬送体制が安全に行えるよう、救急車による転院搬送の場合は医療従事者が必ず同乗する等関係機関と調整を行うとともに、迅速な救急医療を提供するため必要に応じドクターヘリを活用します。

ウ 周産期医療等協議会等の開催

周産期医療体制の充実・強化のため、周産期医療協議会および検討部会等で、具体的な取組について引き続き検討を進めていきます。

エ 関係機関による連携体制の確保

各ブロックの中で、周産期保健医療体制ネットワーク（びわこセーフチャイルドバースネットワーク）が適切に運用されることで、安心・安全に出産できる場所を確保していきます。

産前から産後にわたり切れ目のない支援ができるよう、母子保健事業、精神保健事業と連携し、妊娠期の健康管理や妊婦健診受診の啓発、胎児の異常があった場合に早期受診ができるよう、胎動カウント*等知識の普及啓発の促進を図るとともに、必要時に速やかに関係機関と連携できる診療体制の確保を図ります。

表 3-3-9-8 総合周産期母子医療センターとしての役割

大津赤十字病院	滋賀医科大学医学部附属病院
(1) 周産期医療情報センター*として、空床情報の管理および情報提供を行う。	(1) 県内唯一の医師の教育機関として、周産期医療に従事する人材育成、安定的な確保を行う。
(2) 救急搬送コーディネーター*を設置し、受入病院の調整を行う。圏域を越える広域連携について調整拠点病院として受入調整を行う。	(2) 周産期医療を志望する医師の計画的育成を行う。
(3) 新生児専用ドクターカーによる搬送を行う。	(3) 県内の周産期医療の充実のため、滋賀県医師キャリアサポートセンターと連携し、産婦人科医師、小児科医師の人材育成と適正配置を行う。
(4) 周産期医療情報センターとして、滋賀県の周産期救急医療の動向を取りまとめ、各周産期医療施設へ情報提供を行う。	(4) 周産期医療を担う教育研究機関として、周産期医療情報データに基づく評価、分析、研究を行う。
(5) 周産期保健医療従事者（看護師、助産師、地域関係者等）への研修等を行う。	(5) 滋賀県における周産期死亡症例についての研究を行う。

1 (2) 周産期医療を提供する質の高い人材を確保できている

2 ア 医師確保計画に基づいた産科医療従事者の確保

3 イ 新生児医療従事者の確保

4 滋賀県医師確保計画に基づき、産科医、新生児科医の確保について施策を実施する。

5 特に関連大学とも連携し、各ブロック内の中核病院である周産期母子医療センターに必要な医師の集約化を図るとともに、医師の負担を軽減するため、助産師へのタスクシフト・シェア*を目指し、助産師の資質向上の取組を実施する。

8 ウ 助産師の資質向上

9 助産師の体系的な研修システムについて検討し、構築することで、正常分娩介助や、女性の各ライフステージ*における健康相談、教育活動を実践できる質の高い助産師の確保を目指します。また、このことを滋賀県で働く魅力のひとつとして、助産師の定着・離職防止を目指します。

14 (3) 在宅への円滑な移行ができている

15 ア NICUおよびGCUに長期入院している児が、NICU等から在宅医療へ円滑に移行できる体制の整備

17 NICU病床の効率的な運用を図るために、NICUおよびGCUに長期入院している児が、NICU等から在宅医療へ円滑に移行できる体制の整備に努めます。

20 (4) 災害時周産期医療体制を構築できている

21 ア 災害時小児・周産期医療体制の検討

22 災害時に備えて、災害時小児・周産期医療体制の検討を進めます。

23 イ 平時から防災訓練や研修会等に参加し、DMAT等と連携することができる体制の構築

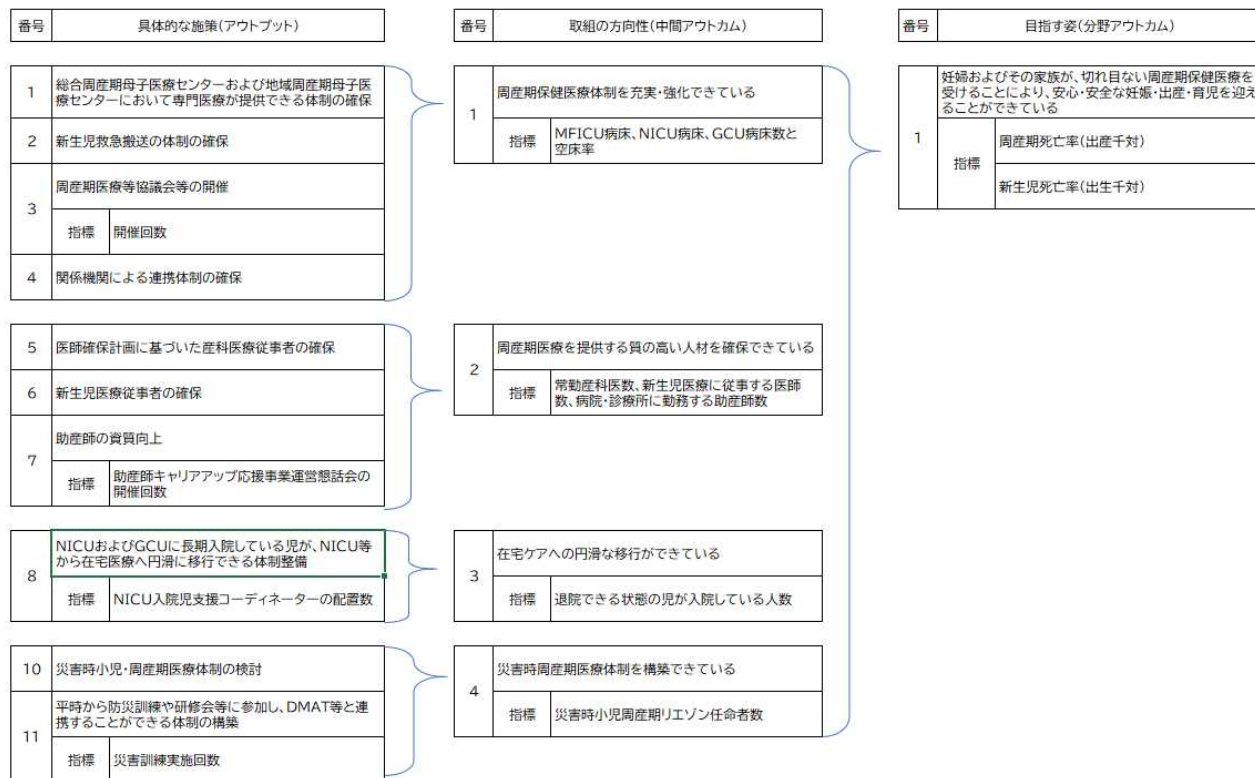
24 平時からの日本産科婦人科学会大規模災害対策情報システムの活用や災害時小児周産期リエゾンの育成を進め、防災訓練や研修会等に参加し、DMAT（災害派遣医療チーム）等と連携することができる体制や災害時小児周産期リエゾンのネットワークを構築していきます。

1 《数値目標》

目標項目		現状値（R5）	目標値（R11）	備考
目指す姿（分野アウトカム）				
母子保健指標の改善	周産期死亡率 （出産千対）	(H29～R3 平均) 滋賀県 3.04 全国 3.36	R4～R9 の平均値が 全国平均より低い	人口動態統計
	新生児死亡率 （出生千対）	(H29～R3 平均) 滋賀県 0.88 全国 0.86	R4～R9 の平均値が 全国平均より低い	
取組の方向性（中間アウトカム）				
周産期医療体制の 充実・強化	MFICU、NICU、 GCU 数	MFICU 12 床 NICU 39 床 GCU 51 床	現状維持	周産期医療施 設状況調査
	NICU、GCU 空床率	2 日/365 日	0 日/365 日	
在宅ケアへの円滑な移 行	退院できる状態 の児が入院して いる人数	0 名	現状維持	周産期医療施 設状況調査
周産期医療を提供する 人材の確保と資質向上	常勤産科医数 NICU 医師数 助産師数	常勤産科医 110 人 NICU 医師数 62 人 病院・診療所の助産 師数 389 人	現状維持	周産期医療等 協議会におい て評価
災害時周産期医療提供 体制の構築	災害時小児周産 期リエゾン任命 者数	産科医 9 名 小児科医 11 名	各ブロックに産科 医、小児科医、助産 師、看護師を 1 名ず つ以上任命	
具体的な施策（アウトプット）				
周産期医療等協議会等 の開催	開催回数	年 1 回以上	年 1 回以上	
助産師の資質向上	懇話会の開催回 数	懇話会 年 3 回	懇話会 年 3 回以 上	懇話会にて評 価
NICU および GCU に長期 入院している児が、NICU 等から在宅医療へ円滑 に移行できる体制整備	NICU 入院児支援 コーディネータ ーの配置数	周産期母子医療セン ター 3 施設/ 4 施設	周産期母子医療セ ンターに 1 名以上	
平時から防災訓練や研 修会等に参加し、DMA T 等と連携することが できる体制の構築	災害訓練実施回 数	年 1 回以上	年 1 回以上	

2

1 《ロジックモデル》



2
3

図 3-3-9-9

滋賀県の周産期医療体制

【凡例】

- 総合周産期母子医療センター（2）
- ▲ 地域周産期母子医療センター（2）
- 周産期協力病院（6）
- ○ 病院 NICU 等の長期入院児後方支援病床（3）
- 新生児ドクターカー（2）

【湖東・湖北ブロック】

病 院：1 病院
診療所：3 診療所

長浜赤十字病院

高島市民病院

彦根市立病院

【大津・湖西ブロック】

病 院：3 病院
診療所：4 診療所

近江八幡市立総合医療センター

国立病院機構
東近江総合医療センター

県立小児保健医療センター

大津赤十字病院

【東近江ブロック】

病 院：2 病院
診療所：2 診療所

淡海医療センター

済生会滋賀県病院

滋賀医科大学医学部附属病院

公立甲賀病院

びわこ学園医療福祉センター草津

【湖南・甲賀ブロック】

病 院：4 病院
診療所：6 診療所

10 ハき地*医療

目指す姿

- ハき地においても保健医療サービスを継続して受けることができる

取組の方向性

- (1) ハき地における医療が確保できている
- (2) ハき地医療に従事する医師が確保できている
- (3) ハき地における保健福祉サービスが確保できている

ハき地における医療の確保については、昭和31年度(1956年度)以来、11次にわたって「ハき地保健医療計画」を策定し、対策を講じていました。

しかし、ハき地保健医療対策はドクターヘリによる救急医療提供体制など、地域医療の取組と連動していることから、平成30年度以降においては、ハき地保健医療計画を保健医療計画(ハき地医療)に統合し、一体的に対策を講じています。

現状と課題

(1) 無医地区*等の状況

- 令和4年(2022年)10月現在、無医地区が2市(甲賀市、高島市)に3地区、無医地区に準ずる地区(準無医地区)が4市(東近江市、近江八幡市、長浜市、高島市)に10地区あります。
- 前回調査時(令和元年(2018年)時点)と比較し、無医地区等の数に変動はありませんが、無医地区等の住民数は1,664人と、減少が進んでいます。
- 無医地区等においては、高齢者比率が高い状況にあり、高齢者に対する保健・医療・福祉が一体となった取組が必要となっています。

表3-3-10-1 無医地区等の状況

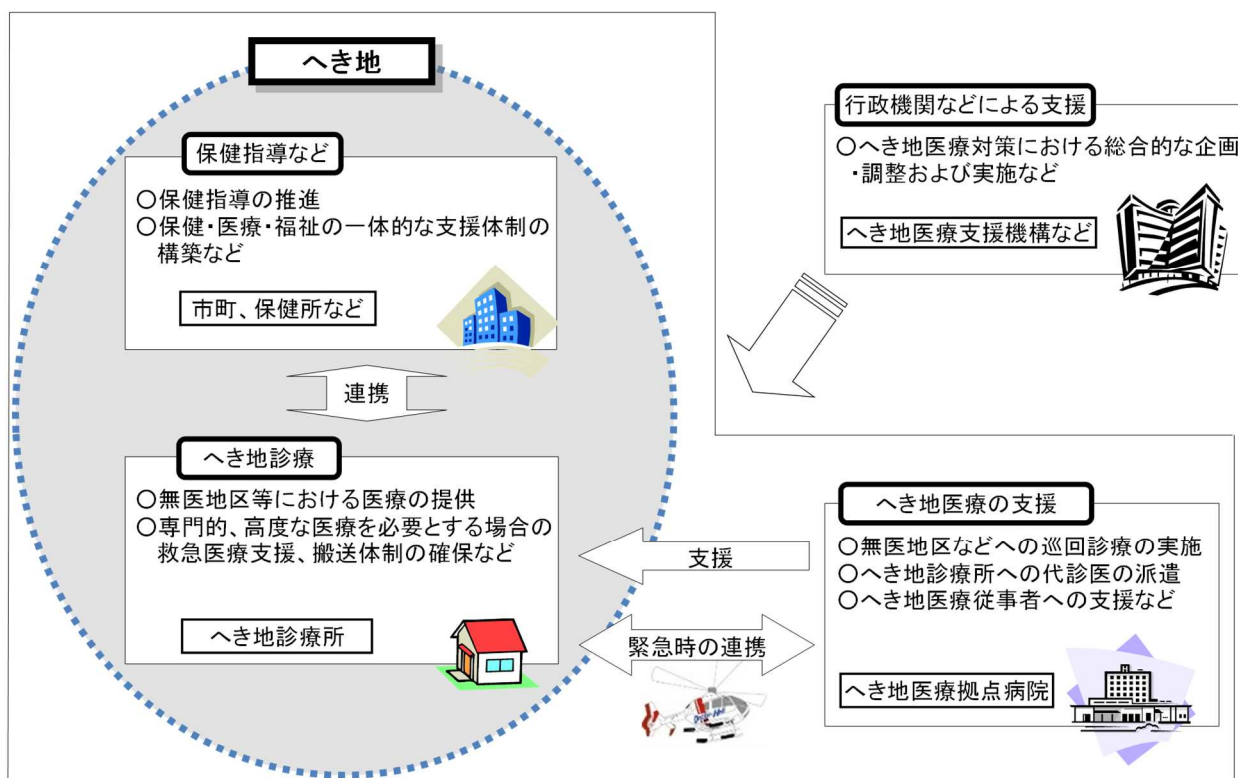
市 町 名	令和元年(2019年)				令和4年(2022年)			
	地 区 数		無医地区等内の住民数(人)		地 区 数		無医地区等内の住民数(人)	
	無医地区	準無医地区	総数	うち、65歳以上	無医地区	準無医地区	総数	うち、65歳以上
甲 賀 市	2	—	383	85	2	—	337	83
東 近 江 市	—	1	395	222	—	1	362	204
近 江 八 幡 市	—	1	272	162	—	1	240	159
長 浜 市	—	6	663	383	—	6	588	355
高 島 市	1	2	149	89	1	2	137	76
計	3	10	1,862	941	3	10	1,664	877

出典：令和4年度「無医地区等調査」(厚生労働省)

（２）へき地における医療体制について

- 県は、長浜市立湖北病院にへき地医療支援機構*業務を委託することで、へき地医療拠点病院*に対する医師派遣の要請、へき地医療従事者の研修計画の策定、へき地医療の総合的な診療支援事業の企画・調整等のへき地医療対策にかかる各種事業を実施しています。
- へき地医療拠点病院は、へき地医療支援機構の企画・調整のもと、無医地区等への巡回診療、へき地診療所*への代診医の派遣等を実施しており、本県においては、長浜市立湖北病院と高島市民病院の２病院をへき地医療拠点病院として指定しています。
- また、本県では、７市に１３のへき地診療所が設置されており、離島地域、山間地域、豪雪地帯等の医療機関を受診しづらい地域において診療を実施しています。
- へき地における救急医療体制については、へき地医療拠点病院などが二次救急医療機関として対応していますが、遠方の地区では医療機関から約 25 km離れている、山間部が多い等の距離的・地理的な課題があり、かつては救急車で搬送に時間を要していました。
- 現在は、京滋ドクターヘリが運航しており、県内各地にランデブーポイントを設置することで、へき地においても 30 分以内に救急医療を提供できる体制を整えています。

表３－３－１０－２ へき地医療の体制図



- へき地医療の充実のためには、へき地医療支援機構、へき地医療拠点病院、へき地診療所、地域の医師会や病院等が相互に連携し、各地区の実態に応じた医療が提供できるよう体制を整える必要があります。

表3-3-10-3 ヘき地診療所の状況（令和4年4月1日現在）

二次保健医療圏名	診療所名	診療科	医師数	1週あたり開院日数
大津保健医療圏	大津市国民健康保険 葛川診療所	内科、整形外科	常勤2	1
甲賀保健医療圏	甲賀市立信楽中央病院 朝宮出張診療所	内科、外科	非常勤1	0.25
東近江保健医療圏	東近江市永源寺東部出張診療所	内科、小児科	常勤1	0.5
	近江八幡市立沖島診療所	内科、小児科	非常勤5	1
湖北保健医療圏	吉槻診療所	内科	常勤1、非常勤1	2
	中之郷診療所	内科、小児科	常勤1、非常勤3	4
	中之郷診療所 今市出張診療所	内科	非常勤1	0.5
	中之郷診療所 上丹生出張診療所	内科	非常勤1	0.5
	にしあざい診療所	内科、外科、小児科	常勤2、非常勤1	5
	にしあざい診療所 塩津出張診療所	内科、外科、小児科	常勤1	1
	にしあざい診療所 菅浦出張診療所	内科、外科、小児科	常勤1	0.5
	浅井東診療所	内科、小児科	常勤9	6
湖西保健医療圏	高島市民病院朽木診療所	内科、外科	常勤1	5

（3）ヘき地における医師確保について

- 無医地区等に対しては、ヘき地医療拠点病院等が定期的な巡回診療を実施することで医療を確保しており、令和5年10月時点では、長浜市立湖北病院が長浜市、高島市民病院とマキノ病院が高島市、甲賀市立信楽中央病院が甲賀市の無医地区等へ巡回診療を実施しています。
- しかしながら、ヘき地医療拠点病院等においても年々医師が確保しづらくなっており、巡回診療やヘき地診療所への代診医派遣が困難な状況にあります。
- 県は、保健医療計画と医師確保計画を連動しながら、ヘき地勤務医師の確保に取り組んでおり、ヘき地医療拠点病院等に対しては、自治医科大学卒業医師等を派遣することで、医師確保を支援しています。

具体的な施策

（1）ヘき地における医療が確保できている

ア ヘき地医療支援機構*を中心としたヘき地医療の推進

- ヘき地医療支援機構は、ヘき地医療拠点病院等との連携を強化し、ヘき地医療対策における総合的な調整機関として、ヘき地診療所への代診医派遣や診療所医師への研修の実施により、ヘき地における医療水準の向上、診療体制の充実を図ります。
- 県は、ヘき地医療支援機構会議に参画し、ヘき地医療拠点病院、市、保健所等の関係機関と連携し、ヘき地支援にかかる計画を策定します。

イ 無医地区等への巡回診療による医療の確保

- ヘき地医療拠点病院は、引き続き、無医地区等への計画的な巡回診療を実施し、医療の確保に努めます。

- 県は、へき地医療拠点病院およびへき地診療所の巡回診療に要する経費を引き続き補助するとともに、医療機器や遠隔医療設備等の整備についても支援します。

ウ ヘき地医療拠点病院に対する評価・検討

- 県は、へき地医療拠点病院が実施する巡回診療や代診医派遣等の実績に対して評価を行い、へき地医療拠点病院の指定について追加、見直しも含めて検討を行うことにより、医療資源を有効に活用したへき地医療の確保に努めます。

エ 救急支援体制の確保

- 県は、へき地医療拠点病院、へき地診療所、地域の医師会や病院、救命救急センター等との連携を図るとともに、京滋ドクターヘリを活用して、へき地における救急医療体制の確保に努めます。

(2) ヘき地医療に従事する医師が確保できている

ア 自治医科大学卒業医師の派遣

- 県は、自治医科大学卒業医師をへき地医療拠点病院等に継続して派遣します。
○ また、自治医科大学の学校説明会において、へき地医療等に従事する医師との意見交換の場を設定することで、へき地医療への理解を促進し、県内への定着が図られるよう努めます。

イ ヘき地医療支援機構による代診医の派遣

- ヘき地医療支援機構は、へき地診療所からの代診医の派遣要請に基づき調整を行うとともに、円滑な派遣に向けて、へき地医療拠点病院における派遣可能医師の登録等を検討します。
○ また、へき地勤務医師が医療水準の向上、医療機器の進歩等に対応することができるよう、研修機会の確保等、診療支援に努めます。

ウ ヘき地医療における総合的な診療能力を有した医師の養成・確保

- 県は、「キャリア形成プログラム」に基づく医師養成に取り組むことにより、在宅医療を支え、総合的な診療能力を有した医師の養成・確保に努めます。
○ また、研修医にへき地医療の体験機会を提供する等、へき地を含む地域医療への理解促進を図ります。

エ 医師キャリアサポートセンターとへき地医療支援機構との連携・協力

- 県は、医師キャリアサポートセンターおよびへき地医療支援機構と連携し、「キャリア形成プログラム」や医師派遣計画の策定において、へき地医療拠点病院を派遣先に組み込んだ研修プログラムの検討を行う等、より効果的なへき地勤務医師の養成・確保に取り組みます。

(3) ヘき地における保健福祉サービスが確保できている

ア 健康診断の受診促進

- 県は、市や保健所と連携し、無医地区等住民の健康診断受診を推奨することで、健康の保持増進に努めます。
○ また、健康診断の結果により、医療機関や特定保健指導等を適切に受診するよう促すことで、早期治療につなげます。

イ 保健・医療・福祉の連携強化

- 県は、保健・医療・福祉が一体となった総合的なへき地保健医療支援体制の構築を目指し、在宅医療を推進するとともに、地域包括ケアシステムの構築に努めます。

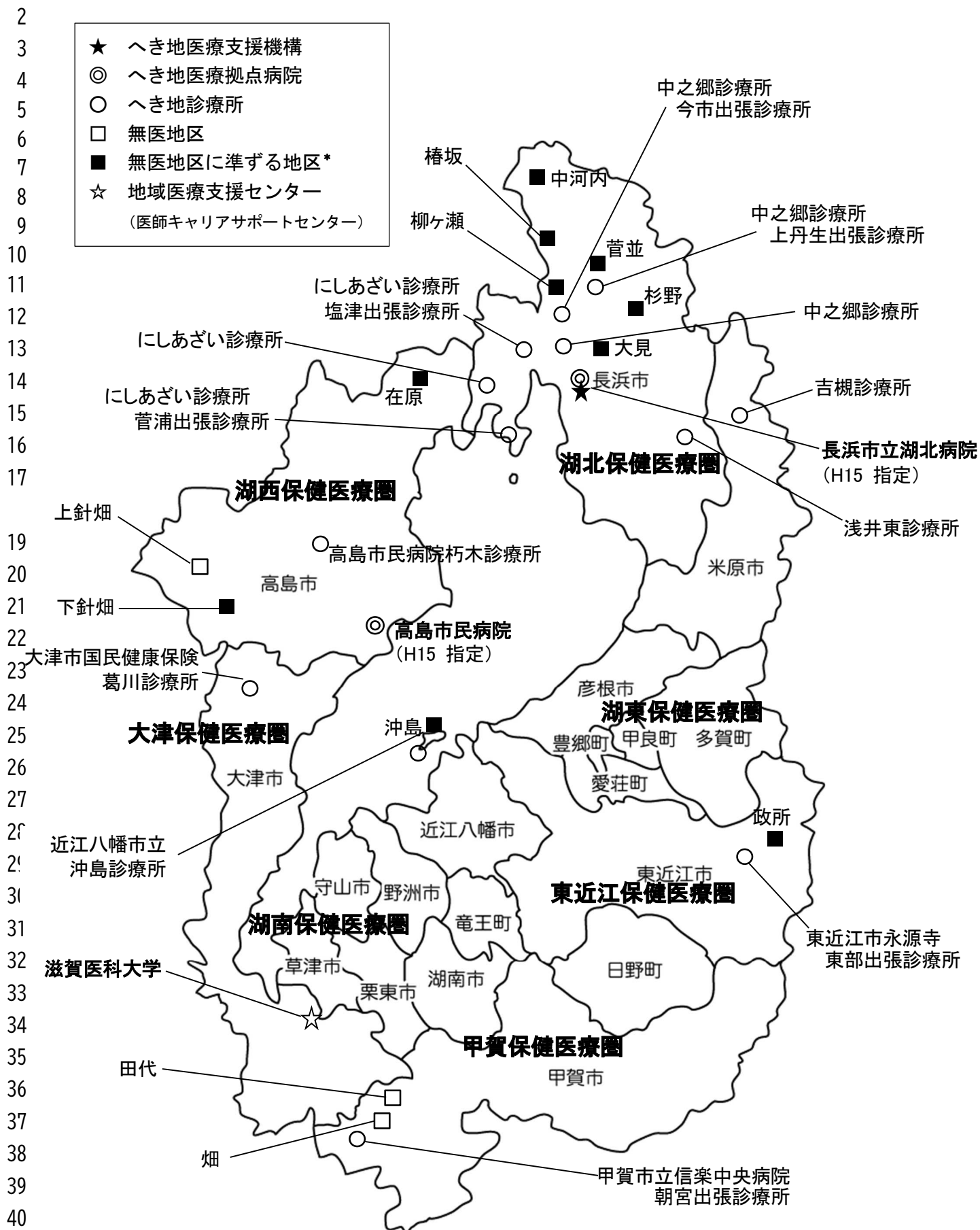
1 《数値目標》

目標項目	現状値 (R4)	目標値 (R11)	備考
目指す姿 (分野アウトカム)			
無医地区等のうち、保健医療サービスを受けることができる地区数	13 地区	13 地区	現状を維持
取組の方向性 (中間アウトカム)			
無医地区等における診療延べ日数 (オンライン診療含む)	1,977 日	2,000 日	
へき地医療に従事する医師数	21.4 人	22.0 人	
無医地区等のうち、保健福祉サービスを受けることができる地区数	13 地区	13 地区	現状を維持
具体的な施策 (アウトプット)			
へき地医療支援機構会議の開催回数	2 回	2 回	現状を維持
無医地区等への巡回診療延べ日数 (オンライン診療含む)	22 日	27 日	

2
3 《ロジックモデル》



表3-3-10-4 へき地保健医療対策現況図（令和4年（2022年））



11 新興感染症発生・まん延時の医療（詳細については、別途「滋賀県感染症予防計画」（令和6年3月）を策定）

目指す姿

- 誰もが症状に応じて適切な医療にアクセスできるとともに、安心して療養生活を送ることができる

取組の方向性

- （１） 速やかに有事の体制に移行できる状態ができています
- （２） どこでも安心して受診・相談できる体制が構築されている
- （３） 必要な時に重症度に応じて安心して入院できる体制が構築されている
- （４） 誰もが安心して自宅・施設・宿泊療養できる地域の医療福祉の連携体制が構築されている

＜数値目標＞

目標項目	現状値（R5）	目標値（R11）
目指す姿（分野アウトカム）		
取組の方向性（中間アウトカム）の達成率		
取組の方向性（中間アウトカム）		
県（感染症主管課または保健所）が行う研修・訓練に参加または医療機関内で研修・訓練を実施した医療機関の割合	—	100%
県感染症主管課の研修および保健所が行う還元研修・訓練に参加した保健所職員の割合	—	100%
県感染症主管課の研修・訓練および保健所が行う研修・訓練に参加した IHEAT の割合	—	100%
発熱外来の協定を締結する病院・診療所の割合	—	60%以上（検討中）
協定により確保した流行初期に対応可能な1日あたりの発熱患者数／流行初期の1日あたりの想定患者数	—	100%超
協定により確保した流行初期以降に対応可能な1日あたりの発熱患者数／流行初期以降の1日あたりの想定患者数	—	100%超
病床確保の医療措置協定を締結する病院・有床診療所の割合	—	100%
医療機関と提携している高齢者施設と高齢者施設等の割合（医療措置協定を締結している割合）	—	100%

目標項目	現状値 (R5)	目標値 (R11)
具体的な施策（アウトプット）		
連携協議会の開催回数	予防計画改定のため 令和5年度は4回予定	少なくとも年1回以上
医療措置協定（人材派遣（DMAT, DPAT）により確保する医師、看護師、業務調整員の人員数）	—	240 人 (41 チーム)
県感染症主管課および保健所が行う医療機関向けの研修・訓練の実施回数	2回予定	年1回以上
衛生科学センターにおける訓練の実施回数	—	年1回以上
健康危機管理地域調整会議回数	R5 予定 各保健所1回程度	各保健所 年2回以上
保健所職員・IHEAT を対象とした研修の実施回数	R5 予定 保健所対象5回 IHEAT 対象1回	各年1回以上
流行初期に医療措置協定（発熱外来）により確保する医療機関数	—	15 機関
流行初期以降に医療措置協定（発熱外来）により確保する医療機関数	—	594 機関
衛生科学センターの1日あたり核酸検出検査可能数	210 件／1 日	420 件／1 日 (令和9年度以降)
検査措置協定により確保する1日あたりの核酸検出検査可能数	—	流行初期 180 件/1 日 流行初期以降 4,080 件/1 日
医療圏域毎に、流行初期に確保する病床数	—	280 床
医療圏域毎に、流行初期以降に確保する病床数	—	500 床
後方支援に関する協定を締結する医療機関数	—	58 機関
医療措置協定により確保した重症者用病床数	—	52 床
民間救急事業者・消防機関との協定締結数	消防6機関のみ	消防6機関 民間救急事業者2者
協定により確保した往診、電話・オンライン診療を行う医療機関数	—	325 機関
協定により確保した自宅療養者等への医療の提供を行う薬局数	—	373 施設

目標項目	現状値（R5）	目標値（R11）
協定により確保した自宅療養者等への医療の提供を行う 訪問看護事業所数	—	65 事業所
協定により確保した宿泊施設の居室数	—	677 室

1

1 「ロジックモデル」

番号	具体的な施策(アウトプット)

1	関係機関との連携・連絡体制の確保
	指標 連携協議会の開催回数
2	有事の際の入院搬送調整体制の確保
	指標 医療措置協定(人材派遣(DMAT、DPAT))により確保する医師、看護師、業務調整員の人員数
3	医療機関の対応能力の向上
	指標 県感染症主管課および保健所が行う医療機関向けの研修・訓練の実施回数
4	衛生科学センターの体制の整備
	指標 衛生科学センターにおける訓練の実施回数
5	保健所体制の整備
	指標 健康危機管理地域調整会議開催回数
	指標 保健所職員・IHEATを対象とした研修の実施回数

6	流行初期から2次医療圏ごとに発熱外来体制を確保
	指標 流行初期に医療措置協定(発熱外来)により確保する医療機関数
7	流行初期以降においても段階的に対応可能な医療機関を確保
	指標 流行初期以降に医療措置協定(発熱外来)により確保する医療機関数
8	発熱外来患者に対応できる検査能力の確保
	指標 衛生科学センターの1日あたり核酸検出検査可能数
	指標 検査措置協定により確保する1日あたりの核酸検出検査可能数

9	いつでもどこでも入院対応可能な病床の確保
	指標 医療圏域毎に、流行初期に確保する病床数
	指標 医療圏域毎に、流行初期以降に確保する病床数
10	回復期患者等の転院先となる医療機関の充実
	指標 後方支援に関する協定を締結する医療機関数
11	重症者用病床の確保
	指標 医療措置協定により確保した重症者用病床数
12	移送手段の確保
	指標 民間救急事業者・消防機関との協定締結数

13	安心して自宅・施設療養できる体制の整備
	指標 協定により確保した往診、電話・オンライン診療を行う医療機関数
	指標 協定により確保した自宅療養者等への医療の提供を行う薬局数
	指標 協定により確保した自宅療養者等へ医療の提供を行う訪問看護事業所数
14	安心して宿泊療養できる体制の整備
	指標 協定により確保した宿泊施設の居室数

番号	取組の方向性(中間アウトカム)

1	速やかに有事の体制に移行できる状態ができています
	指標 県(感染症主管課または保健所)が行う研修・訓練に参加または医療機関内で研修・訓練を実施した医療機関の割合
	指標 県感染症主管課の研修および保健所が行う遠隔研修・訓練に参加した保健所職員の割合
	指標 県感染症主管課の研修・訓練および保健所が行う研修・訓練に参加したIHEATの割合

2	どこでも安心して受診・相談できる体制が構築されている
	指標 発熱外来の協定を締結する病院・診療所の割合
	指標 協定により確保した流行初期に対応可能な1日あたりの発熱患者数の合計／流行初期の1日あたりの想定患者数
	指標 協定により確保した流行初期以降に対応可能な1日あたりの発熱患者数の合計／流行初期以降の1日あたりの想定患者数

3	必要な時に重症度に応じて安心して入院できる体制が構築されている
	指標 病床確保の協定を締結する病院・有床診療所の割合

4	誰もが安心して自宅・施設・宿泊療養できる地域の医療福祉の連携体制が構築されている
	指標 医療機関と提携している高齢者施設等の割合

番号	目指す姿(分野アウトカム)

1	誰もが症状に応じて適切な医療にアクセスすることができるとともに、安心して療養生活を送ることができる
	指標 中間アウトカムの達成率

12 在宅医療

目指す姿

- 県内のどこに住んでいても、住み慣れた地域や望む環境で、自分らしい暮らしを、人生の最終段階まで安心して続け、本人の希望にそった最期を迎えることができる
〔クオリティ・オブ・ライフ*（QOL）の維持・向上/クオリティ・オブ・デス*（QOD）の実現〕

取組の方向性

- （１） 病院から在宅療養への移行に向けて切れ目のない入退院支援を受けることができる
- （２） 県民が、望む場所での日常療養を行ううえで、どのような状態であっても必要な支援を受けることができる
- （３） 病状急変に際し、必要な支援を受けることができる
- （４） 望む場所で人生の最終段階における支援を受け、本人・家族が望む最期を迎えることができる
- （５） 災害や新興感染症が発生した際にも、療養を継続することができる
- （６） 多職種・多機関連携をコーディネートする圏域・市町の連携拠点機能が充実している

現状と課題

（１）入退院支援にかかる支援の状況

ア 退院調整部署の設置

- 「医療機関における地域医療連携に関する状況調査」（令和５年５月）によると、県内58病院中54病院（93.1%）が退院調整部署を設置しています。
- 退院支援部署に配置している職種では、看護師を配置している病院が41病院、社会福祉士が38病院、精神保健福祉士が17病院となり、退院支援部門における多職種の配置が進んでいます。

イ 病院と在宅療養を支える多職種との連携（入退院支援ルール）の運用状況

- 平成27年度（2015年度）から、全ての二次保健医療圏域において病院と介護支援専門員の連携ルールを策定し、入院時から退院に向けたスムーズな連携を図っています。
- 令和４年（2022年）６月に実施した「病院と介護支援専門員の連携に関する調査」では、入院時に介護支援専門員から病院へ情報提供を行った率は94.7%、退院時に病院から介護支援専門員*への引継ぎを行った率は90.3%と医療・介護の情報連携の取組は進んでいます。
- 入退院支援ルールを運用する中で、介護支援専門員以外の訪問看護師やリハビリテーション専門職、栄養士、薬剤師等との入退院時の連携についても検討が進められています。
- 令和３年（2021年）病院報告（厚生労働省）では、本県における病院の一般病床の平均在院日数は、令和３年（2021年）15.4日と年々短縮しています。そのような中、暮らしを分断せず、入院前から退院後の在宅療養環境や本人・家族の状況を見据えた支援を行うためには、多職種・多機関連携の更なる促進が必要となっています。

（２）望む場所での日常療養支援の推進

ア 在宅医療ニーズの状況

- 令和４年度（２０２２年度）に実施した「滋賀の医療福祉に関する県民意識調査」によると、将来介護が必要になったときに介護を受けたい場所は、「自宅で介護してほしい」が２６．３％と最も多く、また、介護保険サービスで力を入れるべきことは「自宅での生活を継続できるよう、訪問介護や訪問看護など在宅サービスを充実すべき」が６２．７％と最も多くなっています。
- また、同調査で、在宅医療の認知度について、「在宅医療を知っている」と回答した人は８１．３％を占めています。在宅医療の各サービスの認知度では、訪問介護５４．３％、訪問診療４８．４％、訪問看護４３．４％となっています。一方、訪問リハビリ３０．２％、訪問歯科診療２３．８％、訪問栄養指導１１．８％、訪問薬剤指導１５．５％と認知度は低くなっています。

イ 在宅医療の対象者の状況

- 介護保険の第１号被保険者の要介護・要支援認定者数は、平成２８年度（２０１６年度）約６０，０００人が令和２年（２０２０年）には約６５，０００人となっています。さらに、令和２２年（２０４０年）には約９５，０００人と推計されており、今後２０年間で約３０，０００人増加すると推計されています。（※１０月中旬以降に仮推計判明予定）
- また、平成２７年度（２０１５年度）に策定した滋賀県地域医療構想をもとに、今後の訪問診療の需要を試算すると、令和４年（２０２２年）の７，２５１．７人／日から、令和１１年には８，７４０．４人／日と１．２１倍に増加すると推計されています。
- 令和２年（２０２０年）患者調査（厚生労働省）によると、６５歳以上の人では、入院では「脳血管疾患」「悪性新生物（がん）」「心疾患」、外来では「高血圧性疾患」などと、慢性疾患による受療率が高くなっています。
- また、年齢層が上がるほど、入院・外来ともに受療率が上がる傾向にあり、今後、７５歳以上の人が増加する中で、この年代は、複数の疾病を抱えている、要介護に移行する率が高い、認知症の発症率が高い等の特徴も有していることから、医療ニーズと介護ニーズを併せ持ち、在宅で疾病や障害を抱えつつ自宅や地域で生活を送る高齢者が今後も増加していくことが予測されます。
- さらに難病患者、小児慢性特定疾病児童や在宅の重症心身障害児者の増加とともに、在宅で人工呼吸器等の医療機器を利用し、在宅療養支援を必要とする人も年々増加しています。
- 滋賀県国民健康保険団体連合会（以下「国保連合会」という。）のレセプトデータによると、令和４年度（２０２２年度）に在宅医療に関する医療保険および介護保険のレセプトの請求対象となった患者の実人員は下表のとおりとなっており、医師、歯科医師、歯科衛生士、看護師、薬剤師、リハビリテーション専門職、管理栄養士のいずれの職種からも訪問を受ける人が増加しています。

表3-3-12-1 在宅医療に係る患者の実人員

(単位：人)

	H29年度	H30年度	R元年度	R2年度	R3年度	R4年度
訪問診療（国保・後期）	9,327	9,918	10,178	11,113	11,801	12,438
訪問歯科診療（国保・後期）	6,316	6,765	7,329	6,834	7,861	8,205
訪問薬剤（国保・後期・介護）	3,261	3,773	4,295	5,064	5,781	6,752
訪問看護（国保・後期・介護）	11,739	12,665	13,744	14,847	15,936	17,220
訪問リハビリ（国保・後期・介護）	3,434	3,905	4,088	4,551	4,842	5,194
訪問歯科衛生指導（国保・後期・介護）	3803	4,076	4,354	4,389	5,036	5,634
訪問栄養食事指導（国保・後期・介護）	50	60	64	98	195	212

※：「国保」は国民健康保険分、「後期」は後期高齢者医療分、「介護」は介護保険分を示す

ウ 在宅療養を支える医療資源の状況

○ 在宅療養を支える医療資源の状況は下表のとおりです。

24時間体制で往診を行う在宅療養支援診療所*は、令和5年(2023年)4月現在で165か所、在宅療養支援病院は18か所、訪問歯科診療を行う歯科診療所は142か所、訪問看護ステーション数は170か所と在宅療養を支える医療資源は着実に増加していますが、今後増大する在宅医療ニーズに対応するためには、更なる充実が必要となります。

表3-3-12-2 在宅療養を支える医療資源の状況

	調査日	合計	大津	湖南	甲賀	東近江	湖東	湖北	高島	参考
病院数	R5.10.1	58	15	14	7	11	4	4	3	医療政策課
在宅療養支援病院数	R5.10.1	18	3	5	2	4	1	1	2	近畿厚生局
在宅療養後方支援病院	R5.10.1	6	1	0	0	1	3	0	1	近畿厚生局
訪問診療を行った病院数	R4	29	6	6	4	5	3	2	3	国保連データ
無床診療所数	R5.4.1	1,098	294	296	87	150	110	119	42	医療政策課
有床診療所数	R5.4.1	36	12	10	3	6	2	2	1	医療政策課
在宅療養支援診療所数	R5.10.1	166	60	42	6	26	6	16	10	近畿厚生局
在宅時医学総合管理科	R5.10.1	268	91	67	19	36	14	25	16	近畿厚生局
訪問診療を行った診療所数	R4	321	92	75	26	45	29	39	16	国保連データ
歯科診療所数	R5.4.1	570	145	140	53	87	61	63	21	医療政策課
在宅療養支援歯科診療所数	R5.4.1	51	7	19	3	9	2	6	5	近畿厚生局
訪問歯科診療を行った医療機関数	R4	214	44	57	22	26	20	34	11	国保連データ
訪問歯科衛生を行った機関数	R4	95	-	-	-	-	-	-	-	国保連データ
薬局数	R5.4.1	655	153	162	63	104	74	74	25	医療政策課
在宅医療支援薬局数	R4.10	197	51	56	27	30	10	18	5	薬剤師会
訪問薬剤指導を行った薬局数	R4	460	-	-	-	-	-	-	-	国保連データ
訪問看護ステーション数	R5.10.1	185	54	44	14	19	29	18	7	近畿厚生局
24時間対応型訪問看護ステーション数	R5.10.1	168	49	42	13	18	24	16	6	近畿厚生局
機能強化型訪問看護ステーション数	R5.10.1	17	4	4	3	4	2	0	0	医療福祉推進課
訪問リハビリを行った機関数	R4	162	-	-	-	-	-	-	-	国保連データ
訪問栄養を行った機関数	R4	16	-	-	-	-	-	-	-	国保連データ
居宅介護支援事業所数	R5.10.1	457	146	92	38	61	48	58	14	医療福祉推進課
通所介護事業所数	R5.10.1	277	56	57	24	47	39	43	11	医療福祉推進課
地域密着型通所介護事業所数	R5.10.1	298	96	71	24	41	25	30	11	医療福祉推進課
地域密着型認知症通所介護	R5.10.1	77	12	10	11	12	13	16	3	医療福祉推進課
通所リハビリテーションを行った事業所数	R5.10.1	69	15	13	6	16	3	12	4	医療福祉推進課
訪問介護事業所数	R5.10.1	385	131	87	25	48	45	39	10	医療福祉推進課
認知症対応型共同生活介護	R5.10.1	158	45	20	15	28	20	21	9	医療福祉推進課
介護老人福祉施設数	R5.10.1	98	19	17	14	17	12	13	6	医療福祉推進課
短期入所生活介護事業所数	R5.10.1	122	30	25	15	18	12	13	9	医療福祉推進課
介護老人保健施設数	R5.10.1	33	7	6	4	7	2	5	2	医療福祉推進課
短期入所療養介護事業所数	R5.10.1	38	8	7	5	8	3	5	2	医療福祉推進課
小規模多機能型居宅介護	R5.10.1	88	16	19	9	14	12	8	10	医療福祉推進課
看護小規模多機能型居宅介護	R5.10.1	13	4	1	1	1	3	3	0	医療福祉推進課

- 国保連合会のデータでは、令和4年には病院では30か所、診療所では319か所が訪問診療を行っています。
- 滋賀県医療機能調査（令和5年6月）によると、診療所において在宅医療を担うために必要な条件整備として「必要とする」と回答が多かったのは、「病院や診療所・薬局・訪問看護ステーションとの連携」、「地域医師会単位の「専門医からのアドバイスが受けられる体制」、「往診可能な医師のグループ対応性」などとなっています。
- また、同調査において、在宅療養患者の後方支援として、レスパイト入院のために病床を常に確保しているのは8病院（14.0%）、病床が空いていれば受け入れるのは29病院（50.9%）となっています。

エ 在宅療養を支える多職種連携の推進

- 多様化しかつ増大する在宅医療ニーズに対応するためには、在宅療養を支える関係機関や職能団体において、在宅療養に対する理解の促進や他職種・他機関に対する役割の理解と連携を深め、多職種連携の活動をさらに充実していく必要があります。

（2）急変時の対応や本人が望む場所での看取りの推進

- 在宅療養をバックアップする在宅療養後方支援病院*は、令和5年4月現在6か所となっています。そのほか、令和5年6月に実施した滋賀県医療機能調査の結果によると、在宅療養患者の後方支援として、急変時対応の入院のために病床を常に確保している10病院（17.5%）、病床が空いていれば受け入れるのは29病院（50.9%）となっています。
- 国保連合会のデータでは、令和4年には、病院では34か所、診療所では393か所が往診を行っています。今後、24時間体制をとっている訪問看護ステーションや薬局との連携により、急変時の対応体制のさらなる充実が必要となっています。
- 令和4年度（2022年度）の滋賀の医療福祉に関する県民意識調査では、自宅で最期まで療養できるかという設問では、「実現困難」が60.1%と最も多く、その理由として「介護してくれる家族に負担がかかる」が77.4%、次いで「症状が急に悪くなった時の対応に自分も家族も不安である」が58.0%となっており、家族に対する介護負担の軽減や、症状悪化時でも安心できる支援体制の整備が必要です。
- 在宅ターミナルケアを受けた患者数は、令和4年3月～令和5年2月の1年間で1,425人となっており、5年前と比べると約2.2倍に増加しています。
- 令和4年度（2022年度）の滋賀の医療福祉に関する県民意識調査では、人生の最期を迎えたい場所は「自宅」が40.8%で最も多くなっています。一方、人口動態統計によると令和3年（2021年）の場所別死亡状況では、「自宅」は18.0%にとどまっており、本人が希望する在宅看取りが実現できる医療福祉サービス提供体制の充実が必要となっています。
- 同じく人口動態統計によると、「老人ホーム」での死亡率は8.6%となり、年々増加しています。一方、滋賀県老人福祉施設協議会が令和3年（2021年）3月に行った調査では、施設で看取りをする中での課題として、「本人の意思の確認が十分できない（45.6%）」「人の死に直面する職員の精神的な負担が大きい（44.5%）」「症状が急変した時の対応が不安である（42.9%）」といった割合が高くなっており、増加する介護施設での看取りに対応できる体制の整備が必要となっています。

- 人生の最終段階における意思決定については、本人の尊厳を尊重した医療とケアを実施するという観点から、延命処置の実施の有無、最期を過ごす場所（自宅、施設）などに関して、本人と支援者が対話を繰り返しながらチームで意思決定支援を行うこと（ACP：アドバンス・ケア・プランニング）が求められています。また、県民一人ひとりが人生の最終段階をどのように生きるかについて考える機会を持つことも重要です。

（３）感染症や災害発生時の対応体制の状況

- 新型コロナウイルス流行初期には、在宅療養を継続するための支援体制の構築が難しかったものの、その後は、平時からの関係者の顔の見える関係や連携体制の基盤を活かし、在宅療養の継続に向けた支援が進められています。
- 災害や感染症流行に備えた業務継続計画（BCP）が、より有効に活用できるものとなるよう、訓練の実施や機関連携によるBCPの検討、地域でのBCPの検討が求められています。
- 人工呼吸器等、医療機器を利用する人をはじめ、在宅療養者の災害時個別避難計画の作成を進めるなど、災害発生に備えた支援計画を行政や多機関協働により検討が必要となっています。

（４）多職種・多機関連携をコーディネートする圏域・市町の拠点機能

- 市町単位での在宅医療・介護連携の推進に向けて、全ての市町で在宅医療・介護連携コーディネーターが配置され、在宅療養を支援する活動が行われています。
- 市町においてPDCAサイクルによる効果的な事業展開につなげていくためには、量的・質的な現状把握から課題の抽出、対応策の検討につなげ、地域医師会をはじめとする医療・介護などの関係団体と緊密な連携の下で対応策を実施、評価、改善していくことが求められています。
- 県は、在宅医療・介護連携の推進に向けた各市町の取組が一層充実するよう、後方的な支援を行っています。とりわけ、健康福祉事務所においては、圏域における関係機関・団体との連携など広域的な調整を行うことが求められています。
- 県内では多職種で研修や事例検討等を行う約50の研究会や勉強会等の集まりがあり（令和5年（2023年）7月末現在）、多職種連携による在宅療養・看取り支援の充実を目的とした活動が行われています。
- 入退院、日常の療養支援、急変時の対応、看取り支援の充実に向けて、医療機関の役割は重要であり、とりわけ、在宅療養支援診療所、在宅療養支援病院、在宅療養後方支援病院は、在宅医療において積極的役割を担う医療機関*として、訪問看護ステーションとの協働による24時間対応体制の提供や行政等との協働による在宅医療の充実に向けた取組への参画が期待されています。

表3-3-12-3 在宅医療・介護連携コーディネーターの配置

令和5年10月1日現在

市町名	配置先		機関名
	市町	委託	
大津市		●	・琵琶湖大橋病院（琵琶湖大橋病院訪問看護ステーション） ・ひかり病院（訪問看護ステーションヴィーナス） ・JCOH滋賀病院（独立行政法人地域医療機能推進機構滋賀病院附属訪問看護ステーション）
草津市		●	草津市在宅医療介護連携センター （淡海ふれあい病院内）
守山市	●		守山市在宅医療介護連携サポートセンター （守山市地域包括支援センター内）
栗東市		●	済生会滋賀県病院
野洲市	●		野洲市地域包括支援センター
甲賀市	●		甲賀市役所長寿福祉課 甲賀市水口医療介護センター
湖南市	●		湖南市高齢福祉課（地域包括支援センター）
近江八幡市	●		近江八幡市役所 長寿福祉課
東近江市	●		東近江市地域包括支援センター（東近江市役所）
日野町	●		日野町地域包括支援センター
竜王町	●		竜王町地域包括支援センター
彦根市		●	彦根愛知犬上介護保険事業者協議会 （くすのきセンター＜彦根市保健・医療素複合施設＞内）
愛荘町			
豊郷町			
甲良町			
多賀町			
長浜市		●	湖北医師会（長浜米原地域医療支援センター）
米原市			
高島市		●	高島市医師会

具体的な施策

（１）病院から在宅療養への移行に向けて切れ目のない入退院支援を受けることができる

- 病院における退院支援部門の専任部署設置や専任者の配置を推進するとともに、在宅療養を支える関係者と窓口の共有を行います。
- 病院の退院支援機能の強化に向けた研修など院内の人材育成に向けた取組を支援します。
- 病院と地域の関係者が、入退院に関わる役割・知識・技術を高め、医療と介護の相互理解のもと、在宅での生活を見据えた切れ目のない支援が行われるよう、入退院に関わる多職種・多機関が参画する研修や同職種間連携の推進に向けた取組を支援します。
- 病院と在宅療養をつなぐ入退院支援ルールの効果的な運用、地域連携クリティカルパスの活用、退院前カンファレンスの開催、サマリーや情報提供書・ICTの活用など、病院と地域の関係者が本人の望み・目標、生活や疾患の情報などの共有を行い、多職種の強みを活かした

支援の継続が行われるような取組を推進します。

- 病院の外来と地域の支援者との連携の充実、リハビリテーション専門職等による在宅復帰後の評価や退院後支援の強化などをおして、在宅での療養生活の充実や再入院の予防につながる連携の取組を支援します。

(2) 県民が、望む場所での日常療養を行ううえで、どのような状態であっても必要な支援を受けることができる

- 新たに在宅医療を始めようとする医師が訪問診療に同行体験する機会の提供や在宅チーム医療に取り組む医師の増加に向けたセミナーの開催により、在宅医療に携わる医師の増加を図ります。
- 複数の疾患や合併症を持つ高齢者等に対応できる総合的な診療能力を有し、身体の状態だけでなく心理的・社会的問題も含めて継続的に診察し、必要に応じて専門医に紹介することができるかかりつけ医の確保・育成に対する支援を行います。
- 訪問看護提供体制の充実に向けて、新卒訪問看護師をはじめ看護職の確保・定着、キャリアアップの推進、訪問看護ステーションの機能強化を図ります。
- 関係機関・団体と協力しながら、歯科医師、歯科衛生士、薬剤師、管理栄養士、リハビリテーション専門職、介護職員など、在宅療養を支える人材の確保・育成を図ります。
- 人工呼吸器、経管栄養(胃ろうや中心静脈栄養など)、人工肛門など医療的管理を要する在宅療養者に対応できる訪問看護師の実践力向上のための研修を実施するとともに、特定行為を適切に行うことができる看護師育成への支援、また、喀たん吸引や経管栄養が実施できる介護職員の養成を行います。
- 介護支援専門員や介護職員が、必要に応じて医療との連携や情報共有が行えるよう、医療的ケアの知識向上のための研修を行うなど、人材の育成を図ります。
- 自立支援の視点を持ち、多様なニーズに対応する人材の育成を行うため、多職種協働による人材育成の研修や、教育プログラムの開発検討を支援します。
- 多職種・多機関が情報を共有し、協働して支援が実践できるよう、各地域において在宅療養のさらなる充実に向けた検討の場を持つとともに、多機関・多職種連携のための研修会の開催、地域ケア会議の場への多職種の参画を促進するなどによる多職種理解と連携の推進を支援します。
- 「自分らしく暮らし続ける」ことや「よく生き抜く」ことを目指せる社会・地域を創るため、県民や関係者が互いに学びつながり合う「医療福祉の地域創造会議*」の活動を支援します。
- 医療福祉関係者が情報共有して緊密に連携できるよう、ICTを活用した多職種・多機関で情報連携を行う基盤づくりを支援します。
- レスパイト入院・入所にかかる選択の支援、相談窓口の周知、当事者間の交流への支援など、家族の負担軽減につながる体制の充実や周知を行います。
- 望むQOLやQODの実現のため、かかりつけ医師、看護師、薬剤師等を持つことの重要性、在宅療養や在宅での看取り、地域における互助活動(見守り)について県民に対する情報発信により普及・啓発を行います。

(3) 病状急変に際し、必要な支援を受けることができる

- 訪問診療を行う医師の負担軽減を図るため、訪問診療ネットワークの構築を支援します。
- また、在宅での生活をバックアップする在宅療養支援病院、在宅療養後方支援病院、24時間往診・訪問看護の提供が可能な体制を確保している在宅療養支援診療所、24時間対応の訪問看護ステーション、休日や夜間に薬品を供給できる体制など、急変時に対応できる体制の構築を図ります。
- 日頃の療養支援を行う中で本人や家族の意思を確認し、急変時に備えた情報共有が行い、意向に応じた対応ができるよう、医療職と介護職の人材育成や訪問診療と病院・訪問看護等のネットワークのさらなる構築を促進します。
- 急変時の対応に不安を感じる県民が多いことを踏まえ、急変時におけるリスクや対応方法急など必要な情報提供の推進を図ります。

(4) 望む場所で人生の最終段階における支援を受け、本人・家族が望む最期を迎えることができる

- 24時間在宅での看取りに対応できるよう、訪問診療医のネットワークの構築や在宅での緩和ケアに対応する医師・薬剤師・訪問看護師等の確保・人材育成や連携を推進します。
- 介護施設での看取りに対応できるよう、老人福祉施設等の介護職員を対象とした研修会やグループワーク等を開催し、看取り介護技術の向上や人の死に直面する職員の精神的不安の軽減を図ります。
- 人生の最終段階にどのような医療・ケアを受けたいかについて、患者が家族や医療・ケアチームと繰り返し話し合うプロセス（ACP）を実践できるよう、医療福祉関係者の資質向上を図ります。
- 住み慣れた地域での療養・看取りが実現できるよう、各地域において多職種で協議を行いながら、地域特性に応じた支援体制づくりを推進します。
- 望む最期を家族や関係者と共有できるよう、終末期や緩和ケアにつながる意思決定、人生の最終段階をどのように生き、どのように死を迎えるのかについて考えることができるよう普及啓発を推進します。

(5) 災害や新興感染症が発生した際にも、療養を継続することができる

- 感染症や災害発生時に備えたBCPが作成され、必要時に有効に活用できるよう、事業所間ネットワークの構築や患者を支えるチームでの訓練の実施、地域単位でのBCPの検討などの取組を推進します。
- 在宅療養者の災害時個別避難計画や個別支援計画の作成が行政や多機関協働によりすすめられるよう支援します。
- 感染症や災害発生時に望む場所での療養が継続できるよう、訓練の実施や参画、人材の育成などの取組を支援します。
- 県民が感染症への理解促進や災害発生時に備えた在宅療養継続のための見守り体制の構築、避難訓練等の取組が行えるよう支援します。

(6) 多職種・多機関連携をコーディネートする圏域・市町の連携拠点機能が充実している

- 各市町が圏域や市町単位で在宅医療・介護連携コーディネーターを配置し、在宅医療において必要な連携を担う拠点として、医師会をはじめとする在宅医療介護提供団体との連携のもと

在宅医療・介護連携の推進に向けた取組が行われるよう支援を行います。

- 多職種協働による在宅チーム医療を担う関係者が、互いの役割や支援目的を共有し、スキルアップと更なる連携強化が行えるよう、各圏域・市町における顔の見える関係づくりや協議の場の設置・運営への支援や、研修会・交流会の開催などにより連携した活動の促進を図ります。
- 市町が目指す姿を描きながら計画的に取組が進められるよう、市町に対するヒアリングなどを通じた現状把握を行うとともに、各種情報提供や意見交換を行う場の設定や研修会の開催、医療福祉推進アドバイザー*の派遣などの支援を行います。
- 市町が地域の課題を踏まえ、地域の特性に応じた対応策を実施できるよう、地域の現状把握、課題分析に必要な在宅医療・介護連携に係るデータの提供や分析に対する支援を行います。
- 在宅医療・介護を一体的に提供できる体制の充実に向けて、健康福祉事務所は市町を超えた病院と地域・医療と介護の連携に関する広域調整等を行うことにより、市町の取組を支援します。
- 市町単位で多職種・多機関連携の推進を担う拠点機能の充実に図るため、在宅医療・介護連携コーディネーターの育成や活動推進を図るためのコーディネーター間の交流機会の創出に取り組めます。
- 在宅医療に関する住民への普及啓発が進むよう、各地域における取組の情報共有を行うなど、望む在宅医療を実現するための普及啓発の充実に向けた支援を行います。
- 在宅医療において積極的な役割を担う医療機関の基盤整備を行うとともに、これら医療機関と協働した訪問診療ネットワークの構築、地域支援者の人材育成、急変時や看取り支援の充実、災害時に備えた体制構築などの取組を推進します。
- 自分らしい暮らしを人生の最終段階まで続けることを目的とし、本人の暮らしを中心に据えた保健・医療・福祉といった医療福祉サービスが多職種・多機関の連携によって提供されるよう、医療福祉の関係者・関係機関とともに協議や必要な研修の開催などを行いながら、一体となって推進します。

《数値目標》

目標項目		現状値	目標値（R11）	備考
取組の方向性（中間アウトカム）				
入退院支援を受けた患者数		28,853 人（R4）		
入退院時における 病院と介護支援専門員との情報連携率	入院時	94.4%（R4）		
	退院時	91.7%（R4）		
訪問診療を受けた患者数		12,438 人（R4）		
訪問歯科診療を受けた患者数		8,205 人（R4）		目標値検討中
訪問薬剤管理指導を受けた患者数		6,752 人（R4）		
訪問看護利用者数		17,220 人（R4）		
訪問歯科衛生指導を受けた患者数		5,634 人（R4）		

訪問リハビリを受けた患者数		5,194 人 (R4)		
訪問栄養指導を受けた患者数		212 人 (R4)		
在宅ターミナルケアを受けた患者数		1,425 人 (R4)		
在宅看取りが行われた患者数		1,481 人 (R4)		
具体的な施策（アウトプット）				
在宅療養支援病院数		18 病院 (R5.4)		
在宅療養支援診療所数		165 診療所 (R5.4)		
訪問診療を実施する診療所・病院数	診療所	319 (R4)		
	病院	30 (R4)		
24 時間体制をとっている訪問看護ステーション数		118 (R4)		
医療・介護連携コーディネーター配置市町数		19 市町 (R5)	維持	

1
2

1 《ロジックモデル》

番号			具体的な施策(アウトプット)			番号			取組みの方向性(中間アウトカム)			番号			目指す姿(最終アウトカム)		
1			退院支援部門の明確化と関係機関との窓口共有			1			病院から在宅療養への移行に向けて切れ目のない入退院支援を受けることができる			1			県内のどこに住んでいても、住み慣れた地域や望む環境で、自分らしい暮らしを、人生の最終段階まで安心して続け、本人の希望にそった最期を迎えることができる		
2			退院支援に関わる院内の人材の育成(SW・病棟)			指標			入退院支援を受けた患者数			指標			(検討中)		
3			入退院に関わる多職種・多機関が参画する研修の実施														
4			団体間の懇談や同職種間連携の検討の場を持つ														
5			各圏域における入退院支援ルールや地域連携クリティカルパスの推進														
			指標			入退院時における病院と介護支援専門員との情報連携率 入院時											
			入退院時における病院と介護支援専門員との情報連携率 退院時														
6			退院前カンファレンスへの多職種参画の推進														
7			ICTを活用した多職種・多機関での情報連携を行う基盤づくり														
8			在宅復帰後の評価や退院後支援														
9			外来も含む病院窓口の共有と地域(在宅)と外来の連携の推進														
10			訪問診療を行う医師増加のためのセミナー・研修会の開催														
			指標			在宅療養支援病院数											
						在宅療養支援診療所数											
						訪問診療を行う病院数											
						訪問診療を行う診療所数											
						在宅医療セミナー参加医師数											
11			訪問診療ネットワークの構築														
12			在宅歯科医療を推進するための研修会														
13			訪問診療を行う診療所、病院、歯科診療所への機器等の補助														
14			在宅医療を担う薬剤師の育成														
15			訪問看護師の育成(機能強化、キャリアアップ)														
16			訪問看護ステーションへの機能強化に向けた機器等の補助														
17			関係機関・団体との協力による在宅療養を支える人材の育成														
18			医療依存度が高い方を地域で支える介護人材の育成														
19			各職種の専門性向上のための研修														
20			関係団体の協働による多職種連携人材育成研修などの取組推進														
21			各地域の多職種での顔の見える関係を作りと日常の療養について協議の場														
再掲			団体間の懇談や同職種間連携の検討の場を持つ														
22			多機関・多職種連携のための研修会														
23			医療と介護の相互理解のための同行訪問や専門知識を有する職員の派遣を活用したOJT機能による人材の育成														
24			地域ケア会議の場へ参画による多職種理解と連携の推進														
25			県単位で暮らしを支える関係者が互いに学びあいつながり合う地域創造会議ワーキングの開催														
再掲			ICTを活用した多職種・多機関での情報連携を行う基盤づくり														
26			レスパイト入院・入所にかかる連携推進														
27			住民からの相談窓口の設置や周知														
28			当事者間交流の支援														
29			県民が、かかりつけ医師、看護師、薬剤師等を持つことの重要性を理解するための啓発														
30			県民(企業を含む)が、疾病や介護予防、互助活動(見守り)、在宅療養や看取りについて理解を深める機会の確保(QOL・QOD)														

番号	具体的な施策(アウトプット)	番号	取組みの方向性(中間アウトカム)	番号	目指す姿(最終アウトカム)
31	在宅を支える病院のバックアップ体制の確保	3	病状急変に際し、必要な支援を受けることができる		
	指標 在宅療養後方支援病院数				
	指標 往診を行う病院数				
	指標 往診を行う診療所数				
32	24時間薬剤調整体制の構築				
再掲	訪問診療ネットワークの構築				
再掲	訪問看護師の育成(機能強化、キャリアアップ)				
	指標 24時間体制をとっている訪問看護ステーション数				
33	急変時の医療職と介護職の情報共有に関する人材育成				
34	急変時に備えた訪問診療とバックアップ病院および訪問看護の情報共有に関するネットワークの構築				
35	患者や家族が病状急変に備えた対応を知る機会の提供				
再掲	訪問診療医のネットワークの構築	4	望む場所で人生の最終段階における支援を受け、本人・家族が望む最期を迎えることができる		
36	在宅ホスピス薬剤師の育成				
再掲	訪問看護師の育成(機能強化、キャリアアップ)	5	災害や新興感染症が発生した際にも、療養を継続することができる	指標 (検討中)	
37	施設看取り体制の充実				
38	意思決定支援や緩和ケアのための研修				
39	多職種・多機関協働による看取りの見える化シートの作成と普及				
40	各地域における多職種での顔の見える関係を作りと看取りについて協議の場				
再掲	本人が望む形で在宅医療・看取りが実現できる地域を創造するためのワーキング会議の開催				
再掲	ICTを活用した多職種・多機関での情報連携を行う基盤づくり				
41	住民自身が終末期や緩和ケアにつながる、意思決定やエンディングノートについて考える機会の提供				
42	BCPの作成と具体的な活用に向けた検討の推進				
43	災害・新興感染症の発生に備えた事業所間ネットワークの構築				
44	災害時個別避難(支援)支援計画作成の推進				
45	災害訓練の実施や参画の推進				
46	職能ごとの災害時に活躍できる人材の育成				
47	感染症流行時に支援の継続を行うための人材の育成				
48	自治体等での感染症の理解や災害発生に備え、在宅療養継続のための見守り体制の構築や避難訓練等の取組の推進				
49	感染症に対する正しい知識の普及啓発				
50	初期アウトカムの推進にかかる市町取組の把握と市町間の情報・意見交換の場の設定	6	多職種・多機関連携をコーディネートする圏域・市町の連携拠点機能が充実している	指標 (検討中)	
	指標 医療・介護連携コーディネーター設置市町数				
	指標 医療・介護コーディネーター数				
51	医療福祉推進アドバイザー派遣による市町取組支援				
52	健康福祉事務所を中心に、圏域の医師会、関係機関・団体との連携体制づくり				
53	圏域の現状把握、課題分析に必要な在宅医療介護連携に係るデータ提供や分析に対する支援				
54	県単位での多職種での顔の見える関係作りと在宅医療に関する協議の場				
55	在宅医療推進のための医師会へ体制構築支援				

13 認知症

目指す姿

- 認知症を我が事としてとらえ、認知症を発症しても、希望と尊厳をもって、認知症とともに、誰もが自分らしく安心して暮らし続けている

取組の方向性

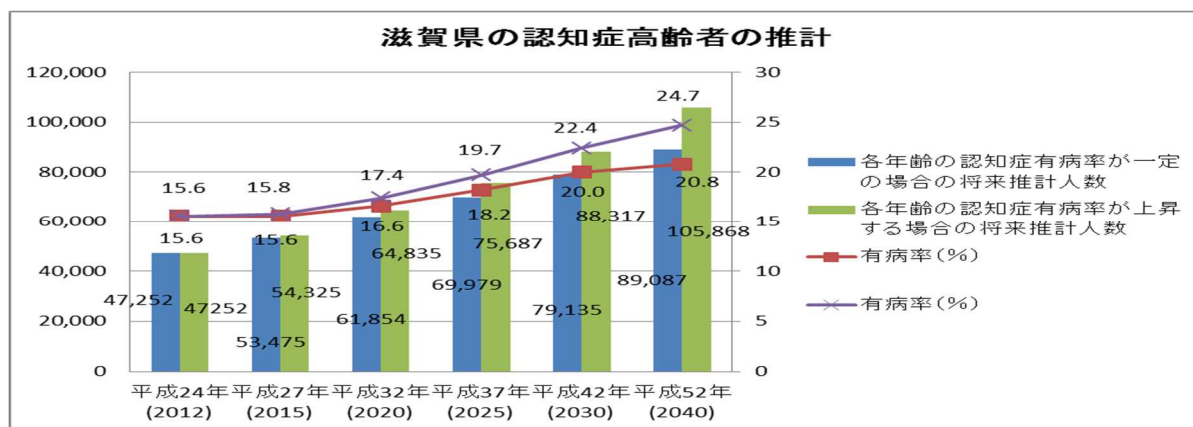
- (1) 認知症に対する正しい知識と認知症の人に関する正しい理解を深めることができる
- (2) 認知症の本人や家族が地域の一員として、安心して自立した日常生活を営み続けることができる
- (3) 認知症の本人や家族の社会参加の機会が確保され、その個性と能力を十分に発揮することができる
- (4) 認知症の人に対する医療・介護サービス等が切れ目なく適切に提供されている
- (5) 認知症リスク低減に資する可能性のある健康増進や介護予防等の活動に取り組み、認知機能低下の兆しに気づいた段階で相談ができる

現状と課題

(1) 認知症に関する状況

- 認知症高齢者数は、令和7年(2025年)には約7万5千人、令和22年(2040年)には10万人(65歳以上の高齢者の約4人に1人)に達することが見込まれています。認知症高齢者の増加に伴って、誰もが認知症とともに生き、誰もが介護者として関わる可能性があります。
- 令和5年(2023年)6月に成立した「共生社会の実現を推進するための認知症基本法」では、認知症の人を含めた国民が互いに人格と個性を尊重しつつ、支え合いながら共生する活力ある社会(=共生社会)の実現の推進に向け、法律で掲げられている基本理念に基づき国と地方公共団体が一体となって認知症施策を講じていくことが求められています。

図3-3-13-1 滋賀県の認知症高齢者の推計



※「日本における認知症の高齢者人口の将来推計に関する研究」(厚生労働省科学特別研究)による性・年齢階級別有病率より計算

平成27年以降の滋賀県推計は国立社会保障・人口問題研究所の平成25年3月推計人口より算出

平成24年の滋賀県推計は滋賀県人口推計年報により算出

- 65歳未満で発症する若年性認知症の人は、全国で約3.6万人と推定され、人口10万人あたりの有病率は50.9人になり、男性に多い傾向があります（令和2年（2020年）3月）。全国推計で示された性・年齢別有病率をもとに算出すると、本県では約390人と推計されます（令和2年（2020年）時点）。若年期に認知症を発症した場合は、就労、育児、経済的課題など、高齢期に発症した場合とは異なるニーズへも対応していく必要があります。
- 県では、平成18年度（2006年度）より全国に先駆けて、総合相談支援体制の構築・本人家族支援・就労継続支援・居場所づくり・人材育成・ネットワーク構築等、若年性認知症への取組を進めてきました。今後、本取組で得られた成果をもとに、すべての認知症の人や家族等に展開し、住み慣れた地域で自分らしく暮らし続けることができる環境づくりをさらに進めていく必要があります。

（２）認知症への理解の促進

- 令和4年度（2022年度）の滋賀の医療福祉に関する県民意識調査では、認知症の人と接した経験のあると回答した人は、約7割となっています。また、認知症の人が住み慣れた地域で暮らし続けるために必要なこととして、「介護する家族の負担の軽減」が最も多く（80.0%）、次いで「家族や親せき、地域の人々の理解」（57.8%）となっています。認知症の人と身近に接する機会のある人がいる一方で、社会の認知症に対する理解が十分深まっていない側面も見受けられています。
- 認知症になってからも、様々な工夫をしながら自分らしく生活している認知症の人やご家族もおられ、認知症の人を「支えられる側」としてだけの側面で捉えるのではなく、個性や能力を活かしてともに暮らす人として、認知症に対する社会の理解をより一層深める取組が必要です。
- 「認知症キャラバン・メイト*」や「認知症サポーター*」の養成者数は、令和5年（2023年）3月31日現在、約25.4万人となっています。今後もサポーターの量的な拡大を図ることに加え、サポーターが地域においてより活躍できる場づくりが求められています。

（３）認知症の人と家族等を支える地域づくり

- 認知症の人や家族が、安心して自分の望む日常生活や社会生活を営み続けることができるようにするためには、公共交通や建築物などのハード面と、地域支援体制などのソフト面の双方において、日常生活や社会生活を送る上での様々な障壁を取り除いていく必要があります。
- 令和4年度（2022年度）の65歳以上の運転免許の自主返納者数は、4,746人であり、免許返納後の生活支援が課題となっています。
- 令和4年度（2022年度）に市町が把握した行方不明高齢者の発生状況は140件であり、令和元年度（2019年度）の302件をピークに減少しましたが、再び増加傾向にあります。市町では、行方不明になるおそれのある高齢者の事前登録制度*や、GPS等の搜索機器の購入助成などに取り組んでいます。
- 認知症ケアの向上を図るための取組の推進役である認知症地域支援推進員*は、全市町に配置され、地域の医療や介護の関係機関、地域の支援機関等の連携支援や認知症の人やその家族を支援する体制づくり等の事業を行っています。
- 認知症に関する相談機関は、地域包括支援センターや認知症相談医・サポート医、認知症疾

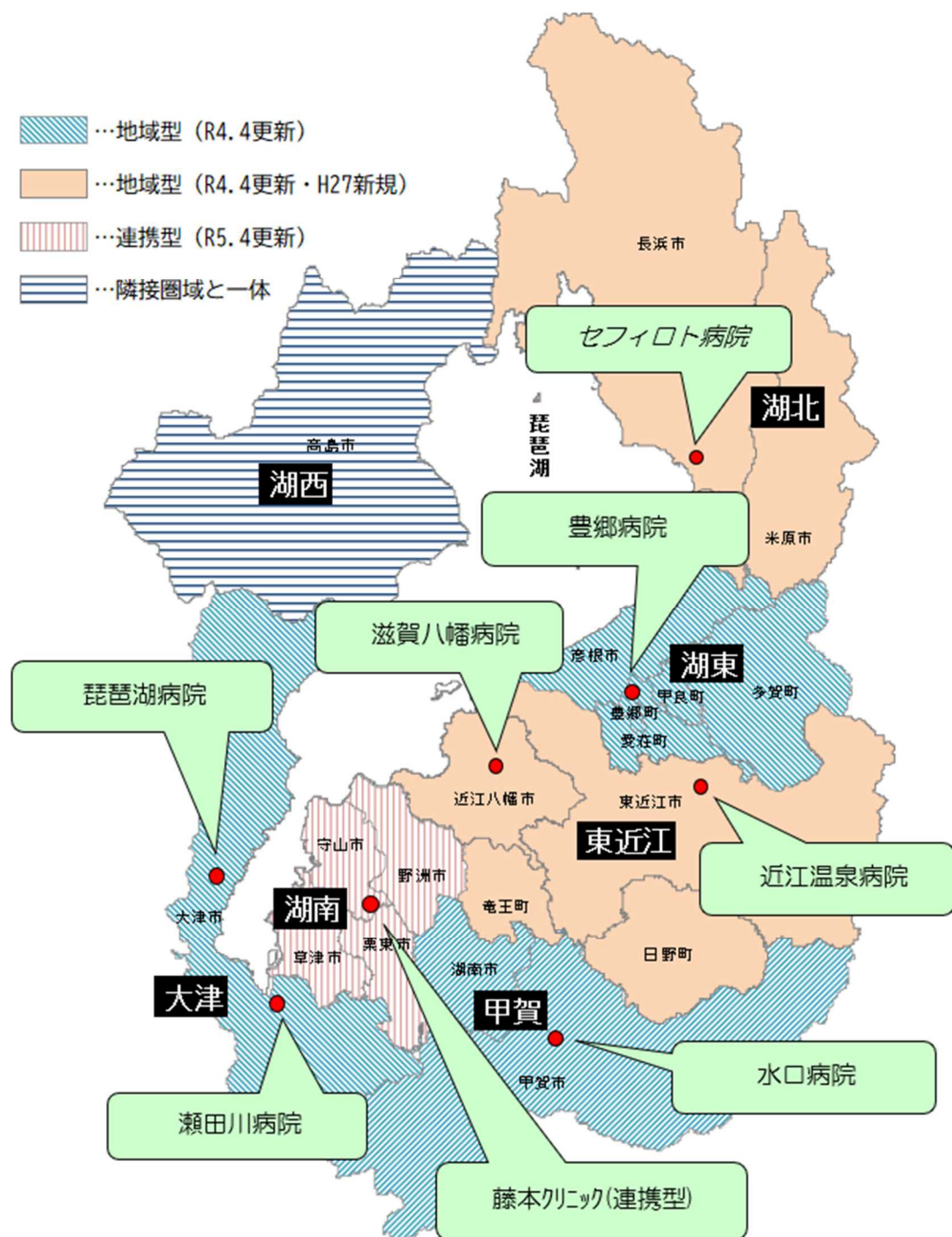
1 患医療センター*、公益社団法人「認知症の人と家族の会滋賀県支部」が運営する『もの忘れ介
2 護相談室』などがあります。また、各市町では、認知症カフェや介護者の会などが開催されて
3 います。

- 4 ○ 認知症の人が安心して話ができる場や認知症の人本人による相談活動（ピアサポート活動）
5 が各地域で展開されており、今後も充実を図る必要があります。
- 6 ○ 若年性認知症の人や家族のニーズに対応するため、令和2年(2020年)10月から、若年性認知
7 症の人や家族等を総合的に支援する若年性認知症支援コーディネーター*を2か所の認知症疾
8 患医療センターに配置するとともに、令和3年度(2021年度)からは県内すべての認知症疾患医
9 療センターにおける専門医療相談の中で、相談に対応しています。また、若年性認知症の人や
10 家族への支援が途切れ、孤立することがないように、居場所づくりや支援者育成、支援者の見え
11 る化などに取り組んでいます。
- 12 ○ 令和4年度(2022年度)の滋賀の医療福祉に関する県民意識調査では、認知症の医療について、
13 「変化に気づいたら早期に医療機関を受診すべきである」と回答した人は83.2%である一方で、
14 「困りごとが生じた段階で医療機関を受診すべきである」と回答した人は28.1%、「医療機関を
15 受診する場合、どの診療科を受診していいかわからない」と回答した人は36.2%となっていま
16 す。
- 17 ○ また、同調査では、認知症に関する相談機関や制度で知っているものとして、病院が最も多
18 く（49.1%）、次いで市町の地域包括支援センター（44.7%）となっています。一方で、「いず
19 れも知らない」は、26.8%となっています。
- 20 ○ 認知症の発症初期では相談につながりにくく、日常生活に困難が生じてから相談や支援につ
21 ながるという課題もあることから、認知症の人や家族が孤立することなく、必要と感じた時に
22 気軽に相談することができ、適切な支援を受けることができるよう体制整備が必要です。
- 23 ○ 認知症の病状に応じた適切な医療や介護サービスの流れを示すとともに、各々の状況に最も
24 適する相談先や受診先を整理した「認知症ケアパス」については、全市町で作成されています。
25

1

2 図3-3-13-2 認知症疾患医療センター

◎滋賀県の二次医療圏域と認知症疾患医療センターの位置



3

4

(4) 認知症の人の社会参加

- 認知症になったあとも、その人が持つ個性と能力を発揮し、生きがいをもって暮らし続けていくためには、社会の中で役割を持ち、それを活かせる環境づくりが重要です。
- 令和4年度(2022年度)診療報酬改定で、「療養・就労両立支援指導料」の対象疾患に「若年性認知症」が加わり、認知症の治療を受けながら、仕事を両立するための両立支援が促進されています。
- 令和4年度(2022年度)滋賀県治療と仕事の両立支援に関する事業所調査では、「過去5年間に認知症で治療中の労働者がいる、またはかつていた」とする事業所は約2%でした。認知症と診断された後も、本人の意欲や能力に応じて就労が継続できるよう、認知症に関する企業の理解促進や配慮について、引き続き働きかけていく必要があります。
- また、退職後にあっても、認知症の人の個性や能力を生かして、ボランティアや地域活動、趣味の活動など、多様な社会参加の機会を選択できる環境整備が必要です。

(5) 認知症の人に対する医療・介護の充実

- 認知症の人や家族が認知症とともに住み慣れた地域で暮らし続けるためには、早期診断・早期対応を基本として、行動・心理症状* (BPSD) や身体合併症がみられた場合にも、医療・介護の連携によって本人主体の医療・介護を基本とし、病状に応じて適切に切れ目なく支援が受けられるようにすることが重要です。
- 経済的な問題を抱える世帯や、身体疾患や精神保健上の課題を有する家族が要介護者と同居しているなど、複合課題を抱えた人が高齢期となり認知症を発症した場合、多様な背景や課題に対応するため、適切な見立てや重層的な支援体制の構築が必要です。
- 認知症の専門医療相談や鑑別診断などを実施する専門医療機関である認知症疾患医療センターは、令和5年(2023年)3月時点で6圏域に8か所あり、年間約21,000件の外来対応と、約6,700件の専門医療相談、約1,500件の鑑別診断を実施していますが、初診までに1か月から3か月を要しているセンターもあります。
- かかりつけ医の中で、日頃診察している患者の認知症を早期に発見し、状況を把握しながら必要に応じて専門医療機関への受診誘導や地域連携を行い、認知症の日常的な診療や家族への助言を行う医師を、「認知症相談医」として認定しています。また、認知症相談医の支援を行い、専門医療機関や地域包括支援センター等との連携の推進役となる「認知症サポート医*」の養成を行っています。
- 令和5年(2023年)4月現在、認知症相談医は427人、認知症サポート医は169人が登録されています。認知症の人に対する相談・診断等の対応を効果的に提供するためには、かかりつけ医や専門医療機関、地域の相談機関の連携を更に強化することが必要です。
- 認知症の早期発見・早期対応につなげるための取組として、各市町に複数の専門職による認知症初期集中支援チーム*が設置されています。チームでは、認知症が疑われる人や認知症の人およびその家族を訪問し、観察・評価を行った上で家族支援等の初期支援を包括的・集中的に行い、自立生活のサポートを行っています。稼働状況は市町によって差がある状況です。
- 令和4年度(2022年度)において、認知症ケア加算を算定した病院は38病院となっています。また、入院中の認知機能の低下を抑え、スムーズな在宅復帰のため、認知症高齢者等への院内

1 デイケア*を実施した病院は、17病院となっています。さらに、県内の医療機関等に所属する認
2 知症看護認定看護師は、令和5年（2023年）9月時点で22名となっています。

3 ○ 歯科医院、薬局、診療所等に所属する医療従事者等に対して、認知症の疑いのある人の早期
4 の気づきや連携を促すための認知症対応力向上研修を実施しています。

5 ○ また、認知症介護では、本人主体の介護を行うことにより、B P S Dに適切に対応し、認知
6 症の進行を穏やかにできるようなケアの提供が求められており、認知症介護の従事する職員対
7 象の研修を実施しています。

9 (6) 認知症の予防・早期発見

10 ○ 認知症は加齢が最大の要因ですが、認知症の種類によっては、運動不足の改善、糖尿病や高
11 血圧症等の生活習慣病の予防や適切な管理、社会参加による社会的孤立の解消や役割の保持等
12 が認知症の発症リスクの低減につながる可能性が示唆されています。

13 ○ しかし、認知症は未だその原因は十分に解明されておらず、根本的治療法も確立されていな
14 いことから、国では認知症発症や進行の仕組みの解明、予防法、診断や治療、リハビリテーシ
15 ョン、介護モデル等、様々な病態やステージを対象に研究開発を進めることとされています。
16 この研究開発で得られた成果については随時周知を図っていく必要があります。

17 ○ また、軽度認知障害*も含む認知機能低下のある人や認知症の人を早期に発見し、対応が行え
18 るよう、知識の普及や支援にあたる認知症地域支援推進員、認知症初期集中支援チーム等のス
19 キルアップが必要です。

22 具体的な施策

23 (1) 認知症に対する正しい知識と認知症の人に関する正しい理解を深めることができる

24 ○ 認知症に関する正しい知識や理解を普及するため、ホームページやSNSなどを活用した情
25 報発信に取り組みます。

26 ○ 世界アルツハイマーデー*（認知症の日）等の機会をとらえて、認知症に関する普及・啓発に
27 取り組みます。

28 ○ 図書館や公民館など地域の交流拠点において、認知症の啓発を市町とともに推進します。

29 ○ 認知症サポーターの養成、キャラバン・メイトの養成、認知症サポーター養成講座の修了者
30 活用促進を市町とともに推進します。

31 ○ 企業や小・中学校など様々な団体に向けて、認知症サポーター養成講座などへの受講の働き
32 かけを行うなど、認知症の正しい知識と対応方法についての普及・啓発に取り組み、認知症に
33 対する理解を促進します。

35 (2) 認知症の本人や家族が地域の一員として、安心して自立した日常生活を営み続けることができ 36 ている

37 ○ 認知症の人や家族等の地域での困りごとなどに対し、認知症サポーター等による支援の仕組
38 みづくり(チームオレンジ*など)がさらに広がるよう支援します。

39 ○ 認知症の人が安全に外出できるように、地域住民による見守りネットワークの構築支援や、
40 行方不明になった際に早期に発見・保護ができるよう、ICT機器の活用や警察などとの連携

を進めます。

- 認知症により運転免許証を返納した高齢者に対して、自主返納高齢者支援制度などを活用しながら、買い物・外出が困難な人に対する移動支援などの充実を図ります。
- 地域の実情に応じて、認知症の人やその家族等が自分らしく地域で生活することを目的に、ネットワークの構築や関係機関と連携した事業の企画・調整を行う認知症地域支援推進員の活動を支援します。
- 認知症サポーターやキャラバン・メイトの養成、企業への出前研修、就労継続支援などを通して、企業・団体等と協働の推進を図ります。
- 認知症の人の生活をサポートする事業所等(交通機関、金融機関、小売店、図書館等)の情報共有を通じて、取組の拡大を図ります。
- 認知症カフェや介護者の会、仲間づくりや社会的交流、認知症に対する学習や相談ができる機会の情報を集約して発信します。
- 市町で作成されている認知症ケアパスの点検・整理や、周知・活用をさらに推進します。
- 若年性・軽度認知症*の支援機関や支援内容について、ホームページやSNSなどを活用して周知を図ります。
- 公益社団法人「認知症の人と家族の会滋賀県支部」などの介護経験者による相談対応や、ピアサポート活動を支援し、家族等への支援の充実を図ります。
- 認知症の人が自身の思いやニーズを語り合う「本人ミーティング」など本人発信の機会や場の普及を図り、認知症施策へ当事者の意見を反映するよう努めます。

(3) 認知症の本人や家族の社会参加の機会が確保され、その個性と能力を十分に発揮することができている

- 就労中の人や認知症になっても、本人の意欲や能力に応じた就労を継続できるよう、企業の人事担当者向けの研修や治療と仕事の両立支援に関する情報提供を行うなど、就労継続に向けた環境整備が行えるよう支援します。
- 就労継続のほか、障害福祉分野での雇用(障害福祉サービスの利用)、地域の中での社会参加(就労的活動、ボランティア、趣味の活動)等、介護保険利用前から、安心して通える場、その人にあった形での社会参加が図られる仕組みづくりを進めます。

(4) 認知症の人に対する医療・介護サービス等が切れ目なく適切に提供されている

- 認知症の人に対する早期診断や適切な医療・介護等を受けられるよう初期対応を行う認知症初期集中支援チームが円滑に活動を行うための支援を行います。
- 認知症疾患医療センターにおける専門的医療機能、地域連携拠点機能を充実させ、地域の関係機関・団体とともに、診断後の認知症の人や家族等に対する相談支援についても取り組みます。
- 精神科病院などからの円滑な退院、一般病院における院内デイケア*の実施等、認知症高齢患者の在宅復帰への支援体制を充実します。
- 認知症相談医の養成研修を実施し、認知症サポート医、認知症疾患医療センターとの連携を強化します。
- 医療機関や地域などで認知症ケアのリーダー的役割が期待される認知症看護認定看護師の拡

大を図るための支援を行います。

- 医療従事者向けの認知症対応力向上研修やフォローアップ研修を通して、薬剤の使い方や、認知症アセスメントの徹底、体調管理など、認知症の行動・心理症状やせん妄などの予防的介入を推進します。
- 歯科医師・薬局薬剤師・病院・診療所等の医療従事者の認知症対応力向上のための研修を実施し、認知症の早期発見や適切な相談を推進します。
- 認知症介護に携わる介護従事者への認知症対応力向上研修を実施し、介護人材の資質の向上を図ります。
- 認知症に関わる医療・介護従事者の研修を通して、認知症の人の意向をくみ取り、本人の病状等に応じた伴走型の支援を推進します。
- 若年性認知症の人や家族等に対して、介護保険や障害サービスへのつなぎや、就労継続支援など個々の状態に応じた総合的な支援の調整を若年性認知症支援コーディネーター等により行います。
- 認知症の医療や介護、地域づくりなど、現場の前向きな取組の発信と共有を行い、医療・介護従事者をはじめとした認知症の人の支援者が、互いに高め合える「滋賀県認知症フォーラム」を実施します。

(5) 認知症リスク低減に資する可能性のある健康増進や介護予防等の活動に取り組み、認知機能低下の兆しに気づいた段階で相談ができている

- 生活習慣病の発症・重症化予防、社会参加の促進など生涯を通じた心身の健康づくりの推進、リハビリテーション専門職等と連携した自立支援のためのマネジメントの推進や住民主体の「通いの場」の効果的な運営など、認知機能低下の予防や認知症発症リスクの低減につながる取組を促進します。
- 認知症の症状や軽度認知障害に関する知識の普及啓発を進め、本人・家族や周囲の人が、早期に適切な機関へ相談できるよう市町とともに取り組みます。

《数値目標》

目標項目	現状値 (R4)	目標値 (R11)	備考
認知症になったとき、住み慣れた地域で暮らし続けることができると思う人の割合	26.5%	現状値より増加	

1 《ロジックモデル》

番号	具体的な施策（アウトプット）

1	認知症に関する正しい知識や理解の普及のため、ホームページやSNSなどを活用した情報発信
2	世界アルツハイマーデーおよび月間の機会をとらえた、普及・啓発
3	図書館や公民館などの地域交流拠点における認知症の啓発
4	認知症サポーターの養成、キャラバンメイトの養成、認知症サポーター養成講座の修了者活用促進

5	認知症サポーター等による実際の支援が行われるような仕組みづくり（チームオレンジなど）の推進
6	地域での見守りネットワークの構築、検索ネットワークづくりやICTを活用した検索システムの普及
7	運転免許証を返納した高齢者等に対し、自主返納高齢者支援制度などを活用や、買い物・外出が困難な人に対する移動支援などの充実
8	地域の実情に応じたネットワークの構築や関係機関と連携した事業の企画・調整を行う認知症地域支援推進員の養成と活動支援
9	認知症サポーターやキャラバン・メイトの養成、企業への出前研修、就労継続支援などを通じた、企業・団体等と協働の推進
10	認知症の人の生活を手助けする事業所等（交通機関、金融機関、小売店、図書館等）の拡大
11	仲間づくりや社会的交流、認知症に対する学習や相談ができる機会等の情報の集約・発信
12	市町で作成されている「認知症ケアパス」の点検・整理や、周知・活用
13	若年性・軽度認知症の支援機関や支援内容について、ホームページやSNSなどを活用した周知
14	認知症介護経験者による相談対応や相談窓口の設置や、ピア活動の支援
15	「本人ミーティング」など本人発信の機会や場の普及し、当事者の意見を施策に反映

16	認知症の人の就労継続に向けた企業の人事担当者向けの研修や、治療と仕事の両立支援に関する情報提供など就労継続に向けた環境整備への支援
17	障害福祉分野での雇用、地域の中での社会参加等、介護保険利用前から、安心して通える場、その人にあった形で社会参加が図られる仕組みづくり

18	認知症初期集中支援チームが円滑に活動を行うための支援
19	認知症疾患医療センターにおける専門的医療機能、地域連携拠点機能、診断後支援の充実
20	精神科病院などからの円滑な退院、一般病院における院内デイケアの実施等、認知症高齢者の在宅復帰への支援体制を充実
21	認知症相談医の養成研修を実施し、認知症サポート医、認知症疾患医療センターとの連携を強化
22	認知症看護認定看護師の拡大を図るための支援
23	認知症の行動・心理症状やせん妄などの予防的介入を推進するための医療従事者向けの認知症対応力向上研修やフォローアップ研修の実施
24	歯科医師・薬局薬剤師・病院・診療所等の医療従事者の認知症対応力向上研修の実施
25	介護人材の認知症対応力向上を図るための研修の実施
26	認知症の人の意向をくみ取り、本人の病状等に応じた伴走型の支援を推進
27	若年性認知症支援コーディネーター等による若年性認知症の人や家族等に対する総合的な支援の調整
28	医療・介護従事者をはじめとした認知症の人の支援者が、互いに高め合える滋賀県認知症フォーラムを実施

29	生活習慣病（高血圧、糖尿病等）対策の推進
30	リハビリテーション専門職等と連携した自立支援のためのマネジメントの推進や住民主体の「通いの場」の効果的な運営など、認知機能低下の予防や認知症発症リスクの低減につながる取組の促進
31	認知症の症状や軽度認知障害に関する知識の普及啓発を進め、本人・家族や周囲の人が、以前と違う変化を感じた段階で、適切な機関へ相談できる体制整備

番号	取組の方向性（中間アウトカム）

1	認知症に対する正しい知識と認知症の人に関する正しい理解を深めることができている

2	認知症の本人や家族が地域の一員として、安心して自立した日常生活を営み続けることができている

3	認知症の本人や家族の社会参加の機会が確保され、その個性と能力を十分に発揮することができている

4	認知症の人に対する医療・介護サービス等が切れ目なく適切に提供されている

5	認知症リスク低減に資する可能性のある健康増進や介護予防等の活動に取り組み、認知機能低下の兆しに気づいた段階で相談ができている

番号	目指す姿（分野アウトカム）

1	認知症を我が事としてとらえ、認知症を発症しても、希望と尊敬をもって、認知症とともに、誰もが自分らしく安心して暮らし続けている
指標	認知症になったとき、住み慣れた地域で暮らし続けることができると思う人の割合

1 4 慢性腎臓病

目指す姿

- 全ての県民が、慢性腎臓病（CKD）について知り、発症・重症化を予防でき、病気になっても安心・安全な暮らしが継続できている

取組の方向性

- （１）慢性腎臓病（CKD）予防に関する啓発および健診による早期発見ができています
- （２）かかりつけ医と専門医との連携等、多職種連携体制による重症化予防対策の推進ができています
- （３）慢性腎臓病（CKD）予防・医療を担う人材育成支援ができています
- （４）透析患者への災害時支援体制の充実ができています

現状と課題

（１）慢性腎臓病（CKD）の現状と課題

- 慢性腎臓病（CKD）（以下「CKD」という。）は、原因疾患を問わず慢性に経過する腎臓病を包括するもので、腎機能（糸球体ろ過量* GFR）等により、ステージ１～５期に分類されます。
- 腎臓は「沈黙の臓器」と言われ、自覚症状が乏しく、症状を自覚した時には、腎疾患が既に進行していることが少なくありません。血液障害を引き起こす糖尿病、高血圧、脂質異常症等の生活習慣病や加齢が腎疾患の主な発症リスクになります。
- CKD は、脳卒中や心筋梗塞等の心血管疾患のリスクを高め、重症化すると人工透析につながり、患者の生活の質（QOL）を低下させ、生命予後を左右することから、予防、早期発見、適切な治療や保健指導により重症化を予防することが重要です。また、重症化予防の観点から継続的に治療を受けられる環境を整えるため、治療と仕事の両立支援の取組が必要です。
- CKD 患者（20 歳以上のステージ３以上と尿蛋白（+）以上）は、全国で約 1,330 万人、成人人口の 12.9%と推計されており、本県の患者数は約 14 万人と推計されます。（平成 23 年度厚生労働省研究班）
- 腎不全が原因の死亡者数は 327 人、死亡者数全体の約 2.2%（全国約 2.0%）を占めます。（令和 4 年人口動態調査）
年齢調整死亡率（人口 10 万人対）は、男性は 27.0（全国 28.7）、女性は 13.8（全国 13.7）と全国より男性が低い状況です。（令和 3 年人口動態調査から滋賀県衛生科学センター算出）
- 県内の日本腎臓学会専門医は 55 名です。二次保健医療圏別では、大津 26 人、湖南 14 人、甲賀 3 人、東近江 7 人、湖東 0 人、湖北 4 人、湖西 1 人となっています。（令和 5 年 7 月現在）
- 慢性腎臓病療養指導士（日本腎臓病協会）の認定者は県内で 21 名です。（令和 5 年 8 月現在）
- 県は、滋賀医科大学等とともに市民公開講座や世界腎臓デー等を通じて啓発を行っています。
- 「CKD という病気を知っている」県民は 32.7%、「聞いたことがあるがどんな病気か知らない」は 28.7%、「聞いたことがない」は 38.5%でした。（令和 5 年 5 月県政モニターアンケート）
令和 3 年度調査では「CKD という病気を知っている」と回答した割合は 21.6%であり、認知度は上昇しています。
- CKD の概念や予防について理解している県民の割合を高めるため、引き続きあらゆる機会をとらえて啓発をしていく必要があります。

（２）特定健康診査・保健指導の現状と課題

- 令和３年度（2021 年度）の特定健康診査の受診率は 60.0%（全国平均 56.2%）、特定保健指導実施率は 26.3%（同 24.7%）でした。
- 県内すべての国民健康保険（以下「市町国保」という。）の特定健康診査において、平成 24 年度（2012 年度）から血清クレアチニン検査*が健診項目に、平成 30 年度（2018 年度）から、全保険者の特定健診診査の詳細項目に追加され、腎機能の評価に活用できるようになっています。
- 発症・重症化予防のためには、県民が定期的に健診を受診することによる早期発見、ハイリスク者への受診勧奨、適切な保健指導や治療体制の充実、人材の育成等が必要です。

（３）関係機関連携の現状と課題

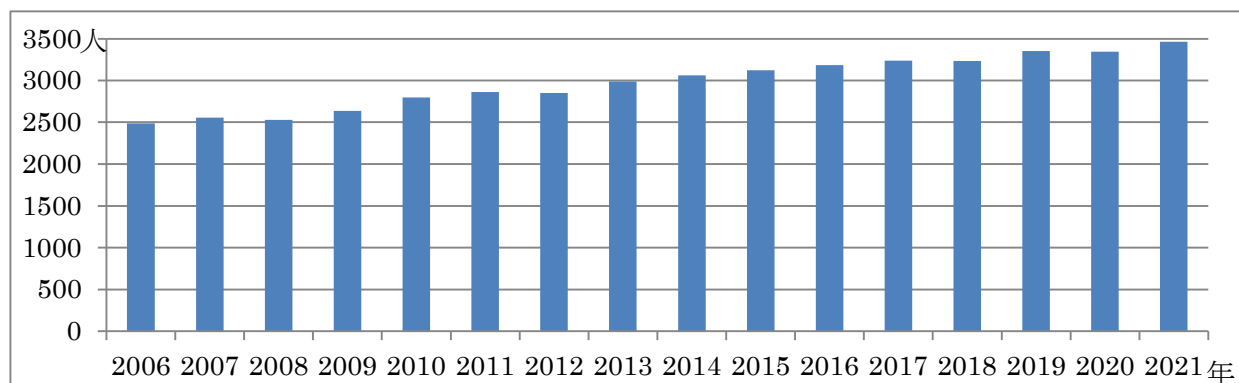
- CKD 連携クリティカルパスは、全ての二次保健医療圏で使用されており、CKD シールの活用もされてきていますが、地域により運用件数に差があります。
また、一部の医療機関や市町では、腎機能指標である eGFR を短期間（１～２年）ではなく長期間記録した Long term eGFR Plot を早期の受診勧奨や治療、専門医への紹介等の連携ツールとして用いています。
- 慢性腎臓病医療連携推進研究事業を滋賀医科大学に委託し、県民に向けた慢性腎臓病啓発のための市民公開講座の開催、医療連携ネットワーク体制の構築や多職種連携等の取組を推進してきました。
- CKD の診療連携を充実させるため、かかりつけ医に対する腎臓専門医への紹介基準の啓発や、栄養ケアステーション等を活用した栄養指導、運動指導、薬剤師による服薬指導等、多職種連携による療養指導の推進が必要です。
また、糖尿病による透析導入の増加を抑制するために、糖尿病性腎症重症化予防の取組と連携した取組が必要です。
- 医療連携ツール（CKD 連携クリティカルパス、糖尿病連携手帳、ICT）の運用や CKD シールの啓発・活用による医療連携の充実が必要です。

（４）慢性透析の現状と課題

- 県内の慢性透析患者数は年々増加しており、令和３年（2021 年）12 月末現在で維持透析患者は 3,464 人となっています。新規透析導入患者数は 437 人で、原疾患の占める割合は、糖尿病性腎症が 37.7%と最も高く、次いで腎硬化症 21.0%、慢性糸球体腎炎 9.8%となっています。（日本透析医学会、滋賀腎・透析研究会）
- 新規透析導入患者数は減少傾向にあります。原疾患は糖尿病性腎症が最多ですが、割合としては減少傾向にあり、高血圧等の生活習慣病や加齢等が主要因とされている腎硬化症の割合が増加傾向にあります。
- CKD 対策は、原疾患となる糖尿病対策と併せて高血圧症などの生活習慣病対策と連携した対応が必要です。
- 災害時支援体制の整備として、災害時支援体制の整備として、県大規模災害発生時マニュアル（人工透析担当マニュアル）により、年１回シミュレーション訓練を行っています。また、透析患者に人工透析患者災害時支援シートを配布しています。

- 災害時支援においては、平常時からの患者や関係機関の備えが重要であり、災害時に適切に対応できるように日頃からの関係者間の連携を充実する必要があります。

図3-3-14-1 透析患者数の推移



出典：日本透析医学会、滋賀腎・透析研究会 調査

表3-3-14-2 透析実施医療機関

医療圏域	区分	医療機関名	所在地	医療圏域	区分	医療機関名	所在地
大津	病院	大津赤十字病院	大津市	東近江	病院	近江八幡市立総合医療センター	近江八幡市
		市立大津市民病院	大津市			東近江敬愛病院	東近江市
		地域医療機能推進機構滋賀病院	大津市			神崎中央病院	東近江市
		琵琶湖養育院病院	大津市			日野記念病院	日野町
		滋賀医科大学医学部附属病院	大津市		診療所	若林クリニック	近江八幡市
	診療所	琵琶湖大橋病院	大津市			ちとせ長命診療所	近江八幡市
		瀬田クリニック	大津市			山崎クリニック	東近江市
		わたなべ湖西クリニック	大津市			布引内科クリニック	東近江市
		いしはらファミリークリニック	大津市				
湖南	病院	淡海ふれあい病院	草津市	湖東	病院	彦根市立病院	彦根市
		近江草津徳洲会病院	草津市			友仁山崎病院	彦根市
		県立総合病院	守山市			豊郷病院	豊郷町
	診療所	済生会守山市市民病院	守山市	湖北	診療所	池田クリニック彦根	彦根市
		済生会滋賀県病院	栗東市		病院	長浜赤十字病院	長浜市
		市立野洲病院	野洲市			市立長浜病院	長浜市
	診療所	富田クリニック	草津市			長浜市立湖北病院	長浜市
		第二富田クリニック	草津市	湖西	診療所	下坂クリニック	長浜市
		おおはし腎透析クリニック	野洲市			今津病院	高島市
甲賀	病院	公立甲賀病院	甲賀市		病院	高島市民病院	高島市
		甲南病院	甲賀市		診療所	27 施設	—
		生田病院	湖南市			15 施設	—
	診療所	ハートクリニックこころ	甲賀市		合計	42 施設	—
		荒川クリニック	湖南市				
		小川診療所	湖南市				

出典：「人工透析実施医療機関調査」
(令和5年)(滋賀県)

具体的な施策

(1) 慢性腎臓病（CKD）予防に関する啓発および健診による早期発見ができています

ア CKD 予防に関する啓発

- CKD は、自覚症状がなく健診での早期発見が重要であること、生活習慣の改善や適切な治療、糖尿病や高血圧の適切な管理により予防が可能なことなどについて、子どもの頃から生涯を通じた健康づくりができるよう、患者団体や関係機関が連携して県民や医療保健関係者への普及啓発を図ります。

イ 健診による早期発見と受診勧奨

- 各保険者や市町、事業者等健診の実施主体は、特定健康診査受診率向上に向けた働きかけを促進するとともに、健康診査の結果、CKD を早期発見し、医療機関受診が必要な人が確実に受診できる体制の整備に取り組みます。また、レセプトデータとの照合等により高リスク者を抽出し、医療機関の受診につなげることができるよう体制を整備します。

(2) かかりつけ医と専門医との連携等、多職種連携体制による重症化予防対策の推進ができています

- 滋賀県慢性腎臓病対策推進協議会を設置し、CKD のステージに応じ、予防・早期発見、早期治療、重症化予防まで切れ目なく必要な支援が行えるよう、関係機関および多職種連携による支援体制を構築します。

ア かかりつけ医と連携した保健指導

- 滋賀県糖尿病性腎症重症化予防プログラムに基づき、関係機関が連携し、受診勧奨や保健指導等に取り組めます。
また、かかりつけ医は、専門職（保健師、管理栄養士、薬剤師等）を活用した保健指導の実施を推進します。
- 事業主やかかりつけ医は、治療の自己中断を防ぐため定期的な外来通院を促すことや、人工透析治療のための長時間通院に対する配慮が必要になることから、治療と仕事の両立のための支援をします。

イ かかりつけ医と専門医との連携等の推進

- かかりつけ医は、CKD の主要な危険因子となる糖尿病や高血圧症などの生活習慣病の患者が、早期から適切な診療を受けられるよう、糖尿病内科や腎臓内科など他科との連携を推進し重症化を予防します。
- 適切な時期に専門医療につながるよう、専門医への紹介基準の啓発や、かかりつけ医と専門医の連携体制の構築を推進します。
- 医療連携ツールの運用やCKDシールの活用により、患者に関わる多職種連携を促進します。

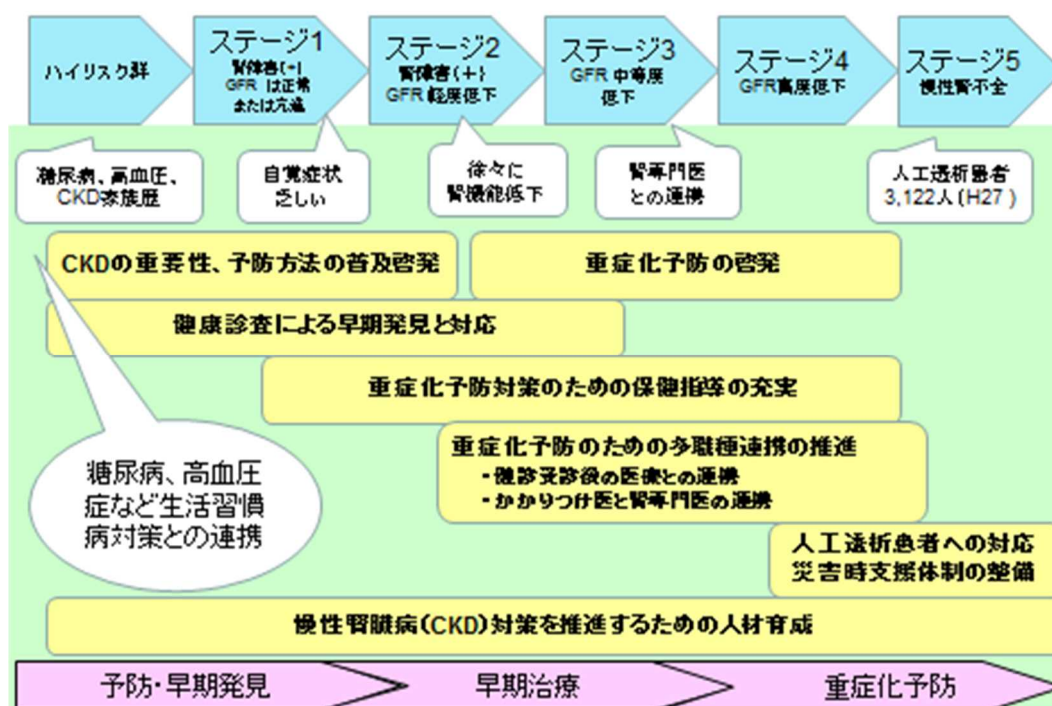
(3) 慢性腎臓病（CKD）予防・医療を担う人材育成支援ができています

- 県や関係団体は、慢性腎臓病の予防、重症化予防のための適切な保健指導を推進するため、保健師、管理栄養士等の保健指導従事者の研修を行います。また、連携の促進をめざし、かかりつけ医となる診療所の医師等の研修を行います。
また、CKD の進行抑制と合併症予防を目指した生活・栄養・薬物療養を行う療養指導に関する指導を行うために、保健師、看護師、管理栄養士、薬剤師等の育成を推進します。

1 **（４）透析患者への災害時支援体制の充実ができています**

- 2 ○ 災害時に透析患者に対して、円滑な支援ができる体制を整えるため、以下の取組を進めます。
- 3 ○ 県や医療機関は、患者に対し、人工透析患者災害時支援シートの周知と活用促進に努めます。
- 4 ○ また、災害時に備えた訓練等を行い、滋賀県腎臓病患者福祉協会や滋賀腎・透析研究会琵琶
- 5 湖災害時ネットワークを通じて関係機関との連携を推進します。

図3-3-14-3 慢性腎臓病（CKD）のステージと施策の方向



《数値目標》

目標項目	現状値 (R5)	目標値 (R11)	備考
目指す姿（分野アウトカム）			
糖尿病性腎症による新規透析導入患者数	165 人 (R3)	増加の抑制 (165 人以下)	
取組の方向性（中間アウトカム）			
県民の慢性腎臓病（CKD）認知度（CKD について知っている）	32.7%	40%	
滋賀糖尿病療養指導士の数	429 人 (R4)	増加	
慢性腎臓病療養指導士の数	21 人	増加	
透析災害情報伝達シミュレーション訓練の参加医療機関数	全施設見込み	全施設	
具体的な施策（アウトプット）			
特定健康診査受診率	60.0% (R3)	70%以上	
特定健康指導実施率	26.3% (R3)	45%以上	

1 《ロジックモデル》

番号	具体的な施策(アウトプット)		番号	取組の方向性(中間アウトカム)		番号	目指す姿(分野アウトカム)					
慢性腎臓病(CKD)の予防			1	慢性腎臓病(CKD)予防に関する啓発および健診による早期発見ができています		1	全ての県民が、慢性腎臓病(CKD)について知り、発症・重症化を予防でき、病気になっても安心・安全な暮らしが継続できる					
1	生活習慣とCKDの関係や適切な疾患管理などの知識の普及			指標	県民の慢性腎臓病(CKD)認知度(CKDを知っている)		指標	糖尿病性腎症による新規透析導入患者数の減少				
	指標	図特定健康診査受診率										
		図特定保健指導実施率										
2	食生活改善や運動習慣の定着に向けた支援											
健診による早期発見と受診勧奨												
3	各保険者や市町、事業者等の健診実施主体による特定健康診査および特定保健指導へつなげるための支援		2	かかりつけ医と専門医との連携等、多職種連携体制による重症化予防対策の推進ができています		1						
4	健康診査の結果、医療機関受診が必要な人が確実に受診できる体制の整備の推進											
5	レセプトデータとの照合等により高リスク者を抽出し、医療機関の受診につなげる体制整備の推進											
かかりつけ医と連携した保健指導												
6	滋賀県糖尿病性腎症重症化予防プログラムに基づき、関係機関が連携し、受診勧奨や保健指導等の実施											
7	かかりつけ医は、専門職(保健師、管理栄養士、薬剤師等)を活用した保健指導の実施											
かかりつけ医と専門医との連携等の推進			3	慢性腎臓病(CKD)予防・医療を担う人材育成支援ができています		1						
8	専門医への紹介基準の啓発			指標	図滋賀糖尿病療養指導士の数		指標					
9	かかりつけ医と専門医の連携体制の構築の推進											
10	医療連携ツールの運用やCKDシールの活用により、患者に関わる多職種連携の促進											
11	保健師、管理栄養士等の保健指導従事者の研修											
12	かかりつけ医となる診療所の医師等の研修											
透析患者への災害時支援体制の充実ができています			4	透析患者への災害時支援体制の充実ができています		1						
13	「人工透析患者災害時支援シート」の周知と活用促進			指標	図透析災害情報伝達シミュレーション訓練の参加医療機関数		指標					
14	災害時に備えた訓練等を行い、関係機関との連携を促進											

2

15 難病

目指す姿

- 難病患者とその家族が、必要な医療および支援を受けながら住み慣れた地域で自分らしく生きがいをもって生活ができる

取組の方向性

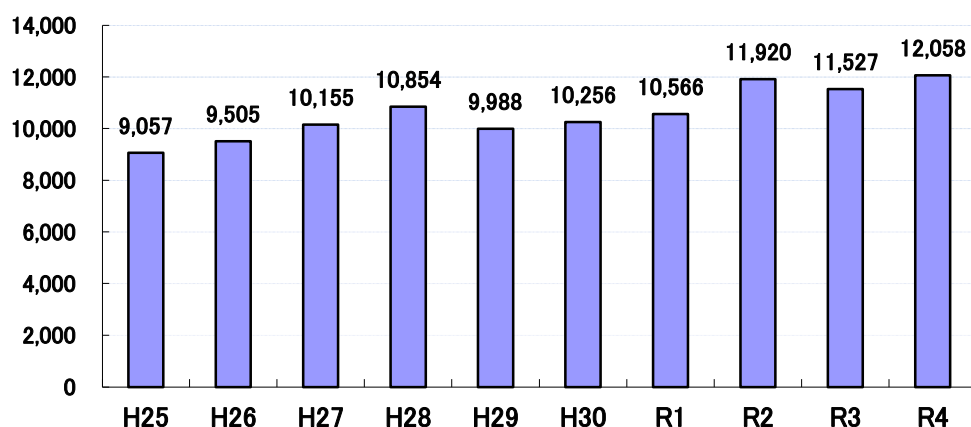
- (1) 難病患者・家族が医療費助成制度を知り、診断後早期に申請することができる
- (2) 難病患者が早期に診断され、身近な医療機関で外来・在宅・入院医療を受けることができる
- (3) 難病患者・家族が困りごとを支援者に相談し、療養に必要な支援を受けることができる
- (4) 難病患者・家族が必要な社会資源や福祉施策を知り活用することができる
- (5) 難病患者・家族が災害等発生時にも療養生活を継続することができる

現状と課題

(1) 医療費助成制度

- 難病の患者に対する良質かつ適切な医療の確保と、療養生活の質の向上を図るため、「難病の患者に対する医療等に関する法律」(以下「難病法」という。)に基づく指定難病*の患者および特定疾患*患者に対し、医療費の一部を助成しています。
- 令和5年(2023年)4月1日現在、338疾病が難病法に基づく医療費助成の対象であり、対象となる疾病の追加については引き続き検討が進められています。
- 本県における指定難病受給者数は年々増加し、令和5年(2023年)3月末現在12,058人となっており、この10年で約1.4倍となっています。
- ホームページや医療機関、保健所等から難病社会資源ガイド等による周知を実施していますが、制度がわかりにくい、支援者が制度を十分理解できていないという声があります。

図3-3-15-1 指定難病受給者数



(2) 難病医療提供体制

- 平成30年(2018年)10月1日、滋賀県難病医療提供体制整備事業の要綱を改正し、難病診療ネットワークの拠点となる「難病診療連携拠点病院」、専門領域の診断と治療を提供する「難

病診療分野別拠点病院」、身近な医療機関での医療とケアを実施する「難病医療協力病院」を指定し、難病医療提供体制を推進しています。

○ 令和5年（2023年）4月1日現在、難病診療分野別拠点病院は18病院（136診療科）、難病医療協力病院は26病院を指定しています。

○ 平成28年（2016年）3月にNP0 法人滋賀県難病連絡協議会がまとめた「難病患者等の生活と福祉ニーズに関する実態調査結果報告書」によると、疾病を発症したと思われる時期から診断に要した年月が1年以上かかった患者が約30%でした。引き続きデータ分析を実施し、より早期に診断が受けられる体制構築が必要です。

○ 難病診療連携の拠点である滋賀医科大学に、平成27年度（2015年度）より難病医療支援体制推進事業を委託しています。難病医療コーディネーターを配置し、医療相談、従事者研修、病院間の連絡調整など、拠点病院等のネットワークの構築を目指す取組を行っています。

○ 難病の特性を理解して、適切な医療・看護を提供するため、医療従事者の資質の向上が必要です。

○ 小児慢性特定疾病児童等は成人後も引き続き小児科で治療を受けている現状があるため、小児期と成人期の診療科が連携し、小児科から各診療科へスムーズに移行できる診療体制を構築する必要があります。

(3) 療養支援体制

○ 24時間医療ケアを必要とする在宅重症難病患者（人工呼吸器装着・酸素療法・たん吸引）は、県内で363人（令和4年度おたずね票集計結果）であり、年々増加しています。介護者に多大な介護負担がかかるため、24時間在宅療養を支える社会資源（訪問診療、訪問看護、訪問介護等）が必要です。

○ 介護者の休息等のためのレスパイト入院を進めるため、在宅重症難病患者の一時入院を受け入れた病院に助成しています。令和4年度、協力医療機関は39病院です。

○ 滋賀県難病相談支援センターでは、患者および家族への相談支援や医療講演会、交流会、ピア・サポート、意思伝達装置の貸出、就労支援等を実施しています。

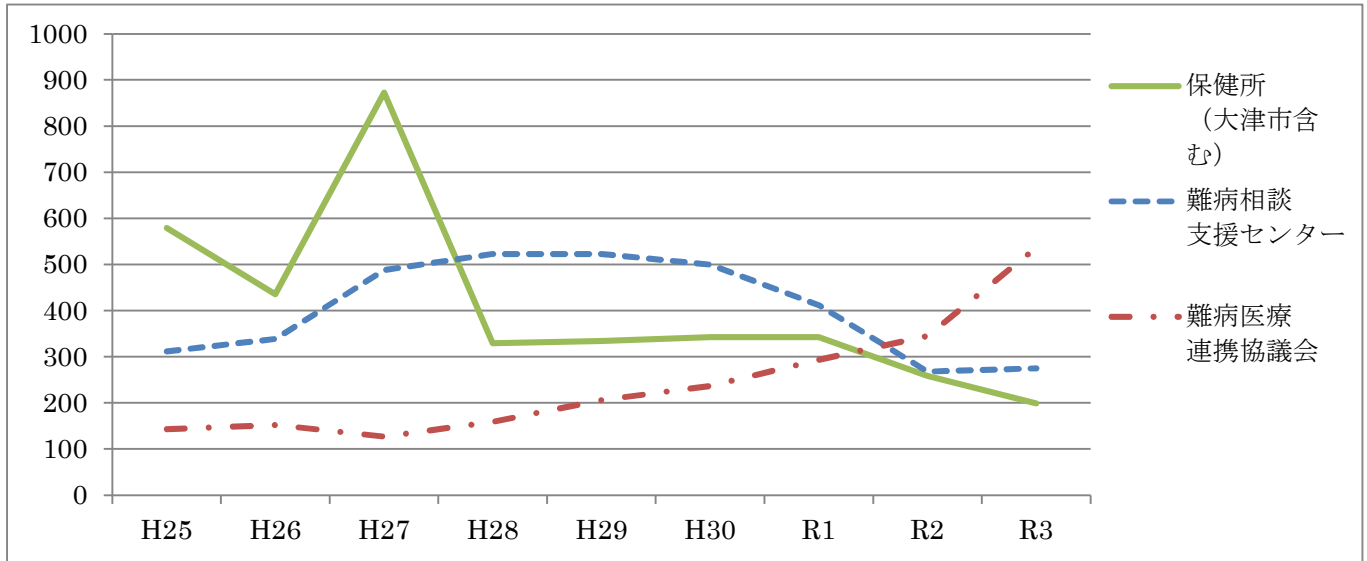
○ 各保健所で難病に関する相談・医療講演会等を実施するとともに、疾病それぞれの特性や患者および家族の状況により、在宅療養・リハビリテーション・コミュニケーション・就労等様々な困りごとに対し、市町をはじめとした関係機関とともに支援を行っています。

○ 各保健所では、難病対策地域協議会を設置し、地域における難病患者への支援体制に関する課題について関係機関と情報を共有するとともに、体制整備について協議を行っています。

○ 県立リハビリテーションセンターでは、神経難病を中心にリハビリ専門相談や従事者研修会を実施しており、引き続き難病患者に対するリハビリテーションを推進する必要があります。

○ 地域で安心して難病患者が療養するためには、在宅療養を支える医療・看護・介護・福祉関係者の資質の向上と連携が必要です。また、対象疾病の増加や他分野にわたる相談に対応するためにも、一層疾病に関する幅広い知識の普及と支援の質の向上が求められています。

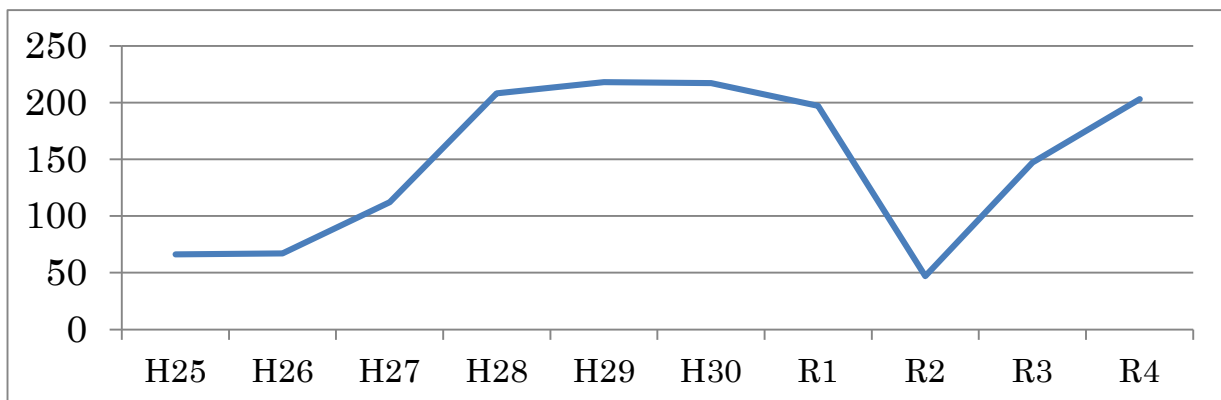
図3-3-15-2 各相談支援機関における相談件数の推移



(4) 福祉施策

- 障害者総合支援法における障害福祉サービスの対象となる難病は、令和5年(2023年)4月1日現在、366疾病となっています。
- 福祉関係者が対象疾病や難病の特性を理解して適切な支援を行うことができるよう、資質の向上および関係機関の役割の理解と連携体制の構築が必要です。
- 就労相談について、難病相談支援センターや公共職業安定所の難病患者就職サポーター、働き暮らし応援センター、障害者職業センター等の様々な機関が支援を行っています。難病相談支援センターにおける相談件数は増加しており、今後更なる支援体制の強化が必要です。また、就労相談は求職相談が多い現状があります。退職する前の相談いわゆる治療と仕事の両立について、患者や医療機関、関係機関に対する普及啓発および支援体制の充実が必要です。
- 難病は、病名や病態が知られていないことから、社会の理解が進んでおらず、地域での支援や就業などの社会生活への参加が進みにくい状況にあります。関係団体等と協働して難病が正しく理解されるような啓発に努める必要があります。

図3-3-15-3 難病相談支援センターにおける就労相談件数推移



1 (5) 災害対策

- 2 ○ 各保健所において、平時から難病患者でライフラインの途絶により生命に危機を及ぼすおそ
3 れのある者をリストアップし、大規模災害発生時には、地域防災計画および滋賀県災害時難病
4 等在宅患者対応マニュアル等に基づき、対象者の安否確認を市町や関係機関とともに行うこと
5 としています。
- 6 ○ 市町は、災害対策基本法に基づき避難行動要支援者名簿を作成することとなっています。保
7 健所から市町への難病患者における要支援者名簿の提供は、9割の市町で実施されており（大
8 津市除く）、対象者の情報共有は進んできています。引き続き、保健所と市町で難病患者におけ
9 る要支援者名簿の共有を図る必要があります。
- 10 ○ 県では、市町における避難行動要支援者の個別避難計画の作成を支援するため、特に医療的
11 ケアの必要な在宅人工呼吸器等使用者に対して「災害時対応ノート」の配布や災害時対応の検
12 討の場の提供等を行っています。今後は更に保健所、市町、各関係機関が連携した支援を効果
13 的に実施する必要があります。

16 具体的な施策

17 県全体および各二次保健医療圏において、難病対策地域協議会で医療・看護・介護・福祉・当
18 事者等の関係機関の連携体制の構築を図り、以下の取組を進めます。

19 (1) 難病患者・家族が医療費助成制度を知り、診断後早期に申請することができる

20 患者の医療費の自己負担の軽減を図るため、以下の取組を進めます。

- 21 ○ 特定医療費（指定難病）助成制度、特定疾患治療研究事業、在宅人工呼吸器使用特定疾患患
22 者訪問看護治療研究事業、先天性血液凝固因子障害等治療研究事業といった医療費助成等の制
23 度に関して、患者家族や支援者へ、より理解しやすい普及啓発に取り組みます。

25 (2) 難病患者が早期に診断され、身近な医療機関で外来・在宅・入院医療を受けることができる

26 難病患者を支える医療機関のネットワークを構築するため、難病医療連携拠点病院と滋賀県が協
27 働し以下の取組を進めます。

- 28 ○ 難病診療連携拠点病院・難病診療分野別拠点病院・難病医療協力病院の機能の充実、強化を
29 図ります。
- 30 ○ 専門医とかかりつけ医の連携強化を図り、早期診断の仕組みづくりを推進します。
- 31 ○ 在宅療養を支える医療機関に対し、難病患者に対する理解と受入れを促進します。
- 32 ○ 医療連携のネットワーク構築に向けて、各医療機関等との情報共有を推進する仕組みづくり
33 に取り組みます。
- 34 ○ 小児期診療科と成人期診療科の連携を推進します。
- 35 ○ 難病医療従事者の資質向上に努めます。

37 (3) 難病患者・家族が困りごとを支援者に相談し、療養に必要な支援を受けることができる

38 ア 在宅療養支援体制の整備

39 難病患者が安心して地域で療養できるようにするため、以下の取組を進めます。

- 40 ○ 介護者の休息の確保のため、重症難病患者一時入院（レスパイト入院）受入体制整備事業を

継続的に実施します。

- 在宅人工呼吸器使用特定疾患患者訪問看護治療研究事業を継続する等、難病患者の在宅療養の支援体制強化に努めます。

イ 相談支援体制の整備

難病患者が必要な時に気軽に相談でき、適切な支援が受けられる環境と居場所をつくるため、以下の取組を進めます。

- 難病相談支援センターによる相談対応、講演会、交流会、ホッとサロン、ピア・サポート事業等を実施します。
- 保健所による相談対応、講演会、交流会、従事者研修会等を実施し、地域の支援体制の整備を図ります。
- 難病連絡協議会と連携し、集いの開催や交流会におけるピア・サポートへの支援を通して相談支援体制の充実を図ります。

ウ 多職種連携の強化および支援者の資質向上

- 保健所による難病対策地域協議会において、在宅療養生活を支える保健・医療・介護・福祉関係者の連携強化・ネットワーク構築に向けた取り組みを継続します。
- 難病の特性理解や対象疾病の増加、他分野にわたる相談に対応するため、一層疾病に関する幅広い知識の普及、支援の質の向上に努めます。

(4) 難病患者や家族が必要な社会資源や福祉施策を知り活用することができる

難病患者の適切な福祉サービスの活用と社会参加を進めるため、以下の取組を進めます。

- 県民に対し、疾病や療養生活等難病に関する普及啓発に努めます。
- 難病患者に対し、障害者総合支援法に基づく福祉施策の周知に努めます。
- 市町等福祉関係者への研修会等を実施し、難病の特性の理解を推進します。
- 難病患者および医療機関に対し、治療や仕事の両立支援の周知啓発に努めます。
- 難病患者に対する就労相談関係機関の連携強化を図ります。

(5) 難病患者・家族が災害等発生時にも療養生活を継続することができる

災害等発生時にも難病患者が療養生活を継続することができるよう以下の取組を進めます。

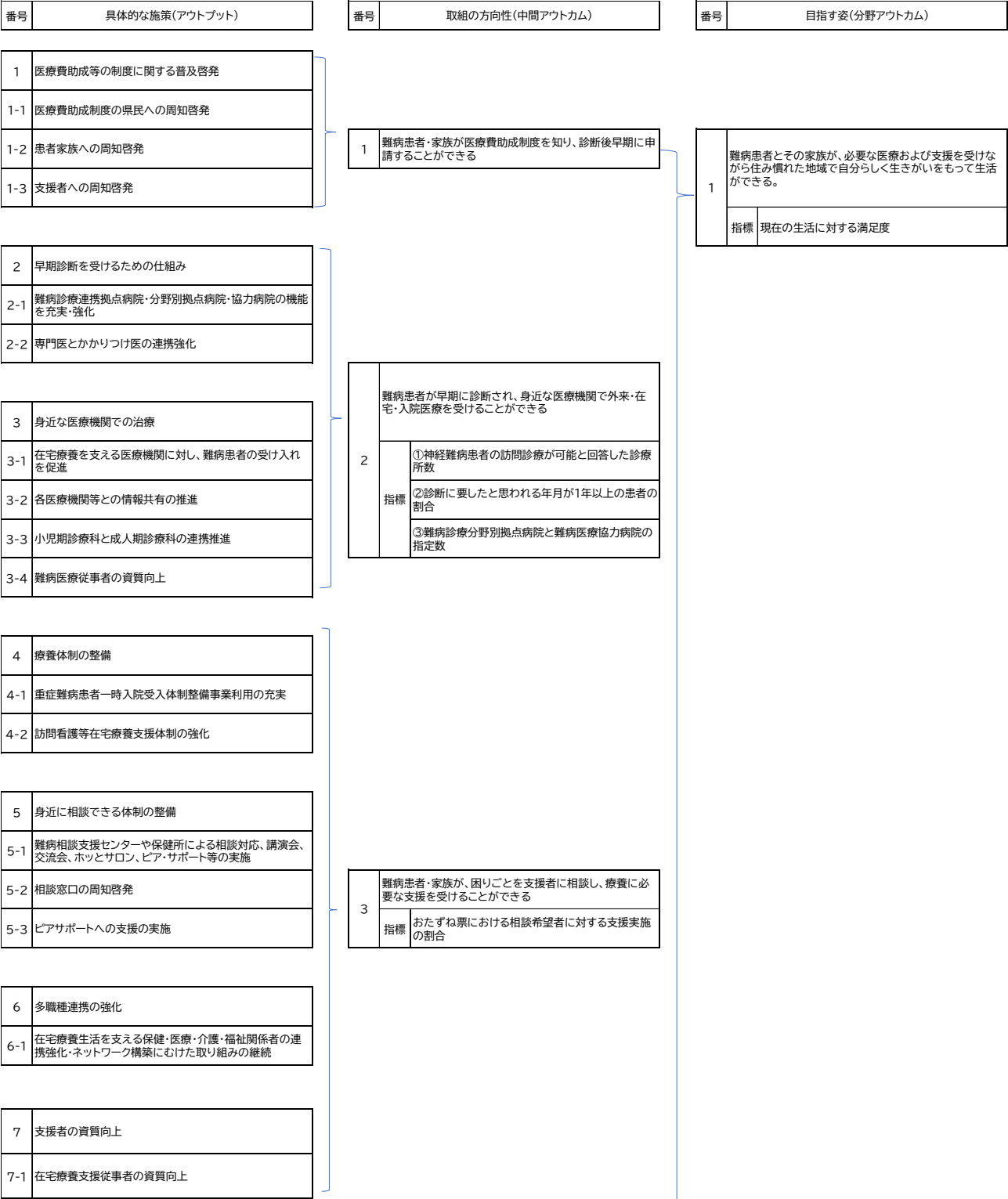
- 難病患者および家族に対し、平時からの備えについて支援します。
- 保健所は、市町に対し、災害時要支援者名簿の情報提供を推進します。
- 保健所は、市町に対し、避難行動要支援者の個別避難計画の策定を支援します。
- 各二次保健医療圏域において、難病対策地域協議会等を活用し、災害等発生時の支援体制整備の推進、ネットワーク構築を図ります。

1 《数値目標》

目標項目	現状 (R5)	目標値 (R11)	備考
目指す姿（分野アウトカム）			
現在の生活に対する満足度	—	50%	
取組の方向性（中間アウトカム）			
神経難病患者の訪問診療が可能と回答した診療所数	77 診療所	増加	
診断に要した年月が1年以上の患者の割合	30% (H28)	減少	
難病診療分野別拠点病院と難病協力病院の指定数	分野別拠点病院：136 診療科（18 病院） 協力病院：26 病院	維持	
おたずね票における相談希望者に対する支援実施の割合	—	100%	
在宅人工呼吸器使用者のうち災害時の対応に関する計画を作成済みの割合	30% (R4)	100%	

2
3

1 《ロジックモデル》



2
3

番号	具体的な施策(アウトプット)

8	県民への普及啓発
8-1	県民に対する疾病や療養生活等、難病に関する普及啓発

9	福祉支援の充実
9-1	難病患者に対する障害者総合支援法に基づく福祉施策の周知
9-2	市町等福祉関係者の難病に関する特性の理解促進

10	就労支援の充実
10-1	就労相談の実施
10-2	難病患者および医療機関に対し、治療や仕事の両立支援についての周知啓発
10-3	難病患者に関する就労相談関係機関の連携強化

11	患者・家族の備え
11-1	難病患者および家族に対し、平時の備えについて支援

12	関係機関の備え
12-1	保健所は各市町に対し災害時要支援者名簿の情報提供を推進
12-2	保健所は各市町に対し、避難行動要支援者の個別避難計画の策定を支援

13	関係機関のネットワーク構築
13-3	各二次保健医療圏において、難病対策地域協議会等を活用した災害時の支援体制整備の推進

番号	取組の方向性(中間アウトカム)

4	難病患者や家族が必要な社会資源や福祉施策を知り活用できる。

5	難病患者・家族が災害等発生時にも療養生活を継続することができる
指標	在宅人工呼吸器使用者のうち災害時の対応に関する計画を作成済みの割合

番号	目指す姿(分野アウトカム)

16 アレルギー疾患

目指す姿

- アレルギー疾患があっても、適切な対応により、自分らしくいきいきと暮らし続けることができる

取組の方向性

- (1) 重症化予防・症状軽減のための対策を知ることができる。
- (2) 身近な医療機関で適切な診療を受けることができる。
- (3) 生活の質を維持・向上させることができる。

アレルギー疾患対策については、アレルギー疾患対策基本法（平成 26 年法律第 98 号。以下この項において「法」という。）が平成 27 年（2016 年）12 月に施行されたところであり、法第 11 条第 1 項に基づき、平成 29 年（2017 年）3 月にアレルギー疾患対策の推進に関する基本的な指針が策定されたところです。

法第 13 条では、都道府県は、同指針に即するとともに、都道府県におけるアレルギー疾患医療の提供状況等を踏まえ、アレルギー疾患対策の推進に関する計画を策定することができることとされており、本県においては、保健医療計画におけるアレルギー疾患対策を法に基づくアレルギー疾患対策推進計画として位置づけ、対策を講じていくこととしています。

現状と課題

(1) アレルギー疾患の現状

- アレルギー疾患は、気管支ぜん息やアトピー性皮膚炎、アレルギー性鼻炎、アレルギー性結膜炎、花粉症、食物アレルギーなど、乳幼児から高齢者まで国民のおおよそ 2 人に 1 人が何らかのアレルギー疾患を有しています。
- 複数の疾患を合併することも多く、発症、増悪、寛解、再燃を繰り返すこともあり、QOL の低下を来しやすい疾患です。
- 令和 5 年度学校保健実態調査では、食物アレルギーの保有者は 2.49%と、年々増加傾向にあります。
- 標準的な治療を推進するため、アレルギー総合ガイドラインが作成されましたが、重症例が専門医以外で長期間治療を継続し改善していないことや、不適切なステロイド内服治療を継続されている例もあるなど、悪化・慢性化して専門医を受診されることがあります。

(2) アレルギー疾患に関する医療の現状

- 令和 5 年（2023 年）の医療機能調査において、回答のあった医療機関（病院 55、診療所 803）のうち、アレルギー疾患に関する診療機能を有している病院は 33 か所、診療所は 495 か所です。（表 3-3-16-1）
- 県内の一般社団法人日本アレルギー学会認定の専門医は、小児科 21 名、内科 8 名、耳鼻咽喉科 7 名、眼科 1 名、皮膚科 1 名、合計 38 名（令和 5 年 8 月現在）です。

- 日本小児臨床アレルギー学会認定の高度なアレルギーの専門知識と指導技術をもった医療専門職である小児アレルギーエデュケーターは、県内では8名です。(日本社団法人日本小児臨床アレルギー学会認定令和5年8月現在)
- 災害時の対応として、県の備蓄物資に一部アレルギー対応の食品があります。

表3-3-16-1 アレルギー疾患に関する診療機能を有している診療所・病院

	診療所	病院
大津	130	7
湖南	131	9
甲賀	42	3
東近江	71	6
湖東	45	3
湖北	55	3
湖西	21	2
合計	495	33

「医療機能調査（令和5年度）」（滋賀県）

（3）アレルギー疾患の対策

本県では、平成25年度（2013年度）から小児アレルギー疾患対策推進事業として小児アレルギーにおける疾患対策を行ってきましたが、平成27年（2015年）12月に法が施行され、都道府県拠点病院として滋賀医科大学医学部附属病院と小児保健医療センターを指定し、総合的なアレルギー疾患対策の取組を進めています。

ア 発症・重症化の予防

- 関係機関がアレルギー疾患の正しい情報提供を行い、患者自身がアレルギー疾患についての正しい情報を身につけ、患者力を高める必要があります。

イ 適切な診療を受けられる体制の確保

- アレルギー疾患の重症化の予防のためには、正確な診断に基づく、適切な治療と管理が行われることが重要であり、アレルギー総合ガイドラインに基づく標準治療がどの地域においても受けられるようガイドラインの更なる普及が必要です。
- かかりつけ医と専門医の連携体制や、診断が困難な症例や標準的治療では安定しない重症および難治性アレルギー疾患患者の治療を行う医療機関等のネットワークを構築することが重要です。

ウ 支援する人材や相談体制の確保

- アレルギー疾患は、慢性疾患であり、長期的に生活の質に影響を及ぼす場合が多く、幅広い内容についての相談対応や支援が必要になります。このため、多職種・多機関連携による相談支援体制づくりが必要です。
- 相談支援に対応するためには、医師だけではなく看護師や薬剤師、栄養士等の医療従事者をはじめ、地域の保健医療従事者、学校関係者、福祉施設等の関係者が正しい知識を持って相談支援にあたるよう資質向上の取組が必要です。

具体的な施策

(1) 重症化予防・症状軽減のための対策を知ることができる

ア 正しい知識の普及啓発

- 県や滋賀医科大学、小児保健医療センターのアレルギー疾患医療拠点病院は、ホームページの活用などにより、アレルギー疾患に関する基礎知識、自己管理に関する情報、県内アレルギー診療情報等についての情報をわかりやすく提供します。
- アレルギー疾患医療拠点病院は、セミナーやフォーラムを開催し、アレルギー疾患の現状や最新の治療についての周知啓発に努めます。
- 市町は、乳幼児健診等において保護者への適切な情報提供を行います。

(2) 身近な医療機関で適切な診療を受けることができる

ア 医療体制整備

- 県は、アレルギー疾患医療拠点病院を指定します。
- アレルギー疾患医療拠点病院は、標準的治療では安定しない重症および難治性アレルギー疾患患者に対する医療の提供を行います。
- アレルギー疾患の診療が可能な医療機関の整備を行います。

イ 医療機関連携

- アレルギー疾患医療拠点病院と地域の医療機関との協力体制について検討を行います。

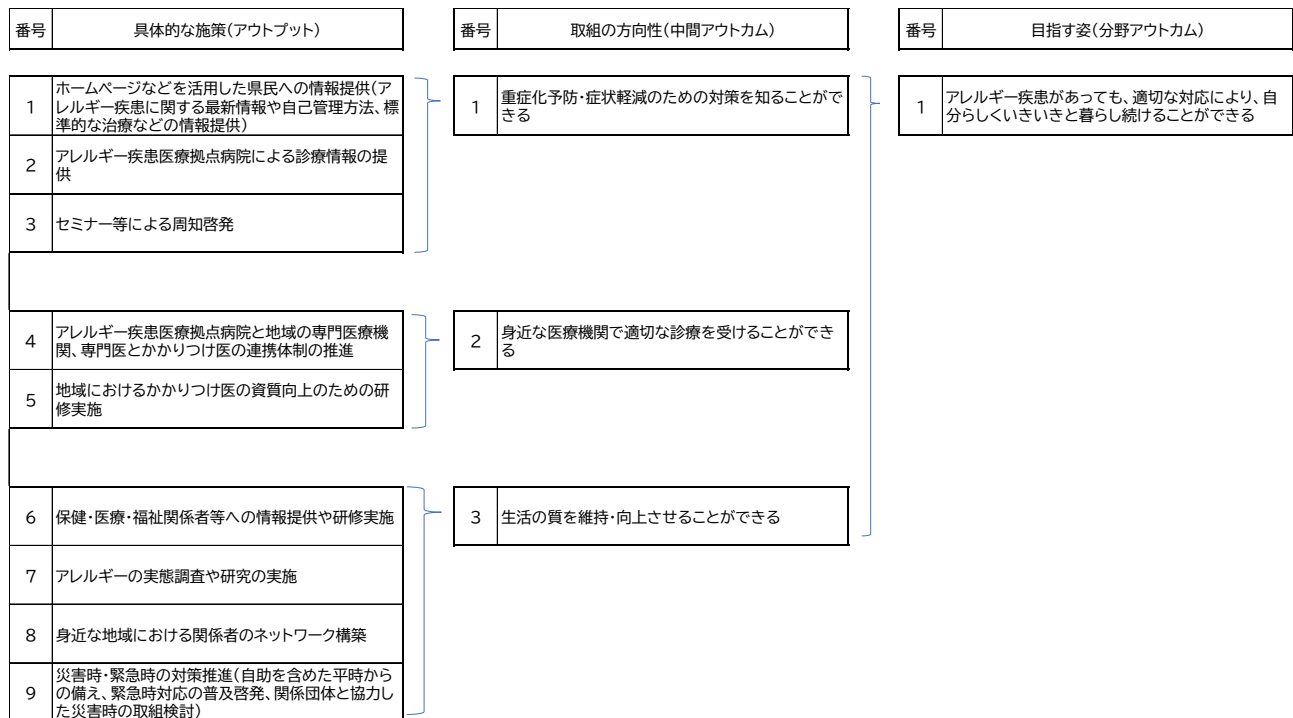
ウ 医療従事者の資質向上

- 保健・医療・福祉・教育等の関係者に対して、エビデンス（科学的根拠）に基づく正しい知識の普及啓発に努め、資質向上を図ります。

(3) 生活の質を維持・向上させることができる

- 保育施設や学校における食物アレルギー実態調査等を行い、実態把握に努めます。
- 患者・家族の支援に携わる保健・医療・福祉関係者等を対象に、アレルギー疾患の標準治療や、日常生活や疾患管理などについての情報提供や研修会の開催を行い、関係者の相談対応力の向上を図ります。
- 保育施設や学校関係者に対して、生命に危険が及ぶおそれのあるぜん息発作やアナフィラキシー症状が起きた時に適切に対応できるよう、緊急時対応に関する知識と技術の習得ができる研修会等を開催します。
- 市町における母子保健活動等において、身近な地域で多様な相談に適切に対応できるよう、乳幼児健康診査従事者研修会にアレルギー疾患についての項目を入れる等研修機会の確保に努めます。
- 身近な地域における関係者のネットワークを構築し、患者や家族が安心して生活できるよう、保健・医療・福祉・教育関係者が相互の役割と連携の必要性を理解し、関係者の連携強化を推進します。
- 災害時の対応について、関係機関との連携により、自助も含め平時からの備えや緊急時の対応についての普及啓発を図るとともに、民間も含めた関係団体等と協力し災害時の取組について検討します。

1 《ロジックモデル》



2

17 感染症

目指す姿

- 感染症を早期に発見し、まん延を防止することができる
- 適切な医療が提供されている

取組の方向性

感染症発生予防のために感染症情報を提供し、積極的疫学調査*などの感染拡大防止対策を充実させるとともに、感染症になっても適切な医療を提供できる体制を整えます

- (1) 予防接種の接種率が向上できている
- (2) 感染症予防に関する知識が県民に周知できている
- (3) 積極的疫学調査や感染対策により感染拡大を防止できている
- (4) 感染予防・管理のための地域連携が推進されている
- (5) 必要な医療体制が整備できている
- (6) 検査・相談・カウンセリングが受けやすい環境が整備できている
- (7) 患者の移送体制が整備できている

現状と課題

(1) 県内の感染症の発生状況

- 令和4年(2022年)は、一類感染症の発生はなく、二類感染症では結核が158例、三類感染症では腸管出血性大腸菌が46例届出されています。感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律の対象となる感染症の定義および類型は表3-3-17-1のとおりです。
- 患者発生時の保健所による疫学調査および必要に応じた県民への情報提供などにより、感染症発生時の拡大防止に努めています。

(2) 感染症医療の概要

- 一類感染症、二類感染症、新型インフルエンザ等感染症の患者等の入院治療を行うために、第一種感染症指定医療機関を1病院2床、第二種感染症指定医療機関を二次保健医療圏ごとに合計7病院32床を指定しています(表3-3-17-2)。また、結核病床、エイズ診療拠点病院・協力病院および肝疾患診療連携拠点病院・専門医療機関なども整備しています。

(3) 予防接種の概要

- 接種率の向上のために、各市町における予防接種の案内を県のSNSやホームページを通して広く啓発するとともに、居住する市町以外の医療機関でも予防接種が受けられるよう広域化事業を実施しています。また、予防接種に関する疑問に対応するために、滋賀県予防接種センター*において相談対応を実施しています。
- 子宮頸がんワクチンは、平成25年(2013年)6月から接種勧奨が控えられていたため、他の先進国と比較して接種率が低い状態にあります。令和3年(2022年)における女子の定期接種対象者の接種率は、カナダやオーストラリアなどでは接種率80%以上ですが、日本は26.2%で

した。令和4年（2022年）4月から子宮頸がんワクチンの接種勧奨が再開されましたが、依然接種率は低い水準で推移しています。

（４）感染症発生情報・対策の周知、啓発

- 衛生科学センター内に設置されている感染症情報センターでは、感染症発生動向調査事業の一環として感染症発生状況を週報および月報で情報発信するとともに、学校欠席者・感染症情報収集システム*により、学校、幼稚園、保育園で発生している感染症についても情報発信を行っています（図3-3-17-3）。
- 週報や月報で詳細に情報提供を行っていますが、即時の情報発信には不向きなところがあります。
- 本県では、国内の感染症発生動向を適宜把握し、必要に応じてホームページやSNS等の手段を用いて適切な予防行動がとれるように情報発信を行っています。

（５）感染予防・管理の推進

- 病院、患者を入院させるための施設を有する診療所および入所施設を有する助産所に対して、院内感染対策委員会の開催が義務付けられ、院内感染対策が推進されています。また、医療機関の感染防止対策を支援するために、感染症対策ネットワークを構築しています。
- 医療機関や社会福祉施設の施設職員で新たな感染症対策にも対応できる知見を有する人材を育成するために、医療機関や社会福祉施設の施設職員等に対して研修会等を行っています。

（６）公衆衛生に資する検査のための体制整備

- 病原体の診断や遺伝子解析のために、衛生科学センターにおいて国立感染症研究所等と連携しながら行政検査を実施しています。
- 感染症対策において、科学的かつ技術的に中核となる衛生科学センターの体制および機能の強化が求められています。
- 医療機関、検査機関等で新たな感染症の検査にも対応できる人材が少ない状況にあります。

表3-3-17-1

感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律の対象となる感染症の定義・類型

	対象疾病	定義・類型	主な対応・措置	医療体制
一類 感染症	エボラ出血熱 クリミア・コンゴ出血熱 痘そう 南米出血熱 パスト マールブルグ病 ラッサ熱	感染力、り患した場合の重篤性等に基づく総合的な観点からみた危険性が極めて高い感染症	原則入院 消毒等の対物措置 (例外的に、建物への措置、通行制限等の措置も適用対象とする。)	第一種感染症指定医療機関（都道府県知事が指定、各都道府県に1か所）

	対象疾病	定義・類型	主な対応・措置	医療体制
二類 感染症	急性灰白髄炎 結核 ジフテリア 重症急性呼吸器症候群 （SARSコロナウイルスに限る） 中東呼吸器症候群（MERSコロナウイルスに限る） 鳥インフルエンザ（H5N1） 鳥インフルエンザ（H7N9）	感染力、り患した場合の重篤性等に基づく総合的な観点からみた危険性が高い感染症	状況に応じて入院 消毒等の対物措置	第二種感染症指定医療機関（都道府県知事が指定、二次保健医療圏に1か所）
三類 感染症	コレラ 細菌性赤痢 腸管出血性大腸菌感染症 腸チフス パラチフス	感染力、り患した場合の重篤性等に基づく総合的な観点からみた危険性が高くないが、特定の職業への就業によって感染症の集団発生を起こし得る感染症	特定の職種への就業制限 消毒等の対物措置	一般の医療機関
四類 感染症	ウエストナイル熱 狂犬病 鳥インフルエンザ（H5N1およびH7N9を除く） 日本脳炎 マラリア 他 計44疾患	感染力及びり患した場合の重篤性等に基づく総合的な観点からみた危険性は高くないが、動物、飲食物等の物件を介してヒトに感染する感染症	動物の措置を含む 消毒等の対物措置	一般の医療機関
五類 感染症	後天性免疫不全症候群 麻しん 風しん 梅毒 新型コロナウイルス感染症 ウイルス性肝炎 インフルエンザ（鳥インフルエンザおよび新型イ	感染症発生動向調査を行い、その結果等に基づいて必要な情報を一般国民や医療関係者に提供・公開していくことによって、発生・拡大を防止すべき感染症	感染症発生状況の収集、分析とその結果の公開、提供	一般の医療機関

	対象疾病	定義・類型	主な対応・措置	医療体制
	ンフルエンザ等感染症を除く） 他 計 49 疾患			
新型インフル エンザ 等感染 症	新型インフルエンザ 再興型インフルエンザ 新型コロナウイルス感染 症 再興型コロナウイルス感 染症	全国かつ急速なまん延により国民の生命および健康に重大な影響を与えるおそれのある感染症	状況に応じて入院 消毒等の対物措置	第二種感染症指定医療機関
新感染症	(該当なし)	人から人に伝染すると認められる疾病であって、既知の感染症と症状等が明らかに異なり、その伝染力およびり患した場合の重篤度から判断した危険性が極めて高い感染症	【当初】都道府県知事が、厚生労働大臣の技術的指導・助言を得て個別に応急対応する。(緊急の場合は、厚生労働大臣が都道府県知事に指示をする。) 【政令指定後】政令で症状等の要件指定した後に一類感染症に準じた対応を行う。	特定感染症指定医療機関(国が指定、全国に数か所)
指定 感染症	既知の感染症の中で上記一類～三類に分類されない感染症において一類～三類に準じた対応の必要が生じた感染症 (政令で指定)	一類～三類感染症に準じた入院対応や消毒等の対物措置を実施(適用する規定は政令で規定する。)	一類～三類感染症に準じた措置	

1
2
3
4
5

- 県は、衛生科学センター内に設置している感染症情報センターが発行する感染症の週報および月報により、広く県民に感染症の流行状況を周知します。
- 県は、週報や月報以外にも、県内の流行状況を踏まえ、適宜SNSや県のホームページ等を活用して、感染症の予防策を啓発していきます。

(3) 積極的疫学調査や感染対策により感染拡大を防止できている

- 県は、感染症事例に対応する保健所等職員に対して、積極的疫学調査手法や感染管理についての研修会を実施します。
- 県は、保健所からの依頼に基づいて、実地疫学専門家や感染管理認定看護師等による技術的支援を行い、科学的根拠に基づいた対策を実施します。

(4) 感染予防・管理のための地域連携が推進されている

- 県は、地域の医療機関におけるネットワークおよび高齢者施設と障害者施設におけるネットワークを構築し、研修会の実施による人材育成および情報共有機会の提供などにより、施設および地域における感染対策の促進を支援します。
- 県は、感染対策向上加算等の医療機関間の感染対策連携を推進します。

(5) 必要な医療体制が整備できている

- 県は、医療機関と調整し、必要な感染症病床数を確保します。
- 県は、医療機関が早期発見・早期治療できるよう感染症の流行状況を情報提供し、診断・検査を支援します。
- 県は、医療機関の医師、看護師および臨床検査技師などに対して研修会を実施し、人材育成を図ります。

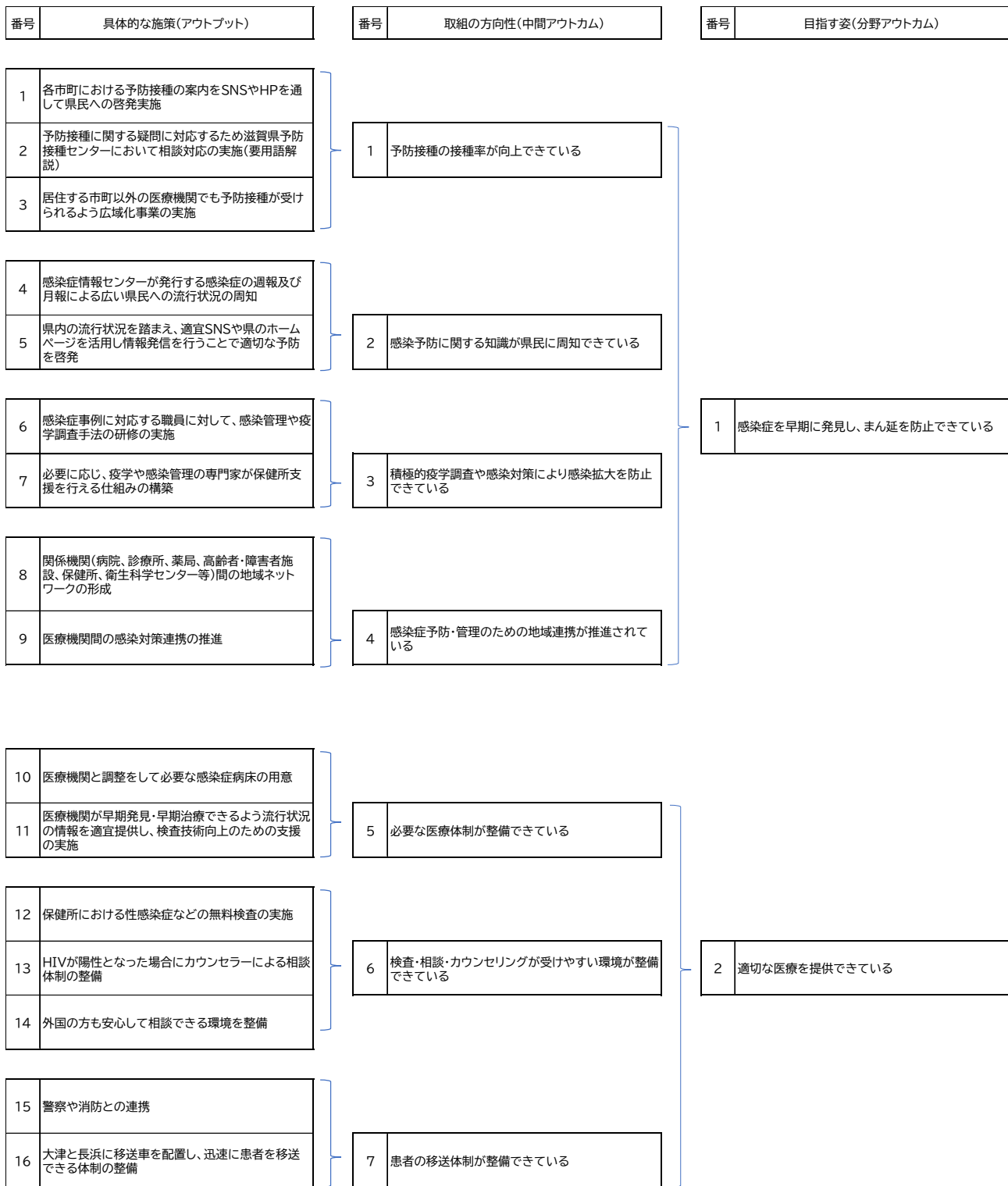
(6) 検査・相談・カウンセリングが受けやすい環境が整備できている

- 県は、保健所における性感染症などの無料検査を引き続き実施します。
- 県は、エイズが陽性となった場合にエイズカウンセラーによる相談体制の整備を行います。
- 県は、外国の方も安心して相談できる環境を整備します。

(7) 患者の移送体制が整備できている

- 県は、患者等に適正な医療を提供するため、必要に応じ患者等を感染症指定医療機関等に移送します。また、警察や消防と連携し、移送体制の整備に努めます。
- 県は、一類感染症、二類感染症及び新型インフルエンザ等感染症患者で、入院勧告を受けた患者、入院措置をされる患者、転院をする患者を移送するため、県の南部と北部に移送車を配備します。

1 《ロジックモデル》



2

【疾病別の対策】

① 結核

目指す姿

- 結核を早期に発見し、まん延を防止することができる
- 適切な医療の提供により重症化を防ぐことができる

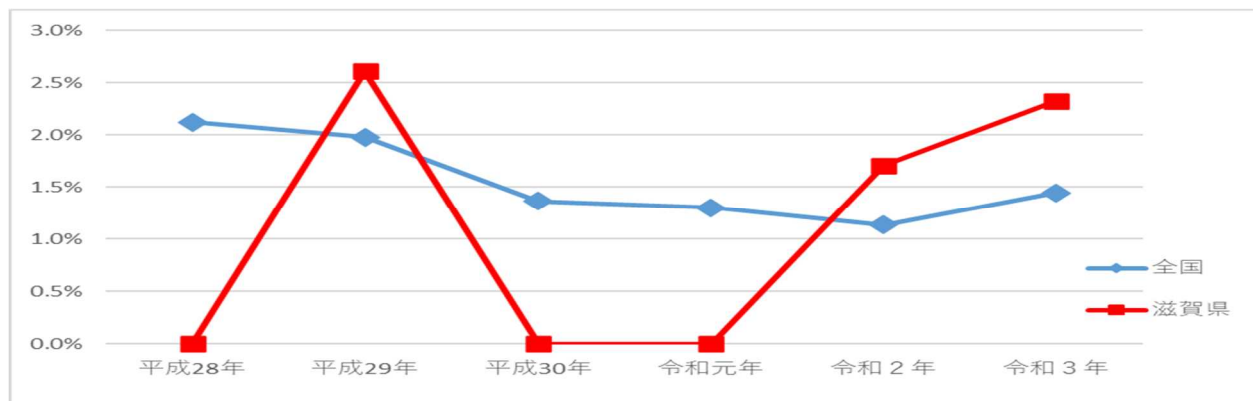
取組の方向性

- (1) 健診対象者が適切に健診を受けることができる。
- (2) 地域における適切な結核医療が提供できる。

現状と課題

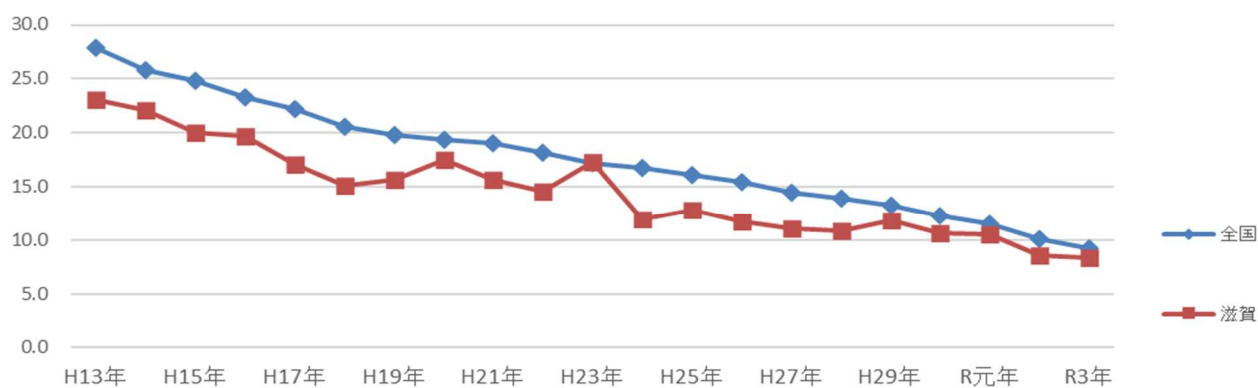
- 本県における令和3年（2022年）の新登録患者数（117人）は、前年（122人）より減少しており、人口10万人あたりのり患率*も全国平均の9.2を下回る8.3まで低下しています。
- 結核患者の高齢化が進んでおり、新登録患者の6割以上は65歳以上の高齢患者が占めています。外国出生者の新登録患者数も26人（22.2%）で、全国平均の11.4%より高い状況です。
- 結核集団感染事例の発生時には、速やかに発生状況を調査し、情報提供を行うとともに、感染の拡大を防ぐ取組が重要です。また、医療関係者、教育関係者、介護関係者や労働関係者に対して、正しい知識の普及を図り、集団発生の予防対策を進める必要があります。
- 令和3年（2021年）時点の前年新登録肺結核患者86人のうち2人が治療を中断しています。結核は再発の可能性のある疾患で、治療期間中に規則的な服薬が行われなかった患者は再発の可能性や薬剤耐性疾患となる可能性があることから、結核患者の治療が確実に行われるように、医療機関や関係機関が連携して服薬療養支援*（DOTS）を行う必要があります。DOTS実施率は、平成24年～平成28年は50%～80%で推移していましたが、令和3年は99%まで上昇しています。
- 平成27年度（2015年度）から保健所で、結核治療の中断・治療失敗の原因や患者支援のあり方を検討するコホート検討会*を実施し、結核治療の向上を図っています。また、コホート検討会の結果について結核治療医療機関と共有し、治療率の向上、患者支援について検討しています。
- 結核患者に対して、適切な医療を提供し、重症化予防および周囲への蔓延防止をするために、結核病床を有する第2種指定医療機関を指定しています。また、平成27年度（2015年度）から、2医療機関で結核モデル病床*が認定され、他疾患を合併し専門的な医療が必要な感染性がある結核患者への対応として、一般・精神病床の有効利用できる体制を整備しています。
- 新規登録者数、り患率および病床利用率は年々低下しているため、結核病床数の再検討が必要です。併せて、結核モデル病床などの体制についての再検討も必要です。

1 図3-3-17-4 前年新登録肺結核患者の治療中断・失敗率（平成28年～令和3年、滋賀県）



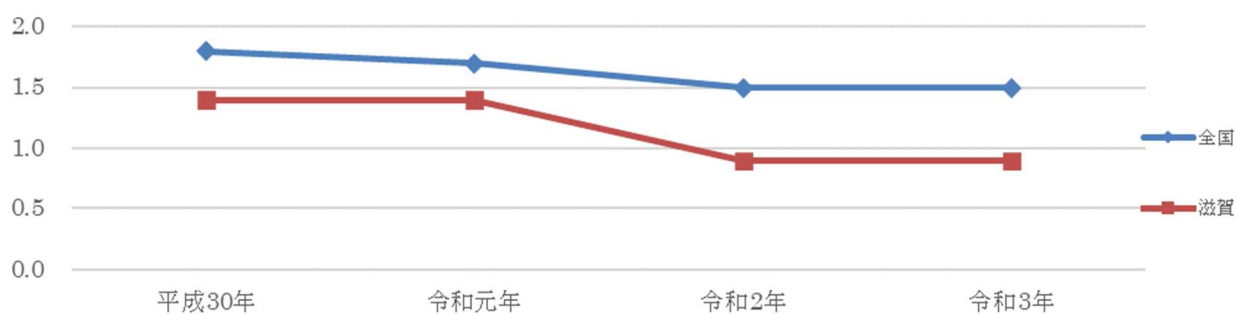
出典：結核年報

6 図3-3-17-5 結核り患率（人口10万当たり）の年次推移（平成13年～令和3年、滋賀県）



出典：「結核の統計」（結核予防会）

11 図3-3-17-6 結核死亡率（人口10万人当たり）の年次推移（平成30年～令和3年、滋賀県）



出典：「結核の統計」（結核予防会）

1 表3-3-17-6 結核病床を有する第二種感染症指定医療機関

医療機関名	結核病床数（現状）	結核病床数（計画）
地域医療機能推進機構 滋賀病院	37 床	10 床
公立甲賀病院	0 床 （結核モデル病床2床）	0 床 （結核モデル病床2床）
国立病院機構 東近江総合医療センター	16 床 （結核モデル病床4床）	16 床 （結核モデル病床4床）
彦根市立病院	10 床	10 床

2 具体的な施策

3 （１）健診対象者が適切に健診を受けることができる

- 4 ア 感染症法第十七条および五十三条の十三の規定に基づく保健所における結核健診の体制強化
- 5 ○ 県は、患者の早期発見のため保健所における結核の健診が適切に行えるよう業務の ICT 化や
- 6 医療機関など関係機関との連携・協力をを行い体制強化します。
- 7 イ 結核に係る定期健康診断の実施状況の把握
- 8 ○ 県は、結核の発生状況および感染症法第五十三条の二の規定に基づく定期健康診断の実施状
- 9 況を把握し、高齢者および介護者ならびに健康診断受診率の低い団体に対して重点的な結核の
- 10 予防知識の普及啓発および指導に努めます。
- 11 ウ 正しい知識の普及啓発
- 12 ○ 県民や感染症法第五十三条の二の規定に基づく定期健康診断の対象施設、外国出生者を雇用
- 13 する労働関係に対し、結核の普及啓発を推進します。
- 14 ○ 県は、外国出生者や高齢者の定期健康診断を提供する実施主体の医療関係者、教育関係者や
- 15 介護関係者、労働関係者に対して、研修会等による正しい知識の普及を図ります。
- 16 エ 集団発生時の県民への情報提供
- 17 ○ 県は、集団発生時に県民等自らが状況に応じた適切な行動をとることにより、危機による
- 18 影響をできる限り軽減できるよう、管轄保健所と協力し適正かつ速やかに情報提供を行います。
- 19
- 20
- 21

22 （２）地域における適切な結核医療が提供できる

- 23 ア 結核療養者に対して地域DOTSの実施
- 24 ○ 県は、患者の確実な治療のために、滋賀県薬剤師会や訪問看護ステーション等と連携し、
- 25 服薬療養支援（DOTS）を推進します。
- 26 イ コホート検討会の開催
- 27 ○ 県は、結核患者の治療成績の分析やDOTS実施方法等患者支援の評価・見直し、地域の結核
- 28 医療および結核対策全般に関する課題を検討するため、コホート検討会を実施します。
- 29 ○ また、感染症診査協議会の委員や結核治療医療機関、地域の医療機関等の関係機関に、コ
- 30 ホート検討会への参加働きかけやコホート検討会の結果についての情報共有を図ります。
- 31 ウ 結核指定医療機関の指定

○ 県は、県民が安心して医療を継続して受けられるよう結核指定医療機関の確保に努め、医療機関からの申請が適正かつ迅速に行えるようICTの活用を含めた仕組み作りに取り組みます。

エ 基準病床数に応じた結核入院病床の指定

○ 県は、結核の患者等に対する適切な医療を提供するため、必要な病床の確保および適正な配置に努めます。また、他疾患を合併し専門的な医療が必要な感染性がある患者が入院できるように、一般・精神病床を有効利用できる結核モデル病床などの体制整備に努めます。

オ 結核に対する人材の育成

○ 県は、医療関係者等に対する結核医療技術・情報に関する研修の機会の確保に努め、結核対策における保健・医療水準の向上を推進します。

○ 県は、保健所職員を中心とした研修会を実施し、保健所において結核対策に関わる人材を育成します。

《数値目標》

目標項目	現状値 (R3 年)	目標値 (R11 年)	備考
目指す姿（分野アウトカム）			
人口 10 万人あたりのり患率	8.3	10.0 以下	結核に関する特定 感染症予防指針
人口 10 万人あたりの結核死亡率	0.9	0.8 以下	ストップ結核 ジャパン
取組の方向性（中間アウトカム）			
肺結核患者の治療失敗・脱落率	2.3% (86 人中 2 人) (令和 2 年)	5%以下	結核に関する特定 感染症予防指針
潜在性結核感染症の治療を開始した者のうち治療を完了した者の割合	81% (63 人中 51 人)	85%以上	結核に関する特定 感染症予防指針
保健所における結核健診の受診率	98.3% (感染症法第十七条) 95.1% (感染症法第五十三 条の十三)	100%	
結核に係る定期健康診断の受診率	37.8% (感染症法第五十三 条の二)	受診率の向上	

1 《ロジックモデル》



2

② 後天性免疫不全症候群・梅毒

目指す姿

- 後天性免疫不全症候群および梅毒のまん延防止とともに、重症化を防ぐことができる

取組の方向性

- (1) HIV感染（無症状病原体保有者）および梅毒が早期発見できる
- (2) HIV感染者および後天性免疫不全症候群（エイズ）患者に対する医療体制が整備できている

現状と課題

(1) ヒト免疫不全ウイルス（HIV）および後天性免疫不全症候群(エイズ)

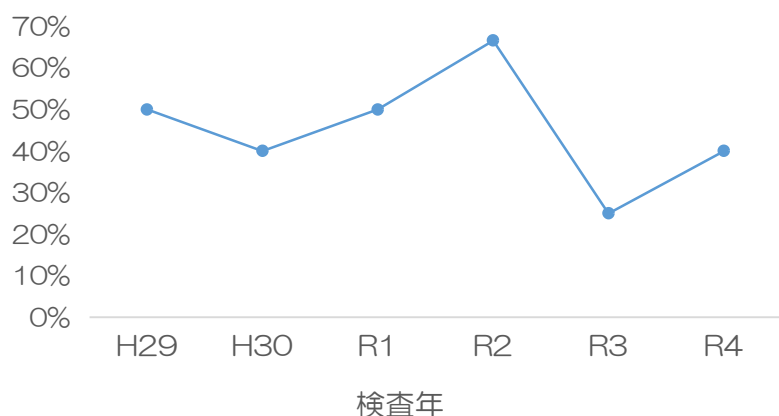
- 県内で平成2年(1990年)に初めてエイズ患者が確認されて以降、新規のヒト免疫不全ウイルス（HIV）感染者および後天性免疫不全症候群（エイズ）患者が毎年届出されていますが、近年は低い値で推移しています。（表3-3-17-7）
- HIVの感染に気付かず、後天性免疫不全症候群（エイズ）を発症して初めて感染に気が付く『いきなりエイズ』の割合は、令和4年（2022年）40%で、全国平均（28%）と比べて高い値で推移しています（表3-3-17-8）。
- 早期にHIV検査を受け、予防行動の教育を含めた普及啓発を行うことは極めて重要です。
- 保健所において、匿名かつ無料でHIV感染症の検査・相談を実施しています。
- 保健所で実施しているHIV感染症の検査および一般相談の数は、コロナ禍の影響もあり、令和2年度以降減少しています。（表3-3-17-9）
- 本県では、エイズカウンセラーを雇用し、HIV検査時および医療機関において予防に関する助言および精神的なサポートを行っています。
- HIV感染者および後天性免疫不全症候群（エイズ）に適切な医療を提供し、重症化を防ぐためにエイズ治療中核病院、エイズ診療拠点病院、エイズ協力病院および長期療養患者担当病院を指定しています（表3-3-17-10）。

表3-3-17-7 HIV感染者、エイズ患者の新規届出数

年	H29	H30	R1	R2	R3	R4
新規HIV感染者(人)	5	6	6	2	6	3
新規エイズ患者(人)	5	4	6	4	2	2
新規合計(人)	10	10	12	6	8	5

出典：感染症発生動向調査

1 表3-3-17-8 いきなりエイズ率の推移



出典：感染症発生動向調査

5 表3-3-17-9 保健所で実施しているHIV検査・相談件数

年度	H29	H30	R1	R2	R3	R4
検査件数(件)	739	856	808	547	438	583
相談件数(件)	1847	2157	2018	1358	1134	1208

8 表3-3-17-10 エイズ医療体制

種別	圏域	医療機関名 ○は長期療養担当病院
エイズ治療中核拠点病院	全県	滋賀医科大学医学部附属病院
エイズ診療拠点病院	(大津)	大津赤十字病院
	(湖南)	県立総合病院
	(湖東)	彦根市立病院
エイズ診療協力病院	大津	地域医療機能推進機構滋賀病院、市立大津市民病院、大津赤十字志賀病院
	湖南	県立小児保健医療センター、県立精神医療センター、済生会滋賀県病院
	甲賀	国立病院機構紫香楽病院、○公立甲賀病院
	東近江	近江八幡市立総合医療センター、○ヴォーリス記念病院、国立病院機構東近江総合医療センター
	湖北	○長浜赤十字病院、市立長浜病院、長浜市立湖北病院
	湖西	○高島市民病院

(2) 梅毒

- 近年、梅毒患者は増え続けており、本県では令和4年（2022年）に年間届出数の過去最高値を更新しています（表3-3-17-11）。
- 保健所にて匿名かつ無料で梅毒の検査・相談を実施しています。
- 保健所で実施している梅毒の検査および一般相談の数は、コロナ禍の影響もあり、令和2年度（2020年度）以降減少しています（表3-3-17-12）。
- 保健所検査において、保健師や助産師等により梅毒の予防に関する専門的な助言および精神的なサポートを行っています。
- 梅毒に関する発生動向を注視し、早期の検査および予防教育を含めた普及啓発を行っています。

表3-3-17-11 梅毒患者新規届け出数

年	H29	H30	R1	R2	R3	R4
梅毒陽性者(人)	28	24	32	33	46	69

出典：感染症発生動向調査

表3-3-17-12 保健所で実施している梅毒検査・相談件数

年	H29	H30	R1	R2	R3	R4
検査件数(件)	753	862	812	551	445	495
相談件数(件)	1848	2157	2018	1358	1134	1208

具体的な施策

(1) HIV感染症（無症状病原体保有者）および梅毒が早期発見できる

ア HIV感染症および梅毒の検査・相談の実施

- 県は、保健所にて匿名かつ無料でHIV感染症および梅毒の検査・相談を継続的に実施します。
- 県は、梅毒の早期発見のためにも、HIV検査の受検者に対し梅毒の検査を推奨します。
- 保健所における検査は、即日で検査結果を伝え、検査の前後で専門のカウンセラーによる個別カウンセリングを行うことができる体制を整備します。
- 県は、通訳手段の確保により、外国人の対応ができる体制を整備します。
- 検査・相談時は受検者同士が顔を合わさない工夫をし、受検者が安心して検査・相談を受けられる体制を整備します。
- 県は、エイズカウンセラーによるエイズ専門電話を継続的に実施します。
- HIV感染症および梅毒の陽性確認時は、確実な受診につながるような支援および専門職による心理面のフォローを行います。

イ HIV感染、後天性免疫不全症候群（エイズ）および梅毒に関する普及啓発

- 県は、HIV検査普及週間（6月）や世界エイズデー（12月1日）に合わせ、保健所検査枠の拡大や、大学や専修学校など教育機関等へのパンフレット等の配布、各種SNSを使用した啓発など、HIV感染の早期発見およびHIV感染者および後天性免疫不全症候群（エイズ）患者の人権保護のための正しい知識の普及につながる啓発に努めます。
- 県は、感染症発生動向調査を注視するとともに、梅毒などの流行層に合わせた予防啓発を図ります。

（2）HIV感染者および後天性免疫不全症候群（エイズ）患者に対する医療体制が整備できている

ア 医療提供体制の確保

- 県は、HIV感染者および後天性免疫不全症候群（エイズ）患者に良質かつ適切な医療を提供し重症化を防ぐために、エイズ治療中核拠点病院、エイズ診療拠点病院、エイズ協力病院および長期療養患者担当病院を指定します。
- 県は、長期療養が必要となった後天性免疫不全症候群（エイズ）患者が希望する生活が継続できるよう、医療機関等の協働・連携を促進することを目的に長期療養ネットワークに参画する医療機関および施設を選定し、ネットワークを構築します。

イ 医療機関と行政の連携強化

- 県は、エイズ拠点病院、エイズ協力病院の医師を中心とした医療従事者、滋賀県歯科医師会、県庁感染症対策主管課、その他の関係課、保健所および衛生科学センター職員を一堂に会した「滋賀県HIV医療等連絡会」を年に数回開催します。滋賀県のHIV感染者および後天性免疫不全症候群（エイズ）患者の現状や課題に対して各専門家が協議することにより、エイズ医療体制の整備を促進するとともに、患者が地域でも安心して生活できるように医療体制を構築します。

ウ HIV感染者および後天性免疫不全症候群（エイズ）患者の専門カウンセリングを実施

- 県は、診断時およびその後の継続した療養生活の中で、心理的ケアを行うカウンセリング体制を強化するため、県からエイズカウンセラーを派遣します。

エ HIV感染者からの針刺し事故*時の緊急対応

- 県は、医療従事者がHIV感染者の体液等に曝露した場合などの医療事故に対し、感染予防対策を円滑に実施するため、マニュアルを定めています。また、県で抗HIV予防薬を購入し、二次保健医療圏に一つ以上の医療機関へ予防薬を配置します。（表3-3-17-15）
- 県は、HIV感染者および後天性免疫不全症候群（エイズ）患者も安心して歯科治療を受けることができる体制、および歯科治療を行う歯科診療所も安全に治療を行うことができるよう、滋賀県HIV歯科診療ネットワークを構築します。

1 表3-3-17-15 針刺し事故時の抗HIV予防薬配置病院（令和5年（2023年）現在）

2



3

4

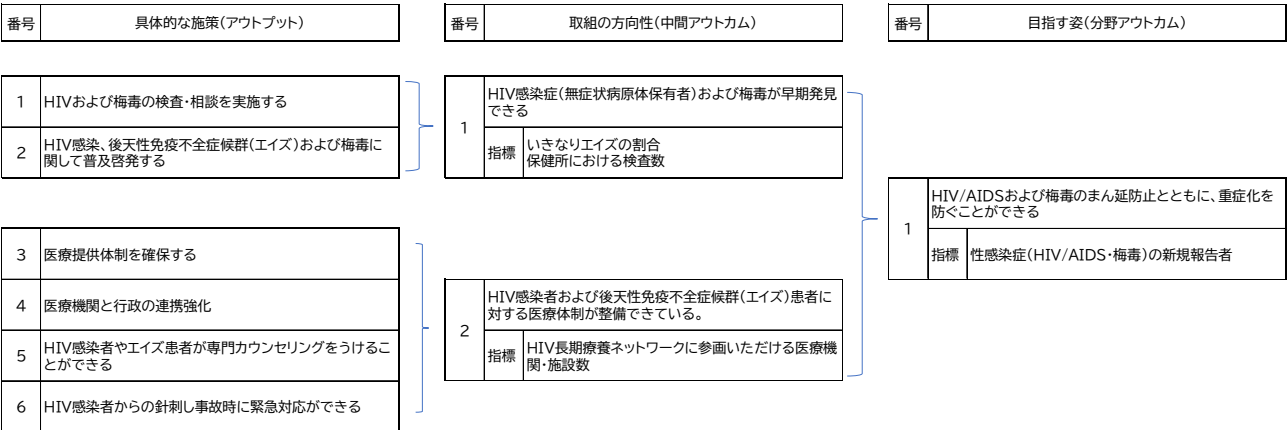
1 《数値目標》

目標項目		現状値 (R4)	目標値 (R11)	備考
目指す姿(分野アウトカム)				
性感染症の新規感染・患者数	H I V感染者	3 名	増加の抑制	
	エイズ患者	2 名		
	梅毒患者	69 名		
取り組みの方向性(中間アウトカム)				
いきなりエイズ率		40%	30%以下	全国値 28% (R4 年)
保健所における検査数	H I V検査数	583 件	検査数が増える	
	梅毒検査数	495 件		
H I V長期療養ネットワークの 医療機関および施設数		—	二次保健医療圏 に1つ以上	現在、構築中

2

3

4 《ロジックモデル》



5

③ 肝炎

目指す姿

- 肝炎ウイルス*感染者を早期に発見し、早期に治療できている
- 肝炎ウイルス感染者に適切な医療を提供できている

取組の方向性

- (1) 必要な人に必要な検査や治療等が提供できている
- (2) 肝疾患に対する医療体制が整備できている

現状と課題

(1) ウイルス感染者の検査と治療費助成の現状

- ウイルス性肝炎は国内にはB型で110～120万人、C型で90～130万人の患者がいると推計されており、人口比から県内でも2～3万人の患者がいると考えられます。ウイルス性肝炎は自覚症状がなく、感染に気づいていない場合もあり、正しい知識の普及啓発に努める必要があります。また、長期間の経過後に肝硬変や肝臓がんを引き起こす危険性が指摘されていますので、早期に肝炎ウイルス検査*を受け、適切な相談および医療機関を受診することは、発生の予防およびまん延の防止に極めて重要です。
- 本県では、平成13年度（2001年度）から保健所で肝炎ウイルス検査を実施するとともに、平成19年度（2007年度）から契約医療機関でも無料検査を実施し、感染者の早期発見を支援しています。また、平成14年度（2002年度）から市町が実施する40歳以上の住民健診での肝炎ウイルス検査により、感染者の早期発見と検査陽性者への受診勧奨が実施されています。
- 保健所で実施しているB型およびC型肝炎の一般相談は、令和4年度（2022年度）2,632件、B型およびC型肝炎ウイルス検査数は1,178件であり、いずれも近年、減少傾向です。
- 本県では、肝炎ウイルス検査陽性判定者への初回精密検査（平成27年度（2015年度）から）および治療終了後の経過観察者等の定期検査（平成28年度（2016年度）から）の費用の助成を行っています。
- ウイルス性肝炎治療については、平成20年度（2008年度）からインターフェロン治療、平成22年度（2010年度）から核酸アナログ製剤治療*、平成23年度（2011年度）からテラプレビルを含む3剤併用療法*、平成26年度（2014年度）からインターフェロンフリー治療*に対する医療費助成を行い、治療の促進を図っています。インターフェロンフリー治療は、ウイルス治療除去成績が高いこと、服薬治療であること、副作用が少ないことなどから、医療費助成の患者数は増加しています。
- 本県では、平成30年（2018年）12月から、B型肝炎ウイルスまたはC型肝炎ウイルスによる肝がん・重度肝硬変の患者の医療費の自己負担軽減を図りつつ、最適な治療を選択できるようにするための研究を促進する仕組みを構築することを目的として、県内21か所の指定医療機関で入院関係医療費を助成しています。
- 令和3年度（2021年度）からは分子標的薬等に係る肝がん外来医療費の対象化や要件の緩和が行われましたが、他自治体でみられる助成件数の著しい増加がないことから、事業を周知していく必要があります。

(2) ウイルス感染者のための保健・医療提供体制の現状

- 本県では、平成 21 年度（2009 年度）に肝疾患診療連携拠点病院 2 か所および肝疾患専門医療機関 11 か所を指定し、各二次保健医療圏における肝炎診療の中核として位置づけ、地域の医療機関で継続して良質かつ適切な医療が受けられる診療体制を整備しています。令和 5 年（2023 年）4 月現在では、肝疾患専門医療機関 22 か所を指定しています。
- 本県では、研修会の開催、県ホームページ等により肝炎についての正しい知識の普及啓発を行っています。
- 肝炎患者等に対する不当な差別を解消するとともに、感染経路についての知識不足による新たな感染を予防するためにも、肝炎についての正しい知識を普及し、これにより肝炎患者等に関わる者が適切な対応を行うことができるようにすることが必要です。
- 本県では、拠点病院に相談窓口を設置し、患者等の保健指導を行うとともに、肝疾患専門医療機関との連携の強化を図るため、肝炎対策協議会、肝疾患診療連携拠点病院等連絡協議会を開催し、県、各医療機関および患者団体における現状と課題について協議しています。
- 本県では、肝炎患者等が個々の病態に応じた適切な肝炎医療を受けられるよう、肝炎ウイルス検査後のフォローアップや受診勧奨等の支援を地域や職域において中心となって進める肝炎医療コーディネーター等の人材の育成および資質の向上を図っており、令和 4 年度（2022 年）までに 412 名育成しています。育成に当たっては、医療従事者だけでなく、医療事務など多職種から育成しているほか、定期的な研修等を実施することで肝炎の知識を深め、自身の役割について考える場を設定しています。
- また、基本的な役割や活動内容に係る国の考え方を踏まえつつ、肝炎医療コーディネーターの活動を推進していく必要があります。

表 3-3-17-16 肝疾患診療体制

種別	圏域	医療機関名
肝疾患診療連携拠点病院	全県	大津赤十字病院 滋賀医科大学医学部附属病院
肝疾患専門医療機関	大津	市立大津市民病院、地域医療機能推進機構滋賀病院、 瀬古内科クリニック、岡島内科胃腸科医院、 なかじま内科クリニック、 オクムラフォレストールクリニック、 たいら内科・消化器内科クリニック
	湖南	淡海医療センター、県立総合病院、済生会滋賀県病院、 済生会守山市民病院、市立野洲病院
	甲賀	公立甲賀病院
	東近江	近江八幡市立総合医療センター、ヴォーリズ記念病院、 金岡医院、東近江市立能登川病院、日野記念病院
	湖東	彦根市立病院
	湖北	市立長浜病院、長浜赤十字病院
	湖西	高島市民病院

1 具体的な施策

2 (1) 必要な人に必要な検査や治療等を提供できている

3 ア 肝炎ウイルス検査の促進

- 4 ○ 県は、匿名および無料による即日検査を継続実施し、検査を受けやすい環境を整備するとともに、個別カウンセリングの実施など、検査・相談体制の充実に努めます。また、SNS 等による
- 5 情報提供により未受検者への周知、啓発に努めます。
- 6 ○ 県は、健康増進法に基づき市町が実施する肝炎ウイルス検査の受検率向上を支援し、県民の
- 7 受検率の向上を図ります。
- 8 ○ 県は、肝炎ウイルス検査陽性判定者に対する（精密）検査および治療終了後の経過観察者の
- 9 定期検査費用の助成を行い、ウイルス性肝炎患者の重症化を予防します。

10 イ ウイルス性肝炎等の治療費助成

- 11 ○ 県は、肝炎患者等が継続的かつ適切な肝炎治療を受けられるよう、肝炎の抗ウイルス療法の
- 12 医療費および肝がん・重度肝硬変患者の医療費助成を行い、患者の治療促進に努めます。
- 13 ○ 肝がん・重度肝硬変治療研究促進事業に関する理解が深まるよう、医療機関や肝炎医療コー
- 14 ディネーターなどへの制度の更なる周知に努めます。
- 15 ○ 県は、肝疾患診療連携拠点病院に肝炎に関する相談窓口を設置し、肝疾患に関する医療費の
- 16 助成制度や国の肝炎診療ガイドライン等最新の情報収集に努め患者への情報発信に努めます。
- 17 ○ 県は、保健・医療水準の向上のため医療関係者等に対する肝疾患医療技術・情報に関する研
- 18 修の実施に努めます。

19 (2) 肝疾患に対する医療体制が整備できている

20 ア 肝炎の医療提供体制の確保

- 21 ○ 県は、定期的に地域の実情に応じた肝疾患診療連携拠点病院数や肝疾患専門医療機関数を検
- 22 証し、各医療機関が適切に機能しているかどうか確認することに努めます。

23 イ かかりつけ医と肝疾患専門医療機関との連携の強化

- 24 ○ 県は、肝疾患診療連携拠点病院に肝炎に関する相談窓口を設置し、保健指導を行うとともに、
- 25 専門的な肝炎診療を提供する肝疾患診療連携拠点病院および肝疾患専門医療機関と、かかりつ
- 26 け医とのネットワークを構築し、診療体制の充実に努めます。
- 27 ○ 県は、肝疾患診療連携拠点病院および肝疾患専門医療機関が、かかりつけ医や肝炎ウイルス
- 28 検査実施機関に対して最新の知見を踏まえた肝炎検査および肝炎治療に関する技術的助言を行
- 29 う体制の強化を図ります。

30 ウ 肝炎医療や肝炎対策に携わる人材の育成

- 31 ○ 県は、県民に肝炎に対する正しい知識を深めてもらうため、市町や関係機関と連携しながら、
- 32 世代別や行動別に対象を絞るなど効果的・効率的な普及啓発活動を実施します。また、SNS 等
- 33 による更なる周知、啓発も行います。
- 34 ○ 県は、肝炎ウイルス検査や肝炎医療、医療費助成制度についての認知度の向上のため、資材
- 35 （リーフレットや手帳等）を作成し、保健所、市町、医療機関等と連携し、受検や継続受診の必
- 36 要性の啓発の強化に努めます。
- 37 ○ また、要経過観察者が、定期受診せず治療介入が遅れ、病状が悪化することのないよう、こ
- 38 れまでの市町の取組に加え、医療機関が受診を勧奨することにより、要経過観察者のフォロー
- 39
- 40

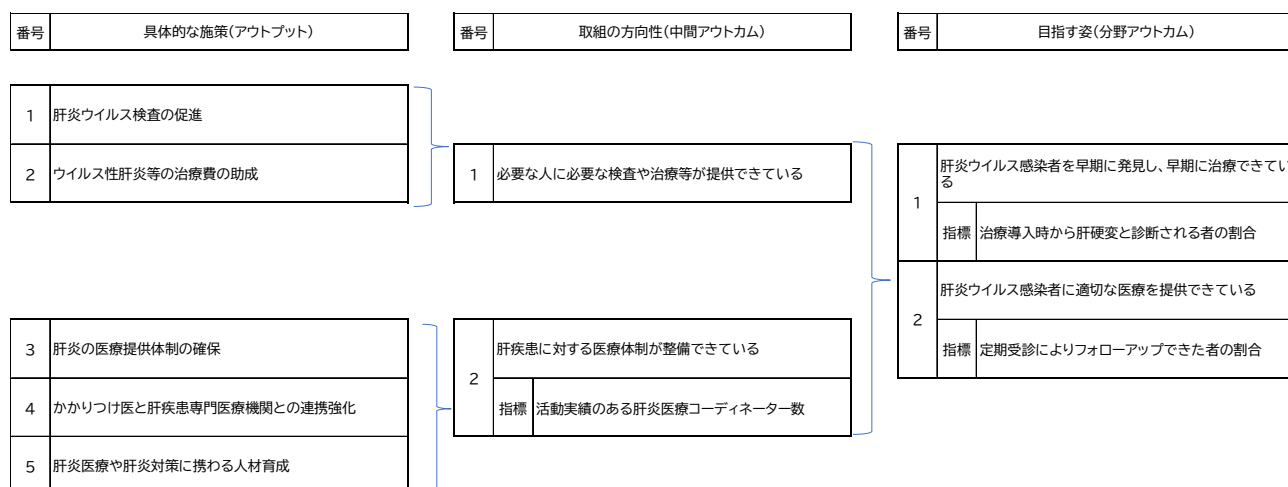
アップを強化します。

- 肝がん等の重症化への移行者を減らす目標を達成するためには、県民や関係者に肝炎への基本的な理解を広め、肝炎ウイルス検査の受検を促すこと（受検）、検査で陽性となった者が速やかに肝疾患に関する専門医療機関を受診すること（受診）、適切な診療を継続して受けること（受療）が重要であり、また、行政や医療機関が陽性者や患者の状況を把握して、必要な情報提供、受診や受療の勧奨等を行うこと（フォローアップ）が必要です。
- これら4つのことが促進され、肝炎患者やその家族への支援が適切に行われるようにするため、肝炎に関する基礎的な知識や情報を提供し、地域や職域における肝炎への理解の浸透、肝炎患者やその家族からの相談に対する助言、行政や肝疾患診療連携拠点病院などの相談窓口の案内、肝炎ウイルス検査の受検の勧奨、陽性者等に対する専門医療機関の受診の勧奨、医療費助成制度の説明などを行う歯科医師等の多職種の肝炎医療コーディネーターを養成します。

《数値目標》

目標項目	現状値 (R4年度)	目標値 (R11年度)	備考
目指す姿（分野アウトカム）			
治療導入時から肝硬変と診断される割合	17.4%	11%	
定期受診によりフォローアップできた者の割合	58.9%	80%	
取組の方向性（中間アウトカム）			
活動実績のある肝炎医療コーディネーター数	71人	110人	

《ロジックモデル》



④ 麻しん・風しん

目指す姿

- 麻しん・風しんおよび先天性風しん症候群*の患者の発生を防ぐことができる

取組の方向性

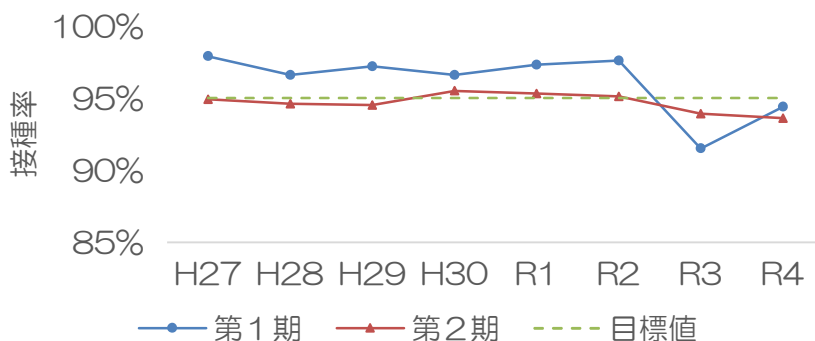
- (1) 麻しん・風しんのワクチン接種率が向上できている
- (2) 患者を早期に発見し、まん延を防止する体制が構築できている

現状と課題

(1) 麻しん

- 我が国は、平成 27 年に世界保健機関による麻しん排除達成の認定を受けており、国の「麻しんに関する特定感染症予防指針」では、麻しんの排除状態を維持することを目標としています。
- 本県では、麻しんは令和 3 年（2021 年）6 月以降の届出はありません。
- 麻しんに感染した場合、風邪様症状を呈したのちに高熱と発疹が出現します。また、中耳炎や肺炎を合併しやすく、患者 1000 人に 1 人の割合で脳炎が発症し、死亡する割合も、先進国にあっても 1000 人に 1 人と言われています。また、その他の合併症として、10 万人に 1 人程度で亜急性硬化性全脳炎*とよばれる中枢神経疾患を発症することもあります。
- 国内では排除の状態にありますが、海外では流行している地域があり、輸入感染症として感染拡大することがあるため、患者発生後の早期の対応が必要であり、診断後迅速に対策できる体制を整備する必要があります。
- 麻しんの感染力は非常に強く空気感染すること、感染者は発症前からウイルスを排出することから、ワクチン接種による患者の発生予防が最も有効な感染防止策です。国の指針では、排除状態を維持するために、ワクチン接種率 95%以上を目標としています。
- 滋賀県の第 1 期および第 2 期定期接種率は、平成 30 年度（2018 年度）から令和 2 年度（2020 年度）において目標値である 95%以上を維持していましたが、令和 3 年度（2021 年度）に第一期の接種率は 91.5%まで低下しました。令和 4 年度（2022 年度）は上昇したものの 95%を下回っている状況です（図 3-3-17-17）。

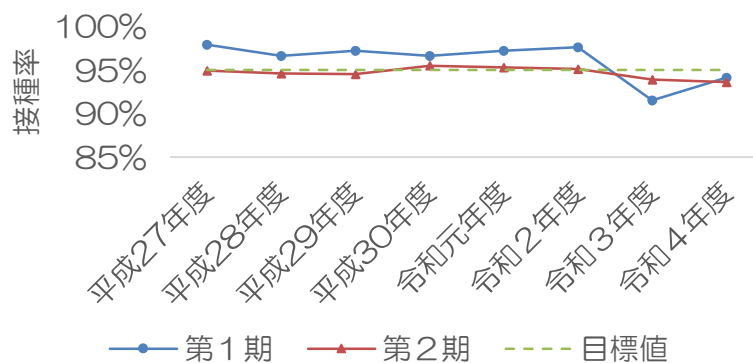
図 3-3-17-17 本県の麻しんワクチン接種状況（平成 27 年度～令和 4 年度）



(2) 風しん

- 国では「風しんに関する特定感染症予防指針」を策定し、施策の方針を示しており、早期に先天性風しん症候群の発生をなくすとともに、風しんの排除を達成することを目標としています。
- 本県では、風しんは令和2年(2020年)6月以降の届出はなく、先天性風しん症候群は現在の方法で統計を取り始めた平成11年(1999年)以降、届出はありません。
- 風しんに感染した場合、症状は不顕性感染(感染症状を示さない)から、重篤な合併症併発まで幅広く、特に成人で発症した場合、高熱や発疹が長く続いたり、関節痛を認めるなど、小児より重症化することがあります。また、脳炎や血小板減少性紫斑病を合併するなど、入院加療を要することもあるため、決して軽視はできない疾患です。
- 妊婦が妊娠二十週頃までに感染すると、白内障、先天性心疾患、難聴等を特徴とする先天性風しん症候群の児が生まれる可能性があります。
- 麻しんと同様に、感染防止策としてはワクチン接種が有効であり、接種率の目標は95%以上とされています。
- 本県の第1期および第2期定期接種率は、平成30年度(2018年度)から令和2年度(2020年度)において目標値である95%以上を維持していましたが、令和3年度(2021年度)に第一期の接種率は91.5%台まで低下しました。令和4年度(2022年度)は増加したものの95%を下回っている状況です(図3-3-17-18)。
- 先天性風しん症候群の予防のため、抗体保有率が低い年齢層(昭和37年(1962年)4月2日~昭和54年(1979年)4月1日生まれの男性対象に国が第5期定期接種として実施)に対する抗体検査および予防接種の呼びかけ、妊娠を希望する女性等への抗体検査の呼びかけを行っています。
- 風しん第5期定期接種対象者の抗体検査実施者割合は、令和5年(2023年)7月時点で41.3%と半数以上の方が検査を受けていない状況です。

図3-3-17-18 本県の風しんワクチン接種状況(平成27年度~令和4年度)



具体的な施策

(1) 麻しん・風しんのワクチン接種率が向上できている

ア ワクチン接種事業の情報提供

- 県は、各市町における予防接種の案内を県のホームページやSNSを通じて情報提供し、県

民への普及啓発を実施します。

イ 広域化事業の実施

- 県は、県民が居住する市町以外の医療機関でも予防接種が受けられるように予防接種広域化事業を実施します。

ウ 滋賀県予防接種センターによる相談対応

- 県は、予防接種に関する疑問に対応するため、滋賀県予防接種センター（県立小児保健医療センター内）において、予防接種に関する知識や情報の提供、相談対応を実施します。

エ 風しん抗体検査の実施

- 県は、国の方針に基づき、風しん抗体保有率が低い年齢層（昭和 37 年（1962 年）4 月 2 日～昭和 54 年（1979 年）4 月 1 日生まれ）の男性への抗体検査を実施します。
- また、県内に居住する妊娠を希望する女性やその同居者等への抗体検査を実施します。
- 抗体検査受検の結果、免疫が不十分と判定された方は、風しんのワクチン接種を勧奨します。

（２）患者を早期に発見し、まん延を防止する体制が構築できている。

ア 患者発生時の情報提供と予防啓発

- 県は、県内のみならず、国内の流行状況を踏まえ、適宜、県のホームページや SNS 等を活用して情報発信を行うとともに、患者発生時には迅速に県民に情報提供し予防行動をとれるように感染症の予防策を啓発します。

イ 迅速な積極的疫学調査と遺伝子解析の実施

- 県は、患者の発生届を受理後、保健所において迅速に積極的疫学調査を実施するとともに、必要に応じ、実地疫学専門家や感染管理認定看護師等が保健所支援を行います。
- 発生届があった場合、衛生科学センターにおいて全例にウイルス遺伝子検査を行うとともに、ウイルスが検出された場合遺伝子配列の解析を実施し、国立感染症研究所と協力し流行状況の把握および感染伝播の制御等に役立てます。

ウ 感染拡大の防止ができる人材の育成

- 平時から感染症事例に対応する保健所等職員に対して、積極的疫学調査手法や感染管理についての研修会を実施します。

エ 医療機関への国内外の情報提供

- 麻しん・風しんの国内外の流行状況を踏まえ、医療機関の医師が早期に診断できるよう医師会や病院協会等を通じ疫学情報や臨床症状、検査などの情報を提供します。

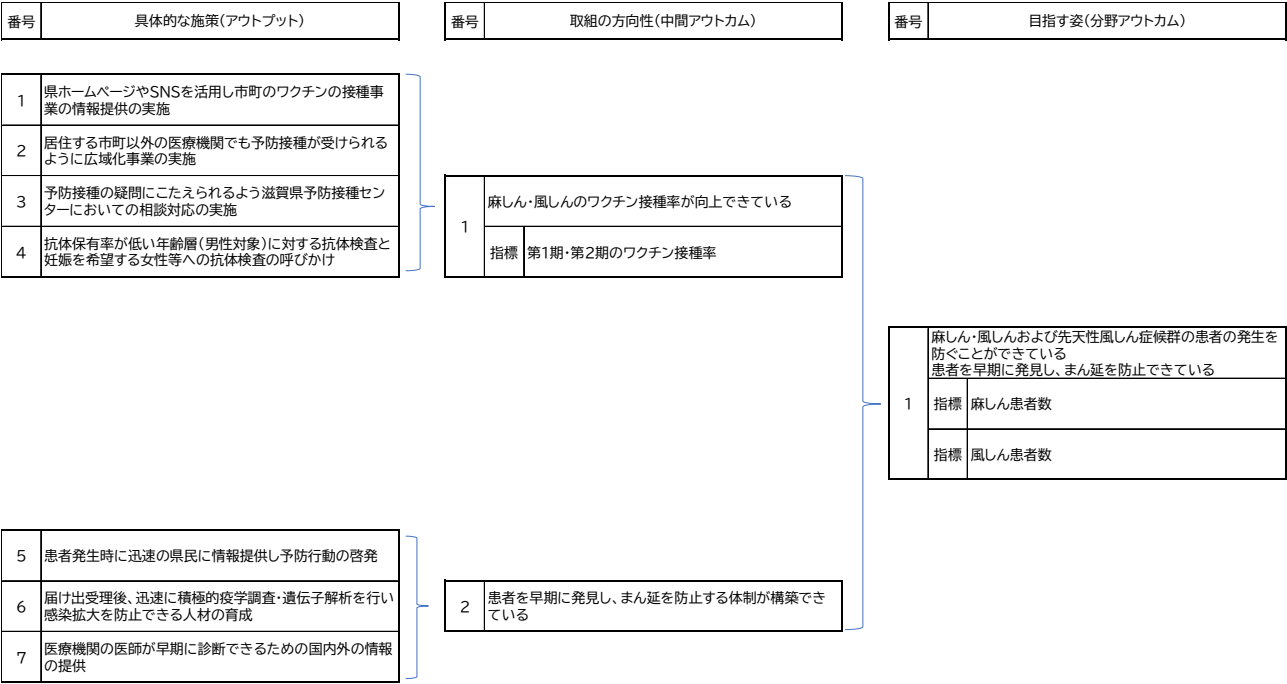
1 《数値目標》

目標項目	現状値 (R4 年)	目標値 (R11 年)	備考
目指す姿（分野アウトカム）			
麻しん患者数	0 例	二次感染者数の抑制および三次感染者数 0 例	排除状態の維持
風しん患者数	0 例	二次感染者数の抑制および三次感染者数 0 例	
取組の方向性（中間アウトカム）			
第 1 期・第 2 期の麻しん・風しんワクチンの接種率	第 1 期：94.4% 第 2 期：93.6%	95%以上	集団免疫獲得の目安

2

3

4 《ロジックモデル》



5

18 その他疾病

① 慢性疼痛対策

現状と課題

- 慢性の痛みを来す疾患は、変形性脊椎症や腰痛症といった筋骨格系および結合組織の疾患から、神経疾患、リウマチ性疾患などの内科的疾患、更には線維筋痛症や複合性局所疼痛症候群等の原因不明のものまで多種多様です。
- 厚生労働科学研究によると、全人口の約 20%が慢性の痛みを有し、受診頻度も高く、就労困難や ADL (日常生活動作) 障害、QOL の低下を引き起こすなど、大きな社会問題となっています。
- 全国的に「痛みセンター」の設置が進められ、滋賀医科大学医学部附属病院(ペインクリニック科)においても平成 25 年度 (2013 年度) から設置されています。
- 滋賀医科大学医学部附属病院(ペインクリニック科)を中心に、チーム医療による集学的な疼痛治療システム構築の研究を行い、地域医療従事者(医師、看護師、理学療法士等)に対する慢性疼痛に関する現状や課題、適切な対処方法等についての研修会開催や、慢性の痛みに対する適切な管理と理解を広めるため医療従事者や県民への啓発活動を行っています。
- 医療従事者や県民が慢性の痛みについての理解を深め、適切な管理ができるための取組が必要です。

具体的な施策

- 滋賀医科大学医学部附属病院の痛みセンターが実施する医療従事者の育成や県民への啓発のための取組について引き続き支援します。

② 脳脊髄液減少症

現状と課題

- 脳脊髄液減少症は、交通事故やスポーツ外傷など、体への衝撃によって脊髄の硬膜が破れ、脳脊髄液が漏れ出し、減少することによって、頭痛やめまい、耳鳴など、さまざまな症状を呈する疾患です。
- 平成 24 年(2012 年)6 月にブラッドパッチ療法が先進医療として承認され、平成 28 年(2016 年)4 月から保険適用となりました。
- 滋賀県内で脳脊髄液減少症の検査および診断ができる医療機関は 12 か所で、治療ができる医療機関は 9 か所です。そのうちブラッドパッチ療法可能な医療機関は 3 か所です。(令和 5 年(2023 年)8 月末現在：健康寿命推進課調)
- 県の健康医療福祉部および教育委員会のホームページにおいて、脳脊髄液減少症の専用ページを設けて啓発を行っています。また、脳脊髄液減少症ホームページ(CSF JAPAN)についても県のホームページに専用バナーを記載し、更に情報の周知に取り組んでいるところです。
- 毎年、医療機関調査を実施しており、その際に各病院に対して、掲載ページの周知を行っています。県内の医療提供状況を把握するとともに、情報の周知に努めていく必要があります。

具体的な施策

- 継続的に医療機関調査を実施し、県内の医療提供状況を把握するとともに、医療機関に対する啓発に取り組みます。

- 医療関係者や教育関係者の理解促進・資質向上に向け、研修会や意見交換会の中に、脳脊髄液減少症の病気の理解や診断・治療についての内容を取り入れます。

③ COPD（慢性閉塞性肺疾患）

現状と課題

- COPD（慢性閉塞性肺疾患）は、主として長期の喫煙によってもたらされる肺の炎症性疾患で、緩やかに呼吸器障害が進行します。かつて、肺気腫、慢性気管支炎と称されていた疾患が含まれます。
- COPD（慢性閉塞性肺疾患）の原因の 90%は、たばこの煙によっており、喫煙者の 20%が COPD（慢性閉塞性肺疾患）を発症するとされています。
- 令和 3 年（2021 年）人口動態統計によると滋賀県の COPD（慢性閉塞性肺疾患）による死亡者数は男性 149 人、女性 30 人です。年齢調整死亡率では、滋賀県は男性 26.6、女性 2.7 であり、全国の男性 25.4、女性 2.9 に比較して男性が高い傾向にあります。
- 令和 4 年度（2022 年度）「滋賀の医療福祉に関する県民意識調査」によると、COPD（慢性閉塞性肺疾患）の認知度（名前は聞いたことがある・どんな病気か知っている）は 38.0%であり、平成 28 年度（2016 年度）の 32.2%から 5.8 ポイント増加してきておりますが、引き続き啓発が必要です。
- 滋賀医科大学医学部附属病院を中心に、地域医師会、薬剤師会等関係団体とともに、在宅酸素療法、吸入指導ができるよう研修会を開催しています。
- 直接患者指導を行う薬剤師・看護師・リハ職等医療従事者の資質向上を目指した取り組みが必要です。
- 適切な医療が身近な地域で受けられるよう医師の資質向上が必要です。

具体的な施策

- COPD（慢性閉塞性肺疾患）の名称と疾患に関する知識の普及と予防可能な生活習慣病であることの理解のための啓発を推進します。
- 医師をはじめとした医療従事者向けの研修会を開催します。
- 市町健康増進事業における COPD（慢性閉塞性肺疾患）の健康教育の推進、支援を行います。

19 臓器移植・骨髄移植

I 臓器移植

目指す姿

- 県民が、臓器移植についての理解を深めるとともに、医療体制が整うことで、一人でも多くの患者の臓器移植が実現できる

取組の方向性

- (1) 臓器移植に対する正しい知識の普及啓発ができています
- (2) 臓器移植普及推進のための院内体制整備の促進ができています

現状と課題

- 「臓器の移植に関する法律」の改正に伴い、平成 22 年（2010 年）7 月から家族の承諾のみによる脳死下臓器提供および 15 歳未満の児童からの脳死下臓器提供が可能となりました。
- 脳死下臓器提供可能医療機関は前回計画策定時に比べ、県立小児保健医療センターが追加され 8 病院になりました。
- 脳死下臓器提供の多くが家族（遺族）の承諾による臓器提供であるため、本人の意思表示の記載を広く啓発していく必要があります。
- 移植医療に関する正しい知識の普及啓発や臓器提供体制の整備および連絡調整のため、滋賀県健康づくり財団に「滋賀県臓器移植コーディネーター*」を設置するとともに、脳死下臓器提供可能医療機関の院内体制整備を推進するため、「臓器移植院内コーディネーター」を県内の 11 医療機関に委嘱しています。
- 全ての脳死下臓器提供可能医療機関において体制が整備されているわけではないため、今後、滋賀県臓器移植コーディネーターと臓器移植院内コーディネーターが連携し、院内体制の整備を促進していく必要があります。
- 滋賀県健康づくり財団においては「腎・アイバンクセンター*」を設置し、心停止後の腎臓、眼球の提供を希望する者の登録を行っています。

具体的な施策

(1) 臓器移植に対する正しい知識の普及啓発ができています

- 臓器移植に対する正しい知識を県民に普及させるため、日本臓器移植ネットワーク、滋賀県医師会、滋賀県病院協会、臓器移植コーディネーター等の関係者と連携した啓発を推進します。特に、臓器移植推進月間（10 月）には、関係団体等と協力して、臓器移植普及推進キャンペーンでの街頭啓発や各種広報媒体を利用した啓発を広く実施し、本人の「意思表示の記載の促進」を重点とした啓発に努めます。

(2) 臓器移植普及推進のための院内体制整備の促進ができています

- 臓器移植院内コーディネーター連絡会や医療従事者、臓器提供に関わる関係者等を対象とした研修会を実施し、脳死下臓器提供可能医療機関における院内のマニュアル作成や臓器提供に関する院内研修会の開催、臓器提供シミュレーションの実施等の院内体制整備を促進します。

1 表3-3-19-1 臓器移植・骨髄移植関係医療機関

医療機関名	院内コ ーディ ネータ ー設置 施設	脳死下 臓器提 供可能 施設	心停止後			骨髄移 植可能 施設
			腎臓摘出 可能施設	眼球摘出 可能施設	角膜移植 可能施設	
滋賀医科大学医学部附属病院	○	○	○	○	○	○
大津赤十字病院	○	○		○	○	○
市立大津市民病院	○	○				
済生会滋賀県病院	○	○		○		
淡海医療センター（旧草津総合病院）	○					
県立総合病院（旧成人病センター）	○	○				
県立小児保健医療センター	○	○				
公立甲賀病院	○				○	
近江八幡市立総合医療センター	○	○				
長浜赤十字病院	○	○				
市立長浜病院	○				○	

2
3 *上記は、臓器移植に関するマニュアルや院内研修会の開催、臓器提供シミュレーションを実施している医療機関。実際の
4 移植の際は、状況や体制により、近隣府県と連携して移植を実施。

5
6 <<数値目標>>

目標項目	現状値	目標値（R11）	備考
目指す姿（分野アウトカム）			
脳死下臓器提供可能医療機関	8病院（R5）	11 病院	
取組の方向性（中間アウトカム）			
臓器移植に関する啓発活動実施回数	87 回 （R4）	増加	
臓器移植院内コーディネーター連絡会や 医療従事者、臓器提供に関わる関係者等 を対象とした研修会実施回数	12 回 （R4）	増加	

1 《ロジックモデル》

番号	具体的な施策(アウトプット)

1	平成22年7月から家族の承諾のみにより脳死下臓器提供および15歳未満の児童からの脳死下臓器提供が可能となったことを周知
2	脳死下臓器提供の多くが家族(遺族)の承諾による臓器提供であるため、本人の意思表示の記載を広く啓発

3	移植医療に関する正しい知識の普及啓発や臓器提供体制の整備および連絡調整
指標	滋賀県健康づくり財団に滋賀県臓器移植コーディネーターを設置
4	脳死下臓器提供可能医療機関の院内体制整備を推進
指標	県内の脳死下臓器移植可提供能医療機関に臓器移植院内コーディネーターを設置
5	脳死下臓器提供可能医療機関の院内体制整備を促進
指標	滋賀県臓器移植コーディネーターと臓器移植院内コーディネーターとの連携
6	心停止後の腎臓、眼球の提供を希望する者の登録
指標	滋賀県健康づくり財団へ「腎・アイバンクセンター」を設置

番号	取組の方向性(中間アウトカム)

1	臓器移植に対する正しい知識の普及啓発ができています。
指標	臓器移植に関する啓発活動実施回数

2	臓器移植普及推進のための院内体制整備の促進ができています。
指標	臓器移植院内コーディネーター連絡会や医療従事者、臓器提供に関わる関係者等を対象とした研修会実施回数

番号	目指す姿(分野アウトカム)

1	県民が、臓器移植についての理解を深めるとともに、医療体制が整うことで、一人でも多くの患者の臓器移植が実現できる。
指標	脳死下臓器移植提供可能医療機関数

2

3

II 骨髄移植*

目指す姿

- 一人でも多くの移植希望者が移植を受けられる

取組の方向性

- (1) 県民が骨髄等移植について正しい知識をもつことができる
- (2) 多くの提供希望者が骨髄ドナーに登録できている

現状と課題

- 令和5年(2023年)3月末現在、本県の骨髄移植および末梢血幹細胞移植*の希望者数は20人で、提供希望登録者数は7,756人です。対象人口(骨髄等移植提供が可能となる20歳~54歳の人口)千人あたりのドナー登録者数は12.5人で、平成30年度以降は全国平均を上回り、令和4年度末時点で全国14位となり、これまでに本県在住の移植患者は310人、提供者は352人です。
- 本県では令和2年度から「滋賀県骨髄等移植ドナー助成事業費補助金」制度を開始し、令和5年度時点で県内すべての市町にドナー助成制度が整備されています。
- 現在のドナー登録者数のうち、登録が最も多い年齢層は50歳代と高齢化が顕著であり、若年層ドナー登録者の更なる確保を行う必要があります。
- 令和4年度の県内企業でのドナー休暇制度導入は5%未満(「令和4年労働条件実態調査」による。)にとどまっており、ドナー休暇の推進を図るため、普及啓発する必要があります。
- 骨髄移植および末梢血幹細胞移植の現状や重要性について一層理解が進むよう、普及啓発する必要があります。

具体的な施策

- (1) 県民が骨髄等移植について正しい知識をもつことができる

ア 啓発資材の活用やポスター展示の実施

- 10月の「骨髄バンク推進月間」を中心に、広く県民に骨髄ドナー登録の重要性を啓発し、登録を促すため、啓発資材を有効に活用します。
- 県内の商業施設などで骨髄バンクのポスター展示を実施し、ひとりでも多くの方に骨髄等移植について知ってもらえるよう努めます。

イ 高等学校・大学等における語りべ講演会の実施

- 若年層に骨髄等移植について知ってもらうため、高等学校・大学等において、移植経験者や骨髄を提供したドナーが自身の体験談や命の大切さについて講演を行う「語りべ講演会」を実施します。

ウ 担当者会議の開催および情報共有

- 日本骨髄バンク、滋賀県赤十字血液センター、ボランティア団体、市町等と連携し、担当者会議を開催することで、骨髄バンクからの各種情報の共有や、骨髄移植および末梢血幹細胞移植の現状と課題の把握に努めます。

(2) 多くの提供希望者が骨髄ドナーに登録できている

ア 献血併行型骨髄ドナー登録会*の実施

- 多くの方に骨髄ドナー登録をしていただく機会を確保するため、関係団体の協力のもと、献血会場での骨髄ドナー登録会を積極的に実施します。

イ ドナー登録説明員のオンライン研修会開催

- 骨髄バンク登録会開催回数の頻度を増やすため、登録会開催に必要となる説明員について、オンラインを活用した参加しやすい環境で研修会を開催し、人材の確保に努めます。

ウ ドナー休暇制度の普及啓発

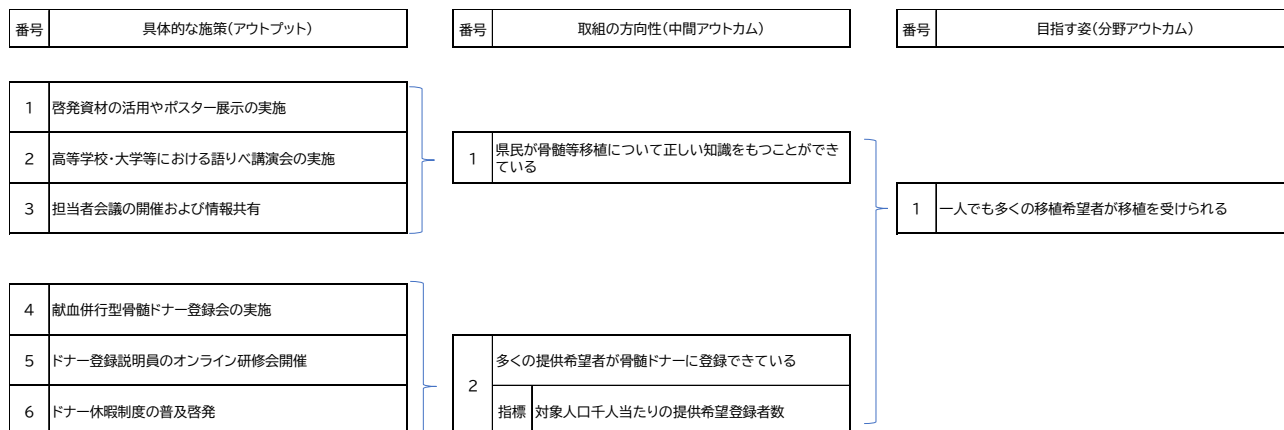
- 仕事を理由に骨髄移植を断念せざるを得ないドナーが多く存在しているため、骨髄提供しやすい環境づくりを目指し、企業に対し「骨髄ドナー特別休暇制度*」の創設などを働きかけます。

《数値目標》

目標項目	現状値	目標値 (R11)	備考
対象人口千人当たりの提供希望登録者数	12.5 人 (R 4 末)	16.0 人	

*対象人口：骨髄等移植提供が可能となる 20 歳～54 歳の人口

《ロジックモデル》



20 リハビリテーション

目指す姿

- すべてのライフステージにおいて、持ちうる能力を活かし、自立して活動・社会参加しながら地域で暮らすことができている

取組の方向性

- (1) 医学的リハビリテーションの推進
- (2) 地域リハビリテーションの推進
- (3) リハビリテーション支援体制の推進

現状と課題

(1) 医学的リハビリテーションの状況

- 疾患別リハビリテーション料*届出医療機関は増加しており、特に運動器疾患リハビリテーションが14か所(H29:88→R5:102)、脳血管疾患等リハビリテーションが10か所(H29:63→R5:73)増えていますが、小児運動器疾患管理や障害(児)者リハビリテーションの届出医療機関は少ないため、障害児者にかかるリハビリテーションの充実が必要となります。
- 医療機関におけるリハビリテーションについては、実施できる日数が疾病ごとに決められていますが、患者の状況によっては日数を超えて実施されています。
- 病院・施設等からの退院・退所後、居住地域において切れ目なくリハビリテーションが受けられるよう、在宅医療・介護との連携が必要とされています。
- 就学・就労や自動車運転など社会参加に向けた専門的なリハビリテーションが必要な入院患者も多くいることから、事例の共有を通じて医師やリハビリテーション専門職の質の向上を図る必要があります。
- 生活期*において、継続的にリハビリテーションの実施が必要な患者がいることから、外来リハビリテーションや訪問リハビリテーションによる支援が求められています。

(2) 地域リハビリテーションの状況

- 地域包括支援センター等における介護予防事業などにおいて、リハビリテーション専門職が自立支援に資する助言や技術的支援を行っています。
- 多職種連携による地域活動を充実するため、県では理学療法士会・作業療法士会・言語聴覚士会と連携し、人材育成を進めています。
- 高次脳機能障害や脊髄損傷、難病等、特定の障害については、生活期においても様々な支援が必要となることから、医療福祉関係者に対する研修等を実施し、知識・技術の普及啓発を進めています。
- リハビリテーションの理解促進を目的として、県民に向けた情報誌の発行や啓発イベント等を実施しています。

(3) リハビリテーション支援体制の状況

- 急性期・回復期・生活期それぞれの時期に、必要に応じてリハビリテーションを受けることができるよう、地域の関係機関との協議、検討を進めています。
- リハビリテーションに関する先駆的な活動や、ICT等の先進技術を用いた取組について、広く周知し関係機関の組織化と情報交換を進めています。
- 小児リハビリテーションや障害者の生活期におけるリハビリテーションについて、地域における支援体制を整備するため、新たに部会を設けて検討を進めています。
- 二次保健医療圏ごとのリハビリテーションの現状と課題を把握するため、リハビリテーション関係者で構成する協議体等の構築が必要となります。
- 関係者や当事者において、リハビリテーションにかかる相談窓口の充実が求められています。

具体的な施策

(1) 医学的リハビリテーションの推進

- 小児リハビリテーションが実施可能な施設等の把握を行うとともに、情報の見える化等を行い、実施機関同士の連携促進を図ります。
- 医療機関における疾患別リハビリテーションや、高次脳機能障害や脊髄損傷、難病等、特定の障害にかかるリハビリテーションについて、専門研修を行う等、知識の普及啓発を推進します。
- 急性期から回復期・生活期にわたり、医療・福祉・教育・介護・行政等の各分野において、リハビリテーション専門職が在宅医療の取組に参画することを推進します。
- 就学・就労や自動車運転など、社会参加に向けたリハビリテーションの取組を推進します。
- 外来リハビリテーションや訪問リハビリテーションの実施施設等の把握を行うとともに、情報の見える化等を行い、生活期リハビリテーションの充実を図ります。

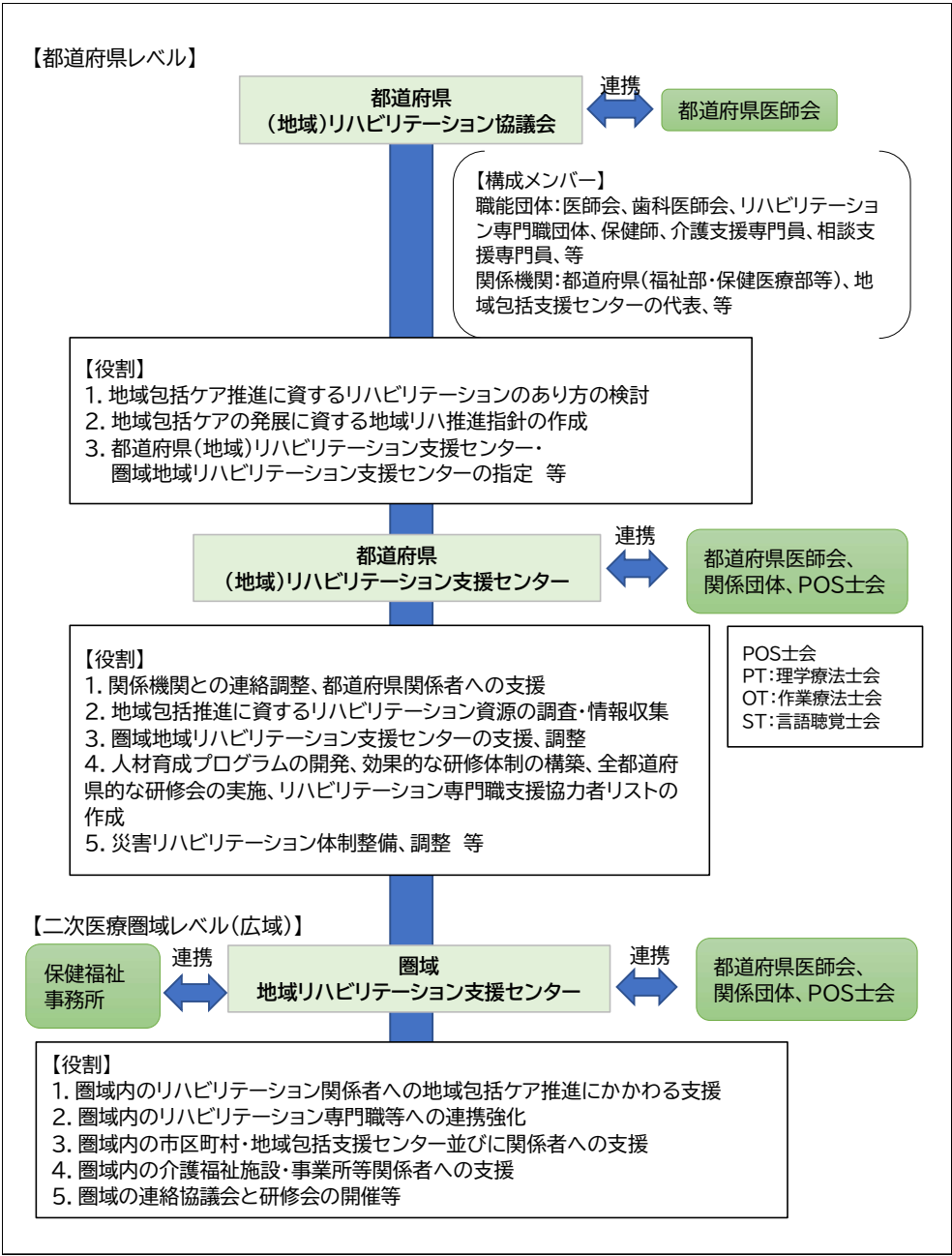
(2) 地域リハビリテーションの推進

- 障害のある方や高齢者が地域で学び・働くことなどにより、社会に参加することができるような支援や、生活場面で引き起こされる二次障害予防の取組を早期から支援することができるリハビリテーション専門職の確保・育成を進めます。
- 医療福祉の支援が必要となる高次脳機能障害や脊髄損傷、難病等について、医療職以外も含めた支援関係者に対する研修を行うなど、知識・技術の普及啓発を図ります。
- 地域包括ケアの実現に向けて、県立リハビリテーションセンター、関係機関や団体等が協働し、地域リハビリテーションを促進します。

(3) リハビリテーション支援体制の推進

- 二次保健医療圏ごとにリハビリテーションに関する協議体等を設け、地域包括ケアの推進やリハビリテーション専門職と医療福祉関係者との連携、医療福祉関係者のリハビリテーションにかかる理解促進を目的とした人材育成を行います。
- 県内のリハビリテーションに関する諸課題についてリハビリテーション協議会で検討を進めます。
- 子どもから高齢者まで将来を見据えたリハビリテーション支援体制の充実を図ります。

1 リハビリテーション支援体制の推進イメージ



2

3

4

5

6

資料：一般社団法人日本リハビリテーション病院・施設協会

「地域包括ケアシステム構築に向けた地域リハビリテーション体制整備マニュアル」

《数値目標》

目標項目	現状値 (R5)	目標値 (R11)	備考
疾患別リハビリテーション実施施設数	260 か所	現状値より増加	
地域リハビリテーション活動実践登録者数	57 名 (R4 年度末)	現状値より増加	
リハビリテーションを主体とした協議体を設置する二次保健医療圏数	0 圏域	現状値より増加	

1 《ロジックモデル》

番号	具体的な施策(アウトプット)

1	小児リハビリテーションの充実
指標	小児対応が可能なリハビリテーション実施施設数
2	高次脳機能障害や難病、脊髄損傷等、特定の障害にかかるリハビリテーションの推進
指標	リハビリテーションセンターにおける専門研修参加者数
3	循環器疾患等の疾患別リハビリテーションの充実
指標	リハビリテーションセンターにおける専門研修参加者数
4	リハビリテーション専門職の在宅医療への取組推進
指標	入退院支援の取組における医療機関等のリハビリテーション関係部署の参画数
5	医療機関における社会参加に向けたリハビリテーション実施施設数の増加
指標	自動車運転支援の取組病院数 就学・就労支援の取組病院数
6	生活期における医学的リハビリテーションの充実
指標	外来リハビリテーション実施施設数 訪問リハビリテーション実施施設数

7	リハビリテーション専門職の地域活動参画の推進
指標	地域リハビリテーション人材育成研修参加者数
8	高次脳機能障害や脊髄損傷、難病等、特定の障害の生活支援に関わる職種への専門知識の普及
指標	リハビリテーションセンター教育研修事業専門研修参加者数

9	二次保健医療圏ごとのリハビリテーションに係る現状把握と課題抽出
10	二次保健医療圏ごとの小児期から高齢期の協議体において、リハビリテーション専門職の関与促進

番号	取組の方向性(中間アウトカム)

1	医学的リハビリテーションの推進 身近な地域で切れ目のない医学的リハビリテーションを円滑に受けることができる
指標	疾患別リハビリテーション実施施設数

2	地域リハビリテーションの推進 ・リハビリテーション専門職の関与により社会参加が促進・継続されている
指標	地域リハビリテーション活動実践登録者数

3	リハビリテーション支援体制の推進 各二次保健医療圏の実情に応じたリハビリテーション支援体制が作られている
指標	リハビリテーションを主体とした協議体を設置する二次保健医療圏数

番号	目指す姿(分野アウトカム)

1	すべてのライフステージにおいて、持ちうる能力を活かし、自立して活動・社会参加しながら地域で暮らすことができる

21 障害保健医療福祉

目指す姿

- 障害の特性や状態、それぞれのライフステージに応じた医療福祉が連携した支援により、障害のある人が地域で生活を送ることができている

取組の方向性

- (1) 重症心身障害児者への支援ができている
- (2) 子どもの障害への支援ができている

現状と課題

(1) 障害保健医療福祉の現状

- 本県における令和4年度(2022年度)末の障害者手帳の所持者は、身体障害者手帳 52,601人、療育手帳 16,107人、精神障害者保健福祉手帳 13,399人となっています。
- 重症心身障害などの障害の特性や状態、子どもの障害などのライフステージ、それぞれに応じて提供されている医療福祉サービスの充実が求められています。

ア 重症心身障害

- 医療型障害児入所施設や療養介護事業所において、入所支援が必要な障害児者に対して、医療と介護を併せて提供しています。
- 施設入所者以外にも医療的ケア等の様々な支援が必要な在宅の重症心身障害児者は、平成30年(2018年)の593人から令和5年(2023年)の652人(いずれも4月1日現在：障害福祉課調べ)へと、増加傾向にあります。
- 重症心身障害児者が地域で生活をしていくために、短期入所等の家族のレスパイト等のためのサービスや、医療的ケアに対応できる生活介護等の通所の場、グループホーム等の居住の場が必要となっています。
- 重症心身障害児者や医療的ケアが必要な障害児者に対応できる地域の医療機関の充実や専門的支援が可能な人材の確保・育成が必要となっています。

イ 子どもの障害

- 市町が実施する乳幼児健診による障害の早期発見と各市町の児童発達支援センター、児童発達支援事業所(地域療育教室)や県立小児保健医療センター(療育部)において、早期発見・早期支援を実施しています。
- より身近な地域での療育支援が受けられるよう市町単位での児童発達支援等の充実や重度障害児の受入れ体制の整備が求められるとともに、県立小児保健医療センター(療育部)においては、市町で対応困難な医療面の支援が必要な児童への対応や市町事業所等に対する支援が求められています。
- 医療技術の進歩等により医療的ケアの必要な児童が増えており、その支援の充実が求められています。

- 放課後等デイサービス事業所の増加により、障害をもつ就学児童の支援の場は広がっていますが、重症心身障害児や医療的ケアが必要な児童に対応できる事業所は少ない現状にあります。また、事業所により支援の質に差があることから、支援の質の向上が求められています。

具体的な施策

障害のある人の地域生活を実現するための医療的ケアと福祉サービスの一体的な支援体制の整備、障害の早期発見と早期支援の推進、重症心身障害等についての専門性をもつ人材の養成を基本的な視点とし、障害のある人の地域生活を支援するため各種事業を実施します。

(1) 重症心身障害児者への支援ができています

ア 重症心身障害児者等に対応できる事業所等の整備促進

- 県は、重症心身障害児者や医療的ケアに対応できる短期入所や生活介護事業所、グループホーム等の整備を促進します。

イ 重症心身障害児者等への支援体制の整備

- 県は、障害者自立支援協議会*等において、重症心身障害児者・医療的ケア児への支援に関する関係機関の連携の強化や専門的ケアマネジメントを含む支援体制の整備を検討し、支援の充実に努めます。

ウ 重症心身障害児者・医療的ケア児等支援センター*の設置

- 県は、重症心身障害児者・医療的ケア児等支援センターをびわこ学園内に設置し、ワンストップ相談の実施や支援人材の育成、関係機関のネットワーク形成など医療的ケア児*や保護者等への支援を一体的に実施します。

エ 喀痰吸引等の医療的ケアを行う人材養成

- 県は、たんの吸引等の医療的ケアを行う介護職員等専門職員等、重症心身障害児者・医療的ケアが必要な障害児者の支援に対応できる人材の養成を推進します。

オ 重症心身障害児者等に対する送迎や入浴支援

- 県は、手厚い医療的ケアを必要とする重症心身障害児者に対する送迎や入浴を行う生活介護事業所等に対して、支援の充実に要する経費を補助することにより、重症心身障害児者の福祉の増進を図ります。

カ 医療的ケア児者対応事業所の開設促進

- 県は、医療的ケア児者に対応できる医療型短期入所事業所等の増設のため、新規法人に対する事業提案や医療的ケアの講習会等を実施し、開設までのアフターフォローを行います。

キ 医療型短期入所事業所における医療的ケア児者の受入促進

- 県は、地域偏在のある医療型短期入所事業所の拡充を図るため、モデル圏域を設定し、新たに医療型短期入所として医療的ケア児者を受け入れた事業所に対する体制整備の支援に努めます。

(2) 子どもの障害への支援ができています

ア 重症心身障害児等に対する医療・療育の一体的提供

- 県は、県立小児保健医療センターにおいて、重症心身障害児や医療的ケア児*等に対する専門的な医療・療育の一体的な提供を図ります。

イ 地域療育教室の専門性向上への支援

- 県は、県立小児保健医療センター（療育部）を中心に、地域の児童発達支援センター・児童発達支援事業所（地域療育教室）の専門性向上への支援を図ります。

ウ 医療的ケア児への支援に関する関係機関の連携強化

- 県は、医療的ケア児に関する協議会において、医療的ケア児への支援に関する関係機関の連携の強化や支援体制の整備を検討し、支援の充実に努めます。

エ 重症心身障害児等に対応できる児童発達支援事業所等の整備促進

- 県は、身近な地域で支援を受けられるよう市町や圏域ごとに重症心身障害児等に対応できる児童発達支援事業所や放課後等デイサービス事業所の整備が促進されるよう支援に努めます。

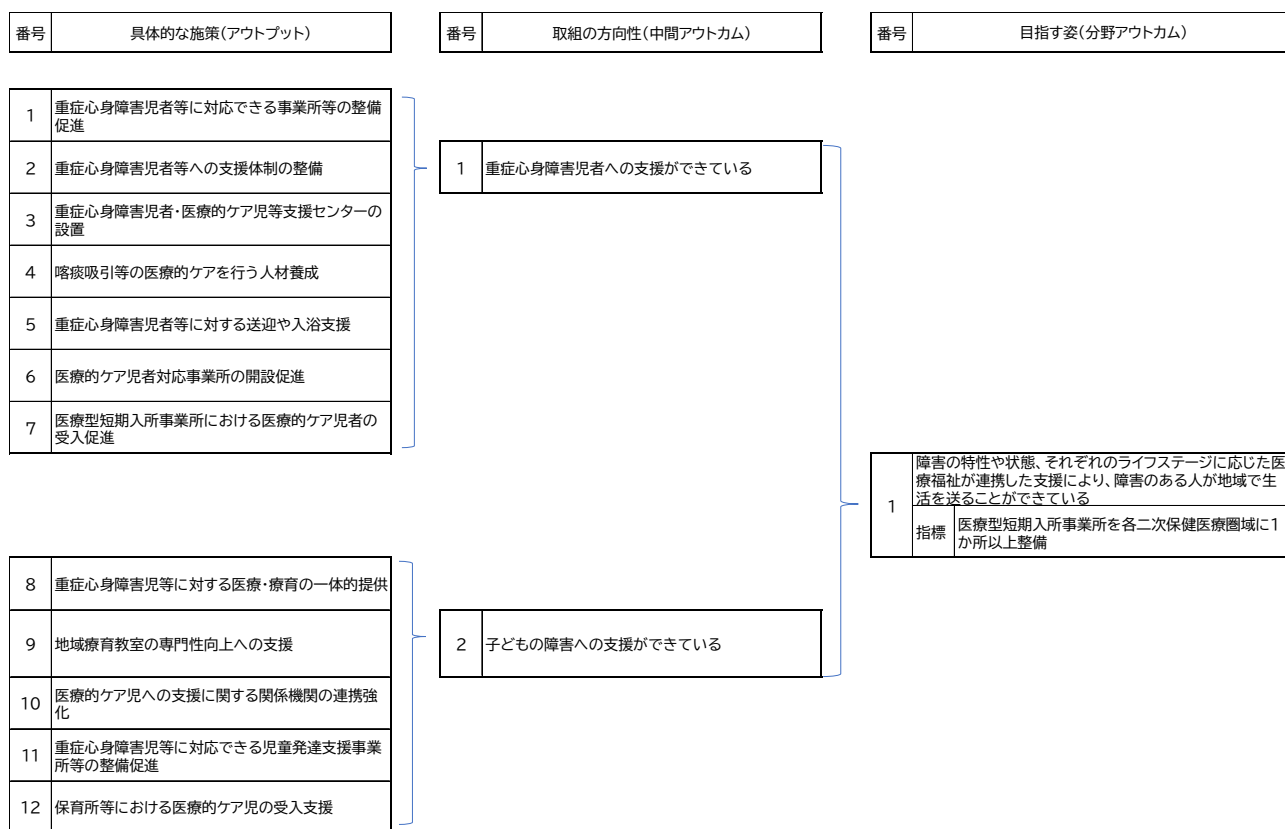
オ 保育所等における医療的ケア児の受入支援

- 県は、保育所等において医療的ケア児を受け入れるため看護師等を配置するなどの体制整備を行う市町を支援し、地域生活支援の向上を図ります。

《数値目標》

目標項目	現状値（R5）	目標値（R11）	備考
医療型短期入所事業所	2 / 7圏域	各二次保健医療圏域に1か所以上整備	

《ロジックモデル》



22 薬事保健衛生

I 医薬品の適正使用

目指す姿

- 地域で暮らす患者本位の医薬分業を実現し、県民が住み慣れた地域で自分に合った、かかりつけ薬剤師・薬局を持つことができる

取組の方向性

- (1) 高度な薬学管理機能（在宅医療、麻薬調剤、無菌調剤、休日・夜間対応等）を有する薬局が充実している
- (2) 医薬品が適正に使用されている。（医薬分業の推進）
- (3) 医療関係者の教育・研修が充実し、調剤業務および医薬品等販売業務にかかる適正な管理体制が確保されている

現状と課題

(1) 高度な薬学管理機能を有する薬局

- 地域で暮らす患者本位の医薬分業の実現に取り組むべく、かかりつけ薬剤師・薬局が、患者の服薬情報の一元化・継続的な把握や在宅での対応を含む薬学的管理・指導などの機能を果たし、医薬品の適正使用に関する知識の普及啓発を行う必要があります。
- 地域包括ケアシステムの構築が進む中で、各薬局が他の医療提供施設と情報を共有しながら連携することが求められているため、かかりつけ薬剤師・薬局の機能等（麻薬調剤、無菌調剤、休日・夜間対応等）を有する地域連携薬局*等、様々な機能を有する薬局を充実させる必要があります。

(2) 医薬分業の現状および医薬品の適正使用

- 令和3年度（2021年度）末現在の本県の医薬分業率は75.9%（処方箋約774万枚）、全国75.3%であり、全国25位となっており、医薬分業は一定の定着が見られます。
- 処方箋により調剤された医薬品および一般用医薬品の使用状況を把握・管理するため、お薬手帳の活用推進を図る必要があります。
- これまで普及状況の確認が可能な特定の電子おくすり手帳の普及率を医薬品適正使用にかかる評価指標としてきましたが、令和4年度から開始された電子処方箋*が活用されれば、電子お薬手帳と同様に服薬状況等の把握が可能となります。令和5年（2023年）7月現在、本県の対応施設は薬局48件、病院・診療所6件であることから、電子処方箋の活用推進を図る必要があります。
- 令和2年末以降に発生した後発医薬品*メーカーによる違反事案を端緒として、全国的に後発医薬品の供給不安が継続しているため、後発医薬品に関する情報を県民および関係機関に提供し、供給不安の解消に努める必要があります。

1 **(3) 調剤業務および医薬品等販売業務にかかる適正な管理**

- 2 ○ 品質、有効性および安全性を確保した医薬品等が速やかに供給されるよう、医薬品等製造販
3 売業者、製造業者への立入調査を行っています。
- 4 ○ 令和4年度(2022年度)末現在、本県の薬局や医薬品等販売業数は6,472施設あり、医薬品
5 等はこれらの営業者を通じて県民に情報とともに提供されています。毎年、これらの約20%に
6 当たる施設について、時期を定めて一斉監視指導を実施しています。

7

8 **具体的な施策**

9 **(1) 高度な薬学管理機能(在宅医療、麻薬調剤、無菌調剤、休日・夜間対応等)を有する薬局の充
10 実**

- 11 ○ 薬剤師・薬局の基本的な役割、地域連携薬局および専門医療機関連携薬局*の役割等について周
12 知を行います。また、薬局に対して地域連携薬局および専門医療機関連携薬局の認定取得を推進
13 し、薬局の医療機関等と連携の強化を図ります。
- 14 ○ 在宅医療推進のため、かかりつけ薬剤師・薬局を対象に関係団体が実施する自主研修の充実に
15 努めます。

16

17 **(2) 医薬品が適正に使用されている(医薬分業の推進)**

- 18 ○ 電子処方箋の活用により、複数の医療機関・薬局・患者間で過去の薬剤情報も含めた情報共有
19 が可能となり、重複投与や相互作用の確認等により、安心安全な医療につながることを周知し、
20 電子処方箋の普及推進を図ります。
- 21 ○ 「滋賀県後発医薬品安心使用促進協議会」を通じて、後発医薬品の情報共有等を行い、関係機
22 関と連携して医薬品の安定的な供給を図り、県民の医薬品の供給に関する不安解消に努めます。
- 23 ○ お薬手帳の活用が、処方箋により調剤された医薬品のみならず、一般用医薬品等を含め、使用
24 する医薬品の重複投与や相互作用の確認等に有益であることを周知し、普及推進を図ります。
- 25 ○ 県民への普及啓発活動として、毎年「薬と健康の週間(10月17日~23日)」を通じて、県民に
26 対して医薬品の適正使用に関する広報を行います。また、関係団体の協力を得ながら、医薬品等
27 の正しい知識の啓発に努めます。

28

29 **(3) 医療関係者の教育・研修が充実、調剤業務および医薬品等販売業務にかかる適正な管理体制の
30 確保されている**

- 31 ○ 薬局・医薬品販売業者の資質向上を図るため、関係団体が実施する自主研修の充実に努めます。
- 32 ○ 品質、有効性および安全性を確保した医薬品等の供給を確保するため、医薬品等製造販売業者
33 および製造業者に対する監視指導を強化します。
- 34 ○ 薬事監視を通じて、薬局・医薬品販売業者において、医薬品等の適正な管理や販売が行われる
35 よう指導を行います。

1

《数値目標》

目標項目	現状値	目標値 (R11)	備考
目指す姿 (分野アウトカム)			
かかりつけ薬剤師指導料請求薬局数 (全薬局に占める割合)	45% (R5.8 現在)	65%	
取組の方向性 (中間アウトカム)			
地域連携薬局数	44 件 (R5.8 現在)	100 件	
専門医療機関連携薬局が設置された二次医療圏の数	3 か所 (R5.8 現在)	7 か所	
在宅医療支援薬局数 (全薬局に占める割合)	37% (R4.12 現在)	50%	
無菌製剤処理加算届出薬局数 (全薬局に占める割合)	14% (R4.12 現在)	25%	
電子処方箋対応薬局数 (全薬局に占める割合)	7% (R5.7 現在)	90%以上	
後発医薬品使用割合 (数量ベース)	84% (R5.2 現在)	80%以上の維持	
具体的な施策 (アウトプット)			
在宅ホスピス薬剤師数	53 名 (R4.12 現在)	100 名	

2

3

《ロジックモデル》

番号	具体的な施策(アウトプット)	番号	取組の方向性(中間アウトカム)	番号	目指す姿(分野アウトカム)			
1	薬剤師・薬局の基本的な役割、地域連携薬局および専門医療機関連携薬局の役割等に関する周知・啓発	1	高度な薬学管理機能(在宅医療、麻薬調剤、無菌調剤、休日・夜間対応等)を有する薬局が充実している	1	地域で暮らす患者本位の医薬分業を実現し、県民が住み慣れた地域で自分に合った、かかりつけ薬剤師・薬局を持つことができる			
2	在宅医療推進に向けた、かかりつけ薬剤師・薬局を対象に関係団体が実施する自主研修の充実		指標			地域連携薬局数	指標	かかりつけ薬剤師指導料請求薬局数(全薬局に占める割合)
指標	在宅ホスピス薬剤師数					専門医療機関連携薬局が設置された二次医療圏数		
						在宅医療支援薬局数(全薬局に占める割合)		
			無菌製剤処理加算届出薬局数(全薬局に占める割合)					
3	安心安全な医療に向けた電子処方箋の周知および普及促進	2	医薬品が適正に使用されている(医薬分業の推進)	2				
4	後発医薬品に関する情報共有および後発医薬品の供給不安解消		指標			電子処方箋対応薬局数(全薬局に占める割合)		
5	「薬と健康の週間(10月17日～23日)」を通じた医薬品の適正使用に関する広報					後発医薬品使用割合(数量ベース)		
6	薬局・医薬品販売業従事者の資質向上のために関係団体が実施する自主研修の推進	3	医療関係者の教育・研修が充実し、調剤業務および医薬品販売業務にかかる適正な管理体制が確保されている					
7	薬局、医薬品販売業、医薬品等製造販売業者、製造業者等に対する計画的な監視指導の実施							

4

II 血液製剤

目指す姿

- 血液製剤*が必要な人へ適時適切に届くよう血液を安定的に確保できている

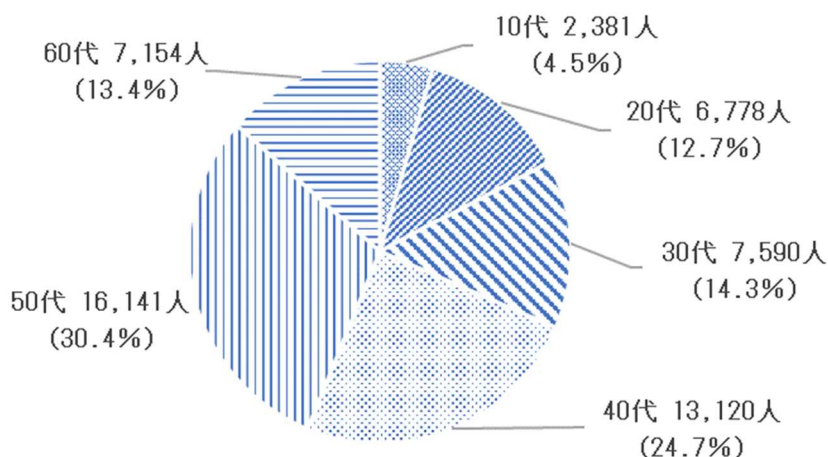
取組の方向性

- (1) 県民が献血の必要性を理解し、献血に協力する機運が醸成されている
- (2) 若者が献血に興味を持ち、献血に積極的に協力している
- (3) 血液製剤が適正に使用されている

現状と課題

- 現在、血液の需給調整は、近畿ブロックをひとつの単位として行われており、ブロック内において需給バランスが維持されています。
- 令和4年度(2022年度)の本県の献血者数は53,164人で、そのうち10代の献血者数2,381人、20代の献血者数6,778人です。令和4年度の献血確保目標数*62,310人に対する目標達成率は97.3%となっています。

献血者年代別内訳（令和4年度）



- 直近の推移をみると、献血者数はほぼ横ばいとなっていますが、献血者の7割近くを40代以上が占めており、10代～30代の献血者数はこの10年間で17.7%減少しています。
- 高齢化の進展や医療の高度化に伴う血液の需要増大、少子化による献血者の減少により、現在のままの献血率で推移すると将来的に血液の需要に対応できなくなることが予測されます。
- 将来にわたり安定的な血液を確保する観点から、若年層の献血に対する機運を醸成する必要があります。

具体的な施策

- (1) 県民が献血の必要性を理解し、献血に協力する機運が醸成されている

ア 啓発資材やポスターなどを活用した啓発活動の実施

- 7月の「愛の血液助け合い運動月間」や1月～2月の「はたちの献血キャンペーン」期間を中心に、広く県民に献血の重要性、献血への協力を啓発します。

- 市町や滋賀県赤十字血液センターと連携し、広報誌やインターネット等多様な媒体を活用して啓発を行います。

イ 献血功労者表彰式の開催

- 献血に協力的な個人・団体を表彰することで社会全体の機運醸成、継続的な協力につなげます。

ウ ボランティア団体と連携した街頭献血の実施

- ボランティア団体と連携し、商業施設等で献血啓発イベントを開催します。

(2) 若者が献血に興味を持ち、献血に積極的に協力している

ア 学校等における献血バス配車の推進

- 献血をより身近に感じてもらい、「最初の一步」を踏み出しやすい環境を作るため、高等学校や大学に積極的に献血バスを配車できるよう働きかけます。

イ 献血学習・セミナー開催の推進

- 滋賀県赤十字血液センターと連携し、献血が可能になる 16 歳前後を中心に献血の重要性について理解を深める学習が各学校で行われるよう働きかけます。

ウ 滋賀県学生献血推進協議会と連携した献血普及活動の実施

- 滋賀県学生献血推進協議会と連携し、同世代からの呼びかけや SNS などを活用した若年層に効果的な啓発キャンペーンを季節ごとに実施します。

エ 教育委員会と連携した教育現場への周知

- 各種キャンペーンの周知や啓発資材の活用について、各学校で効果的に行われるよう教育委員会と連携します。

(3) 血液製剤が適正に使用されている

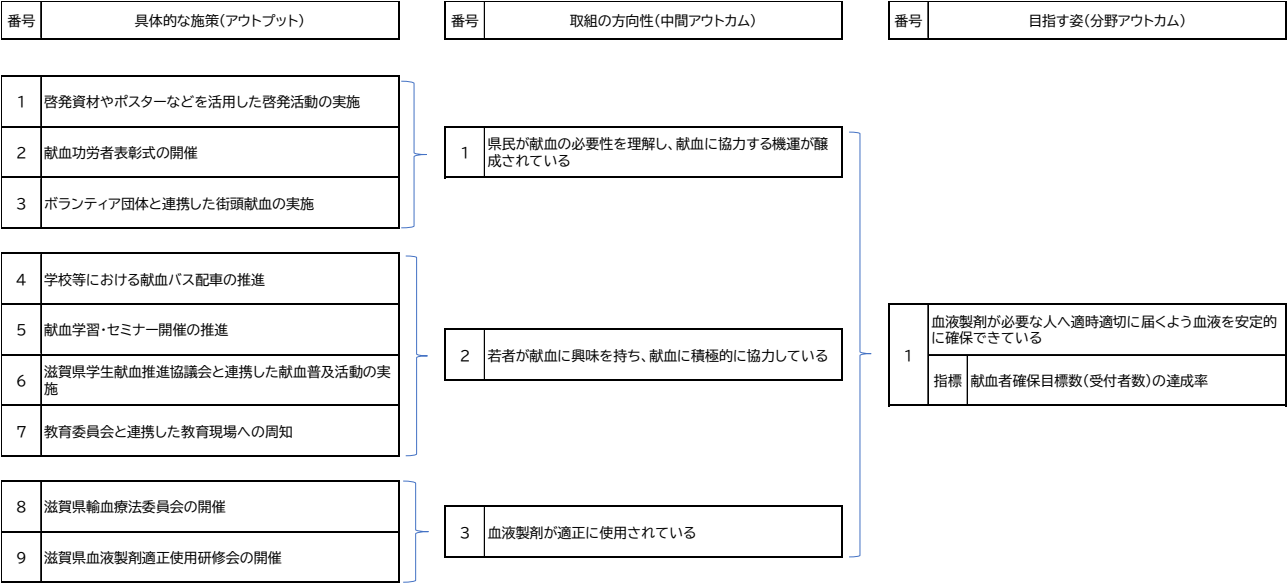
ア 滋賀県輸血療法委員会および滋賀県血液製剤適正使用研修会の開催

- 輸血療法を行う医療機関等による合同輸血療法委員会の開催や、医療機関における血液製剤の適正使用に関する研修の開催など、安全で適正かつ効率的な輸血療法の推進を図ります。

《数値目標》

目標項目	現状値	目標値 (R11)	備考
献血者確保目標数* (受付者数) の達成率	97.3% (R4 末)	100%	

1 《ロジックモデル》



2

3

Ⅲ 薬物乱用防止対策

目指す姿

- すべての県民が薬物乱用の危険性を認識できる社会環境がつけられている

取組の方向性

- (1) 県民が薬物に対する正しい知識を得る機会を増やす
- (2) 薬物乱用防止に関わる指導者や麻薬取扱者が正しい知識をもつことができている

現状と課題

- 近年、全国的に薬物乱用の低年齢化が進んでおり、特に青少年への大麻乱用を助長する恐れが生じているため、引き続き、若年層への啓発を強化し、関係団体と協働して薬物乱用の撲滅に取り組んでいく必要があります。
- 滋賀県薬物乱用対策推進本部*を中心に、関係機関と連携を図り、普及啓発活動に努めるとともに、約 400 人の薬物乱用防止指導員*を依頼し、少年センターや薬剤師会が主体となって、地域住民に対する啓発を行っています。
- 小・中・高等学校の薬物乱用防止教室では、学校医や学校薬剤師が積極的に協力しています。
- 平成 27 年（2015 年）4 月に「滋賀県薬物の濫用の防止に関する条例」を制定し、県内で濫用の恐れがある物質を知事指定薬物として指定する体制を整えるとともに、警察と連携し、危険ドラッグの販売業者等に対する監視体制の強化に努めています。

具体的な施策

(1) 県民が薬物に対する正しい知識を得る機会を増やす

- 小・中・高校での薬物乱用防止教室では、啓発用副読本や DVD などを利用し、乱用される薬物の有害性・危険性等について、効果的な教育を実施するように努めます。また、少年センターや警察の職員、学校医および学校薬剤師等の協力を得て、保健体育の授業や文化祭などの学校教育の場で、啓発用資機材を用いて薬物に関する正しい知識の普及・啓発教育を実施し、20 歳未満の薬物検挙者ゼロを目指します。
- 関係機関・団体との協働による街頭啓発や実行委員会形式での「薬物乱用防止キャンペーン」などを継続的に実施します。

(2) 薬物乱用防止に関わる指導者や麻薬取扱者が正しい知識をもつことができている

- 薬物乱用防止指導員のスキルアップを図る研修事業などの取組を行うとともに、県内各地域の情勢など情報収集に努め、麻薬・覚醒剤等の薬物乱用防止啓発活動の推進を図ります。
- 医療用麻薬・向精神薬等においては医療機関等への立入検査等を通じて適正な管理・取扱いについて指導監督の強化を図ります。
- 薬物乱用に関する相談については、精神保健福祉センター、保健所、薬務課が窓口となり、薬物依存症を有する患者等の支援に努めます。

1

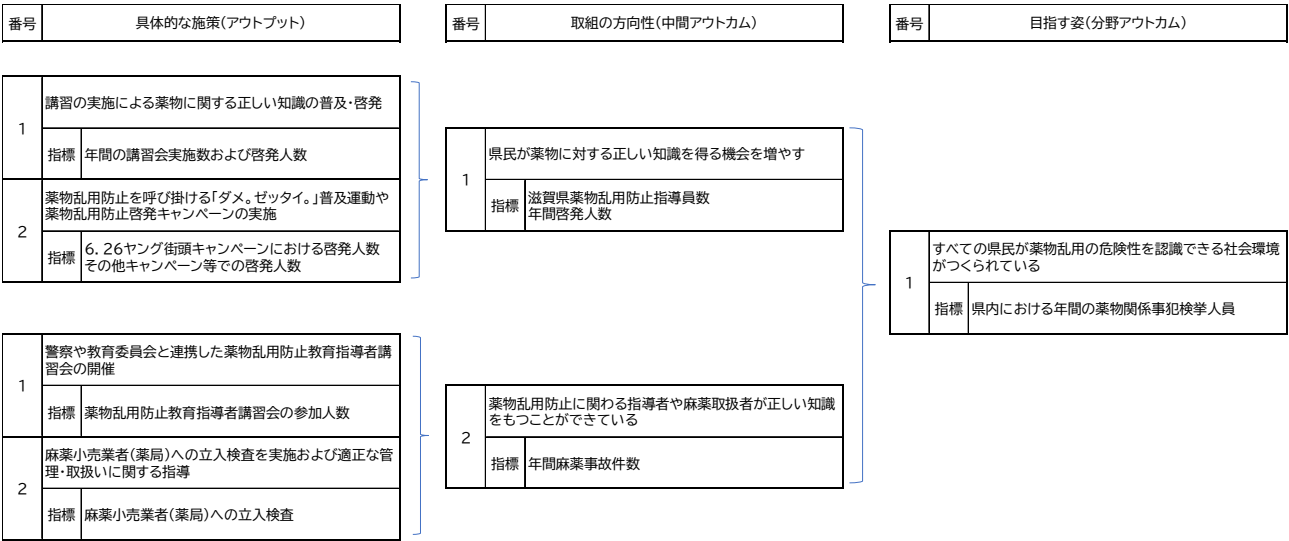
《数値目標》

目標項目	現状値	目標値 (R11)	備考
目指す姿 (分野アウトカム)			
県内における年間の薬物関係事犯検挙人員	90 人 (R5.3)	90 人未満を維持する	
取組の方向性 (中間アウトカム)			
滋賀県薬物乱用防止指導員数	439 名 (R5.8)	440 名以上	
年間啓発人数	14,000 人 (R5.3)	17,000 人以上	
年間麻薬事故件数	50 件 (R5.3)	50 件未満を維持する	
具体的な施策 (アウトプット)			
年間の講習会実施数および啓発人数	158 回、13,676 人 (R5.3)	160 回、14,000 人以上	
6. 26 ヤング街頭キャンペーンにおける啓発人数	2,400 人 (R5.8)	3,000 人	
その他キャンペーン等での啓発人数	2,500 人 (R5.8)	3,000 人	
薬物乱用防止教育指導者講習会の参加人数	107 人 (R5.3)	110 人以上	
麻薬小売業者 (薬局) への立入検査	20.0% (R5.3)	25%	

2

3

《ロジックモデル》



4

5

第4章 健康危機管理の充実

1 健康危機管理体制

目指す姿

- 迅速かつ適切な健康危機管理を行い、県民の生命および健康の安全を確保できている

取組の方向性

- (1) 庁内や関係機関の連携強化および指揮統制体制の構築ができている
- (2) 情報の収集・共有・発信ができている
- (3) 対応を評価して見直すサイクルができている
- (4) 健康危機に対応できる人材が育成されている
- (5) 健康危機に対応できる保健所・衛生科学センターの体制・機能が整備されている

現状と課題

- 県民の生命と健康の安全を脅かす事態は、感染症、水道水質汚染、毒物劇物の流出、食中毒や、地震・洪水等の自然災害、電力不足による計画停電など、非常に幅広いものがあります。正しい情報の提供による健康被害の発生防止、健康危機発生時の拡大防止、治療等の健康危機管理は、県の責務としてますます重要なものになってきています。
- 県民の生命と健康の安全を確保するため、平時から、健康危機発生時の体制の構築、県民や関係機関等への正しい情報の提供および関係機関等との連携体制の構築等に取り組むとともに、健康危機発生時には、関係機関との連携のもと、迅速かつ適切に対応する必要があります。
- 「感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律」、「地域保健法」および「地域保健対策の推進に関する基本的な指針」が改正され、地域における健康危機管理の拠点である保健所や、科学的かつ技術的に中核となる衛生科学センターの体制および機能の強化が求められています。
- 保健所においては、健康危機への対応と同時に、健康づくりなど地域住民に不可欠な保健施策を行うことができるよう、また、衛生科学センターにおいては、迅速な検査や疫学調査・情報発信の機能の強化を図ることができるよう、施設や機器の整備、大規模・長期の健康危機に対応時における人員の確保、関係機関との連携および研修等による人材の育成が必要となります。
- 健康危機管理主管課においてマニュアルを作成し、健康危機発生時の対応手順や体制などを定めていますが、数多くのマニュアルが存在するため、一部に必要な更新が行われていないものや十分に活用されていないものも存在します。
- 必要な訓練等を通じて、マニュアルの見直しおよび整理を随時行い、適切に管理することが重要となります。

具体的な施策

(1) 庁内や関係機関の連携強化および指揮統制体制の構築ができています

- 県は、平時においては、月1回程度健康危機管理連絡員会議を開催し、庁内や関係機関の連携体制の強化を図ります。
- 県は、健康危機発生時には健康危機管理調整会議を、また、特に重大な場合は、健康危機管理対策会議を開催します。健康危機の対応について議長または会長から指示を行い、関係機関との連携のもと迅速に対応します。
- 各保健所は、必要に応じて健康危機管理地域調整会議を開催し、情報を共有して対策を検討し、関係機関と協働することにより連携を強化します。

(2) 情報の収集・共有・発信ができています

- 県は平時から保健所や衛生科学センターによる検査や相談対応により情報を収集するとともに、健康危機が発生した際は、「健康危機管理の基本マニュアル」に基づき健康危機管理調整会議構成員へ迅速に情報共有します。
- 県は、平時から県民に対し、県のホームページや SNS を活用して迅速かつ分かりやすく情報を発信します。

(3) 対応を評価して見直すサイクルができています

- 県は実際の危機対応や訓練を評価し、既存のマニュアルの見直しや整理を行うサイクルを通して、マニュアルの実効性を確認します。

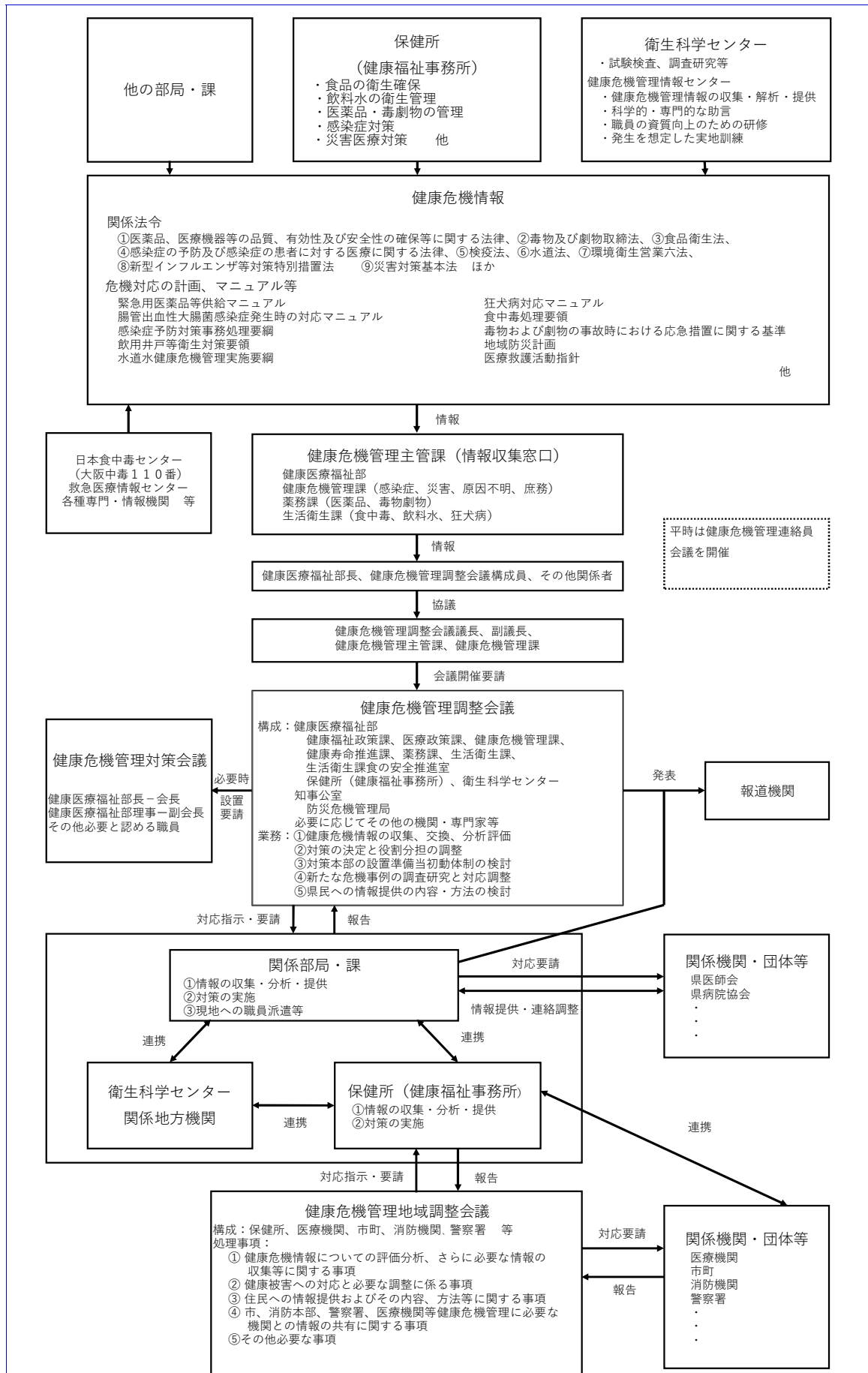
(4) 健康危機に対応できる人材が育成されている

- 県は、平時から健康危機管理関係所属等の職員を対象に、健康危機管理に関する研修会を開催します。
- 県は、平時から健康危機発生を想定した訓練を実施します。

(5) 健康危機に対応できる保健所・衛生科学センターの体制・機能が整備されている

- 各保健所および衛生科学センターは健康危機対処計画を策定し、平時から健康危機に備えた準備を計画的に進めます。
- 各保健所においては、平時から人材育成や関係機関との連携強化、情報管理等に必要な環境整備を行います。
- 衛生科学センターにおいては、施設および設備の更新や人材育成を行い、試験検査および調査研究等にかかる機能強化を図ります。

図3-4-1-1 滋賀県健康危機管理処理体制



1 《数値目標》

目標項目	現状値	目標値（R11）	備考
健康危機管理に関する研修会の開催回数	—	年3回以上	
健康危機発生を想定した訓練の実施回数	—	年1回以上	

2

3

4 《ロジックモデル》



5

2 狂犬病

目指す姿

- 犬から人への感染が予防されているとともに、狂犬病発生時に迅速な対応がとれている

取組の方向性

- (1) 犬の登録と狂犬病予防注射が徹底されている
- (2) 狂犬病発生時の迅速な対応に向けた連携が強化されている

現状と課題

- 人畜共通感染症として恐れられている狂犬病は、先進国を含む多くの国で発生しており、常に海外からの侵入のおそれがあります。
- 人の狂犬病の感染源の 99%は犬であり、狂犬病はワクチンで予防できる病気であることから、犬に狂犬病予防注射を接種することで、人の狂犬病を予防することができます。
- 国内では昭和 31 年(1956 年)を最後に犬での発生はなく、人では海外で犬に咬まれた後に帰国してから発症した事例が報告されています。
- 犬の飼い主の狂犬病に対する危機意識が薄れ、狂犬病予防注射接種率の低下が危惧されることから、狂犬病の危険性に関する県民への啓発を行うとともに、市町において犬の登録原簿の整備を行い、狂犬病予防注射の徹底を図っています。
- 犬による咬傷事故の発生時には、犬の検診を行い狂犬病発生の早期発見に努めるとともに、狂犬病対応マニュアルを整備して、保健所・市町・開業獣医師等を対象に研修を行うなどの危機管理に努めています。
- マニュアルの見直しおよび整理を随時行うとともに、訓練等を通じて、発生時対応および関係機関の連携がスムーズに行われるよう、平時から対応することが重要となります。

具体的な施策

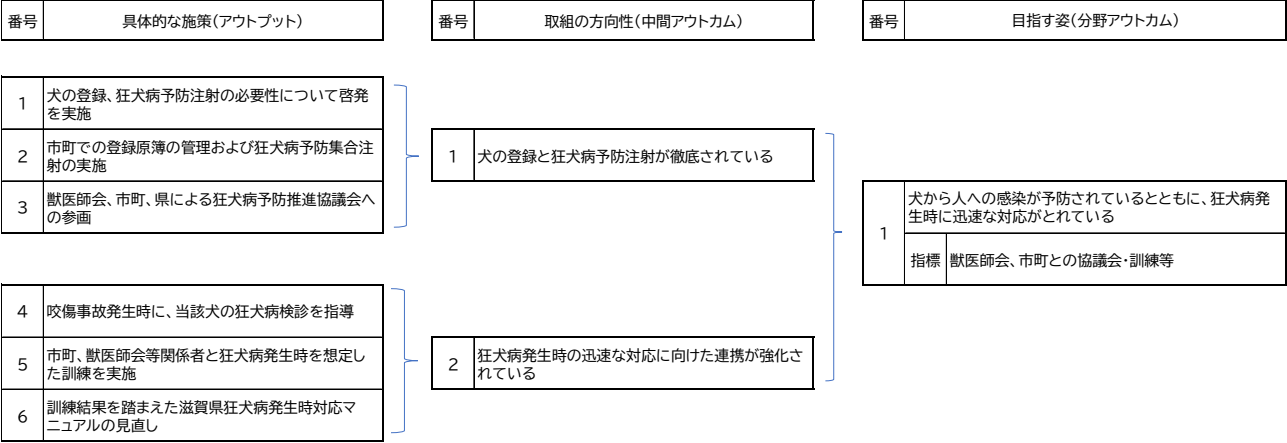
- (1) 犬の登録と狂犬病予防注射が徹底されている
 - 犬の登録、狂犬病予防注射の必要性について啓発を実施
 - 市町での登録原簿の管理および狂犬病予防集合注射の実施
 - 獣医師会、市町、県による狂犬病予防注射推進協議会への参画
- (2) 狂犬病発生時の迅速な対応に向けた連携が強化されている
 - 咬傷事故発生時に、当該犬の狂犬病検診を指導
 - 市町、獣医師会等関係者と狂犬病発生時を想定した訓練を実施
 - 訓練結果を踏まえた滋賀県狂犬病発生時対応マニュアルの見直し

1 《数値目標》

目標項目	現状値（R4）	目標値（R11）	備考
獣医師会、市町との協議会・訓練等	8回	毎年8回以上	

2

3 《ロジックモデル》



4

3 毒物劇物

目指す姿

- 毒物劇物が適正に管理され、危害防止体制が整っている

取組の方向性

- (1) 毒物劇物営業者等が毒物劇物を適切に取り扱っている
- (2) 毒物劇物事故等発生時に備えた体制が整備されている

現状と課題

- 毒物劇物による事件・事故の発生を防止するため、毒物劇物営業者等に対し、監視指導・立入調査を実施しています。
- 毒物劇物にかかる適正な情報の発信が重要であることから、ホームページ上の情報発信を強化しました。
- 毒物劇物を使用した事件や漏出・盗難事故等を防止するため、監視指導および危害防止啓発を継続して行う必要があります。

具体的な施策

(1) 毒物劇物営業者等が毒物劇物を適切に取り扱っている

ア 毒物劇物営業者等への立入調査の実施

- 毒物劇物営業者等の施設や店舗への立入調査を実施し、毒物劇物の取扱いについて指導の徹底を図ります。

イ 関係者を対象とした毒物劇物関連講習会の実施

- 毒物劇物業務上取扱者を対象とした各種講習会等へ講師の派遣を行い、毒物および劇物取締法に関する講義を行っています。

(2) 毒物劇物事故等発生時に備えた体制が整備されている

ア 関係機関に対する情報提供

- ホームページ上に「毒物・劇物に関する情報」として、毒物劇物業務上取扱者に向けた毒物及び劇物取締法に基づく規制に関する情報、毒物および劇物の事故時における応急措置に関する基準などを掲載しています。
- 毒物劇物等による事故発生時に備え、県内4か所の救命救急センターに、有機リン、ヒ素化合物、シアン化合物等の解毒剤6品目を備蓄しています。

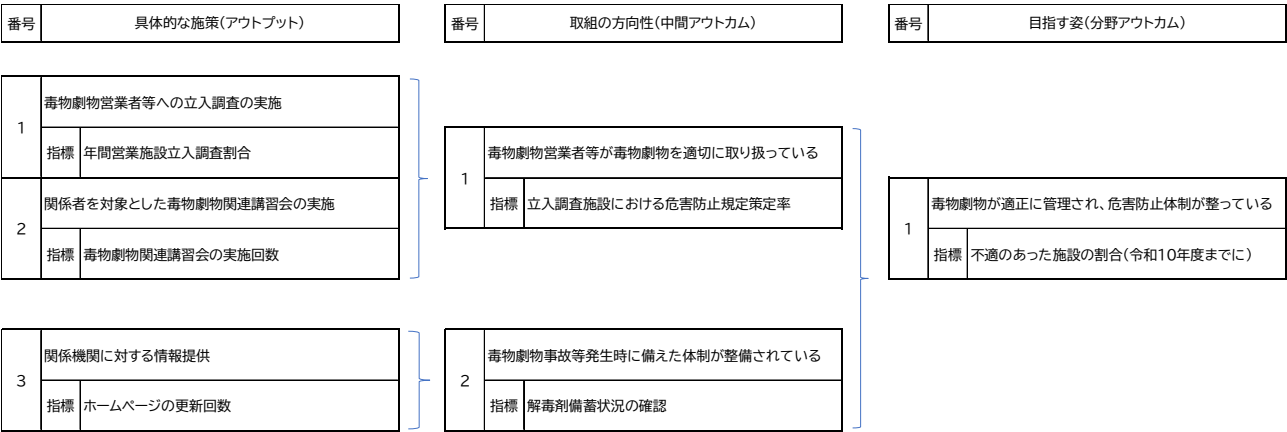
1 《数値目標》

目標項目	現状値 (R4)	目標値 (R11)	備考
目指す姿 (分野アウトカム)			
不適のあった施設の割合	25.9% (H30-R4 年度平均)	16%以下 (R10 年度)	
取組の方向性 (中間アウトカム)			
立入調査施設における危害 防止規定策定率	—	100%	
解毒剤備蓄状況の確認	年1回	年1回	年1回を継続する
具体的な施策 (アウトプット)			
年間営業施設立入調査割合	24.4%	35%以上	
毒物劇物関連講習会の実施 回数	4回	年1回以上	

2

3

4 《ロジックモデル》



5

4 食の安全

I 食品

目指す姿

- 県民の食に対する不安を払拭し、安心して暮らすことができる

取組の方向性

- (1)「滋賀県食の安全・安心推進条例」に基づく施策を推進することにより、県民・事業者・行政の相互理解を深めることができる
- (2)「食品衛生監視指導計画」に沿った監視指導を実施することにより、食品による健康被害の発生を未然に防止できている
- (3) 食品事故発生時に迅速な対応ができることにより、事故を最小限に留めることができる

現状と課題

- 近年、食中毒は年間通じて発生しており、特に食肉や食鳥肉の生食嗜好により、加熱不十分な状態での喫食が関連する腸管出血性大腸菌やカンピロバクターによる食中毒や有症苦情が後を絶ちません。
- 食品関係事業者や消費者の食の安全に関する認識を高めるためには、正しい食品衛生知識や食中毒防止対策を浸透させるとともに、すべての食品関係事業者に HACCP に沿った衛生管理を定着させる必要があります。
- 県政モニターアンケート結果から、食品の安全性について不安を感じている項目として多く回答されている「食品添加物」や「輸入農産物に残留する農薬」の検査結果を、県が公表していることを 86%以上の方が知らないと回答していることから、SNS 等の媒体を活用して、効果的な情報発信を行う必要があります。

具体的な施策

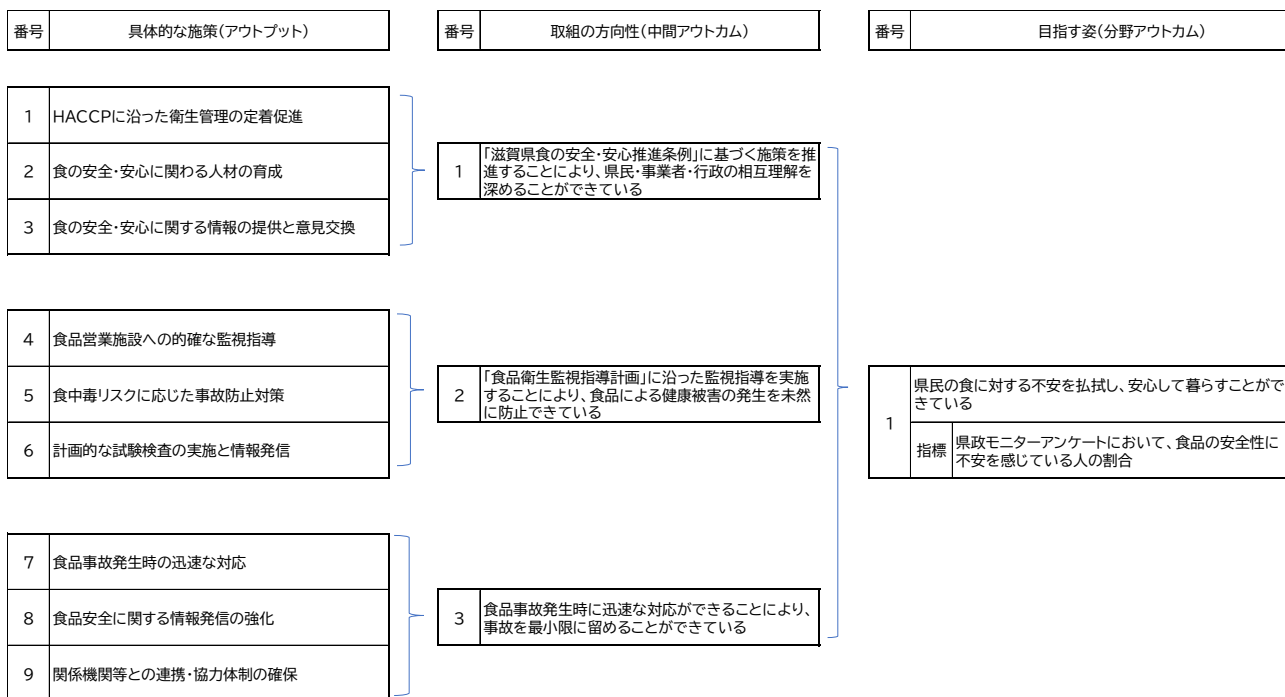
- (1)「滋賀県食の安全・安心推進条例」に基づく施策を推進することにより、県民・事業者・行政の相互理解を深めることができる
 - すべての食品営業施設で HACCP に沿った衛生管理が導入・定着されるよう、監視指導や講習会の機会を活用して、きめ細やかな指導・助言を行います。
 - 最新の食品衛生情報や高度化する食品衛生管理技術について、講習会等を開催し、食品衛生に係る関係者の衛生知識の向上を図ります。
 - 県は正確でわかりやすい情報を HP 等を活用して情報提供するとともに、県民・事業者・行政が相互に情報を共有し、理解が深まるようリスクコミュニケーションを推進します。
- (2)「食品衛生監視指導計画」に沿った監視指導を実施することにより、食品による健康被害の発生を未然に防止できている
 - 飲食店や食品の製造・販売等を行う施設に対して、各施設の営業実態や自主衛生管理の状況を考慮して、効果的かつ効率的に監視指導を実施します。
 - 食中毒の発生するリスクが高い食肉・食鳥肉を提供する飲食店等に対して、腸管出血性大腸菌食中毒等の事故防止対策を重点的に指導します。

- 食品添加物等の試験検査を計画的に実施し、県内で製造等された加工食品の安全性を確認します。
- (3) 食品事故発生時に迅速な対応ができることにより、事故を最小限に留めることができる
- 事故等の発生時には、正確な情報を迅速に収集・発信し、関係機関等と連携して健康被害の拡大防止・再発防止に努めます。
- 健康被害の拡大防止および再発防止のため、SNS 等による食の安全に関する情報発信に努めます。
- 平常時から、関係課・機関等との連携・協力体制の確保、危機対応マニュアルの点検、関係者の対応能力の向上に努めます。

《数値目標》

目標項目	現状値 (R5)	目標値 (R11)	備考
県政モニターアンケートにおいて、食品の安全性に不安を感じている人の割合	44.6%	40%以下	

《ロジックモデル》



II 飲料水

目指す姿

- 安全で安定した水道水の供給が確保されている

取組の方向性

- (1) 水質保持、適切な浄水処理により、水道水の安全性が保たれている
- (2) 災害に強い施設や体制が整備されている
- (3) 健全かつ安定的に事業が運営されている

現状と課題

- 水道事業者において適切に衛生管理や浄水処理が実施されているところですが、引き続き安全な水道水の供給が保たれるよう、最新の知見に基づいた指導や助言を継続する必要があります。また、平常時だけでなく事故や災害が発生した場合においても迅速に対応できる体制を維持する必要があります。
- 「滋賀県水道水健康危機管理実施要綱」に基づき、有事に備えた訓練、研修、マニュアルの整備を実施していますが、大規模自然災害の発生に備えて水道施設の耐震化や施設の計画的な更新を推進する必要があります。水道施設の耐震化促進事業、老朽化施設更新事業を継続するとともに、訓練や水道事業者間の連携の促進により危機管理体制の充実を図ります。
- 給水人口や給水量の減少により、水道事業の経営を取り巻く環境は厳しさを増しています。「滋賀県水道広域化推進プラン」に基づいた広域連携の推進を図り、各水道事業者において合理的な事業経営が図られるよう取組を推進する必要があります。

具体的な施策

- (1) 水質保持、適切な浄水処理により、水道水の安全性が保たれている

ア 水道事業者への維持管理指導の実施

- 知事認可水道事業者に対して立入調査を実施し、維持管理水準の向上と指摘事項がある場合の改善を指導します。

イ 最新の知見に基づいた水質管理についての指導・助言

- 水道に関する知見は常に見直されていることから、水道事業者に対して最新の情報に基づいた指導や助言を行います。

ウ 事故・災害時に適切な水質検査ができる体制の整備

- 水質汚染事故等が発生した場合に衛生科学センターにおいて水質検査を実施できる体制を整備していますが、引き続き体制を維持できるよう訓練等を実施します。

- (2) 災害に強い施設や体制が整備されている

ア 水道施設の耐震化促進事業、老朽化施設更新事業の推進

- 水道事業者に対して、耐震化計画策定についての必要な助言を行うとともに、国庫補助制度

の活用による水道施設の耐震化を促進します。

イ 「滋賀県水道水健康危機管理実施要綱」に基づき、有事に備えた訓練、研修、マニュアルの整備

- 定期的な研修やマニュアルの整備のほか、年に3回程度の訓練を実施します。

ウ 関係機関との連携による水道の危機管理体制の整備

- 水質汚染事故が発生した水道事業者に対する技術的支援を行うため、「滋賀県水道技術支援チーム」を設置しており、汚染原因の究明や早期の給水再開に向けての専門的な助言を行います。

(3) 健全かつ安定的に事業が運営されている

ア 「滋賀県水道広域化推進プラン」に基づいた広域連携の推進

- プランに基づいて広域連携を推進し、県内水道事業の基盤強化を図ります。

イ 市町水道事業ビジョンの改訂時における助言

- 水道施設の大規模更新や災害時の安定的な給水等の課題に適切に対処していくため、水道事業者に対して、水道事業ビジョン改定時に必要な助言を行います。

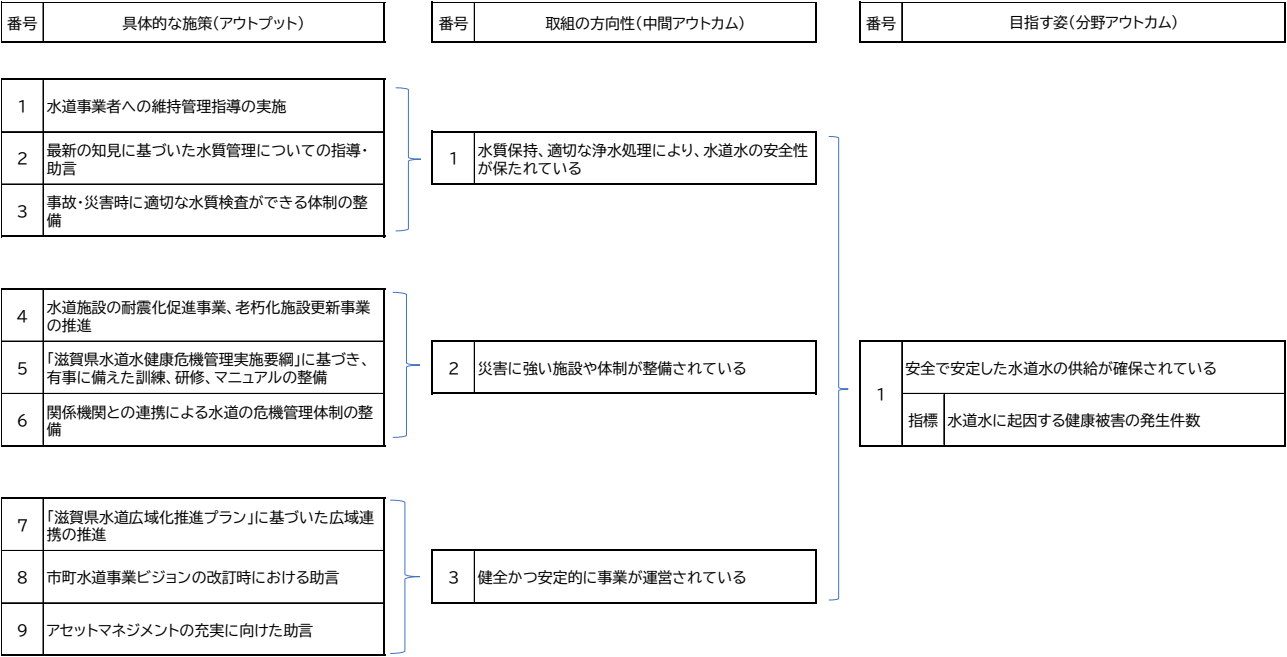
ウ アセットマネジメント*の充実に向けた助言

- 人口減少等により水道事業の経営は今後も厳しさを増していくことが想定されることから、水道事業者において合理的な事業経営が図られるようアセットマネジメントの充実に向けた助言を行います。

《数値目標》

目標項目	現状値 (R4)	目標値 (R11)	備考
水道水に起因する健康被害の発生件数	0件	0件	

1 《ロジックモデル》



2

第5章 安全、安心な医療福祉サービスの提供

1 医療安全対策の推進

目指す姿

- 県民が安心して適切な医療を受けることができる

取組の方向性

- (1) 医療機関が質の高い医療安全体制を確保できている
- (2) 医療安全に係る相談等に対して、効果的に対応できている
- (3) 県民が医療提供体制や医療安全について理解できている

現状と課題

(1) 医療機関における医療安全管理体制について

- 医療法により、医療機関の管理者には医療安全管理のための指針の策定や医療安全管理委員会の設置と開催、職員研修の実施、医療機関内における事故報告等の改善のための方策等からなる、医療安全管理体制の確保等が義務付けられています。
- 保健所は医療機関に対する立入検査を定期的(病院は年1回以上)に実施し、必要に応じて助言・指導を行っています。また、医療事故等が発生した場合には、保健所への報告・相談を求めています。
- 県では、医師や看護師などの医療従事者を対象とした医療安全などに関する研修に対して支援を行っています。
- 医療機関は法令上の義務に留まらず、医療安全管理体制の質をより高めていく必要があります。

表 3-5-1-1 医療事故報告の件数

	令和2年度	令和3年度	令和4年度
件数	16 件	12 件	14 件

(2) 県の医療安全相談機能について

- 医療法に基づく医療安全支援センターとして医療安全相談室を設置し、患者や家族等からの医療に関する相談等に対応し、必要に応じて、医療機関などへの助言をするなど、医療機関と患者の信頼関係の構築を支援しています。また、保健所にも医療相談窓口を設置しています。
- 医療相談窓口が相互に連携・協力する体制はできておらず、また、患者や県民に対する医療安全に関する啓発は十分実施できていないことが課題です。

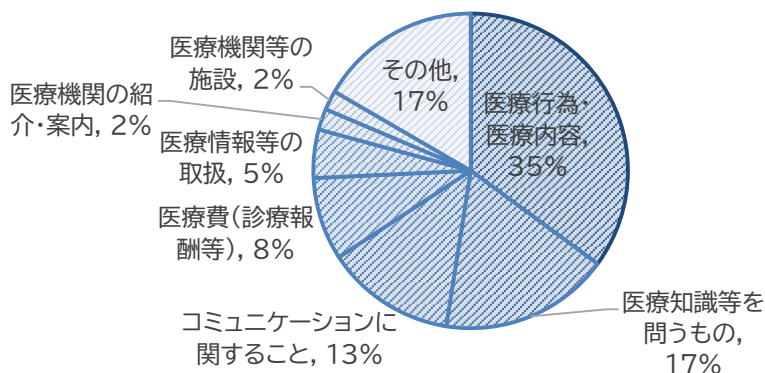
表 3-5-1-2 医療相談窓口一覧

設置場所	電話番号	設置場所	電話番号
医療安全相談室	077-528-4980	彦根保健所	0749-22-1770
草津保健所	077-562-3527	長浜保健所	0749-65-6660
甲賀保健所	0748-63-6111	高島保健所	0740-22-2525
東近江保健所	0748-22-1253	大津市保健所 (大津市医療安全支援センター)	077-511-9671

表 3-5-1-3 医療安全相談室における相談件数

	令和2年度	令和3年度	令和4年度
件数	685 件	608 件	602 件

図 3-5-1-4 令和4年度医療安全相談室における相談内容の内訳



具体的な施策

(1) 医療機関が質の高い医療安全体制を確保できている

- 保健所は医療機関に対する立入検査を定期的を実施して、医療の安全管理のための体制の確保等について確認し、必要に応じて助言・指導を行います。
- 医療機関において院内感染や医療事故等が発生した場合には、保健所は適切な対応を行うよう指導するとともに、原因究明・分析に基づき再発防止策の徹底を指導します。
- 医療従事者を対象とした医療安全などに関する研修を支援し、医療従事者の資質の向上に努めます。
- 医療機関などに対して、医療安全に関する情報提供や啓発に努めます。

(2) 医療安全に係る相談等に対して、効果的に対応できている

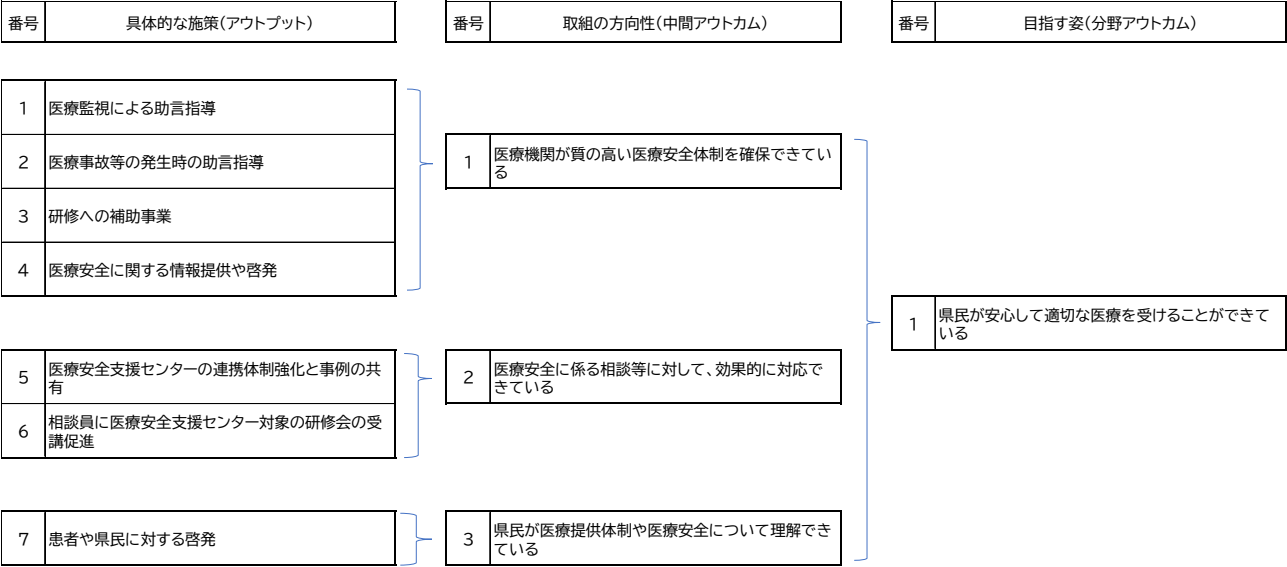
- 医療安全相談室において、関係機関等と連携しながら、患者や家族等からの相談等に対して必要に応じて医療機関に助言し、患者等と医療関係者、医療機関との信頼関係の構築に努めます。
- 県は、滋賀県医療安全推進検討会において、医療安全推進方策を検討するとともに、相談業務の適切な実施を図ります。
- 医療相談窓口の連携強化や相談員を対象とした医療安全に関する研修会等の受講により、相

談員の資質の向上に努め、より効果的な相談等への対応を目指します。

(3) 県民が医療提供体制や医療安全について理解できている

- 医療を受ける患者や県民に対して、ホームページ等で医療安全推進のための啓発に努めます。

《ロジックモデル》



2 医療機能情報公開の推進

目指す姿

- 県民が自ら適切な医療機関を選択できている

取組の方向性

- (1) 信頼性の高い医療機能情報が提供できている
- (2) 県民の受診行動が適正化されている

現状と課題

- 県は、医療法の規定に基づき、インターネット上で医療機関の診療科目や診療時間等の情報を公表する「医療機能情報提供制度*」を実施しています。
- 令和5年度（2023年度）までは、本県独自のシステム「医療ネット滋賀」上において、医療機能情報を公表していましたが、令和6年度（2024年度）以降においては、各都道府県の情報が全国統一システム「医療情報ネット*」に集約され、県民は全国の医療機関を検索することができるようになりました。

表3-5-2-1 医療ネット滋賀上で公開している医療機関数（令和5年9月時点）

病院	診療所	歯科診療所	助産所	薬局
58	914	555	69	672

- 「医療情報ネット」においても、医療機関の診療科目や診療時間等の情報、治療内容に関する情報、また医療連携や医療安全に関する情報などについて、県民に対しわかりやすく信頼性の高い情報提供がなされるよう、引き続き、的確な制度運用および情報管理を図っていく必要があります。

具体的な施策

(1) 信頼性の高い医療機能情報が提供できている

ア 医療機能情報の随時報告および定期報告の徹底

- 県は、公表している医療機能情報を随時更新し、信頼性の高い情報提供をすることで、県民の適切な医療機関の選択を支援します。
- 医療機関に対しては、医療機能情報の定期報告（年に1度）および随時報告（変更のあった都度）を依頼し、県民に対して最新の情報が提供できるよう徹底します。

イ 医療機能情報提供制度（医療情報ネット）の普及啓発

- 県は、全国統一システム「医療情報ネット」の普及啓発を行い、県民に対して医療機能情報提供制度の周知を図るとともに、「医療情報ネット」のさらなる利用促進に努めます。

(2) 県民の受診行動が適正化されている

ア 医療機関受診相談の実施

- 県が運営する医療安全相談室や小児救急電話相談（＃8000）において、県民の医療機関受診に関する相談を受け付け、適切な受診につながるよう支援します。

イ 救急車の適正利用に関する啓発

- 県は、ホームページや啓発資材等を活用し、救急車の適正利用に関する啓発を行うことで、医療機関への過重な負担の要因となるコンビニ受診*の防止を図ります。

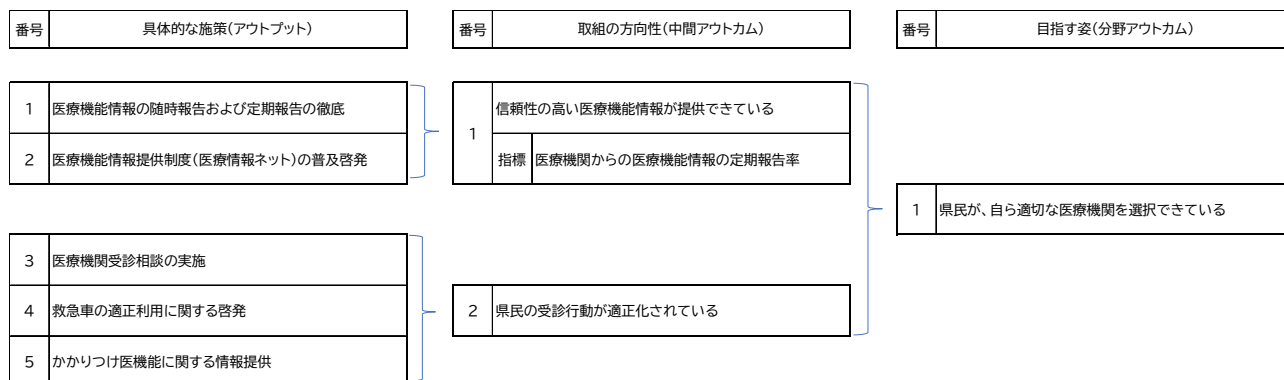
ウ かかりつけ医機能に関する情報提供

- 県は、「医療ネット滋賀」にてかかりつけ医機能のメリット等を紹介し、県民が平時から適切な治療やアドバイスが受けられるよう、かかりつけ医を持つことを推奨します。

《数値目標》

目標項目	現状値 (R4)	目標値 (R11)	備考
医療機関からの医療機能情報の定期報告率	85.7%	100.0%	

《ロジックモデル》



3 医療情報化の推進

目指す姿

- デジタル社会において、ICT を活用しながら健康的な生活を送ることができる

取組の方向性

- (1) 多くの分野で医療情報連携基盤を利活用できている
- (2) DX 推進による医療福祉の効率化・連携ができている
- (3) DX 推進による健康づくりができている

現状と課題

- 国では、令和4年(2022年)6月に「経済財政運営と改革の基本方針2022」において、総理大臣を本部長とする「医療DX推進本部」を設置し、政府を挙げて施策を推進していく旨が打ち出されています。
- 令和5年(2023年)6月には、「医療DX推進本部」において「医療DXの推進に関する工程表」が策定され、医療DXに関する施策を推進することにより、①国民のさらなる健康推進、②切れ目なく質の高い医療等の効率的な提供、③医療機関等の業務効率化、④システム人材等の有効活用、⑤医療情報の二次利用の環境整備の5点を目指すとしています。
- また、この「医療DXの推進に関する工程表」では、オンライン資格確認等システムを拡充し、レセプト・特定健診等情報に加え、予防接種、電子処方箋情報、自治体検診情報、電子カルテ等の医療(介護を含む)全般にわたる情報について共有・交換できる「全国医療情報プラットフォーム」を構築することとしています。
- 本県においては、デジタル技術の進展に的確に対応しつつ、県民、事業者、各種団体、大学、行政等の多様な主体が、デジタル技術・データの利活用の促進やDXの取組についての方向性を共有し、それらの取組において連携を深めていくために「滋賀県DX推進戦略」を令和4年度(2021年度)に策定しています。
- 県内の病院が電子カルテまたはオーダリングシステム*を導入している割合は、医療ネット滋賀によると、令和5年(2023年)10月現在、81.0%となっています。
- 平成30年(2018年)4月には、在宅療養情報を医療機関や介護事業所と共有する「淡海あさがおネット(H25.4運用開始)」と、病院と診療所の医療情報連携システム「びわ湖メディカルネット(H26.7運用開始)」の機能を統合した「びわ湖あさがおネット」の稼働を開始し、令和5年(2023年)7月現在、情報提供・閲覧施設905か所、登録患者数74,495人となっています。
- 平成25年(2013年)7月からは、病理医がいない医療機関でも遠隔による病理診断を可能とする遠隔病理診断ネットワーク「さざなみ病理ネット」が本格稼働し、年間診断件数は100件超となっています。
- 令和4年度から開始された電子処方箋が活用されれば、電子お薬手帳と同様に服薬状況等の把握が可能となります。令和5年(2023年)7月現在、本県の対応施設は薬局48件、病院・診療所6件であることから、電子処方箋の活用推進を図る必要があります。
- 平成26年(2014年)11月からは、これまでFAXを用いて実施していた学校における感染症に

1 による欠席者の情報収集について、県内全ての学校および園を対象としてインターネットを利用し
2 た「学校欠席者・感染症情報システム」により実施されており、令和5年（2023年）9月実績で
3 は、県内の園・学校等の約77%でデータ入力（約19万人を対象）されています。

4 5 **具体的な施策**

6 **（１）多くの分野で医療情報連携基盤を利活用できている**

- 7 ○ 国の「医療DXの推進に関する工程表」に基づく進捗を注視しつつ、患者・県民がメリットを
8 実感できる次世代インフラを構築検討に向けて、ICTを活用した多機関・多職種が参加する医
9 療情報連携ネットワークについて、既存システムを活用しながら、データの集積や双方向化等
10 により、医療の質や信頼性を向上させる取組に対し、支援します。
- 11 ○ 初診や救急、災害時等の切れ目ない効果的な診療や重複検査・投薬のない効率的な診療がで
12 きるよう、ICT連携による好事例の収集・発信等を行いながら、医療情報連携ネットワーク基
13 盤への参加機関・登録患者の拡大を促進します。
- 14 ○ これらICTを活用した全県型ネットワークの周知・啓発等により、新たに本県で就業や開業
15 をする医師の確保・育成につなげます。

16 17 **（２）DX推進による医療福祉の効率化・連携ができている**

- 18 ○ がんの病理診断や画像診断など、県内の医療資源の不足や偏在に対応し、身近なところで必
19 要な診断・治療が行える体制を確保するため、情報通信技術を活用した遠隔医療システムの整
20 備、普及を促進します。また、へき地における遠隔医療設備の整備についても支援します。
- 21 ○ また、医療機関の機能分化を支える地域連携クリティカルパスについて、各二次保健医療圏
22 域において取組の評価を行いながら、全県統一やDX推進に向けた検討を行います。
- 23 ○ 電子処方箋の活用により、複数の医療機関・薬局・患者間で過去の薬剤情報も含めた情報共
24 有が可能となり、重複投与や相互作用の確認等により、安心安全な医療につながることを周知
25 し、電子処方箋の普及推進を図ります。
- 26 ○ このほか、学校・園における学校欠席者・感染症情報システムのデータ登録・利活用の促進
27 により関係機関におけるリアルタイムな情報共有体制を強化し、感染症の早期発見・早期対応
28 を支援します。
- 29 ○ 健康・医療・介護等、複数の分野にまたがる医療情報施策を一体的に推進していくため、県
30 の関係部署および病院・診療所等の関係団体が円滑に連携・協力できる体制づくりを構築し、
31 デジタル人材の育成を進めます。
- 32 ○ 厚生労働省から示される医療情報システムの安全管理に関する通知やセミナー等を周知する
33 とともに、病院の立入検査において、サイバーセキュリティ対策の現状を把握し、必要な助言
34 等を行うことで医療安全の向上を目指していきます。

35 36 **（３）DX推進による健康づくりができている**

- 37 ○ がんの疾病登録を進め、登録された情報を分析・活用することにより、将来的な疾病予測や
38 疾病対策の促進を図ります。
- 39 ○ 本県の関係機関が持つデータを集約および分析し、根拠に基づいた健康寿命延伸のための施
40 策を進めるとともに、市町の効果的な取組の推進に向けて、関連するデータの提供および地域

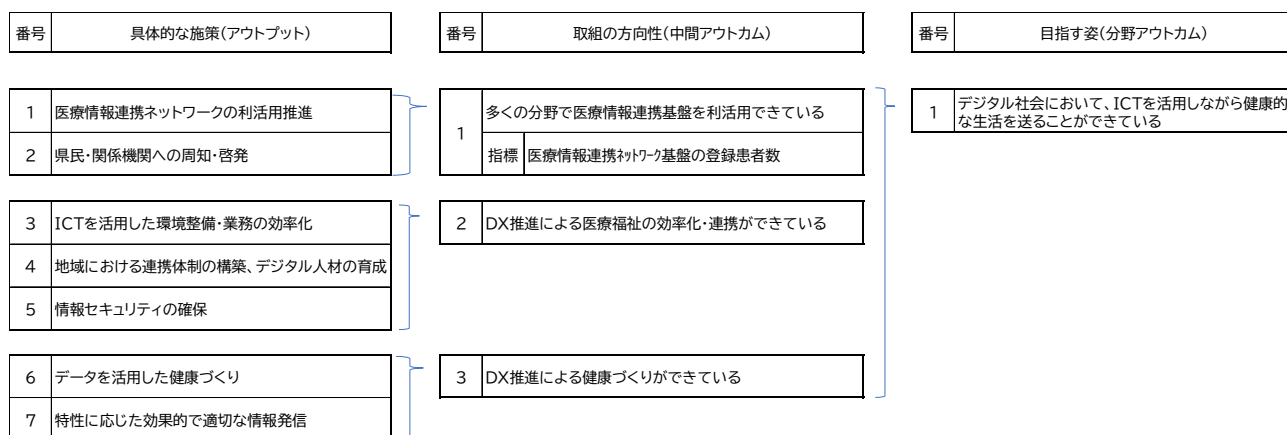
課題の分析等を技術的に支援します。

- 平成 29 年（2017 年）4 月に成立した次世代医療基盤法について、国の動向を注視しながら、認定匿名加工医療情報作成事業者*と連携したデータ利活用等に向けて、検討を進めます。
- 患者個人の服薬情報や副作用情報等を一元的・継続的に管理することができ、患者自らの健康管理に役立てることができるよう、電子お薬手帳による PHR*管理に向けた将来性の検証等を支援します。
- 県民が主体的に健康増進・疾病予防・介護予防等に取り組めるよう、収集・分析等された診療情報や疾病登録、健診データなどの医療福祉に関する情報について、それぞれの関係機関が県民へわかりやすく特性に応じて提供できるよう情報発信を促進するとともに、情報に関する研修等の取組を進めます。

《数値目標》

目標項目	現状値	目標値（R11）	備考
医療情報連携ネットワーク基盤の登録患者数	74,495 人 (R5.7)	100,000 人	

《ロジックモデル》



1 第6章 患者・利用者を支える人材の確保

2 1 医師

3

4 ※ 別途、令和6年（2024年）3月に「滋賀県医師確保計画」を策定（予定）。

2 歯科医師

目指す姿

- 健康で、はつらつとした生活を営むもとなる健康な口を保つことができる

取組の方向性

- (1) 歯科医師会と行政との連携・協力により実施される歯科保健サービスを受けることができる
- (2) 在宅療養や障害などの特別な配慮が必要な状況であっても、歯科保健医療サービスを受けることができる

現状と課題

- 令和2年（2020年）末現在の県内の歯科医師数は838人です。

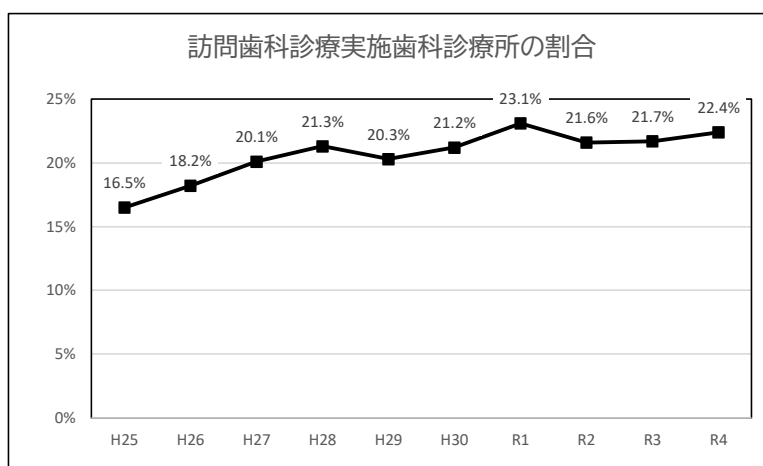
表3-6-2-1 歯科医師数の推移

	平成24年		平成26年		平成28年		平成30年		令和2年	
	滋賀県	全国	滋賀県	全国	滋賀県	全国	滋賀県	全国	滋賀県	全国
歯科医師数	799	102,551	801	103,972	806	104,533	794	104,908	838	107,443
人口10万人あたり	56.5	80.4	55.4	79.4	56.0	80.0	54.9	80.5	58.2	82.5

出典：「医師・歯科医師・薬剤師調査」（厚生労働省）

- 歯科医師が参加する歯科保健体制等を検討する協議会等を設置している市町は11市町です。
- 訪問歯科診療を実施する歯科医療機関の割合は、過去5年間で22%前後を推移しています。

図3-6-2-2 訪問歯科診療実施歯科医療機関の割合の推移



（滋賀県歯科医師会調べ）

具体的な施策

(1) 歯科医師会と行政との連携・協力により実施される歯科保健サービスを受けることができる

ア 歯科医師が参加する歯科保健体制検討会等の設置

- 歯科医師と行政および関係者が連携・協力して企画、検討した歯科保健事業によるサービスを県民が利用することができるよう、行政は歯科医師会から選出された歯科医師を構成員に含む協議会等を設置、開催し、具体的な取組を検討します。

(2) 在宅療養や障害などの特別な配慮が必要な状況であっても、歯科保健医療サービスを受けることができる

ア 在宅歯科医療、障害児（者）歯科に必要な知識と技術の習得、定着

- 在宅療養中や障害のある県民が、必要な歯科保健医療サービスを受けることができるよう、県は歯科医師会等関係団体と連携して、必要な配慮、知識および技術を習得する研修会を開催します。

イ 二次保健医療圏域単位での在宅療養支援の推進

- 県民が、療養する地域において、利用することができる最良の歯科保健医療サービスを受けることができるよう、地域歯科医師会、関係職種および行政等は二次保健医療圏域単位での地域の特性を考慮した検討、研修等を進めます。

ウ 在宅歯科医療を実施するために必要な機器の整備

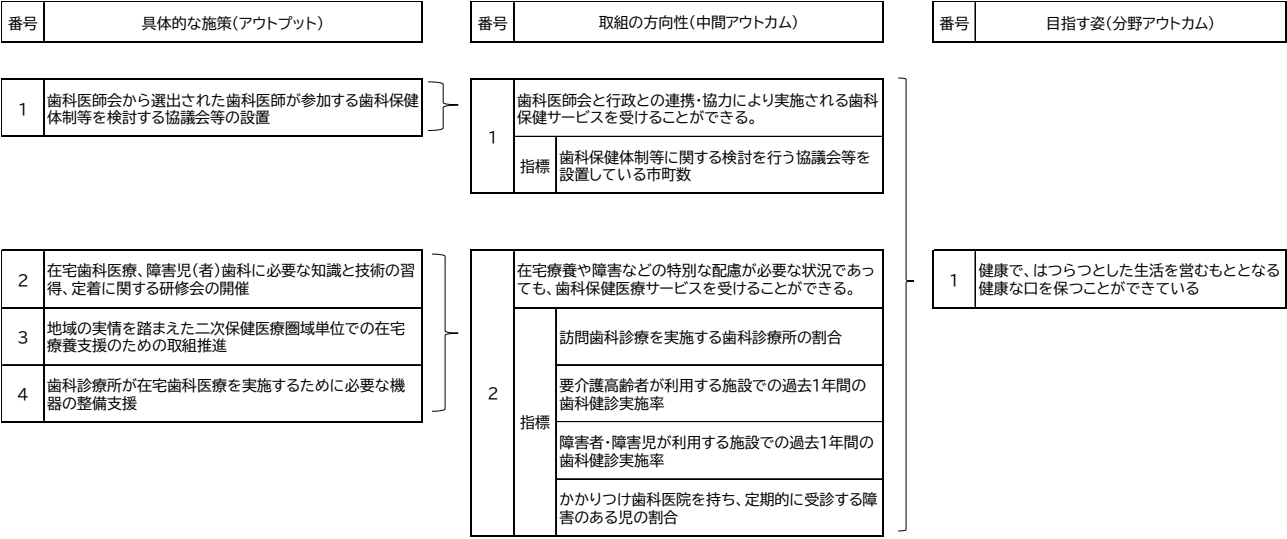
- 県民が在宅歯科医療を受けることができるよう、県は、訪問歯科診療の実施、または口腔機能の検査、評価のための機器整備にかかる支援を行うことで、在宅歯科医療の普及を進めます。

《数値目標》

指標	現状値(R5)	目標値 (R17)	備考
歯科保健体制等に関する検討を行う協議会等を設置している市町数	11 市町	19 市町	
訪問歯科診療を実施する歯科診療所の割合	22.4%	25%	
要介護高齢者が利用する施設での過去1年間の歯科健診実施率	46.0%	50%	
障害者・障害児が利用する施設での過去1年間の歯科健診実施率	通所 36.4% 入所 93.8%	通所 50% 入所 100%	
かかりつけ歯科医院を持ち、定期的に受診する障害のある児の割合	54.5% うち定期受診 73.9%	80% うち定期受診 95%	

※目標年度は、「滋賀県歯科保健計画」（令和6年3月）に合わせたもの

1 《ロジックモデル》



2

3 薬剤師

目指す姿

- 県民一人ひとりが、住み慣れた地域で患者本位の薬物療法を受けるために必要な薬剤師の確保

取組の方向性

- (1) 薬剤師従事先の地域・従事先偏在を解消している
- (2) 地域の実情に応じた医薬品提供体制に必要な薬剤師を確保している
- (3) 多職種連携を担う薬剤師が育成できている

現状と課題

- 令和2年(2020年)末の県内の薬剤師数は、3,352人となっています。

表3-6-3-1 薬剤師数

	平成28年		平成30年		令和2年	
	滋賀県	全国	滋賀県	全国	滋賀県	全国
薬剤師数	3,100	301,323	3,245	311,289	3,352	321,982
人口10万人あたり	219.4	237.4	229.8	246.2	237.1	255.2

出典：「医師・歯科医師・薬剤師調査」(厚生労働省)

- 従事場所別に見ると、令和2年(2020年)では、薬局・医療施設の従事者が2,649人(79.0%)、医薬品関係企業の従事者が366人(10.9%)、行政や大学等が189人(5.6%)、未就業薬剤師148人(4.4%)、となっています。

- 二次保健医療圏の人口10万人当たりの、病院、診療所および薬局に従事する(調剤に従事する)薬剤師数を見ると、大津および湖南圏域が高い一方で、湖東圏域の病院および湖西地域の薬局に勤務する薬剤師が低い傾向にあります。

表3-6-3-2 令和2年 二次保健医療圏ごとの人口10万人当たりの調剤に従事する薬剤師数

医療圏		大津圏域		湖南圏域		甲賀圏域		東近江圏域		湖東圏域		湖北圏域		湖西		合計	
		薬剤師数	人口10万対	薬剤師数	人口10万対	薬剤師数	人口10万対	薬剤師数	人口10万対	薬剤師数	人口10万対	薬剤師数	人口10万対	薬剤師数	人口10万対	薬剤師数	人口10万対
勤務場所別	病院	171	49.6	145	41.8	45	31.5	74	32.6	41	26.4	51	33.8	16	34.5	543	38.4
	診療所等	11	3.2	18	5.2	5	3.5	12	5.3	11	7.1	5	3.3	4	8.6	66	4.8
	薬局	576	166.9	554	159.9	173	121.1	297	131.0	204	131.4	183	121.3	53	114.3	2040	144.3

- 国が策定した「薬剤師確保計画ガイドライン*」(令和5年6月)によると、本県の病院薬剤師偏在指標*は0.81で、薬局薬剤師偏在指標は1.03であり、各二次保健医療圏域においても同様に、薬剤師の従事先として病院が薬局より低くなっています。

表 3-6-3-3 薬剤師偏在指標

	病院薬剤師偏在指標	薬局薬剤師偏在指標	地域薬剤師偏在指標
全国	0.80	1.08	0.99
滋賀県	0.81	1.03	0.97
二次保健医療圏	大津	1.17	1.10
	湖南	1.14	1.09
	甲賀	0.87	0.83
	東近江	0.97	0.89
	湖東	1.00	0.92
	湖北	0.87	0.83
	湖西	0.74	0.75

- 適切な薬物療法を提供するためには薬剤師の資質向上が求められており、中でも多職種連携を担える薬剤師の育成は大変重要で、健康サポートのための多職種連携研修は健康サポート薬局*や地域連携薬局の要件とされるなど、多くの薬剤師の受講が求められています。

表 3-6-3-4 健康サポートのための多職種連携研修の受講者数

	平成 30 年	令和元年	令和 2 年	令和 3 年	令和 4 年
受講者数	41 人	49 人	35 人	64 人	36 人

具体的な施策

(1) 県ホームページを活用した啓発の実施

- 病院薬剤師の仕事の内容や魅力について県ホームページで紹介し、病院薬剤師という仕事に関心をもっていただく取り組みを推進します。
- 県内各地域の良さをしってもらうことで、県内くまなく働いてもらえるよう県内で働きたい薬剤師に対する情報発信に努めます。

(2) 就職セミナー等の機会を通じた啓発の実施

- 大学などが行う就職セミナー等で、県の情報発信につとめ、県内で働くことに関心をもってもらえる啓発に努めます。

(3) 関係団体と連携した情報発信

- 関係団体が行うイベント等の機会を通じて、薬剤師の仕事や県内で働くことの魅力について情報発信に努めます。
- 県内の病院や薬局の求人情報について、関係団体と連携した情報発信に努めます。

(4) 健康サポートのための多職種連携研修会を支援

- 健康サポート薬局や地域連携薬局の要件とされる多職種連携研修会の開催を支援し、薬剤師の資質向上に努めます。

1

《数値目標》

目標項目	現状値 (R4)	目標値 (R11)	備考
目指す姿 (分野アウトカム)			
地域薬剤師偏在指標	0.97	0.99	
取組の方向性 (中間アウトカム)			
病院薬剤師偏在指標	0.81	0.91	
目標薬剤師数※	2,649 人 (R2)	2,939 人	
健康サポート薬局または特定の機能を有する薬局の数	71 薬局 (R4)	100 薬局	
具体的な施策 (アウトプット)			
研修受講者数	36 人	50 人	

2

※調剤に従事する薬剤師

3

4

《ロジックモデル》

番号	具体的な施策(アウトプット)	番号	取組の方向性(中間アウトカム)	番号	目指す姿(分野アウトカム)
1	就職セミナー等の機会を通じて啓発の実施	1	地域の実情に応じた医薬品提供体制に必要な薬剤師を確保している	1	県民一人一人がかかりつけ薬剤師を持ち、住み慣れた地域で患者本位の医薬分業を実現するために必要な薬剤師を確保できている
2	県ホームページを活用した啓発の実施		指標 目標薬剤師数		
3	関係団体と連携した情報発信				
4	就職セミナー等の機会を通じて啓発の実施	2	薬剤師従事先の地域・従事先偏在を解消している		
5	県ホームページを活用した啓発の実施		指標 病院薬剤師偏在指標		
6	関係団体と連携した情報発信				
7	健康サポートのための多職種連携研修会を支援	3	多職種連携を担う薬剤師が育成できている		
	指標 研修受講者数		指標 健康サポート薬局または特定の機能を有する薬局の数		

5

4 保健師・助産師・看護師・准看護師

【看護職員】

目指す姿

- 誰もが状態に応じて、適切な場所で必要な保健医療福祉を受けることができるための看護職員が確保できている

取組の方向性

- (1) 看護ニーズに対応できる資質の高い看護職を養成できている
- (2) 医療の高度化・専門化、療養の場の多様化に対応できる資質の高い看護職員を育成できている
- (3) 潜在看護職の円滑な職場復帰に向けた支援ができている
- (4) やりがいを持って長く働き続けることができる職場環境づくりを促進できている
- (5) 地域・領域の実情に応じた看護職員が配置できている

現状と課題

- 県内の看護職員の就業者数は令和2年(2020年)末現在で17,249人であり、平成26年(2014年)から1,403人増加しています。
- 職種別の内訳は、保健師688人、助産師495人、看護師14,512人、准看護師1,554人であり、准看護師を除き増加しています。
- 人口10万人あたりの就業者数は、准看護師を除き、全国値を上回っています。
- 国が令和元年(2019年)に公表した「医療従事者の需給に関する検討会看護職員需給分科会中間とりまとめ」における需給推計では、令和7年(2025年)までに709~2,097人の看護職員が不足すると推計されています。
- さらに県内の高齢者人口がピークを迎えることが見込まれている令和27年(2045年)まで看護ニーズは一貫して高まっていくことから、看護職員の確保が喫緊の課題となっています。

表3-6-4-1 看護職員就業者数、人口10万人当たり就業者数

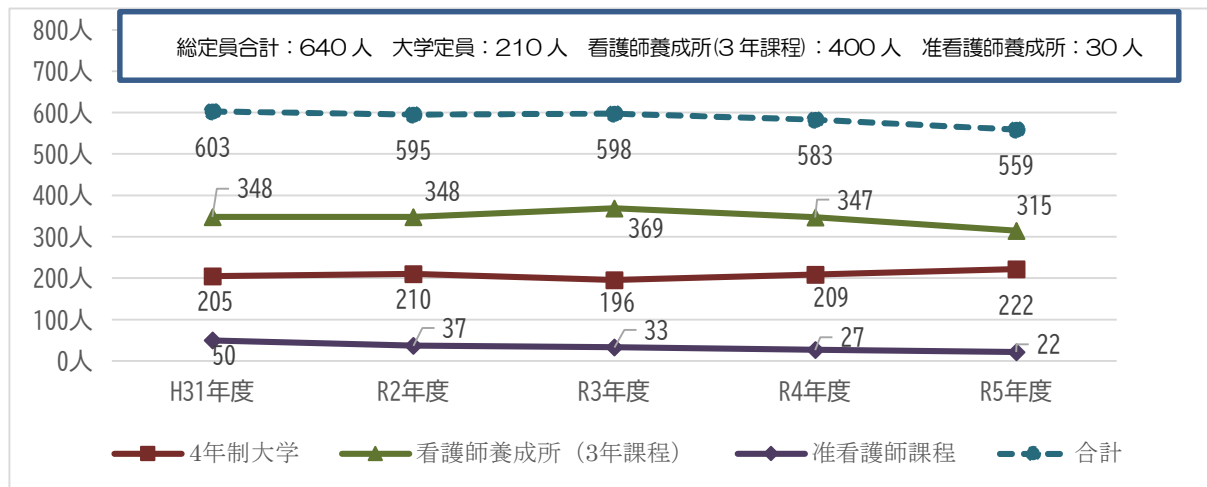
(単位：人)	H26年		H28年		H30年		R2年	
	滋賀県	全国	滋賀県	全国	滋賀県	全国	滋賀県	全国
看護職員数	15,846	1,509,340	16,304	1,559,562	17,023	1,612,951	17,249	1,659,035
人口10万人あたり	1,119.1	1,187.7	1,153.9	1,228.7	1,205.6	1,275.7	1,221.6	1,312.1
保健師数	668	48,452	650	51,280	714	52,955	688	55,595
人口10万人あたり	47.2	38.1	46.0	40.4	50.6	41.9	48.7	44.1
助産師数	461	33,956	478	35,774	496	36,911	495	37,940
人口10万人あたり	32.6	26.7	33.8	28.2	35.1	29.2	35.0	30.1
看護師数	12,735	1,086,779	13,348	1,149,397	14,106	1,218,606	14,512	1,280,911
人口10万人あたり	899.4	855.2	944.7	905.5	999	963.8	1,026.6	1,015.4
准看護師数	1,982	340,153	1,828	323,111	1,707	304,479	1,554	284,589
人口10万人あたり	140	267.7	129.4	254.6	120.9	240.8	109.9	225.6

出典：「衛生行政報告例」厚生労働省

- 県内の看護師等学校養成所は、4年制大学は3校、看護師養成所(3年課程)8校、准看護師養成所1校の12校で、令和5年度(2023年度)の入学定員数は合計で640人となっています。

- 平成 29 年度（2017 年度）以降、本県の入学者数は、大学を除く看護師等養成所においては、入学定員数に満たない状況が続いています。

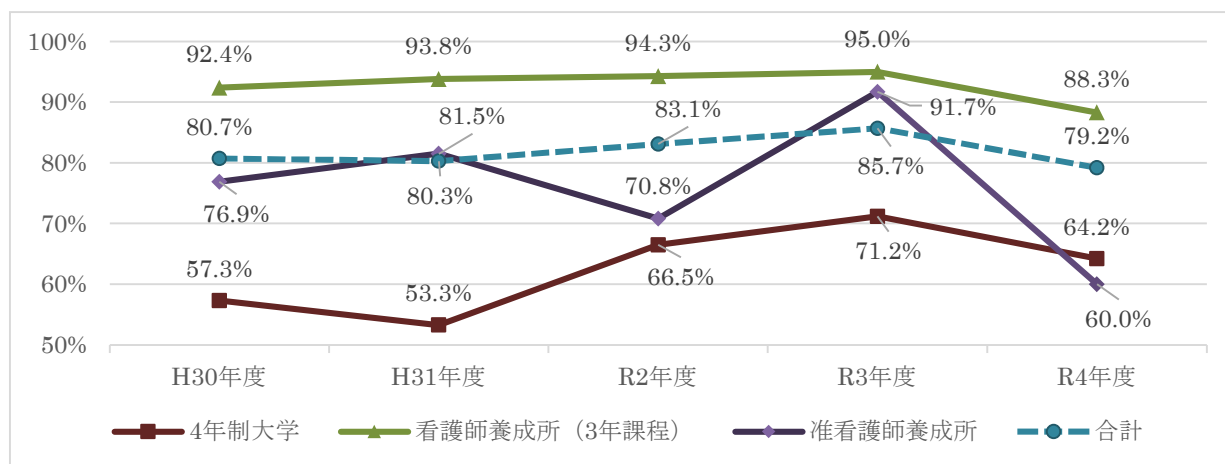
図 3-6-4-2 看護師等養成所課程別入学者数等（単位：人）



出典：「入学卒業状況調査」（滋賀県）

- 県内の看護師等学校養成所を卒業した学生の県内就業率（県内就業者数／就業者総数）は、全体では8割程度で、学校種別ごとにみると、看護師養成所（3年課程）は高く、4年制大学、准看護師養成所は低くなっています。
- 看護職を目指す学生の増加や、入学定員の充実、特に大学卒業後の県内就業率・定着率を上昇させることが課題となっています。
- 近年、新たな課題として、実習施設の確保が困難となっており、特に母性看護学の実習施設を確保することが難しくなっています。
- また、看護教員の年齢層が高くなってきており、その安定的な確保が課題となっています。

図 3-6-4-3 看護師等学校養成所の学校種別ごとの県内就業率の推移



出典：「入学卒業状況調査」（滋賀県）

- 在宅医療の推進や新興感染症への対応、医師の働き方改革に伴う医療のタスク・シフト／シェアにより、今後ますます看護の質の向上が求められています。
- また、医療の高度化・専門化や地域包括ケアシステムの推進等に対応するため、看護職員の資質の向上が必要です。
- 令和4年度の滋賀県ナースセンターでの就業相談件数は延べ2万件を超えており、求職者の

内、就業に至った割合は30%前後で推移しています。

- 滋賀県ナースセンターで実施している、復職者対象のリスタートナース研修については受講者の内、8割が就業につながっています。
- 有事の際に迅速に看護業務に従事していただけるよう「しがサポートナースプロジェクト」を設置し、現在400名を超える方が登録しています。
- 潜在看護職の復職支援については、ナースセンターとハローワークとの連携等による積極的なアプローチ・支援が必要であり、求職者の求めに応じた短時間労働など、柔軟な働き方への対応が必要です。
- 県内の病院で勤務する看護職員の離職率は、新人は例年7%～8%の間を推移し、常勤は令和4年度が11.1%と増加しましたが、例年10%前後で推移し、全国平均より下回っています。
- 多様な働き方がある中で、就業を継続するためには、出産・子育て・介護等のライフステージの変化に合わせ、短時間勤務制度や深夜業の免除等、各種制度の積極的な活用が望まれる一方で、夜間交代制勤務等の負担が、一部の職員に集中するといった新たな課題があります。

図3-6-4-4 病院常勤看護職員の離職率

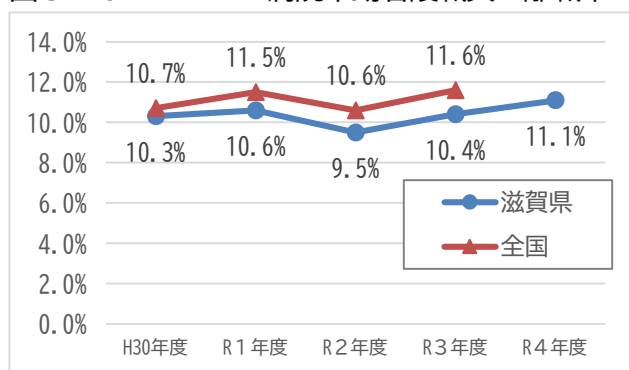
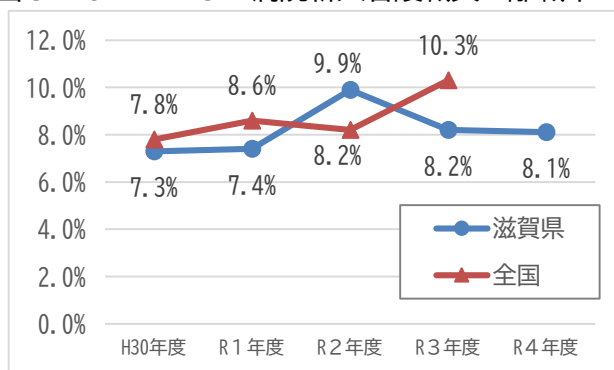


図3-6-4-5 病院新人看護職員の離職率



出典：滋賀県「看護職員需要調査」(滋賀県)、全国「病院看護実態調査」(日本看護協会)

- 県内病院における看護補助者数は、令和5年(2023年)4月1日現在では常勤、非常勤合わせて2,094人でここ数年減少しており、その確保が困難になっていることから、看護補助者にとっても長く働き続けられる勤務環境づくりが必要です。
- 加えて、在宅医療等の高まりにより、地域および訪問看護ステーションや社会福祉施設等の領域別の偏在も課題となっています。

具体的な施策

(1) 看護ニーズに対応できる資質の高い看護職を養成できている

- 看護職を目指す学生を増やすため、高校生を対象とした一日看護体験等の取組に加え、小中学生をはじめ幅広く、様々な媒体を活用した看護職の魅力を発信します。
- 資質の高い看護職員を養成するため、看護師等養成所の安定した運営を支援します。
- 看護師等学校養成所において、養成される看護師等の資質を高めていくため、看護教育の充実を図るとともに、資質の高い看護教員を育成し、その確保に努めます。
- カリキュラムの改正や在宅医療の推進等により、多様な場での充実した実習が求められていることから、これらに対応できる実習施設および実習指導者の確保に努めます。
- 県内への新規就職者を確保するため、看護職を目指す学生への修学資金の貸与を継続して実施するほか、県と看護系3大学が連携し、将来の地域医療のリーダーとなる資質の高い看護職

の養成と県内定着の促進を目的として、令和6年度入学者から「看護地域枠制度」を導入します。

(2) 医療の高度化・専門化、療養の場の多様化に対応できる資質の高い看護職員を育成できている

- 新人教育の充実を図るため、看護師等学校養成所と医療現場とが連携し、新人看護職員ならびにその支援者の育成に取り組みます。
- 資質向上研修の実施や研修への補助を行うなど、より高度な知識と技術を習得した専門性の高い看護職員を養成し、現場での活躍を支援します。
- 特定行為*研修制度の周知や修了者間の情報共有、研修への補助を行うなど、特定行為研修修了者の就業を促進し、現場での活躍を支援します。
- 新興感染症や災害が発生した場合において、的確に対応できる看護職の応援派遣が迅速に実施できるよう、災害支援ナースを確保するとともに、応援派遣を行う仕組みを構築します。

(3) 潜在看護職の円滑な職場復帰に向けた支援ができている

- 滋賀県ナースセンターの認知度を向上し、退職時の届出制度の定着と潜在看護職の再就業を促進するなど無料職業紹介事業の充実を図ります。
- 再就業のコーディネートや就職説明会、復職支援研修を実施し、スムーズな復職を支援するなど、ナースセンター事業の充実に努めます。
- 有事における迅速な看護職の確保と潜在看護職を再修業につなげるため、「しがサポートナースプロジェクト」による取組を進めます。

(4) やりがいを持って長く働き続けることができる職場環境づくりを促進できている

- 医療機関等の魅力を高める活動の促進や、やりがいをもって長く働き続けられるよう、交流会および研修等を実施し、新人をはじめ看護職員の就業継続に向けた支援に取り組みます。
- チーム医療を推進するため、医療機関におけるタスク・シフト／シェアの取組を促進します。
- 看護チームの一員である看護補助者を確保するため、社会的な認知の向上に努めるとともに、勤務環境の改善や研修等の実施による定着・資質の向上に努めます。
- 看護師等の就業継続を支援していくため、夜勤等の業務負担の軽減や病院等のICT化の積極的な推進による業務の効率化を促進します。
- 病院内保育所への支援や、ワーク・ライフ・バランスの推進、相談支援体制を整備するなど、看護職員の勤務環境の改善を促進します。
- 働き方改革を推進するため、看護職だけでなく他の職種を含む勤務環境をはじめとする処遇の改善に向けて、ナースセンターの充実を図るとともに、医療勤務環境改善支援センターとの連携を促進します。

(5) 地域・領域の実情に応じた看護職員が配置できている

- 地域・領域ごとの実態を把握するとともに、看護職の様々な働く場を情報発信し、関係機関と連携を図りながら、地域の課題に応じた看護職員確保対策を推進します。
- 医療施設から在宅療養へ移行する医療依存度の高い利用者が増加するなど多様化する医療ニーズに対応できるよう、在宅医療福祉を担う看護職員の確保、定着、資質の向上に努めます。

1 《数値目標》

目標項目	現状値	目標値 (R11)	備考
目指す姿（分野アウトカム）			
看護職員の就業者数	236 人／年 増加 (H22～R2 の平均値)	300 人／年増加	
取り組みの方向性（中間アウトカム）			
学校養成所定員充足率	大学：105.7% 養成所：78.8% (R5)	100%	
卒業率	大学 94.2% 養成所 91.3% (R4)	大学 98% 養成所 94%	
学校養成所県内就業率	大学 64.2% 養成所 88.3% (R4)	大学 70% 養成所 95%	
特定行為研修修了者就業者数	118 人(R5)	300 人	
特定行為研修指定機関数	1 機関 (R5)	1 機関	現状維持
協力施設数	県内 27 施設のうち他 施設職員受入 0	県内 40 施設のうち他 施設職員受入 6	
認定看護師数	299 人 (R4)	350 人	
専門看護師数	36 人 (R4)	58 人	
認定看護管理者数	51 人 (R4)	58 人	
復職者数（転職者、再就業者）	1174 人 (R2)	1300 人／年	
離職率（新人）	新人 8.1% (R4)	新人 7%前後	
離職率（常勤）	常勤 11.1% (R4)	常勤 10%前後	
二次保健医療圏人口 10 万人あ たりの就業看護職員数	湖北 1454.4 人 湖東 1080.0 人 最大 374.4 人の差 (R2)	就業看護職員数の最 大値と最小値の差の 縮小	
就業場所別看護職員数	病院：10,600 人 診療所：2,489 人 訪問看護ステーション 801 人 介護保険サービス： 2,165 人 助産所、保健所、県・市 町、学校養成所等： 1,194 人 合計：17,249 人 (R2)	全ての就業場所にお いて増加	

目標項目	現状値	目標値 (R11)	備考
具体的な施策（アウトプット）			
実習指導者講習会受講定員充足率	100% (R5)	100%	
看護職員修学資金新規貸与者数	55 人 (R4)	70 人／年	
看護師等養成所授業料資金新規貸与者数	136 人(R4)	130 人／年	
地域医療を担う看護職員養成奨学金貸付新規貸与者数	—	30 人／年	
認定看護師育成・特定行為研修受講促進事業申請者数	39 人	50 人／年	
ナースセンターによる復職マッチング件数	199 人 (R4)	250 人／年	
リスタートナース研修受講定員充足率	66.7% (R4)	80%	
リスタートナース参加後の年度内就業者割合	80% (R4)	80%	
新人入職者のうち看護職員交流会参加者割合（病院）	91.6% (R4)	90%	
看護補助者採用率	21.0% (R4)	60%	

1 《ロジックモデル》

番号	具体的な施策(アウトプット)
1	魅力発信等による看護職を目指す者を増やす取組
2	看護師等養成所への支援
3	資質の高い看護教員の確保
4	実習施設・実習指導者の確保 指標 実習指導者講習会受講施設数 実習指導者講習会受講者数
5	卒業後の県内就業促進 指標 看護職員修学資金貸与者数 看護師等養成所授業料資金貸与者数 看護地域枠申請者数

6	新人看護職員ならびにその支援者の育成
7	専門性の高い看護師の養成・就業促進・活躍
8	特定行為研修修了者の養成・就業促進・活躍 指標 認定看護員育成・特定行為研修受講促進事業申請者数
9	新興感染症や災害に対応できる看護職の養成・確保
10	保健師人材育成支援者の育成
11	助産技術向上のための取組 指標 助産師キャリアアップ研修プログラム参加者数

12	無料職業紹介事業の充実
13	スムーズな復職に向けた支援 指標 リスタートナース研修の参加者数 リスタートナース参加者の就業者数 復職、転職者に対する就職説明会開催

14	新人をはじめ看護職員の就業継続に向けた取組 指標 新人看護職員交流会参加者数 リフレッシュ研修参加者数 保健師初任者研修参加者数 助産師キャリアアップ研修会プログラム参加者数
15	看護補助者の確保・定着・促進
16	看護職員等の処遇の改善促進

17	地域の課題に応じた看護職員確保対策
18	在宅医療福祉を担う看護職員の確保・定着・資質向上

番号	取組の方向性(中間アウトカム)

資質の高い看護職の養成 ①新規養成	
1①	看護ニーズに対応できる資質の高い看護職を養成できている
	指標 学校養成所定員充足率 学校養成所卒業率 卒業後の県内就業率

資質の高い看護職の養成 ②資質向上	
1②	医療の高度化・専門化、療養の場の多様化に対応できる資質の高い看護職員が養成できている
	指標 特定行為研修に係る指定機関数 特定行為研修に係る実習を行う協力施設数 特定行為研修修了者の就業者数 認定看護師・専門看護師・認定看護管理者の就業者数

2	潜在看護職の円滑な職場復帰に向けた支援ができています
	指標 ナースセンターによる再就業マッチング件数 ハローワークによるマッチング件数

勤務環境改善等による定着促進	
3	やりがいを持って長く働き続けることができる職場環境づくりを促進できている
	指標 離職率(新人・常勤(新人含))

地域・領域別偏在の調整	
4	地域・領域の実情に応じた看護職員が配置できている
	指標 就業場所別看護職員数 圏域別看護職員数

番号	目指す姿(分野アウトカム)

1	誰もが状態に応じて、適切な場所に必要な保健医療福祉を受けることができるための看護職員が確保できている
	指標 看護職員就業者数

【職種別の取組】

①保健師

目指す姿

- 誰もが状態に応じて、適切な場所で必要な保健医療福祉を受けることができるための保健師が確保できている

取組の方向性

- (1) 地域に責任を持つ活動ができる保健師を育成できている
- (2) 保健師人材育成のための体制が整備できている

現状と課題

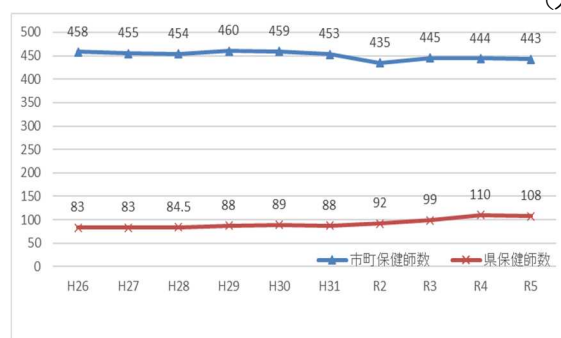
- 県内の就業者数は、平成 30 年（2018 年）より令和 2 年（2020 年）は減少し、従事場所としては、79.8%が自治体であり、医療関係機関 6.7%、事業所 5.1%となっています。
- 自治体で働く保健師の活動領域は、保健分野を中心に福祉分野・健康管理分野等、他の行政分野への分散配置が進み、保健師活動の多様化、役割が増えています。そのため、保健師の人材確保・定着のために、各自治体の人材育成体制の整備が課題となっています。
- 本県では平成 25 年度（2013 年度）に「滋賀県保健師活動指針」を策定し、地域に責任を持つ保健師活動の推進に向けた取組を行うとともに、必要な能力を継続的に獲得するための人材育成体制を整備するため、平成 30 年度（2018 年度）に「滋賀県保健師人材育成指針」を策定し、県内の自治体に所属する保健師の人材育成の方向性を示しました。

表 3-6-4-6 保健師数の年次推移

(単位：人)		H26	H28	H30	R2
滋賀県	保健師数	668	650	714	688
	人口10万対	47.2	46.0	41.9	48.7
全国	保健師数	48,452	51,280	52,955	55,595
	人口10万対	38.1	40.4	41.9	44.1

出典：「衛生行政報告例」（厚生労働省）

図 3-6-4-7 県市町保健師数の推移 (人)



(滋賀県調べ)

具体的な施策

(1) 地域に責任を持つ活動ができる保健師を育成できている

- 滋賀県保健師活動指針に基づき、地域に責任をもつ保健師活動を県内全体で推進できるよう、地区担当制の推進・統括保健師の配置・体系的人材育成を重点項目として実践し、その達成と進捗状況の把握に努めます。

(2) 保健師人材育成のための体制が整備できている

- 滋賀県保健師人材育成指針に基づき、県や各市町が取り組める人材育成の体制を整備し、自治体で働く保健師の確保、育成、定着に努めます。

【職種別の取組】

②助産師

目指す姿

- 全ての女性とその家族が、生涯の性と生殖にかかわる健康を保持増進するために必要な助産*、健康相談、教育活動を実践できる助産師が確保できている

取組の方向性

- (1) 正常分娩介助や、女性の各ライフステージにおける健康相談、教育活動を実践できる助産師を育成できている
- (2) 本県に就業する助産師が定着し、離職を防止できている

現状と課題

- 就業者数は年々増加しており、助産所や行政、看護師等養成所に就業する助産師も増えていきます。成育基本法、成育基本方針に基づき、思春期や更年期に至る女性の各ライフステージにおける健康の保持および増進に寄与できる助産師の育成が必要です。
- 本県は診療所で出産する割合が全国に比べて高く、分娩取扱医療機関は年々減少しています医師の働き方改革等から、助産外来や院内助産の開設の需要が増える可能性があります。
- 診療所や助産所の就業助産師は、ハイリスク分娩を経験する機会が少ない一方で、病院に就業する助産師は経験年数に応じた正常分娩の介助経験を積み重ねることが難しく、院内助産、助産外来の開設に必要な助産実践能力の育成が困難となっています。

表3－6－4－8 助産師の就業場所別就業者数

	H26		H28		H30		R2	
病院	243 人	52.7%	229 人	47.9%	226 人	45.6%	226 人	45.7%
診療所	163 人	35.4%	184 人	38.5%	191 人	38.5%	163 人	32.9%
助産所	27 人	5.9%	28 人	5.9%	32 人	6.5%	54 人	10.9%
保健所・市町	13 人	2.8%	18 人	3.8%	21 人	4.2%	23 人	4.6%
看護師等養成所	14 人	3.0%	17 人	3.6%	20 人	4.0%	23 人	4.6%
その他	1 人	0.2%	2 人	0.4%	6 人	1.2%	6 人	1.2%
合 計	461 人	100%	478 人	100%	496 人	100%	495 人	100%

出典：「衛生行政報告例」（厚生労働省）

具体的な施策

- (1) 正常分娩介助や、女性の各ライフステージにおける健康相談、教育活動を実践できる助産師を育成できている
- (2) 本県に就業する助産師が定着し、離職を防止できている
 - 資質の高い助産師の育成や、滋賀県でのキャリア形成を支援するため、研修を段階的かつ計画的に行うことができるよう体系化した研修システムを構築します。

【職種別の取組】

③看護師・准看護師

目指す姿

- 医療の高度化・専門化や機能分化、療養の場の多様化等に対応できる資質・専門性の高い看護師・准看護師を確保できている

取組の方向性

- (1) 必要な場所で必要な看護サービスが提供でき対応できる質の高い看護師・准看護師の確保ができています
- (2) 多様化するニーズに対応できる専門性の高い看護師等が育成できている

現状と課題

- 県内の看護師・准看護師の就業者数はすべての就業場所で増加しており、特に訪問看護ステーションでは、その増加が顕著です。
- 県内の特定行為研修修了者の就業者数は、令和5年度に実施した本県の独自調査では118人、また、日本看護協会認定部報告によれば、県内の認定看護師は299人、専門看護師は36人、認定看護管理者は51人です。
- 地域医療の必要性により、就業場所は病院から訪問看護ステーションや社会福祉施設等へと徐々に移行するとともに病院の機能分化が進むことで、多様な就業場所と高い専門性に対応できる看護師が必要となっています。
- また在宅医療における外来看護の重要性も高まっています。

表3-4-1-9 看護師・准看護師の就業場所別就業者数

(単位：人)	H26年		H28年		H30年		R2年	
	就業者数	割合	就業者数	割合	就業者数	割合	就業者数	割合
病院	9,884	67.2%	9,831	64.8%	10,234	64.7%	10,346	64.4%
診療所	2,161	14.7%	2,167	14.3%	2,291	14.5%	2,311	14.4%
訪問看護	503	3.4%	610	4.0%	694	4.4%	798	5.0%
福祉施設	1,713	11.6%	2,101	13.8%	2,141	13.5%	2,127	13.2%
その他	456	3.1%	467	3.1%	453	2.9%	484	3.0%
合計	14,717	100.0%	15,176	100.0%	15,813	100.0%	16,066	100.0%

出典：「衛生行政報告例」（厚生労働省）

具体的な施策

- (1) 必要な場所で必要な看護サービスが提供でき対応できる資質の高い看護師・准看護師の確保ができています
 - 在宅医療福祉を担う看護師を育成する研修や就業を促進するための支援を行い、訪問看護ステーションや社会福祉施設等、多様な場所で活躍できる看護師等の確保に取り組みます。
- (2) 多様化するニーズに対応できる専門性の高い看護師等が育成できている
 - 看護師等の資質向上を図るため、特定行為研修修了者や専門看護師、認定看護師、認定看護管理者などの看護師等を育成します。
 - 医療依存度の高い患者や利用者等に対応するため、特定行為を適切に行うことができる看護師を育成します。

5 管理栄養士・栄養士

目指す姿

- 管理栄養士・栄養士が栄養課題の解決や食生活の支援に関わることにより、誰もが健やかで心豊かに暮らすことができる。

取組の方向性

- (1) 管理栄養士・栄養士が様々な栄養課題や食生活の支援に対応できる
- (2) 市町における管理栄養士・栄養士の配置ができている

現状と課題

(1) 管理栄養士・栄養士を取り巻く状況

- 本県における令和3年(2021年)度末の特定給食施設*における管理栄養士・栄養士数は、973人(内訳：管理栄養士数527人、栄養士数446人)です。人口10万対の特定給食施設における管理栄養士・栄養士数は68.9(全国75.7)で全国を下回っています。
- 就業状況を施設種類別にみると「病院」が364人と最も多い状況です。
- 令和5年(2023年)6月現在、県内19市町のうち16市町に管理栄養士が配置されています。
- 県内の養成施設は、令和5年(2023年)4月1日現在、管理栄養士養成施設2施設(入学定員110人)、栄養士養成施設1施設(入学定員45人)です。
- 令和5年5月より病院、診療所、歯科診療所および助産所の人員配置について報告することとされる医療従事者の職種について、管理栄養士及び栄養士が追加され、医療機関等で栄養ケアを行う専門職として管理栄養士・栄養士の役割が重要となっています。

(2) 課題

- 高齢化の進行に伴い、在宅療養者が増えることを踏まえ、栄養士会など関係機関と協力しながら、保健、医療、福祉および介護等各分野の管理栄養士・栄養士の資質向上が必要です。
- 子どもから高齢者まで多様な暮らしに対応し、県民が生涯を通じて健全な食生活が実践できるよう専門職による正しい知識の普及啓発が必要です。また、地域では災害時における栄養・食生活支援にも対応できる体制づくりが必要です。

具体的な施策

(1) 管理栄養士・栄養士が様々な栄養課題や食生活の支援に対応できる

- 県は栄養士会、栄養士養成施設など関係機関と協力しながら、栄養・食生活支援の充実のため、研修会等を通じて管理栄養士・栄養士の資質向上を図ります。

(2) 市町における管理栄養士・栄養士の配置ができている

- 地域における食環境整備の推進、食育推進体制の確保のため、全国の行政栄養士配置調査結果などを活用し、市町における管理栄養士等の配置促進を図ります。

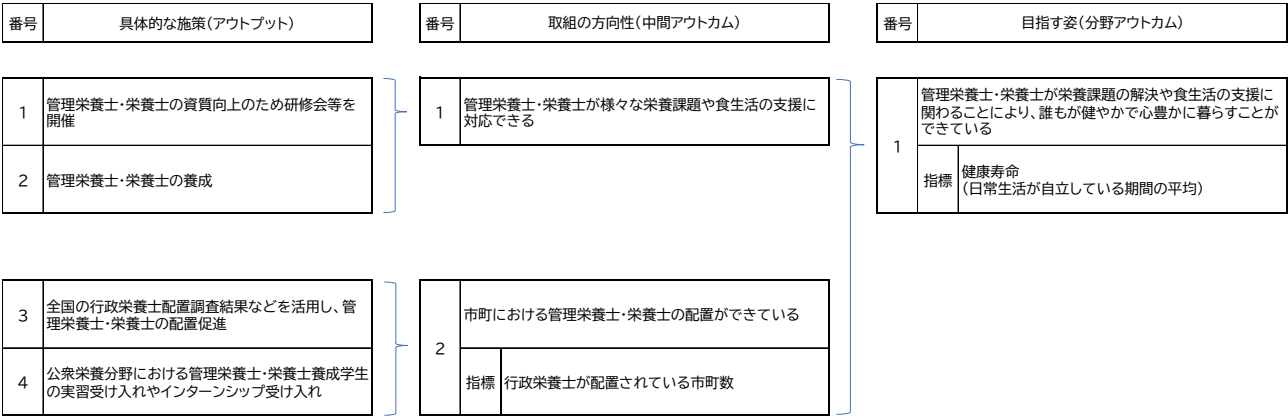
1 《数値目標》

目標項目	現状値	目標値（R11）	備考
目指す姿（分野アウトカム）			
健康寿命 （日常生活が自立している期間の平均）	男性 81.19 年（R3）	延伸	
	女性 84.83 年（R3）		
取組の方向性（中間アウトカム）			
行政栄養士が配置されている市町数	16 市町（R5）	19 市町	

2

3

4 《ロジックモデル》



5

6

6 理学療法士・作業療法士・言語聴覚士

目指す姿

- 地域のリハビリテーション専門職に関わることにより、すべてのライフステージにおいて、持ちうる能力を活かし、自立して活動・社会参加しながら地域で暮らすことができる

取組の方向性

- (1) 県内に必要なリハビリテーション専門職の確保・育成ができています
 - (2) 多様な分野で就業定着できる環境が整っている
- ※リハビリテーション専門職：理学療法士・作業療法士・言語聴覚士

現状と課題

- 県内の理学療法士、作業療法士、言語聴覚士の3職種において、医療機関では246人増加している一方で介護保険施設・居宅サービス事業所では121人減少しています。
(病院報告・医療施設調査 H28：1,219 ⇒ R2：1,465)
(介護保険サービス施設・事業所調査 H28：669 ⇒ R3：548)
- 医療機関、介護保険施設・居宅サービス事業所以外にもリハビリテーション専門職が必要とされている分野が広がっており、今後、各分野のリハビリテーション専門職の需要状況を把握することが必要です。
- 県内のリハビリテーション専門職養成施設において、理学療法士や作業療法士の養成に加えて、言語聴覚士についても養成が始まる見込みです。
- 地域包括ケアに関する人材育成研修や地域における実践活動等を実施するため、理学療法士会・作業療法士会・言語聴覚士会と協働で進めています。
(地域リハビリテーション人材育成研修修了生 H29～R4：累計146人)
- リハビリテーション専門職が少ない小児分野等については、地域リハビリテーションに携わる専門職を中心とした地域におけるネットワーク構築支援を推進する必要があります。

具体的な施策

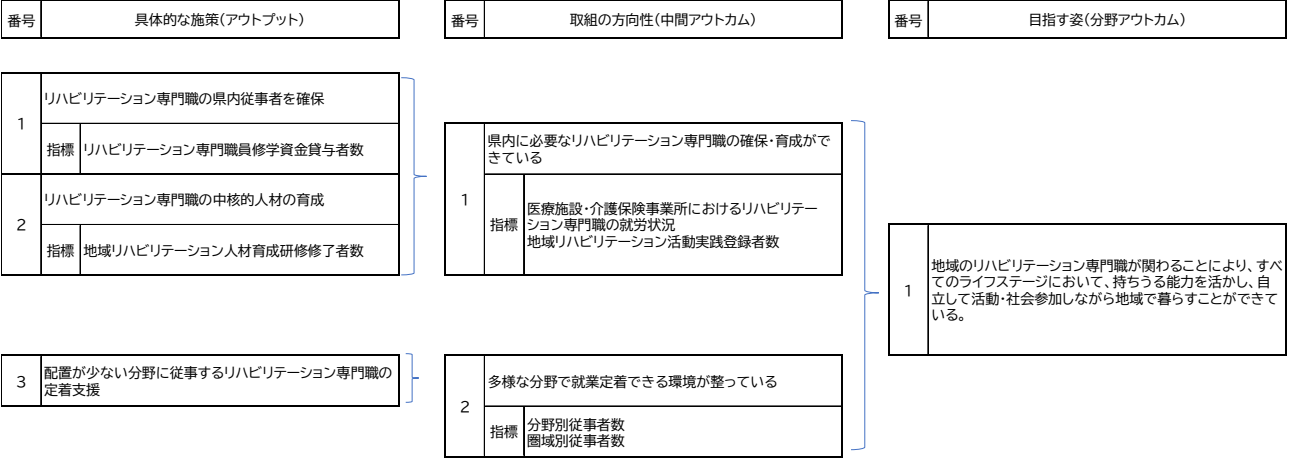
- (1) 県内に必要なリハビリテーション専門職の確保・育成ができています
 - リハビリテーション専門職の働く場の広がりに伴い、医療機関、介護保険施設・居宅サービス事業所およびその他の分野について、今後、就労状況等の把握に努めます。
 - 県内のリハビリテーション専門職の人材確保のため、修学資金制度の運用を進めます。
 - 地域リハビリテーションに携わる中核人材の育成を推進し、地域活動実践者の増加を図ります。
- (2) 多様な分野で就業定着できる環境が整っている
 - リハビリテーション専門職が少ない小児分野等について、情報交換の機会やネットワーク構築支援をする等して、従事するリハビリテーション専門職の定着を図ります。

1 《数値目標》

目標項目	現状値	目標値（R11）	備考
地域リハビリテーション活動実践登録者数	57 名 (R4 年度末)	現状値より増加	

2

3 《ロジックモデル》



4

7 歯科衛生士・歯科技工士

目指す姿

- 健康で、はつらつとした生活を営むもとなる健康な口を保つことができる

取組の方向性

- 歯科診療所および歯科技工所等への専門職の配置により、県民が必要な歯科保健医療サービスを受けることができる。
- 在宅療養や障害などの特別な配慮が必要な状況であっても、歯科保健医療サービスを受けることができる

現状と課題

- 令和2年（2020年）末現在の県内の就業歯科衛生士数は、1,401人です。

表3-6-7-1 歯科衛生士数の推移

	平成24年		平成26年		平成28年		平成30年		令和2年	
	滋賀県	全国	滋賀県	全国	滋賀県	全国	滋賀県	全国	滋賀県	全国
歯科衛生士数	1,187	108,123	1,182	116,299	1,290	123,831	1,387	132,635	1,401	142,760
人口10万人あたり	83.9	84.8	83.5	91.5	91.3	97.6	98.2	104.9	99.1	113.2
歯科医師1人あたり	1.49	1.05	1.48	1.12	1.60	1.18	1.75	1.26	1.67	1.33

出典：「衛生行政報告例」「医師・歯科医師・薬剤師統計」（厚生労働省）

- 令和2年（2020年）末現在の県内の就業歯科技工士数は、389人です。

表3-6-7-2 歯科技工士数の推移

	平成24年		平成26年		平成28年		平成30年		令和2年	
	滋賀県	全国	滋賀県	全国	滋賀県	全国	滋賀県	全国	滋賀県	全国
歯科技工士数	394	34,613	401	34,495	374	34,640	376	34,468	389	34,826
人口10万人あたり	27.8	27.1	28.3	27.1	26.5	27.3	26.6	27.3	27.5	27.6
歯科医師1人あたり	0.49	0.34	0.50	0.33	0.46	0.33	0.47	0.33	0.46	0.32

出典：「衛生行政報告例」「医師・歯科医師・薬剤師統計」（厚生労働省）

- 県内の歯科衛生士養成施設は、令和5年（2023年）4月1日現在、1施設（入学定員38人）です。
- 歯科医師が歯科衛生士および歯科技工士とチームを組んで歯科医療に取り組むことが重要ですが、歯科医師一人あたりの歯科衛生士数および歯科技工士数は全国値より高い状況です。
- 在宅療養者や施設入所者、病院入院患者等に対する訪問歯科診療や口腔ケアの必要性が高まっ

ており、地域包括ケアシステムの中で歯科保健医療を担う人材がさらに必要になっています。

○ 超高齢社会を背景に、歯科治療ニーズが多様化しており、ニーズに合った技工物を作成できる、知識と経験を備えた歯科技工士が求められます。

具体的な施策

(1) 歯科診療所および歯科技工所等への専門職の配置により、県民が必要な歯科保健医療サービスを受けることができる。

ア 関係団体との課題共有と対策検討

○ 県民が、かかりつけ歯科医院で歯科衛生士および歯科技工士から専門的な歯科保健サービスを受けることができる体制を整備するため、県歯科医師会は、県歯科衛生士会、県歯科技工士会および県と、かかりつけ歯科医院に必要な歯科衛生士、歯科技工士の確保に関する課題を共有し、具体的な対策を検討、実施します。

イ 離職中の歯科衛生士の再就職支援

○ 就業していない歯科衛生士を対象に、再就職するための情報提供、研修会を実施し、県民に歯科保健サービスを提供できる歯科衛生士数の確保に努めます。

ウ 歯科衛生士・歯科技工士の需給状況の把握

○ 歯科衛生士および歯科技工士の就業実態と離職者の数を踏まえ、求職者の働きやすい環境、外注を活用した歯科技工物確保等の視点を含めた人材不足への対応を進めます。

エ 歯科衛生士が参加する歯科保健体制検討会等の設置

○ 歯科衛生士と行政および関係者が連携・協力して企画、検討した歯科保健事業によるサービスを県民が利用することができるよう、行政は歯科衛生士の職員、または歯科衛生士会等から選出された歯科衛生士を構成員に含む協議会等を設置、開催し、具体的な取組を検討します。

○ 県は市町における歯科衛生士の配置状況を把握し、必要に応じて活用可能な国庫補助金を案内します。

(2) 在宅療養や障害などの特別な配慮が必要な状況であっても、歯科保健医療サービスを受けることができる。

ア 在宅歯科医療、障害児（者）歯科に必要な知識と技術の習得、定着

○ 在宅療養中や障害のある県民が、必要な歯科保健医療サービスを受けることができるよう、県は歯科衛生士会および歯科技工士会等関係団体と連携して、必要な配慮、知識および技術を習得する研修会を開催します。

イ 在宅歯科医療を実施するために必要な機器の設備

○ 県民が在宅歯科医療を受けることができるよう、県は、訪問歯科診療の実施、または口腔機能の検査、評価のための機器整備にかかる支援を行うことで、在宅歯科医療の普及を進めます。

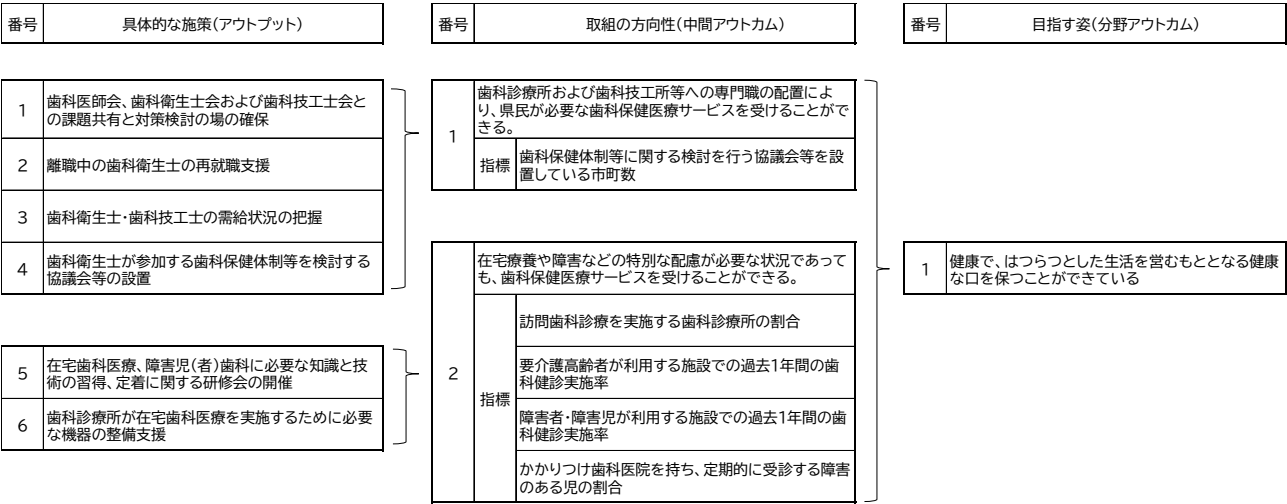
1 《数値目標》

指標	現状値	目標値（R17）	備考
歯科保健体制等に関する検討を行う協議会等を設置している市町数	11 市町	19 市町	
訪問歯科診療を実施する歯科診療所の割合	22.4%	25%	
要介護高齢者が利用する施設での過去1年間の歯科健診実施率	46.0%	50%	
障害者・障害児が利用する施設での過去1年間の歯科健診実施率	通所 36.4% 入所 93.8%	通所 50% 入所 100%	
かかりつけ歯科医院を持ち、定期的に受診する障害のある児の割合	54.5% うち定期受診 73.9%	80% うち定期受診 95%	

2 ※目標年度は、「滋賀県歯科保健計画」（令和6年3月）に合わせたもの

3

4 《ロジックモデル》



5

8 精神保健福祉士

目指す姿

- 広く県民の精神保健福祉の保持に資するために、保健、医療、福祉にまたがる領域において、精神保健福祉士が県民一人ひとりの安心で安定した地域生活の実現に寄与している

取組の方向性

- (1) 医療機関や相談支援機関等に所属する精神保健福祉士の専門的機能の充実強化と多機関・多職種との連携・協働ができる人材が確保できている
- (2) ケアマネジメント、コンサルテーション、チームアプローチ、ネットワーキング等の関連援助技術が、実践的教育により向上できている

現状と課題

- 登録者数は、平成30年（2018年）852人、令和元年（2019年）889人、令和2年（2020年）936人、令和3年（2021年）977人、令和4年（2022年）1,025人となっています。
- 市町における精神保健に関する相談支援体制は、専門職の配置が十分でない等脆弱な状況にあり、精神保健上の課題に対する包括的・継続的な支援の実現が困難となっています。
- 令和4年12月の精神保健福祉法改正で、精神保健福祉士の業務として、精神保健に課題を抱える者等に対する精神保健に関する相談援助が追加され、更なる役割や専門性が期待されています。
- 精神科病院において精神保健福祉士が多くを担う退院後生活環境相談員に対して、退院後支援マニュアルの周知や退院後支援計画の策定の推進を図り、平成30年度（2018年度）8件、令和元年度（2019年度）13件、令和2年度（2020年度）14件、令和3年度（2021年度）9件策定されました。
- 滋賀県職員精神保健福祉士連絡会を年4回開催し、精神保健福祉士の資質の向上に資する研修会や、県内精神保健福祉相談員等とのネットワーク構築について検討を行っています。
- 保健所、市町、障害者支援施設、その他の関係機関等、県内の精神保健福祉業務に従事する職員に対する「精神保健医療福祉業務従事者研修会基礎コース」と「スキルアップコース」の研修を実施し、平成30年度（2018年度）から令和4年度（2022年度）に647名が受講したことでその資質の向上を図っています。
- 県内の精神保健福祉士の配置状況や課題等について把握が十分に行えていないことが課題となっています。

出典：「精神保健福祉資料」（厚生労働省）

精神科における 精神保健福祉士数 (うち非常勤)	平成30年		令和元年		令和2年		令和3年		令和4年	
	滋賀県	全国	滋賀県	全国	滋賀県	全国	滋賀県	全国	滋賀県	全国
	66 (1.8)	9318.1 (261.1)	53.8 (1.3)	9236.4 (268.6)	63.8 (3.1)	9288.1 (338.4)	63 (4)	8,954 (462)	63 (14)	8,691 (518)

具体的な施策

- 滋賀県職員精神保健福祉士連絡会を年4回開催し、精神保健福祉士の資質の向上に資する研修会や、県内精神保健福祉相談員等とのネットワーク構築について検討を行います。
- 滋賀県精神保健福祉士会と協働し、精神保健福祉士の顔の見えるネットワークづくりや資質

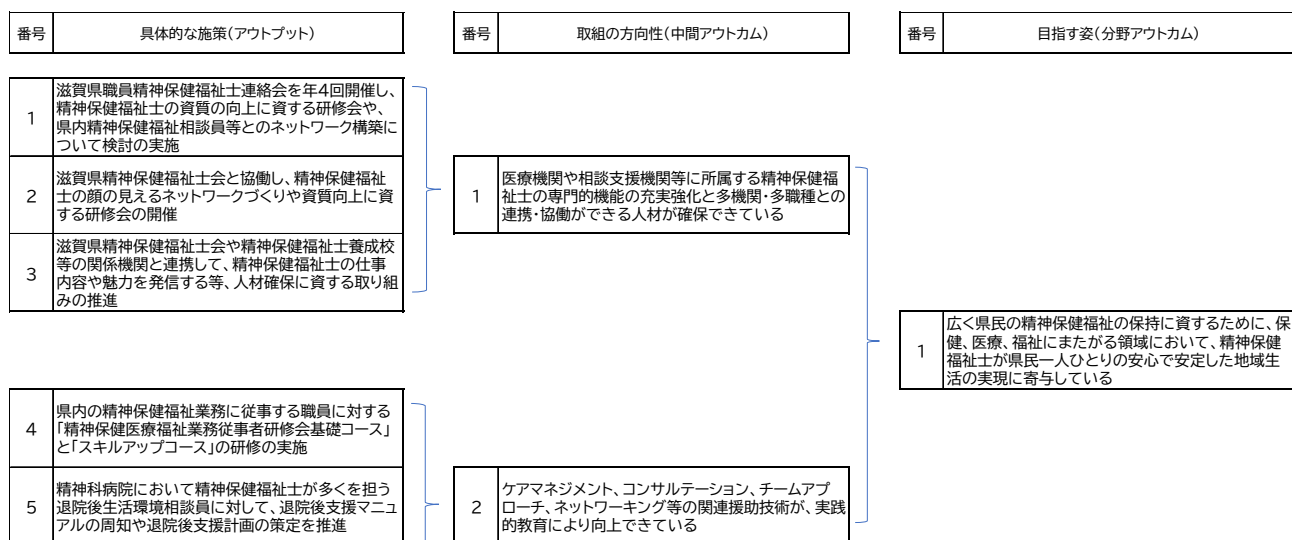
向上に資する研修会を開催します。

○ 滋賀県精神保健福祉士会や精神保健福祉士養成校等の関係機関と連携して、精神保健福祉士の仕事内容や魅力を発信する等、人材確保に資する取り組みを推進します。

○ 県内の精神保健福祉業務に従事する職員に対する「精神保健医療福祉業務従事者研修会基礎コース」と「スキルアップコース」の研修を実施します。

○ 精神科病院において精神保健福祉士が多くを担う退院後生活環境相談員に対して、退院後支援マニュアルの周知や退院後支援計画の策定を推進します。

ロジックモデル



9 その他の保健医療従事者

目指す姿

- 保健医療従事者が、患者に適切な医療を提供する「チーム医療」に対応できる

取組の方向性

- (1) 各医療従事者の連携
- (2) 各医療従事者の資質の向上

現状と課題

- その他の保健医療従事者として、診療放射線技師、臨床検査技師、臨床工学技士、視能訓練士、あん摩マッサージ指圧師、はり師、きゅう師、柔道整復師等があります。
- 診療放射線技師（診療エックス線技師を含む）
令和2年(2020年)10月現在、県内の病院に425人が従事しています。
- 臨床検査技師（衛生検査技師を含む）
令和2年(2020年)10月現在、県内の病院に487人が従事しています。
- 臨床工学技士
令和2年(2020年)10月現在、県内の病院に250人が従事しています。
- 視能訓練士
令和2年(2020年)10月現在、県内の病院に57人が従事しています。
- あん摩マッサージ指圧師、はり師、きゅう師、柔道整復師
令和2年(2020年)末現在の県内就業者数は、あん摩マッサージ指圧師851人、はり師1,176人、きゅう師1,174人、柔道整復師778人です。
- 専門性を有する保健医療従事者が、医療と福祉が一体となった質の高い医療を提供するため、「チーム医療」として業務を分担、連携、補完する必要があります。
- 無資格者の医業類似行為*による健康被害を防ぐため、県民は、その専門性が共通に担保されている保健医療従事者から、適切な医療を受ける必要があります

具体的な施策

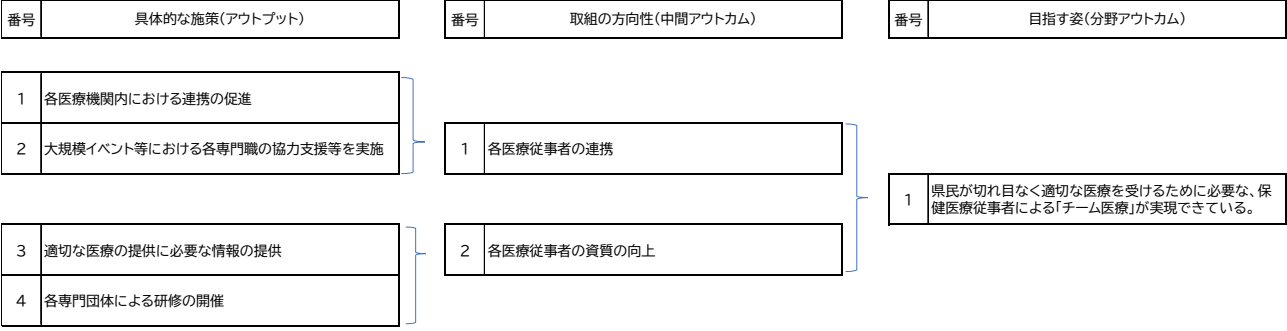
(1) 各医療従事者の連携

- 保健医療従事者が、緊密な連携を保ち、患者に適切な医療を提供する「チーム医療」に対応できるよう、各医療施設での医療連携を促進します。また、医療施設外での大規模イベント等における連携体制を構築します。

(2) 各医療従事者の資質の向上

- 専門性を高めるため各医療関係団体等が実施する研修に対して、必要に応じ支援を行います。
- あん摩マッサージ等の施術所について、施術者の国家資格の有無に応じた適切な広告がなされるよう取り組むことにより、県民の選択により各保健医療従事者がその専門性を発揮できるように支援します。

1 《ロジックモデル》



2

10 介護サービス従事者

目指す姿

- 介護が必要になっても、誰もができる限り住み慣れた地域で日常生活を送ることができるよう、介護サービス提供体制の実現に必要な介護職員が確保されている

取組の方向性

- (1) 介護サービス事業の需要に応じた人材が採用できている
- (2) 専門職としての知識と技能を持った人材が育成できている
- (3) 働きやすい環境づくりにより、人材が定着できている

現状と課題

今後需給推計を踏まえて修正予定

(1) 介護人材を取り巻く状況

- 65歳以上人口は令和27年(2045年)まで一貫して増加する一方で、15歳から64歳の現役世代人口は、令和2年(2020年)の842,373人から令和22年(2040年)には713,325人に減少する見込みです。
- 2040年に向けて生産年齢人口が急減し、高齢者の占める割合が増加していくことが見込まれ、介護ニーズの急増と多様化に対応する必要がある一方、人口減少社会の到来で介護人材の確保がますます困難になると予測されます。
- 本県における介護職員にかかる需給推計では、令和8年度(2026年度)は、約●万人の需要に対して供給が約●万人となり、約●人の不足が生じる見込みです。
- このような状況の中にあっても、県民が人生の最終段階を迎えるときまで自分らしい生活が続けられるよう、介護サービスの適切な提供体制の整備に向けて、多様な人材の確保・育成、介護のしごとの魅力向上、職員の処遇改善、離職防止・定着促進、生産性の向上など、様々な方向から対策を実施することが必要です。

(2) 介護人材の不足

- 令和4年度(2022年度)職業別常用(有効)求人倍率・求人・求職状況(滋賀労働局)によると、滋賀県内の有効求人倍率は、全産業平均が1.03倍であるのに対し、介護関係では3.06倍と深刻な状況は変わっていません。
- 令和4年度(2022年度)介護労働実態調査(介護労働安定センター)によると、事業所においては、訪問介護員(84.7%)、介護職員(訪問介護員を除く)(71.9%)、看護職員(47.2%)、介護支援専門員(43.2%)、の順に不足感があると回答しています。
- 県内の介護福祉士養成施設*の定員は70名(2校)であり、介護職を目指す学生の減少により、平成28年度(2016年度)の100名から30名(30%)の減少となっています。

(3) 介護の仕事の魅力発信

- 介護の仕事は、利用者一人ひとりの自立やその家族の生活にとって必要不可欠な職務であるとともに、社会に貢献できる職務であることなど、やりがいを感じられ、誇りの持てる仕事で

す。しかし、「体力的にきつい」「賃金が低い」などといったマイナスイメージがあると指摘されており、人材参入の阻害要因となっていると考えられます。

○ 一般的な介護職の仕事をはじめとして、介護支援専門員・生活相談員等の介護の仕事の魅力をアピールし、業界全体のイメージアップにより人材の参入を促進する必要があります。

○ さらに、働きやすい労働環境の整備に取り組む事業所の公表などにより学生や若者が滋賀県で働きたいと感じるように、県内事業所の情報などを効果的に発信する必要があります。

(4) 多様な人材の参入促進

○ 今後の生産年齢人口の減少や高齢者の増加などを踏まえ、介護人材のすそ野拡大を進め、多様な人材が介護に参入するよう促す必要があります。

○ 国では、外国人介護人材の受入れに向け、平成29年(2017年)に在留資格「介護」の創設と外国人技能実習制度への介護職種の追加が行われ、平成31年(2019年)4月に在留資格「特定技能*」も創設されました。

○ 介護職員の確保策の柱の一つとして、外国人介護人材の受入れを積極的に推進していく必要があります。

○ 元気高齢者・子育てが一段落した女性などの介護未経験者、定住外国人や障害のある人が、介護を学ぶ機会を増やしていく必要があります。

○ 社会福祉振興・試験センターによると、本県に在住する介護福祉士*の登録者数は、令和5年(2023年)3月末現在20,127人で、令和3年度(2021年度)介護サービス施設・事業所調査(厚生労働省)によると、県内の介護事業所に従事する介護福祉士数は令和3年10月現在で9,620人となっており、潜在介護福祉士の復職促進を図る必要があります。

(5) サービスの質の確保

○ 令和4年度介護労働実態調査によると、介護サービスを運営する上での問題点として、45.8%の事業所が「良質な人材の確保が難しい」と回答しています。

○ 無資格・未経験者の参入促進を図る一方、利用者側の視点に立ったサービスの質を確保するため、認知症への対応や医療的ケア、自立支援など、専門職としての知識と技能の向上を図る必要があります。

○ 外国人介護人材については、言葉の障壁や文化の違いに配慮しつつ、知識と技術の向上を図ることが重要です。

○ また、介護ニーズの多様化や高度化、地域包括ケアシステムの推進により、介護職にはより高い専門性と多職種連携やチーム介護を推進することが求められています。

○ 介護職の社会的評価を高めるためにも、介護職のロールモデルとなるチームリーダーを養成していく必要があります。

(6) 介護支援専門員の資質の向上

○ 地域包括ケアシステムを支える要の専門職として、高い専門性をもってより多くの主体と連携したケアマネジメントを実践し、多様な役割を担うことが期待されます。

（７）介護職員等の定着

- 介護職員の離職率は、離職者を勤続年数の内訳で見た場合、１年間に離職した者のうち「入職後３年未満の者」が５割を上回っています。
- 新人職員の定着を図るためには、入職前の職業体験などにより雇用のミスマッチを防ぐとともに、入職後のきめ細かな指導や支援など、事業所内の育成が重要です。
- また、離職理由を見ると、「結婚・出産・妊娠・育児」「職場の人間関係」「法人・事業所の理念・運営のあり方への不満」「将来の見込みが立たない」といった理由が上位を占めています。
- ワーク・ライフ・バランス*の推進のための職場環境整備や労働環境の改善を行い、職員の能力を適正に評価し処遇に反映させるなど、やりがいを持って働くことができる職場づくりを進める必要があります。

（８）業務の負担軽減と質の高いケアを実現する介護現場の革新*

- これまでマッチング支援などの総合的な人材確保策に取り組んできましたが、並行して、介護現場において、介護ロボット・ICTの導入や、抱え上げない介護の実践、介護職員が行うべき業務の切り分け、事務処理等の職員負担軽減を行い、介護職員が専門性を生かしながら働き続けられる環境作りを早急に進めていく必要があります。
- 介護分野は人の手による仕事の部分が多いものの、情報共有や事務作業をICTで効率化したり、介護ロボットの活用により介護従事者の負担を軽減したりすることが可能であると期待されています。また、介護職員が携わる業務の切り分けや工程分析を行い、専門職とそれ以外の人材(介護助手)が行う業務の明確化による負担の分散を進めていくことも重要です。
- 令和５年(2023年)２月に県が実施した調査では、業務改善に現在取り組んでいる事業所は74.2%にのぼる一方で、その内の53.0%の事業所は、「業務改善は進んではいるものの、課題や困りごと等がある」または「思ったように進んでいない・行き詰っている」と回答しています。
- 今後は事業所が抱える業務課題の抽出やその解決に向けたプロセスを整理し、事業所自らが業務改善に取り組み続けられるような支援を実施していく必要があります。

（９）感染症に備えた人材の育成・確保

- コロナ禍を経て、今後も感染症予防に関する知識や技術を習得した人材を育成・確保していく必要があります。
- 対面で行っている研修について、オンラインやオンデマンド配信で開催できるようにする必要があります。

具体的な施策

（１）介護サービス事業の需要に応じた人材が採用できている

ア 魅力発信の推進

- 介護職員は、専門的な知識や技術を駆使し、利用者の人生を充実させることのできる創造的でやりがいのある仕事であるという魅力を、地域、高校・大学等における対話型交流会の開催、マスメディアやSNSなどを活用した啓発、介護関係のイベントの開催などを通じて発信し、イメージアップを図ります。
- 学生や若者に向けて、県内事業所の魅力を発信します。

○ キャリア教育の一環として教育委員会で実施する「中学生チャレンジウィーク」などを通じて、市町と連携し、事業者団体の協力を得ながら、児童・生徒に対して介護体験の機会を設けるなど、介護に対し早くから理解と関心を高める取組を推進します。

○ 小・中学生を含む若年層に向けたイメージアップの取組を、事業者・市町と連携して推進します。

イ 介護人材の参入促進

○ 介護福祉士養成施設や養成学校の入学者に対する修学資金の貸付により、介護を学ぶ学生を支援します。

○ 退職シニア等介護未経験者に対する入門的研修、定住外国人や障害のある人に対する介護職員初任者研修などの実施により、介護人材のすそ野を広げます。

○ 国際介護・福祉人材センターにおいて、特定技能・留学制度による外国人介護人材のマッチング支援や受け入れ事業所に向けた研修を行います。

○ 事業所による経済連携協定(EPA)*・留学・技能実習・特定技能 を通じた外国人介護人材の受け入れを支援します。

○ 介護福祉士や初任者研修修了者など、潜在有資格者などの登録と再就職に向けた支援に取り組めます。

○ 採用力向上に資するセミナーを行い、事業所の人材確保に向けた支援に取り組めます。

○ 合同就職説明会や対話型交流会の実施により、求職者と事業者が出会える場を作ります。

○ 事業者と連携した職場体験の機会を提供することにより、介護職への関心や認識を高めることで、新たに介護職になる方を増やすとともに、雇用のミスマッチを防ぎます。

○ 介護・福祉人材センター*の機能強化とハローワークや市町など関係機関との一層の連携強化を図り、きめ細かな職業紹介を行います。

○ 離職者等の就職を支援するため、民間の訓練施設に委託することにより介護分野の公共職業訓練を実施します。

(2) 専門職としての知識と技能を持った人材が育成できている

ア 介護分野における滋賀の福祉人の育成

○ 我が国の社会福祉の成熟に寄与した本県の先人の活動や実践の中で培われてきた理念や価値観を学び、介護職としての誇りを有する滋賀の福祉人を育成します。

○ 「滋賀の福祉人」育成研修において、倫理観や対象者理解、権利擁護など、介護に携わる職員がキャリアに応じて習得すべき知識、スキル、モラルの3つの能力を育成します。

○ 滋賀の介護職のロールモデルとなるチームリーダーを養成することで、介護職の質の向上を図るとともに、新人職員の参入と定着を促進します。

○ 介護職員実務者研修などの受講を支援します。

○ 事業者団体が実施する介護従事者の知識や、技術等の向上のための取組を支援します。

○ より質の高い人材を、より早い段階から養成するため、介護福祉士養成施設の取組を支援します。

○ 人権について正しい理解と認識を深め、人権尊重の視野に立った質の高いサービスが提供できるよう利用者の人権擁護などに関する啓発・研修の推進を図ります。

イ 多様なニーズに対応できる介護職員の育成

- 喀痰吸引などの医療的ケアができる介護職員を養成します。
- 多職種と連携しつつ、適切なサービスマネジメントができる介護職員を育成します。また、介護職員の地域の多職種連携ネットワークへの参画や、研修への協力を通じて地域の介護の質の向上支援などを図ります。

ウ 介護支援専門員の養成と資質の向上

- 高齢者の状態とニーズを踏まえ、医療をはじめ他分野の専門職と連携しながら、自立支援に資する質の高いケアマネジメントを実現できる介護支援専門員を養成します。
- 地域包括ケアシステムの構築に向けて、地域課題の把握から社会資源の開発などの地域づくりや、介護支援専門員の育成を的確に担える質の高い主任介護支援専門員*を養成します。
- 介護支援専門員の養成にあたっては、職能団体や関係団体と連携して取組を進めます。
- 介護支援専門員法定研修のオンライン研修環境の整備、研修開催地の検討を進め、研修受講の負担軽減に取り組みます。
- 高齢障害者のニーズに応じた適切なサービスが提供されるよう、障害者自立支援協議会や地域ケア会議などを通じて、介護支援専門員と相談支援専門員*との連携促進を図ります。

エ 外国人介護人材の育成

- 外国人介護人材同士の交流を促進するため、交流会など育成・定着事業を実施します。
- 外国人介護人材を専門職として育成する研修を行い、これらの育成の取組を滋賀の評価に繋げることで、送り出し国から選ばれる滋賀を目指します。

オ 研修の体系化

- 県、事業者団体、職能団体が実施する各種研修について、介護職員等がキャリア形成やスキルアップのために計画的、効果的に受講できるよう、各研修の特徴等を踏まえた体系的な整理を検討します。

(3) 働きやすい環境づくりにより、人材が定着できている

ア 新任、現任職員への定着支援

- 合同入職式の開催や新人職員向けのフォローアップ研修や交流会の開催により、新人職員間のネットワークづくりやモチベーションの維持向上を支援することで、新人職員の定着を促進します。
- 新人職員の育成役の中堅職員を配置する「メンター制度」の導入を推進します。
- 現任職員からの幅広い相談に対応する窓口を設置し、介護職員個々の職業生活とキャリア形成に向けた支援を行います。

イ 業務の負担軽減と質の高いケアを実現する介護現場の革新

- 関係機関で構成する「介護現場革新会議」において、地域の課題を議論し、解決に向けた対応方針を策定します。
- 介護現場の革新に向けて介護事業者に対するワンストップ型の支援を行うため、様々な相談に対応するほか、介護現場の革新に関する研修、介護ロボット・ICTの体験展示会や試用貸出支援による適切な機器等の導入を支援する「介護現場サポートデスク（仮称）」の設置を検討します。
- 抱え上げない介護や、介護ロボット・ICTなどの業務の負担軽減や効率化に資するものについて、事業所への導入を進めるとともに、介護を受ける側にとっても安全で安心なものになる

よう、その効果や課題を情報提供し、普及を促進します。

- 業務の工程分析とマニュアルの作成を支援することで、専門職とそれ以外の人材(介護助手)が行う職務を明確化し、介護助手の活用により、業務の切り分けが図られるよう支援します。
- 介護事業所の各種申請や報告などに際し、提出を求める文書の削減や電子化に努めます。
- 県内中小企業者等が行う、介護現場の業務改善に資する新たな製品やサービスの研究開発等を支援します。

ウ 労働環境の改善

- ワーク・ライフ・バランスの実現、研修受講への支援、育児・介護休暇、子どもの看護休暇、時間単位での休暇制度の導入など働きやすい労働環境の整備に積極的に取り組んでいる事業者を登録する制度を実施し、登録事業者の取組を広く公表することで、事業者による働きやすい環境整備を促進します。
- 利用者やその家族からのハラスメントや暴力行為に対し、介護従事者の対策マニュアルの普及や研修等の実施、ハラスメント防止のための利用者等への啓発などにより、職員の定着を支援します。
- 適正な事業所運営や介護サービスの安定的な提供を目指し、適切な指導監督を引き続き実施します。
- 管理者研修や事業所指導の機会を通じて、事業者自らが職員を育成していく意識の向上を図ります。
- 勤続年数に応じたキャリア形成と処遇の改善を行うキャリア段位制度*については、今後の国の動向や関係者の意見も踏まえながら、対応を検討します。
- 介護職員等の社会的役割に見合った更なる処遇改善が図られるよう、国に要望していきます。

(4) 介護人材確保・育成・定着施策の一体的実施に向けた環境整備

- 介護職員の確保・育成・定着支援の中核である介護・福祉人材センターと社会福祉研修センター*が、就職前から育成、定着支援まで連携して効果的な取組ができるよう支援します。
- 地域の実情に応じた介護人材の確保・育成等に向けた取組が推進されるよう、市町や地域の複数事業者が協働して行う取組を支援します。

(5) 介護人材確保等施策の実施体制

- 関係機関で構成する「滋賀県介護職員人材育成・確保対策連絡協議会」において、課題解決に向けた方策を検討し、県域全体で人材確保・育成・定着に資する取組を推進します。
- また、必要に応じて、同協議会内に個別課題ごとの部会を設置し、具体的な対応方策の検討を進めます。

(6) 感染症に備えた職員の育成・確保

- 介護従事者が感染症予防に関する知識や技術を身に付けられるよう、感染管理認定看護師等による研修を実施するとともに、介護従事者のメンタルヘルスケアに係る相談窓口の周知などに努めます。
- グループワークなど対面で行っている研修について、オンラインでも効果的に行えるよう検討を進めます。

《数値目標》

目標項目	現状値	目標値（R11）	備考
目指す姿（分野アウトカム）			
介護職員数 R22(2040 年) ●人	●人 (R4)		
介護福祉士数 R22(2040 年) ●人	●人 (R4)		
取組の方向性（中間アウトカム）		今後需給推計を踏まえて修正予定	
採用率（訪問介護員・介護職員計）	19.4% (H29～R4 平均)	採用率の上昇 (R5～R10 平均)	
離職率（訪問介護員・介護職員計）	15.9% (H29～R4 平均)	離職率の低下 (R5～R10 平均)	

介護職員数：出典「介護サービス施設・事業所調査（従前の介護予防訪問介護等に相当するサービスに従事する介護職員を含む）」（厚生労働省） ※調査の回収率で割戻して本県の推計値として算出。

介護福祉士数：出典「介護サービス施設・事業所調査」（厚生労働省） ※調査の回収率で割戻して本県の推計値として算出。

採用率および離職率（訪問介護員・介護職員計）：出典「介護労働実態調査」（介護労働安定センター） ※R4 現状値は県内66事業所における状況

1 《ロジックモデル》

番号	具体的な施策（アウトプット）

1	若年層をターゲットにした介護の仕事の魅力発信の推進
2	介護福祉士養成施設や養成学校の入学者に対する修学資金の貸付
3	元気高齢者・子育てが一段落した女性などの介護未経験者に対する入門的研修の実施
4	定住外国人や障害のある人に対する初任者研修の実施
5	滋賀県国際介護・福祉人材センターによる外国人介護人材の受け入れ支援
6	滋賀県介護・福祉人材センターによる介護サービス事業所とのマッチング支援

番号	取組の方向性（中間アウトカム）

1	介護サービス事業の需要に応じた人材が採用できている
指標	採用率

番号	目指す姿（分野アウトカム）

1	介護が必要になっても、誰もができる限り住み慣れた地域で日常生活を送ることができるよう、介護サービス提供体制の実現に必要な介護職員が確保されている。
指標	介護職員数 介護福祉士数

7	介護職のキャリアに応じて習得すべき知識・スキル・モラルを持った滋賀の福祉人の育成
8	喀痰吸引などの多様なニーズに対応できる介護職員の育成
9	自立支援に資する質の高いケアマネジメントを実現できる介護支援専門員の養成
10	外国人介護専門職育成研修などによる外国人介護人材の育成

2	専門職としての知識と技能を持った人材が育成できている

11	新任・現任職員へ研修や相談窓口の設置など定着支援
12	ワンストップ窓口の設置など介護現場の革新の支援
13	事業者による働きやすい環境整備の促進
14	ハラスメント対策の支援と防止の啓発

3	働きやすい環境づくりにより、人材が定着できている
指標	離職率

2

1 第7章 外来医療に関する機能提供体制の確保

2

3 ※ 別途、令和6年（2024年）3月に「滋賀県外来医療計画」を策定（予定）。

第4部 計画の推進

第1章 推進体制および評価

1 推進体制と役割

本計画は医療福祉に関して広範囲にわたる計画であるため、県民をはじめ、関係する全ての機関がその役割を認識し、相互に連携を図りつつ主体的な行動をとるとともに、有効なチェック機能のもとに必要な見直しが行える体制を整備し、計画の着実な推進を目指します。

(1) 県民

- 県民の一人ひとりが、自らの健康に責任をもって、主体的かつ積極的に健康づくりや疾病予防・介護予防への取組に関わることが必要です。
- 安全・安心な医療福祉を受けるためには、限られた貴重な医療福祉資源を有効に活用し、主体的かつ積極的に医療に参加することが大切です。身近なところでかかりつけ医をもち、相談しながら症状に応じた医療機関を受診するなど、地域・住民が守り育てる医療福祉の実現が求められています。
- 医療福祉に関するボランティアやサポーター活動をはじめ、県民や企業などの民間主導で活動されている団体・NPOなどの役割も重要です。このような活動や各種団体と、医療福祉関係者、行政等が一体となって取組を進めていくことが必要です。

(2) 医療機関等

- 医療機関は、計画に記載する医療提供体制等における自らの位置づけや役割を認識し、求められる医療機能の充実・強化に努めることにより、計画の推進に協力するものとします。
- また、地域医療構想や地域医療構想調整会議での調整・協議に基づき、質の高い医療を効率的に提供するため、医療提供体制における自らの位置づけや役割を認識し、求められる医療機能の充実・強化に向けた取組を行うことが期待されます。
- 病院と病院、病院と診療所間の一層の連携を図り、また薬局や訪問看護ステーション、介護サービス施設・事業所なども含め、多機関・多職種が連携することにより医療と福祉が一体となった地域住民への質の高い提供が求められています。

(3) 医療福祉関係団体

- 医師会、歯科医師会、薬剤師会、看護協会等の医療福祉関係団体は、計画の内容を十分に理解し、会員への周知および計画の趣旨に沿った会の運営を図ることにより、市町や保健所、県などと協力して、計画の推進にあたることが求められます。
- 特に、地域において多職種連携が円滑に進められるよう、研修の実施や情報共有などの組織的・体系的な取組が期待されます。

(4) 保険者

- 保険者は、特定健康診査、特定保健指導の円滑な実施や健診・医療・介護データ等の分析・活用による効率的で効果的な保健医療事業を実施することにより、県民の健康増進・疾病予防・介護予防への貢献が期待されます。

県は、平成30年度から市町とともに国民健康保険の保険者となり、市町が引き続き実施する保健事業等を支援するとともに、保険者間の連携に中心的な役割を担っていきます。

(5) 市町

- 市町は、住民に最も身近な事業実施主体として、健康づくりの推進や疾病予防、初期救急への対応、介護サービスなど、地域の実情に応じた医療福祉にかかる施策を企画・実施していくことが求められます。
- また、地域包括支援センターを中心に関係機関が連携して、保健・医療・福祉が一体となって地域住民の日常生活を支える医療福祉体制が構築できるよう、保健所とともにその調整機能が期待されます。
- 中核市である大津市では、保健所機能を十分に活用しながら総合的な医療福祉施策を推進することが求められます。

(6) 県

- 県は、市町、医療機関、保険者等関係機関への計画の周知を行うとともに、関係機関がそれぞれの役割に沿って計画を遂行するための調整・支援、計画の進行管理を行います。
- また、県民に対し、計画の周知を含め医療福祉に関する情報提供を積極的に行うとともに、県民や各種団体と連携・協力しながら計画の推進に努めます。
- 保健所は、圏域の医療福祉資源の状況や健康課題、医療福祉の提供の実態を踏まえ、市町、医療機関、関係団体等との総合的な調整を図り、計画に基づく施策を進めます。

2 進行管理と評価

(1) 計画の進行管理

県は、市町・関係団体等からの情報収集、医療機関等への調査などを実施することにより、事業の進捗状況を把握し、計画の進行管理を行います。

(2) 計画の評価

県は、疾病や事業など分野ごとに設定した数値目標の達成状況を基準として、各年度の取組について滋賀県医療審議会へ報告し、意見を聴くこと等により評価を行います。

評価に際しては、ロジックモデルを活用し、施策および事業の結果（アウトプット）のみならず、各施策が計画における「目指す姿」の実現に向けてどのような影響を与えたか、また効果を発揮しているかという観点を踏まえた上で、その後の施策の改善につなげます。

また、評価結果に基づき、必要があると認められる場合は、施策や数値目標の見直しを検討します。設定していない数値目標についても、定性的に達成状況の評価を行ったうえで、評価時点で改めて設定を検討し、必要に応じて追加します。

(3) 進捗状況・評価の公表

県は、計画の進捗状況や評価について、県のホームページ等の広報媒体を活用し、広く県民や医療福祉関係者に情報提供を行います。

用語解説

用語	解説
【あ行】	
亜急性硬化性全脳炎	変異した麻疹ウイルスによる中枢神経系への遅発性ウイルス感染のこと。症状としては、Ⅰ期からⅣ期までに分類されており、Ⅳ期になると昏睡状態を呈する。遅発性ウイルス感染とは、通常のウイルス感染症の感染様式とは異なり、ウイルスに罹患後数年の長い潜伏期間を持って発症し、特定の臓器に限定し、亜急性の進行性の経過をとる特異な感染症である。
アセットマネジメント	施設のライフサイクルコスト（施設整備から維持管理まで全体にかかる費用）を考慮した効率的な資産管理方法のひとつで、適切な時期に施設の改修や更新の投資を行い、将来も含む総コストの縮減を図っていかうとするもの。
医業	医師の医学的判断及び技術をもってするのでなければ人体に危害を及ぼし、又は危害を及ぼすおそれのある行為（医行為）を、反復継続する意思をもって行うこと。
医業類似行為	医業（医行為）と比較してより人体への危険度が低い行為。手技、温熱、電気、光線、刺激等が該当する。
移行期医療	小児期発症の慢性疾患を持つ患者が、小児期医療から個々の患者に相應しい成人期医療への移り変わりに対して提供されるべき適切で良質な医療
依存症	日常生活に支障をきたしているにもかかわらず、アルコール、薬物など物質の使用や、ギャンブル、買い物などの行為にのめり込み、それがやめられず、自分の力だけではどうにもならない状態となる精神疾患。
医療型短期入所	自宅で介護する人が病気等の場合に、1泊2日～1週間程度の期間、施設に入所して、入浴、排せつ、食事の介護等の支援を行うこと。
医療観察法	「心神喪失等の状態で重大な他害行為を行った者の医療及び観察等に関する法律」（平成15年法律第110号）の略称。心神喪失等の状態で重大な他害行為を行った者に対し、継続的で適切な医療と必要な観察・指導を行うことによって、病状の改善と再発防止を図り、社会復帰を促進することを目的とする法律。
医療機能情報提供制度	医療機関等に対して、医療を受ける者が医療機関等の選択を適切に行うために必要な情報（医療機能情報）について、都道府県への報告を義務付け、都道府県がその情報を集約し、わかりやすく提供する制度。
医療情報ネット	厚生労働省の運営するシステムであり、医療法の規定により医

用語	解説
	療機関から各都道府県に報告された医療機能情報(診療科目、診療日、診療時間、対応可能な疾患・治療内容等)を集約し、ホームページ上に掲載したもの。ホームページからは全国の医療機関(病院、診療所、歯科診療所、薬局、助産所)の情報を検索することができる。
医療的ケア児	日常生活及び社会生活を営むために恒常的に医療的ケア(人工呼吸器による呼吸管理、喀痰吸引その他の医療行為)を受けることが必要不可欠である児童。
医療福祉	保健、医療、福祉といった縦割りの各分野のサービスが単に連携するということにとどまらず、地域における生活を支えるという統一的な理念の下で、各分野が一体的かつ有機的にネットワークを形成していくことが重要であり、この考え方を表す言葉。
医療福祉推進アドバイザー	医療福祉分野の学識経験者等を滋賀県が独自に選任したもので、専門的見地から市町の在宅医療の充実に向けた取組に対してアドバイスを行う者。
医療福祉の地域創造会議	住み慣れた地域で自分らしい暮らし続けられるよう、医療福祉の専門職や行政等の関係者が連携・協働できる「顔の見える関係」づくりに向けて、つながり・学びあうためのワーキンググループ会議の開催や県民への普及啓発などを医療・福祉や県民等の関係者が企画し、実践する団体。
医療ネット滋賀	滋賀県の運営するシステムであり、医療法の規定により医療機関から知事に報告された県内の医療機能情報(診療科目、診療日、診療時間、対応可能な疾患・治療内容等)をホームページ上に掲載したもの。ホームページからは県内の医療機関(病院、診療所、歯科診療所、薬局、助産所)の情報を検索することができる。(※令和6年4月以降は全国統一システム「医療情報ネット」に統合)。
医薬分業	医療において、医師・歯科医師が患者を診察し、治療上薬剤を投与する必要があると認めた場合に患者に処方せんを交付し、薬局の薬剤師が処方せんに基づき調剤を行うことにより、医師・歯科医師と薬剤師がそれぞれの専門性を発揮して医療の質的向上を図ろうとする制度。
インターフェロン治療	B型肝炎・C型肝炎において、ウイルスを排除できる注射薬による治療法。インターフェロンによりウイルスの増殖を抑制し、免疫を活性化する作用がある。ウイルスのジェノタイプによるが、B型肝炎で約3割、C型肝炎で約5～9割に治療効果があ

用語	解説
	る。ただし、強い副作用がある場合が多く、現在では主流の治療法ではない。
インターフェロンフリー治療	C型肝炎において、ウイルスを排除できる飲み薬による治療法。インターフェロンを用いず、DAA(Direct Acting Antiviral: 直接作用型抗ウイルス薬)のみで行う。DAAは作用する仕組みによって3種類に分けられ、複数の薬を組み合わせで治療する。高いウイルス排除効果が期待でき副作用も比較的に少ないため、C型肝炎治療の主流となっている。
院内助産	分娩を目的に入院している産婦および産後の母子に対して、助産師が主体となって分娩等の援助を行うこと。
院内デイケア	入院中の高齢者等に対し、身体機能や認知機能の低下を防止し、生活の活性化を図り、認知症を悪化させることなく在宅療養への移行につなげる取組。
エピペン	食べ物や昆虫などに刺された毒などでアナフィラキシー（短時間に全身にあらわれる激しい急性のアレルギー反応）があらわれた時に使用し、医師の治療を受けるまでの間、症状の進行を一時的に緩和し、ショックを防ぐための補助治療剤（アドレナリン自己注射薬）のこと。
大阪府ドクターハリ	大阪大学医学部附属病院を基地病院とする関西広域連合ドクターハリ*。
オーダリングシステム	オーダ（処方せん・検査オーダ）等の医療情報を直接コンピュータに入力し、その情報をもとに各種医療業務を合理的・能率的に行うことを目的としたコンピュータシステム。
【か行】	
介護現場の革新	介護現場の革新とは、限られた資源の中で、一人でも多くの利用者に質の高いケアを届けることを目的とした取組であり、業務の見直しや効率化等により生まれた時間を有効活用して、利用者に向き合う時間を増やす等、個人の尊厳や自立の支援につながるケアの実現を目指す。
介護支援専門員	介護保険制度で、ケアマネジメント（福祉や医療などのサービスとそれを必要とする人のニーズをつなぐ手法）を実施する有資格者のこと。要支援・要介護認定者およびその家族からの相談を受け、介護サービスの給付計画（ケアプラン）を作成し、他の介護サービス事業者との連絡、調整などを行う。ケアマネジャーとも言う。
介護福祉士	社会福祉士及び介護福祉士法に基づく国家資格。専門的な知識

用語	解説
	や技術を持ち、身体上・精神上の障害により、日常生活を営むのに支障がある人に対し、入浴・排泄・食事などの介護や介護に関する指導を行う。
介護福祉士養成施設	介護福祉士として必要な知識および技術を修得させるための施設。都道府県知事が指定する。この他、文部科学大臣が指定する介護福祉士養成学校がある。
介護・福祉人材センター	社会福祉法第 93 条に基づき、無料職業紹介を中心に、主に社会福祉事業等従事者の確保を目的として、県が設置する機関。
介護予防・日常生活支援総合事業	介護保険制度上の市町村が行う地域支援事業の一つで、要支援者等に対し、地域の実情に応じた効果的かつ効率的な支援等を行うため、生活支援の充実、高齢者の社会参加・支え合い体制づくり、介護予防の推進、関係者間の意識共有と自立支援に向けたサービスの推進等を基本に実施する事業。
介護老人福祉施設	特別養護老人ホームとも呼ばれる。要介護者に対して、施設サービス計画に基づいて入浴・排せつ・食事等の介護、日常生活上の世話、機能訓練、健康管理及び療養上の世話を行う施設。
介護老人保健施設	病状が安定期にある要介護者に対し、施設サービス計画に基づいて、看護、医学的管理下における介護、機能訓練、その他必要な医療、日常生活上の世話を行う施設。施設では在宅の生活への復帰を目指してサービスが提供される。
外傷後ストレス障害（PTSD）	PTSD（Post Traumatic Stress Disorder）は、死の危険に直面した後、その体験の記憶が自分の意思とは関係なくフラッシュバックのように思い出されたり、悪夢に見たりすることが続き、不安や緊張が高まったり、辛さのあまり現実感がなくなったりする状態。
回復期リハビリテーション病棟	脳血管疾患または大腿骨頸部骨折等の患者に対して、ADL（日常生活動作）の向上による寝たきりの防止と在宅復帰を目的としたリハビリテーションを集中的に行うための病床（病棟）。
核酸アナログ製剤治療	B型肝炎において、ウイルスの増殖を制御できる飲み薬による治療法。この薬は、DNAの材料となる物質に似た構造を持ち、HBVのDNA合成を阻害することによりウイルス増殖を抑制する。高いウイルス抑制効果が期待でき副作用も比較的小さいため、B型肝炎治療の主流となっているが、治療を開始すると長期にわたって薬を飲み続ける必要がある。
学校欠席者・感染症情報収集システム	保育園・幼稚園・学校、園医・学校医、保健所、市町関係課、県庁関係課、感染症情報センターおよび一般医師等で感染症に関する有病者の発生数をリアルタイムに把握・情報共有できる

用語	解説
	体制を構築し、感染症や食中毒を早期探知、早期対応し、感染症や食中毒の拡大を防止することを目的としたシステム。
通いの場	高齢者をはじめ地域住民が、他者とのつながりの中で、体操や運動、趣味活動などに主体的に取り組むことで、介護予防やフレイル予防に資する多様な活動の場・機会のこと。
肝炎ウイルス	A型～E型の5種類が知られている。A型・E型肝炎ウイルスは経口感染し食中毒を引き起こし、慢性化はしない（一過性感染）と言われている。B型・C型・D型肝炎ウイルスは血液感染し、慢性化するとされている。HBVはHCVと比べると日常生活（血液が体内に入ることや性行為など）での感染や母子感染しやすいが、感染を予防するワクチンがある。一方で、ウイルスを体内から排除できる薬がない。HCVはHBVと比べると日常生活で感染しにくい、感染を予防するワクチンがない。一方で、ウイルスを9割以上の確率で体内から排除できる薬がある。
肝炎ウイルス検査	HBV、HCVに感染しているかどうかを調べるため、HBs抗原、HCV抗体、HCV-RNAを検査する血液検査。一般的な血液検査では感染しているかどうか分からないため、一生に1回はこの検査を受けることが推奨されている。
関西広域連合ドクターヘリ	関西広域救急医療連携計画に位置付けられたドクターヘリ。和歌山県ドクターヘリ、大阪府ドクターヘリ、3府県ドクターヘリ、徳島県ドクターヘリ、兵庫県ドクターヘリおよび京滋ドクターヘリの計6機。平成30年3月には、鳥取県ドクターヘリが導入予定。
緩和ケア	生命を脅かす疾患による問題に直面している患者やその家族に対して、痛みやその他の身体的問題、心理社会的問題を早期に発見し、的確な対処（治療・処置）を行うことによって、苦しみを予防し、和らげること。
気管挿管	呼吸の停止した救急患者に対して、空気の通る道（気道）を確保するため、肺につながる気管に直接チューブを入れること。人工呼吸を行うのに、最も確実に気道を確保できる方法。
キャリア段位制度	厚生労働省が進める職業能力そのものを評価する仕組み。介護にかかる知識と実践スキルの両面を共通の基準でレベル認定を行い、処遇改善の向上やキャリアパスの提示を行うもの。
休日急患診療所	医師会や病院等と協力し、休日および休日の夜間に比較的軽症の救急患者を受け入れている診療所。
救急安心センター事業（＃711）	住民が急な病気やけがをしたときに「救急車を呼んだ方がいい

用語	解説
119)	のか」、「今すぐ病院に行った方がいいのか」など迷った際の相談窓口として、専門家が電話でアドバイスを行うもの。
救急告示病院	医療機関からの申し出に基づき、傷病者を救急隊が搬送する医療機関として一定の基準を満たす場合に県が指定・告示した病院のこと。
救急搬送コーディネーター（周産期医療）	医療施設または消防機関からの要請により、母体または新生児の受入医療施設の調整および選定を行う。本県では大津赤十字病院内に設置している。
急性期	病状が不安定で、病気の治療や全身管理が必要な時期。
共同利用型病院方式	拠点となる病院において、他の病院や開業している医師が当番で、休日や夜間の救急医療に当たる方式。
業務継続計画（BCP：Business Continuity Plan）	自然災害、大火災、テロ攻撃などの緊急事態に遭遇した場合において、損害を最小限にとどめつつ、中核となる事業の継続あるいは早期復旧を可能とするために行うべき活動について、平常時にあらかじめ取り決めておく計画のこと。
居宅介護支援事業所	介護支援専門員（ケアマネジャー）による介護サービス計画（ケアプラン）の作成や、介護事業所との連絡調整・紹介などのサービスを行う。
緊急時防護措置を準備する区域（UPZ:Urgent Protective Action Planning Zone）	原子力施設における異常事態を仮定し、その影響の及ぶ可能性のある区域を定めて重点的に原子力災害に特有な対策を講じる区域のうち、緊急時の防護措置（屋内退避、避難、安定ヨウ素剤の予防服用等）を準備する区域。
キーワード方式	消防機関がドクターヘリの出動要請を行う場合、119番通報者の通報内容に含まれるキーワードから判断して、通信指令が出動要請を判断する方法。救急隊が傷病者に接触してから出動要請を判断する方法よりも、早期医療介入が可能となる。
クオリティ・オブ・デス（QOD）	本人の意思を尊重した尊厳のある最期
クオリティ・オブ・ライフ（QOL）	精神的、社会的、経済的、すべてを含めた生活の質
屈折検査	屈折検査は、目のピントが合うために必要な度数を調べる検査のこと。屈折は、正視・近視・遠視・乱視に分かれる。
京滋ドクターヘリ	滋賀県全域と京都府南部を運航範囲とする関西広域連合ドクターヘリ。基地病院は、済生会滋賀県病院。
結核モデル病床	合併症を有するまたは精神障害者である結核患者に対して、医療上の必要性から、一般病床または精神病床において収容治療するモデル事業を実施する病床。

用語	解説
健康寿命	健康上の問題で、日常生活が制限されることなく生活できる期間をいい、本計画では「日常生活動作が自立している期間の平均」の指標を用いることとしている。 「日常生活動作が自立している期間の平均」は、介護保険の要介護度の要介護2～5を不健康な状態とし、介護保険の認定数と生命表を用いて算出している。
経済連携協定(EPA)	幅広い経済関係の強化を目指した貿易や投資、人の移動などの自由化・円滑化を進めるための協定(Economic Partnership Agreement)。 インドネシア、フィリピン、ベトナム各国との経済連携協定に基づき、外国人看護師・介護福祉士候補者の受け入れを行っている。
軽度認知症	認知症の経過の中で、排泄、食事、着替えなどの基本的日常生活動作は保持されているが、電話の使用、買い物、食事の支度などの手段的日常生活の障害が目立つ時期をいう。
軽度認知障害	本人や家族に認知機能低下の自覚があるものの、日常生活は問題なく送ることができる状態。健常な状態と認知症の中間の状態であり、認知症だけでなく、健常な状態にも移行しうる状態であるともいえる。MC Iともいう。
血液製剤	人の血液またはこれから得られたものを有効成分とする医薬品のことで、輸血用血液製剤と血漿分画製剤に分けられる。「輸血用血液製剤」は、人の血液の全部または人の血液から赤血球、血小板、血漿の成分を分離・調整したものである。「血漿分画製剤」は、人の血液から分離した血漿から治療に必要な血漿タンパク質を種類ごとに分離精製したもので、主なものにアルブミン製剤、免疫グロブリン製剤、血液凝固因子製剤がある。
血清クレアチニン検査	腎機能を見る検査。クレアチニンとは血液中の老廃物のひとつであり、通常であれば腎臓でろ過され、ほとんどが尿中に排出される。腎機能が低下していると尿中に排出されずに血液中に蓄積される。この血液中のクレアチニンの値を測定する。
血栓回収療法	脳の大きな血管の閉塞に対して行います。足や腕の動脈から首や頭部の血栓が詰まっている血管までカテーテルを挿入し、「ステント」で血栓を回収したり、「吸引カテーテル」で血栓を吸引して、血管を再開通させる方法。
献血併行型骨髄バンク登録会	公益財団法人日本骨髄バンクが、移動献血会場において、献血者を対象として骨髄提供の希望の登録を受け付けるために設ける会場のこと。

用語	解説
献血者確保目標数	献血受付者数の目標。厚生労働省が示した全国で必要となる原料血漿確保目標量に基づき、日本赤十字社（近畿ブロック血液センター）が調整し、各都道府県の献血確保目標量を決定する。それを基に不採血率（受付に来た人のうち、採血に至らなかった人の割合）を加味して設定した目標人数。
健康サポート薬局	かかりつけ薬剤師・薬局の基本的な機能に加え、国民による主体的な健康の保持増進を積極的に支援する機能を備え、厚生労働省告示に定める基準を満たしている薬局。
言語聴覚士	音声・言語・聴覚等のコミュニケーションにかかる諸機能や、摂食・嚥下 ^{えん} にかかる機能に問題がある人に対して、必要な検査や助言・指導を行うリハビリテーション専門職。
広域医療搬送	被災地域で対応困難な重篤患者を被災地域外に搬送し、緊急の治療を行うために国が各機関の協力の下で行う活動であり、自衛隊機等による航空搬送時の飲料、航空搬送拠点臨時医療施設（SCU）の運営等を含む。
広域災害救急医療情報システム （EMIS：Emergency Medical Information System）	災害時に被災した都道府県を超えて、医療機関の稼働状況など災害医療に関わる情報を共有し、被災地域での迅速かつ適切な医療・救護に関わる各種情報を集約・提供するためのシステム。
航空搬送拠点臨時医療施設 （SCU：Staging Care Unit）	主に航空機搬送に際して患者の症状の安定化を図り、搬送を実施するための救護所として、必要に応じて被災地域および被災地域外の航空搬送拠点に、広域医療搬送や地域医療搬送に際して設置される。
高次脳機能障害	記憶障害、注意障害、遂行機能障害、社会的行動障害などの認知障害を主たる要因とし、日常生活及び社会生活への適応に困難を有する認知障害をいう。これらについては診断、リハビリテーション、生活支援等の手法が確立しておらず早急な検討が必要であることから、行政的に、これらの認知障害を「高次脳機能障害」と呼ぶ。
行動・心理症状	認知症の進行に伴い、認知機能が低下したことによる「中核症状」に加え、環境や周囲の人とのかかわりの中で、感情的な反応や行動上の反応が症状（せん妄、徘徊、抑うつ等）として発現する。BPSDともいう。
後発医薬品	先発医薬品（先に開発された薬）の特許が切れた後に、別のメーカーから販売される、同じ有効成分を使った薬。開発に必要な経費があまりかからないため、先発医薬品よりも価格が安い。

用語	解説
高年齢者雇用確保措置	平成 24 年（2012 年）に改正された高年齢者雇用安定法により、65 歳までの安定した雇用を確保するため、企業に「①定年の廃止」「②定年に引き上げ」「③継続雇用制度の導入」のいずれかの措置を義務付けたもの。
公立病院経営強化ガイドライン	令和 4 年 3 月に総務省自治財政局長から発出。公立病院に対し、①役割・機能の最適化と連携の強化、②医師・看護師等の確保と働き方改革、③経営形態の見直し、④新興感染症の感染拡大時等に備えた平時からの取組、⑤施設・設備の最適化、⑥経営の効率化等の視点に立った取組を明記した「新公立病院改革プラン」の策定を要請したもの。
国際介護・福祉人材センター	特定技能・技能実習・留学制度による外国人介護人材の受入れ支援（マッチング支援等）や受入後の外国人介護職員の育成・定着支援を行う機関。
心のサポーター	メンタルヘルスやうつ病や不安など精神疾患への正しい知識と理解を持ち、メンタルヘルスの問題を抱える家族や同僚等に対する、傾聴を中心とした支援者。
子育て・女性健康支援センター	思春期、妊娠期、子育て期、更年期など生涯にわたり女性の健康保持増進を目的に、健康相談と健康教育を行う。本県では県助産師会に設置している。
骨髄移植	造血幹細胞を移植する方法の一つで、全身麻酔下でドナーの骨髄に針を刺して採取した骨髄液を、患者に移植する。
骨髄ドナー特別休暇制度	骨髄移植および末梢血幹細胞移植を行うドナーが、必要な面談や検査等の外来受診・入院のために取得する休暇を、有給休暇ではなく特別休暇の一つとして認める制度。
こども家庭センター	市町村において、全ての妊産婦、子育て世代、子どもへ母子保健と児童福祉の相談支援を一体的に行う機関。
5年相対生存率	がんと診断された人のうち 5 年後に生きている人の割合（5 年生存率）が、日本人全体の 5 年後に生存している人の割合と比べてどれくらい低いかを表したもの。
コホート検討会	保健所、医療機関、感染症診査協議会委員等が参加し、治療終了者の治療成績のほか、保健師の患者支援の評価、DOTS（服薬療養支援）事業全体の評価を行う検討会。
コンビニ受診	夜間や休日を問わず、体調のちょっとした変化でも医療機関を受診すること。このような患者の対応が増えると、重症患者の対応が困難になったり医師が疲弊したりする原因の一つにもなる。

用語	解説
【さ行】	
災害拠点病院	災害時に多発する重篤救急患者の救命医療を行うための高度の診療機能を有し、被災地からの重傷傷病者の受け入れ機能を有するとともに、災害派遣医療チーム等の派遣および受け入れ機能、広域搬送への対応機能、地域の医療機関への応急用資器材の貸出し機能を有する病院で、都道府県が指定する。
災害拠点精神科病院	災害時においても精神科医療を行うための診療機能を有し、被災地からの精神疾患を有する患者の受け入れ、災害派遣精神医療チーム（DPAT）の派遣に係る対応等を行う病院で、都道府県が指定する。
災害時健康危機管理支援チーム（DHEAT：Disaster Health Emergency Assistance Team）	健康危機管理に必要な情報収集・分析や全体調整などのため、都道府県等の健康危機管理に係る指揮調整等に関する専門的な研修・訓練を受けた都道府県及び指定都市の職員を予め登録およびチーム編成し、被災都道府県に派遣して、本庁および保健所に設置される健康危機管理組織の長による指揮調整機能を補佐する。
災害時小児周産期リエゾン	災害時に、災害医療コーディネーターとともに小児周産期医療に関する情報収集および適切な助言を行う、県本部と災害現場の間、また行政と医療機関との調整役を担う者。
災害派遣医療チーム（DMAT：Disaster Medical Assistance Team）	災害の発生直後の急性期（概ね４８時間以内）に活動が開始できる機動性を持った、専門的な研修・訓練を受けた医療チームで、１隊の構成は、医師１名、看護師２名、業務調整員１名の４名を基本とする。
災害派遣精神医療チーム（DPAT：Disaster Psychiatric Assistance Team）	災害の発生直後から中長期にわたり活動する、専門的な研修・訓練を受けた精神医療チームで、１隊の構成は、医師・看護師・業務調整員で構成する。
災害薬事コーディネーター	災害時に、都道府県ならびに保健所および市町村が行う保健医療活動における薬事に関する課題解決のため、都道府県が設置する保健医療福祉調整本部ならびに保健所及び市町村における保健医療活動の調整等を担う本部において、被災地の医薬品等や薬剤師および薬事・衛生面に関する情報の把握やマッチング等を行うことを目的として、都道府県において任命された薬剤

用語	解説
	師のこと。
在宅医当番制	地域の開業医師が当番制で休日や夜間に自院で診療を行うこと。
在宅医療において積極的役割を担う医療機関	自ら 24 時間対応体制の在宅医療を提供するとともに、他の医療機関の支援や多職種が連携した包括的・継続的な在宅医療提供のための支援、患者の家族への支援など、地域の実情に応じて関係機関と協働・分担しながら、在宅医療提供体制の充実に向けた役割を担う病院・診療所のこと。
在宅時医学総合管理料	診療所または 200 床未満の病院である届出保険医療機関が、在宅療養計画を策定し、月 2 回以上訪問診療を行った場合に算定できる診療報酬点数。
在宅療養後方支援病院	在宅療養を後方支援するため、緊急時に入院を希望する病院としてあらかじめ届け出ている患者について緊急時にいつでも対応し、必要があれば入院を受け入れる体制等を構築して、近畿厚生局に届出を行った病院。
在宅療養支援歯科診療所	在宅または社会福祉施設等における療養を歯科医療面から支援する歯科診療所であり、厚生労働省が定めた施設基準を満たし、近畿厚生局に届出を行った歯科診療所。
在宅療養支援診療所（病院）	高齢者等の在宅での療養を支えられるよう、24 時間往診・訪問看護の提供が可能な体制や、緊急時の入院受入体制を構築して、近畿厚生局に届出を行った診療所（病院）。
作業療法士	身体または精神に障害のある人、またはそれが予測される人に対し、その主体的な生活の獲得を図るため、諸機能の回復、維持および開発を促す作業活動を用いて、治療、指導および援助を行うリハビリテーション専門職。
産後ケア事業	出生後 1 年以内の必要な母子に対して、心身のケアや育児のサポート等を行い、産後も安心して子育てができる支援体制を確保するもの。
3剤併用療法	C型肝炎において、ウイルスを排除できる注射薬と飲み薬による治療法。ペグインターフェロン、リバビリン、プロテアーゼ阻害剤（DAA の一種）の 3 種類によって治療し、インターフェロン治療よりも高い治療効果が得られるが、強い副作用があることなどから現在は行われていない。
滋賀県薬物乱用対策推進本部	薬物乱用に関する総合的かつ効率的な対策を強力に推進するために設置されたもので、国の関係機関の職員、関係団体の役職員等により構成されている。

用語	解説
糸球体ろ過量（GFR：Glomerular Filtration Rate）	腎臓の基本的な働きを評価するもの。フィルターの役目を果たす糸球体が1分間にどれくらいの血液をろ過し、尿を作れるかを表す。
事前登録制度	行方不明になる可能性のある人の名前や特徴、写真などの情報を本人や家族の同意を得て、ネットワークの運営団体へあらかじめ登録しておき、早期発見に役立てる制度。
疾患別リハビリテーション料	心大血管疾患、脳血管疾患等、運動器疾患、呼吸器疾患、がん等、疾病や障害の特性に応じて、リハビリテーションの算定日数等が定められた診療報酬。
指定難病	難病（発病の機構が明らかでなく、かつ、治療方法が確立していない希少な疾病であって、当該疾病にかかることにより長期の療養が必要なもの）のうち、当該疾病の患者数が国内で一定の人数に達せず、かつ、当該疾病の客観的な診断基準（またはそれに準ずるもの）が確立しているものとして、厚生労働大臣が指定するもの。
社会福祉研修センター	滋賀県社会福祉協議会が福祉人材の定着や質の向上支援を目的として設置する部署。介護・福祉人材センターとの両輪で福祉人材の確保から定着・育成支援まで総合的に支援する。
若年性認知症支援コーディネーター	若年性認知症の人の自立支援に関わる関係者のネットワークの調整役を担う者。
周産期医療情報センター	周産期関連病床の空床状況など、周産期医療の運営に必要な情報の収集を行い、地域周産期医療関連施設等に提供を行う。本県では、大津赤十字病院内に設置している。
周産期医療ネットワーク	出産の安全を守るため、一般産科施設と高次の医療機関（総合周産期母子医療センター、地域周産期母子医療センター等）が、空床情報や適切な医療を提供できるよう連携しているネットワーク。
周産期協力病院	周産期医療体制の中で、地域周産期母子医療センターと協力して、ハイリスク妊婦、ハイリスク新生児に対して医療の提供を行うことが可能な医療機関。

用語	解説
周産期死亡率	日本の人口動態統計では平成6年まで周産期死亡を妊娠満28週以降の死産と生後1週未満の早期新生児死亡を合わせたものとしていたが、WHO（世界保健機構）の勧告により、平成7年からは、妊娠満22週以後の死産と生後1週未満の早期新生児死亡を合わせたものとし、次の式で算出される。 $\text{周産期死亡率} = \frac{\text{妊娠満22週以後の死産数} + \text{早期新生児死亡数}}{\text{出産（出生} + \text{妊娠満22週以後の死産）数}} \times 1,000$
重症心身障害児者・医療的ケア児等支援センター	医療的ケア児支援法に基づき、各都道府県は医療的ケア児支援センターが設置できるものとされた。 滋賀県では、重症心身障害児者・医療的ケア児等支援センターとして、重症心身障害児者や医療的ケア児等とその家族のワンストップでの相談や、支援人材の育成、さらには地域のネットワークづくりを行うこととしている。
出産・子育て応援交付金事業	妊娠期から出産・子育てまで一貫して身近なところで相談に応じる伴走型相談支援と経済的支援（出産応援ギフト・子育て応援ギフト（各5万円相当）の支給を一体的に実施する事業のこと。
出生前診断	妊娠中に実施される胎児の発育や異常の有無を調べる検査を行い、その検査結果をもとに、医師が行う診断のこと。
受療率	我が国の病院および診療所の患者について、毎年1回行っている「患者調査」から調査日当日受診した患者の全国推計数を求め、これを人口で除して、人口10万対で表したものの。
主任介護支援専門員	地域包括ケアシステムの構築に向けて、地域課題の把握から社会資源の開発などの地域づくりや地域の介護支援専門員の育成などの役割を果たす専門職。一定以上の経験を有する介護支援専門員が定められた研修を修了することで、主任介護支援専門員になることができる。
障害者自立支援協議会	関係機関が課題を共有し、連携を図りながら、障害者等への支援体制の整備に向けた協議を行う場。
小児慢性特定疾病	治療が長期間にわたり、児童の健全な育成に大きな支障となる

用語	解説
	疾病のうち、児童福祉法に基づき指定される 16 疾患群（78 8 疾病）のもの
小児救急電話相談事業（#8000）	休日・夜間の子どもの症状に対する保護者等の不安に専門家が電話でアドバイスをを行うもの。
助産	（狭義）分娩開始から後産娩出が完了するまでの間において、産婦および新生児に対して助産師として行う諸処置のこと。 （広義）妊娠・分娩・産褥各期を通じた女性へのケアであり、女性とのパートナーシップに基づいた、予防的対応、医療サービス利用の支援、救急時の対応、家族や地域に対する健康相談・健康教育が含まれる。
腎・アイバンクセンター	眼球提供者の募集、登録および提供眼球のあっせん、ならびに死後の腎臓提供者の登録などを行うところ。
新生児死亡率	新生児死亡とは生後4週未満の死亡であり、このうち1週未満の死亡を早期新生児死亡という。新生児死亡率は次の式で算出され、出生千人あたりを用いる。 $\text{新生児死亡率} = \frac{\text{新生児死亡数}}{\text{出生}} \times 1,000$
新生児ドクターカー	医師等が同乗し、治療を行える医療設備を有する新生児専用救急搬送車のこと。
診療ガイドライン	医療現場において、適切な診断と治療を補助することを目的として、厚生科学研究費補助金診療ガイドライン作成班または学会等により「根拠に基づいた医療」に則って、予防から診断、治療、リハビリテーションに至るまで、医師と患者の合意の上で最善の診療方法を選択できるよう支援するために作られた文書のこと。
生活期	日常生活への復帰に向けて、心身の機能維持を目指したリハビリテーションや再発予防の治療などを行う時期。
生活支援コーディネーター	市町村において、生活支援・介護予防サービスの充実を図るため、ボランティア等の生活支援の担い手の養成・発掘等の地域資源の開発やそのネットワーク化などを行うために配置される者。
生殖補助医療	体外受精など、妊娠を成立させるために卵子と精子、あるいは胚を取り扱うことを含むすべての不妊症の治療あるいは方法のこと。
成人移行	小児期発症の慢性疾患を持つ患者が成人期を迎えるにあたり、

用語	解説
	本人の持てる能力を発揮し、その人らしい生活を送るための成人のヘルスケアに移行すること。
精神保健福祉センター	地域の関係機関へ技術協力、人材育成のための教育研修、普及啓発、調査研究、精神保健福祉相談、協力組織の育成、精神医療審査会や精神障害者保健福祉手帳・自立支援医療（精神通院医療）に関する事務、精神科救急相談、緊急対応などの業務を行う機関。
世界アルツハイマーデー	1994年に、国際アルツハイマー病協会とWHOが共同で、毎年9月21日を「世界アルツハイマーデー」と制定しこの日を中心に認知症の啓蒙を行っている。また、9月を「世界アルツハイマー月間」と定めている。
積極的疫学調査	感染症が発生した際に、感染者や接触者に対して感染源・感染経路などを特定するために、感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律に基づいて、保健所や国立感染症研究所などが行う調査。
先制医療	遺伝的素因や生活習慣などの環境的要因に基づいて、特定の疾患に罹患するリスクが高いと思われる人を選別し、発症する前に適切に治療的な介入を行い、発症を未然に防ぐ、もしくは遅らせようと取り組む医療のこと。
先天性風しん症候群	妊婦が妊娠二十週頃までに風しんに感染すると、白内障、先天性心疾患、難聴等を特徴とする先天性風しん症候群の児が生まれる可能性がある。
先天性代謝異常検査	先天性代謝異常等(20疾患)の早期発見のため、生後5～7日の新生児の血液をごく少量採取して行う検査。先天性の疾患を症状が出る前に早期発見し発症予防、障害の軽減が可能になる。
専門医療機関連携薬局	がん等の専門的な薬学管理に関係機関と連携して対応できる、高度薬学管理機能を持つ薬局。
総合周産期母子医療センター	MFICU（母体・胎児集中治療管理室）を含む産科病棟およびNICU（新生児集中管理室）を含む新生児病棟を備え、母体および新生児受入体制を有し、母体または児におけるリスクの高い妊娠に対する医療および高度な新生児医療等の周産期医療を行うことのできる医療施設。
臓器移植コーディネーター	臓器提供・移植に対する正しい知識の普及啓発や、臓器提供につながる可能性がある事例の発生時に円滑な臓器提供の実施に向けた連絡調整を行う連絡調整者のこと。
痩身傾向（児）	性別、年齢別、身長、標準体重から肥満度を求め、肥満度が-20%以下のこと。

用語	解説
相談支援専門員	障害のある人が自立した日常生活、社会生活を営むことができるよう、障害福祉サービスなどの利用計画の作成や地域生活への移行・定着に向けた支援、住宅入居等支援事業や成年後見制度利用支援事業に関する支援など、障害のある人の全般的な相談支援を行う者。
【た行】	
第1号被保険者（介護保険）	市町村の住民のうち65歳以上の人。住所地の市町村に保険料を納め、介護が必要となった場合にはその市町村から介護サービスを受けることができる。
胎動カウント	妊婦自身が胎児の健康を観察するため、胎動回数をカウントすること。 ある一定時間内に感じられた胎動数を記載する方法と、10回の胎動を感じるのに要した時間を記録する方法（10回胎動カウント法）があります。
第2号被保険者（介護保険）	市町村の住民のうち40歳以上65歳未満の医療保険加入者。65歳に達した時には第1号被保険者となる。第2号被保険者は、加齢に伴って生じる心身の変化に起因する病気（特定疾病）により要介護状態や要支援状態になった場合に介護サービスが受けられる。
多職種連携	医師・看護師や薬剤師だけでなく医療や介護福祉に関わるさまざまな専門職種が一つのチームとして連携し、互いの専門性を活かしつつ、地域に働きかけること。
タスクシフト・シェア	ある職種が担っていた業務を他職種に移管すること、または他職種と共同実施すること。
短期集中予防サービス	市町村による介護予防・日常生活支援総合事業の一例で、体力や生活機能等の低下により支援が必要な高齢者に対し、保健師やリハビリテーション専門職等が運動器の機能向上や栄養改善のプログラム等を短期集中で提供するサービス。
地域医療支援病院	紹介患者に対する医療提供、医療機器等の共同利用の実施等を通じて、かかりつけ医、かかりつけ歯科医師等を支援する能力を備え、地域医療の確保を図る病院としてふさわしい構造設備等を有するものとして、都道府県知事が承認した病院。
地域周産期母子医療センター	産科および小児科等を備え、周産期に係る比較的高度な医療を行うことができる医療施設。一つまたは複数の二次保健医療圏域に1か所ないし必要に応じて設けることが望ましいとされている。

用語	解説
地域包括ケアシステム	病気や障害があっても誰もが住み慣れた地域で自分らしい暮らしを人生の最後まで続けることができるよう、住まい・医療・介護・予防・生活支援を一体的に提供するシステム。
地域包括支援センター	地域住民の保健・福祉・医療の向上、虐待防止、介護予防マネジメントなどを総合的に行う各市区町村に設置される機関。
地域リハビリテーション	障害のある子どもや成人・高齢者とその家族が、住み慣れたところで一生安全に、その人らしくいきいきとした生活ができるよう、保健・医療・福祉・介護および地域住民を含め生活にかかわるあらゆる人々や機関・組織がリハビリテーションの立場から協力し合って行う活動のすべて。
地域連携クリティカルパス	病気が発症した際に治療を行う「急性期病院」から、集中的なリハビリを行う「回復期病院」を経て、生活機能維持のためのリハビリを行う「慢性期病院・施設」まで、切れ目のない治療を提供することができ、早期に自宅に帰ることができるよう、地域全体の関係機関が協働で作成する診療計画表。
地域連携薬局	入退院時の医療機関等との情報連携や、在宅医療等に地域の薬局と連携しながら一元的・継続的に対応できる、かかりつけ機能が充実した薬局。
チームオレンジ	認知症サポーターがチームを組み、認知症の人や家族に対する生活面の早期からの支援等を行う取り組み。
電子処方箋	現在紙で行われている処方箋の運用を電子で実施する仕組み。複数の医療機関・薬局・患者間で過去の薬剤情報も含めた情報が共有され、重複投与や相互作用の確認が可能になる。
ドクターヘリ	救急医療に必要な医療機器や医薬品を装備し、救急医療の専門医師・看護師が搭乗した救急医療用ヘリコプター。消防機関の要請により出動し、医師と看護師を傷病者のもとへ搬送して早期医療介入を行うことにより、救命や後遺症の軽減が可能となる。
ドクターカー	医師等が同乗し、治療を行える医療設備を有する救急搬送車のこと。
特定技能	深刻化する人手不足に対応するため、生産性向上や国内人材の確保のための取組を行ってもなお人材を確保することが困難な状況にある産業上の分野において、一定の専門性・技能を有する外国人材を受け入れる制度。
特定給食施設	特定かつ多数の者に対して継続的に食事を供給する施設のうち栄養管理が必要なものとして厚生労働省令で定めるもので、1回100食以上または1日250食以上の食事を供給する施設

用語	解説
	(健康増進法、健康増進法施行規則)
(看護師の) 特定行為	看護師が必要な知識や技術を身につけられるよう定められた研修を修了していれば、医師や歯科医師の判断を待たずに、あらかじめ医師が作成した手順書に従って実施できる一定の診療の補助。
(救急救命士の) 特定行為	救急救命士が、救急現場から医療機関への搬送までの間、緊急の必要がある場合に、医師に指示・指導・助言(無線等を使用)のもとで、「気管挿管」や「薬剤投与」を行うこと。
特定疾患	原因が不明であって、治療方法が確立していない難病のうち、以前より医療費助成の対象であって指定難病の定義に当てはまらない4疾患(スモン、重症急性膵炎、難治性肝炎のうち劇症肝炎、プリオン病(人由来乾燥硬膜移植によるクロイツフェルト・ヤコブ病に限る))をいう。
特定機能病院	①高度の医療の提供、開発・評価、研修を実施する能力を有すること、②紹介率 50%以上かつ逆紹介率 40%以上、③病床数が 400 床以上あること、④医師・看護師、薬剤師等の手厚い人員配置、⑤集中治療室等の構造設備を有すること、診療科が 16 以上あること、等の要件をすべて満たすものとして、厚生労働大臣が承認した病院。
特定健診(特定健康診査)	保険者(国保、被用者保険)に実施が義務づけられている、メタボリックシンドロームに着目した生活習慣病予防のための健診のこと。
特定保健指導	特定健診の結果、生活習慣病の発症リスクが高く、生活習慣の改善による予防効果が多く期待できる人に対して、生活習慣病を見直すサポートを行う保健指導のこと。
【な行】	
日本医師会災害医療チーム(JMAT: Japan Medical Association Team)	日本医師会より組織される災害医療チーム。DMAT から引き継いで、避難所・救護所における医療を主たる役割とし、被災地域の病院、診療所の診療への支援を行う。

用語	解説
乳児死亡率	乳児死亡とは生後1年未満の死亡であり、このうち4週未満の死亡を新生児死亡、1週未満の死亡を早期新生児死亡という。乳児死亡率は次の式で算出され、出生千人あたりを用いる。 $\text{乳児死亡率} = \frac{\text{乳児死亡数}}{\text{出生}} \times 1,000$
妊娠高血圧症候群	妊娠時高血圧を認めた場合、妊娠高血圧症候群とされ、母体死亡や周産期死亡（赤ちゃんの死亡）、その他母児合併症の原因にもなる。
妊娠糖尿病	妊娠中に初めて診断された糖代謝異常のこと。妊婦が高血糖になると、おなかの赤ちゃんも高血糖になりさまざまな合併症が起こる。
認知症キャラバン・メイト	認知症サポーターを養成する「認知症サポーター養成講座」の講師役を務める者で、キャラバンメイトになるための所定のキャラバンメイト養成研修を受講したもの。
認知症サポーター	「認知症サポーター養成講座」を受講し、認知症について正しい知識をもち、認知症の人や家族を応援し、だれもが暮らしやすい地域を作っていくボランティアのことをいう。
認知症サポート医	認知症の人の診療に習熟し、かかりつけ医への助言その他の支援を行い、専門医療機関や地域包括支援センター等の連携の推進役となる医師。
認知症疾患医療センター	地域において認知症に対して進行予防から地域生活の維持まで必要となる医療を提供できる機能体制の構築を図るため、認知症疾患の専門医療機関として県が指定し、保健・医療・介護機関等と連携を図りながら、認知症疾患に関する鑑別診断、周辺症状と身体合併症に対する急性期治療、専門医療相談、診断後支援を実施するとともに、地域保健医療・介護関係者への研修等を行う機関。
認知症初期集中支援チーム	複数の専門職が、認知症が疑われる人や認知症の人とその家族を訪問（アウトリーチ）し、認知症の専門医による鑑別診断等をふまえて、観察・評価を行い、本人や家族支援などの初期の支援を包括的・集中的に行い、自立生活のサポートを行うチーム。
認知症地域支援推進員	市町村ごとに、地域包括支援センター等に配置され、地域の実情に応じて医療機関、介護サービス事業所や地域の支援機関を

用語	解説
	つなぐ連携支援や認知症の人やその家族を支援する相談業務等を行う者。
認定匿名加工医療情報作成事業者	「医療分野の研究開発に資するための匿名加工医療情報に関する法律」第8条に基づき、匿名加工医療情報作成事業を適正かつ確実に行うことができるものとして主務大臣の認定を受けた事業者。
ネグレクト	幼児・高齢者などの社会的弱者に対し、その保護・養育義務を果たさず放任する行為のこと。
年齢調整死亡率	年齢構成が著しく異なった集団の死亡率や、特定の年齢層に偏在する死因別死亡率などを比較する場合、年齢構成の差を取り除く必要がある。それを取り除くひとつの方法として年齢調整死亡率があり、次の式で算出される。（基準となる人口は昭和60年モデル人口を用い、死因別の場合は、人口10万人当たり（10万対）で表す。） $\text{年齢調整死亡率} = \frac{\left\{ \left(\frac{\text{観察集団の年齢階級別死亡率}}{\text{基準となる人口集団の年齢階級別人口}} \right) \times \left(\text{基準となる人口集団の各年齢階級の総和} \right) \right\}}{\text{基準となる人口集団の総和}}$
年齢調整罹患率	年齢構成が異なる集団の間で罹患率を比較する場合や、同じ集団で罹患率の年次推移を見る場合に年齢調整罹患率を用いる。（基準となる人口は昭和60年モデル人口を用い、死因別の場合は、人口10万人当たり（10万対）で表す。） $\text{年齢調整罹患率} = \frac{\left\{ \left(\frac{\text{観察集団の年齢階級別罹患率}}{\text{基準となる人口集団の年齢階級別人口}} \right) \times \left(\text{基準となる人口集団の各年齢階級の総和} \right) \right\}}{\text{基準となる人口集団の総和}}$
【は行】	
ハイリスク妊産婦・新生児	ハイリスク妊産婦とは、流産・早産、慢性の疾患をもっている妊産婦など、母体・胎児・新生児のいずれかが著しく危険な状態に陥ると予想される妊産婦のこと。 ハイリスク新生児とは、2,000グラム未満の低出生体重児や重症仮死などの周産期の異常のあった児など、出生後生命を脅かされ、非常に危険な状態に陥る確率が高い因子をもった新生児のこと。
ハイリスク妊産婦・新生児援助事業	医療機関と保健所、市町等が連携して、ハイリスク妊産婦・新生児への支援体制を構築し、対象者に必要な支援を行う事業のこと。

用語	解説
バイスタンダー	救急現場に居合わせた人（発見者や同伴者等）のことをいい、バイスタンダーにより行われる心肺蘇生法等の応急手当は、傷病者の救命や社会復帰率の向上に重要となる。
針刺し事故	注射針などの鋭利な器材を使用する際に、使用済みの器材によって誤って医療者自身に針を刺してしまう事故。
伴走型相談支援	妊娠期から出産・産後、育児期といった各段階に応じて、全ての妊婦や子育て家庭に寄り添った身近な相談体制のこと。
ピア活動（ピアサポート活動）	同じ病を体験した仲間が、仲間同士であるからこそできる支援として、同じ体験をしている仲間の相談に乗ったり、生活を助けたりする当事者活動のこと。
ピアサポーター	ピアは仲間や同僚という意味で、仲間の立場で支援する人のこと。
病院群輪番制	救急告示病院が当番日を決めて、休日・夜間の救急医療に当たる方式。
不育症	生殖年齢の男女が妊娠を希望し、妊娠は成立するが流産や死産を繰り返して生児が得られない状態。
服薬療養支援（DOTS：Directly Observed Treatment Short-course）	直接服薬確認療法。医療従事者において、患者が処方された薬剤を服薬することを直接確認し、患者が治癒するまで保健サービスの経過をモニターする方法。
フッ化物の個人応用	フッ化物は、歯の表面に付着することで、歯質を強化させ、酸に対する耐性を向上させる。このフッ化物の性質を応用し、フッ化物を直接歯に塗布したり、フッ化物配合歯磨剤を用いた歯みがきや、フッ化物を主成分とするうがい液を用いたうがいをしたりすることで、むし歯を予防することができる。
フレイル	健康な状態と要介護状態の中間を指す。 要介護状態に至る前段階として位置づけられるが、身体的脆弱性のみならず精神心理的脆弱性や社会的脆弱性などの多面的な問題を抱えやすく、自立障害や死亡を含む健康障害を招きやすいハイリスク状態を意味する。
プレコンセプションケア	プレコンセプションは、受胎のことをいう。プレコンセプションケアとは、将来の妊娠を考えながら女性やカップルが自分たちの生活や健康に向き合うことをいう。
平均寿命	X歳に達した者が、その後生存する年数の平均をX歳の平均余命といい、0歳の平均余命を平均寿命という。
へき地	無医地区、無医地区に準ずる地区（準無医地区）などのへき地保健医療対策を実施することが必要とされている地域。
へき地医療支援機構	へき地診療所（国民健康保険直営診療所を含む。）等からの代診

用語	解説
	医の派遣要請等、広域的なへき地医療支援事業の企画・調整等を行い、へき地医療対策の各種事業を円滑かつ効率的に実施することを目的に、都道府県単位で設置される機構。
へき地医療拠点病院	無医地区等を対象として、へき地医療支援機構の指導・調整の下、巡回診療、へき地診療所への医師派遣等のへき地医療支援事業を実施する病院であり、都道府県知事が指定する。
へき地診療所	市町村などが開設した診療所で、同診療所を中心として概ね半径 4 km の地区内に他の診療所がなく、人口が原則として 1,000 人以上で、同診療所から最寄りの医療機関まで交通機関を利用して 30 分以上を要する診療所および無医地区等においてへき地診療所の設置が必要と都道府県知事が判断した地区に設置される診療所。
訪問看護ステーション	子どもや高齢者、障害のある人など医師が必要と認めた全ての方に、看護師等が居宅へ訪問し、看護サービスを提供する事業所。
訪問歯科診療	歯科医院に通院したくてもできない人のために、歯科医師や歯科衛生士が自宅や施設に訪問し、ポータブルの歯科診療機器を用いて、歯科治療や口腔ケアを実施すること。
保健医療活動チーム	DMAT、DPAT、JMAT、日本赤十字社の救護班、独立行政法人国立病院機構の医療班、歯科医師チーム、薬剤師チーム、看護師チーム、保健師チーム、管理栄養士チーム、リハビリ専門チーム、その他の災害対策に係る保健医療活動を行うチーム。
保険者	本計画においては医療保険事業の運営主体を指す。国民健康保険の運営主体である市町および国保組合、被用者保険（健康保険組合、全国健康保険協会、共済組合等）、後期高齢者医療広域連合などを指す。県は、平成 30 年度から市町とともに国保の保険者となり、財政運営の責任主体として国保運営を担うとともに、市町が引き続き実施する保健事業等を支援する。
【ま行】	
末梢血幹細胞移植	造血幹細胞を移植する方法の一つで、ドナーに特殊な薬剤を投与することによって骨髓から血液中に流れ出た造血幹細胞を採取し、患者に移植する。
慢性疾病児童等	小児慢性特定疾病に罹患する 20 歳以下の者
無医地区	医療機関のない地域で、当該地域の中心的な場所を起点として、概ね半径 4 km の区域内に人口 50 人以上が居住している地域

用語	解説
	であって、かつ、容易に医療機関を利用することができない地区。
無医地区に準ずる地区 (準無医地区)	無医地区ではないが、これに準じて医療の確保が必要と都道府県知事が判断し、厚生労働大臣が適当と認めた地区。
メタボリックシンドローム(内臓脂肪症候群)	腹囲が男性85cm以上、女性90cm以上かつ、脂質異常・高血圧・高血糖のうち2項目以上が基準値以上の状態をいう。
メディカルコントロール(協議会)	救急現場から医療機関に搬送されるまでの間、救急救命士等が実施する医行為について、医師が指示、指導・助言および検証を行うことにより、これらの医行為の質を保証するための体制をいう。協議会では、実施基準にかかる協議、実施基準に基づく傷病者の搬送および受入れの実施に係る連絡調整を行う。
【や行】	
薬剤師確保計画ガイドライン	令和3年6月に公表された「薬剤師の養成及び資質向上等に関する検討会とりまとめ」では、薬剤師の従事先には地域偏在や業態偏在があるとされ、これらの偏在解消に向けた薬剤師確保計画の策定のために参考とするもの。
薬剤師偏在指標	全国的に統一的な尺度を用いて各地域の薬剤師の偏在状況を相対的に示す指標で、薬剤師の必要業務時間(需要)に対する、薬剤師の実際の労働時間(供給)の比率を指標として用いている。 目標とする偏在指標は「調整薬剤師労働時間」と「病院・薬局における薬剤師の業務量」が等しくなる時の偏在指標「1.0」と定義している。
薬剤投与(救急医療)	医師の具体的指示のもと、心肺機能停止の状態である傷病者に対して、救急救命士が薬剤(アドレナリン：心拍再開のための強心剤)を投与すること。
薬物乱用防止指導員	薬物乱用防止のため、滋賀県薬物乱用対策推進本部長が依頼する地域イベントでの薬物乱用防止啓発活動、学校への薬物乱用防止出前講座の講師、地域のパトロール等の啓発活動を行う指導員。
薬物療法	薬物を患者に投与する治療を総称して薬物治療とよんでいる。薬物を患者に投与することで、病気の治癒、または患者のQOL(クオリティ・オブ・ライフ)の改善を目指す治療をいう。
要介護(要支援)認定者	心身の障害のために日常生活を送るうえで常時介護が必要な状態(要介護者)、あるいはそれに近い状態(要支援者)であると市町村により認定された者。

用語	解説
予防接種広域化事業	予防接種は居住する市町内の委託医療機関で実施しているが、県内の居住する市町以外の医療機関においても、円滑に予防接種を受けられるようにする事業。
予防接種センター	接種要注意者（心臓血管系疾患などの基礎疾患を有する者、全身性発疹等のアレルギーを疑う症状を呈したことのある者等）への予防接種および予防接種に関する情報提供や医療相談を行うためのセンター。県立小児保健医療センターに設置している。
【ら行】	
ライフステージ	人間の一生における幼年期・児童期・青年期・壮年期・老年期などのそれぞれの段階。
ランデブーポイント	ドクターヘリが離発着可能な場所で、あらかじめ設定した着陸場所のこと。
理学療法士	けがや病気などで身体に障害のある人や障害の発生が予測される人に対して、基本動作能力（座る、立つ、歩くなど）の回復や維持、および障害の悪化の予防を目的に、運動療法や物理療法（温熱、電気等の物理手段を治療目的に利用するもの）などを用いて支援するリハビリテーション専門職。
り患率	一年間に発病した患者数を人口対率で表したものの。当該年度内に新たに登録された患者数を10月1日現在の総人口で除して計算する。
リハビリテーション専門職	理学療法士、作業療法士および言語聴覚士を指す。
リファーマ	より詳しい検査が必要ということ。
レスパイト・レスパイト入院	レスパイトとは、本来は「一時休止」「休息」という意味。レスパイト入院とは、介護者の休息や介護者がやむを得ない事情で一時的に在宅で介護等を受けることが困難になった場合に、一時入院をすること。
レセプト	患者が受けた診療について、医療機関等が保険者（市町村や健康保険組合等）に請求する医療費の明細書のことであり、診療報酬明細書（医科・歯科の場合）または調剤報酬明細書（薬局における調剤の場合）とも呼ばれる。
ロコモティブシンドローム	運動器症候群。筋肉、骨、関節、軟骨、椎間板といった運動器のいずれか、あるいは複数に障害が起こり、「立つ」「歩く」といった機能が低下している状態をいう。進行すると介護が必要になるリスクが高くなる。
ロジスティック（災害医療）	DMA Tの活動に関わる通信、移動手段、医薬品、生活手段等を確保することをいう。

用語	解説
【わ行】	
ワーク・ライフ・バランス	一人ひとりがやりがいや充実感を持って働き、仕事上の責任を果たすとともに、家庭や地域生活などにおいても、人生の各段階に応じて多様な生き方が選択・実現できること。
【A～Z】	
BMI（肥満度）	肥満度を測る指標で、Body Mass Index の略。体重（kg）を身長（m） ² で割った数値。18.5 未満がやせ、25 以上が肥満とされる。
CDR	CDR とは、Child Death Review の略で、予防のための子どもの死亡検証のこと。子どもが死亡した時に、複数の機関や専門家（医療機関、警察、消防、行政関係者等）が、子どもの既往歴や家族背景、死に至る直接の経緯等に関する様々な情報を基に死因調査を行うことにより、効果的な予防対策を導き出し予防可能な子どもの死亡を減らすことを目的とするもの。
Crisis Intervention team（CIT）通称こころのケアチーム	県内における学校、施設等において、事件、事故、自殺が発生した場合に、周囲の関係者が精神的な危機の状態になることが予測され、精神的な2次被害の拡大を防止するため、組織的な危機介入を目的に関係機関に派遣するチーム。
GCU（Glowing Care Unit）	NICUの後方病床。NICUにおける治療により急性期を脱した児、または入院時より中等症であって、NICUによる治療までは必要としないものの、これに準じた医療的管理を要する児を収容する室のこと。
HbA1c 値	ヘモグロビンとブドウ糖が結びついたもの。過去の1～2か月の平均血糖値レベルを知る指標の値のこと。
ICT（Information and Communication Technology）	情報通信技術。コンピュータやインターネット等を活用した情報や通信に関する技術全般のことを指した言葉。
MFICU（Maternal Fetal Intensive Care Unit）	母体または胎児におけるハイリスク妊娠等に対応するため、分娩監視装置、呼吸循環モニター、超音波診断装置、人工呼吸器などの機器を備え、主として産科医療を専門とするスタッフが24時間体制で治療を行う室のこと。
mRS（modified Rankin Scale）	脳卒中等の神経運動機能に異常をきたす疾患の重症度を評価するためのスケール。 （0～6段階で評価し、0は「まったく症状がない」2は「軽度の障害」）

用語	解説
NICU (Neonatal Intensive Care Unit)	早産や低体重、先天性の障害などにより集中治療を必要とする新生児のために、保育器、人工呼吸器、微量輸液ポンプ、呼吸管理モニターなどの機器を備え、主として新生児医療を専門とするスタッフが 24 時間体制で治療を行う室のこと。
PHR (Personal Health Records)	個人が自らの生活の質の維持や向上を目的として、自らの健康に関する情報を収集・保存・活用する仕組み。
PCI(経皮的冠動脈インターベンション)	Percutaneous Coronary Intervention の略。急性心筋梗塞の治療法の一つ。狭くなった冠動脈を、カテーテルを用いて広げ、血液を流れやすくする方法。先端にバルーン（風船）がついたカテーテルを通し、狭くなった部分まで進めた後、膨らませる方法。
rt-PA	超急性期の脳梗塞治療のため、脳血栓を溶解させる薬剤（一般名：アルテプラゼ、遺伝子組み換え組織型プラスミノゲン・アクティベータ）。本薬剤の使用は脳梗塞を発症後 4.5 時間以内に限られており、早期に脳への血液の流れ（脳血流）が回復できれば、症状の著明な改善が期待できる。

滋賀県保健医療計画

編 集 滋賀県健康医療福祉部医療政策課

〒520-8577

大津市京町四丁目1番1号

TEL: 077-528-3611

FAX: 077-528-4859

発 行 令和6年(2024年)3月

※本計画は滋賀県のホームページで常時閲覧できます。